令和４年度

島根県水防計画（案）

島根県

水防情報に関する主なホームページ

島根県河川課　島根県水防情報

県内の雨量、水位、ダム諸量データなど

https://www.suibou-shimane.jp/pc

スマートフォン版

https://www.suibou-shimane.jp/s

携帯版

https://www.suibou-shimane.jp/m

国土交通省　川の防災情報

全国の雨量、水位、ダム諸量データなど

https://www.river.go.jp

国土交通省　防災情報提供センター

全国の各種防災情報

https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

気象庁

気象庁が発表する全国の気象情報など

https://www.jma.go.jp/jma/index.html

島根県防災部　しまね防災情報

県内の各種防災情報

https://www.bousai-shimane.jp/

https://www.bousai-shimane.jp/

→　詳細はＰ３１をご覧ください

水防体制の強化に向けて

水防関係者は、本水防計画を熟読し、増水及び高潮時に遅滞なく水防業務を行うこと。

また、増水期までに機関別水防計画の作成、危険箇所の確認、水防資材の点検、水防演習等の実施を行い水防業務に万全を期すよう備えておくこと。

増水及び高潮期までの行事

４月上旬	●島根県水防計画配布	
中旬	●水防本部・水防支部連絡会開催（水防計画説明等） ●水防支部水防計画策定	
下旬	●水防支部・水防関係機関連絡協議会等開催（危険箇所現地確認）	
５月上旬	●水防情報伝達演習	水防月間
中旬	●水防システム、水防資材・器具総点検実施 ●ダム、水門、樋門等河川管理施設総点検実施	
下旬	●水防指定管理団体水防計画知事届出 ●指定水防管理団体水防訓練（演習）実施	
６月上旬	●梅雨入り	

本書の使い方

計画の構成と標記

本文は５つの章に分類されている。

各章はそれぞれ節に分かれており、節は下記のように標記されている。

（例）　第３章の第２節の場合

「３．２　○○○○○」

見出しの活用

各ページの左端の「見出し欄」には、本文に関連する項目や別表の記載ページが示されている。

（例）

指定水防管理団体は、毎年増水期前に1回以上、水防訓練を行うものとする。また、指定水防管理団体以外の水防管理団体についても、毎年増水期前に１回以上、水防訓練を行うよう努めなければならない。なお、演習要領は所轄水防支部長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

演習要領の例
別表第３９号表
P. 291

脚注の活用

下端の「脚注欄」には、本文中の単語等の解説が記述されている。

（例）

知事が指定した河川[*2]について、この水防計画の定めるところにより、水防警報及び水位到達情報を発表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。

*2:斐伊川、赤川、三刀屋川、久野川、飯梨川、伯太川、意宇川、静間川、三瓶川、八戸川、敬川、下府川、浜田川、周布川、三隅川、益田川、津和野川、高津川、八尾川、神戸川

目　　次

第１章　総　　則

１．１　水防計画の目的及び定義 …… 1

１．２　島根県地域防災計画との関係 …… 1

１．３　用語の解説 …… 2

第２章　水防組織と責任

２．１　島根県下の水防組織 …… 4

２．２　島根県の水防組織 …… 5

２．３　水防関係機関一覧表 …… 6

２．４　水防の責任等 …… 11

２．５　水防訓練等 …… 14

第３章　重要水防区域及び危険な箇所

３．１　重要水防区域 …… 15

３．２　危険な箇所 …… 15

第４章　水防体制

４．１　水防本部の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

４．２　水防支部の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

４．３　水防管理団体の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

４．４　警察署及び自衛隊との連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第５章　水防活動

５．１　気象状況の連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

５．２　雨量及び水位の観測と通報及び公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

５．３　ダム、水門、樋門、堰の操作 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

５．４　洪水予報（国土交通省管理河川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

５．５　洪水予報（県管理河川） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

５．６　水位周知（国土交通省管理河川） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

５．７　水位周知（県管理河川） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

５．８　水防警報（国土交通省管理河川） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

５．９　水防警報（県管理河川） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

５．10　ホットライン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

５．11　予想される水災の危険の周知等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

５．12　河川等の巡視 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

５．13　水防機関等の出動と出動後の水防活動 ・・・・・・・・・・・ 65

５．14　水防協力団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

５．15　決壊に際しての措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

５．16　避難のための立退 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

５．17　水防資材器具等の整備並びに輸送 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

５．18　記録、報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

目次(資料編)

別表

第１号表　雨量観測所一覧表 …… 76
第２号表　水位観測所一覧表 …… 92
第３号表　重要水防区域及び危険な箇所総括表 …… 100
第４号表　重要水防区域一覧表 …… 101
第５号表　危険な箇所一覧表 …… 105
第６号表　堰一覧表 …… 158
第７号表　（排・取）水門一覧表 …… 163
第８号表　ダム一覧表 …… 179
第９号表　ダム機能表 …… 180
第10号表　ダム関係通報系統図 …… 186
第11号表　斐伊川洪水予報発表様式 …… 213
第12号表　神戸川洪水予報発表様式 …… 215
第13号表　江の川(下流)洪水予報発表様式 …… 217
第14号表　高津川洪水予報発表様式 …… 221
第15号表　匹見川洪水予報発表様式 …… 223
第16号表　飯梨川洪水予報発表様式 …… 225
第17号表　周布川洪水予報発表様式 …… 227
第18号表　益田川洪水予報発表様式 …… 229
第19号表　大橋川・宍道湖水位到達情報発表様式 …… 231
第20号表　中海水位到達情報発表様式 …… 232
第21号表　高津川派川水位到達情報発表様式 …… 233
第22号表　白上川水位到達情報発表様式 …… 234
第23号表　県水位到達情報発表様式 …… 235
第24号表　国土交通省管理河川水防警報発表様式 …… 241
第25号表　県管理河川水防警報発表様式 …… 258
第26号表　国土交通省水防倉庫並びに現有資材器具一覧表 …… 263
第27号表　県有水防倉庫並びに現有資材器具一覧表 …… 264
第28号表　水防管理団体水防倉庫並びに現有資材器具一覧表 …… 265
第29号表　水防輸送車両配置一覧表 …… 272
第30号表　災害対策用機械　配置一覧表 …… 274
第31号表　出水様式-総括 …… 280
第32号表　出水様式-2(1)被害情報 …… 284
第33号表　出水様式-2(2)被害情報 …… 285
第34号表　出水様式-3緊急復旧情報 …… 286
第35号表　水防活動報告様式 …… 287
第36号表　水害対策活動拠点及び水害対策活動用通路 …… 289
第37号表　信号 …… 290
第38号表　優先通行標識 …… 290
第39号表　水防演習要領（例） …… 291

参考資料

（１）水防法 …… 292
（２）島根県水防協議会条例 …… 317
（３）洪水の際における島根県と広島県との水防事務に関する協定書 …… 318
（４）災害時における相互協力に関する基本協定書 …… 320
（５）中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ …… 321
（６）水防工法 …… 327
（７）出雲結（いずもゆい） …… 330
（８）斐伊川、神戸川水系流域観測地点（Ａ－１図） …… 331
（９）斐伊川、神戸川水系テレメーター回線系統図（Ａ－２図） …… 331
（10）江の川水系流域観測地点（Ｂ－１図） …… 332
（11）江の川水系テレメーター回線系統図（Ｂ－２図） …… 332
（12）高津川水系流域観測地点（Ｃ－１図） …… 333
（13）高津川水系テレメーター回線系統図（Ｃ－２図） …… 333
（14）島根県水防情報システム観測局地点（Ｄ図） …… 334
（15）布部ダム・山佐ダム流域観測地点（Ｅ－１図） …… 336
（16）布部ダム・山佐ダムテレメーター回線系統図（Ｅ－２図） …… 336
（17）三瓶ダム流域観測地点（Ｆ－１図） …… 337
（18）三瓶ダムテレメーター回線系統図（Ｆ－２図） …… 337
（19）大原川水系流域観測地点（Ｇ－１図） …… 338
（20）大原川水系テレメーター回線系統図（Ｇ－２図） …… 338
（21）八戸ダム流域観測地点（Ｈ－１図） …… 339
（22）八戸ダムテレメーター回線系統図（Ｈ－２図） …… 339
（23）第二浜田ダム流域観測地点（Ｉ－１図） …… 340
（24）第二浜田ダムテレメーター回線系統図（Ｉ－２図） …… 340
（25）大長見ダム流域観測地点（Ｊ－１図） …… 341
（26）大長見ダムテレメータ回線系統図（Ｊ－２図） …… 341
（27）御部ダム流域観測地点（Ｋ－１図） …… 342
（28）御部ダムテレメーター回線系統図（Ｋ－２図） …… 342
（29）益田川水系流域観測地点（Ｌ－１図） …… 343
（30）益田川水系光ケーブル及びテレメーター回線系統図（Ｌ－２図） …… 343
（31）益田川水系流域観測地点（Ｍ－１図）（農地） …… 344
（32）益田川水系テレメーター回線系統図（Ｍ－２図）（農地） …… 344
（33）津田川水系流域観測地点（Ｎ－１図） …… 345
（34）津田川水系テレメーター回線系統図（Ｎ－２図） …… 345
（35）美田ダム流域観測地点（Ｏ－１図） …… 346
（36）美田ダムテレメーター回線系統図（Ｏ－２図） …… 346
（37）銚子ダム流域観測地点（Ｐ－１図） …… 347
（38）銚子ダムテレメーター回線系統図（Ｐ－２図） …… 347
（39）気象等警報・注意報の発表区域図 …… 348
（40）島根県水防情報システム雨量・水位観測所位置図 …… 349
（41）島根県管理河川監視カメラ一覧表 …… 350
（42）島根県水防協議会役員名簿 …… 352
（43）島根県水防図 …… 河川課HPで掲載

第1章　総　　則

１．１　水防計画の目的及び定義

この計画は、水防法第７条に基づき、島根県内の水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって河川、海岸の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更しその要旨を公表するよう努める。（法７①、７⑦）

１．２　島根県地域防災計画との関係

島根県地域防災計画は風水害対策計画を定めているが、このうち水防に関する具体的事項については、本計画において定めるものと規定されている。また、津波災害の予防についても島根県地域防災計画によるほか本計画による。[＊1]

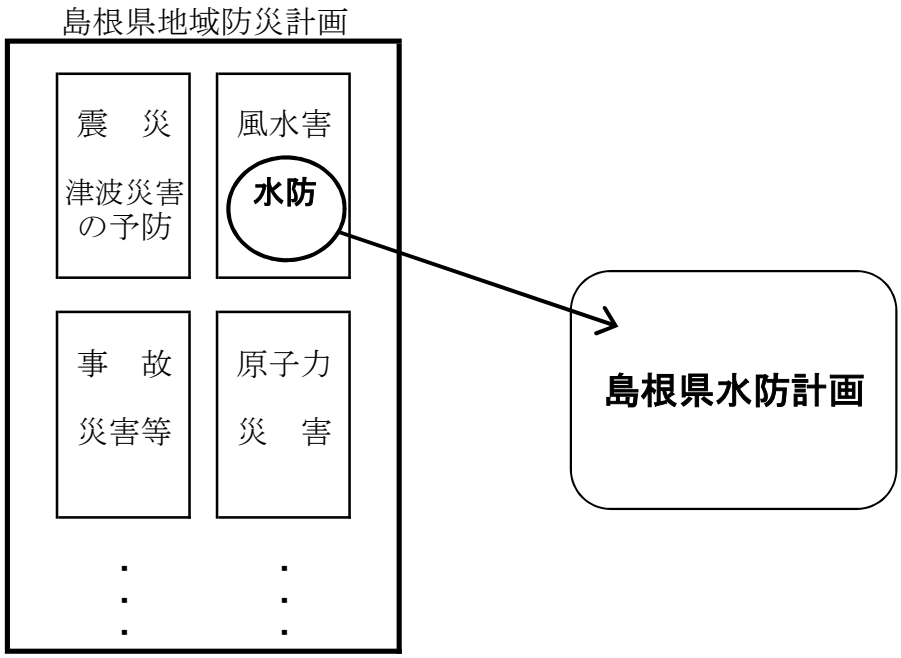

＊１：災害対策基本法第40条の規定により、島根県下における防災に関する基本的事項を総合的に定めた計画である。

１．３　用語の解説

水防上、基本的かつ重要な用語について、次のとおり解説する。

（1）水防本部	島根県における水防を総括するため県土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長としている。
（2）水防支部	１．水防本部の出先機関として各県土整備事務所（局）内に常置している機関で、事務所（局）長を支部長としている。 ２．土木事業所を所管する水防支部においては、土木事業所長を地区長とし、地区長は当該地区内の水防業務を担当する。
（3）水防管理団体*1	市町村。（法２②）
（4）水防管理者	水防管理団体である市町村の長。（法２③）
（5）指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。（法４）
（6）消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団長。（法２⑤）
（7）消防職員	消防本部員、消防署員。
（8）水防団	水防活動に従事する消防団について、本書では便宜上、水防団と記述している。
（9）水防団員	水防活動に従事する消防団員について、本書では便宜上、水防団員と記述している。
(10) 重要水防区域	過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれが大きい河川の区間、又は堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。
(11) 危険な箇所	洪水及び高潮に伴う水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊が予想される箇所。
(12) 洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域。（法１４①）
(13) 洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法１０②、法１１①、気象業務法１４の２②,③）
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。
氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は高齢者等避難発令判断の目安とする。
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難指示発令判断の目安とする。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、あるいは氾濫が継続しているときに発表される。市町村は逃げ遅れた住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
(14) 水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法２⑧、法１６）
(15) 水位周知河川	国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法１３①、②）
(16) 水位到達情報	国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、下記(18)～(20)のあらかじめ定めた水位の到達に関する情報。
(17) 水防団待機水位（通報水位）	洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない~~水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める~~水位で、各水防機関が水防体制に入る水位。（法１２①）
(18) 氾濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位。水防団の出動の目安となる水位である。この水位を超えるときは、この計画で定めるところにより、公表しなければならない。（法１２②）
(19) 避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位である。
(20) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、氾濫のおそれがある水位。 市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第１３条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
(21) 浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。（法１５の６）
(22) 警戒レベル	警戒レベルによる防災情報の提供 県、市町村及び防災関係機関は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を行うとともに、住民の自発的な避難判断等を促すよう努める。

＊１：水防法では水防管理団体として、市町村の他に水防事務組合や水害予防組合を規定しているが、島根県には該当がない。

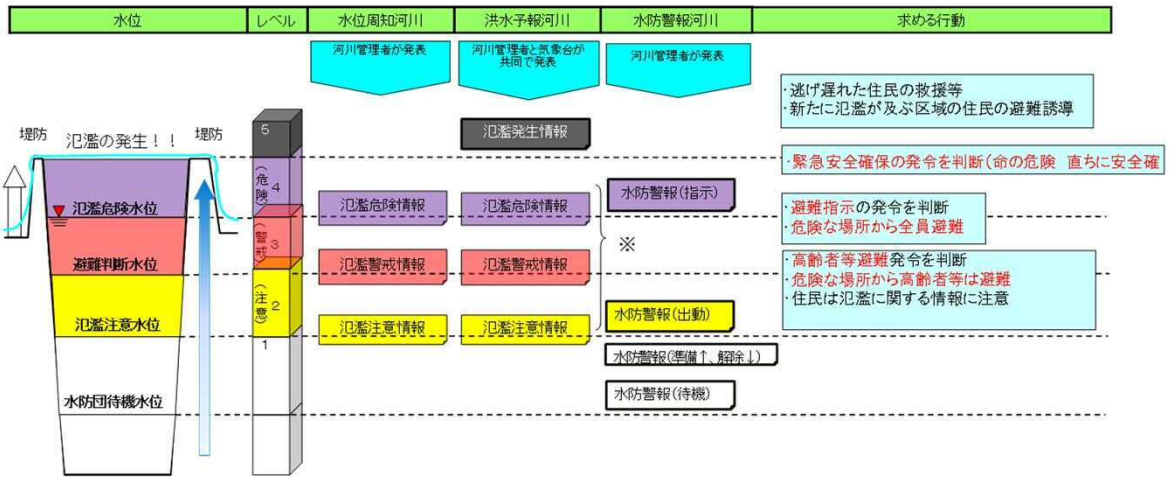

※洪水予報河川については発表する情報によっては
水位の予測情報を持って発表する場合があります。

水位決定根拠

氾濫危険水位

検討　計画高水位もしくは天端からリードタイムを考慮した水位のいずれか低い方の水位
※リードタイム：避難指示の発令、情報伝達及び避難等に要する時間

避難判断水位

検討　氾濫危険水位に達するまでの間に避難所を開設するのに必要な時間を考慮した水位

氾濫注意水位

１）改修済みの河川
検討①　その水位に対する流量が計画高水流量の約５割の水位
検討②　平均低水位から計画高水位までの下から６割の水位
検討③　約３年に一回起こる程度の水位

２）未改修部の河川
検討①’平均低水位から堤防上端までの５割程度の水位
検討②’約３年に一回起こる程度の水位

⇒ 融雪洪水河川、急流河川等災害の起こる恐れがある地域特性や既往洪水の被害発生状況等も考慮して総合的に定める。

水防団待機水位

１）改修済みの河川
検討①　その水位に対する流量が計画高水流量の約２割の水位
検討②　１年に５～１０回起こる程度の水位

⇒ 水防団待機水位から氾濫注意水位に到達する時間を考慮して定める。

第2章　水防組織と責任

２．１　島根県下の水防組織

洪水、雨水出水、津波又は高潮の際には、島根県、水防管理団体、国土交通省、気象台、警察本部等関係機関をはじめ住民の参加も得て水防に当たるものとする。

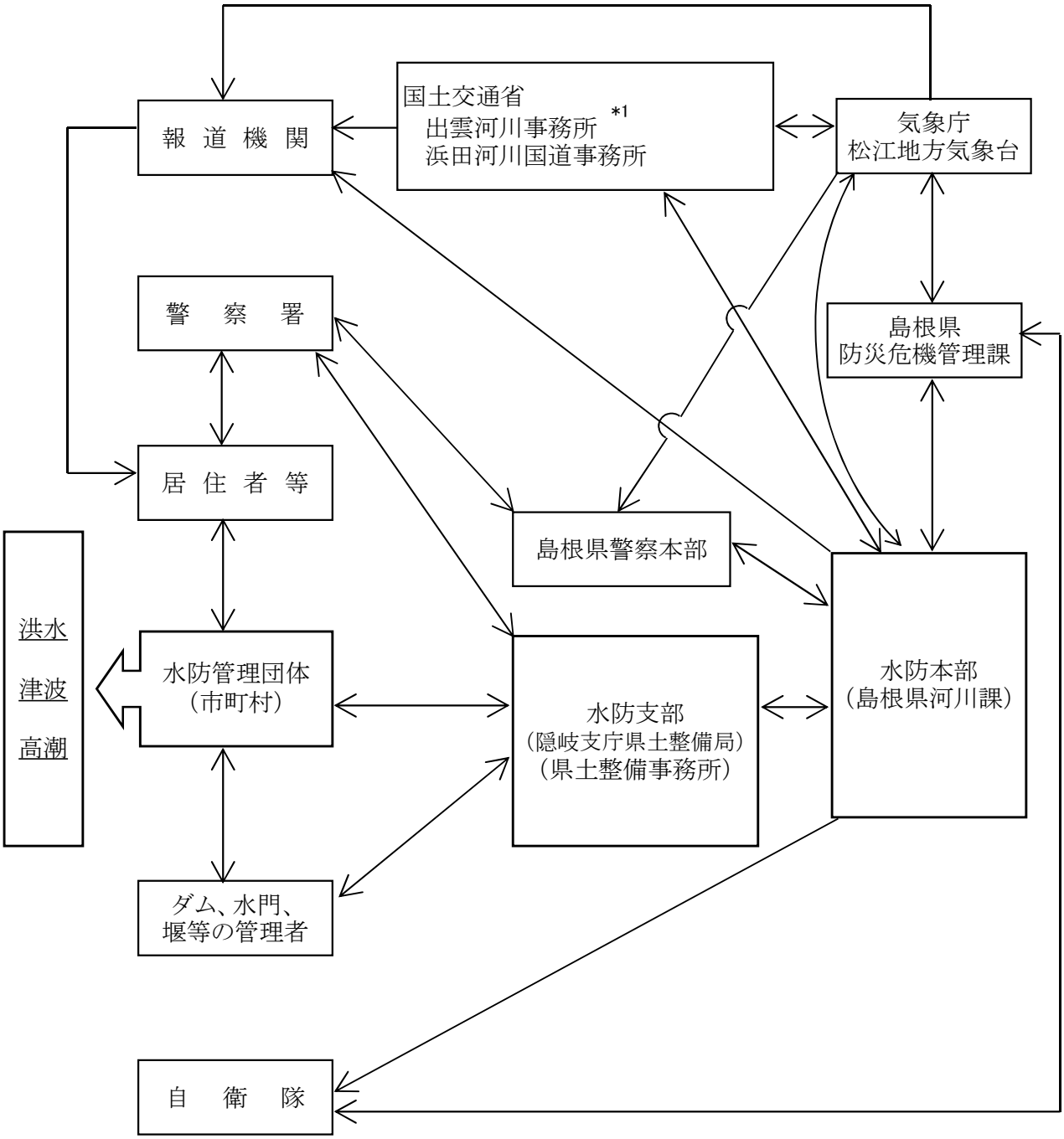

＊１：中海については国土交通省出雲河川事務所において鳥取県とも情報を交換している。

２．２　島根県の水防組織

水防に関係のある気象等の予報、注意報、警報等により、洪水、雨水出水、津波及び高潮のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で業務を行う。

１．組織系統

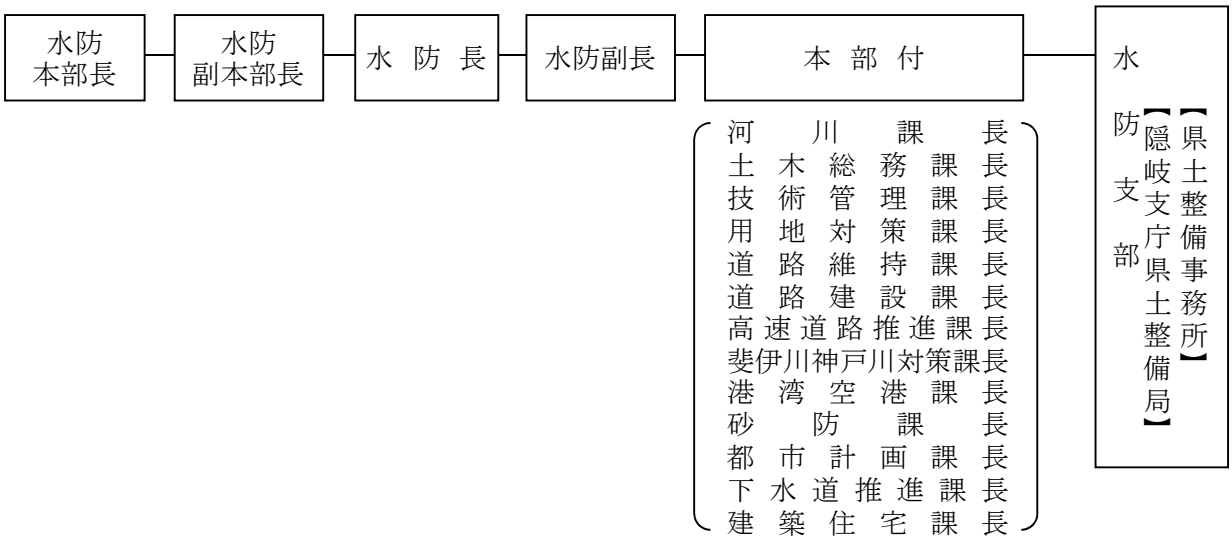

２．水防本部事務分掌

水防本部長	（知事）	水防本部の事務を総括する。
水防副本部長	（副知事）	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これに代わる。
水防長	（土木部長）	水防本部長及び副本部長を補佐し、その命をうけて各班を指揮監督する。
水防副長	（次長、参事）	水防長を補佐し、水防長に事故あるときは、これに代わる。
本部付	（各課長）	水防長を補佐し、その命をうけて分掌事務に従事する。

【河川課班】　水防情報の収集、連絡、把握
【土木総務課班】　土木部内の連絡調整に関すること
【技術管理課班】　水防資器材の調整等に関すること
【用地対策課班】　水防情報の収集に関すること
【道路維持課班】　道路災害状況及び交通情報の把握
【道路建設課班】　道路災害状況の把握（道路建設課に属すること）
【高速道路推進課班】　道路災害状況の把握（高速道路推進課に属すること）
【斐伊川神戸川対策課班】　水防情報の収集に関すること
【港湾空港課班】　港湾・空港の災害状況の把握
【砂防課班】　土木施設の災害状況の把握（港湾、空港、都市施設、下水道、公営住宅を除く）
【都市計画課班】　都市施設の災害状況の把握
【下水道推進課班】　下水道の災害状況の把握
【建築住宅課班】　公営住宅の災害状況の把握

２．３　水防関係機関一覧表

（令和４年４月１日現在）

１．水防本部、水防支部（地区）（隠岐支庁県土整備局、県土整備事務所（（土木）事業所））

名称	所在地	担当部課名	ＮＴＴ電話番号 防災行政無線番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線FAX	備考
島根県水防本部	松江市殿町１	土木部河川課	0852-22-6363 300-2-6363	0852-22-6356 300-2-6356	河川課公用携帯 080-1904-3348
水防松江支部	松江市東津田1741-1	業務部 総務課	0852-32-5720 321-2-5720	0852-32-5763 321-2-5763	
広瀬地区	安来市広瀬町石原357-1	広瀬土木事業所 業務課	0854-32-4134 330-4134	0854-32-2825 330-4277	
水防雲南支部	雲南市木次町里方531-1	業務部 総務課	0854-42-9587 322-2-9587	0854-42-9653 322-2-9653	
仁多地区	奥出雲町三成555-4	仁多土木事業所 業務課	0854-54-1251 331-212	0854-54-2039 331-401	
水防出雲支部	出雲市大津町1139	業務部 総務課	0853-30-5615 323-2-5615	0853-24-3766 323-860	
水防県央支部	川本町大字川本265-3	維持管理部 管理課	0855-72-9616 324-2-9616	0855-72-9645 324-2-9645	
大田地区	大田市大田町大田ィ1-3	大田事業所 管理課	0854-84-9748 334-2-9748	0854-84-9755 334-2-9755	
水防浜田支部	浜田市片庭町254	業務部 総務課	0855-29-5655 325-2-5655	0855-29-5691 325-2-5691	水防室直通 0855-29-5776 325-2-5766
水防益田支部	益田市昭和町13-1	業務部 総務課	0856-31-9633 326-2-9633	0856-31-9701 326-2-9701	
津和野地区	津和野町町田イ244-2	津和野土木事業所 業務課	0856-72-0513 333-34	0856-72-0779 333-77	
水防隠岐支部	隠岐の島町港町塩口24	県土整備局 業務部総務課	08512-2-9724 327-2-9724	08512-2-9759 327-2-9759	通常時
			08512-2-9734 327-2-9734		体制時

２．ダム（島根県土木部所管）

（令和４年４月１日現在）

名称	所在地	ＮＴＴ電話番号 防災行政無線番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線FAX	備考
布部ダム管理所	安来市広瀬町布部2845-18	0854-36-0050 340-211	0854-36-0051 340-230	体制時
松江県土整備事務所　広瀬土木事業所 ダム管理課	安来市広瀬町石原357-1	0854-32-4153 330-4153	0854-32-2825 330-4277	通常時
山佐ダム管理所	安来市広瀬町上山佐3036-11	0854-35-0156 341-211	0854-35-0141 341-230	体制時
松江県土整備事務所 広瀬土木事業所 ダム管理課	安来市広瀬町石原357-1	0854-32-4153 330-4153	0854-32-2825 330-4277	通常時
三瓶ダム管理所	大田市三瓶町野城イ849-24	0854-86-0530 342-211	0854-86-0284 342-230	体制時
県央県土整備事務所 大田事業所 ダム課	大田市大田町大田ィ1-3	0854-84-9753 334-2-9753	0854-84-9755 334-2-9755	通常時
八戸ダム管理所	江津市桜江町八戸1661-55	0855-92-1361 343-211	0855-92-0907 343-230	体制時
浜田県土整備事務所 ダム管理第一課	浜田市片庭町254	0855-29-5672 325-2-5672	0855-29-5781 325-2-5781	通常時
第二浜田ダム管理所	浜田市河内町1952-2	0855-22-3051 345-10	0855-22-3052 345-19	体制時
浜田県土整備事務所 ダム管理第二課 第二浜田ダム管理係	浜田市片庭町254	0855-22-5577 325-2-5577	0855-22-5781 325-2-5781	通常時
大長見ダム管理所	浜田市長見町934-14	0855-22-8340 346-21	0855-22-8342 346-29	体制時
浜田県土整備事務所 ダム管理第二課 大長見ダム管理係	浜田市片庭町254	0855-29-5674 325-2-5674	0855-29-5781 325-2-5781	通常時
御部ダム管理所	浜田市三隅町黒沢2368-6	0855-35-1421 344-211	0855-35-1345 344-230	体制時
浜田県土整備事務所 ダム管理第二課 御部ダム管理係	浜田市片庭町254	0855-29-5678 325-2-5678	0855-29-5781 325-2-5781	通常時
益田川ダム管理所	益田市久々茂町イ1352－1	0856-23-0703 615-5	0856-23-0704 615-1	体制時
益田県土整備事務所　管理第二課	益田市昭和町13-1	0856-31-9625 326-2-9625	0856-31-9701 326-2-9701	通常時
笹倉ダム益田川ダム管理所	益田市久々茂町イ1352－1	0856-23-0703 615-5	0856-23-0704 615-1	体制時
益田県土整備事務所　管理第二課	益田市昭和町13-1	0856-31-9625 326-2-9625	0856-31-9701 326-2-9701	通常時
大峠ダム益田川ダム管理所	益田市久々茂町イ1352－1	0856-23-0703 615-5	0856-23-0704 615-1	体制時
益田県土整備事務所　管理第二課	益田市昭和町13-1	0856-31-9625 326-2-9625	0856-31-9701 326-2-9701	通常時
銚子ダム管理所	隠岐の島町原田一ツ木985-8	08512-2-4362 348-210	08512-2-4331 348-230	体制時
隠岐支庁県土整備局 管理課	隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9752 327-2-9752	08512-2-9759 327-2-9759	通常時
美田ダム 隠岐支庁県土整備局　島前事業部	西ノ島町別府字飯田56-17	08514-7-9119 337-9119	08514-7-9129 337-9129	体制時・通常時

３．水防管理団体（指定水防管理団体）

（令和３年１２月１日現在）

団体名	団員数	担当部課係名	ＮＴＴ 電話番号 防災行政無線番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線ＦＡＸ	水防対象主要河川名
松江市	2,010	防災安全部 防災安全課防災安全係	0852-55-5115 410-5	0852-21-8092 410-1	斐伊川、意宇川、朝酌川他
浜田市	850	総務部 防災安全課防災安全係	0855-25-9122 560-81	0855-23-1866 560-81	浜田川、周布川、下府川他
出雲市	1,698	防災安全部 防災安全課防災係	0853-21-2211 500-5	0853-21-6574 500-1	斐伊川、神戸川、十間川他
益田市	609	総務部危機管理課	0856-31-0601 600-81	0856-23-5001 600-81	高津川、匹見川、白上川他
大田市	844	総務部危機管理課安全防災係	0854-83-8009 501-2-1252	0854-82-2826 501-81	静間川、三瓶川、大原川他
安来市	660	総務部防災課	0854-23-3074 411-81	0854-23-3152 411-81	飯梨川、伯太川、吉田川他
江津市	569	総務課防災係	0855-52-2501 561-81	0855-52-1380 561-81	江の川、都治川、敬川他
雲南市	1,137	防災部防災安全課	0854-40-1027 464-2-2352	0854-40-1029 464-1	斐伊川、三刀屋川、赤川他
川本町	158	総務財政課総務係	0855-72-0631 540-5	0855-72-0635 540-1	江の川、矢谷川、濁川他
美郷町	262	総務課防災危機管理室	0855-75-1211 541-5	0855-75-1218 541-1	江の川、沢谷川、早水川他
邑南町	515	総務課危機管理係	0855-95-1111 545-2-116	0855-95-2351 545-1	江の川、出羽川、長田川
津和野町	307	総務財政課消防防災係	0856-74-0028 604-2-112	0856-74-0002 604-81	津和野川、高津川、横道川他
吉賀町	229	総務課 防災・情報・管財係	0856-77-1111 606-81	0856-77-1891 606-81	高津川、高尻川、抜月川他
隠岐の島町	476	総務課危機管理室 消防防災係	08512-2-2111 630-2-216	08512-2-6005 630-81	八尾川、中村川、元屋川他
計14団体	10,324				

４．水防管理団体（指定水防管理団体以外）

（令和３年１２月１日現在）

団体名	団員数	担当部課係名	ＮＴＴ 電話番号 防災行政無線番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線FAX	水防対象主要河川名
奥出雲町	507	総務課防災管財ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0854-54-2505 460-5	0854-54-1229 460-1	斐伊川、三所川、大馬木川他
飯南町	260	総務課防災危機管理室	0854-76-2211 469-5	0854-76-2221 469-1	神戸川、塩谷川、小田川他
海士町	114	総務課総務防災係	08514-2-0111 634-2-106	08514-2-0357 634-81	諏訪川
西ノ島町	136	総務課危機管理係	08514-6-0101 635-2-21	08514-6-0683 635-81	大橋川、美田川、大山号川他
知夫村	74	総務課庶務係	08514-8-2211 636-2-108	08514-8-2093 636-81	横尾川
計 5 団体	1,091				

５．国の機関

（令和４年４月１日現在）

名称	所在地	担当部課係名	ＮＴＴ 電話番号 マイクロ電話番号	ＮＴＴ ＦＡＸ マイクロＦＡＸ	備考
国土交通省 中国地方整備局	広島市中区上八丁堀6-30	河川部地域河川課	082-221-9231 87-3826	082-227-1762 87-3759	
国土交通省 出雲河川事務所	出雲市塩冶有原町5-1	防災情報課	0853-20-1764 731-280	0853-21-2878 731-359	
国土交通省 浜田河川国道事務所	浜田市相生町3973	河川管理課	0855-22-2480 736-356	0855-23-5023 736-339	
国土交通省 三次河川国道事務所	広島県三次市十日市西6-2-1	調査設計課	0824-63-4121 756-356	0824-64-2240 756-359	
第八管区海上保安本部 境海上保安部	境港市昭和町9-1	警備救難課	0859-42-2531	0859-42-2531	防災行政無線電話番号447-81 防災行政無線FAX447-81
第八管区海上保安本部 浜田海上保安部	浜田市長浜町1785-16	警備救難課	0855-27-0770	0855-27-0771	防災行政無線電話番号580-81
松江地方気象台	松江市西津田7-1-11		0852-22-3784	0852-21-6656	防災行政無線電話番号435-81
航空自衛隊 第3輸送航空隊	境港市小篠津町2258	隊司令部防衛部	0859-45-0211	(内)327	防災行政無線電話番号445-82 防災行政無線FAX445-82
海上自衛隊 舞鶴地方隊	舞鶴市余部下1190	総監部防衛部 第三幕僚室	0773-62-2250	0773-62-2250	
陸上自衛隊 第13偵察隊	出雲市松寄下町1142-1	警備	0853-21-1045 (内線:202又は205)	0853-21-1045 (内線:222)	防災行政無線電話番号526-81 防災行政無線FAX92-526-81

６．県災害対策本部事務局、地区災害対策本部総務班

（令和４年４月１日現在）

名称	所在地	担当部課係名	ＮＴＴ 電話番号 防災行政無線電話番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線ＦＡＸ	備考
防災危機管理課	松江市殿町1	防災第二グループ	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	
隠岐支庁県民局	隠岐の島町港町塩口24	総務課	08512-2-9603 327-2-9603	08512-2-9626 327-2-9626	
松江県土整備事務所	松江市東津田町1741-１	総務課	0852-32-5720 321-2-5720	0852-32-5763 321-2-5763	
雲南県土整備事務所	雲南市木次町里方531-1	総務課	0854-42-9587 322-2-9587	0854-42-9653 322-2-9653	
出雲県土整備事務所	出雲市大津町1139	総務課	0853-30-5615 323-2-5615	0853-24-3766 323-860	
県央県土整備事務所	邑智郡川本町川本265-3	総務課	0855-72-9603 324-2-9603	0855-72-9644 324-2-9644	
県央県土整備事務所 大田事業所	大田市大田町大田イ1-3	業務課	0854-84-9725 334-2-9725	0854-84-9755 334-2-9755	
浜田県土整備事務所	浜田市片庭町254	総務課	0855-29-5655 325-2-5655	0855-29-5691 325-2-5691	
益田県土整備事務所	益田市昭和町13-1	総務課	0856-31-9633 326-2-9633	0856-31-9701 326-2-9701	

７．県警本部、警察署

（令和４年４月１日現在）

名称	所在地	担当部課係名	ＮＴＴ 電話番号 防災行政無線電話番号	ＮＴＴ ＦＡＸ	備考
島根県警察本部	松江市殿町8-1	警備部警備課	0852-26-0110 442-81	0852-31-4828	
松江警察署	松江市袖師町5-10	警備課	0852-28-0110 443-5	0852-26-4110	
安来警察署	安来市今津町674-1	警備課	0854-22-0110 444-5	0854-22-6565	
雲南警察署	雲南市三刀屋町三刀屋124-2	警備課	0854-45-0110 481-5	0854-45-5444	
出雲警察署	出雲市塩冶有原町2-19	警備課	0853-24-0110 529-5	0853-23-6448	
大田警察署	大田市長久町長久ハ7-1	警備課	0854-82-0110 531-5	0854-82-7227	
川本警察署	川本町川本337-6	警備課	0855-72-0110 551-5	0855-71-0433	
江津警察署	江津市江津町1016-48	警備課	0855-52-0110 583-5	0855-52-1777	
浜田警察署	浜田市黒川町3748-10	警備課	0855-22-0110 582-5	0855-23-2020	
益田警察署	益田市東町7-5	警備課	0856-22-0110 619-81	0856-23-7275	
津和野警察署	津和野町森村ロ84-2	警備課	0856-72-0110 620-81	0856-72-0141	
隠岐の島警察署	隠岐の島町西町吉田の二20-15	警備課	08512-2-0110 651-81	08512-2-0990	
浦郷警察署	西ノ島町大字浦郷218-4	総務課警備係	08514-6-0121 652-81	08514-6-1384	

※県警察本部以外の防災行政無線は衛星電話のみ対応

８．鉄道、通信、電力事業者

（令和４年４月１日現在）

名称	所在地	担当部課係名	電話番号	ＦＡＸ番号	備考
西日本旅客鉄道(株) 米子支社	米子市弥生町2	施設課	0859-32-8105 夜・休日(施設指令) 0859-32-6383	0859-32-5830 夜・休日(施設指令) 0859-31-5378	
西日本電信電話(株) 島根支店	松江市東朝日町102	災害対策室	0852-20-7695	0852-20-7921	
中国電力(株) 島根支社	松江市母衣町115	島根支社 総務・資材 グループ	0852-27-1113	0852-32-0620	

９．その他

（令和４年４月１日現在）

名称	所在地	担当部課係名	ＮＴＴ 電話番号 防災行政無線電話番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線ＦＡＸ	備考
島根県農林水産部 農地整備課	松江市殿町1	防災グループ	0852-22-5145 300-2-5145	0852-22-6035 300-2-6035	
島根県農林水産部 森林整備課	松江市殿町1	治山グループ	0852-22-5172 300-2-5172	0852-22-6549 300-2-6549	
島根県土木部砂防課	松江市殿町8	企画防災グループ	0852-22-6261 300-2-6261	0852-22-5788 300-2-5788	
島根県企業局	松江市殿町8	施設管理グループ	0852-22-5678 300-2-5678	0852-22-5679 300-2-5679	
島根県消防協会	松江市東津田町1741-3		0852-21-2166	0852-21-3585	
広島県北部建設事務所	三次市十日市町	管理課管理係	0824-63-5181	0824-63-3448	

１０．報道機関

（令和４年４月１日現在）

名称	所在地	支社・支局等	ＮＴＴ 電話番号 防災行政無線電話番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線ＦＡＸ	備考
ＮＨＫ	松江市灘町1-21	松江放送局ニュース	0852-24-4511 437-5	0852-27-5856 437-1	
山陰放送	松江市殿町111	松江支社	0852-21-4306 448-5	0852-21-4307 448-1	
日本海ＴＶ	松江市袖師町2-38-201	島根総局	0852-26-3151 438-5	0852-27-8880 438-1	
山陰中央ＴＶ	松江市向島町140-1	本社報道部	0852-23-3434 439-5	0852-22-4490 439-1	
テレビ朝日	松江市御手船場町549-1 損保ジャパンビル４Ｆ	松江支局	0852-59-5421	0852-59-5425	
ＦＭ山陰	松江市殿町383	放送部	0852-27-9887 440-5	0852-27-5130 440-1	
共同通信社	松江市殿町383	松江支局	0852-22-0101	0852-27-8149	
時事通信社	松江市末次町23	松江支局	0852-21-3594	0852-21-3110	
朝日新聞社	松江市南田町32	松江総局	0852-23-3330	0852-27-2308	
毎日新聞社	松江市母衣町83-3	松江支局	0852-23-3121	0852-27-1548	
読売新聞社	松江市母衣町95ー1	松江支局	0852-23-1411	0852-23-1413	
産経新聞社	大阪市浪速区湊町二丁目１番57号	大阪本社 地方部	06-6633-9811	06-6633-9879	
日本経済新聞社	松江市殿町126	松江支局	0852-21-2198	0852-26-5720	
中国新聞社	松江市内中原町24	松江支局	0852-23-3322	0852-23-3324	
山陰中央新報社	松江市殿町383	松江本社報道部	0852-32-3320	0852-32-3520	
新日本海新聞社	松江市殿町111	松江支社	0852-25-3385	0852-25-3392	
島根日日新聞社	松江市内中原町230	松江支社	0852-31-1041	0852-31-9205	
島根県政記者会	松江市殿町1		0852-22-5465	0852-22-5466	県広聴広報課
山陰ケーブルビジョン	松江市学園1-2-27	制作部	0852-23-2522	0852-24-9111	島根県ケーブルテレビ協議会事務局

２．４　水防の責任等

１．水防本部（県庁）の責任
（法３の６、法７、法１０、法１１、法１３、法１４、法１６、法３３、法４７、法４８）

（１）　県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。

（２）　水防事務の調整及びその円滑な実施のため島根県の水防計画を毎年増水期までに検討を加え必要があるときは、これを変更しなければならない。また、その水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。

洪水予報（大臣）P. 36

（３）　国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（洪水予報河川）

洪水予報（知事）P. 43

（４）　知事が指定した河川[＊1]について、気象庁長官（松江地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関及び関係市長村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（洪水予報河川）

水位周知（大臣）P. 47

（５）　国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（水位周知河川）

水位周知（知事）P. 50

（６）　水防支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水位周知河川）

水防警報（大臣）P. 54

（７）　国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。

水防警報（知事）P. 60

（８）　水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。

（９）　指定水防管理団体から水防計画を定め及び水防計画に変更を加えた時は届け出を受けなければならない。

(10)　知事が指定した洪水予報河川、水位周知河川、その他県管理河川で災害発生を警戒すべき河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定しなければならない。また、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、関係市町村長に通知しなければならない。

＊１：益田川、飯梨川、周布川

２．水防支部（隠岐支庁県土整備局・県土整備事務所）の責任

（１）　現地における状況を的確に把握し、水防本部、水防管理団体及びその他の水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防管理団体が実施する水防活動の報告を求め助言・勧告を行うなど指導応援をしなければならない。

水位周知（知事）P. 50

（２）　知事が指定した河川[＊1]について、この水防計画の定めるところにより氾濫危険水位等に達した場合、水位到達情報を水防関係機関及び関係市町村長に通知しなければならない。

水防警報（知事）P. 60

（３）　知事が指定した河川[＊2]について、この水防計画の定めるところにより水防警報を発表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。

洪水予報（知事）P. 43

（４）　知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関及び関係市町村長に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。

（５）　ダム、水門、樋門等[＊3]の施設について、自ら管理する施設の管理を十分に行うとともに、許可工作物[＊4]の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握しなければならない。

（６）水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

＊１：斐伊川、赤川、三刀屋川、久野川、飯梨川、伯太川、意宇川、静間川、三瓶川、八戸川、敬川、下府川、浜田川、三隅川、津和野川、高津川、八尾川、神戸川

＊２：斐伊川、赤川、三刀屋川、久野川、飯梨川、伯太川、意宇川、静間川、三瓶川、八戸川、敬川、下府川、浜田川、周布川、三隅川、益田川、津和野川、高津川、八尾川、神戸川

＊３：管理委託しているものを含む。

＊４：河川管理者の許可を要するものをいう。

３．水防管理団体（市町村）の責任（法３、法９、法１５、法１７、法３３）

（１）　区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

（２）　指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。

（３）　指定水防管理団体の水防管理者は、毎年増水期[＊1]までに水防計画に検討を加え必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（４）　指定水防管理団体の水防管理者は、（２）により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、遅延なく知事に届け出なければならない。

（５）　指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め又は変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。

（６）　指定水防管理団体の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

（７）　区域内の河川堤防等を巡視し水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川海岸堤防等管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（８）　水防警報の発表があったとき又は水防活動が必要と認められたときは、水防団及び消防機関に出動の準備をさせなければならない。

（９）　水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

(10)　洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水、又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等

ロ　要配慮者利用施設

ハ　大規模な工場その他の施設（申出があった施設に限る）

また、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

４．気象庁（松江地方気象台）の責任（法１０、１１）

（１）　気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

洪水予報（大臣）P. 36

（２）　国土交通大臣が指定した河川[＊2]について、国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と共同して洪水予報を発表し、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

洪水予報（知事）P. 43

（３）　知事が指定した河川[＊3]について、知事（島根県土木部河川課長）と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

＊１：増水期とは、松江、雲南、出雲、隠岐管内は６月２６日～１０月２０日まで
　　県央、浜田、益田管内は６月１５日～１０月２０日まで

＊２：斐伊川、神戸川、江の川（下流）、高津川、匹見川

＊３：益田川、飯梨川、周布川

５．国土交通省（出雲河川事務所、浜田河川国道事務所）の責任（法１０②、法１３①、法１６）

水防警報（大臣）P. 54

（１）　国土交通大臣が指定した河川[＊1]について、水防警報を発表するとともに直ちに、その警報事項を知事に通知しなければならない。

洪水予報（大臣）P. 36

（２）　国土交通大臣が指定した河川[＊2]について、気象庁長官（松江地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、知事及び関係市長村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

水位周知（大臣）P. 47

（３）　国土交通大臣が指定した河川[＊3]について、氾濫危険水位等に達した場合、知事及び関係市長村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

６．報道、通信機関の責任（法１０、法１１、法１３、法２７）

洪水予報 P. 36 P. 43

（１）　報道機関は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表した洪水予報、知事と気象庁長官が共同して発表した洪水予報及び国、県が発表した氾濫警戒情報等を一般に周知することに努めなくてはならない。

（２）　通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

７．ダム設置者の責任（河川法４６）

ダムの設置者は、洪水が発生し又は発生するおそれがある場合には、水位、流量等の観測結果及び当該ダムの操作状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

８．居住者等の義務（法２４）

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、又は消防機関の長から出勤の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

２．５　水防訓練等

１．水防訓練（法３２条の２）

演習要領の例 別表第39号表 P. 291

指定水防管理団体は、毎年増水期前に１回以上、水防訓練を行うものとする。また、指定水防管理団体以外の水防管理団体についても、毎年増水期前に1回以上、水防訓練を行うよう努めなければならない。

なお、演習要領は所轄水防支部長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

２．連絡協議会等

水防支部は、毎年増水期前に、管内水防管理団体及び関係機関との連絡協議会等を開催し、危険な箇所、重要水防区域、水防資機材等の共同点検を行うものとする。

３．大規模氾濫減災協議会（法１５条の９、法１５条の１０）等

各協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」について、各機関がそれぞれ又は連携して取組を推進するものとする。

＊１：斐伊川、江の川（下流）、高津川、匹見川、高津川派川、白上川、神戸川
＊２：斐伊川、神戸川、江の川（下流）、高津川、匹見川
＊３：斐伊川、高津川派川、白上川、神戸川

第３章　重要水防区域及び危険な箇所

３．１　重要水防区域（別表第４号表）

重要水防区域
別表第4号表
P. 101

重要水防区域は、過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれの大きい区間、又は、堤防が決壊した場合その背後地、及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で次の（１）～（７）を基準として定めている。

（１）　既往水害で被災し未復旧の区間。

（２）　未改修河川で過去に水があふれた箇所、浸水した区間。

（３）　既設堤防護岸が低く、日雨量１００ｍｍ又は時間雨量３０ｍｍ[＊1]以上となった場合、水が溢れる箇所、浸水のおそれがある区間。

（４）　土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間。

（５）　水衝部であって、洪水時急激に基礎部が深掘れし、決壊のおそれがある区間。

（６）　改修済及び復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間。

（７）　堤防兼用の重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

３．２　危険な箇所（別表第５号表）

危険な箇所
別表第5号表
P. 105

危険な箇所は、洪水及び高潮にともない水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊のおそれがある箇所で、国土交通省管理河川については次表（１）、県管理河川については次表（２）、海岸については次表（３）の基準により定めている。

水防工法
参考資料(6)
P. 327

水防管理団体は、別表第５号表に示す危険箇所の位置、危険な理由、水防工法等を熟知し、洪水時には適切な水防活動を実施するよう努めなければならない。

＊１：日雨量・時間雨量は、観測データではなく、流量算定に用いた値である。

（1） 国土交通省管理河川

種　別	重　　要　　度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で、築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

（出典：国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所HP）

（２） 県管理河川

種　　別	重　　要　　度		
	A	B	C
河　　積	通水断面の不足によって例年水があふれる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、３～５年に１回以上水があふれる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。（一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端幅が、計画の２分の１以下のもの）	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。（一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の３分の２以下の区間）	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があってなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後１年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	Ａ、Ｂ以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後２年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏　　水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	Ａ、Ｂ以外で漏水、堤防斜面の崩れのおそれがある箇所。
水　　衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深　掘　れ	河岸が深掘れされ堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損していて危険の生ずることが予想される箇所。	
背　　水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水があふれる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、３～５年に１回以上水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
工　　事	諸事情によって、増水期中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

（３） 海岸

種　　別	重　　要　　度		
	A	B	C
侵　　食	天然海岸及び既設護岸が著しく侵食されているか、又は過去において侵食された実績があり、危険が予想される箇所。	侵食に対して暫定的に対策が講じられている箇所、及び侵食のおそれが予想される箇所。	
決　　壊	護岸が波浪により深掘れし決壊が予想される箇所で、保全対象区域の状況が、原則として次のいずれかに該当する箇所。（１）家屋が50戸以上（２）耕地が60ｈａ以上（３）耕地が30ｈａ以上でかつ宅地が2.5ｈａ以上又は家屋が25戸以上。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が原則として次のいずれかに該当する箇所。（１）家屋が25戸以上（２）耕地が30ｈａ以上（３）耕地が15ｈａ以上でかつ宅地が1.5ｈａ以上又は家屋が15戸以上。	保全対象区域の状況がＢ未満の箇所。
越　　波	風波により波浪が越波し、近くの家屋並びに耕地への被害が予想される箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度Ａ」に該当する箇所。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度Ｂ」に該当する箇所。	保全対象区域の状況がＢ未満の箇所。

第４章　水防体制

４．１　水防本部の体制

１．業務の開始

水防本部は、松江地方気象台から水防に関する気象等予警報を受けたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

２．業務の体制

水防本部は、次の体制に区分して水防業務を行う。

気象等注意報 P. 21

気象等警報 P. 25

体制	体制配備の基準	配備する班
準備体制	~~大雨注意報、洪水注意報の発表があったとき。~~	~~河川課班~~
	~~波浪警報の発表があったとき。~~	~~河川課班~~
	河川が水防団待機水位に達したとき。 ただし、以下の水位局は大雨・洪水に関する気象情報が発表され、かつ水防団待機水位に到達した際に体制入りする。 中海湖心（＊１）、宍道湖松江（＊１） 鹿島、湯谷川、流下橋、神西湖、浜田大橋、喜阿弥川、美田	河川課班
	大雨警報(土砂災害)の発表があったとき。	河川課班
	県管理河川で洪水予報基準に達したとき。（＊２）	河川課班
	水防長(土木部長)が必要と認めたとき。	河川課班
警戒体制	大雨警報(浸水害)、洪水警報の発表があったとき。	河川課班
	高潮警報の発表があったとき。	河川課班
	河川が氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。	河川課班
	水防長(土木部長)が必要と認めたとき。	水防長が必要と認めた班
非常体制	大雨特別警報の発表があったとき。	河川課班
	河川が氾濫危険水位に達し、引き続き水位上昇の恐れがあるとき。	河川課班
	水防支部が非常体制に移行したとき。	河川課班
	県内地域で大雨警報が発表され、かつ１時間降雨量８０ｍｍ以上で２４時間降雨量が２００ｍｍ以上と予測されるとき。	河川課班
	洪水、高潮等によって相当な被害が予想され、又は現に災害が発生し、水防長(土木部長)が必要と認めたとき。	水防本部の全ての班

注）表中の「河川」は国管理河川を含む。

＊１：中海湖心、宍道湖松江は、国交省より水防警報が発令された時点で水防本部は体制入りする。

＊２：益田川は、染羽水位観測所上流域の流域平均雨量が4時間雨量（実況）70mm以上のとき、もしくは染羽水位観測所水位が水防団待機水位に達したとき。

飯梨川は、矢田水位観測所上流域の流域平均雨量が3時間雨量（実況）40mm以上のとき、もしくは矢田水位観測所水位が水防団待機水位に達したとき。

周布川は、中場水位観測所上流域の流域平均雨量が4時間雨量（実況）40mm以上のとき、もしくは中場水位観測所水位が水防団待機水位に達したとき。

４．２　水防支部の体制

水防支部は次の体制に区分して水防業務を行う。

なお、体制の配備は、次のいずれかの基準に該当した場合とする。

気象等注意報 P. 21

気象等警報 P. 25

体制	体制配備の基準
準備体制	河川が水防団待機水位に達したとき。 ただし、以下の水位局は大雨・洪水に関する気象情報が発表され、かつ水防団待機水位に到達した際に体制入りする。 中海湖心（＊１）、宍道湖松江（＊１）、鹿島 湯谷川、流下橋、神西湖、浜田大橋、喜阿弥川、美田
	大雨警報(土砂災害)の発表があったとき。
	水防支部長が必要と認めたとき。（＊２）
	水防本部が要請したとき。（＊３）
警戒体制	大雨警報(浸水害)、高潮警報、洪水警報の発表があったとき。（＊４）
	河川が氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。
	水防支部長が必要と認めたとき。
非常体制	河川が氾濫危険水位に達し、引き続き水位上昇の恐れがあるとき。
	洪水、高潮等によって相当な被害が予想されるとき、又は現に災害が発生し、水防支部長が必要と認めたとき。

留意事項

（１）　水防支部は、管内において水防警報及び洪水予報がすべて解除となり、河川の水位が氾濫注意水位を下まわっているとき、気象水象などの状況から水位が再上昇するおそれがなく体制を維持する必要がないと支部長が認めた場合は体制を解除できる。

（２）　水防支部は、水防業務を開始又は終了したときは、速やかに時刻を付してその旨を水防本部に報告する。

（３）　水防支部は、あらかじめ水防組織及び業務体制を本部に準じて編成し、支部水防計画を策定し水防本部に提出する。

（４）　土木事業所を所管する水防支部は、あらかじめ支部長と地区長との間で連携及び連絡体制等について定め、支部水防計画に記載する。

（５）　水防支部は、常時水防倉庫、備蓄資器材の点検等必要な措置を行うとともに気象等予警報の通知を受けたときは、水防管理団体と十分な連絡をとり、状況を把握して水防管理団体の行う水防業務を指導する。

＊１：中海湖心、宍道湖松江は、国交省より水防警報が発令され、かつ大雨・洪水に関する気象情報が発令された場合に水防支部は体制入りする。

＊２：水防支部長が必要と認めたときとは、河川が水防団待機水位に達するおそれがある場合、浸水・増水等による被害のおそれがある場合等である。

＊３：水防本部から水防支部への要請は、勤務時間内は水防担当課へ、勤務時間外は各庁舎の警備員室へ行う。

＊４：高潮警報は松江、出雲、県央、浜田、益田、隠岐支部のみが対象。

４．３　水防管理団体の体制

（１）　水防管理団体は、水防に関する気象等予警報が発表されたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始するものとする。

（２）　水防管理団体は、水防業務を円滑に行うため、あらかじめ必要な水防体制を定めておくものとする。

４．４　警察署及び自衛隊との連絡

１．警察署との連絡

水防管理団体及び水防支部は、所轄警察署と綿密な連絡をとり、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておくものとする。

２．自衛隊との連絡

水防本部は、非常体制に入った場合及びその他必要がある場合は、その旨自衛隊に通報するものとする。

第５章　水防活動

５．１　気象状況の連絡

１．気象等警報・注意報の発表

発表区域図
参考資料(39)
P．348

松江地方気象台は、次の基準に達すると予想した場合、気象等警報及び注意報を発表する。

（１）水防に関する気象等注意報の種類と発表基準

大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の基準に達すると予想した場合。

令和3年6月8日現在

地区	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
松江地区	松江市	8	99
	安来市	9	97
出雲地区	出雲市	9	85
雲南地区	雲南市	5	96
	奥出雲町	5	85
	飯南町	6	102
大田邑智地区	大田市	6	88
	川本町	6	91
	美郷町	6	92
	邑南町	6	89
浜田地区	浜田市	7	92
	江津市	6	93
益田地区	益田市	6	92
	津和野町	6	100
	吉賀町	7	101
隠岐地区	海士町	6	101
	西ノ島町	5	97
	知夫村	6	96
	隠岐の島町	8	97

※表面雨量指数基準若しくは土壌雨量指数基準に達すると予想した場合に注意報を発表。
※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水発生の高まりを把握するための指標である。
※土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。

洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準に達すると予想した場合。

令和3年6月8日現在

	市町村	①流域雨量指数基準	②複合基準	③指定河川洪水予報による基準
松江地区	松江市	意東川流域=6.8，市の原川流域=6.4， 意宇川流域=16，本庄川流域=4.1， 馬橋川流域=5.1，京橋川流域=4.7， 比津川流域=1.3，講武川流域=5.6， 古曽志川流域=3.6，秋鹿川流域=4.8， 大野川流域=4.7，草野川流域=3.1， 忌部川流域=10.2，玉湯川流域=5.9， 来待川流域=7，佐々布川流域=5.7， 須田川流域=5.8，東岩坂川流域=4.7， 桑並川流域=6.6，北田川流域=4.2， 朝酌川流域=8.4，持田川流域=4.3， 澄水川流域=5.5	意宇川流域=（5，12）， 本庄川流域=（5，4.1）， 馬橋川流域=（5，4）， 比津川流域=（5，1.3）， 講武川流域=（5，4.3）， 秋鹿川流域=（5，3.6）， 大野川流域=（5，4.7）， 玉湯川流域=（5，5）， 来待川流域=（5，4.6）， 佐々布川流域=（5，5.7）， 桑並川流域=（5，6.6）， 北田川流域=（5，3.2）， 朝酌川流域=（5，7.3）， 澄水川流域=（5，5.5）	－
	安来市	万歳川流域=6.5，伯太川流域=17.8， 吉田川流域=6.7，飯梨川流域=22.8， 田頼川流域=3.8，安田川流域=5， 蛇喰川流域=3.2，福富川流域=5.6， 小竹川流域=7.4，山佐川流域=7.9， 奥谷川流域=3.9，宇波川流域=6.8， 東比田川流域=6.5， 木呂畑川流域=4.8， 津田平川流域=3.3	万歳川流域=（5，6.4）， 伯太川流域=（5，17.8）， 吉田川流域=（7，5.4）， 田頼川流域=（5，3）， 安田川流域=（5，5）， 蛇喰川流域=（5，3.2）， 福富川流域=（7，4.5）， 小竹川流域=（7，5.9）	斐伊川水系飯梨川［矢田］
出雲地区	出雲市	伊野川流域=6，小境川流域=4.4， 境川流域=5.4，平田船川流域=6.2， 論田川流域=2，新建川流域=6.8， 五右衛門川流域=5.4， 学頭屋川流域=1.7， 宇那手川流域=5，新田川流域=2.4， 加瀬屋川流域=2.9，湯谷川流域=3.2， 多久谷川流域=4，野石谷川流域=5.6， 高瀬川（沖洲）流域=2， 網場川流域=2， 万蔵寺川流域=2.8， 高瀬川（渡橋）流域=5.4， 稗原川流域=9.7，小野川流域=7.3， 波多川流域=13.8，伊佐川流域=8.4， 高津屋川流域=4.7，新内藤川流域=6， 野尻川流域=6.1，須佐川流域=8.6， 朝原川流域=6.5，原田川流域=5.2， 反辺谷川流域=4.6，唐川川流域=6.7， 堀川流域=8.4，差海川流域=11.3， 小田川流域=7.7，田儀川流域=14.2， 鰐淵寺川流域=4.4，十間川流域=7.5， 常楽寺川流域=6.3，姉谷川流域=4.3， 宇杉川流域=3.7，宮本川流域=6， 芦谷川流域=8.9，新宮川流域=4.7， 午頭川流域=3.2，塩冶赤川流域=3.5	伊野川流域=（5，6）， 小境川流域=（5，4.4）， 境川流域=（5，5.2）， 平田船川流域=（7，5）， 新建川流域=（5，6.8）， 五右衛門川流域 =（7，4.3）， 宇那手川流域=（5，3.6）， 加瀬屋川流域=（5，2.9）， 湯谷川流域=（7，2.6）， 多久谷川流域=（5，3.9）， 野石谷川流域=（5，4.1）， 高瀬川（沖洲）流域 =（7，1.6）， 神戸川流域=（7，21.9）， 新内藤川流域=（5，6）， 唐川川流域=（5，6.7）， 堀川流域=（7，5.6）， 十間川流域=（5，7.5）	斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］， 神戸川［馬木・古志橋］
雲南地区	雲南市	赤川流域=14.9，請川流域=4.4， 三刀屋川流域=22.9， 久野川流域=10.9， 深野川流域=13.2，阿井川流域=14.9， 中村川流域=4.5，幡屋川流域=9.2， 遠所川流域=7.6，佐世川流域=6， 山田川流域=4.5，阿用川流域=8， 清田川流域=5，須賀川流域=7.6， 刈畑川流域=6.7，飯石川流域=6.8， 中野川流域=4.4，松笠川流域=7.6， 滝谷川流域=4.8，大志戸川流域=4.6， 吉田川流域=10.1，菅谷川流域=4.5， 八重山川流域=5.2，民谷川流域=6.1， 矢入川流域=6.8，穴見川流域=4.9	斐伊川流域=（5，23.1）， 三刀屋川流域=（5，20.7）， 遠所川流域=（5，7.6）	斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］
	奥出雲町	斐伊川流域=26.4，阿井川流域=10.7， 八代川流域=4.9，三沢川流域=6.5， 大馬木川流域=10.9，亀嵩川流域=7.6， 下横田川流域=11.5，蔵屋川流域=4.8， 福頼川流域=4.1，山郡川流域=5.4， 奥湯谷川流域=5.2，内谷川流域=6.4， 雨川川流域=6，小馬木川流域=7.3， 郡川流域=4.8，室原川流域=7.1	－	－
	飯南町	塩谷川流域=7.6，神戸川流域=7.2， 角井川流域=4.5，才谷川流域=6.1， 獅子川流域=4.5，長谷川流域=5.5， 頓原川流域=10，小田川流域=11.9， 真木川流域=5.7	神戸川流域=（5，4）	－
大田邑智地区	大田市	祖式川流域=4.4，早水川流域=7， 南川流域=4.5，奥三俣川流域=5.2， 飯谷川流域=3.1，右原川流域=4.3， 千原川流域=2.5，藤木川流域=5.4， 波根川流域=5.8，大原川流域=5.8， 三瓶川流域=12.7，逢浜川流域=3.9， 野田川流域=3.9，潮川流域=8， 湯里川流域=5.2，福光川流域=7.6， 笹川流域=5.5，静間川流域=17.2， 箱坂川流域=4，銀山川流域=8.4， 戸蔵川流域=3.8，亀谷川流域=4.5， 安谷川流域=4.6，忍原川流域=10	祖式川流域=（5，4.4）， 潮川流域=（5，7.7）， 湯里川流域=（5，5.2）， 福光川流域=（5，7.1）， 静間川流域=（5，17.2）， 銀山川流域=（5，8.4）， 忍原川流域=（5，10）	－
	川本町	小谷川流域=2.9，濁川流域=18.8， 木谷川流域=6.4，矢谷川流域=6.4， 三谷川流域=10.9，祖式川流域=6.9， 奥三俣川流域=6.7，飯谷川流域=4， 大槙谷流域=4.1	江の川流域=（5，45.1）， 祖式川流域=（5，6.9）	江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］
	美郷町	君谷川流域=6.8，火打谷川流域=3.3， 尻無川流域=9.2，早水川流域=7.9， 沢谷川流域=12，猪之谷川流域=6.6， 霽谷川流域=4，塩谷川流域=8.4， 新道路川流域=4.9，角谷川流域=9.9， 志君川流域=6.7，久保川流域=4.4， 千原川流域=6.6，宮内川流域=5.7	江の川流域=（5，47.3）	江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］

洪水注意報	大田邑智地区	邑南町	八戸川流域=9.9，田津谷川流域=4.2， 鹿賀谷川流域=4.4，濁川流域=17.8， 角谷川流域=4，宇都井谷川流域=5.3， 出羽川流域=13.3，長瀬川流域=15.5， 日和川流域=6，日貫川流域=10.2， 生家川流域=4.4，井原川流域=11.3， 馬野原川流域=5.8，新山川流域=4， 矢上川流域=13.2，福原川流域=6， 長田川流域=5.2，雪田川流域=5.6， 高見川流域=5.4，円ノ板川流域=7.5， 岩屋川流域=4.9，亀谷川流域=4.4， 高水川流域=5.9，道明川流域=4.7， 大草川流域=4.7，小林川流域=6.1， 久喜川流域=8.9	－	江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］
	浜田地区	浜田市	八戸川流域=14.6， 家古屋川流域=12.9， 白角川流域=7.8，久佐川流域=6.4， 重富川流域=4.9，都川川流域=9.3， 谷川流域=5.4，来尾川流域=7.2， 早水川流域=4.2，小国川流域=7.2， 長田川流域=6.7，三隅川流域=27.2， 井川川流域=12，矢原川流域=11.2， 板井川流域=8，本郷川流域=7.5， 小坂川流域=6.8，小角川流域=8， 久代川流域=6.8，下府川流域=15.7， 浜田川流域=15.8，折居川流域=7.1， 岡見川流域=7.9，本明川流域=5.4， 七瀬川流域=6	周布川流域=（5，21）， 小国川流域=（5，7.2）， 長田川流域=（5，6.7）， 三隅川流域=（5，17.2）， 浜田川流域=（5，12.8）， 折居川流域=（5，7.1）	周布川水系周布川［中場］
		江津市	都治川流域=8.9，奥谷川流域=4.1， 上津井川流域=5，小谷川流域=7.1， 八戸川流域=29.3，田津谷川流域=6， 鹿賀谷川流域=5.2，南川流域=6.8， 長戸路川流域=4.4， 三田地川流域=4.2， 日和川流域=11.7，長谷川流域=4.2， 家古屋川流域=13，水尻川流域=8.6， 敬川流域=16，本明川流域=9.2	江の川流域=（5，44.7）， 都治川流域=（5，7.1）， 奥谷川流域=（5，3.3）， 家古屋川流域=（5，10.4）， 水尻川流域=（5，8.6）， 敬川流域=（5，13）	江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］
	益田地区	益田市	白上川流域=12.4，本俣賀川流域=4.6， 後溢川流域=4.4，二条川流域=7.9， 角井川流域=4.8，滝谷川流域=4.4， 石谷川流域=9.3，能登川流域=4， 落合川流域=6.7，紙祖川流域=13.5， 小原川流域=4.5，七村川流域=4.7， 広見川流域=11.2，亀井谷川流域=5.6， 赤谷川流域=7.8，矢原川流域=7.7， 板井川流域=7，丸茂川流域=3.9， 沖田川流域=9.4，津田川流域=6.3， 大谷本溢川流域=5.6， 笹倉川流域=8.5， 三谷川流域=6.3，本溢川流域=4.8， 波田川流域=6.6，都茂川流域=5.7， 喜阿弥川流域=3.2， 東喜阿弥川流域=1.6	高津川流域=（5，31.8）， 後溢川流域=（5，4.4）， 沖田川流域=（5，6.2）	高津川［神田・高角］， 匹見川［横田］， 益田川水系益田川［染羽］
		津和野町	高津川流域=31.5，匹見川流域=26.5， 添谷川流域=5.2，二俣川流域=5， 大木川流域=3.8，柳川流域=2.6， 程彼川流域=9.3，津和野川流域=13.1， 日浦川流域=4.3， 鍛冶屋谷川流域=4.5， 横道川流域=7.5，八木谷川流域=6.1， 名賀川流域=9.1，高野川流域=4.3， 吹野川流域=7.1，西谷川流域=3.6	高津川流域=（5，20.2）， 程彼川流域=（5，9.3）， 津和野川流域=（5，10.5）， 名賀川流域=（5，9.1）， 吹野川流域=（5，7.1）， 西谷川流域=（5，3.6）	－
		吉賀町	高津川流域=10.7，杉山谷川流域=2.6， 福川川流域=14.5，木部谷川流域=6.6， 高尻川流域=12.4，蓼野川流域=12.4， 河内川流域=7.6， 鹿足河内川流域=9.2， 幸地川流域=8.8，本郷川流域=5.2， 繁山谷川流域=5.4， 古江堂谷川流域=5.8， 河山川流域=7，深谷川流域=10.6	高津川流域=（5，10.7）， 福川川流域=（5，14.5）， 蓼野川流域=（5，12.4）	－
	隠岐地区	海士町	境川流域=2.1，諏訪川流域=4.7， 大川流域=3.6，多井川流域=3.6	－	－
		西ノ島町	美田川流域=4.2，大橋川流域=5.2， 三度川流域=3.2	－	－
		知夫村	横尾川流域=2	－	－
		隠岐の島町	久見川流域=5.5，那久川流域=4， 都万川流域=5.6，末路川流域=7.9， 八尾川流域=7，春日川流域=6.4， 元屋川流域=4.6，中村川流域=4.6， 有木川流域=4.3，真杉川流域=5.8， 銚子川流域=6.6	久見川流域=（6，4.4）， 那久川流域=（6，3.2）， 都万川流域=（5，5.6）， 八尾川流域=（6，5.6）， 春日川流域=（6，5.1）， 中村川流域=（5，4.2）， 有木川流域=（5，4.3）， 銚子川流域=（5，6.6）	－

※①～③のいずれかの基準に達すると予想した場合に注意報を発表。
※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨によりどれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。
※複合基準は、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

高潮注意報	台風等による海面の異常上昇により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の基準に達すると予想した場合である。 平成23年10月3日現在

	市町村	潮位基準
松江地区	松江市	０．８ｍ
	安来市	
出雲地区	出雲市	
大田邑智地区	大田市	０．８ｍ
浜田地区	浜田市	
	江津市	
益田地区	益田市	
隠岐	海士町	０．６ｍ
	西ノ島町	
	知夫村	
	隠岐の島町	

（２）水防に関する気象等警報の種類と発表基準

大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の基準に達すると予想した場合。

令和3年6月8日現在

	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
松江地区	松江市	13	151
	安来市	15	147
出雲地区	出雲市	14	129
雲南地区	雲南市	14	146
	奥出雲町	10	130
	飯南町	12	155
大田邑智地区	大田市	10	147
	川本町	11	153
	美郷町	11	154
	邑南町	13	149
浜田地区	浜田市	11	154
	江津市	11	155
益田地区	益田市	10	154
	津和野町	9	168
	吉賀町	12	169
隠岐地区	海士町	12	141
	西ノ島町	10	136
	知夫村	10	134
	隠岐の島町	13	136

※表面雨量指数基準若しくは土壌雨量指数基準に達すると予想した場合に警報を発表。
※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水発生の高まりを把握するための指標である。
※土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。

洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の基準に達すると予想した場合。

令和3年6月8日現在

	市町村	①流域雨量指数基準	②複合基準	③指定河川洪水予報による基準
松江地区	松江市	意東川流域=8.5，市の原川流域=8， 意宇川流域=20.1，本庄川流域=5.2， 馬橋川流域=6.4，京橋川流域=5.9， 比津川流域=1.7，講武川流域=7.1， 古曽志川流域=4.5，秋鹿川流域=6.1， 大野川流域=5.9，草野川流域=3.9， 忌部川流域=12.8，玉湯川流域=7.4， 来待川流域=8.8，佐々布川流域=7.2， 須田川流域=7.3，東岩坂川流域=5.9， 桑並川流域=8.3，北田川流域=5.3， 朝酌川流域=10.5，持田川流域=5.4， 澄水川流域=6.9	本庄川流域=（6，4.5）， 比津川流域=（6，1.4）， 講武川流域=（6，4.8）， 玉湯川流域=（6，5.5）， 来待川流域=（12，5.1）， 佐々布川流域=（6，6.4）， 北田川流域=（6，4）， 澄水川流域=（6，6.2）	－
	安来市	万歳川流域=8.2，伯太川流域=22.3， 吉田川流域=8.4，飯梨川流域=28.6， 田頼川流域=4.8，安田川流域=6.3， 蛇喰川流域=4，福富川流域=7， 小竹川流域=9.3，山佐川流域=9.9， 奥谷川流域=4.9，宇波川流域=8.6， 東比田川流域=8.2，木呂畑川流域=6， 津田平川流域=4.2	万歳川流域=（7，7.1）， 吉田川流域=（9，7.5）， 田頼川流域=（13，3.3）， 安田川流域=（7，5.6）， 蛇喰川流域=（7，3.6）	斐伊川水系飯梨川［矢田］
出雲地区	出雲市	伊野川流域=7.5，小境川流域=5.5， 境川流域=6.8，平田船川流域=7.8， 論田川流域=2.6，新建川流域=8.6， 五右衛門川流域=6.8， 学頭屋川流域=2.2， 宇那手川流域=6.3，新田川流域=3， 加瀬屋川流域=3.7，湯谷川流域=4.1， 多久谷川流域=5.1，野石谷川流域=7， 高瀬川（沖洲）流域=3.3， 網場川流域=2.6， 万蔵寺川流域=3.5， 高瀬川（渡橋）流域=6.8， 稗原川流域=12.2，小野川流域=9.2， 波多川流域=17.3，伊佐川流域=10.5， 高津屋川流域=5.9， 新内藤川流域=7.5， 野尻川流域=7.7，須佐川流域=10.8， 朝原川流域=8.2，原田川流域=6.5， 反辺谷川流域=5.8，唐川川流域=8.4， 堀川流域=10.6，差海川流域=14.2， 小田川流域=9.7，田儀川流域=17.8， 鰐淵寺川流域=5.5，十間川流域=9.4， 常楽寺川流域=7.9，姉谷川流域=5.4， 宇杉川流域=4.7，宮本川流域=7.6， 芦谷川流域=11.2，新宮川流域=5.9， 午頭川流域=4，塩冶赤川流域=4.4	境川流域=（7，6.1）， 平田船川流域=（9，7）， 湯谷川流域=（7，3.6）， 野石谷川流域=（7，4.6）， 高瀬川（沖洲）流域=（7，3）， 神戸川流域=（7，24.3）， 唐川川流域=（7，8.3）， 堀川流域=（7，6.2）， 十間川流域=（7，8.4）	斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］， 神戸川［馬木・古志橋］
雲南地区	雲南市	赤川流域=18.7，請川流域=5.6， 三刀屋川流域=28.7， 久野川流域=13.7， 深野川流域=16.6，阿井川流域=18.7， 中村川流域=5.7，幡屋川流域=11.5， 遠所川流域=9.5，佐世川流域=7.5， 山田川流域=5.7，阿用川流域=10， 清田川流域=6.3，須賀川流域=9.5， 刈畑川流域=8.4，飯石川流域=8.6， 中野川流域=5.6，松笠川流域=9.5， 滝谷川流域=6.1，大志戸川流域=5.8， 吉田川流域=12.7，菅谷川流域=5.7， 八重山川流域=6.6，民谷川流域=7.7， 矢入川流域=8.6，穴見川流域=6.2	斐伊川流域=（5，36.1）， 三刀屋川流域=（5，23）	斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］
	奥出雲町	斐伊川流域=33.1，阿井川流域=13.4， 八代川流域=6.2，三沢川流域=8.2， 大馬木川流域=13.7，亀嵩川流域=9.5， 下横田川流域=14.4，蔵屋川流域=6.1， 福頼川流域=5.2，山郡川流域=6.8， 奥湯谷川流域=6.6，内谷川流域=8.1， 雨川川流域=7.5，小馬木川流域=9.2， 郡川流域=6.1，室原川流域=8.9	－	－
	飯南町	塩谷川流域=9.6，神戸川流域=9.1， 角井川流域=5.7，才谷川流域=7.7， 獅子川流域=5.7，長谷川流域=6.9， 頓原川流域=12.5，小田川流域=14.9， 真木川流域=7.2	－	－
大田邑智地区	大田市	祖式川流域=5.6，早水川流域=8.8， 南川流域=5.7，奥三俣川流域=6.5， 飯谷川流域=3.9，右原川流域=5.4， 千原川流域=3.2，藤木川流域=6.8， 波根川流域=7.3，大原川流域=7.3， 三瓶川流域=15.9，逢浜川流域=4.9， 野田川流域=4.9，潮川流域=10.1， 湯里川流域=6.6，福光川流域=9.5， 笹川流域=6.9，静間川流域=21.5， 箱坂川流域=5，銀山川流域=10.6， 戸蔵川流域=4.8，亀谷川流域=5.7， 安谷川流域=5.8，忍原川流域=12.5	潮川流域=（5，8.6）， 湯里川流域=（5，5.9）， 福光川流域=（5，7.9）， 静間川流域=（9，19.1）， 銀山川流域=（5，9.4）	－
	川本町	小谷川流域=3.7，濁川流域=23.5， 木谷川流域=8.1，矢谷川流域=8.1， 三谷川流域=13.7，祖式川流域=8.7， 奥三俣川流域=8.4，飯谷川流域=5.1， 大槙谷流域=5.2	江の川流域=（5，50.1）	江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］
	美郷町	君谷川流域=8.6，火打谷川流域=4.2， 尻無川流域=11.5，早水川流域=9.9， 沢谷川流域=15，猪之谷川流域=8.3， 響谷川流域=5，塩谷川流域=10.6， 新道路川流域=6.2，角谷川流域=12.4， 志君川流域=8.4，久保川流域=5.6， 千原川流域=8.3，宮内川流域=7.2	江の川流域=（5，52.5）	江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］

洪水警報

大田邑智地区	邑南町	八戸川流域=12.4，田津谷川流域=5.3， 鹿賀谷川流域=5.6，濁川流域=22.3， 角谷川流域=5.1， 宇都井谷川流域=6.7， 出羽川流域=16.7，長瀬川流域=19.4， 日和川流域=7.5，日貫川流域=12.8， 生家川流域=5.5，井原川流域=14.2， 馬野原川流域=7.3，新山川流域=5.1， 矢上川流域=16.6，福原川流域=7.6， 長田川流域=6.5，雪田川流域=7.1， 高見川流域=6.8，円ノ板川流域=9.4， 岩屋川流域=6.2，亀谷川流域=5.6， 高水川流域=7.4，道明川流域=5.9， 大草川流域=5.9，小林川流域=7.7， 久喜川流域=11.2	－	江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］
浜田地区	浜田市	八戸川流域=18.3， 家古屋川流域=16.2， 白角川流域=9.8，久佐川流域=8.1， 重富川流域=6.2，都川川流域=11.7， 谷川流域=6.8，来尾川流域=9， 早水川流域=5.3，小国川流域=9， 長田川流域=8.4，三隅川流域=34， 井川川流域=15.1，矢原川流域=14， 板井川流域=10.1，本郷川流域=9.4， 小坂川流域=8.5，小角川流域=10.1， 久代川流域=8.6，下府川流域=19.7， 浜田川流域=19.8，折居川流域=8.9， 岡見川流域=9.9，本明川流域=6.8， 七瀬川流域=7.6	小国川流域=（5，8.1）， 長田川流域=（5，7.5）， 三隅川流域=（5，23.3）， 浜田川流域=（5，19.4）， 折居川流域=（5，8）	周布川水系周布川［中場］
	江津市	都治川流域=11.2，奥谷川流域=5.2， 上津井川流域=6.3，小谷川流域=8.9， 八戸川流域=36.7，田津谷川流域=7.6， 鹿賀谷川流域=6.6，南川流域=8.5， 長戸路川流域=5.6， 三田地川流域=5.3， 日和川流域=14.7，長谷川流域=5.3， 家古屋川流域=16.3， 水尻川流域=10.8， 敬川流域=20，本明川流域=11.5	江の川流域=（7，49.7）， 都治川流域=（5，10）， 奥谷川流域=（5，4.6）	江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］
益田地区	益田市	白上川流域=15.5，本俣賀川流域=5.8， 後溢川流域=5.6，二条川流域=9.9， 角井川流域=6.1，滝谷川流域=5.5， 石谷川流域=11.7，能登川流域=5.1， 落合川流域=8.4，紙祖川流域=16.9， 小原川流域=5.7，七村川流域=5.9， 広見川流域=14，亀井谷川流域=7， 赤谷川流域=9.8，矢原川流域=9.7， 板井川流域=8.8，丸茂川流域=4.9， 沖田川流域=11.8，津田川流域=7.9， 大谷本溢川流域=7.1， 笹倉川流域=10.7， 三谷川流域=7.9，本溢川流域=6， 波田川流域=8.3，都茂川流域=7.2， 喜阿弥川流域=4，東喜阿弥川流域=2	高津川流域=（5，35.3）	高津川［神田・高角］， 匹見川［横田］， 益田川水系益田川［染羽］
	津和野町	高津川流域=39.4，匹見川流域=33.2， 添谷川流域=6.6，二俣川流域=6.3， 大木川流域=4.8，柳川流域=3.3， 程彼川流域=11.7， 津和野川流域=16.4， 日浦川流域=5.4， 鍛冶屋谷川流域=5.7， 横道川流域=9.4，八木谷川流域=7.7， 名賀川流域=11.4，高野川流域=5.4， 吹野川流域=8.9，西谷川流域=4.5	高津川流域=（5，22.4）， 津和野川流域=（5，16.1）， 名賀川流域=（5，10.2）， 吹野川流域=（5，8）， 西谷川流域=（5，4）	－
	吉賀町	高津川流域=13.4，杉山谷川流域=3.3， 福川川流域=18.2，木部谷川流域=8.3， 高尻川流域=15.5，蓼野川流域=15.6， 河内川流域=9.5， 鹿足河内川流域=11.5， 幸地川流域=11.1，本郷川流域=6.5， 繁山谷川流域=6.8， 古江堂谷川流域=7.3， 河山川流域=8.8，深谷川流域=13.3	高津川流域=（5，12）， 福川川流域=（5，16.3）， 蓼野川流域=（5，14）	－
隠岐地区	海士町	境川流域=2.7，諏訪川流域=5.9， 大川流域=4.6，多井川流域=4.5	－	－
	西ノ島町	美田川流域=5.3，大橋川流域=6.6， 三度川流域=4.1	－	－
	知夫村	横尾川流域=2.6	－	－
	隠岐の島町	久見川流域=6.9，那久川流域=5， 都万川流域=7，末路川流域=9.9， 八尾川流域=8.8，春日川流域=8.1， 元屋川流域=5.8，中村川流域=5.8， 有木川流域=5.4，真杉川流域=7.3， 銚子川流域=8.3	那久川流域=（6，4.5）， 都万川流域=（6，6.3）， 八尾川流域=（6，7.9）， 春日川流域=（6，7.2）， 中村川流域=（6，5.2）， 有木川流域=（6，4.8）， 銚子川流域=（6，7.4）	－

※①～③のいずれかの基準に達すると予想した場合に警報を発表。
※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨によりどれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。
※複合基準は、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

<table>
<tr><td>高潮警報</td><td>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の基準に達すると予想した場合。
平成23年10月3日現在
<table>
<tr><th></th><th>市町村</th><th>潮位基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">松江地区</td><td>松江市</td><td rowspan="7">１．２ｍ</td></tr>
<tr><td>安来市</td></tr>
<tr><td>出雲地区</td><td>出雲市</td></tr>
<tr><td>大田邑智地区</td><td>大田市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浜田地区</td><td>浜田市</td></tr>
<tr><td>江津市</td></tr>
<tr><td>益田地区</td><td>益田市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">隠岐</td><td>海士町</td><td rowspan="4">０．８ｍ</td></tr>
<tr><td>西ノ島町</td></tr>
<tr><td>知夫村</td></tr>
<tr><td>隠岐の島町</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>波浪警報</td><td>風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。
波高（有義波高）が6m以上になると予想される場合

※「有義波高」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の3分の1の個数の波（例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方から33個の波）を選び、これらの波高及び周期を平均したもの。</td></tr>
</table>

（３）水防に関する気象等特別警報の種類と発表基準（参考）

<table>
<tr><td>特別警報</td><td>警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、特別警報を発表する。
なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
<table>
<tr><th>現象の種類</th><th>基準</th></tr>
<tr><td>大雨</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（４）大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種　類	内　容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分間毎に更新）。
流域雨量指数の予測値 ~~（防災情報提供システムのみ）~~	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

２．気象等情報[*1]の発表

松江地方気象台は、気象の予報等について、気象等警報や注意報に先立って注意を喚起する場合や、気象等警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に情報を発表する。

なお、「島根県記録的短時間大雨情報[*2]」は、アメダス雨量、及び島根県等の観測雨量、又は解析[*3]雨量で１時間[*4]降水量が１００㎜以上の雨量を観測又は解析し、かつ、大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に気象庁が発表する。

また、「顕著な大雨に関する情報」は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使用して発表する。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル４相当以上の状況で発表する。

＊１：気象等情報とは、松江地方気象台が発表する水防に関する情報及び気象庁が発表する記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報をいう。

＊２：県内で、数年に一度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせ分析）し、本文記載の条件に該当したときに、府県気象情報の一種として発表する。

＊３：解析雨量とは、気象庁、国土交通省水管理・国土保全局、道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせて、それぞれの特性を活かし、全国を1km四方に細かく区切って、10分毎の雨量を解析したものである。

＊４：１時間降水量は、アメダス雨量、島根県観測雨量は10分毎に観測、解析雨量は10分毎に観測又は解析したものである。

３．気象等警報・注意報・情報伝達系統図

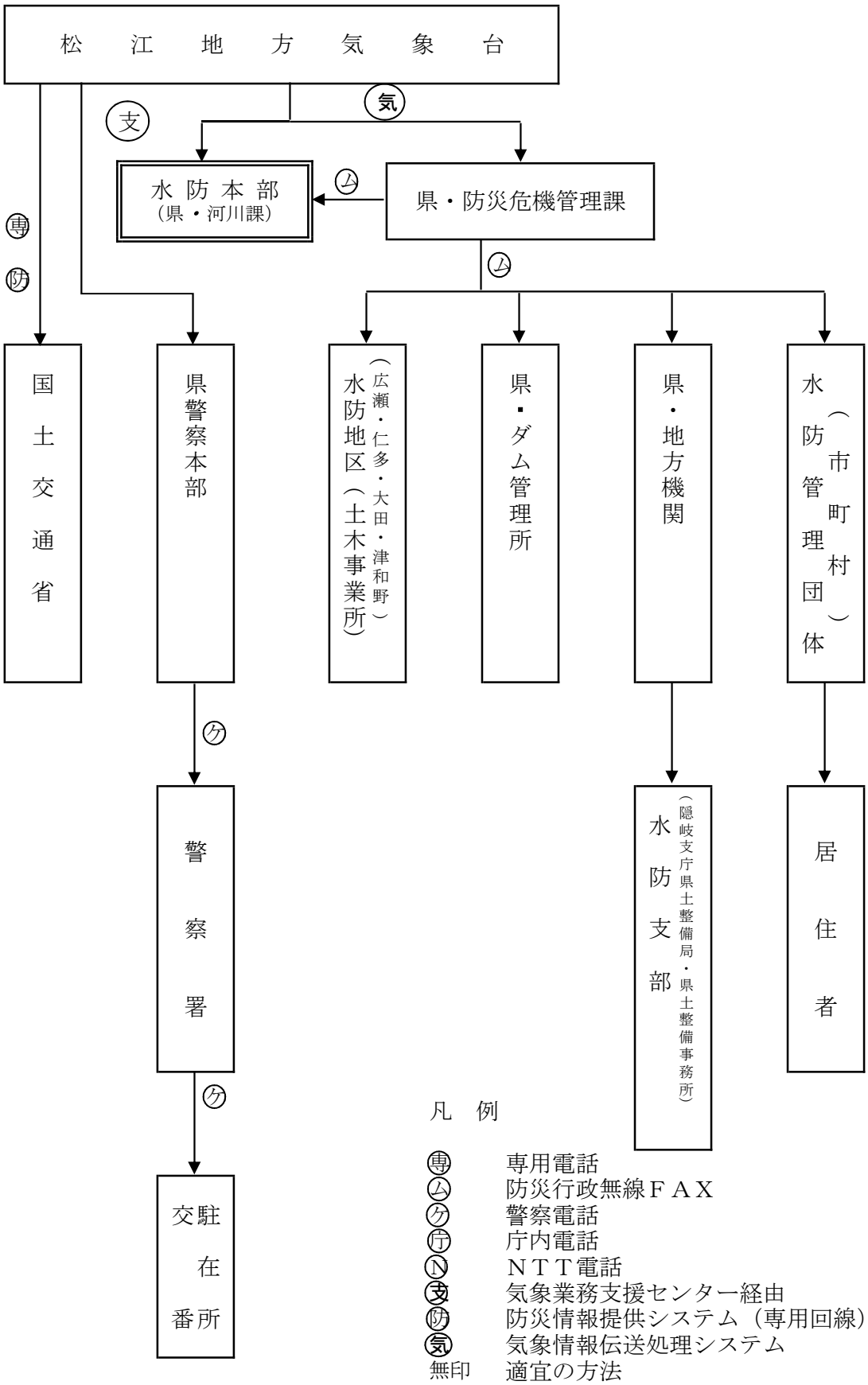

5．2　雨量及び水位の観測と通報及び公表

1．雨量・水位の観測システム及び利用可能な関係機関

雨量観測所
別表第１号表
P. 76
水位観測所
別表第２号表
P. 92

関係機関は、県内の雨量・河川水位のテレメータ観測所を次の表で示す観測システムにより監視できる。これらデータは、最短10分毎に速報値として更新される。
このうち、インターネットと携帯電話については一般に公表する。

令和４年４月１日現在

利用機関	雨量・水位の観測システム	所管	情報の内容	レーダ雨量	時間雨量	*1 累計雨量	国管理河川水位	県管理河川水位	県ダム諸量	気象等注警報
行政	島根県水防情報システム	島根県 河川課	河川課及び農地整備課 砂防課所管データ （国土交通省が管理する河川水位の一部情報有り）		◎	◎	○	◎	◎	○
一般	インターネット 【しまね防災情報】 （ＰＣ版）https://www.bousai-shimane.jp/ （携帯版）https://www.bousai-shimane.jp/	島根県 消防総務課 防災危機管理課	気象情報など関係機関HPのリンクを掲載							◎
	インターネット 【島根県水防情報】 （ＰＣ版）　https://www.suibou-shimane.jp/pc （ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ版）https://www.suibou-shimane.jp/s （携帯版）　https://www.suibou-shimane.jp/m	島根県 河川課	島根県水防情報システム		◎	◎	○	◎	◎	○
	メールシステム※登録者のみ 【しまね防災メール】	島根県 消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報				○	○		○

◎：推奨

その他、県内の雨量・河川水位を観測するシステムは次の表で示すものがある。

令和４年４月１日現在

雨量・水位の観測システム	所管	利用可能な関係機関等	情報の内容
インターネット 【島根県土砂災害予警報システム】 (PC版) https://sabo1.pref.shimane.lg.jp/residents/ (ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ版) https://sabo1.pref.shimane.lg.jp/smartphone/ (携帯版) https://sabo1.pref.shimane.lg.jp/mobile/	島根県 砂防課	全機関、一般	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報
インターネット 【川の防災情報】 https://www.river.go.jp	国土交通省	全機関、一般	斐伊川、江の川、高津川等、国土交通省が管理する河川の情報 (島根県河川課ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞからﾘﾝｸしている)
インターネット 【気象庁ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ】 https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁	全機関、一般	島根県内の気象庁管理(アメダス)の雨量等
インターネット 【防災情報提供センター】 https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国土交通省	全機関、一般	国土交通省(水管理・国土保全局、気象庁、道路局)管理の雨量

*1：土砂災害の発生を予見するための雨量情報は、雨が降り止んでから24時間経過するとリセット(ゼロ)となるが、他のシステムでは12時間経過すると(ゼロ)となる。但し、水防情報システムのダム所管テレメータについては、ダム毎にリセット時間が異なる。

２．雨量及び水位の観測

雨量観測所
別表第1号表
P. 76

各水防関係機関は関係する雨量及び水位観測所の正確な情報の把握に努めるものとする。

３．欠測時の措置

（１）各水防関係機関は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表等ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。

（２）欠測等により水位の通報及び公表等ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知するものとする。

４．水位の通報

水位観測所
別表第2号表
P. 92

（１）水防支部は、水防に関する気象等予警報の連絡を受け、増水のおそれがあると認めたとき、又は河川が水防団待機水位に達したときは、常に水防情報システム水位観測所の水位の変動を監視するものとする。

（２）水防支部は、水防団待機水位及び氾濫注意水位に達した場合、その時刻と水位を直ちに関係水防管理団体に通報するものとする。

（３）国管理区間及び国管理区間に関係のある河川については、国土交通省関係事務所と関係水防支部とが、必要に応じ相互に通報するものとする。

（４）各水防機関は、必要に応じ他の水防機関が入手した水位観測結果の通報を受けるものとする。

５．ダム等からの通報

通報系統図
別表第10号表
P. 186

（１）県土木部所管のダムからの通報

布部、山佐、三瓶、八戸、浜田、第二浜田、大長見、御部、益田川、笹倉、大峠、銚子、美田の各ダムを所管する事務所は、次の事項について、別表第１０号表により規定する水防関係機関に通報するものとする。

ダム操作規則及びダム操作要領に定める通報。

（２）県農林水産部所管のダムからの通報

嵯峨谷、津田川、清瀧の各ダムを所管する事務所は、次の事項について別表第１０号表により規定する水防関係機関に通報するものとする。

ダム操作規程に定める通報。

（３）県企業局所管のダムからの通報

三成、木都賀の各ダムを所管する企業局は、次の事項について別表第１０号表により規定する水防関係機関に通報する。

ダム操作規程に定める通報。

（４）中国電力（株）所管ダムからの通報

阿井川、来島、浜原、長見、周布川の各ダムを所管する中国電力（株）は、次の事項について別表第１０号表に規定する水防関係機関に通報する。

ダム操作規程に定める通報。

（５）松江市水道局所管ダムからの通報

大谷、千本の各ダムを所管する松江市水道局は次の事項について別表第１０号表により規定する水防関係機関に通報する。

ダム操作規程に定める通報。

（６）出雲市農林水産部所管ダムからの通報

稗原ダムを所管する出雲市農林水産部は次の事項について別表第１０号表により規定する水防関係機関に通報する。

ダム操作規程に定める通報。

（７）国土交通省所管ダムからの通報

志津見、尾原ダムを所管する国土交通省出雲河川事務所は次の事項について別表第10号表により規定する水防関係機関に通報する。

ダム操作規則に定める通報。

（８）国土交通省所管分流堰からの通報

斐伊川放水路分流堰を所管する国土交通省出雲河川事務所は次の事項について別表第10号表により規定する水防関係機関に通報する。

分流堰操作規則に定める通報。

（９）国土交通省への通報

１）洪水時の通報

水防本部は国土交通省中国地方整備局が定めるダム（下表）についてダム操作規則に定められている洪水時となった場合、洪水が終了するまでの１時間（毎正時）ごとの下記の事項について国土交通省中国地方整備局に通報する。

（A）雨量、流入量、放流量、貯水位
（B）ダムの管理状況

２）重大な災害の通報

水防本部は、国土交通省中国地方整備局が定めるダム（下表）について、ダムに係る重大な異常が発生し、被害が予想される場合等は、国土交通省及び国土交通省中国地方整備局に通報するものとする。

区　分	通 報 対 象 ダ ム 名 （県土木部所管ダム及び県が設置を許可したダム）
県土木部所管	布部、山佐、三瓶、八戸、浜田、第二浜田、大長見、御部、益田川、笹倉、大峠、銚子、美田
農林水産部所管	嵯峨谷、津田川、清瀧
県企業局所管	木都賀
中国電力㈱所管	長見、周布川
出雲市 農林水産部所管	稗原

※国土交通省所管ダム及び国土交通省が設置を許可したダムについては国土交通省の出先事務所が行う。

６．広島県からの通報

協定書
P. 318

島根県と広島県で締結した一級河川江の川水系に関する協定に基づき、広島県北部建設事務所長は、北部建設事務所雨量観測所の雨量観測結果を状況に応じ、島根県土木部河川課長に通報することとなっている。

５．３　ダム、水門、樋門、堰の操作

別表第6号表
P. 158
別表第7号表
P. 163
別表第8号表
P. 179
別表第9号表
P. 180
別表第10号表
P. 186

各施設の管理者は、操作規則等に基づき管理及び操作を行うものとする。

また、操作規則等を定めていない施設の管理者は、常に施設が十分に機能できるように整備しておくとともに、水防時には適正な操作を行い水害の防止に万全を期するものとする。

水防管理者は、これらの施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

堰一覧表　・・・・・・・・・・・・・　別表第６号表
（排・取）水門一覧表　・・・・・　別表第７号表
ダム一覧表　・・・・・・・・・・・　別表第８号表
ダム機能表　・・・・・・・・・・・　別表第９号表
ダム関係通報系統図　・・・・・・　別表第10号表

５．４　洪水予報（国土交通省管理河川）

国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と気象庁長官（松江地方気象台長）は、２以上の県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川(＊１)について、次により共同して洪水予報を発表する。

１．洪水予報を行う河川及びその受け持ち区間

河川名	受　け　持　ち　区　間	基準水位観測所
斐伊川	左岸：熊谷大橋付近から宍道湖まで 右岸：熊谷大橋付近から宍道湖まで	木次 新伊萱 上島 大津 灘分
神戸川	左岸：馬木大橋付近から海まで 右岸：馬木大橋付近から海まで	馬木 古志橋
江の川 下流	広島・島根県境から海まで	大津 都賀 川本 谷住郷 川平
高津川	左岸：卯の木堰から海まで 右岸：卯の木堰から海まで	神田 高角
匹見川	左岸：剣先取水堰から高津川合流点付近まで 右岸：剣先取水堰から高津川合流点付近まで	横田

２．　発表の様式

発表の様式
別表第11号表 p213
別表第12号表 p215
別表第13号表 p217
別表第14号表 p221
別表第15号表 p223

斐伊川洪水予報・・・・・・・・・別表第11号表
神戸川洪水予報・・・・・・・・・別表第12号表
江の川（下流）洪水予報・・・・別表第13号表
高津川洪水予報・・・・・・・・・別表第14号表
匹見川洪水予報・・・・・・・・・別表第15号表

＊１：この河川は、国土交通大臣が定めることとなっている。（法１０②）
※　：洪水予報を行う河川の範囲の実施区域は告示されたものではなく現状に合わせたものである。

３．　洪水予報の種類と発表基準

種類	情報名	発表基準	相当する警戒レベル
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は、「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	5相当
	「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	4相当
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ~~・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき~~ ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	3相当
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	2相当
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・~~氾濫発生情報~~、氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）	2相当
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき	

注１：予報区域に複数の基準観測所がある場合（斐伊川、神戸川、江の川、高津川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。
注２：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。
注３：警戒レベルについては内閣府ホームページ参照のこと。
注４：氾濫水の予報については、平成３１年３月現在、利根川及び阿武隅川の一部区間において実施。

４．洪水予報河川（国管理河川）基準水位観測所及び対象市町村

河川名	観測所名	所在地	計画高水位 m	氾濫危険水位 m	避難判断水位 m	氾濫注意水位 m	水防団待機水位 m	関係水防支部名（地区名）	対象市町村名
斐伊川	木次	雲南市木次町下熊谷	5.50	4.80	4.20	3.50	2.50	雲南 出雲	雲南市 出雲市
	新伊萱	雲南市加茂町三代	5.30	5.00	4.30	3.40	2.50		
	上島	出雲市上島町	7.90	6.30	5.70	4.00	2.90		
	大津	出雲市大津町	3.60	3.20	2.90	2.50	1.60		
	灘分	出雲市灘分町	4.80	4.60	4.40	2.80	2.00		
神戸川	馬木	出雲市馬木町	7.00	7.00	6.30	3.50	3.00	出雲	出雲市
	古志橋	出雲市古志町	5.50	5.40	5.00	3.10	1.60		
江の川下流	大津	邑智郡邑南町下口羽	13.73	9.00	8.10	5.20	4.20	県央 浜田	邑南町 美郷町 川本町 江津市
	都賀	邑智郡美郷町都賀本郷	13.71	7.50	7.00	5.40	4.40		
	川本	邑智郡川本町川本	15.47	8.60	8.00	6.00	5.00		
	谷住郷	江津市桜江町谷住郷	18.09	9.20	8.60	7.70	5.60		
	川平	江津市松川町市村	16.90	9.70	9.20	8.40	6.30		
高津川	神田	益田市神田町	6.92	6.40	5.90	3.30	2.00	益田	益田市
	高角	益田市高津二丁目	6.67	4.60	4.20	3.10	1.90		
匹見川	横田	益田市横田町	5.15	4.20	3.70	3.60	2.60	〃	〃

５．斐伊川洪水予報伝達系統図

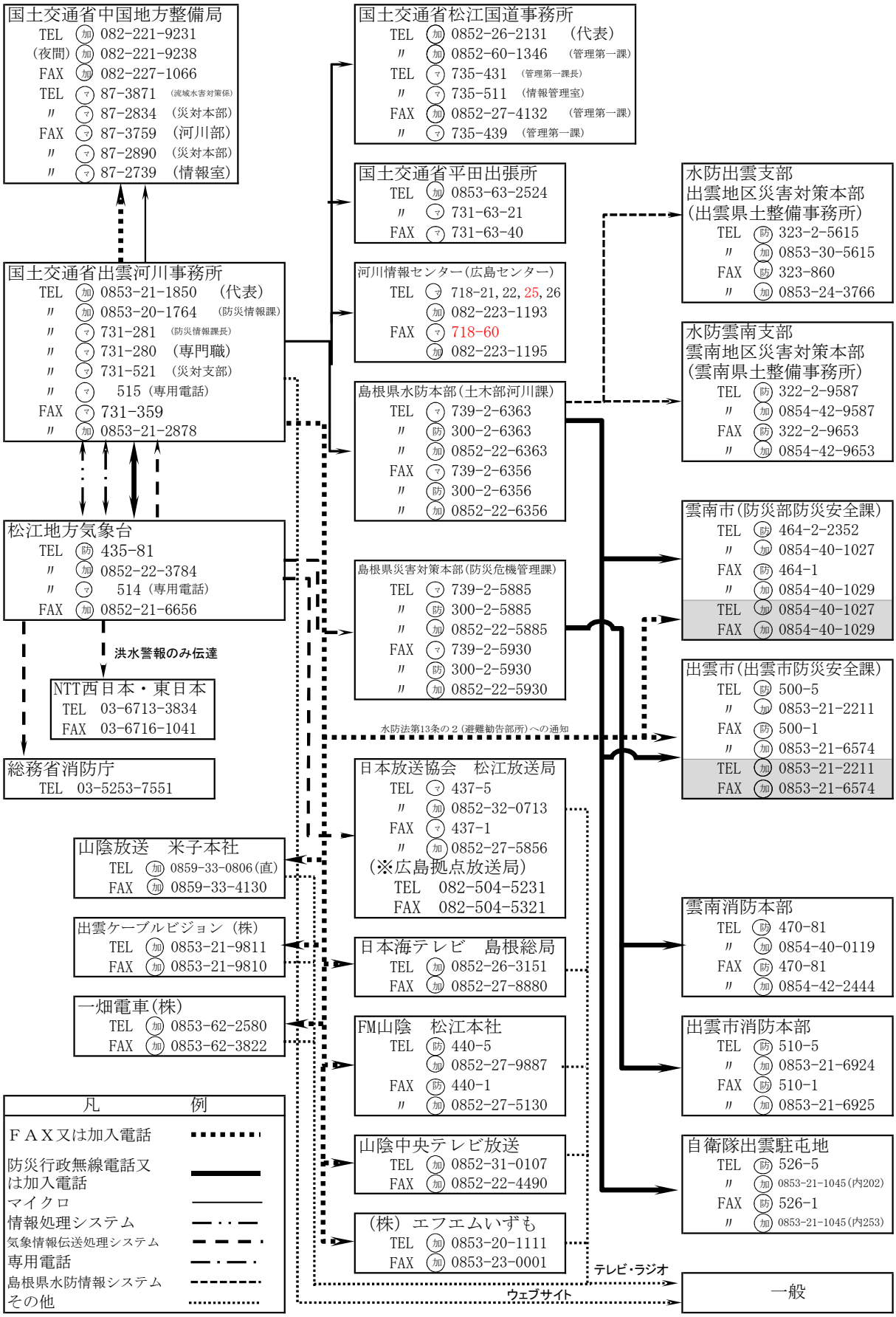

※ 夜間等の代行により日本放送協会広島拠点放送局へ伝達する場合がある。

6. 神戸川　洪水予報伝達系統図

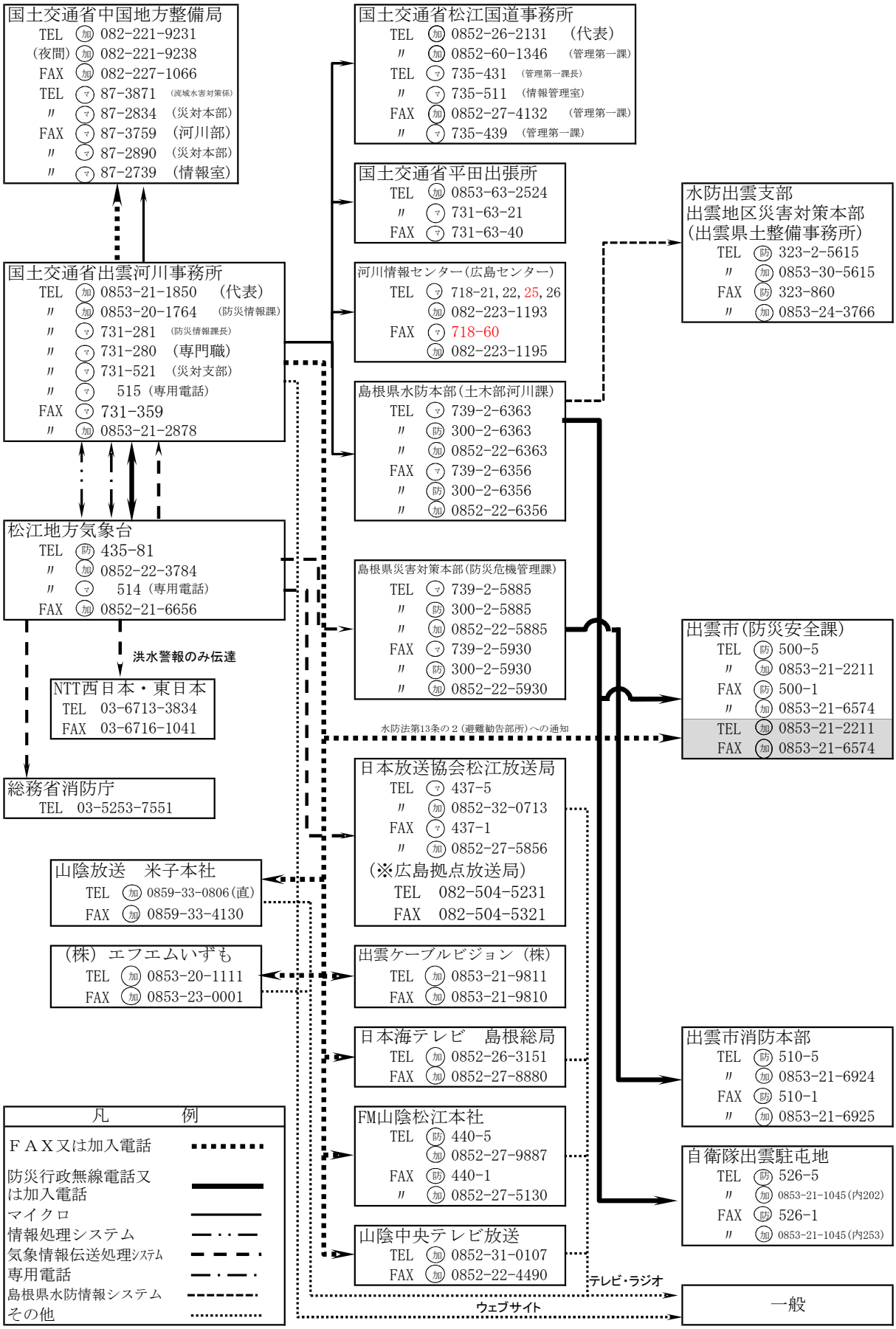

※　夜間等の代行により日本放送協会広島拠点放送局へ伝達する場合がある。

7．江の川（下流）洪水予報伝達系統図

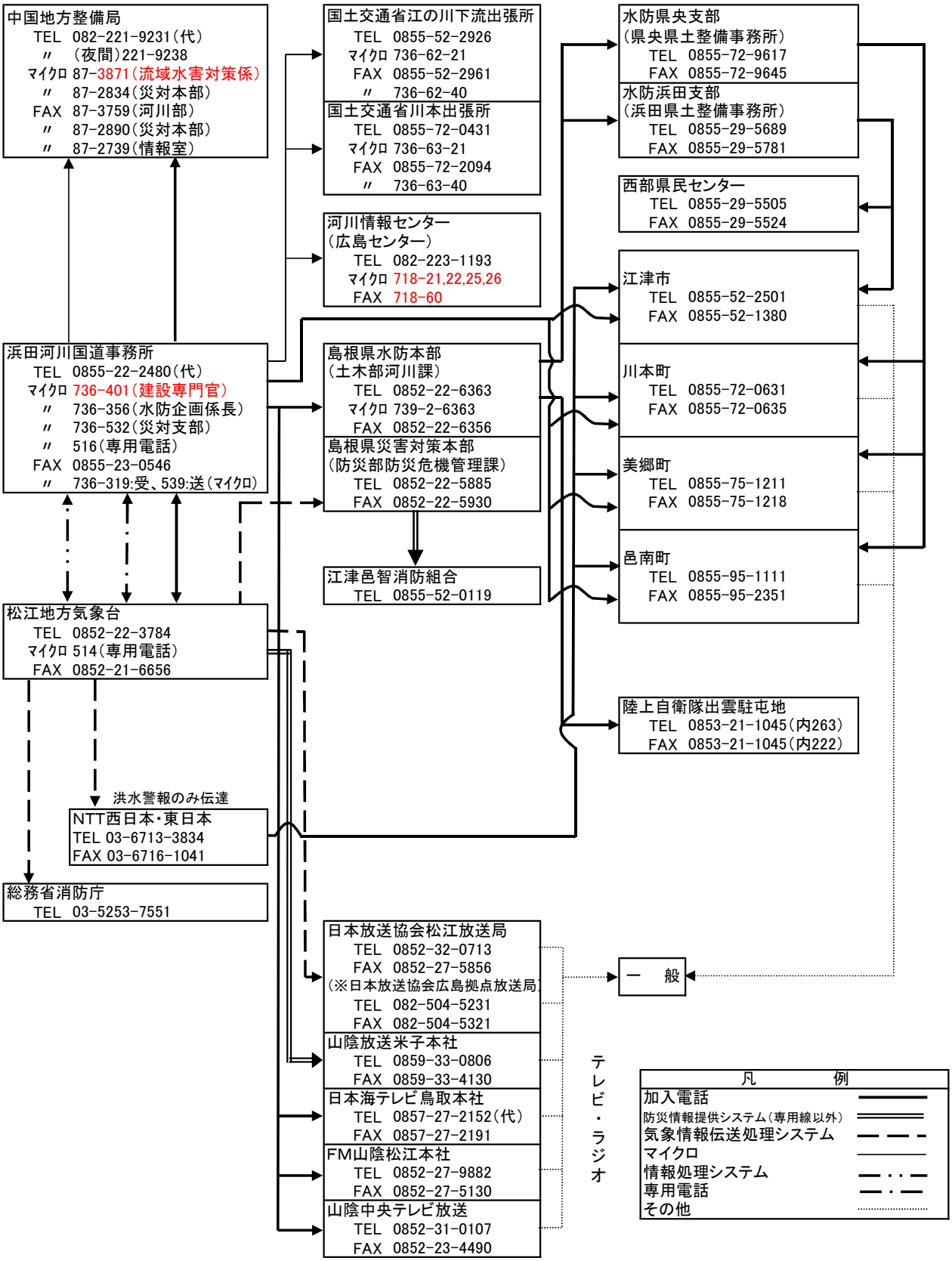

※ 夜間等の代行により日本放送協会広島拠点放送局へ伝達する場合がある。

８．高津川・匹見川洪水予報伝達系統図

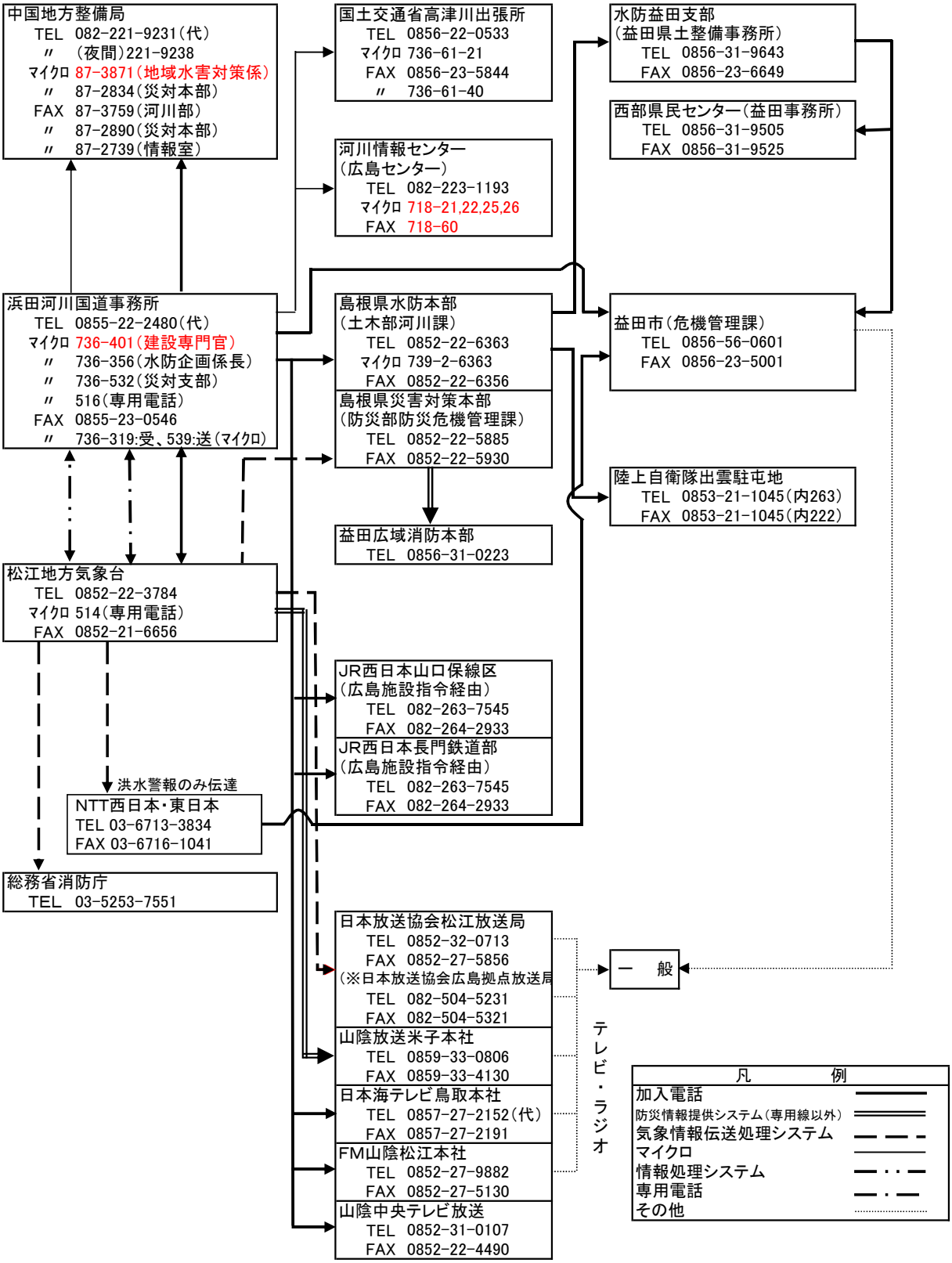

※ 夜間等の代行により日本放送協会広島拠点放送局へ伝達する場合がある。

５．５　洪水予報（県管理河川）

知事と気象庁長官（松江地方気象台長）は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川(＊1)について、次により共同して洪水予報を発表する。

１．洪水予報を行う河川及びその受け持ち区間

河川名	受　け　持　ち　区　間	基準水位観測所
飯梨川	左岸：安来市広瀬町(新宮川合流点)から 安来市赤江町(河口)まで 右岸：安来市古川町(新宮川合流点)から 安来市東赤江町(河口)まで	矢田
周布川	左岸：浜田市内村町(松本橋)から 浜田市津摩町(河口)まで 右岸：浜田市内村町(松本橋)から 浜田市日脚町(河口)まで	中場
益田川	左岸：益田市七尾町（堀川橋上流）から 益田市中須町(河口)まで 右岸：益田市染羽町（八坂橋）から 益田市久城町（河口）まで	染羽

２．　発表の様式

発表の様式
別表第16号表
p225
別表第17号表
p227
別表第18号表
p229

飯梨川洪水予報・・・・・・・・・別表第16号表
周布川洪水予報・・・・・・・・・別表第17号表
益田川洪水予報・・・・・・・・・別表第18号表

３．洪水予報の種類と発表基準

P.37参照

５．４．３に同じ。

４．洪水予報河川(県管理河川)基準水位観測所及び対象市町村

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段:左岸 下段:右岸 m	氾濫危険水位 m	避難判断水位 m	氾濫注意水位 m	水防団待機水位 m	平常水位 m	関係水防支部名(地区名)	対象管理団体名
飯梨川	矢田	安来市矢田町	9.83 10.08	6.40	5.70	5.10	3.70	0.90	松江 (広瀬)	安来市
周布川	中場	浜田市穂出町	7.21 8.28	3.20	2.90	2.10	1.80	0.40	浜田	浜田市
益田川	染羽	益田市染羽町	5.00 5.00	3.50	3.10	2.30	1.30	0.00	益田	益田市

＊１：この河川は、知事が定めることとなっている。（法１１①）

５．飯梨川洪水予報伝達系統図

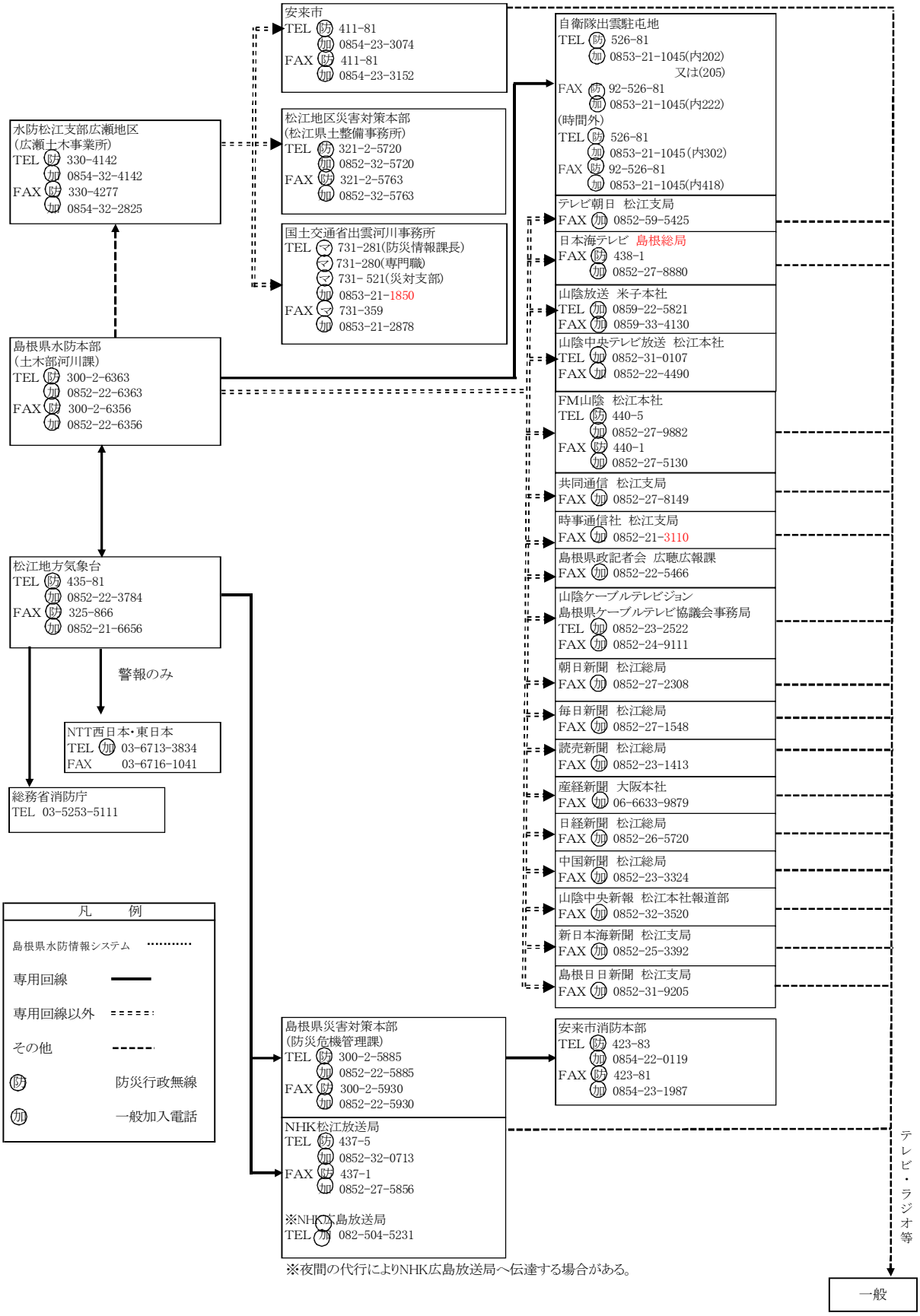

※夜間の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

６．周布川洪水予報伝達系統図

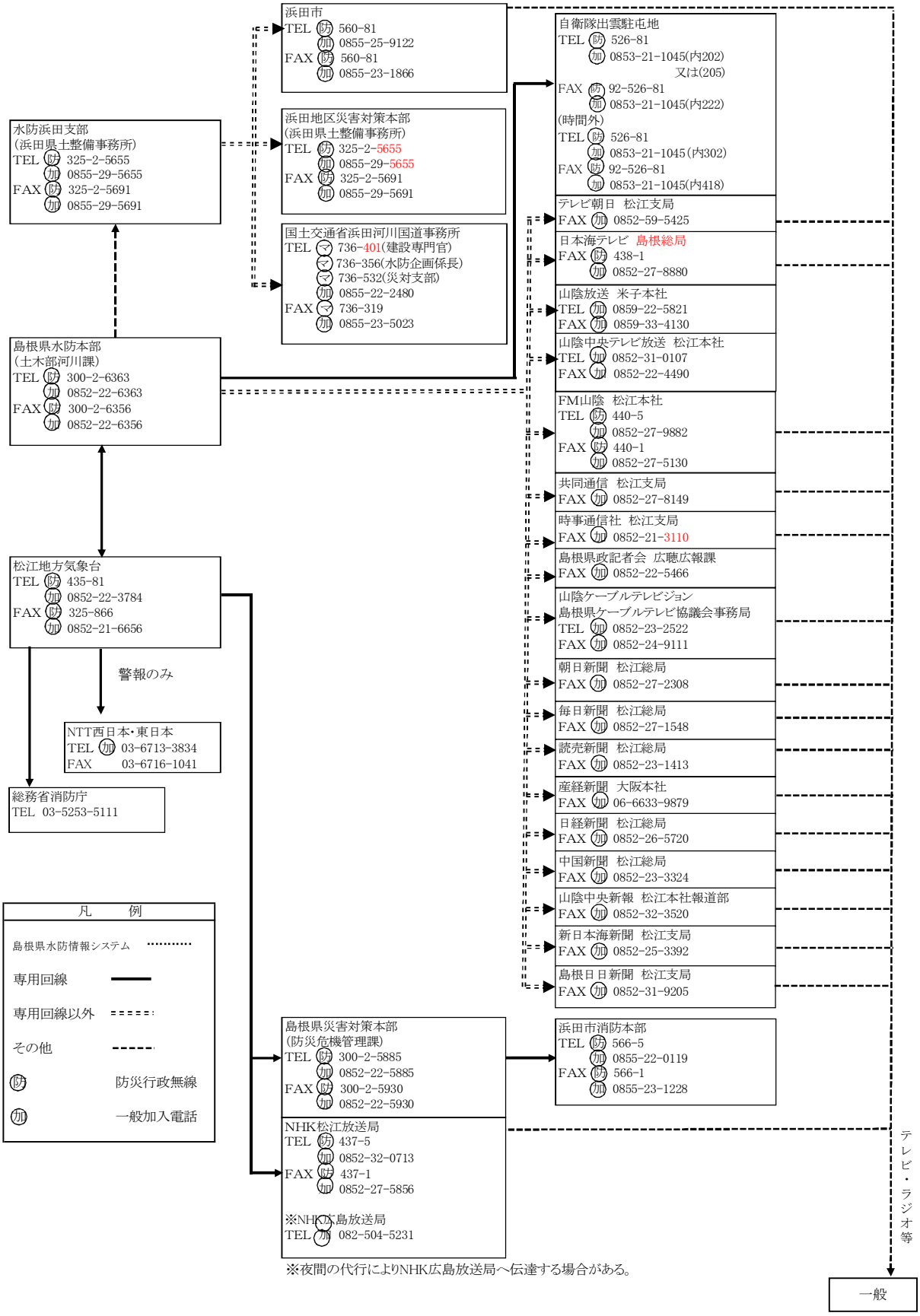

７．益田川洪水予報伝達系統図

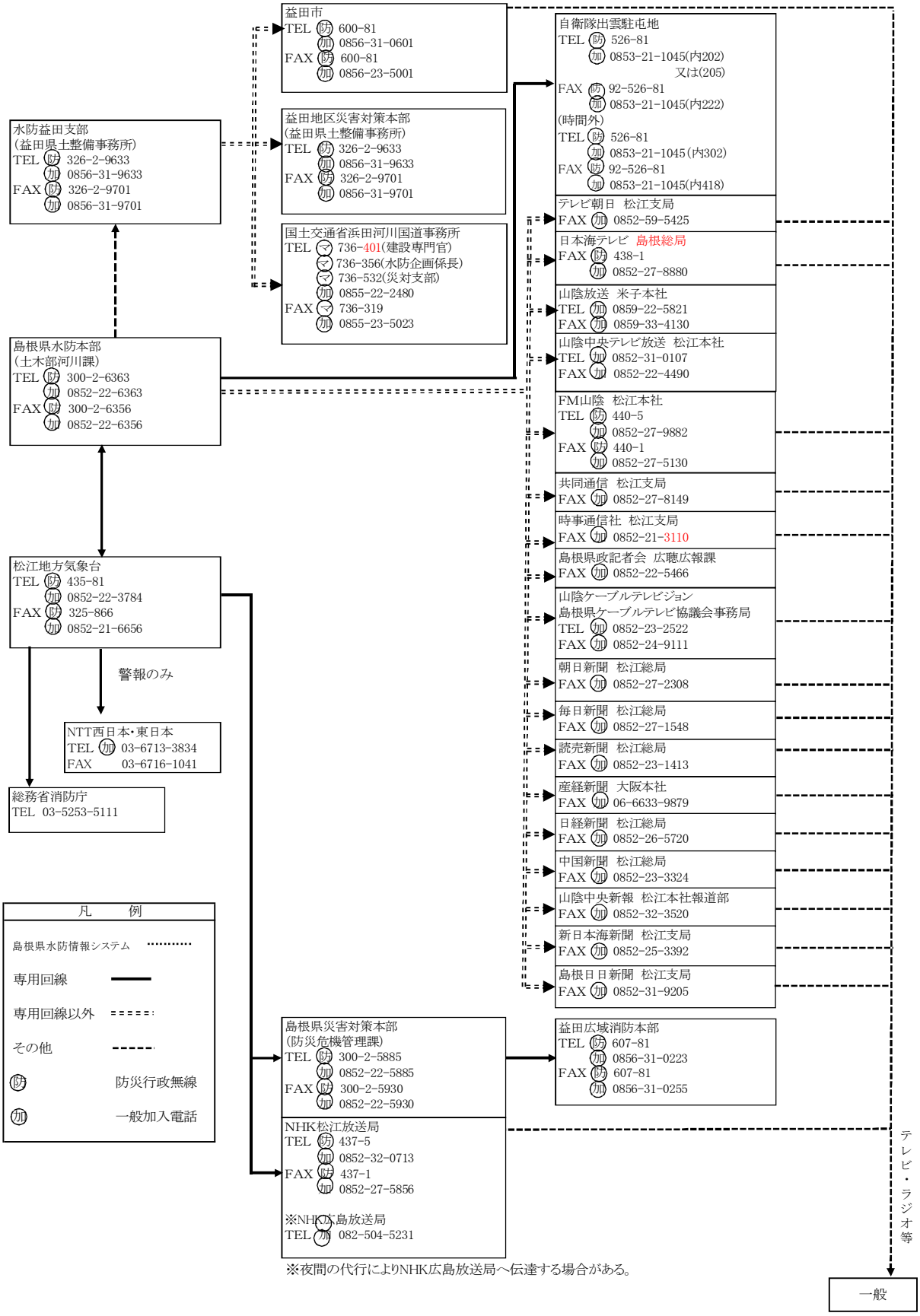

※夜間の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

５．６　水位周知（国土交通省管理河川）

国土交通大臣が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、別に定める発表基準により、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならない。また必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

１．水位到達情報　（国土交通省管理河川）の発表、伝達方法

（１）水位周知河川（国土交通省管理河川）区域及び発表者は次表①のとおりとする。

（２）水位到達情報の発表の基準になる水位観測所及び対象水防管理団体は次表②のとおりとする。

（３）水位到達情報の伝達は次図③に示す伝達系統により行うものとする。

発表の様式
別表第19号表
p231
別表第20号表
p232
別表第21号表
p233
別表第22号表
p234

（４）発表の様式は別表１９号表【斐伊川　大橋川・宍道湖】
別表２０号表【斐伊川　中海】
別表２１号表【高津川派川　高角】
別表２２号表【白上川　内田】
のとおりとする。

発表基準

河川名	氾濫注意情報（氾濫注意水位）	氾濫警戒情報（避難判断水位）	氾濫危険情報（氾濫危険水位※）
相当する警戒レベル	２相当	３相当	４相当
大橋川・宍道湖	○	－	○
中海	－	－	○
高津川派川	－	○	○
白上川	－	○	○

※氾濫危険水位は水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位と同義

①水位周知河川（国土交通省管理河川）区域及び発表担当者

<table>
<tr><th>水　系</th><th>河川名</th><th>区　　域</th><th colspan="2">発表担当者</th><th>受報者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">斐伊川</td><td rowspan="2">斐伊川</td><td rowspan="2">左岸：出雲市出島町19番地3地先から海まで

右岸：出雲市島村町373番地6地先から海まで</td><td colspan="2">国土交通省出雲河川事務所長</td><td>島　根　県
河川課長</td></tr>
<tr><td>連絡方法</td><td colspan="2">0852-22-6363</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高津川</td><td rowspan="2">高津川
派　川</td><td rowspan="2">左岸：
　高津川本川分派点から高津川本川合流点まで
右岸：</td><td colspan="2">国土交通省浜田河川国道事務所長</td><td>島　根　県
河川課長</td></tr>
<tr><td>連絡方法</td><td colspan="2">0852-22-6363</td></tr>
<tr><td rowspan="2">〃</td><td rowspan="2">白上川</td><td rowspan="2">左岸：大双堰上流１００ｍから
　　高津川派川合流点まで

右岸：大双堰上流１００ｍから
　　高津川派川合流点まで</td><td colspan="2">国土交通省浜田河川国道事務所長</td><td>島　根　県
河川課長</td></tr>
<tr><td>連絡方法</td><td colspan="2">0852-22-6363</td></tr>
</table>

②水位周知河川(国土交通省管理河川)　対象水位観測所及び対象市町村

河　川　名	観測所名	所　在　地	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名(地区名)	対象市町村名
斐　伊　川 (宍道湖) (大橋川)	松　江	松江市白潟本町	1.40	1.40	1.20	0.80	出雲 松江	出雲市 松江市
〃 (境水道) (中　海)	中　海 湖　心	松江市八束町八束	0.90	0.90	0.90	0.70	松江・ 松江 (広瀬)	松江市 安来市
高津川派川	高　角	益田市高津二丁目	4.60	4.20	－	－	益田	益田市
白　上　川	内　田	益田市内田町	5.30	4.40	－	－	〃	〃

③水位到達情報（国土交通省管理河川）伝達系統図

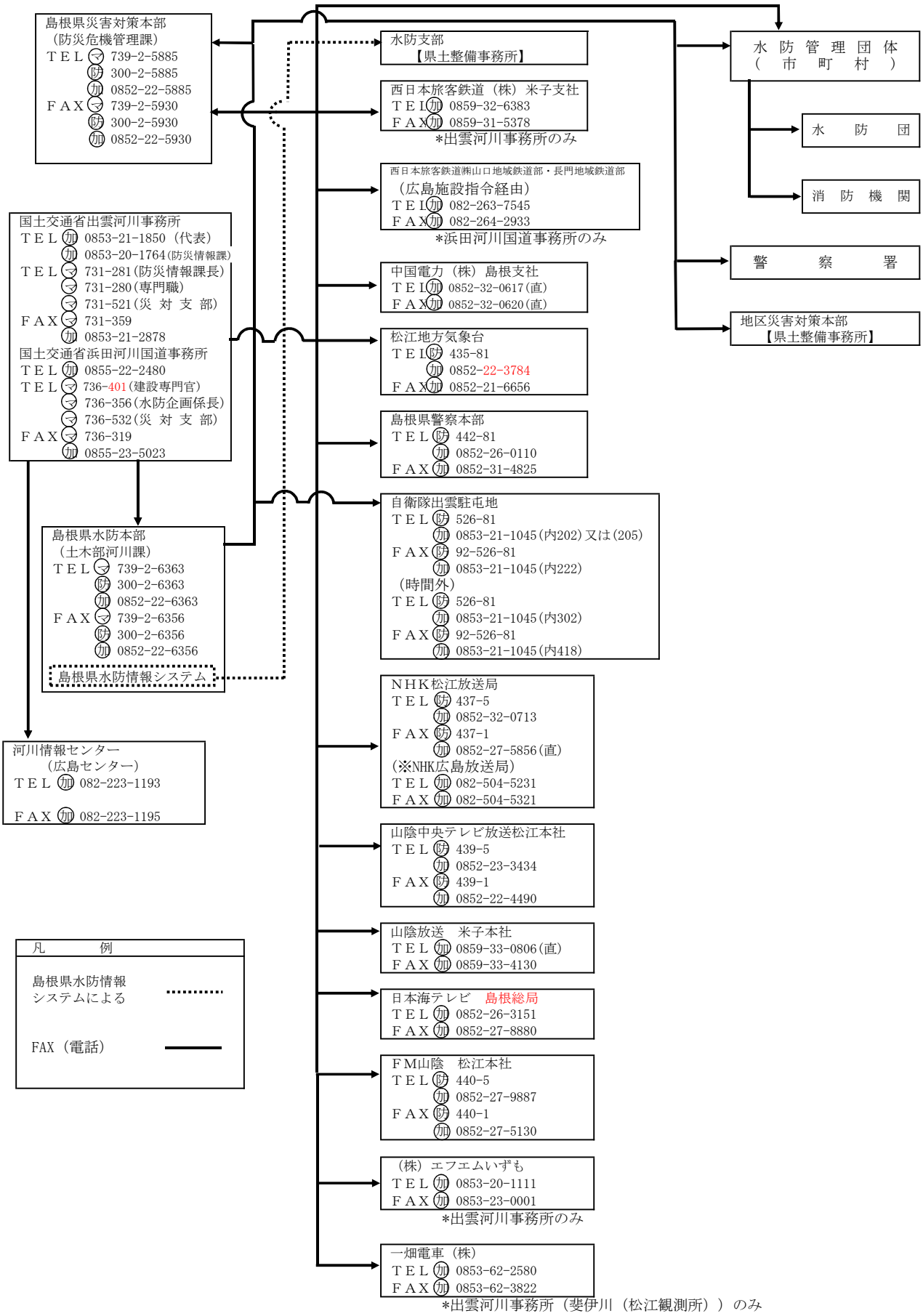

５．７　水位周知　（県管理河川）

県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、別に定める発表基準により、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならい。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

１．水位到達情報（県管理河川）の発表、伝達方法

（１）水位周知河川（県管理河川）区域及び発表者は次表①のとおりとする。

（２）水位到達情報の発表の基準となる水位観測所及び対象水防管理団体は次表②のとおりとする。

（３）水位到達情報の伝達は次図③に示す伝達系統により行うものとする。

発表の様式
別表第23号表
p235

（４）水防支部は、次表②の氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達した場合、水防関係機関へ速やかに発表し周知させる。
発表の様式は別表23号表のとおりとする。

発表基準

河川名	氾濫注意情報（氾濫注意水位）	氾濫警戒情報（避難判断水位）	氾濫危険情報（氾濫危険水位※）
相当する警戒レベル	２相当	３相当	４相当
次表②に記載する水位周知河川	○	○	○

※氾濫危険水位は水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位と同義

①水位周知河川（県管理河川）区域及び発表担当者

水　系	河川名	区　域	発表担当者
斐伊川	斐伊川（幹川）	左岸：雲南市三刀屋町上熊谷（新引野橋）から雲南市木次町下熊谷1,912番の２地先まで 右岸：雲南市木次町西日登（新引野橋）から雲南市木次町新市2,025番地先まで	水防雲南支部長
〃	久野川	左岸：雲南市木次町東日登（日の出橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市木次町木次（日の出橋）から斐伊川への合流点まで	〃
〃	赤川	左岸：雲南市大東町大東869番の１地先（神田橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市大東町大東７番地先（神田橋）から斐伊川への合流点まで	〃
〃	三刀屋川	左岸：雲南市三刀屋町古城1203番の５地先（坂山橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市三刀屋町三刀屋390番の１地先（三刀屋新大橋）から斐伊川への合流点まで	〃
〃	飯梨川	左岸：安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市広瀬町（新宮川合流点）　まで 右岸：安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市古川町（新宮川合流点）まで	水防松江支部長
〃	伯太川	左岸：安来市伯太町井尻（母里界）から安来市安来町（河口）まで 右岸：安来市伯太町井尻（福富川合流点）から安来市安来町　（河口）まで	〃
〃	意宇川	左岸：松江市八雲町日吉（八雲大橋）から松江市富士見町（河口）まで 右岸：松江市八雲町日吉（八雲大橋）から松江市意宇町（河口）まで	〃
斐伊川	神戸川	左岸：出雲市佐田町反辺（1757-6地先）から出雲市馬木町（1341-2地先）まで 右岸：出雲市佐田町反辺（1955-2地先）から出雲市所原町（5551-1地先）まで	水防出雲支部長
静間川	静間川	左岸：大田市川合町（善性寺前）から大田市静間町（河口）まで 右岸：大田市川合町（善性寺前）から大田市静間町（河口）まで	水防県央支部長
〃	三瓶川	左岸：大田市大田町（日の出橋）から大田市静間町（静間川合流点）まで 右岸：大田市大田町（日の出橋）から大田市静間町（静間川合流点）まで	〃
江の川	八戸川	左岸：江津市桜江町市山（546-1地先）から江津市桜江町後山（江の川合流点）まで 右岸：江津市桜江町江尾（452地先）から江津市桜江町川戸（江の川合流点）まで	水防浜田支部長
敬川	敬川	左岸：江津市敬川町（451地先）から江津市敬川町（河口）まで 右岸：江津市敬川町（438地先）から江津市敬川町（河口）まで	〃
下府川	下府川	左岸：浜田市上府町（府中橋）から浜田市下府町（河口）まで 右岸：浜田市上府町（千代松原橋）から浜田市下府町（河口）まで	〃
浜田川	浜田川	左岸：浜田市相生町（三宮橋）から浜田市港町（河口）まで 右岸：浜田市黒川町（三宮橋）から浜田市殿町（河口）まで	〃
三隅川	三隅川	左岸：浜田市三隅町三隅（399地先）から浜田市三隅町古市場　（河口）まで 右岸：浜田市三隅町三隅（杉の森橋）から浜田市三隅町湊浦（河口）まで	〃
高津川	津和野川	左岸：津和野町下横瀬（小床橋）から津和野町後田（尾曽部橋）　まで 右岸：津和野町下横瀬（小床橋）から津和野町寺田（ＪＲ鉄道橋）まで	水防益田支部長
〃	高津川	左岸：吉賀町沢田（塔尾橋）から吉賀町注連川（重藤橋）　まで 右岸：吉賀町六日市（塔尾橋）から吉賀町立戸（重藤橋）まで	〃
八尾川	八尾川	左岸：隠岐の島町原田（蔵見橋）から隠岐の島町西町（河口）　まで 右岸：隠岐の島町上西（蔵見橋）から隠岐の島町港町（河口）　まで	水防隠岐支部長

②水位周知河川(県管理河川)対象水位観測所及び対象市町村

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名(地区名)	対象市町村名
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)		
斐伊川 (幹川)	日登	雲南市木次町 西日登	5.00 5.00	4.50	3.70	2.70	1.60	雲南	雲南市
久野川	日の出橋	雲南市木次町 東日登	4.50 4.60	2.90	2.70	2.20	1.50	〃	〃
赤川	町上	雲南市加茂町 加茂中	7.64 7.49	5.10	3.70	3.00	1.70	〃	〃
三刀屋川	坂山橋	雲南市三刀屋町 三刀屋	5.10 6.10	2.90	2.40	2.20	1.80	〃	〃
飯梨川	大渡	安来市広瀬町 川平	5.60 6.20	2.80	2.60	2.40	1.50	松江 (広瀬)	安来市
伯太川	弘鶴橋	安来市伯太町 東母里	4.60 5.00	2.80	2.20	2.00	1.50	〃	〃
〃	安来 大橋	安来市安来町	4.40 4.30	2.30	2.00	1.80	1.10	〃	〃
意宇川	出雲郷	松江市東出雲町 出雲郷	3.79 3.58	3.30	2.80	2.70	2.30	松江	松江市
〃	神納橋	松江市八雲町 日吉	6.30 6.30	2.70	2.40	2.10	1.50	〃	〃
神戸川	佐田	出雲市佐田町 反辺	6.67 7.65	5.30	5.00	2.95	2.45	出雲	出雲市
〃	木村橋	出雲市所原町	8.80 8.80	5.30	5.00	3.90	2.60	〃	〃
静間川	川合橋	大田市川合町	4.80 4.80	3.20	2.90	2.20	1.30	県央 (大田)	大田市
〃	八日 市橋	大田市長久町	5.70 5.40	3.80	2.60	2.50	1.50	〃	〃
三瓶川	神田橋	大田市大田町	4.60 4.60	2.90	2.50	2.10	1.30	〃	〃
八戸川	江尾	江津市桜江町 市山	6.66 5.13	3.30	2.80	2.60	1.70	浜田	江津市
敬川	敬川橋	江津市敬川町	4.20 4.20	2.70	2.40	2.10	2.00	〃	〃
下府川	府中橋	浜田市上府町	6.40 6.40	5.40	4.50	3.60	2.10	〃	浜田市
浜田川	浜田 大橋	浜田市殿町	3.05 3.05	2.00	1.70	1.60	1.10	〃	〃
三隅川	三隅	浜田市三隅町 三隅	9.55 8.40	5.70	5.20	3.00	2.50	〃	〃
津和野川	町田	津和野町町田	6.30 6.30	2.60	2.20	1.80	1.20	益田 (津和野)	津和野町 名賀川合流点から上流
				3.60	3.20				津和野町 名賀川合流点から下流
高津川	塔尾橋	吉賀町沢田	4.00 4.00	2.30	1.80	1.60	1.20	益田 (津和野)	吉賀町
八尾川	中条	隠岐の島町原田	4.10 4.20	2.40	2.20	2.00	1.20	隠岐	隠岐の島町

③水位到達情報　（県管理河川）伝達系統図

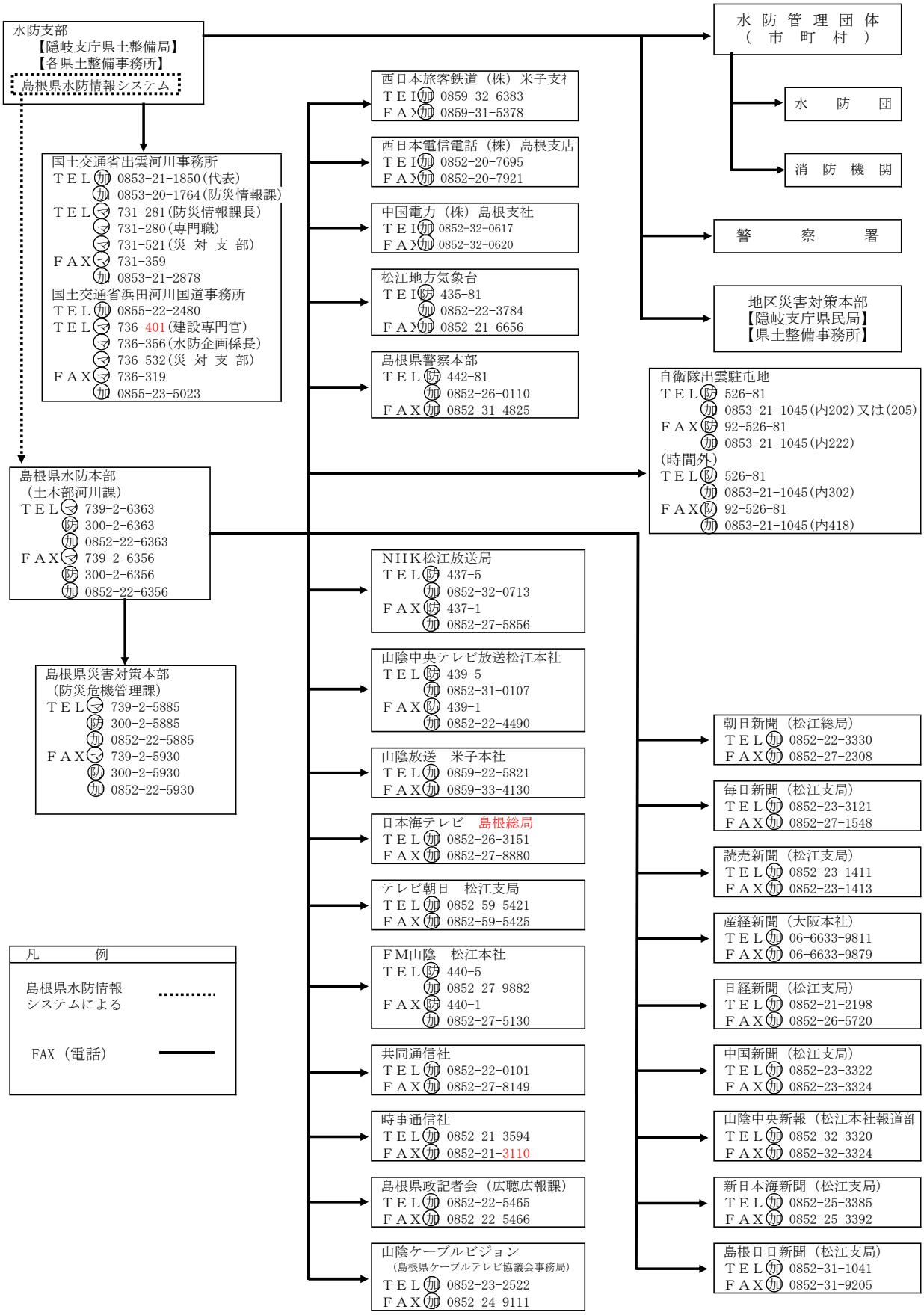

５．８　水防警報（国土交通省管理河川）

国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発表する。

１．安全確保の原則

水防警報は、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者は安全の確保を第一に図ること。

２．水防警報の種類

発表段階	種　類	内　　容
第１段階	待　機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第２段階	準　備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第３段階	出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
適　　宜	指　示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水があふれる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第４段階	解　除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

（ただし、待機、準備の２段階は状況により省略することができる。）

３．水防警報（国土交通省管理河川）の発表、伝達等の方法

発表様式

別表第24号表

p241

（１）水防警報の指定河川、区域及び発表担当者は次表①のとおりとする。

（２）水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。

（３）警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。

（４）発表の条件は各水位観測所ごとに次表④のとおりとする。

（５）発表の様式は別表24号表のとおりとする。

①水防警報（国土交通省管理河川）河川、区域及び発表担当者

水　系	河川名	区　　域	発表担当者		受報者
斐伊川	斐伊川	左岸　雲南市木次町下熊谷126番の5地先から海まで 右岸　雲南市木次町西日登2,452番の３地先から海まで	国土交通省出雲河川事務所長		島根県河川課長
			連絡方法	0852-22-6363	
斐伊川	神戸川	左岸　出雲市馬木町字苅山1341番2地先から海まで 右岸　出雲市所原町字姉山5551番1地先から海まで	国土交通省出雲河川事務所長		島根県河川課長
			連絡方法	0852-22-6363	
江の川	江の川（下流）	左岸　邑南町上田4,476番地の５から海まで 右岸　美郷町上野田鹿尻668番地の1から海まで	国土交通省浜田河川国道事務所長		島根県河川課長
			連絡方法	0852-22-6363	
高津川	高津川	左岸　益田市神田町ロ675番地２地先から海まで 右岸　益田市神田町ロ16番地３地先から海まで	国土交通省浜田河川国道事務所長		島根県河川課長
			連絡方法	0852-22-6363	
〃	高津川派　川	左岸　右岸　高津川からの分岐点から高津川への合流点まで	国土交通省浜田河川国道事務所長		島根県河川課長
			連絡方法	0852-22-6363	
〃	白上川	左岸　大双堰上流100mから高津川派川合流点まで 右岸　大双堰上流100mから高津川派川合流点まで	国土交通省浜田河川国道事務所長		島根県河川課長
			連絡方法	0852-22-6363	
〃	匹見川	左岸　益田市神田町イ858番地先から高津川への合流点まで 右岸　益田市横田町2912番地先から高津川への合流点まで	国土交通省浜田河川国道事務所長		島根県河川課長
			連絡方法	0852-22-6363	

※　：水防警報の区域は告示された住所ではなく現状に合わせたものである。

②水防警報（国土交通省管理河川）伝達系統図

注）水防支部、水防管理団体は水位観測所ごとに次頁③に定める。

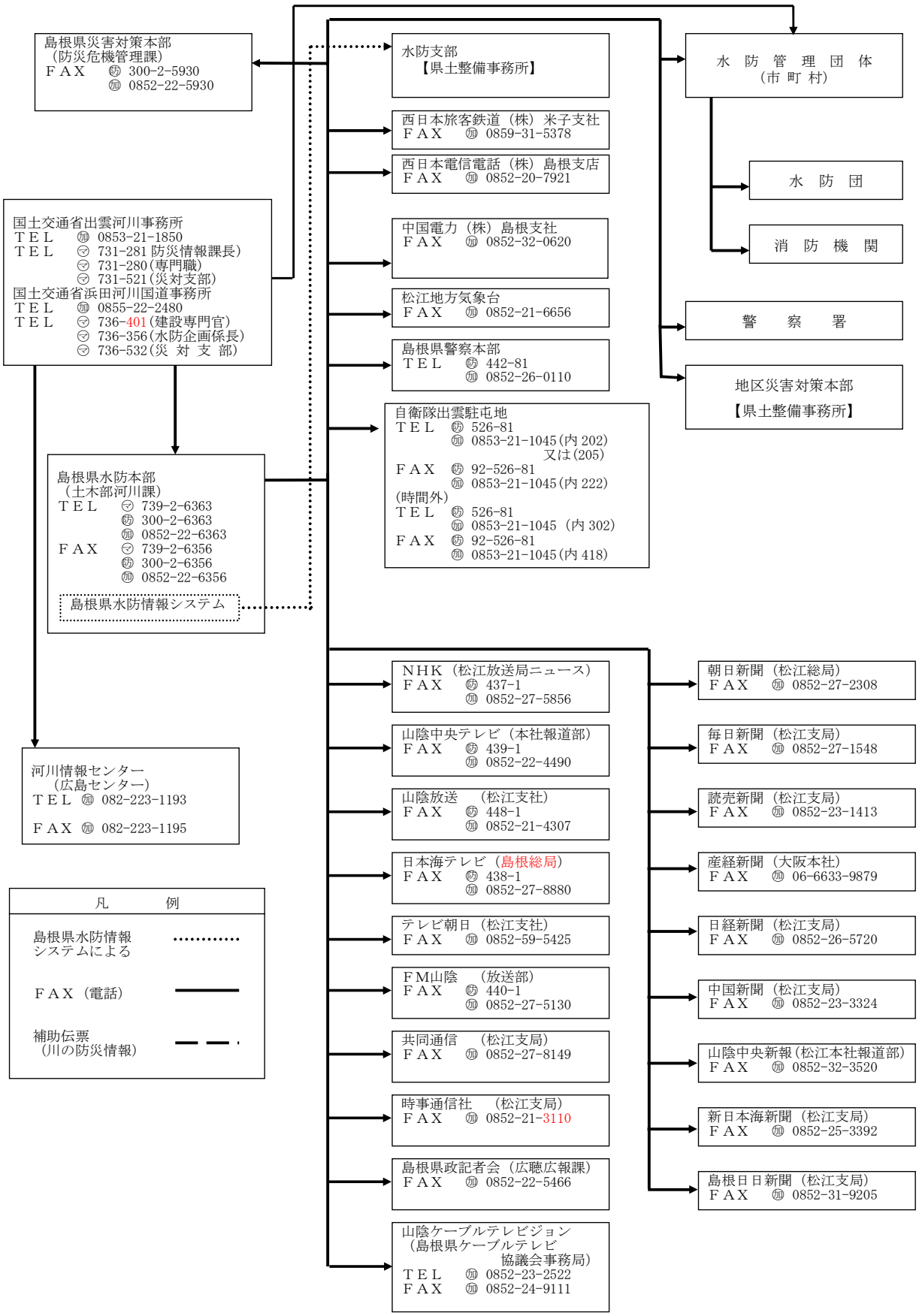

③水防警報（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び活動対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	計画高水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名（地区名）	活動対象管理団体名
斐伊川（斐伊川）	木次	雲南市木次町下熊谷	(m) 5.50	(m) 4.80	(m) 4.20	(m) 3.50	(m) 2.50	雲南	雲南市
〃	新伊萱	雲南市加茂町三代	5.30	5.00	4.30	3.40	2.50	雲南 出雲	雲南市、出雲市
〃	上島	出雲市上島町	7.90	6.30	5.70	4.00	2.90	出雲	出雲市
〃	大津	出雲市大津町	3.60	3.20	2.90	2.50	1.60	〃	〃
〃	灘分	出雲市灘分町	4.80	4.60	4.40	2.80	2.00	〃	〃
〃（宍道湖）（大橋川）	松江	松江市白潟本町	2.50	1.40	1.40	1.20	0.80	出雲 松江	出雲市、松江市
〃（境水道）（中海）	中海湖心	松江市八束町	1.30	0.90	0.90	0.90	0.70	松江・松江（広瀬）	松江市、安来市
〃（神戸川）	馬木	出雲市馬木町	7.00	7.00	6.30	3.50	3.00	出雲	出雲市
〃	古志橋	出雲市古志町	5.50	5.40	5.00	3.10	1.60	〃	〃
江の川	大津	邑南町下口羽	13.730	9.00	8.10	5.20	4.20	県央	邑南町
〃	都賀	美郷町都賀本郷	13.709	7.50	7.00	5.40	4.40	〃	美郷町
〃	川本	川本町川本	15.474	8.60	8.00	6.00	5.00	〃	川本町
〃	谷住郷	江津市桜江町谷住郷	18.092	9.20	8.60	7.70	5.60	県央 浜田	川本町、江津市
〃	川平	江津市松川町市村	16.904	9.70	9.20	8.40	6.30	浜田	江津市
高津川	神田	益田市神田町	6.920	6.40	5.90	3.30	2.00	益田	益田市
〃	高角	益田市高津二丁目	6.670	4.60	4.20	3.10	1.90	〃	〃
高津川派川	高角	益田市高津二丁目	6.670	4.60	4.20	—	—	〃	〃
白上川	内田	益田市内田町	6.320	5.30	4.40	—	—	〃	〃
匹見川	横田	益田市横田町	5.150	4.20	3.70	3.60	2.60	〃	〃

④水防警報　（国土交通省管理河川）　発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えると見込まれるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ、災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	氾濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのあるとき、その他水防活動上必要な情報。（適宜）	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水　位（m）（水防団待機水位）	水　位（m）	水　位（m）（氾濫注意水位）	水　位（m）（氾濫危険水位）	
国土交通省出雲河川事務所発表						
斐伊川	木次	2.50	—	3.50	4.80	—
〃	新伊萱	2.50	—	3.40	5.00	—
〃	上島	2.90	—	4.00	6.30	—
〃	大津	1.60	—	2.50	3.20	—
〃	灘分	2.00	—	2.80	4.60	—
〃（宍道湖）（大橋川）	松江	0.80	—	1.20	1.40	—
〃（境水道）（中　海）	中海湖心	0.70	—	0.90	0.90	—
〃（神戸川）	馬木	3.00	—	3.50	7.00	—
〃	古志橋	1.60	—	3.10	5.40	—
国土交通省浜田河川国道事務所発表						
江の川	大津	4.20	4.70	5.20	9.00	—
〃	都賀	4.40	4.90	5.40	7.50	—
〃	川本	5.00	5.50	6.00	8.60	—
〃	谷住郷	5.60	6.70	7.70	9.20	—
〃	川平	6.30	7.40	8.40	9.70	—
高津川	神田	2.00	2.50	3.30	6.40	—
高津川 高津川派川 白上川	高角	1.90	2.50	3.10	4.60	—
匹見川	横田	2.60	3.10	3.60	4.20	—

５．９　水防警報（県管理河川）

知事は、国土交通大臣が指定した以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発表する。

１．安全確保の原則

P.54参照

５．８．１に同じ。

２．水防警報の種類

P.54参照

５．８．２に同じ。

３．水防警報（県管理河川）の発表、伝達等の方法

（１）水防警報の指定河川、区域及び発表担当者等は次表①のとおりとする。

（２）水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。

（３）警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。

（４）発表の条件は各水位観測所ごとに次表④のとおりとする。

（５）発表の様式は別表第25号表のとおりとする。

発表様式
別表第25号表
p258

①水防警報河川（県管理河川）、区域及び発表担当者

水　系	河川名	区　域	発表担当者
斐伊川	斐伊川（幹川）	左岸：雲南市三刀屋町上熊谷（新引野橋）から雲南市木次町下熊谷1,912番の２地先まで 右岸：雲南市木次町西日登（新引野橋）から雲南市木次町新市2,025番地先まで	水防雲南支部長
〃	久野川	左岸：雲南市木次町東日登（日の出橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市木次町木次（日の出橋）から斐伊川への合流点まで	〃
〃	赤川	左岸：雲南市大東町大東869番の１地先（神田橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市大東町大東７番地先（神田橋）から斐伊川への合流点まで	〃
〃	三刀屋川	左岸：雲南市三刀屋町古城1203番の５地先（坂山橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市三刀屋町三刀屋390番の１地先（三刀屋新大橋）から斐伊川への合流点まで	〃
〃	飯梨川	左岸：安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市赤江町（河口）まで 右岸：安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市東赤江町（河口）まで	水防松江支部長
〃	伯太川	左岸：安来市伯太町井尻（母里界）から安来市安来町（河口）まで 右岸：安来市伯太町井尻（福富川合流点）から安来市安来町　（河口）まで	〃
〃	意宇川	左岸：松江市八雲町日吉（八雲大橋）から松江市富士見町（河口）まで 右岸：松江市八雲町日吉（八雲大橋）から松江市意宇町（河口）まで	〃
斐伊川	神戸川	左岸：出雲市佐田町反辺（1757-6地先）から出雲市馬木町（1341-2地先）まで 右岸：出雲市佐田町反辺（1955-2地先）から出雲市所原町（5551-1地先）まで	水防出雲支部長
静間川	静間川	左岸：大田市川合町（善性寺前）から大田市静間町（河口）まで 右岸：大田市川合町（善性寺前）から大田市静間町（河口）まで	水防県央支部長
〃	三瓶川	左岸：大田市大田町（日の出橋）から大田市静間町（静間川合流点）まで 右岸：大田市大田町（日の出橋）から大田市静間町（静間川合流点）まで	〃
江の川	八戸川	左岸：江津市桜江町市山（546-1地先）から江津市桜江町後山（江の川合流点）まで 右岸：江津市桜江町江尾（452地先）から江津市桜江町川戸（江の川合流点）まで	水防浜田支部長
敬川	敬川	左岸：江津市敬川町（451地先）から江津市敬川町（河口）まで 右岸：江津市敬川町（438地先）から江津市敬川町（河口）まで	〃
下府川	下府川	左岸：浜田市上府町（府中橋）から浜田市下府町（河口）まで 右岸：浜田市上府町（千代松原橋）から浜田市下府町（河口）まで	〃
浜田川	浜田川	左岸：浜田市相生町（三宮橋）から浜田市港町（河口）まで 右岸：浜田市黒川町（三宮橋）から浜田市殿町（河口）まで	〃
周布川	周布川	左岸：浜田市内村町（松本橋）から浜田市津摩町（河口）まで 右岸：浜田市内村町（松本橋）から浜田市日脚町（河口）まで	〃
三隅川	三隅川	左岸：浜田市三隅町三隅（399地先）から浜田市三隅町古市場　（河口）まで 右岸：浜田市三隅町三隅（杉の森橋）から浜田市三隅町湊浦（河口）まで	〃
益田川	益田川	左岸：益田市七尾町（堀川橋上流）から益田市中須町（河口）まで 右岸：益田市染羽町（八坂橋）から益田市久城町（河口）まで	水防益田支部長
高津川	津和野川	左岸：津和野町下横瀬（小床橋）から津和野町後田（尾曽部橋）　まで 右岸：津和野町下横瀬（小床橋）から津和野町寺田（ＪＲ鉄道橋）まで	〃
〃	高津川	左岸：吉賀町沢田（塔尾橋）から吉賀町注連川（重藤橋）まで 右岸：吉賀町六日市（塔尾橋）から吉賀町立戸（重藤橋）まで	〃
八尾川	八尾川	左岸：隠岐の島町原田（蔵見橋）から隠岐の島町西町（河口）まで 右岸：隠岐の島町上西（蔵見橋）から隠岐の島町港町（河口）まで	水防隠岐支部長

②水防警報（県管理河川）伝達系統図

注）水防支部、水防管理団体は水位観測所ごとに次頁③に定める。

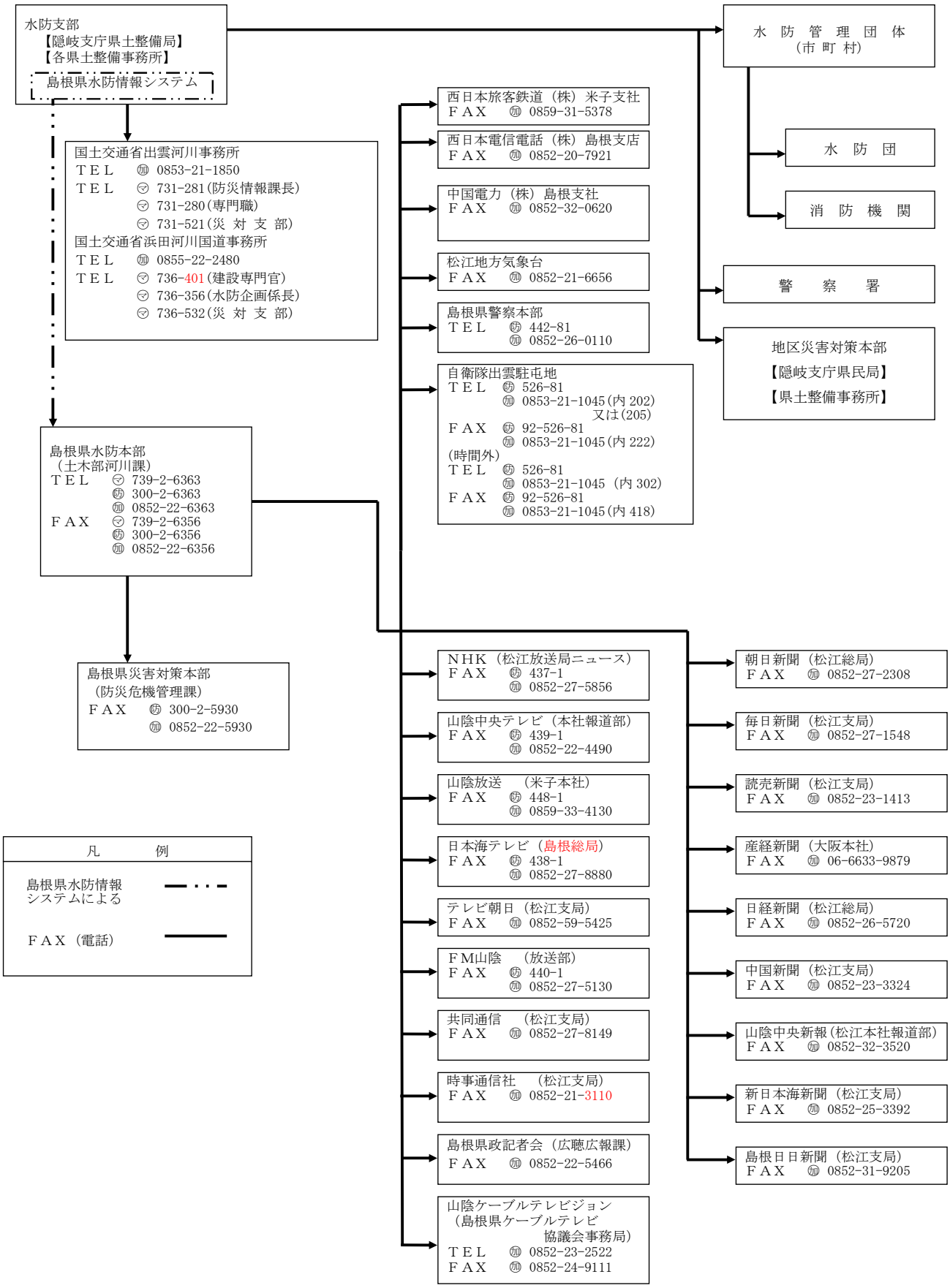

③水防警報河川（県管理河川）、対象水位観測所及び活動対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名（地区名）	活動対象管理団体名
斐伊川（幹川）	日登	雲南市木次町西日登	（m） 5.00 5.00	（m） 4.50	（m） 3.70	（m） 2.70	（m） 1.60	雲南	雲南市
久野川	日の出橋	雲南市木次町東日登	4.50 4.60	2.90	2.70	2.20	1.50	〃	〃
赤川	町上	雲南市加茂町加茂中	7.64 7.49	5.10	3.70	3.00	1.70	〃	〃
三刀屋川	坂山橋	雲南市三刀屋町三刀屋	5.10 6.10	2.90	2.40	2.20	1.80	〃	〃
飯梨川	大渡	安来市広瀬町川平	5.60 6.20	2.80	2.60	2.40	1.50	松江（広瀬）	安来市
〃	矢田	安来市矢田町	9.83 10.08	6.40	5.70	5.10	3.70	〃	〃
伯太川	弘鶴橋	安来市伯太町東母里	4.60 5.00	2.80	2.20	2.00	1.50	〃	〃
〃	安来大橋	安来市安来町	4.40 4.30	2.30	2.00	1.80	1.10	〃	〃
意宇川	出雲郷	松江市東出雲町出雲郷	3.79 3.58	3.30	2.80	2.70	2.30	松江	松江市
〃	神納橋	松江市八雲町日吉	6.30 6.30	2.70	2.40	2.10	1.50	〃	〃
神戸川	佐田	出雲市佐田町反辺	6.67 7.65	5.30	5.00	2.95	2.45	出雲	出雲市
〃	木村橋	出雲市所原町	8.80 8.80	5.30	5.00	3.90	2.60	〃	〃
静間川	川合橋	大田市川合町	4.80 4.80	3.20	2.90	2.20	1.30	県央（大田）	大田市
〃	八日市橋	大田市長久町	5.70 5.40	3.80	2.60	2.50	1.50	〃	〃
三瓶川	神田橋	大田市大田町	4.60 4.60	2.90	2.50	2.10	1.30	〃	〃
八戸川	江尾	江津市桜江町市山	6.66 5.13	3.30	2.80	2.60	1.70	浜田	江津市
敬川	敬川橋	江津市敬川町	4.20 4.20	2.70	2.40	2.10	2.00	〃	〃
下府川	府中橋	浜田市上府町	6.40 6.40	5.40	4.50	3.60	2.10	〃	浜田市
浜田川	浜田大橋	浜田市殿町	3.05 3.05	2.00	1.70	1.60	1.10	〃	〃
周布川	中場	浜田市穂出町	7.21 8.28	3.20	2.90	2.10	1.80	〃	〃
三隅川	三隅	浜田市三隅町三隅	9.55 8.40	5.70	5.20	3.00	2.50	〃	〃
益田川	染羽	益田市染羽町	5.00 5.00	3.50	3.10	2.30	1.30	益田	益田市
津和野川	町田	津和野町町田	6.30 6.30	2.60	2.20	1.80	1.20	益田（津和野）	津和野町名賀川合流点から上流
				3.60	3.20				津和野町名賀川合流点から下流
高津川	塔尾橋	吉賀町沢田	4.00 4.00	2.30	1.80	1.60	1.20	〃	吉賀町
八尾川	中条	隠岐の島町原田	4.10 4.20	2.40	2.20	2.00	1.20	隠岐	隠岐の島町

④水防警報　（県管理河川）　発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えると見込まれるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害が生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	氾濫危険水位に達し災害のおそれのあるとき、その他水防活動上必要な情報（適宜）	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位(m)（水防団待機水位）	水位(m)	水位(m)（氾濫注意水位）	水位(m)（氾濫危険水位）	
斐伊川	日登	1.60	2.20	2.70	4.50	—
久野川	日の出橋	1.50	1.90	2.20	2.90	—
赤川	町上	1.70	2.40	3.00	5.10	—
三刀屋川	坂山橋	1.80	2.00	2.20	2.90	—
飯梨川	大渡	1.50	2.00	2.40	2.80	—
〃	矢田	3.70	4.40	5.10	6.40	—
伯太川	弘鶴橋	1.50	1.80	2.00	2.80	—
〃	安来大橋	1.10	1.50	1.80	2.30	—
意宇川	出雲郷	2.30	2.50	2.70	3.30	—
〃	神納橋	1.50	1.80	2.10	2.70	—
神戸川	佐田	2.45	2.70	2.95	5.30	—
〃	木村橋	2.60	3.20	3.90	5.30	—
静間川	川合橋	1.30	1.80	2.20	3.20	—
〃	八日市橋	1.50	2.00	2.50	3.80	—
三瓶川	神田橋	1.30	1.70	2.10	2.90	—
八戸川	江尾	1.70	2.20	2.60	3.30	—
敬川	敬川橋	2.00	—	2.10	2.70	—
下府川	府中橋	2.10	2.90	3.60	5.40	—
浜田川	浜田大橋	1.10	1.40	1.60	2.00	—
周布川	中場	1.80	2.00	2.10	3.20	—
三隅川	三隅	2.50	2.80	3.00	5.70	—
益田川	染羽	1.30	1.80	2.30	3.50	—
津和野川	町田	1.20	1.50	1.80	2.60（上流）	—
					3.60（下流）	—
高津川	塔尾橋	1.20	1.40	1.60	2.30	—
八尾川	中条	1.20	1.60	2.00	2.40	—

５．１０　ホットライン

水防支部長及び地区長は、避難判断水位、氾濫危険水位に達したことのの通知等、市町村長の避難情報発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、あらかじめ定められた通報系統図の通報・伝達に加えて、事前に構築したホットラインの活用等により速やかに水防管理者へ通報・伝達するものとする。

５．１１　予想される水災の危険の周知等（法１５の１１）

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

５．１２　河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は毎年増水期前に区域内の河川・海岸堤防等を巡視しなければならない。
巡視にあたっては、次の事項に留意するものとする。

危険な箇所
P. 15
P. 105

（ア）危険な箇所の点検、確認をすること。
（イ）上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは直ちに河川・海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めること。（法９）

５．１３　水防機関等の出動と出動後の水防活動

１．水防管理団体等の水防活動

（１）水防管理団体は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、あらかじめ定められた計画により、堤防の監視及び警戒配置につく。
（２）消防職員及び水防団員は、水防警報又は気象警報が発表されたとき、又は氾濫注意水位に達したときは、計画された人員で配置につくとともに、何時でも全員が出動できるように準備を整える。
（３）消防職員及び水防団員は、別表第37号表の第１信号で出動を予期し、第２信号で出動する。
（４）消防職員及び水防団員は河川、海岸の状況、水防活動状況を水防管理者に報告すること。特に河川、海岸に被害が生じている場合はその範囲を速やかに水防管理者に報告する。
（５）消防職員及び水防団員から報告があった場合は水防管理団体は別表３１号表、３２号表、３３号表、　３４号表（出水様式－総括、２(1)・(2)、３）により水防支部へ報告する。
（６）水防活動に従事する者は、自身の安全を確保した上で、活動にあたること。

信号
別表第37号表
P. 290

２．支部の水防活動

（１）支部長は、雨量、水位、風向等によって水害のおそれがあると認めるときはその状況を水防関係者に急報するとともに、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣し、水防の指導にあたらせるものとする。

（２）水防管理団体から水防活動等の報告があった場合は、水防本部へ別表３１号表、３２号表、３３号表、３４号表（出水様式－総括、２(1)・(2)、３）により報告する。

３．国の水防活動

国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは水防活動を行うことができる（特定緊急水防活動）。（法３２）

４．優先通行（法１８）

優先通行標識
別表第38号
P. 290

（１）別表第38号表に定める標識を付けた車両が、水防のために出動するときは、車両及び歩行者はこれに進路を譲らなければならない。

（２）警察官は災害時に県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。（災害対策基本法第７６条の３第１項）

（３）警察官は上記（２）の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。(同法第７６条の３第２項)

（４）警察官がその場にいない場合、消防職員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記（２）、（３）と同じ権限が与えられる。（同法第７６条の３第３項、第４項）

５．緊急通行（法１９）

消防職員及び水防団員並びに水防管理者から委任を受けた者が、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することが許される。

なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

６．警戒区域（法２１）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員（これらの者がいないとき又はこれらの者から要求があったときには、警察官）は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りの禁止、制限又は退去命令をすることができる。

７．居住者に対する水防従事命令（法２４）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

８．公用負担（法２８）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

１．必要な土地の一時使用。
２．土石、竹木、その他の資材の使用又は収用。
３．車両、その他の運搬用機器の使用。
４．工作物、その他の障害物の処分。

水防管理者から委任を受けた者は、上記１から４（２における収用を除く。）の権限を行使することができる。
これらの権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は水防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合はこれを提示し、水防管理団体の定めた公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。
なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

９．通信優先利用（法２７）

水防に関する通信の方法は、島根県防災行政通信施設及び日本電信電話株式会社の加入電話の普通利用によるが、国土交通大臣、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、下記の専用通信施設を使用することができる。

１．警察通信施設
２．気象官署通信施設
３．鉄道通信施設
４．電気事業通信施設

１０．河川管理者の協力及び援助（法７③、法１５の１２、河川法２２条の２）

河川管理者（中国地方整備局長又は島根県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。
河川管理者の協力が必要な事項は、あらかじめ河川管理者に協議し、その同意を得たうえで、水防管理団体の水防計画に記載する。
また、河川管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び浸水実績等（浸水した地点、その水深その他の状況）を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

１１．援助・応援（法２２、２３）

水防管理者は、そのもとにある消防機関のみでは対処しきれないときには、警察署長に対して警察官の出動を求め、又は他の水防管理者、又は消防長に応援を求めることができる。
応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

１２．水防活動に対する自衛隊の災害派遣（自衛隊法８３）

水防管理者は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（県防災危機管理課）にその旨を依頼するものとする。
知事はこの依頼を受けたときはその内容を検討し、必要があると認めた場合、又は依頼によらず知事が自らの判断で必要と認めた場合は、自衛隊と連絡調整の上、直ちに要請の手続きをとるものとする。
なお、詳細は「島根県地域防災計画」による。

１３．費用負担（法４１、４２、４３の２）

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用、又は水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときには、被応援団体又は利益を受ける市町村が費用の一部を負担する。
この場合の負担額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとする。
なお、５．１３．３に規定する国が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

１４．水防の解除

水防管理者は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は関係水防支部から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは、これを一般に周知することとする。

15. 水防活動実施状況・被害情報等に関する情報伝達経路

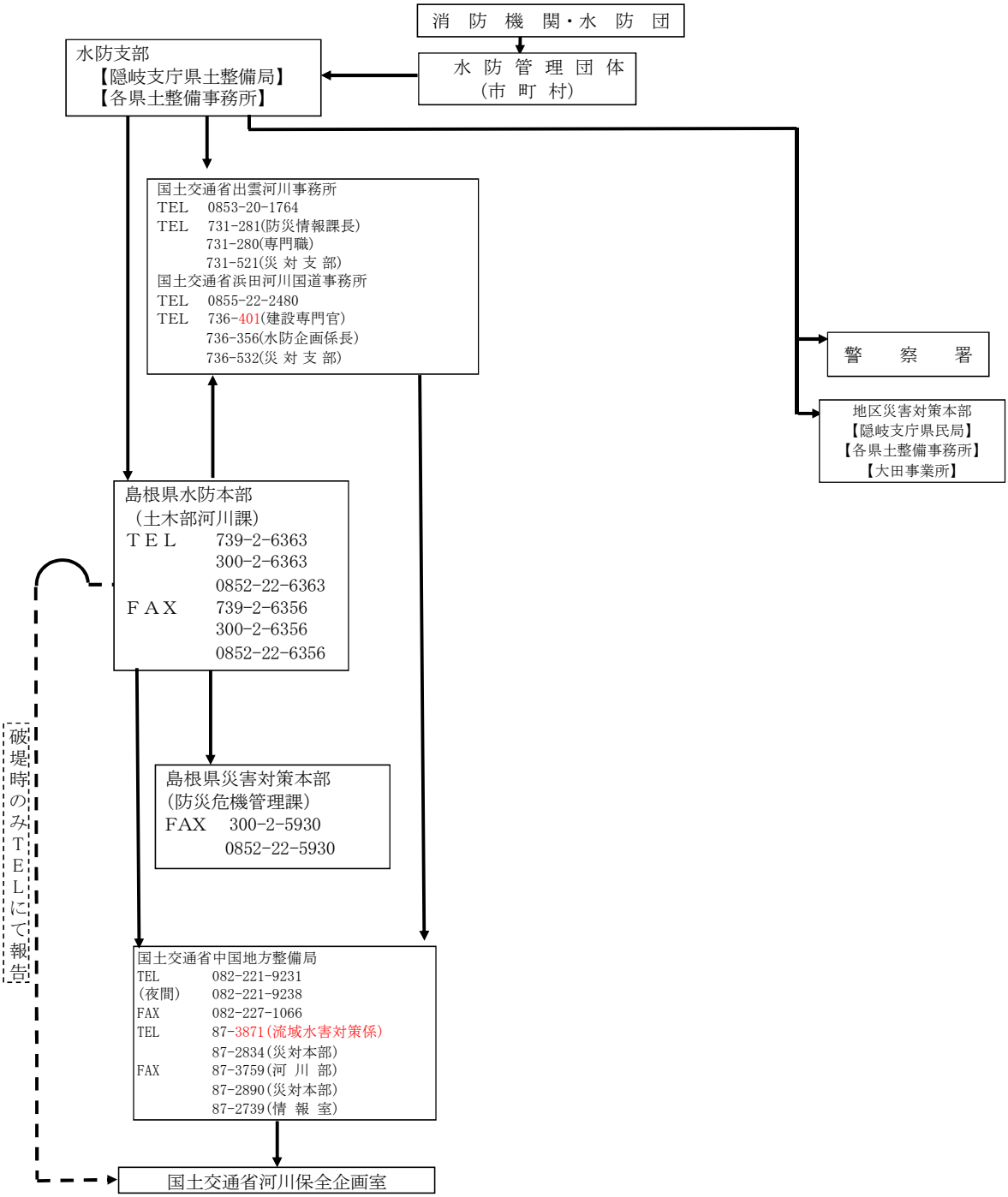

凡　　例
ＦＡＸ（電話）　――――

16. 避難指示等の発令に関する情報伝達経路

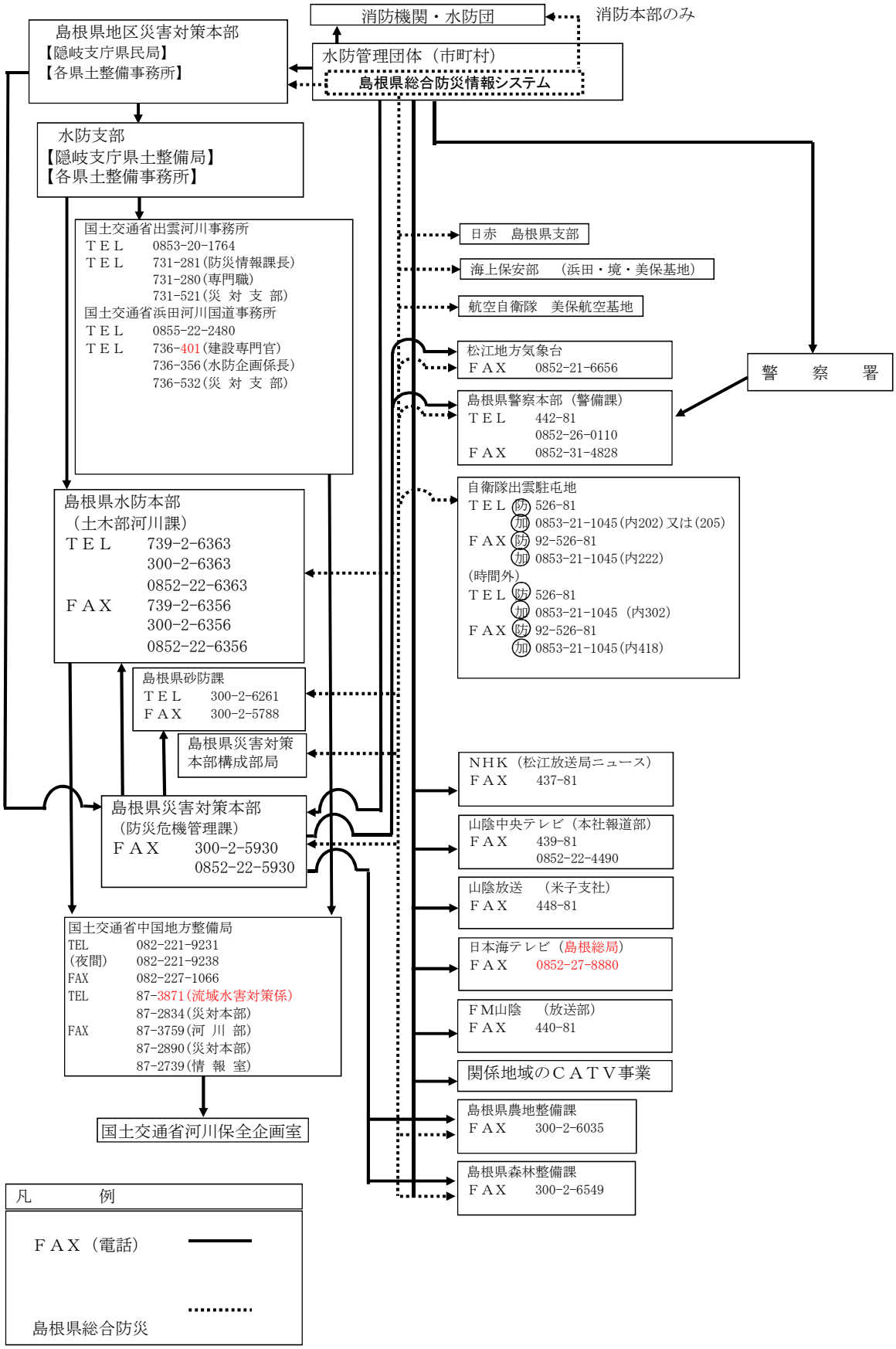

５．１４　水防協力団体

１．水防協力団体の指定　（法３６条）

水防管理者は、法３７条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

２．水防協力団体の業務　（法３７条）

（１）水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

（２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供すること。

（３）水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

（４）水防に関する調査研究を行うこと。

（５）水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

（６）前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

２．１ 想定される水防協力団体の業務

（１）「水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力」として、河川巡視、水防工法の実施、避難支援などの水防団等が行う水防活動に対する協力業務。

（２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供。

（３）「水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供」として、水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供等。

（４）「水防に関する調査研究」として、水防に関する意識調査、実態調査等、水防に関する調査及び研究等。

（５）「水防に関する知識の普及や啓発」として、講習会や研修などの実施等、水防に関する知識の普及や啓発等。

（６）「前号に掲げる業務に付帯する業務」として、水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等。

３．水防団体等との連携　（法３８条）

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

４．監督等　（法３９条）

水防管理者は、水防協力団体に対し、

（１）必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。

（２）業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（３）（２）の命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

５．情報の提供　（法４０条）

国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

６．水防訓練　（法３２条の２）

指定水防管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

指定水防管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

７．協力団体制度の水防概念図

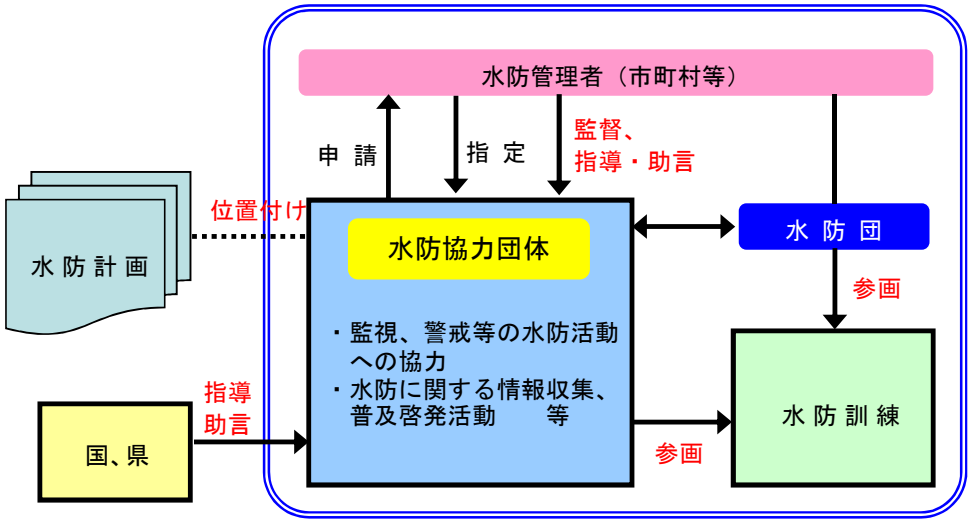

５．１５　決壊に際しての措置

１．決壊の通報（法２５）

堤防等が決壊したとき、又は越水･溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、又は消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに住民、所轄水防支部長、所轄警察署長、及び隣接水防管理者等に通報しなければならない。

この通知を受けた水防支部長は別表３１号表、３２号表、３３号表、３４号表（出水様式－総括、２(1)・(2)、３）により水防本部へ通知し、水防本部は県防災危機管理課、国土交通省管理河川にあっては、所轄事務所長に通報するものとする。

２．決壊後の措置（法２６）

堤防等が決壊したとき、又は越水･溢水若しくは異常な漏水が発生したときでも、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

５．１６　避難のための立退

１．指示（法２９）

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、本部長、本部長の命を受けた者又は水防管理者は、迅速、確実に居住者に対して指示する。なお、水防管理者が指示する場合には所轄警察署長にその旨を通知しなければならない。

２．避難場所及び避難経路

指定水防管理団体にあっては、その水防計画で避難場所及び避難経路を示した図を作成し、一般に周知しておくものとする。

また、その他の水防管理団体にあっては別途、同様の図を作成し、一般に周知しておくものとする。

５．１７　水防資材器具等の整備並びに輸送

１．国土交通省の水防資材器具等

国土交通省水防資材
別表第26号表
P. 263
申し合わせ
P. 321
第30号表
P. 274

（１）水防管理者は国土交通省出雲河川事務所及び浜田河川国道事務所所有の備蓄資材器具等の使用を必要とする場合には、直接当該事務所に要請するものとする。

（２）水防管理者は県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合において、中国地方整備局所管災害対策用機械等の応援を必要とする場合は「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」により要請する。

２．県の水防資材器具等

県有水防資材
別表第２７号表
P. 264

災害対策用機械
別表第３０号表
P. 274

（１）水防管理者は、県有備蓄資材器具の使用を必要とする場合には、水防支部長に要請するものとする。
（２）水防支部長は、水防管理者の要請に基づき資材器具の提供を決定するものとする。
（３）水防本部長は、県有備蓄資材等の配置を調整し、水防支部長に対して必要な指示を行うものとする。
（４）水防管理者は災害が発生し又はそのおそれがある場合において、県所有の排水ポンプ車の応援を必要とする場合は水防支部を経由し、水防本部へ出動を要請する。

３．水防管理団体の水防資材器具等

水防管理団体資材
別表第２８号表
P. 265

水防管理団体は、水防上重要な箇所にそれぞれ水防倉庫等を設け、次表を参考に資材器具を備えておくものとする。
なお、備蓄の困難な土砂、竹木等についてはあらかじめ採取箇所を選定しておくものとする。

品　名	単位	品　名	単位	品　名	単位
かけや（掛矢）	丁	のこぎり（鋸）	丁	スコップ	丁
ツルハシ	丁	おの（斧）	丁	くわ（鍬）	丁
ペンチ	丁	なた（鉈）	丁	ハンマー	丁
かま（鎌）	丁	土のう制作器	個	鉄線	kg
杭　丸太	本	土のう袋	枚	ロープ	m
ビニールひも	玉	ブルーシート	枚	塩ビパイプ	本
土砂	m^3	照明	基	救命胴衣	着

４．水防資材器具等の輸送の確保

輸送車両配置状況
別表第29号表
P. 272

（１）水防資材器具等を保有する各機関は、その輸送上緊急を要する場合には、適宜現地の輸送機関に対して協力を求めるものとする。
（２）水防支部は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路を非常事態を考慮して定めておくものとする。
（３）輸送のための県、水防管理団体の保有する車両の配置状況は、別表第29号表のとおりである。

５．水害対策活動拠点及び水害対策活動用通路

活動拠点・通路
別表第36号表
P. 289

水害対策の強化を図るため、別表第36号表のとおり、水害対策活動拠点[＊1]及び水害対策活動用通路[＊2]を設置している。

＊１：水防活動用の資材置場、作業用広場及び避難用広場として使用するもの。
＊２：水防活動時の資材運搬路、連絡用運搬路及び避難用通路として使用するもの。

５．１８　記録、報告

１．記録

水防管理者は消防職員又は水防団員が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するものとする。

（１）警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻。
（２）出動水防作業員の氏名。
（３）堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果。
（４）使用資材及び数量。
（５）破損した器具資材及び数量。
（６）警戒中の観測水位。
（７）水防法第１７条の規定により水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由。
（８）公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由。
（９）処分した障害物の数量、除去場所及びその理由。
（10）土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由。
（11）水防作業中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及び手当の状況。
（12）避難を指示した時刻及び事由。
（13）支出費の明細。
（14）その他記録を必要とする事項。

２．報告

水防活動報告様式
別表第35号表
P. 287

水防管理者は、水防が終了したときは速やかに、別表第35号表に必要事項を記入して、所轄水防支部を経由して水防本部長に報告するものとする。

資　　料　　編

別　　表

第１号表　雨量観測所一覧表

（１）島根県水防情報システム関係

水防支部(地区名)	水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
松江	斐伊川	松江(まつえ)	松江市	東津田町	松江県土整備事務所	松江県土整備事務所	0852-32-5720	テレメーター
	斐伊川	来待(きまち)	〃	宍道町西来待	〃	〃	〃	〃
	〃	鹿島(かしま)	〃	鹿島町佐陀本郷	〃	〃	〃	〃
松江(広瀬)	斐伊川	広瀬(ひろせ) ＊	安来市	広瀬町石原	松江県土整備事務所	松江県土整備事務所(広瀬)	0854-32-4134	〃
	〃	安来(やすぎ) ＊	〃	飯島町	〃	〃	〃	〃
	〃	母里(もり)	〃	伯太町母里	〃	〃	〃	〃
	〃	布部ダム(ふべ)	〃	広瀬町布部	〃	布部ダム管理所	0854-36-0050	〃
	〃	比田(ひだ)	〃	広瀬町比田	〃	〃	〃	〃
	〃	山佐ダム(やまさ)	〃	広瀬町上山佐	〃	松江県土整備事務所(広瀬) 山佐ダム管理所	0854-32-4134 0854-35-0156	〃
	〃	奥田原(おくたわら)	〃	広瀬町奥田原	〃	〃	〃	〃
雲南	斐伊川	木次(きすき)	雲南市	木次町下熊谷	国土交通省出雲河川事務所	雲南県土整備事務所	0854-42-9587	〃
	〃	大東(だいとう)	〃	大東町大東	〃	〃	〃	〃
	〃	吉田(よしだ)	〃	吉田町吉田	〃	〃	〃	〃
	〃	琴引(ことびき)	飯南町	佐見	雲南県土整備事務所	〃	〃	〃
	〃	波多(はた)	雲南市	掛合町波多	〃	〃	〃	〃
雲南(仁多)	斐伊川	仁多(にた)	奥出雲町	三成	〃	雲南県土整備事務所(仁多)	0854-54-1251	〃
	〃	八川(やかわ)	〃	八川	〃	〃	〃	〃
	〃	上阿井(かみあい)	〃	上阿井	〃	〃	〃	〃
出雲	斐伊川	大津(おおつ)	出雲市	大津町	出雲県土整備事務所	出雲県土整備事務所	0853-30-5615	〃
	〃	平田(ひらた)	〃	西平田町	〃	〃	〃	〃
	堀川	大社(たいしゃ)	〃	大社町修理免	〃	〃	〃	〃
	小田川	小田(おだ)	〃	多伎町小田	〃	〃	〃	〃
	斐伊川	佐田(さだ)	〃	佐田町反辺	〃	〃	〃	〃
県央	江の川	川本(かわもと)	川本町	川本	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所	0855-72-9616	〃
	〃	邑智(おおち)	美郷町	野井	〃	〃	〃	〃
	〃	下田所(しもたどころ)	邑南町	淀原	〃	〃	〃	〃
	〃	大和(だいわ)	美郷町	都賀本郷	〃	〃	〃	〃
	〃	下口羽(しもくちば)	邑南町	下口羽	〃	〃	〃	〃

＊:松江地方気象台が発表する気象情報等(注意報・警報・情報・記録的短時間大雨情報)に利活用する観測所

水防支部（地区名）	水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
県央（大田）	静間川	大森（おおもり）	大田市	大森町	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所（大田）	0854-84-9748	テレメーター
	〃	三瓶ダム（さんべ）	〃	三瓶町	〃	〃	〃	〃
						三瓶ダム	0854-84-9753	
	〃	中津森（なかつもり）	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	大原川	清瀧ダム（きよたき）	〃	久手町	県央県土整備事務所(大田農)	県央県土整備事務所（大田農）	0854-84-9753	〃
浜田	江の川	波積（はづみ）	江津市	波積町	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	〃
	〃	江津（ごうつ）＊	〃	江津町	江津市	〃	〃	〃
	〃	都川（つがわ）	浜田市	旭町都川	浜田県土整備事務所	八戸ダム管理所	0855-92-1361	〃
	〃	今市（いまいち）	〃	旭町丸原	〃	〃	〃	〃
	〃	市木（いちぎ）	〃	旭町市木	〃	〃	〃	〃
	〃	八戸ダム（やと）	江津市	桜江町八戸	〃	〃	〃	〃
	〃	日貫（ひぬい）	邑南町	日貫	浜田県土整備事務所	八戸ダム管理所	0855-92-1361	〃
	浜田川	上来原（かみくるばら）	浜田市	金城町上来原	〃	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	〃
	〃	嵩山（だけさん）	〃	金城町七条	〃	第二浜田ダム管理所	0855-22-3051	〃
	〃	長見（ながみ）	〃	長見町	〃	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	〃
	〃	第二浜田ダム（だいにはまだ）	〃	河内町	〃	第二浜田ダム管理所	0855-22-3051	〃
	三隅川	弥栄（やさか）	〃	弥栄町長安本郷	〃	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	〃
						御部ダム管理所	0855-35-1421	
	〃	木都賀（きつか）	〃	弥栄町木都賀	〃	〃	〃	〃
	〃	御部ダム（おんべ）	〃	三隅町黒沢	〃	〃	〃	〃
	〃	二川（ふたかわ）	益田市	美都町宇津川	〃	〃	〃	〃
	〃	井野（いの）	浜田市	三隅町井野	〃	〃	〃	〃
	周布川	大長見（おおながみ）ダム	〃	長見町	〃	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	〃
						大長見ダム管理所	0855-22-8340	
	〃	小国（おぐに）	〃	金城町小国	〃	〃	〃	〃
	〃	若生（わかお）	〃	金城町波佐	〃	〃	〃	〃
	岡見川	岡見（おかみ）	〃	三隅町岡見	〃	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	〃

＊：松江地方気象台が発表する気象情報等（注意報・警報・情報・記録的短時間大雨情報）に利活用する観測所

水防支部（地区名）	水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
益田	益田川	益田（ますだ）	益田市	昭和町	益田県土整備事務所	益田県土整備事務所	0856-31-9633	テレメーター
	〃	嵯峨谷ダム（さがたに）	〃	美都町都茂	〃（農）	〃（農）	0856-31-9625	〃
	〃	都茂（つも）	〃	〃	〃（農）	〃（農）	〃	〃
	〃	三谷（みたに）	〃	美都町三谷	〃（農）	〃（農）	〃	〃
	益田川	益田川ダム（ますだがわ）	益田市	久々茂町	益田県土整備事務所	益田県土整備事務所	0856-31-9625	〃
						益田川ダム管理所	0856-23-0703	
	〃	笹倉ダム（ささくら）	〃	美都町笹倉	〃	〃	〃	〃
	〃	大峠ダム（おおたお）	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	久々茂（くくも）	〃	久々茂町	〃（農）	益田県土整備事務所(農)	0856-31-9625	〃
	〃	堀川（ほりかわ）	〃	七尾町	〃（農）	〃（農）	〃	〃
	津田川	津田川ダム（つだがわ）	〃	大草町	〃（農）	〃（農）	〃	〃
	高津川	道川（みちかわ）	〃	匹見町道川	〃	〃	0856-31-9633	〃
	〃	匹見（ひきみ）	〃	匹見町匹見	〃	〃	〃	〃
	〃	三葛（みかずら）	〃	匹見町三葛	〃	〃	〃	〃
	〃	川登（かわのぼり）	〃	川登町	〃	〃	〃	〃
益田（津和野）	高津川	日原（にちはら）	津和野町	枕瀬	〃	益田県土整備事務所（津和野）	0856-72-0511	〃
	〃	津和野（つわの）	〃	町田	〃	〃	〃	〃
	〃	六日市（むいかいち）	吉賀町	沢田	〃	〃	〃	〃
	〃	柿木（かきのき）	〃	柿木	〃	〃	〃	〃
隠岐	八尾川	西郷（さいごう）	隠岐の島町	港町	隠岐支庁	隠岐支庁	08512-2-9734	〃
	〃	銚子ダム（ちょうし）	〃	原田	〃	〃	08512-2-9752	〃
						銚子ダム管理所	08512-2-4362	
	重栖川	五箇（ごか）＊	〃	郡	〃	隠岐支庁	08512-2-9734	〃
	美田川	美田（みた）ダム	西ノ島町	美田	〃	隠岐支庁県土整備局島前事業部	08514-7-9119	〃

＊：松江地方気象台が発表する気象情報等（注意報・警報・情報・記録的短時間大雨情報）に利活用する観測所

（２） 島根県土砂災害予警報システム関係（砂防課所管）

水防支部（地区名）	水系名	観測所名	所在地名		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	水防情報システム観測所名
			市町村	大字等					
松江	斐伊川	松江土木*1（まつえどぼく）	松江市	東津田町	松江県土整備事務所	松江県土整備事務所	0852-32-5720	テレメーター	松江
	〃	上本庄（かみほんじょう）	〃	上本庄町	〃	〃	〃	〃	
	〃	加賀（かか）*	〃	島根町加賀	〃	〃	〃	〃	
	斐伊川	上意東（かみいとう）*	〃	東出雲町上意東	〃	〃	〃	〃	
	〃	熊野（くまの）*	〃	八雲町熊野	〃	〃	〃	〃	
	〃	上大野（かみおおの）*	〃	上大野町	〃	〃	〃	〃	
	〃	北講武（きたこうぶ）	〃	鹿島町北講武	〃	〃	〃	〃	
	〃	福浦（ふくうら）*	〃	美保関町福浦	〃	〃	〃	〃	
	〃	大谷（おおだに）*	〃	玉湯町大谷	〃	〃	〃	〃	
	〃	佐々布（さそう）*	〃	宍道町佐々布	〃	〃	〃	〃	
松江（広瀬）	〃	広瀬土木（ひろせどぼく）*1	安来市	広瀬町石原	〃	松江県土整備事務所（広瀬）	0854-32-4148	〃	広瀬
	〃	西比田（にしひだ）*	〃	広瀬町西比田	〃	〃	〃	〃	
	〃	布部（ふべ）*1	〃	広瀬町布部	〃	〃	〃	〃	布部ダム
	〃	上山佐（かみやまさ）*1	〃	広瀬町上山佐	〃	〃	〃	〃	山佐ダム
	〃	安来（やすぎ）*1	〃	飯島町	〃	〃	〃	〃	安来
	〃	母里（もり）*1	〃	伯太町東母里	〃	〃	〃	〃	母里
	〃	小竹（おだけ）	〃	伯太町下小竹	〃	〃	〃	〃	
雲南	〃	中湯石（なかゆいし）	雲南市	大東町中湯石	雲南県土整備事務所	雲南県土整備事務所	0854-42-9599	〃	
	〃	上久野（かみくの）	〃	大東町上久野	〃	〃	〃	〃	
	〃	加茂（かも）*	〃	加茂町加茂中	〃	〃	〃	〃	
	〃	西日登（にしひのぼり）*	〃	木次町西日登	〃	〃	〃	〃	
	〃	上山（うえやま）	〃	吉田町上山	〃	〃	〃	〃	
	〃	吉田村（よしだむら）*	〃	吉田町吉田	〃	〃	〃	〃	
	〃	多根（たね）	〃	掛合町多根	〃	〃	〃	〃	
	〃	入間（いるま）	〃	掛合町入間	〃	〃	〃	〃	
	〃	頓原（とんばら）	飯南町	頓原	〃	〃	〃	〃	
	〃	八神（はかみ）*	〃	八神	〃	〃	〃	〃	
	〃	赤来（あかぎ）	〃	赤名	〃	〃	〃	〃	
	〃	三刀屋（みとや）*	雲南市	三刀屋町三刀屋	〃	〃	〃	〃	
雲南（仁多）	〃	仁多土木（にたどぼく）*1	奥出雲町	三成	〃	雲南県土整備事務所（仁多）	0854-54-1251	〃	仁多
	〃	高田（たかた）	〃	高田	〃	〃	〃	〃	
	〃	上阿井（かみあい）*	〃	上阿井	〃	〃	〃	〃	

＊：松江地方気象台が発表する気象情報等（注意報・警報・情報・記録的短時間大雨情報）に利活用する観測所

＊1：水防情報システム（土木部河川課所管）の雨量計から分岐取得

水防支部(地区名)	水系名	観測所名	所在地名		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	水防情報システム観測所名
			市町村	大字等					
雲南(仁多)	斐伊川	鳥上(とりかみ)	奥出雲町	大呂	雲南県土整備事務所	雲南県土整備事務所(仁多)	0854-54-1251	テレメーター	
	〃	馬木(まき)	〃	小馬木	〃	〃	〃	〃	
	〃	八川(やかわ)	〃	八川	〃	〃	〃	〃	
出雲	堀川	矢尾(やび)	出雲市	矢尾町	出雲県土整備事務所	出雲県土整備事務所	0853-30-5615	〃	
	斐伊川	稗原(ひえばら)	〃	稗原町	〃	〃	〃	〃	
	〃	所原(ところばら)	〃	所原町	〃	〃	〃	〃	
	〃	乙立(おったち)	〃	乙立町	〃	〃	〃	〃	
	十間川	知井宮(ちいみや)	〃	知井宮町	〃	〃	〃	〃	
	斐伊川	万田(まんだ) ＊	〃	万田町	〃	〃	〃	〃	
	その他	坂浦(さかうら)	〃	坂浦町	〃	〃	〃	〃	
	斐伊川	直江(なおえ)	〃	斐川町直江	〃	〃	〃	〃	
	〃	須佐(すさ)	〃	佐田町須佐	〃	〃	〃	〃	
	〃	一窪田(ひとくぼた)	〃	佐田町一窪田	〃	〃	〃	〃	
	久村川	久村(くむら) ＊	〃	多伎町久村	〃	〃	〃	〃	
	十間川	三部(さんぶ) ＊	〃	湖陵町三部	〃	〃	〃	〃	
	八千代川	鷺浦(さぎうら) ＊	〃	大社町鷺浦	〃	〃	〃	〃	
県央	江の川	川本土木(かわもとどぼく) ＊1	川本町	川本	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所	0855-72-9616	〃	川本
	〃	雪田(ゆきた)	邑南町	雪田	〃	〃	〃	〃	
	〃	布施(ふせ)	〃	布施	〃	〃	〃	〃	
	〃	下田所(しもたどころ)	〃	下田所	〃	〃	〃	〃	
	〃	南佐木(みなみさき)	川本町	南佐木	〃	〃	〃	〃	
	〃	中野(なかの) ＊	邑南町	中野	〃	〃	〃	〃	
	〃	小林(こばやし) ＊	美郷町	小林	〃	〃	〃	〃	
	〃	野井(のい) ＊1	〃	野井	〃	〃	〃	〃	邑智
	〃	九日市(ここのかいち)	〃	九日市	〃	〃	〃	〃	
	〃	都賀行(つがゆき)	〃	都賀行	〃	〃	〃	〃	
	〃	都賀西(つがにし) ＊	美郷町	都賀西	〃	〃	〃	〃	
	〃	上田(うえだ) ＊	邑南町	上田	〃	〃	〃	〃	
	〃	瑞穂市木(みずほいちぎ) ＊1	浜田市	旭町市木	〃	〃	〃	〃	市木
	〃	日貫(ひぬい)	邑南町	日貫	〃	〃	〃	〃	
県央(大田)	静間川	大田土木(おおだどぼく)	大田市	大田町	〃	県央県土整備事務所(大田)	0854-84-9748	〃	
	〃	多根(たね)	〃	三瓶町	〃	〃	〃	〃	
	小浜川	温泉津(ゆのつ)	〃	温泉津町小浜	〃	〃	〃	〃	
	潮川	仁摩(にま) ＊	〃	仁摩町仁万	〃	〃	〃	〃	

＊：松江地方気象台が発表する気象情報等(注意報・警報・情報・記録的短時間大雨情報)に利活用する観測所

＊1：水防情報システム(土木部河川課所管)の雨量計から分岐取得

水防支部(地区名)	水系名	観測所名	所在地名		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	水防情報システム観測所名
			市町村	大字等					
県央(大田)	田儀川	朝山(あさやま)	〃	朝山町	〃	〃	〃	〃	
	静間川	水上(みなかみ)＊	大田市	水上町	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所(大田)	0854-84-9748	テレメーター	
	江の川	大代(おおしろ)	〃	大代町	〃	〃	〃	〃	
	〃	志学(しがく)	〃	三瓶町	〃	〃	〃	〃	
	静間川	川合(かわい)	〃	川合町	〃	〃	〃	〃	
浜田	浜田川	浜田土木(はまだどぼく)	浜田市	片庭町	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	〃	
	折居川	西村(にしむら)	〃	西村町	〃	〃	〃	〃	
	周布川	櫟田原(いちいたばら)	〃	櫟田原	〃	〃	〃	〃	
	久代川	宇野(うの)	〃	宇野町	〃	〃	〃	〃	
	敬川	跡市(あといち)	江津市	跡市町	〃	〃	〃	〃	
	江の川	上津井(かんづい)	〃	松川町上津井	〃	〃	〃	〃	
	〃	江津(ごうつ)＊1	〃	江津町	〃	〃	〃	〃	江津
	浜田川	七条(しちじょう)	浜田市	金城町七条	〃	〃	〃	〃	
	周布川	波佐(はざ)	〃	金城町波佐	〃	〃	〃	〃	
	江の川	丸原(まるばら)	〃	旭町丸原	〃	〃	〃	〃	
	〃	城山(しろやま)＊	〃	旭町和田	〃	〃	〃	〃	
	〃	旭市木(あさひいちぎ)	〃	旭町市木	〃	〃	〃	〃	
	三隅川	弥栄(やさか)＊1	〃	弥栄町長安本郷	〃	〃	〃	〃	弥栄
	〃	下古和(しもこわ)	〃	三隅町下古和	〃	〃	〃	〃	
	岡見川	岡見(おかみ)	〃	三隅町岡見	〃	〃	〃	〃	
	三隅川	御部ダム(おんべ)＊1	〃	三隅町黒沢	〃	〃	〃	〃	御部ダム
	江の川	川戸(かわど)	江津市	桜江町川戸	〃	〃	〃	〃	
	〃	八戸(やと)	〃	桜江町八戸	〃	〃	〃	〃	
益田	沖田川	下種(しもたね)	益田市	下種町	益田県土整備事務所	益田県土整備事務所	0856-31-9633	〃	
	高津川	薄原(すすきばら)	〃	薄原町	〃	〃	〃	〃	
	〃	柏原(かしばら)	〃	柏原町	〃	〃	〃	〃	
	〃	美濃地(みのじ)	〃	美濃地町	〃	〃	〃	〃	
	〃	須子(すこ)	〃	須子町	〃	〃	〃	〃	
	益田川	土井(どい)	〃	土井町	〃	〃	〃	〃	
	〃	波田(はだ)	〃	波田町	〃	〃	〃	〃	
	〃	長沢(ながさわ)	〃	長沢町	〃	〃	〃	〃	
	三隅川	宇津川(うづかわ)＊1	〃	美都町宇津川	〃	〃	〃	〃	二川
	高津川	道川(みちかわ)＊1	〃	匹見町道川	〃	〃	〃	〃	道川
	〃	匹見(ひきみ)＊1	〃	匹見町匹見	〃	〃	〃	〃	匹見

＊：松江地方気象台が発表する気象情報等（注意報・警報・情報・記録的短時間大雨情報）に利活用する観測所

＊1：水防情報システム（土木部河川課所管）の雨量計から分岐取得

水防支部(地区名)	水系名	観測所名	所在地名		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	水防情報システム観測所名
			市町村	大字等					
益田	〃	紙祖(しそ)＊1	〃	匹見町紙祖	〃	〃	〃	〃	三葛
	〃	石谷(いしたに)	〃	匹見町石谷	〃	〃	〃	〃	
益田(津和野)	高津川	津和野土木(つわのどぼく)＊1	津和野町	町田	益田県土整備事務所	益田県土整備事務所(津和野)	0856-72-0511	テレメーター	津和野
	〃	名賀(なよし)	〃	名賀	〃	〃	〃	〃	
	〃	木部(きべ)	〃	中川	〃	〃	〃	〃	
	〃	渓村(たにむら)＊	〃	渓村	〃	〃	〃	〃	
	〃	須川(すがわ)	〃	須川	〃	〃	〃	〃	
	〃	左鐙(さぶみ)	〃	左鐙	〃	〃	〃	〃	
	〃	福川(ふくがわ)＊	吉賀町	福川	〃	〃	〃	〃	
	〃	下高尻(しもたかじり)	〃	下高尻	〃	〃	〃	〃	
	〃	九郎原(くろうばら)	〃	九郎原	〃	〃	〃	〃	
	〃	蓼野(たでの)	〃	蓼野	〃	〃	〃	〃	
	錦川	長瀬(ながせ)	〃	田野原	〃	〃	〃	〃	
隠岐	八尾川	隠岐土木(おきどぼく)＊1	隠岐の島町	港町	隠岐支庁	隠岐支庁	08512-2-9734	〃	西郷
	中村川	中村(なかむら)＊	〃	中村	〃	〃	〃	〃	
	那久川	那久(なぐ)＊	〃	那久	〃	〃	〃	〃	
	重栖川	五箇(ごか)＊1	〃	郡	〃	〃	〃	〃	五箇
	卯敷川	布施(ふせ)＊	〃	卯敷	〃	〃	〃	〃	
	その他	知夫(ちぶ)＊	知夫村	来居	〃	〃	〃	〃	
	〃	浦郷(うらごう)＊	西ノ島町	浦郷	〃	〃	〃	〃	
	美田川	美田ダム(みた)＊1	〃	美田	〃	〃	〃	〃	美田ダム
	諏訪川	海士(あま)	海士町	海士	〃	〃	〃	〃	

＊：松江地方気象台が発表する気象情報等（注意報・警報・情報・記録的短時間大雨情報）に利活用する観測所

＊1：水防情報システム（土木部河川課所管）の雨量計から分岐取得

（３）企業局関係

水防支部 (地区名)	水系名	観測所	所在地		管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
雲南 (仁多)	斐伊川	鳥上（とりかみ）	奥出雲町	竹崎	企業局 東部事務所	企業局 東部事務所	0854-22-2748	テレメーター
	〃	八川（やかわ）	〃	八川	〃	〃	〃	〃
	〃	三成（みなり）ダム	〃	三成	〃	〃	〃	〃
浜田	三隅川	木都賀（きつか）ダム	浜田市	弥栄町 木都賀	企業局 西部事務所	企業局 西部事務所	0855-57-0221	〃
	〃	弥栄（やさか）	〃	弥栄町 長安本郷	〃	〃	〃	〃

（5）国土交通省関係

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
斐伊川	鳥上（とりかみ）	奥出雲町	竹崎	出雲 河川事務所	出雲 河川事務所	0853 21-1850	テレメーター
〃	大馬木（おおまき）	〃	大馬木	〃	〃	〃	〃
〃	阿井（あい）	〃	上阿井	〃	〃	〃	〃
〃	三成（みなり）	〃	三成	〃	〃	〃	〃
〃	尾原ダム（おばら）	雲南市	木次町 平田	〃	〃	〃	〃
〃	田井（たい）	〃	吉田町 深野	〃	〃	〃	〃
〃	吉田（よしだ）	〃	吉田町 吉田	〃	〃	〃	〃
〃	鍋山（なべやま）	〃	三刀屋町 乙加宮	〃	〃	〃	〃
〃	久野（くの）	〃	大東町 上久野	〃	〃	〃	〃
〃	大東（だいとう）	〃	大東町 大東	〃	〃	〃	〃
〃	木次（きすき）	〃	木次町 下熊谷	〃	〃	〃	〃
〃	平田（ひらた）	出雲市	西平田町	〃	〃	〃	〃
〃	東（ひがし）	〃	鹿園寺	〃	〃	〃	自記
〃	宍道湖湖心（しんじここしん）	松江市	岡本町	〃	〃	〃	テレメーター
〃	玉湯（たまゆ）	〃	玉湯町 湯町	〃	〃	〃	自記
〃	大谷（おおたに）	〃	東忌部町	〃	〃	〃	テレメーター
〃	松江（まつえ）	〃	魚町	〃	〃	〃	〃
〃	枕木山（まくらぎさん）	〃	邑生町	〃	〃	〃	〃
〃	上口（かみくち）	安来市	広瀬町 上山佐	〃	〃	〃	〃
〃	広瀬（ひろせ）	〃	広瀬町 富田	〃	〃	〃	〃
〃	秋鹿湖岸（あいかこがん）	松江市	岡本町	〃	〃	〃	〃
〃	赤屋（あかや）	安来市	伯太町 赤屋	〃	〃	〃	〃
〃	中海湖心（なかうみこしん）	松江市	八束町	〃	〃	〃	〃
〃	橋波（はしなみ）	出雲市	佐田町 上橋波	〃	〃	〃	自記
〃	須佐（すさ）	〃	佐田町 八幡原	〃	〃	〃	〃
〃	波多（はた）	雲南市	掛合町 波多	〃	〃	〃	〃

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
斐伊川	ところばら 所原	出雲市	所原町	出雲 河川事務所	出雲 河川事務所	0853 21-1850	自記
〃	えんや 塩冶	〃	塩冶有原町	〃	〃	〃	テレメーター
〃	しつみ 志津見ダム	飯南町	角井	〃	〃	〃	〃
江の川	おおあさ 大朝	北広島町	大朝	土師ダム 管理所	土師ダム 管理所	0826 52-2455	〃
〃	よしだ 吉田	安芸高田市	常友	三次河川 国道事務所	三次河川 国道事務所	0824 63-4121	〃
〃	みよし 三次	三次市	十日市西	〃	〃	〃	〃
〃	きさ 吉舎	〃	吉舎町 吉舎	〃	〃	〃	〃
〃	しょうばら 庄原	庄原市	本町 大歳町	〃	〃	〃	〃
〃	こうぼ 高暮	〃	高野町 高暮	〃	〃	〃	〃
〃	おおつ 大津	邑南町	下口羽	〃	〃	〃	〃
〃	いずわ 出羽	〃	下亀谷	〃	〃	〃	〃
〃	かわもと 川本	川本町	川本	浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855 22-2480	〃
〃	ごうつ 江津	江津市	渡津町	〃	〃	〃	〃
〃	いだ 井田	大田市	温泉津町 井田	〃	〃	〃	〃
〃	いちぎ 市木	浜田市	旭町	〃	〃	〃	〃
高津川	なのかいち 七日市	吉賀町	抜月	〃	〃	〃	〃
〃	かきのき 柿木	〃	柿木	〃	〃	〃	〃
〃	ひきみ 匹見	益田市	匹見町 落合	〃	〃	〃	〃
〃	いしたに 石谷	〃	匹見町 石谷	〃	〃	〃	〃
〃	つわの 津和野	津和野町	中座	〃	〃	〃	〃
〃	にちはら 日原	〃	枕瀬	〃	〃	〃	〃
〃	ながふく 長福	〃	中川	〃	〃	〃	〃
〃	ますだ 益田	益田市	あけぼの西町	〃	〃	〃	〃
〃	みのじ 美濃地	〃	美濃地町	〃	〃	〃	〃
〃	かみたかじり 上高尻	吉賀町	七日市	〃	〃	〃	自記
〃	しもぐみ 下組	益田市	匹見町道川	〃	〃	〃	ロガー

（6）気象庁関係

水系名	観測所名	気象等情報で用いる名称	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
斐伊川	松江（まつえ）	松江市西津田	松江市	西津田	松江地方気象台	松江地方気象台	0852 22-3784	地域気象観測システム（アメダス）
浜田川	浜田（はまだ）	浜田市大辻町（おおつじちょう）	浜田市	大辻町	〃	〃	〃	〃
八尾川	西郷（さいごう）	隠岐の島町西郷	隠岐の島町	西町	〃	〃	〃	〃
諏訪川	海士（あま）	海士	海士町	海士	〃	〃	〃	〃
斐伊川	鹿島（かしま）	松江市鹿島	松江市	鹿島町佐陀本郷	〃	〃	〃	〃
〃	出雲（いずも）	出雲市芦渡町（あしわたちょう）	出雲市	芦渡町	〃	〃	〃	〃
静間川	大田（おおだ）	大田市大田	大田市	大田町大田	〃	〃	〃	〃
斐伊川	掛合（かけや）	雲南市掛合	雲南市	掛合町掛合	〃	〃	〃	〃
〃	横田（よこた）	奥出雲町横田	奥出雲町	稲原	〃	〃	〃	〃
〃	赤名（あかな）	飯南町赤名	飯南町	下赤名	〃	〃	〃	〃
江の川	川本（かわもと）	川本	川本町	川本	〃	〃	〃	〃
〃	瑞穂（みずほ）	邑南町瑞穂	邑南町	淀原	〃	〃	〃	〃
三隅川	弥栄（やさか）	浜田市弥栄	浜田市	弥栄町長安本郷	〃	〃	〃	〃
高津川	益田（ますだ）	益田市あけぼの東町	益田市	あけぼの東町	〃	〃	〃	〃
〃	津和野（つわの）	津和野町森村	津和野町	森村	〃	〃	〃	〃
〃	吉賀（よしか）	吉賀町七日市	吉賀町	七日市	〃	〃	〃	〃
斐伊川	大東（だいとう）	雲南市大東	雲南市	大東町下阿用	〃	〃	〃	〃
〃	伯太（はくた）	安来市伯太	安来市	伯太町母里	〃	〃	〃	〃
〃	佐田（さだ）	出雲市佐田	出雲市	佐田町大呂	〃	〃	〃	〃
福光川	福光（ふくみつ）	大田市福光（ふくみつ）	大田市	温泉津町福光	〃	〃	〃	〃
江の川	桜江（さくらえ）	江津市桜江	江津市	桜江町川戸	〃	〃	〃	〃
三隅川	三隅（みすみ）	浜田市三隅	浜田市	三隅町西河内	〃	〃	〃	〃
周布川	波佐（はざ）	浜田市波佐	〃	金城町波佐	〃	〃	〃	〃
高津川	匹見（ひきみ）	益田市匹見	益田市	匹見町匹見	〃	〃	〃	〃
斐伊川	斐川（ひかわ）	出雲空港	出雲市	斐川町沖洲	〃	〃	〃	〃
八尾川	西郷岬（さいごうみさき）	隠岐空港	隠岐の島町	岬町	〃	〃	〃	〃
高津川	高津（たかつ）	石見空港	益田市	内田町	〃	〃	〃	〃

（7）中国電力関係

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
斐伊川	上阿井（かみあい）	奥出雲町	上阿井	中国電力㈱ 東部水力センター	東部水力センター	0853 21-6157	テレメーター
〃	阿井川ダム（あいがわ）	〃	河内	〃	〃	〃	〃
〃	木地谷（きじや）	〃	上阿井	〃	〃	〃	〃
〃	野萱（のかや）	飯南町	野萱	〃	〃	0855 75-1900	〃
〃	来島ダム（きじま）	〃	下来島	〃	〃	〃	〃
〃	赤名（あかな）	〃	下赤名	〃	〃	〃	〃
江の川	小田（おだ）	安芸高田市	吉田町 山手	中国電力㈱ 西部水力センター	西部水力センター	0824 63-5378	〃
〃	庄原（しょうばら）	三次市	三良坂町 三良坂	〃	〃	〃	〃
〃	高暮ダム（こうぼ）	庄原市	高野町 本高暮	〃	〃	〃	〃
〃	熊見（くまみ）	三次市	日下町	〃	〃	〃	〃
〃	浜原ダム（はまはら）	美郷町	信喜	中国電力㈱ 東部水力センター	東部水力センター	0855 75-1900	〃
周布川	波佐下（はざしも）	浜田市	金城町波佐	中国電力㈱ 西部水力センター	西部水力センター	0855 23-7693	〃
〃	長見ダム（ながみ）	〃	長見町	〃	〃	〃	〃
〃	周布川ダム（すふがわ）	〃	弥栄町小坂	〃	〃	〃	〃

（8）西日本旅客鉄道関係

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
斐伊川	坂根（さかね）	奥出雲町	八川	米子支社	米子 施設指令	0859 32-6383	テレメーター
〃	横田（よこた）	〃	横田	〃	〃	〃	〃
〃	木次（きすき）	雲南市	木次町里方	〃	〃	〃	〃
〃	下久野（しもくの）	〃	大東町下久野	〃	〃	〃	〃
〃	出雲（いずも）	出雲市	今市町	〃	〃	〃	〃
〃	宍道（しんじ）	松江市	宍道町宍道	〃	〃	〃	〃
〃	乃木（のぎ）	〃	浜乃木町	〃	〃	〃	〃
〃	揖屋（いや）	〃	東出雲町揖屋	〃	〃	〃	〃
小田川	小田（おだ）	出雲市	多伎町多岐	〃	〃	〃	〃
波根川	波根（はね）	大田市	波根町	〃	〃	〃	〃
静間川	大田（おおだ）	大田市	大田町	〃	〃	〃	〃
仁万川	仁万（にま）	〃	仁摩町仁万	〃	〃	〃	〃
倉谷川	黒松（くろまつ）	江津市	黒松町	〃	〃	〃	〃
江の川	江津（ごうつ）	〃	江津町	〃	〃	〃	〃
宇津川	波子（はし）	〃	波子町	〃	〃	〃	〃
浜田川	浜田（はまだ）	浜田市	浅井町	〃	〃	〃	〃
周布川	周布（すふ）	〃	治和町	〃	〃	〃	〃
三隅川	三保三隅（みほ みすみ）	〃	三隅町西河内	〃	〃	〃	〃
高津川	益田（ますだ）	益田市	駅前町	〃	〃	〃	〃
喜阿弥川	戸田小浜（とだ こはま）	〃	戸田町	広島支社	広島施設指令	082－263 －7545	〃

(9) そ　の　他

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
斐伊川	安来本署（やすぎ ほんしょ）	安来市	安来町	安来市 消防本部	安来市 消防本部	0854 22-0119	自記
〃	広瀬分署（ひろせ ぶんしょ）	〃	広瀬町	〃	安来市消防 署広瀬分署	0854 32-2308	〃
〃	伯太分署（はくた ぶんしょ）	〃	伯太町	〃	安来市消防 署伯太分署	0854 37-1026	〃
〃	大東（だいとう）	雲南市	大東町 大東	雲南市	雲南市役所 大東総合センター	0854 43-8160	〃
〃	加茂（かも）	〃	加茂町 加茂中	〃	雲南市役所 加茂総合センター	0854 49-8601	〃
〃	三刀屋（みとや）	〃	三刀屋町 三刀屋	〃	雲南市役所 三刀屋総合センター	0854 45-2111	〃
〃	吉田（よしだ）	〃	吉田町 吉田	〃	雲南市役所 吉田総合センター	0854 74-0211	〃
〃	掛合（かけや）	〃	掛合町 掛合	〃	雲南市役所 掛合総合センター	0854 62-0300	〃
〃	出雲（いずも）	出雲市	渡橋町	出雲市	出雲消防署	0853 21-2119	テレメーター
〃	平田（ひらた）	〃	平田町	〃	平田消防署	0853 63-5520	〃
〃	斐川（ひかわ）	〃	斐川町荘原	〃	斐川消防署	0853 72-0800	〃
堀川	大社（たいしゃ）	出雲市	大社町 杵築南	出雲市	大社消防署	0853 53-2373	〃
十間川	湖陵（こりょう）	〃	湖陵町 二部	〃	出雲市役所 湖陵支所	0853 43-1212	〃
斐伊川	赤名（あかな）	飯南町	下赤名	飯南町	飯南町役場	0854 76-2211	自記
〃	佐田（さだ）	出雲市	佐田町 反辺	出雲市	出雲市役所 佐田支所	0853 84-0111	〃
小田川	小田（おだ）	〃	多伎町 小田	〃	出雲市役所 多伎支所	0853 86-3111	〃
静間川	三瓶（さんべ）	大田市	三瓶町	大田消防署	大田消防署 三瓶出張所	0854 83-2253	〃
江の川	矢谷（や たに）	川本町	矢谷		川本町役場	0855 72-0631	テレメーター
〃	川内（かわうち）	〃	川内		〃	〃	〃
〃	湯谷（ゆだに）	〃	湯谷		〃	〃	〃

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
江の川	渡田（わただ）	江津市	桜江町川越	江津市	江津市役所	0855 52-2501	テレメーター
〃	都治（つち）	〃	都治町	〃	〃	〃	〃
敬川	有福（ありふく）	〃	有福温泉町	〃	〃	〃	〃
江の川	江津（ごうつ）	〃	渡津町	〃	江津邑智消防組合	0855 52-0119	自記
青川川	浜田（はまだ）	浜田市	原井町	浜田市	浜田市消防本部	0855 22-0119	〃
浜田川	金城（かなぎ）	〃	金城町下来原	〃	浜田市役所金城支所	0855 42-1234	テレメーター
下府川	今福（いまふく）	〃	金城町今福	〃	〃	〃	〃
周布川	小国（おぐに）	〃	金城町小国	〃	〃	〃	〃
〃	長田（ながた）	〃	金城町長田	〃	〃	〃	〃
江の川	旭（あさひ）	〃	旭町今市	〃	浜田市役所旭支所	0855 45-1234	〃
三隅川	三隅（みすみ）	〃	三隅町三隅	〃	浜田市役所三隅支所	0855 32-2800	自記
〃	下古和（しもこわ）	〃	三隅町下古和	〃	〃	〃	テレメーター
〃	井野（いの）	〃	三隅町井野	〃	〃	〃	〃
〃	弥栄（やさか）	〃	弥栄町長安本郷	〃	浜田市役所弥栄支所	0855 48-2111	自記
〃	二川（ふたがわ）	益田市	美都町宇津川	益田市	益田市役所（美都総合支所）	0856 52-2311	テレメーター
岡見川	岡見（おかみ）	浜田市	三隅町岡見	浜田市	浜田市役所三隅支所	0855 32-2800	自記
折居川	室谷（むろたに）	〃	三隅町室谷	〃	〃	〃	テレメーター
益田川	益田広域消防署（ますだこういきしょうぼうしょ）	益田市	あけぼの東町	益田地区広域市町村圏事務組合	益田広域消防署	0856 31-0223	自動
〃	中須雨水排水ポンプ場（なかすうすいはいすいじょう）	〃	かもしま東町	益田市	益田市役所（下水道課）	0856 31-0323	〃
高津川	益田広域消防本部匹見分遣所（ますだこういきしょうぼうほんぶひきみぶんけんしょ）	〃	匹見町匹見	益田地区広域市町村圏事務組合	益田広域消防本部匹見分遣所	0856 56-0234	テレメーター

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
中村川	西郷（さいごう）	隠岐の島町	中村	隠岐の島町	隠岐の島町役場 中出張所	08512 4-0002	簡易
春日川	布施（ふせ）	〃	布施	〃	隠岐の島町役場 布施支所	08512 7-4311	自記
重栖川	五箇（ごか）	〃	北方	〃	隠岐の島町役場 五箇支所	08512 5-2211	簡易
都万川	都万（つま）	〃	都万	〃	隠岐の島町役場 都万支所	08512 6-2311	〃
諏訪川	海士（あま）	海士町	海士	海士町	海士町役場	08514 2-0111	テレメーター
郡川	知夫（ちぶ）	知夫村	郡	知夫村	知夫村役場	08514 8-2211	簡易

第２号表　　水位観測所一覧表

（１）島根県関係水防情報システム関係

水防支部（地区名）	河川名	観測所名	所在地 市町村	所在地 大字等	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等	量水標
松江	馬橋川	馬橋川（まばしがわ）	松江市	東津田町	3.30 3.30			1.70	1.00	松江県土整備事務所	松江県土整備事務所	0852-32-5720	テレメーター		
	朝酌川	手貝水門上流*（てかいすいもん じょうりゅう）	〃	西尾町	1.00 1.42					〃	〃	〃	〃		
	〃	手貝水門下流*（てかいすいもん かりゅう）	〃	〃	1.10 1.42					〃	〃	〃	〃		
	北田川	北田川水門上流*（きただがわすいもん じょうりゅう）	〃	〃	3.12 3.12			1.10	0.70	〃	〃	〃	〃		有
	〃	北田川水門下流*（きただがわすいもん かりゅう）	〃	〃	3.12 3.12					〃	〃	〃	〃		有
	京橋川	京橋川*（きょうばしがわ）	〃	学園南1丁目	2.16 1.76			1.10	0.70	〃	〃	〃	〃		有
	〃	京橋川水門上流*（きょうばしがわすいもん じょうりゅう）	〃	西川津町	3.12 3.12			1.10	0.70	〃	〃	〃	〃		有
	〃	京橋川水門下流*（きょうばしがわすいもん かりゅう）	〃	〃	3.12 3.12					〃	〃	〃	〃		有
	比津川	比津川水門上流*（ひづがわすいもん じょうりゅう）	〃	黒田町	1.50 1.50			1.10	0.70	〃	〃	〃	〃		有
	〃	比津川水門下流*（ひづがわすいもん かりゅう）	〃	〃	1.50 1.50			1.10	0.70	〃	〃	〃	〃		有
	意宇川	神納橋（かんのうばし）	〃	八雲町日吉	6.30 6.30	2.70	2.40	2.10	1.50	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	〃	出雲郷（あだかえ）	〃	東出雲町出雲郷	3.79 3.58	3.30	2.80	2.70	2.30	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	玉湯川	玉湯川（たまゆがわ）	〃	玉湯町湯町	3.40 4.00			2.50	1.70	〃	〃	〃	〃		
	〃	大谷（おおだに）	〃	玉湯町大谷	2.92 2.92					〃	〃	〃	〃		
	来待川	岩崎橋（いわさきばし）	〃	宍道町西来待	3.30 3.30			1.00	0.60	〃	〃	〃	〃		有
	佐陀川	鹿島*（かしま）	〃	鹿島町佐陀本郷	0.83 1.37			0.75	0.70	〃	〃	〃	〃		
松江（広瀬）	伯太川	安来大橋（やすぎおおはし）	安来市	飯島町	4.40 4.30	2.30	2.00	1.80	1.10	〃	松江県土整備事務所(広瀬)	0854-32-4134	〃	周、警	有
	〃	弘鶴橋（こうかくばし）	〃	伯太町東母里	4.60 5.00	2.80	2.20	2.00	1.50	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	吉田川	吉田橋（よしだばし）	〃	飯島町	3.00 3.00			1.80	1.00	〃	〃	〃	〃		
	飯梨川	布部（ふべ）	〃	広瀬町布部	5.50 4.70			1.90	1.60	〃	布部ダム管理所	0854-36-0050	〃		有
	〃	大渡（おおわたり）	〃	広瀬町広瀬	5.60 6.20	2.80	2.60	2.40	1.50	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	〃	矢田（やだ）	〃	矢田町	9.83 10.08	6.40	5.70	5.10	3.70	〃	〃	〃	〃	洪、警	
	〃	飯梨橋（いいなしばし）	〃	赤江町	5.60 5.50			2.20	1.30	〃	松江県土整備事務所(広瀬)	0854-32-4134	〃		
	山佐川	下山佐（しもやまさ）	〃	広瀬町下山佐	5.00 4.20			1.90	1.30	〃	〃 山佐ダム管理所	〃 0854-35-0156	〃		有
	祖父谷川	祖父谷川（おじだにがわ）	〃	広瀬町広瀬	2.25 2.25			1.00	0.60	〃	松江県土整備事務所(広瀬)	0854-32-4134	〃		
雲南	斐伊川	日登（ひのぼり）	雲南市	木次町日登	5.00 5.00	4.50	3.70	2.70	1.60	出雲河川事務所	雲南県土整備事務所	0854-42-9587	〃	周、警	
	〃	木次（きすき）	〃	木次町下熊谷	6.23 7.14			3.50	2.50	〃	〃	〃	〃		
	〃	新伊萱（しんいがや）	〃	加茂町三代	8.05 7.26			3.40	2.50	〃	〃	〃	〃		
	赤川	神田橋（かんだばし）	〃	大東町大東	5.20 5.20			2.50	1.50	雲南県土整備事務所	〃	〃	〃		
	〃	町上（まちがみ）	〃	加茂町加茂中	7.64 7.49	5.10	3.70	3.00	1.70	出雲河川事務所	〃	〃	〃	周、警	
	〃	八口橋（やぐちばし）	〃	加茂町神原	7.80 7.80			3.10	1.80	雲南県土整備事務所	〃	〃	〃		
	奥田川	奥田川（おくだがわ）	〃	加茂町神原						〃	〃	〃	〃		
	堂の前川	堂の前川（どうのまえがわ）	〃	加茂町大竹						〃	〃	〃	〃		
	内原川	内原川（うちはらがわ）	〃	加茂町加茂中						〃	〃	〃	〃		

＊：の水位表示は、T.P（東京湾中等潮位）表示。
洪：洪水予報対象、周：水位周知発表対象、警：水防警報発表対象の水位観測所。

水防支部（地区名）	河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等	量水標
			市町村	大字等											
雲南	久野川	ひのでばし 日の出橋	雲南市	木次町 東日登	4.50 4.60	2.90	2.70	2.20	1.50	雲南県土整備事務所	雲南県土整備事務所	0854-42-9587	テレメーター	周、警	有
	三刀屋川	かけやおおはし 掛合大橋	〃	掛合町 掛合	4.50 4.50			2.60	1.50	〃	〃	〃	〃		有
	〃	さかやまばし 坂山橋	〃	三刀屋町 三刀屋	5.10 6.10	2.90	2.40	2.20	1.80	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	神戸川	はかみ 八神	飯南町	八神						〃	〃	〃	〃		
雲南（仁多）	斐伊川	よこたしんおおはし 横田新大橋	奥出雲町	横田	5.90 5.60			2.00	1.50	〃	雲南県土整備事務所(仁多)	0854-54-1251	〃		
	〃	みなりおおはし 三成大橋	〃	三成	8.10 7.20			2.50	1.50	〃	〃	〃	〃		
出雲	平田船川	にしひらた 西平田*	出雲市	西平田町	3.10 3.10			1.50	1.20	出雲県土整備事務所	出雲県土整備事務所	0853-30-5615	〃		
	〃	いちもんばし 一文橋*	〃	平田町	2.00 3.00			1.20	0.80	〃	〃	〃	〃		
	湯谷川	ゆやがわ 湯谷川*	〃	灘分町	1.70 1.70			0.90	0.70	〃	〃	〃	〃		
	堀川	ながれしたばし 流下橋	〃	大社町 修理免	2.80 2.80			1.80	1.40	〃	〃	〃	〃		有
	論田川	ろんでんがわ 論田川*	〃	灘分町	1.18 1.18			0.80	0.60	〃	〃	〃	〃		
	高瀬川	たかせがわ 高瀬川	〃	斐川町 沖洲	1.80 1.80			0.90	0.50	〃	〃	〃	〃		
	五右衛門川	ごえもんばし 五右衛門橋	〃	斐川町 美南	3.60 3.60			2.10	1.30	〃	〃	〃	〃		
	新建川	しんばし 新橋*	〃	斐川町 学頭	2.90 2.90			1.50	0.90	〃	〃	〃	〃		
	神戸川	にえ 仁江	〃	佐田町 一窪田	5.50 5.37			3.00	2.50	〃	〃	〃	〃		
	〃	さだ 佐田	〃	佐田町 反辺	6.67 7.65	5.30	5.00	2.95	2.45	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	〃	きむらばし 木村橋	〃	所原町 木村	8.80 8.80	5.30	5.00	3.90	2.60	〃	〃	〃	〃	周、警	
	新内藤川	しんないとうがわ 新内藤川	〃	松寄下 町	2.70 2.80			1.80	1.00	〃	〃	〃	〃		
	赤川	あかがわ 赤川	〃	高松町	1.90 1.90			2.20	1.80	〃	〃	〃	〃		
	十間川	じっけんがわ 十間川	〃	神西沖 町	3.40 4.00			2.30	1.40	〃	〃	〃	〃		
	〃	じんざいこ 神西湖	〃	湖陵町 差海	3.63 3.43			0.90	0.80	〃	〃	〃	〃		有
県央	出羽川	しもぐちば 下口羽	邑南町	下口羽	5.00 5.00			2.60	1.50	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所	0855-72-9616	〃		有
	出羽川	よどだばし 淀田橋	邑南町	三日市	5.22 4.23					〃	〃	〃	〃		
	濁川	いんばら 因原	川本町	因原	9.00 9.00			4.50	2.30	〃	〃	〃	〃		
県央（大田）	静間川	かわいばし 川合橋	大田市	川合町	4.80 4.80	3.20	2.90	2.20	1.30	〃	県央県土整備事務所(大田)	0854-84-9748	〃	周、警	
	〃	ようかいちばし 八日市橋	〃	長久町	5.70 5.40	3.80	2.60	2.50	1.50	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	〃	しょうばらばし 正原橋	〃	静間町	8.90 8.90					〃	〃	〃	〃		
	三瓶川	いでぐち 出口	〃	大田町						〃	県央県土整備事務所(大田) 三瓶ダム管理所	0854-84-9748 0854-86-0530	〃		
	〃	ひで 日の出	〃	〃	4.72 4.70					〃	県央県土整備事務所(大田)	0854-84-9748	〃		
	〃	かんだばし 神田橋	〃	〃	4.60 4.60	2.90	2.50	2.10	1.30	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	〃	ながひさ 長久	〃	長久町	8.73 8.83			6.42	5.32	〃	県央県土整備事務所(大田) 三瓶ダム管理所	0854-84-9748 0854-86-0530	〃		有
	宅野川	たくの 宅野	〃	仁摩町 宅野	2.80 2.80			1.80	1.00	〃	県央県土整備事務所(大田)	0854-84-9748	〃		有
	潮川	ぜんこうじばし 善興寺橋	〃	仁摩町 仁万	4.10 4.10			2.10	1.20	〃	〃	〃	〃		有
	福光川	ふるいちばし 古市橋	〃	温泉津町 福光	3.80 3.80			1.90	1.10	〃	〃	〃	〃		有
	江谷川	さつか 刺鹿	〃	久手町						県央県土整備事務所 (大田農)	県央県土整備事務所 (大田農)	0854-84-9753	〃		
	大原川	くて 久手	〃	〃						〃	〃	〃	〃		

*:の水位表示は、T.P（東京湾中等潮位）表示。
洪：洪水予報対象、周：水位周知発表対象、警：水防警報発表対象の水位観測所。

水防支部（地区名）	河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等	量水標
			市町村	大字等											
浜田	都治川	都治（つち）	江津市	都治町	6.01 6.59			2.60	1.50	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	テレメーター		有
	敬川	敬川橋（うやがわばし）	〃	敬川町	4.20 4.20	2.70	2.40	2.10	2.00	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	敬川	跡市（あといち）	〃	跡市町	2.50 2.50					〃	〃	〃	〃		
	下府川	府中橋（ふちゅうばし）	浜田市	上府町	6.40 6.40	5.40	4.50	3.60	2.10	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	浜田川	下来原（しもくるばら）	〃	金城町七条	3.10 3.10			1.60	0.90	〃	浜田県土整備事務所	0855-22-5642	〃		
	〃	砂子（すなご）	〃	相生町	4.50 4.60					〃	第二浜田ダム管理所	0855-22-3051	〃		
	〃	三宮橋（さんぐうばし）	〃	黒川町	5.80 5.50					〃	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	〃		
	〃	中芝橋（なかしばばし）	〃	朝日町	4.70 4.70			2.60	1.50	〃	浜田県土整備事務所	0855-22-5642	〃		有
	〃	浜田大橋（はまだおおはし）	〃	殿町	3.05 3.05	2.00	1.70	1.60	1.10	〃	第二浜田ダム管理所	0855-22-3051	〃	周、警	有
	浅井川	浜田（はまだ）	〃	田町	4.20 4.30			1.70	1.10	〃	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	〃		
	周布川	中場（なかば）	〃	穂出町	7.21 8.28	3.20	2.90	2.10	1.80	〃	浜田県土整備事務所 大長見ダム管理所	0855-29-5642 0855-22-8340	〃	洪、警	有
	三隅川	三隅（みすみ）	〃	三隅町三隅	9.55 8.40	5.70	5.20	3.00	2.50	〃	浜田県土整備事務所 御部ダム管理所	0855-29-5642 0855-35-1421	〃	周、警	有
	細田川	西河内（さいごうち）	〃	三隅町西河内	3.10 3.10			1.70	1.10	〃	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	〃		
	八戸川	栃谷（とちだに）	〃	旭町都川						〃	八戸ダム管理所	0855-92-1361	〃		
	日貫川	日貫（ひぬい）	邑南町	日貫						〃	〃	〃	〃		
	家古屋川	勝地（かちじ）	浜田市	金城町追原						〃	〃	〃	〃		
	八戸川	江尾（えのお）	江津市	桜江町市山	6.66 5.13	3.30	2.80	2.60	1.70	〃	〃	〃	〃	周、警	有
	〃	近原（きんばら）	〃	桜江町後山	21.57 24.02					〃	〃	〃	〃		
	江の川	長良（ながら）	〃	松川町長良						浜田河川国道事務所	〃	〃	〃		
益田	益田川	染羽（そめば）	益田市	染羽町	5.00 5.00	3.50	3.10	2.30	1.30	益田県土整備事務所	益田県土整備事務所	0856-31-9633	〃	洪、警	有
	〃	朝倉（あさくら）	〃	美都町朝倉						〃（農）	〃（農）	0856-31-9625	〃		
	匹見川	昭和橋（しょうわばし）	〃	匹見町匹見	4.80 5.80			3.00	1.70	益田県土整備事務所	益田県土整備事務所	0856-31-9633	〃		
	白上川	大道橋（おおどうばし）	〃	川登町	4.80 4.80			1.20	0.80	〃	〃	〃	〃		
	喜阿弥川	喜阿弥川（きあみがわ）	〃	喜阿弥町	3.60 3.60			1.80	1.30	〃	〃	〃	〃		有
益田（津和野）	高津川	塔尾橋（とおのおばし）	吉賀町	沢田	4.00 4.00	2.30	1.80	1.60	1.20	〃	益田県土整備事務所（津和野）	0856-72-0511	〃	周、警	有
	〃	相生橋（あいおいばし）	〃	柿木	5.90 5.90			3.10	1.80	〃	〃	〃	〃		
	〃	旭橋（あさひばし）	津和野町	枕瀬	7.30 7.30			4.00	2.30	〃	〃	〃	〃		有
	津和野川	町田（まちだ）	〃	町田	6.30 6.30	2.60 3.60	2.20 3.20	1.80	1.20	〃	〃	〃	〃	周、警	有
隠岐	八尾川	中条（なかすじ）	隠岐の島町	原田	4.10 4.20	2.40	2.20	2.00	1.20	隠岐支庁	隠岐支庁	08512-2-9734	〃	周、警	
	〃	八尾川（やびがわ）	〃	城北	3.75 4.75			2.60	1.50	〃	〃	〃	〃		
	〃	八田橋（はったばし）	〃	中町	4.80 4.80			2.90	2.10	〃	〃	〃	〃		
	中村川	新堤橋（しんどてばし）	〃	中村	3.65 3.65			1.90	1.40	〃	〃	〃	〃		
	都万川	都万川（つまがわ）	〃	都万	3.80 3.10			1.30	0.80	〃	〃	〃	〃		
	重栖川	五箇大橋（ごかおおはし）	〃	郡	2.80 2.80			1.40	0.80	〃	〃	〃	〃		有
	久見川	清見橋（きよみばし）	隠岐の島町	久見	3.40 3.40			2.00	1.30	〃	〃	〃	〃		
	美田川	美田（みた）	西ノ島町	美田	2.07 2.07			1.40	1.00	〃	島前事業部	08514-7-9119	〃		

*:の水位表示は、T.P（東京湾中等潮位）表示。
洪：洪水予報対象、周：水位周知発表対象、警：水防警報発表対象の水位観測所。

（２）企業局関係

水防支部（地区名）	河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等
			市町村	大字等										
雲南（仁多）	斐伊川	加食（かじき）	奥出雲町	横田						企業局東部事務所	企業局東部事務所	0854-22-2748	テレメーター	
浜田	三隅川	安城（やすぎ）	浜田市	弥栄町大坪						企業局西部事務所	企業局西部事務所	0855-57-0221	〃	

(3) 国土交通省関係

河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等
		市町村	大字等										
三刀屋川	新三刀屋(しんみとや)	雲南市	三刀屋町地王						出雲河川事務所	出雲河川事務所	0853 21-1850	テレメーター	
斐伊川	尾原(おばら)	〃	木次町平田						〃	〃	〃	〃	
〃	日登(ひのぼり)	〃	木次町西日登						〃	〃	〃	〃	
〃	木次(きすき)	〃	木次町下熊谷	7.59 7.47	4.80	4.20	3.50	2.50	〃	〃	〃	〃	洪 警
〃	新伊萱(しんいがや)	〃	加茂町三代	10.20 10.23	5.00	4.30	3.40	2.50	〃	〃	〃	〃	洪 警
〃	上島(かみしま)	出雲市	上島町	10.19 9.69	6.30	5.70	4.00	2.90	〃	〃	〃	〃	洪 警
赤川	町上(まちがみ)	雲南市	加茂町加茂中						〃	〃	〃	〃	
斐伊川	大津(おおつ)	出雲市	大津町	6.44 6.65	3.20	2.90	2.50	1.60	〃	〃	〃	〃	洪 警
〃	灘分(なだぶん)	〃	灘分町	6.62 6.41	4.60	4.40	2.80	2.00	〃	〃	〃	〃	洪 警
〃 (宍道湖)	東(ひがし)	〃	鹿園寺町						〃	〃	〃	〃	
〃	来待(きまち)	松江市	宍道町東来待						〃	〃	〃	〃	
〃	宍道湖湖心(しんじここしん)	松江市	岡本町						〃	〃	〃	〃	
〃	浜佐陀(はさだ)	松江市	浜佐田町						〃	〃	〃	自記	
〃	白潟(しらかた)	〃	白潟町						〃	〃	〃	〃	
〃	松江(まつえ)	〃	白潟本町		1.40	1.40	1.20	0.80	〃	〃	〃	テレメーター	周 警
斐伊川 (大橋川)	矢田(やだ)	〃	矢田町						〃	〃	〃	自記	
〃	八幡(やはた)	〃	八幡町						〃	〃	〃	テレメーター	
〃 (中海)	中海湖心(なかうみこしん)	〃	八束町		0.90	0.90	0.90	0.70	〃	〃	〃	〃	周 警
〃	米子湾(よなごわん)	安来市	島田町						〃	〃	〃	〃	
〃	江島(えじま)	松江市	八束町江島						〃	〃	〃	〃	
大橋川	松江流量(まつえりゅうりょう)	〃	伊勢宮町						〃	〃	〃	テレメーター	
日本海	恵曇(えとも)	〃	鹿島町恵曇						〃	〃	〃	自記	

洪:洪水予報対象、周:水位周知発表対象、警:水防警報発表対象の水位観測所。

河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等
		市町村	大字等										
斐伊川 (神戸川)	そとぞの 外園	出雲市	西園町						出雲河川事務所	出雲河川事務所	0853 21-1850	自記	
日本海	たいしゃ 大社	〃	大社町						〃	〃	〃	〃	
神戸川	かみはなみ 上橋波	〃	佐田町 上橋波						〃	〃	0854 48-0780	〃	
日本海	みほのせき 美保関	松江市	美保関町 美保関						出雲河川事務所	出雲河川事務所	0853 21-1850	テレメーター	
斐伊川 (神戸川)	まき 馬木	出雲市	馬木町	9.15 9.46	7.00	6.30	3.50	3.00	〃	〃	〃	〃	洪 警
〃	こしばし 古志橋	〃	古志町	7.64 7.62	5.40	5.00	3.10	1.60	〃	〃	〃	〃	洪 警
〃	みょうけんばし 妙見橋	〃	西園町						〃	〃	〃	〃	
江の川	おぜきやま 尾関山	三次市	五日市	15.30 14.14	9.50	8.90	8.00	6.00	三次河川国道事務所	三次河川国道事務所	0824 63-4121	〃	洪 警
〃	おおつ 大津	邑南町	下口羽		9.00	8.10	5.20	4.20	〃	〃	〃	〃	洪 警
〃	つが 都賀	美郷町	都賀本郷	14.22 14.14	7.50	7.00	5.40	4.40	浜田河川国道事務所	浜田河川国道事務所	0855 22-2480	〃	洪 警
〃	はまはら 浜原	美郷町	浜原	16.86 19.69					〃	〃	〃	〃	
〃	かわもと 川本	川本町	川本	18.78 16.82	8.60	8.00	6.00	5.00	〃	〃	〃	〃	洪 警
〃	おおぬき 大貫	江津市	桜江町 大貫						〃	〃	〃	自記	
〃	たにじゅうごう 谷住郷	〃	桜江町 谷住郷	14.11 16.10	9.20	8.60	7.70	5.60	〃	〃	〃	テレメーター	洪 警
〃	ながら 長良	〃	松川町 長良						〃	〃	〃	〃	
〃	かわひら 川平	〃	松川町 市村	14.01 18.19	9.70	9.20	8.40	6.30	〃	〃	〃	〃	洪 警
〃	ごうつ 江津	〃	江津町 郷田	6.46 7.84					〃	〃	〃	〃	
高津川	えん たに 円の谷	津和野町	枕瀬						〃	〃	〃	自記	
〃	にちはら 日原	〃	枕瀬	7.65 6.34					〃	〃	〃	テレメーター	
〃	かんだ 神田	益田市	神田町	8.82 8.79	6.40	5.90	3.30	2.00	〃	〃	〃	〃	洪 警
〃	たかつの 高角	〃	高津 二丁目	8.38 8.75	4.60	4.20	3.10	1.90	〃	〃	〃	〃	洪 警
高津川 (派川)	たかつの 高角	〃	高津 二丁目	8.38 8.75	4.60	4.20			〃	〃	〃	〃	周 警
匹見川	すみむら 隅村	〃	隅村町	7.91 11.55					〃	〃	〃	〃	
〃	よこた 横田	〃	横田町	6.80 7.00	4.20	3.70	3.60	2.60	〃	〃	〃	〃	洪 警
白上川	うちだ 内田	〃	内田町	7.64 7.75	5.30	4.40			〃	〃	〃	〃	周 警

洪:洪水予報対象、周:水位周知発表対象、警:水防警報発表対象の水位観測所。

(4) 中国電力関係

河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等
		市町村	大字等										
神戸川	すがた 菅田	出雲市	佐田町 窪田						中国電力㈱東部水力センター	本社電源事業本部(水力土木技術)	0853 21-6157	自記	
〃	はかみ 八神	飯南町	八神						〃	東部水力センター	0855 75-1900	〃	
周布川	はざ 波佐	浜田市	金城町 波佐						中国電力(株)西部水力センター	西部水力センター	0855 23-7693	自記	

(5) 島根県管理危機管理型水位計関係

河川名	観測所名	所在地		形式	観測開始水位	危険水位
		市町村	大字等			
北田川	北田川	松江市	春日町	接触式	天端より-0.79m	天端より-0.47m
伯太川	伯太川 吉岡橋	安来市	吉岡町	非接触式	天端より-2.70m	天端より-0.86m
斐伊川	斐伊川 漆仁橋	雲南市	木次町 湯村	〃	天端より-2.48m	天端より-1.31m
〃	斐伊川 吉重橋	奥出雲町	横田	〃	天端より-2.65m	天端より-1.10m
神戸川	神戸川 松崎橋	飯南町	野萱	〃	天端より-2.03m	天端より-0.90m
〃	神戸川 乙立橋	出雲市	乙立	〃	天端より-2.73m	天端より-0.78m
小田川	小田川 下田橋下流	〃	多岐町 小田	接触式	天端より-1.85m	天端より-0.84m
小浜川	小浜川 温泉津跨線橋	大田市	温泉津町 小浜	〃	天端より-1.13m	天端より-0.46m
銀山川	銀山川 榮橋下流	〃	大森	〃	天端より-0.82m	天端より-0.31m
矢谷川	矢谷川 谷川橋	川本町	川本	非接触式	天端より-3.74m	天端より-1.33m
三谷川	三谷川 大島橋	〃	三俣	〃	天端より-1.56m	天端より-0.37m
尻無川	尻無川 才ヶ原橋	美郷町	湯抱	〃	天端より-1.94m	天端より-0.86m
沢谷川	沢谷川 久西下橋	〃	上川戸	〃	天端より-1.55m	天端より-0.82m
出羽川	出羽川 稗原橋上流	邑南町	伏谷	接触式	天端より-1.82m	天端より-0.82m
〃	出羽川 高善寺橋	〃	鱒渕	非接触式	天端より-3.07m	天端より-0.38m
周布川	周布川 栃下橋	浜田市	金城町 波佐	〃	天端より-1.44m	天端より-0.29m
八戸川	八戸川 長尾橋	江津市	桜江町 川戸	〃	天端より-3.69m	天端より-1.80m
沖田川	沖田川 大明神橋	益田市	赤雁町	〃	天端より-2.52m	天端より-0.92m
後溢川	後溢川 宮の前橋	〃	向横田町	〃	天端より-2.33m	天端より-0.35m
津和野川	津和野川 横瀬橋	津和野町	部栄	〃	天端より-2.10m	天端より-0.88m
名賀川	名賀川 白井橋	〃	名賀	〃	天端より-1.56m	天端より-0.31m
鹿足河内川	鹿足河内川 六日市橋	吉賀町	六日市	〃	天端より-1.68m	天端より-0.23m

河川名	観測所名	所在地		形式	観測開始水位	危険水位
		市町村	大字等			
高津川	高津川 新抜月橋	吉賀町	七日市	非接触式	天端より-2.42m	天端より-0.91m
春日川	春日川	隠岐の島町	布施	接触式	天端より-2.30m	天端より-0.62m

第3号表　重要水防区域及び危険な箇所総括表

1. 国土交通省関係

事務所名	重要水防区域		危険な箇所		備考
	河川名(区域数)	延長(m)	箇所数	延長(m)	
出雲	斐伊川(2)、神戸川(2)	237,300	579	124,871	
浜田	江の川、高津川、高津川派川、白上川、匹見川(10)	210,560	334	82,628	
計	7河川(14)	447,860	913	207,499	

2. 島根県

水防支部名		重要水防区域		危険な箇所(河川)		備考
		河川名(区域数)	延長(m)	箇所数	延長(m)	
松江		意宇川、朝酌川、来待川(6)	24,800	31	31,305	
	広瀬	飯梨川、伯太川(4)	77,000	41	22,285	
雲南		斐伊川、赤川、三刀屋川、久野川(8)	47,750	14	5,244	
	仁多			7	7,221	
出雲		新建川、五右衛門川、十間川、平田船川、湯谷川(12)	51,100	32	28,980	
県央		濁川、出羽川(3)	3,370	23	14,625	
	大田	静間川、三瓶川、宅野川、潮川(8)	36,600	11	5,095	
浜田		都治川、下府川、浜田川、浅井川、周布川、三隅川、細田川、八戸川、敬川(19)	68,500	35	21,880	
益田		益田川(2)	11,000	25	21,810	
	津和野	津和野川、高津川(5)	16,900	18	21,013	
隠岐		八尾川、重栖川(4)	17,600	2	2,600	
計		34河川(71)	354,620	239	182,058	

3. 島根県内全体

事務所名	重要水防区域		危険な箇所(河川)		備考
	河川名(区域数)	延長(m)	箇所数	延長(m)	
国土交通省	7河川(14)	447,860	913	207,499	
島根県	34河川(71)	354,620	239	182,058	
計	39河川(85)	802,480	1,152	389,557	

第4号表　重要水防区域一覧表

1．国土交通省関係

(1) 出雲河川事務所

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
斐伊川	斐伊川	自:雲南市木次町下熊谷(管理境) 至:松江市美保関町(河口)	左	109,700	
〃	〃	自:雲南市木次町新市(管理境) 至:安来市吉佐町(県境)	右	103,700	
〃	神戸川	自:出雲市馬木町(稗原川合流点) 至: 〃　西園町(河口)	左	11,700	
〃	〃	自:出雲市朝山町(稗原川合流点) 至: 〃　大社町杵築西(河口)	右	12,200	
計	4			237,300	

(2) 浜田河川国道事務所

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
江の川	江の川	自:邑智郡邑南町上田 至:江津市江津町(河口)	左	91,300	
〃	〃	自:邑智郡美郷町上野 至:江津市渡津町(河口)	右	79,300	
高津川	高津川	自:益田市神田町(管理境) 至: 〃　高津町(河口)	左	14,200	
〃	〃	自:益田市神田町(管理境) 至: 〃　中島町(河口)	右	14,200	
〃	高津川派川	自:益田市虫追町(分流点) 至: 〃　高津町(合流点)	左	2,750	
〃	〃	自:益田市内田町(分流点) 至: 〃　飯田町(合流点)	右	2,750	
〃	白上川	自:益田市市原町(管理境) 至: 〃　内田町(派川合流点)	左	2,000	
〃	〃	自:益田市市原町(管理境) 至: 〃　内田町(派川合流点)	右	2,000	
〃	匹見川	自:益田市神田町(管理境) 至: 〃　神田町(高津川合流点)	左	1,030	
〃	〃	自:益田市横田町(管理境) 至: 〃　横田町(高津川合流点)	右	1,030	
計	10			210,560	

2．島根県関係

(1)-1　水防松江支部

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
斐伊川	意宇川	自:松江市大草町(切通し滝) 至: 〃　竹矢町(河口)	左	7,500	
〃	〃	自:松江市大草町(切通し滝) 至: 〃　竹矢町(河口)	右	7,500	
〃	朝酌川	自:松江市西川津町(百足橋) 至: 〃　朝酌町(合流点)	左	3,800	
〃	〃	自:松江市西川津町(百足橋) 至: 〃　朝酌町(合流点)	右	3,800	
〃	来待川	自:松江市宍道町西来待(久戸橋) 至: 〃　〃　〃　(鉄道橋)	左	1,100	
〃	〃	自:松江市宍道町東来待(久戸橋) 至: 〃　〃　〃　(鉄道橋)	右	1,100	
計	6			24,800	

(1)-2　水防松江支部(広瀬)

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
斐伊川	飯梨川	自:安来市広瀬町布部(布部ダム) 至:　〃　　赤江町(河口)	左	25,000	
〃	〃	自:安来市広瀬町布部(布部ダム) 至:　〃　　東赤江町(河口)	右	25,000	
〃	伯太川	自:安来市伯太町西母里(八幡原橋) 至:　〃　　安来町(河口)	左	13,000	
〃	〃	自:安来市伯太町井尻(福富川合流点) 至:　〃　　安来町(河口)	右	14,000	
計	4			77,000	

(2) 水防雲南支部

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
斐伊川	斐伊川	自:雲南市三刀屋町上熊谷(新引野橋) 至:　〃　　木次町下熊谷(管理境)	左	4,300	
〃	〃	自:雲南市木次町西日登(新引野橋) 至:　〃　　〃　　新市(管理境)	右	3,600	
〃	赤川	自:雲南市大東町大東(神田橋) 至:　〃　　加茂町神原(管理境)	左	14,350	
〃	〃	自:雲南市大東町田中(神田橋) 至:　〃　　加茂町神原(管理境)	右	12,350	
〃	三刀屋川	自:雲南市三刀屋町古城(坂山橋) 至:　〃　　〃　　給下　(斐伊川合流点)	左	3,600	
〃	〃	自:雲南市三刀屋町三刀屋(三刀屋新大橋) 至:　〃　　〃　　下熊谷　(斐伊川合流点)	右	4,600	
〃	久野川	自:雲南市木次町東日登(日登橋) 至:　〃　　〃　　新市(学園橋)	左	2,650	
〃	〃	自:雲南市木次町寺領(桜川合流点) 至:　〃　　〃　　木次(学園橋)	右	2,300	
計	8			47,750	

(3) 水防出雲支部

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
斐伊川	平田船川	自:出雲市平田町(河口) 至:　〃　　国富町(口宇賀町界)	左	8,000	
〃	〃	自:出雲市平田町(河口) 至:　〃　　国富町(口宇賀町界)	右	8,000	
〃	湯谷川	自:出雲市平田町(平田船川合流点) 至:　〃　　(古川町地内)(栄橋)	左	3,000	
〃	〃	自:出雲市平田町(平田船川合流点) 至:　〃　　(古川町地内)(栄橋)	右	3,000	
〃	新建川	自:出雲市斐川町上庄原(羽根川合流点) 至:　〃　　〃　　荘原(河口)	左	5,500	
〃	〃	自:出雲市斐川町上庄原(羽根川合流点) 至:　〃　　〃　　荘原(郡市界)	右	3,000	
〃	五右衛門川	自:出雲市斐川町福富(北島橋) 至:　〃　　〃　　黒目(河口)	左	5,500	
〃	〃	自:出雲市斐川町福富(北島橋) 至:　〃　　〃　　沖洲(河口)	右	5,500	

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
十間川	十間川	自:出雲市東神西町(鉄道橋) 至: 〃 神西沖町(神西湖)	左	2,700	
〃	〃	自:出雲市知井宮町(花月川合流点) 至: 〃 神西沖町(神西湖)	右	3,700	
〃	〃	自:出雲市湖陵町差海(神西湖) 至: 〃 〃 〃 (河口)	左	1,600	
〃	〃	自:出雲市湖陵町差海(神西湖) 至: 〃 〃 〃 (河口)	右	1,600	
計	12			51,100	

(4)-1 水防県央支部

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
江の川	濁川	自:邑智郡川本町大字因原(八面橋) 至: 〃 〃 大字因原(江の川合流点)	右	110	
〃	出羽川	自:邑智郡邑南町下口羽(琵琶甲橋) 至: 〃 〃 下口羽(江の川合流点)	左	1,630	
〃	〃	自:邑智郡邑南町下口羽(琵琶甲橋) 至: 〃 〃 下口羽(江の川合流点)	右	1,630	
計	3			3,370	

(4)-2 水防県央支部(大田)

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
静間川	静間川	自:大田市川合町(善性寺前) 至: 〃 静間町(河口)	左	9,800	
〃	〃	自:大田市川合町(善性寺前) 至: 〃 静間町(河口)	右	9,800	
〃	三瓶川	自:大田市大田町(日ノ出橋) 至: 〃 静間町(静間川合流点)	左	5,000	
〃	〃	自:大田市大田町(日ノ出橋) 至: 〃 静間町(静間川合流点)	右	5,000	
宅野川	宅野川	自:大田市仁摩町宅野(鉄道橋) 至: 〃 〃 〃 (河口)	左	900	
〃	〃	自:大田市仁摩町宅野(鉄道橋) 至: 〃 〃 〃 (河口)	右	900	
潮川	潮川	自:大田市仁摩町大国(松浦橋) 至: 〃 〃 仁万町(河口)	左	2,600	
〃	〃	自:大田市仁摩町大国(松浦橋) 至: 〃 〃 〃 (河口)	右	2,600	
計	8			36,600	

(5) 水防浜田支部

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
江の川	都治川	自:江津市都治町(1034地先) 至: 〃 松川町市村(江の川合流点)	左	6,500	
〃	〃	自:江津市都治町(1034地先) 至: 〃 松川町下河戸(江の川合流点)	右	6,500	
下府川	下府川	自:浜田市上府町(府中橋) 至: 〃 下府町(河口)	左	2,900	
〃	〃	自:浜田市上府町(千代松原橋) 至: 〃 下府町(河口)	右	3,600	
浜田川	浜田川	自:浜田市相生町(三宮橋) 至: 〃 港町(河口)	左	4,000	
〃	〃	自:浜田市黒川町(三宮橋) 至: 〃 殿町(河口)	右	3,800	
〃	浅井川	自:浜田市長沢町(455-5地先) 至: 〃 田町(浜田川合流点)	左	1,900	
〃	〃	自:浜田市長沢町(455-5地先) 至: 〃 田町(浜田川合流点)	右	1,900	

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
周布川	周布川	自:浜田市内村町(松本橋) 至: 〃 津摩町(河口)	左	6,000	
〃	〃	自:浜田市内村町(松本橋) 至: 〃 日脚町(河口)	右	6,000	
三隅川	三隅川	自:浜田市三隅町三隅(399地先) 至: 〃 〃 古市場(河口)	左	4,800	
〃	〃	自:浜田市三隅町三隅(杉の森橋) 至: 〃 〃 湊浦(河口)	右	4,600	
〃	細田川	自:浜田市三隅町西河内(614地先) 至: 〃 〃 三隅(三隅川合流点)	左	1,300	
江の川	八戸川	自:江津市桜江町市山(546-1地先) 至: 〃 〃 小田	左	1,400	
〃	〃	自:江津市桜江町小田 至: 〃 〃 後山(江の川合流点)	左	4,000	
〃	〃	自:江津市桜江町江尾(452地先) 至: 〃 〃 川戸	右	3,500	
〃	〃	自:江津市桜江町川戸(川戸大橋) 至: 〃 〃 〃 (江の川合流点)	右	1,200	
敬川	敬川	自:江津市敬川町(451地先) 至: 〃 〃 (河口)	左	2,200	
〃	〃	自:江津市敬川町(438地先) 至: 〃 〃 (河口)	右	2,400	
計	19			68,500	

(6)-1 水防益田支部

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
益田川	益田川	自:益田市大谷町(八坂橋) 至: 〃 中須町(河 口)	左	5,500	
〃	〃	自:益田市染羽町(八坂橋) 至: 〃 久城町(河 口)	右	5,500	
計	2			11,000	

(6)-2 水防益田支部(津和野)

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
高津川	津和野川	自:鹿足郡津和野町後田(幸橋) 至: 〃 〃 後田(尾曽部橋)	左	2,100	
〃	〃	自:鹿足郡津和野町森村(幸橋) 至: 〃 〃 寺田(JR鉄道橋)	右	2,000	
〃	高津川	自:鹿足郡吉賀町有飯(有飯橋) 至: 〃 〃 注連川(重藤橋)	左	6,200	
〃	〃	自:鹿足郡吉賀町有飯(有飯橋) 至: 〃 〃 立戸(重藤橋)	右	6,200	
〃	〃	自:鹿足郡津和野町左鐙(左鐙橋) 至: 〃 〃 〃 (旧左鐙小学校前)	右	400	
計	5			16,900	

(7) 水防隠岐支部

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
八尾川	八尾川	自:隠岐郡隠岐の島町原田(蔵見橋) 至: 〃 〃 西町(河口)	左	5,600	
〃	〃	自:隠岐郡隠岐の島町平(天川合流点) 至: 〃 〃 港町(河口)	右	4,400	
重栖川	重栖川	自:隠岐郡隠岐の島町郡(五箇大橋) 至: 〃 〃 南方(河口)	左	3,800	
〃	〃	自:隠岐郡隠岐の島町郡(五箇大橋) 至: 〃 〃 北方(河口)	右	3,800	
計	4			17,600	

第５号表　危険な箇所一覧表

1．国土交通省
（1）出雲河川事務所

斐伊川水系境水道

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
			左右岸	距離標	延長(m)							
1	境水道	松江市美保関町福浦（松江市）	左	1K470～1K850	380	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	中海出張所	松江県土整備事務所
1-1	〃	松江市美保関町日向浦（松江市）	〃	1K900～2K100	200	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
2	〃	〃	〃	2K900～3K000	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
4	〃	松江市美保関町宇井（松江市）	〃	4K100～4K300	200	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃

（1） 出雲河川事務所

斐伊川水系中海

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
11	中　海	松江市八束町江島 （松江市）	左		640	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	中　海 出張所	松江 県土整備 事務所
12	〃	〃	〃		30	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
12-1	〃	〃	〃		100	越水(溢水) 新堤防	B 要	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
14	〃	〃	〃		480	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
15	〃	〃	〃		140	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
16	〃	〃	〃		50	新堤防	要	要			〃	〃
17	〃	〃	〃		30	新堤防	要	要			〃	〃
17-1	〃	〃	〃		70	新堤防	要	要			〃	〃
18-1	〃	〃	〃		560	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
18-2	〃	〃	〃		80	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
19	〃	〃	〃		180	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
21	〃	〃	〃		120	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
22	〃	松江市八束町馬渡 （松江市）	〃		110	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
23	〃	〃	〃		295	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
24	〃	〃	〃		320	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
24-1	〃	〃	〃		870	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
25 (1)	〃	松江市八束町遅江 （松江市）	〃		190	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
25 (2)	〃	〃	〃		260	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
25 (3)	〃	〃	〃		130	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
29 (1)	〃	〃	〃		140	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
29 (2)	〃	〃	〃		260	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
29 (3)	〃	〃	〃		280	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
29-1	〃	〃	〃		180	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
30	〃	〃	〃		480	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
31	〃	〃	〃		130	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
32	〃	〃	〃		80	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃

（1） 出雲河川事務所

斐伊川水系中海

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
33 (1)	中　海	松江市八束町遅江 （松江市）	左		90	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
33 (2)	〃	〃	〃		380	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	中　海 出張所	松江 県土整備 事務所
37 (1)	〃	〃	〃		460	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
37 (2)	〃	〃	〃		180	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
37 (3)	〃	〃	〃		140	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
37 (4)	〃	〃	〃		50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
40	〃	〃	〃		1,040	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
42 (1)	〃	〃	〃		100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
42 (2)	〃	〃	〃		250	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
42 (3)	〃	〃	〃		400	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
46	〃	松江市大海崎町 （松江市）	〃		730	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	大橋川 出張所	〃
47-1	〃	〃	〃		100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
47-2	〃	〃	〃		20	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
48	〃	〃	〃		100	越水(溢水 新堤防	B 要	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
49	〃	〃	〃		170	越水(溢水 新堤防	B 要	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
50	〃	〃	〃		180	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
51	〃	〃	〃		100	新堤防 越水(溢水 新堤防	要 B 要	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
51-1	〃	〃	〃		50	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
52	〃	〃	〃		160	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
53	〃	〃	〃		270	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
53-1	〃	〃	〃		670	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
53-2	〃	〃	〃		175	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
54	〃	松江市大井町 （松江市）	〃		1,370	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
56	〃	松江市本庄町 （松江市）	〃		990	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
56-1	〃	〃	〃		1,200	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
56-2	〃	〃	〃		230	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
65	〃	〃	〃		150	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃

（1）出雲河川事務所

斐伊川水系中海

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
66	中　海	松江市新庄町（松江市）	左		230	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
67-1	〃	〃	〃		50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
67-2	〃	〃	〃		220	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
71	〃	松江市上宇部尾町（松江市）	〃		480	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
72	〃	〃	〃		720	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
119-1	〃	安来市島田町（安来市）	右		－	工作物	A	A	空洞化	（安来１号排水樋門）	中　海出張所	松江県土整備事務所（広瀬）
123	〃	〃	〃		260	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
125	〃	〃	〃		240	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
126	〃	〃	〃		290	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
129	〃	〃	〃		1,080	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
129-1	〃	〃	〃		590	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
129-2	〃	安来市恵乃島町（安来市）	〃		470	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
142	〃	安来市安来町（安来市）	〃		230	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
144	〃	〃	〃		50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
144-1	〃	〃	〃		330	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
145	〃	〃	〃		140	越水(溢水) 新堤防	B 要	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
146	〃	〃	〃		－	工作物	A	A	空洞化	（安来港第１排水樋門）	〃	〃
148	〃	〃	〃		600	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
148-1	〃	安来市亀島町（安来市）	〃		370	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
148-2	〃	〃	〃		770	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
151	〃	〃	〃		120	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
152	〃	〃	〃		200	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
153	〃	安来市飯島町（安来市）	〃		340	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
154-1	〃	安来市東赤江町（安来市）	〃		200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
154-2	〃	〃	〃		1,490	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
154-3	〃	〃	〃		800	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
155-2	〃	〃	〃		－	工作物	A	A	空洞化	（別石役場排水樋門）	〃	〃

（1）出雲河川事務所

斐伊川水系中海

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
155-3	中　海	安来市東赤江町（安来市）	右		－	工作物	A	A	空洞化	（三間川水門）	中　海出張所	松江県土整備事務所（広瀬）
157	〃	〃	〃		1,210	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
159	〃	安来市荒島町（安来市）	〃		1,270	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
160	〃	〃	〃		80	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
161	〃	〃	〃		370	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
163-1	〃	〃	〃		140	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
163-2	〃	安来市西荒島町～松江市東出雲町下意東（安来市、松江市）	〃		1,190	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
167	〃	松江市東出雲町下意東（松江市）	〃		370	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	松江県土整備事務所
168	〃	〃	〃		200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
168-1	〃	〃	〃		770	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
169	〃	〃	〃		950	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
169-1	〃	〃	〃		50	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
170	〃	〃	〃		390	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
171	〃	松江市東出雲町揖屋（松江市）	〃		190	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
172	〃	〃	〃		185	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
172-1	〃	松江市意宇町（松江市）	〃		750	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	大橋川出張所	〃
178	〃	松江市八幡町（松江市）	〃		950	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
178-2	〃	〃	〃		690	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
500-1	〃	松江市美保関町（松江市）	左		860	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	中　海出張所	〃
500-2	〃	〃	〃		240	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
500-3	〃	〃	〃		830	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
502	〃	〃	〃		770	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
503	〃	松江市手角町（松江市）	〃		360	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	大橋川出張所	〃
504-1	〃	〃	〃		50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
504-2	〃	〃	〃		120	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
504-3	〃	〃	〃		90	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう	〃	〃
505	〃	〃	〃		250	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃

（1）出雲河川事務所

斐伊川水系中海

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	県担当 事務所
506-1	中　海	松江市手角町 （松江市）	左		430	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
506-2	〃	〃	〃		80	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
506-3	〃	〃	〃		270	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
507	〃	松江市長海町 （松江市）	〃		380	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
508-1 (1)	〃	〃	〃		436	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
508-1 (2)	〃	〃	〃		72	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
508-1 (3)	〃	〃	〃		148	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
508-2	〃	〃	〃		100	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう	〃	〃
509-1	〃	松江市野原町 （松江市）	〃		220	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
509-2	〃	〃	〃		120	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
509-3	〃	〃	〃		50	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
510	〃	〃	〃		330	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
510-1	〃	〃	〃		450	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
511	〃	〃	〃		340	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
515-1	〃	松江市八束町 （松江市）	〃		1,800	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	中　海出張所	〃
515-2 (1)	〃	〃	〃		240	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
515-2 (2)	〃	〃	〃		400	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
515-3 (1)	〃	〃	〃		140	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
515-3 (2)	〃	〃	〃		100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
515-3 (3)	〃	〃	〃		350	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
516	〃	〃	〃		1,690	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
519	〃	〃	〃		360	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
520	〃	〃	〃		1,870	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
523	〃	〃	〃		170	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
524	〃	〃	〃		590	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃

（1）出雲河川事務所

斐伊川水系大橋川

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
185-1	大橋川	松江市福富町（松江市）	左	0.1～0.3	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
185-2	〃	〃	〃	0.3～0.5	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
185-3	〃	〃	〃	0.5～0.9	400	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
185-4(1)	〃	〃	〃	0.9～1.0	102	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
185-4(2)	〃	〃	〃	1.0～1.024	24	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
185-4(3)	〃	〃	〃	1.024～1.1	76	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
185-5(1)	〃	〃	〃	1.1～1.132	32	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
185-5	〃	〃	〃	1.132～1.230	98	越水(溢水) 新堤防	B 要	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
185-5(2)	〃	〃	〃	1.230～1.3	70	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
185-6(1)	〃	〃	〃	1.3～1.325	25	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
185-6(2)	〃	〃	〃	1.325～1.34	15	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
185-6(3)	〃	〃	〃	1.34～1.445	105	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
185-6(4)	〃	〃	〃	1.445～1.5	55	越水(溢水) 新堤防	B 要	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
185-6(5)	〃	〃	〃	1.5～1.60	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
185-6	〃	〃	〃	1.60～1.7	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
185-7	〃	松江市朝酌町（松江市）	〃	1.7～2.7	1,000	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
185-8	〃	〃	〃	2.7～2.9	200	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
186-1	〃	〃	〃	3.0～3.3	300	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
186-2	〃	〃	〃	3.3～3.5	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
186-3	〃	松江市西尾町（松江市）	〃	3.5～3.7	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
186-4	〃	〃	〃	3.7～4.1	400	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃

（1）出雲河川事務所

斐伊川水系大橋川

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
186 -5	大橋川	松江市西尾町 （松江市）	左	4.1～4.5	400	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
186 -6	〃	〃	〃	4.5～4.7	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
186 -7	〃	松江市西川津町 ～東本町五丁目 （松江市）	〃	4.7～5.907	1,207	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
186 -7(1)	〃	〃	〃	5.907～6.138	231	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
186 -7(6)	〃	〃	〃	6.138～6.225	87	越水(溢水) 新堤防	B 要	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
186 -7(2)	〃	〃	〃	6.225～6.353	128	越水(溢水) 新堤防	B 要	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
186 -7(3)	〃	〃	〃	6.353～6.378	25	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
186 -7(4)	〃	〃	〃	6.378～6.44	62	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
186 -7(5)	〃	〃	〃	6.44～6.5	60	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
186 -8	〃	東本町五丁目 （松江市）	〃	6.5～6.568	68	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
186 -8(1)	〃	〃	〃	6.568～6.595	27	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
186 -8(2)	〃	〃	〃	6.595～6.7	105	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
186 -9	〃	東本町五丁目 ～東本町四丁目 （松江市）	〃	6.7～6.9	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
186 -10	〃	東本町三丁目 ～東茶町 （松江市）	〃	6.9～7.5	600	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
187 -1	〃	松江市八幡町 （松江市）	右	0.0～0.1	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
187 -2	〃	松江市八幡町 ～馬潟町 （松江市）	〃	0.1～0.7	600	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
187 -3	〃	松江市馬潟町 （松江市）	〃	0.7～0.9	200	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
187 -4(1)	〃	〃	〃	0.9～1.025	125	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
187 -4(2)	〃	〃	〃	1.025～1.1	75	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
187 -5(1)	〃	松江市馬潟町 ～竹矢町 （松江市）	〃	1.1～1.438	338	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
187 -5(2)	〃	〃	〃	1.438～1.5	62	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
188 -1	〃	松江市竹矢町 （松江市）	〃	1.5～1.7	200	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃

（1） 出雲河川事務所

斐伊川水系大橋川

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
188-2	大橋川	松江市竹矢町（松江市）	右	1.7～1.9	200	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
188-3	〃	松江市竹矢町～矢田町（松江市）	〃	1.9～2.048	148	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
~~188-4~~	~~〃~~	~~松江市矢田町（松江市）~~	~~〃~~	~~2.225～2.3~~	~~75~~	~~新堤防~~	~~要~~	~~要~~			~~〃~~	~~〃~~
~~188-5~~	~~〃~~	~~松江市矢田町～東津田町（松江市）~~	~~〃~~	~~2.3～2.325~~	~~25~~	~~新堤防~~	~~要~~	~~要~~			~~〃~~	~~〃~~
188-5(1)	〃	松江市矢田町～東津田町（松江市）	〃	2.325～2.441	116	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
188-5(2)	〃	松江市東津田町（松江市）	〃	2.441～2.5	59	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
188-6(1)	〃	〃	〃	2.675～2.775	100	新堤防	要	要			〃	〃
188-6	〃	〃	〃	2.775～2.9	125	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
188-7	〃	〃	〃	2.9～3.5	600	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
188-8	〃	〃	〃	3.5～3.7	200	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
188-9-1	〃	〃	〃	3.7～3.9	200	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
188-9-2	〃	〃	〃	3.9～4.5	600	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
188-9-3	〃	〃	〃	4.5～4.7	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
188-10	〃	松江市東津田町～東朝日町（松江市）	〃	4.7～5.3	600	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
188-11	〃	松江市東朝日町（松江市）	〃	5.3～5.7	400	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
188-12	〃	〃	〃	5.7～6.3	600	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
188-13	〃	松江市東朝日町～御手船場町（松江市）	〃	6.3～6.5	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
188-14	〃	松江市御手船場町～魚町（松江市）	〃	6.5～7.5	1,000	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
188-15	〃	松江市東本町三丁目 松江市和多見町	左 右	6.916 6.909	－	工作物	B	B	余裕高不足	（新大橋）	〃	〃
188-16	〃	松江市末次本町 松江市白潟本町	左 右	7.245 7.251	－	工作物	B	B	余裕高不足	（松江大橋）	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
191-1	宍道湖	松江市中原町（松江市）	左		1,060	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
191-2	〃	〃	〃		180	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
192	〃	松江市浜佐陀町（松江市）	〃		100	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
193	〃	〃	〃		150	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
194	〃	〃	〃		80	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
195	〃	〃	〃		330	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
196	〃	〃	〃		410	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
197-1	〃	〃	〃		150	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
197-2	〃	〃	〃		40	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
197-3	〃	〃	〃		196	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
197-4	〃	松江市打出町（松江市）	〃		100	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
197-6	〃	〃	〃		1,630	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
197-7	〃	〃	〃		130	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
206-1	〃	松江市西長江町（松江市）	〃		40	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
206-2	〃	〃	〃		40	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
207	〃	〃	〃		60	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
208	〃	〃	〃		90	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
209-1	〃	〃	〃		150	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
209-2	〃	〃	〃		50	越水(溢水)	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
210	〃	松江市秋鹿町（松江市）	〃		1,280	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
211	〃	〃	〃		50	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
212	〃	〃	〃		30	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
213	〃	〃	〃		275	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
216-1	〃	松江市大垣町（松江市）	〃		50	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
216-2	〃	〃	〃		30	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
216-3	〃	〃	〃		120	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
216-4 (1)	宍道湖	松江市大垣町（松江市）	左		20	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
216-4 (2)	〃	〃	〃		30	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
216-4 (3)	〃	〃	〃		80	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
217	〃	〃	〃		120	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
218-1	〃	〃	〃		70	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
218-2	〃	〃	〃		100	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
220-1	〃	松江市大野町（松江市）	〃		130	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
220-2	〃	〃	〃		70	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
221-1 (1)	〃	〃	〃		30	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
221-1 (2)	〃	〃	〃		80	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
222	〃	〃	〃		110	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
223	〃	〃	〃		90	越水(溢水)	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
224	〃	〃	〃		330	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
226	〃	出雲市美野町（出雲市）	〃		90	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	平田出張所	出雲県土整備事務所
227-1	〃	〃	〃		140	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
227-2	〃	〃	〃		20	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
228-1	〃	〃	〃		100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
228-2	〃	〃	〃		10	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
229-1	〃	〃	〃		50	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
231	〃	出雲市小境町（出雲市）	〃		100	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
232	〃	〃	〃		60	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
233	〃	〃	〃		50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
234	〃	〃	〃		260	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
236-1	〃	〃	〃		80	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
236-3	〃	〃	〃		210	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
236-4	〃	〃	〃		40	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
238	宍道湖	出雲市鹿園寺町 (出雲市)	左		120	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	平田出張所	出雲県土整備事務所
239	〃	出雲市園町 (出雲市)	〃		460	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
240	〃	〃	〃		321	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
243	〃	〃	〃		700	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
246-2	〃	松江市乃木福富町 (松江市)	右		40	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
246-4	〃	〃	〃		30	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
246-6	〃	〃	〃		1,060	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
247	〃	松江市玉湯町布志名 (松江市)	〃		605	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
249	〃	〃	〃		170	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
251-1	〃	松江市玉湯町湯町 (松江市)	〃		130	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
251-2	〃	〃	〃		20	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
251-3	〃	〃	〃		20	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
252	〃	〃	〃		100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
253	〃	〃	〃		70	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
254	〃	〃	〃		120	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
255	〃	〃	〃		190	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
256-1	〃	〃	〃		50	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
256-2	〃	〃	〃		10	越水(溢水)	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
256-3	〃	〃	〃		20	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
257	〃	〃	〃		50	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
258	〃	〃	〃		300	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
259	〃	〃	〃		190	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
260-1	〃	〃	〃		50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
260-2	〃	〃	〃		50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
260-3	〃	〃	〃		90	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
261	〃	〃	〃		110	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
262	宍道湖	松江市玉湯町湯町（松江市）	右		260	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
263	〃	〃	〃		100	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
264	〃	〃	〃		210	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
267	〃	松江市玉湯町林（松江市）	〃		50	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
269-1	〃	〃	〃		100	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
269-2	〃	〃	〃		70	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
269-3	〃	〃	〃		130	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
271	〃	〃	〃		90	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
272-1	〃	〃	〃		160	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
274	〃	〃	〃		350	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
275	〃	〃	〃		200	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
277	〃	松江市宍道町東来待（松江市）	〃		110	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
278	〃	〃	〃		230	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
279	〃	〃	〃		120	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
280	〃	〃	〃		100	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
281-1	〃	〃	〃		90	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
281-2	〃	〃	〃		130	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
282	〃	〃	〃		130	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
283-1	〃	〃	〃		20	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
283-2	〃	〃	〃		60	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
284	〃	〃	〃		90	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
285-1	〃	〃	〃		30	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
285-2	〃	〃	〃		90	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
285-3	〃	〃	〃		30	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
286	〃	〃	〃		120	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
288	〃	〃	〃		130	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名 （水防管理団体）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
289	宍道湖	松江市宍道町東来待 （松江市）	右		150	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
290-1	〃	〃	〃		150	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
290-2	〃	〃	〃		80	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
291	〃	〃	〃		130	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
291-1	〃	〃	〃		100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
291-2	〃	〃	〃		70	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
295	〃	〃	〃		560	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
296-1	〃	〃	〃		80	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
296-2	〃	〃	〃		160	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
296-3	〃	〃	〃		60	越水(溢水)	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
297-1	〃	〃	〃		170	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
297-2	〃	〃	〃		30	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
297-3	〃	〃	〃		130	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
297-4	〃	〃	〃		120	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
297-5 (1)	〃	〃	〃		50	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
297-5 (2)	〃	〃	〃		200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
302	〃	松江市宍道町西来待 （松江市）	〃		210	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
304-1	〃	松江市宍道町白石 （松江市）	〃		60	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
304-2	〃	〃	〃		60	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
304-3	〃	〃	〃		20	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
304-4	〃	〃	〃		100	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
305	〃	〃	〃		20	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
306-1	〃	〃	〃		40	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
306-2	〃	〃	〃		50	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
306-3	〃	〃	〃		350	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
307-1	〃	〃	〃		20	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
307-2	宍道湖	松江市宍道町白石（松江市）	右		90	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
308	〃	〃	〃		200	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
309	〃	〃	〃		110	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
310	〃	〃	〃		150	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
311	〃	〃	〃		10	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
312	〃	松江市宍道町宍道（松江市）	〃		210	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
313-2	〃	〃	〃		100	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
313-3	〃	〃	〃		20	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
313-4	〃	〃	〃		10	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
314-2	〃	〃	〃		280	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
314-3	〃	松江市宍道町昭和新田（松江市）	〃		63	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
314-5	〃	出雲市斐川町三分市（出雲市）	〃		－	工作物	A	空洞化	（新三分市排水樋門）	平田出張所	出雲県土整備事務所
315	〃	松江市宍道町昭和新田（松江市）	〃		260	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	大橋川出張所	松江県土整備事務所
318-2	〃	出雲市斐川町坂田（出雲市）	〃		－	工作物	A	空洞化	（新左岸排水樋門）	平田出張所	出雲県土整備事務所
319	〃	出雲市斐川町三分市（出雲市）	〃		500	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
320	〃	出雲市斐川町沖洲（出雲市）	〃		1,300	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
321	〃	出雲市斐川町坂田～島村（出雲市）	〃		1,530	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
324	〃	出雲市平田町（出雲市）	左		－	工作物	A	空洞化	（論田川排水機場附帯樋門）	〃	〃
324-1	〃	〃	〃		－	工作物	A	空洞化	（論田川河口樋門）	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 （水防管理団体）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	県担当 事務所
325	斐伊川	出雲市出島町 ～灘分町 （出雲市）	左	0k135～ 0k300	165	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	平田 出張所	出雲 県土整備 事務所
325 -1	〃	〃	〃	0k300～ 0k500	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
326	〃	出雲市灘分町 （出雲市）	〃	0k500～ 0k650	150	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
326 -1	〃	〃	〃	0k650～ 1k100	450	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
326 -2	〃	〃	〃	1k100～ 1k650	550	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
326 -3	〃	〃	〃	1k650～ 1k700	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
329	〃	出雲市灘分町（出雲市） 出雲市島村町（出雲市）	左 右	1k680	－	工作物	B	B	余裕高不足	（灘　　橋）	〃	〃
329 -1 (1)	〃	出雲市灘分町 （出雲市）	左	1k750～ 1k900	150	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
329 -1 (3)	〃	〃	〃	1k900～ 2k100	200	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
329 -1 (2)	〃	〃	〃	2k100～ 2k200	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
330	〃	〃	〃	2k200～ 2k270	70	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B B 要	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
332	〃	〃	〃	2k270～ 2k300	30	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
332 -1	〃	〃	〃	2k300～ 2k500	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
332 -2	〃	〃	〃	2k500～ 2k700	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
332 -3	〃	〃	〃	2k700～ 2k900	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
332 -4	〃	〃	〃	2k900～ 3k200	300	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
332 -5	〃	〃	〃	3k200～ 3k230	30	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
332 -6	〃	〃	〃	3k230～ 3k330	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
332 -7	〃	〃	〃	3k330～ 3k550	220	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
333 -1	〃	〃	〃	3k550～ 3k700	150	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
334	〃	〃	〃	3k700～ 3k800	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
334 -1 (1)	〃	〃	〃	3k800～ 4k075	275	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
334 -2	〃	〃	〃	4k075～ 4k175	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
334 -3	〃	〃	〃	4k175～ 4k300	125	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
335	〃	出雲市灘分町（出雲市） 出雲市斐川町坂田（出雲市）	左 右	4k150	－	工作物	A	A	余裕高不足	（瑞穂大橋）	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 （水防管理団体）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	県担当 事務所
336	斐伊川	出雲市灘分町 （出雲市）	左	4k300～ 4k370	70	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B B 要	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	平田 出張所	出雲 県土整備 事務所
336 -1	〃	〃	〃	4k370～ 4k450	80	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
337	〃	〃	〃	4k450～ 4k500	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
337 -1	〃	出雲市灘分町 ～西代町 （出雲市）	〃	4k500～ 4k700	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
338	〃	出雲市西代町 （出雲市）	〃	5k680～ 5k760	80	旧川跡	要	要			〃	〃
340	〃	出雲市西代町（出雲市） 出雲市斐川町原鹿（出雲市）	左 右	6k310	－	工作物	B	B	余裕高不足	（西代橋）	〃	〃
341	〃	出雲市美談町 （出雲市）	左	8k340～ 8k420	80	旧川跡	要	要			〃	〃
342 -1 (2)	〃	出雲市武志町 （出雲市）	〃	10k550～11k150	600	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
343	〃	〃	〃	11k150～11k200	50	堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
343 -1	〃	〃	〃	11k200～11k250	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
343 -1 (1)	〃	〃	〃	11k250～11k700	450	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
343 -2 (1)	〃	出雲市大津町 （出雲市）	〃	11k700～11k800	100	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
343 -2 (2)	〃	〃	〃	11k800～12k300	500	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
344 -2	〃	〃	〃	12k550～12k570	20	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
345	〃	〃	〃	12k570～12k650	80	堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
346	〃	出雲市大津町（出雲市） 出雲市斐川町名島（出雲市）	左 右	12k370	－	工作物	B	B	余裕高不足	（神立橋）	〃	〃
348	〃	出雲市大津町 （出雲市）	左	12k650～12k700	50	堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
348 -1	〃	〃	〃	12k700～13k300	600	堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
348 -2	〃	〃	〃	13k300～13k350	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
348 -3	〃	〃	〃	13k350～13k410	60	堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
348 -4	〃	〃	〃	13k410～13k500	90	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
348 -4 (1)	〃	〃	〃	13k500～13k800	300	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
350 (2)	〃	出雲市大津町 ～船津町 （出雲市）	〃	14k750～14k850	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
350 -1	〃	出雲市船津町 （出雲市）	〃	14k850～14k900	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
351	〃	〃	〃	14k900～14k950	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
351 -1	〃	〃	〃	14k950～15k100	150	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	担当 県事務所
351 -2	斐伊川	出雲市船津町 （出雲市）	左	15k100～15k300	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	平田 出張所	出雲 県土整備 事務所
351 -3	〃	〃	〃	15k300～15k550	250	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
351 -4	〃	〃	〃	15k550～15k700	150	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
353	〃	〃	〃	15k700～16k300	600	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
353 -1	〃	出雲市船津町 ～上島町 （出雲市）	〃	16k300～16k500	200	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
353 -2	〃	出雲市上島町 （出雲市）	〃	16k500～16k700	200	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
353 -4	〃	〃	〃	17k050～17k150	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
353 -5	〃	〃	〃	17k150～17k250	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
353 -6	〃	〃	〃	17k250～17k300	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
354	〃	〃	〃	17k300～17k350	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
354 -1	〃	〃	〃	17k350～17k450	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
354 -2	〃	〃	〃	18k150～18k300	150	水衝・洗掘	A	A	水衝・洗掘	木流し	〃	〃
356	〃	〃	〃	18k700～18k750	50	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
356 -1	〃	〃	〃	18k750～18k800	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
356 -1 (1)	〃	〃	〃	18k800～18k900	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
356 -6	〃	〃	〃	18k900～19k100	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
356 -7	〃	〃	〃	19k100～19k500	400	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
356 -8	〃	〃	〃	19k500～19k900	400	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
356 -2	〃	〃	〃	19k900～20k050	150	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
356 -3	〃	〃	〃	20k050～20k200	150	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
356 -4	〃	〃	〃	20k200～20k800	600	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
356 -4 (1)	〃	〃	〃	20k800～20k850	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
356 -5	〃	〃	〃	21k050～21k100	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
357	〃	〃	〃	21k100～21k150	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
357 (2)	〃	〃	〃	21k150～21k200	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
357 (1)	〃	〃	〃	21k200～21k250	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 （水防管理団体）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	県担当 事務所
357 -1	斐伊川	出雲市上島町 （出雲市）	左	21k250～21k350	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	平田 出張所	出雲 県土整備 事務所
357 -4	〃	〃	〃	21k350～21k450	100	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
357 -5	〃	〃	〃	21k450～21k600	150	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
357 -2	〃	〃	〃	21k600～21k650	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
357 -3	〃	〃	〃	21k650～21k900	250	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
358	〃	出雲市上島町～ 雲南市三刀屋町伊萱 （出雲市、雲南市）	〃	21k900～22k550	650	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
358 -1	〃	〃	〃	22k550～22k700	150	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
358 -2	〃	〃	〃	22k700～23k350	650	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
361	〃	雲南市三刀屋町伊萱 （雲南市）	〃	23k350～23k400	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	雲南 県土整備 事務所
361 -1	〃	〃	〃	23k400～23k450	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
361 -2	〃	雲南市三刀屋町伊萱 （雲南市）	〃	23k550～23k700	150	水衝・洗掘	B	B	水衝・洗掘	木流し	〃	雲南 県土整備 事務所
361 -3	〃	〃	〃	23k700～23k850	150	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
361 -4	〃	〃	〃	24k350～24k450	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
364	〃	〃	〃	24k450～24k950	500	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
364 -3	〃	〃	〃	24k950～25k050	100	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
364 -4	〃	〃	〃	25k050～25k100	50	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
364 -1	〃	〃	〃	25k100～25k150	50	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
364 -2	〃	〃	〃	25k150～25k300	150	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
365	〃	〃	〃	25k300～25k525	225	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
365 -1	〃	雲南市三刀屋町給下 （雲南市）	〃	25k825～25k900	75	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
365 -2	〃	〃	〃	25k900～25k950	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
366	〃	〃	〃	25k950～26k050	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
366 -1	〃	雲南市三刀屋町下熊谷 （雲南市）	〃	26k050～26k125	75	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
366 -2	〃	〃	〃	26k125～26k175	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
366 -3	〃	〃	〃	26k175～26k235	60	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
366 -4	〃	〃	〃	26k235～26k300	65	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 （水防管理団体）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	担当 県事務所
367	斐伊川	雲南市三刀屋町下熊谷 （雲南市）	左	26k300～26k350	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	平田 出張所	雲南 県土整備 事務所
367 (1)	〃	〃	〃	26k350～26k400	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
367 -1	〃	〃	〃	26k350～26k650	250	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
367 -2	〃	〃	〃	26k650～26k850	200	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
367 -2(1)	〃	〃	〃	26k850～26k900	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
368	〃	雲南市木次町下熊谷 （雲南市）	〃	26k900～26k950	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
368 -1	〃	〃	〃	26k950～27k500	550	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
368 -2	〃	〃	〃	27k500～27k675	175	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
368 -3	〃	〃	〃	27k675～27k900	225	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
369	〃	〃	〃	27k900～27k950	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
369 -1	〃	〃	〃	27k950～28k150	200	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
369 -2	〃	〃	〃	28k150～28k200	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
372 -3	〃	〃	〃	28k500～28k630	130	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
372 -4	〃	〃	〃	28k630～28k660	30	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
373	〃	〃	〃	28k660～28k840	180	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
373 (1)	〃	〃	〃	28k840～28k890	50	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
373 -1	〃	〃	〃	28k890～28k950	60	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
373 -2	〃	〃	〃	29k150～29k215	65	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
373 -3	〃	〃	〃	29k215～29k265	50	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
375	〃	出雲市島村町 （出雲市）	右	0k500～ 0k850	350	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	出雲 県土整備 事務所
375 (1)	〃	〃	〃	0k950～1k050	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
375 -1	〃	〃	〃	1k150～ 1k350	200	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
375 -2	〃	〃	〃	1k350～ 1k500	150	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
378	〃	〃	〃	1k500～ 1k530	30	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B B 要	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
379	〃	〃	〃	1k530～ 1k650	120	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
379 -1	〃	〃	〃	1k650～ 1k675	25	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 （水防管理団体）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	県担当 事務所
379 -2	斐伊川	出雲市島村町 （出雲市）	右	1k675～ 1k680	5	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	平田 出張所	出雲 県土整備 事務所
380 (1)	〃	〃	〃	1k680～ 1k750	70	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
380 (2)	〃	〃	〃	1k750～ 1k850	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
380 (4)	〃	〃	〃	1k850～ 1k900	50	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
380 (3)	〃	〃	〃	1k900～ 2k100	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
380 -1	〃	〃	〃	2k100～ 2k300	200	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
380 -2	〃	〃	〃	2k300～ 2k500	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
380 -8	〃	〃	〃	2k500～ 2k700	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
380 -3	〃	〃	〃	2k700～ 2k800	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
380 -4	〃	〃	〃	2k800～ 2k900	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
380 -5	〃	〃	〃	2k900～ 3k100	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
380 -6	〃	〃	〃	3k100～ 3k256	156	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
380 -7	〃	〃	〃	3k256～ 3k260	4	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
382	〃	〃	〃	3k260～ 3k900	640	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
382 -1	〃	出雲市斐川町坂田 （出雲市）	〃	3k900～ 4k075	175	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
382 -2 (1)	〃	〃	〃	4k075～ 4k150	75	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
382 -2 (2)	〃	〃	〃	4k150～ 4k175	25	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
382 -2 (3)	〃	〃	〃	4k175～ 4k300	125	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
383	〃	〃	〃	4k300～ 4k500	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
384 (1)	〃	〃	〃	4k500～ 4k600	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B B 要	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
384 (2)	〃	〃	〃	4k600～ 4k650	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B B 要	B	高さ不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
384 -1 (1)	〃	〃	〃	4k650～ 4k900	250	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
384 -1 (2)	〃	〃	〃	4k900～ 5k000	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
384 -2	〃	出雲市斐川町原鹿 （出雲市）	〃	5k000～ 5k125	125	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
384 -3	〃	〃	〃	5k125～ 5k500	375	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 （水防管理団体）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
385 -4	斐伊川	出雲市斐川町原鹿 （出雲市）	右	5k800～ 6k300	500	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	平田出張所	出雲県土整備事務所
385 -7	〃	出雲市斐川町鳥井 （出雲市）	〃	8k662～ 8k880	218	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
386 -1 (4)	〃	出雲市斐川町鳥井 ～名島 （出雲市）	〃	10k250～11k000	750	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
387 -1	〃	出雲市斐川町名島 （出雲市）	〃	11k300～11k700	400	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
387 -2	〃	出雲市斐川町併川 ～求院 （出雲市）	〃	12k350～12k800	450	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
389	〃	出雲市斐川町出西 （出雲市）	〃	13k700～13k800	100	旧川跡	要	要			〃	〃
390	〃	〃	〃	14k300～14k350	50	旧川跡	要	要			〃	〃
390 -1	〃	〃	〃	14k350～14k450	100	旧川跡	要	要			〃	〃
390 -2	〃	〃	〃	14k450～14k600	150	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
391 -1	〃	〃	〃	15k000～15k080	80	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
392	〃	〃	〃	15k080～15k100	20	堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
392 -1	〃	〃	〃	15k100～15k160	60	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	A B B 要	A	高さ不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
392 -2	〃	〃	〃	15k160～15k200	40	越水(溢水) 旧川跡	A 要	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
392 -3	〃	〃	〃	15k200～15k450	250	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
392 -4	〃	〃	〃	15k450～15k500	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
393	〃	〃	〃	15k500～16k500	1,000	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
394	〃	〃	〃	16k500～16k600	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
394 -1	〃	〃	〃	16k600～16k680	80	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
394 -2	〃	〃	〃	16k680～16k900	220	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
394 -3	〃	〃	〃	16k900～17k050	150	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
394 -3(1)	〃	〃	〃	17k050～17k080	30	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
395 -1	〃	〃	〃	17k080～17k150	70	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
395 -2	〃	〃	〃	17k150～17k250	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
395 -3 (1)	〃	〃	〃	17k250～17k350	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
395 -3 (2)	〃	〃	〃	17k350～17k450	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 （水防管理団体）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	県担当 事務所
396	斐伊川	出雲市斐川町出西 （出雲市）	右	17k450～17k550	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	平田 出張所	出雲 県土整備 事務所
396 -1	〃	〃	〃	17k550～17k650	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
397	〃	〃	〃	17k650～17k750	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
398 (2)	〃	出雲市斐川町阿宮 （出雲市）	〃	17k800～17k850	50	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
398 -1	〃	〃	〃	17k850～17k900	50	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
398 -1 (1)	〃	〃	〃	17k900～17k950	50	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
398 -1 (2)	〃	〃	〃	17k950～18k050	100	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
398 -1 (3)	〃	〃	〃	18k050～18k100	50	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
398 -2	〃	〃	〃	18k100～18k300	200	堤体漏水 基盤漏水 水衝・洗掘	A A A	A	断面不足 法崩れ・すべり 水衝・洗掘	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪 木流し	〃	〃
398 -3 (1)	〃	〃	〃	18k300～18k500	200	堤体漏水 基盤漏水 水衝・洗掘	A A B	A	断面不足 法崩れ・すべり 水衝・洗掘	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪 木流し	〃	〃
398 -3 (3)	〃	〃	〃	18k500～18k600	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪	〃	〃
398 -3 (2)	〃	〃	〃	18k600～18k900	300	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張 月の輪	〃	〃
398 -5	〃	〃	〃	18k900～19k100	200	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B A A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張 月の輪	〃	〃
398 -6 (1)	〃	〃	〃	19k100～19k300	200	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
398 -6 (2)	〃	〃	〃	19k300～19k500	200	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
399	〃	〃	〃	19k700～19k790	90	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
400	〃	〃	〃	19k790～19k900	110	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
400 -1	〃	〃	〃	19k900～20k150	250	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
400 -2	〃	〃	〃	20k500～20k700	200	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
403	〃	〃	〃	20k700～20k750	50	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
403 -1	〃	〃	〃	20k750～20k850	100	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
403 -2	〃	〃	〃	20k850～21k300	450	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
403 -3	〃	〃	〃	21k350～21k650	300	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
403 -4	〃	〃	〃	21k650～21k700	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
405	〃	雲南市加茂町神原 （雲南市）	〃	21k700～21k750	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	雲南 県土整備 事務所

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	県担当 事務所
405 -1	斐伊川	雲南市加茂町神原 （雲南市）	右	21k750～21k850	100	堤体漏水 基盤漏水 水衝・洗掘	B B B	B	断面不足 法崩れ・すべり 水衝・洗掘	積土のう 木流し・裏シート張り 月の輪 木流し	平田 出張所	雲南 県土整備 事務所
405 -2	〃	〃	〃	21k850～22k150	300	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
405 -3	〃	〃	〃	22k150～22k450	300	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
405 -4	〃	雲南市加茂町三代 （雲南市）	〃	22k450～22k500	50	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
406	〃	〃	〃	23k700～23k850	150	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
407	〃	〃	〃	23k850～24k050	200	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
407 -2	〃	〃	〃	24k100～24k150	50	水衝・洗掘	A	A	水衝・洗掘	木流し	〃	〃
407 -3	〃	〃	〃	24k150～24k250	100	水衝・洗掘	B	B	水衝・洗掘	木流し	〃	〃
407 -3(1)	〃	〃	〃	24k250～24k300	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水 水衝・洗掘	B B B B	B	高さ不足 断面不足 水衝・洗掘	積土のう 裏シート張り 月の輪 木流し	〃	〃
407 -3(2)	〃	〃	〃	24k300～24k350	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
408	〃	〃	〃	24k350～24k450	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
408 (1)	〃	〃	〃	24k450～24k700	250	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
408 -1	〃	〃	〃	24k700～24k900	200	越水(溢水) 水衝・洗掘	A A	A	高さ不足 水衝・洗掘	積土のう 木流し	〃	〃
409	〃	雲南市木次町里方 （雲南市）	〃	24k900～25k050	150	越水(溢水) 水衝・洗掘	A B	A	高さ不足 水衝・洗掘	積土のう 木流し	〃	〃
409 (1)	〃	〃	〃	25k050～25k150	100	越水(溢水) 水衝・洗掘	B A	A	高さ不足 水衝・洗掘	積土のう 木流し	〃	〃
409 -1	〃	〃	〃	25k150～25k300	150	水衝・洗掘	A	A	水衝・洗掘	木流し	〃	〃
409 -2 (4)	〃	〃	〃	25k300～25k525	225	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
409 -2 (1)	〃	〃	〃	25k525～25k700	175	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
409 -2 (2)	〃	〃	〃	25k700～25k800	100	越水(溢水)	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
409 -2 (3)	〃	〃	〃	25k800～25k825	25	越水(溢水)	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃
409 -3	〃	〃	〃	25k825～26k000	175	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
409 -4	〃	〃	〃	26k000～26k050	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
410	〃	〃	〃	26k050～26k220	170	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
411	〃	〃	〃	26k220～26k270	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水 旧川跡	A B B 要	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
412	〃	〃	〃	26k270～26k350	80	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	A B B	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃

（１）出雲河川事務所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 （水防管理団体）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所	県担当事務所
412 -1	斐伊川	雲南市木次町里方 （雲南市）	右	26k350～26k450	100	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	平田 出張所	雲南 県土整備 事務所
412 -2 (1)	〃	〃	〃	26k450～26k500	50	越水(溢水) 堤体漏水 基盤漏水	B B B	B	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
412 -2 (2)	〃	〃	〃	26k500～26k550	50	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
412 -3	〃	〃	〃	26k550～26k700	150	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
413 -1	〃	〃	〃	26k700～26k800	100	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
413 -1 (1)	〃	〃	〃	26k800～28k000	1,200	堤体漏水 基盤漏水	A A	A	法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
414	〃	雲南市木次町新市 （雲南市）	〃	28k350～28k500	150	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃
414 -1	〃	〃	〃	28k500～28k950	450	堤体漏水 基盤漏水	B B	B	断面不足	積土のう 裏シート張り 月の輪	〃	〃

（２）浜田河川国道事務所

高津川水系

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
1	高津川	益田市高津（益田市）	左	古川	700	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市高津（益田市）	左	古川	700	堤体漏水	A	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
2	高津川	益田市高津（益田市）	左	0k000～0k300	333	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
3	高津川	益田市大塚（益田市）	右	0k080		陸閘	要	大塚陸閘門(1)		高津川出張所	益田県土整備事務所
4	高津川	益田市大塚（益田市）	右	0k155		陸閘	要	大塚陸閘門(2)		高津川出張所	益田県土整備事務所
5	高津川	益田市中島（益田市）	右	0k705～0k765	67	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川出張所	益田県土整備事務所
6	高津川	益田市中島（益田市）	右	0k820～0k920	129	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
7	高津川	益田市高津（益田市）	左	0k500～1k200	551	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
8	高津川	益田市高津（益田市）	左	1k200～1k400	205	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市高津（益田市）	左	1k200～1k400	205	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
9	高津川	益田市中島（益田市）	右	1k350～1k400	51	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川出張所	益田県土整備事務所
10	高津川	益田市高津（益田市）	左	1k400～1k450	39	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
11	高津川	益田市高津（益田市）	左	1k450～1k500	39	工作物	A	高津堤防（特殊堤）		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市高津（益田市）	左	1k450～1k500	39	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
12	高津川	益田市高津（益田市）	左	1k500～1k600	79	工作物	A	高津堤防（特殊堤）		高津川出張所	益田県土整備事務所
13	高津川	益田市中島（益田市）	右	1k500～1k550	61	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市中島（益田市）	右	1k500～1k550	61	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
14	高津川	益田市中島（益田市）	右	1k550～1k700	156	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市中島（益田市）	右	1k550～1k700	156	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
15	高津川	益田市高津（益田市）	左	1k600～2k000	408	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市高津（益田市）	左	1k600～2k000	408	工作物	A	高津堤防（特殊堤）		高津川出張所	益田県土整備事務所
16	高津川	益田市高津（益田市）	左	1k700		陸閘	要	川丁陸閘門(1)		高津川出張所	益田県土整備事務所
17	高津川	益田市川丁（益田市）	左	1k825		陸閘	要	川丁陸閘門(3)		高津川出張所	益田県土整備事務所
18	高津川	益田市川丁（益田市）	左	1k930		陸閘	要	川丁陸閘門(2)		高津川出張所	益田県土整備事務所
19	高津川	益田市高津（益田市）	左	2k000～2k100	84	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
20	高津川	益田市須子（益田市）	右	2k000～2k100	117	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
21	高津川	益田市高津、中島（益田市）	左右	2k075		工作物	B	（桁下高不足）高角橋		高津川出張所	益田県土整備事務所
22	高津川	益田市高津（益田市）	左	2k100～2k300	180	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
23	高津川	益田市須子（益田市）	右	2k100～2k300	219	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市須子（益田市）	右	2k100～2k300	219	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

高津川水系

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当出張所	島根県担当事務所
24	高津川	益田市須子（益田市）	右	2k300～2k700	358	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市須子（益田市）	右	2k300～2k700	358	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市須子（益田市）	右	2k300～2k700	358	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
25	高津川	益田市高津（益田市）	左	2k300～2k400	97	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市高津（益田市）	左	2k300～2k400	97	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川出張所	益田県土整備事務所
26	高津川	益田市高津（益田市）	左	2k400～2k500	109	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
27	高津川	益田市高津（益田市）	左	2k500～2k700	220	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市高津（益田市）	左	2k500～2k700	220	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市高津（益田市）	左	2k500～2k700	220	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
28	高津川	益田市須子（益田市）	右	2k700～2k971	267	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
29	高津川	益田市飯田（益田市）	左	2k900～3k600	752	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
30	高津川	益田市飯田、須子（益田市）	左右	2k971		工作物	B	（桁下高不足）飯田吊橋		高津川出張所	益田県土整備事務所
31	高津川	益田市須子（益田市）	右	2k971～3k000	32	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市須子（益田市）	右	2k971～3k000	32	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川出張所	益田県土整備事務所
32	高津川	益田市須子（益田市）	右	3k000～3k180	183	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
33	高津川	益田市角井（益田市）	右	3k600～3k900	218	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
34	高津川	益田市飯田（益田市）	左	3k600～4k000	344	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
35	高津川	益田市飯田（益田市）	左	4k000～4k050	43	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市飯田（益田市）	左	4k000～4k050	43	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
36	高津川	益田市飯田（益田市）	左	4k050～4k300	227	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
37	高津川	益田市飯田（益田市）	左	4k300～4k500	88	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
38	高津川	益田市角井（益田市）	右	4k300～4k500	202	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
39	高津川	益田市角井（益田市）	右	4k500～5k000	371	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
40	高津川	益田市飯田（益田市）	左	4k700～4k800	125	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
41	高津川	益田市河成（益田市）	左	4k850～5k000	189	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川出張所	益田県土整備事務所
42	高津川	益田市河成（益田市）	左	5k000～5k300	323	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
43	高津川	益田市河成（益田市）	左	5k200		工作物	A	虫追排水樋門		高津川出張所	益田県土整備事務所
44	高津川	益田市河成（益田市）	左	5k700～6k050	311	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市河成（益田市）	左	5k700～6k050	311	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
45	高津川	益田市奥田（益田市）	右	5k800～6k170	370	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

高津川水系

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当出張所	島根県担当事務所
46	高津川	益田市安富町奥田（益田市）	右	6k080		陸閘	要	奥田陸閘門		高津川出張所	益田県土整備事務所
47	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k100～6k150	32	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k100～6k150	32	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
48	高津川	益田市河成（益田市）	左右	6k118		工作物	B	（桁下高不足）安富橋		高津川出張所	益田県土整備事務所
49	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k150～6k200	32	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k150～6k200	32	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k150～6k200	32	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
50	高津川	益田市奥田（益田市）	右	6k170～6k200	32	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
51	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k200～6k400	152	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k200～6k400	152	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
52	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k400～6k500	51	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
53	高津川	益田市奥田（益田市）	右	6k300～6k340	42	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
54	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k500～6k700	88	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k500～6k700	88	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
55	高津川	益田市安富（益田市）	右	6k700～7k300	656	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
56	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k700～6k800	37	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
57	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k800～6k900	103	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
58	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k900～6k960	61	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
59	高津川	益田市河成（益田市）	左	6k960～7k100	140	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
60	高津川	益田市河成（益田市）	左	7k100～7k150	50	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市河成（益田市）	左	7k100～7k150	50	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市河成（益田市）	左	7k100～7k150	50	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
61	高津川	益田市河成（益田市）	左	7k150～7k300	168	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市河成（益田市）	左	7k150～7k300	168	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
62	高津川	益田市河成（益田市）	左	7k300～7k360	71	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
63	高津川	益田市安富（益田市）	右	7k300～7k700	324	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	7k300～7k700	324	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
64	高津川	益田市安富（益田市）	右	7k700～8k100	323	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	7k700～8k100	323	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
65	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k100～8k200	91	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

高津川水系

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
65	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k100～8k200	91	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k100～8k200	91	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
66	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k200～8k400	208	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k200～8k400	208	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k200～8k400	208	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
67	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k400～8k580	193	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k400～8k580	193	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k400～8k580	193	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
68	高津川	益田市金地（益田市）	左	8k400～8k900	502	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
69	高津川	益田市金地（益田市）	左	8k900～9k100	213	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市金地（益田市）	左	8k900～9k100	213	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
70	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k580～8k900	502	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k580～8k900	502	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k580～8k900	502	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k580～8k900	502	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
71	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k900～9k100	182	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k900～9k100	182	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市安富（益田市）	右	8k900～9k100	182	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
72	高津川	益田市金地（益田市）	左	9k100～9k200	108	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
73	高津川	益田市横田（益田市）	右	9k100～9k300	182	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	9k100～9k300	182	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	9k100～9k300	182	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	9k100～9k300	182	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
74	高津川	益田市金地、安富（益田市）	左右	9k285		工作物	B	（桁下高不足）金地橋		高津川出張所	益田県土整備事務所
75	高津川	益田市横田（益田市）	右	9k300～9k900	537	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	9k300～9k900	537	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	9k300～9k900	537	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	9k300～9k900	537	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
76	高津川	益田市横田（益田市）	右	9k900～10k000	90	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	9k900～10k000	90	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

高津川水系

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
77	高津川	益田市向横田（益田市）	左	9k900～10k100	201	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
78	高津川	益田市横田（益田市）	右	10k000～10k100	88	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
79	高津川	益田市横田（益田市）	右	10k100～10k200	87	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	10k100～10k200	87	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	10k100～10k200	87	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
80	高津川	益田市向横田（益田市）	左	10k100～10k200	106	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市向横田（益田市）	左	10k100～10k200	106	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
81	高津川	益田市向横田（益田市）	左	10k200～10k300	126	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市向横田（益田市）	左	10k200～10k300	126	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市向横田（益田市）	左	10k200～10k300	126	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
82	高津川	益田市横田（益田市）	右	10k200～10k900	637	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	10k200～10k900	637	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
83	高津川	益田市横田（益田市）	右	10k900～11k000	107	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
84	高津川	益田市向横田（益田市）	左	10k300～10k600	376	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市向横田（益田市）	左	10k300～10k600	376	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
85	高津川	益田市向横田（益田市）	左	10k600～11k200	543	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市向横田（益田市）	左	10k600～11k200	543	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
86	高津川	益田市横田（益田市）	右	11k000～11k100	143	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市横田（益田市）	右	11k000～11k100	143	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
87	高津川	益田市神田（益田市）	右	11k100～11k400	326	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市神田（益田市）	右	11k100～11k400	326	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
88	高津川	益田市向横田（益田市）	左	11k200～11k300	59	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
89	高津川	益田市神田（益田市）	右	11k400～12k500	1156	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
90	高津川	益田市向横田（益田市）	左	11k900～12k000	98	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
91	高津川	益田市神田（益田市）	右	12k500～12k700	182	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市神田（益田市）	右	12k500～12k700	182	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
92	高津川	益田市大滝（益田市）	左	12k500～12k700	234	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
93	高津川	益田市神田（益田市）	右	12k700～12k800	90	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
94	高津川	益田市大滝（益田市）	左	12k700～13k200	532	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市大滝（益田市）	左	12k700～13k200	532	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

高津川水系

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
95	高津川	益田市大滝（益田市）	左	13k200～13k300	102	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市大滝（益田市）	左	13k200～13k300	102	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市大滝（益田市）	左	13k200～13k300	102	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
96	高津川	益田市大滝（益田市）	左	13k300～13k700	383	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市大滝（益田市）	左	13k300～13k700	383	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
97	高津川	益田市大滝（益田市）	左	13k700～13k900	192	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
98	高津川	益田市三星（益田市）	右	13k900～14k200	291	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川	益田市三星（益田市）	右	13k900～14k200	291	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
99	高津川派川	益田市高津（益田市）	左	0k000～0k300	340	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
100	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k070～0k100	23	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
101	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k100～0k160	60	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k100～0k160	60	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
102	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k160～0k220	58	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k160～0k220	58	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k160～0k220	58	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
103	高津川派川	益田市高津（益田市）	左	1k300～1k500	242	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
104	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k220～0k280	62	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k220～0k280	62	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川出張所	益田県土整備事務所
105	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k280～0k300	20	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
106	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k500～0k700	186	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k500～0k700	186	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
107	高津川派川	益田市高津、飯田（益田市）	左右	0k425		工作物	B	（桁下高不足）飯田橋		高津川出張所	益田県土整備事務所
108	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	0k900～1k100	193	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
109	高津川派川	益田市飯田（益田市）	右	1k500～2k600	1031	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
110	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	1k500～1k550	72	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	1k500～1k550	72	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
111	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	1k550～1k800	288	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	1k550～1k800	288	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	1k550～1k800	288	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
112	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	1k800～2k000	212	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

高津川水系

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
112	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	1k800～2k000	212	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	1k800～2k000	212	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
113	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k000～2k100	100	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k000～2k100	100	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k000～2k100	100	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
114	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k100～2k130	33	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k100～2k130	33	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
115	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k130～2k300	179	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
116	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k300～2k400	113	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k300～2k400	113	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k300～2k400	113	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k300～2k400	113	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
117	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k400～2k500	94	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k400～2k500	94	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k400～2k500	94	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
118	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k500～2k520	19	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
119	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k520～2k600	75	基礎地盤漏水	A	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	高津川派川	益田市虫追（益田市）	左	2k520～2k600	75	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川出張所	益田県土整備事務所
120	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k000～0k085	86	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k000～0k085	86	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k000～0k085	86	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川出張所	益田県土整備事務所
121	匹見川	益田市横田（益田市）	右	0k000～0k200	208	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市横田（益田市）	右	0k000～0k200	208	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
122	匹見川	益田市横田（益田市）	右	0k200～0k800	633	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
123	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k085～0k100	16	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k085～0k100	16	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
124	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k100～0k200	101	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k100～0k200	101	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k100～0k200	101	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
125	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k200～0k230	30	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

高津川水系

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
126	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k230～0k500	264	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
127	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k600～0k700	101	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
128	匹見川	益田市神田（益田市）	左	0k700～1k000	286	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
129	匹見川	益田市横田（益田市）	右	0k800～0k900	108	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	匹見川	益田市横田（益田市）	右	0k800～0k900	108	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
130	匹見川	益田市横田（益田市）	右	0k900～1k000	107	旧川跡	要	旧川跡		高津川出張所	益田県土整備事務所
131	白上川	益田市市原（益田市）	右	0k500～1k000	729	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市市原（益田市）	右	0k500～1k000	729	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
132	白上川	益田市内田（益田市）	左	0k100～0k900	823	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
133	白上川	益田市内田（益田市）	左	1k000～1k100	109	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
134	白上川	益田市市原（益田市）	右	1k000～1k400	376	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市市原（益田市）	右	1k000～1k400	376	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
135	白上川	益田市内田（益田市）	左	1k100～1k500	424	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市内田（益田市）	左	1k100～1k500	424	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
136	白上川	益田市市原（益田市）	右	1k400～1k500	100	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市市原（益田市）	右	1k400～1k500	100	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市市原（益田市）	右	1k400～1k500	100	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
137	白上川	益田市市原（益田市）	右	1k500～1k600	85	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
138	白上川	益田市内田、市原（益田市）	左右	1k584		工作物	B	（桁下高不足）市原大橋		高津川出張所	益田県土整備事務所
139	白上川	益田市内田（益田市）	左	1k500～1k600	109	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市内田（益田市）	左	1k500～1k600	109	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市内田（益田市）	左	1k500～1k600	109	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
140	白上川	益田市内田（益田市）	左	1k600～1k900	309	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	高津川出張所	益田県土整備事務所
	白上川	益田市内田（益田市）	左	1k600～1k900	309	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所
141	白上川	益田市内田（益田市）	左	1k900～2k000	105	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川出張所	益田県土整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

江の川水系

番号	河川名	地先名 （水防管理団体名）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
1	江の川	江津市渡津 （江津市）	右	0k000 ～0k050	51	堤体漏水	B	詳細点検	杭打ち積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
2	江の川	江津市渡津 （江津市）	右	0k050 ～0k200	154	堤体漏水 旧川跡	B 要	詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
3	江の川	江津市渡津 （江津市）	右	0k200 ～0k350	150	堤体漏水 旧川跡	B 要	詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
4	江の川	江津市渡津 （江津市）	右	0k350 ～0k800	440	堤体漏水	B	詳細点検	杭打ち積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
5	江の川	江津市郷田 （江津市）	左	0k400 ～0k876	496	越水（溢水） 旧川跡	A 要	無堤 旧川跡	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
6	江の川	江津市郷田 （江津市）	左	0k876 ～1k350	519	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
7	江の川	江津市渡津 （江津市）	右	1k050 ～1k100	46	旧川跡	要	旧川跡		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
8	江の川	江津市渡津 （江津市）	右	1k300 ～1k600	275	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
9	江の川	江津市郷田 （江津市）	左	1k350 ～1k700	375	越水（溢水） 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
10	江の川	江津市郷田 （江津市）	左右	1k380		工作物	A	（桁下高不足） 江川橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
11	江の川	江津市郷田 （江津市）	左右	1k400		工作物	B	（桁下高不足） 郷川鉄橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
12	江の川	江津市渡津 （江津市）	右	1k600 ～1k700	103	基礎地盤漏水 旧川跡	B 要	詳細点検 旧川跡	月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
13	江の川	江津市長田 （江津市）	右	1k700 ～1k950	251	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
14	江の川	江津市郷田 （江津市）	左右	1k770		工作物	B	（桁下高不足） 新江川橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
15	江の川	江津市長田 （江津市）	右	1k950 ～2k000	49	基礎地盤漏水	A	漏水実績	月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
16	江の川	江津市長田 （江津市）	右	2k000 ～2k060	58	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B A	堤防高不足 漏水実績	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
17	江の川	江津市長田 （江津市）	右	2k060 ～2k150	88	越水（溢水） 基礎地盤漏水 破堤箇所	B A 要	堤防高不足 漏水実績 破堤箇所	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
18	江の川	江津市長田 （江津市）	右	2k150 ～2k400	223	越水（溢水） 基礎地盤漏水 破堤箇所	B B 要	堤防高不足 詳細点検 破堤箇所	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
19	江の川	江津市長田 （江津市）	右	2k400 ～2k600	183	堤体漏水 基礎地盤漏水 破堤箇所	B B 要	堤防脆弱性指標 詳細点検 破堤箇所	杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
20	江の川	江津市長田 （江津市）	右	2k600 ～3k200	527	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	堤防脆弱性指標 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
21	江の川	江津市長田 （江津市）	右	3k200 ～3k300	71	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要	堤防脆弱性指標 詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
22	江の川	江津市長田 （江津市）	右	3k300 ～3k750	310	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標 詳細点検	積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
23	江の川	江津市千金 （江津市）	左	3k550 ～3k890	428	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
24	江の川	江津市千金 （江津市）	左	3k890 ～5k200	990	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
25	江の川	江津市太田 （江津市）	右	4k700 ～5k700	1132	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
26	江の川	江津市田ノ村 （江津市）	左	5k550 ～6k200	777	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
27	江の川	江津市八神 （江津市）	右	5k900 ～6k196	335	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
28	江の川	江津市八神 （江津市）	右	6k196 ～6k951	717	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 新堤防	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
29	江の川	江津市八神 （江津市）	右	6k951 ～7k000	41	越水（溢水）	A	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
30	江の川	江津市赤栗 （江津市）	左	7k600 ～7k900	189	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

江の川水系

番号	河川名	地先名 （水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
31	江の川	江津市市村 （江津市）	右	7k800 ～8k000	316	越水（溢水）	A	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
32	江の川	江津市市村 （江津市）	右	8k000 ～8k200	188	越水（溢水） 基礎地盤漏水	A B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
33	江の川	江津市市村 （江津市）	右	8k200 ～8k900	576	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
34	江の川	江津市川平 （江津市）	左	8k700 ～9k750	1056	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
35	江の川	江津市市村 （江津市）	右	8k900 ～9k000	74	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
36	江の川	江津市川平 （江津市）	左右	9k390		工作物	A	（桁下高不足） 松川橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
37	江の川	江津市櫃原 （江津市）	右	9k790 ～10k100	309	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
38	江の川	江津市櫃原 （江津市）	右	10k280 ～10k400	126	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
39	江の川	江津市中長良 （江津市）	右	10k400 ～10k800	438	越水（溢水）	B	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
40	江の川	江津市中長良 （江津市）	右	10k800 ～11k120	330	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
41	江の川	江津市瀬尻 （江津市）	左	11k450 ～12k000	566	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
42	江の川	江津市長良 （江津市）	右	11k750 ～13k150	1400	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
43	江の川	江津市桜江町小松 （江津市）	左	13k300 ～13k800	395	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
44	江の川	江津市桜江町大口 （江津市）	右	14k000 ～14k500	306	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
45	江の川	江津市桜江町仁万瀬 （江津市）	左	14k500 ～14k700	213	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
46	江の川	江津市桜江町谷住郷 （江津市）	右	15k050 ～15k800	786	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B A	堤防高不足 詳細点検 漏水実績	積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
47	江の川	江津市桜江町谷住郷 （江津市）	右	15k800 ～16k000	213	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
48	江の川	江津市桜江町川戸 （江津市）	左	15k800 ～16k000	183	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
49	江の川	江津市桜江町川戸 （江津市）	左	15k800		陸閘	要			江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
50	江の川	江津市桜江町川戸、 谷住郷 （江津市）	左右	16k110		工作物	B	（桁下高不足） 桜江大橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
51	江の川	江津市桜江町臼木 （江津市）	右	16k550 ～17k100	404	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
52	江の川	江津市桜江町猪ノ瀬 （江津市）	左	17k120 ～17k220	112	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
53	江の川	江津市桜江町臼木 （江津市）	右	17k350 ～17k770	439	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
54	江の川	江津市桜江町花河原 （江津市）	左	18k800 ～19k200	249	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
55	江の川	江津市桜江町元折 （江津市）	右	19k400 ～19k750	310	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
56	江の川	江津市桜江町小原 （江津市）	左	20k100 ～20k180	79	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
57	江の川	江津市桜江町榎谷 （江津市）	右	20k600 ～20k950	333	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
58	江の川	江津市桜江町田津 （江津市）	左	21k080 ～23k125	2148	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
59	江の川	江津市桜江町田津 （江津市）	左右	21k412		工作物	A	（桁下高不足） 大貫橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
60	江の川	江津市桜江町久井谷 （江津市）	右	21k450 ～21k560	132	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

江の川水系

番号	河川名	地先名 （水防管理団体名）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
61	江の川	江津市桜江町大貫 （江津市）	右	21k750 ～23k000	1328	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
62	江の川	江津市桜江町大貫 （江津市）	右	23k000 ～24k093	1026	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 新堤防	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
63	江の川	江津市桜江町田津 （江津市）	左	23k185 ～23k380	207	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
64	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左	23k840 ～24k070	270	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
65	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左	24k070 ～24k200	171	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
66	江の川	江津市桜江町大貫 （江津市）	右	24k093 ～24k250	152	越水（溢水） 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
67	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左右	24k190		工作物	B	（桁下高不足） 川越大橋		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
68	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左	24k200 ～24k600	465	越水（溢水） 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
69	江の川	江津市桜江町大貫 （江津市）	右	24k250 ～24k600	341	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
70	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左	24k600 ～25k250	710	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
71	江の川	江津市桜江町大貫 （江津市）	右	24k600 ～24k890	261	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
72	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左	25k250 ～25k300	53	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
73	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左	25k300 ～25k800	447	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
74	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左	25k800 ～26k000	165	越水（溢水） 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
75	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左	26k000 ～26k100	82	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
76	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左	26k100 ～26k590	400	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
77	江の川	江津市桜江町坂本 （江津市）	右	26k120 ～26k280	188	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
78	江の川	江津市桜江町川越 （江津市）	左	26k600		陸閘	要			江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
79	江の川	江津市桜江町坂本 （江津市）	右	26k600 ～27k200	508	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
80	江の川	江津市桜江町鹿賀 （江津市）	左	27k370 ～27k600	264	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
81	江の川	江津市桜江町鹿賀 （江津市）	左	27k600 ～27k640	48	越水（溢水） 旧川跡	A 要	無堤 旧川跡	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
82	江の川	江津市桜江町鹿賀 （江津市）	左	27k640 ～28k400	711	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
83	江の川	江津市桜江町鹿賀 （江津市）	左右	28k340		工作物	B	（桁下高不足） 鹿賀大橋		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
84	江の川	江津市桜江町鹿賀 （江津市）	左	28k400 ～28k950	487	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
85	江の川	川本町松ヶ崎 （川本町）	右	28k440 ～28k710	288	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
86	江の川	江津市桜江町鹿賀 （江津市）	左	28k950 ～29k050	97	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
87	江の川	江津市桜江町鹿賀 （江津市）	左	29k050 ～29k190	130	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
88	江の川	川本町瀬尻 （川本町）	右	29k200 ～29k350	214	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
89	江の川	川本町尾原 （川本町）	右	29k460 ～30k000	451	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
90	江の川	川本町尾原 （川本町）	右	30k000 ～30k200	128	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

江の川水系

番号	河川名	地先名 （水防管理団体名）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
91	江の川	川本町尾原 （川本町）	右	30k200 ～30k790	539	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
92	江の川	川本町因原 （川本町）	左	30k800 ～30k830	38	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
93	江の川	川本町因原 （川本町）	左	31k000 ～31k100	97	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B A	堤防高不足 漏水実績	積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
94	江の川	川本町因原 （川本町）	左	31k100 ～31k150	49	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	堤防高不足 詳細点検 詳細点検	積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
95	江の川	川本町因原 （川本町）	左	31k150 ～31k200	48	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要	堤防高不足 詳細点検 詳細点検 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
96	江の川	川本町因原 （川本町）	左	31k200 ～31k350	182	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	堤防高不足 詳細点検 詳細点検	積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
97	江の川	川本町因原 （川本町）	左	31k350 ～31k450	103	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
98	江の川	川本町三島 （川本町）	右	31k400 ～31k640	228	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
99	江の川	川本町因原 （川本町）	左右	31k388		工作物	B	（桁下高不足） 川下橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
100	江の川	川本町因原 （川本町）	左	31k450 ～32k000	489	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	堤防高不足 詳細点検 詳細点検	積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
101	江の川	川本町因原 （川本町）	左	32k000 ～32k200	170	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
102	江の川	川本町因原 （川本町）	左	32k200		陸閘	要			川本 出張所	県央県土 整備事務所
103	江の川	川本町三島 （川本町）	右	32k260 ～33k600	1274	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
104	江の川	川本町三島 （川本町）	右	33k800 ～34k600	774	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
105	江の川	川本町谷 （川本町）	左	34k200 ～34k500	329	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
106	江の川	川本町川本 （川本町）	左	34k580		陸閘	要			川本 出張所	県央県土 整備事務所
107	江の川	川本町川本 （川本町）	左	34k650 ～35k000	366	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
108	江の川	川本町川本 （川本町）	左右	34k855		工作物	A	（桁下高不足） 川本大橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
109	江の川	川本町川本 （川本町）	左	35k000 ～35k250	227	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
110	江の川	川本町谷戸 （川本町）	右	35k100 ～35k230	321	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
111	江の川	川本町川本 （川本町）	左	35k250 ～35k300	54	越水（溢水） 基礎地盤漏水 破堤箇所	B B 要	堤防高不足 詳細点検 破堤箇所	積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
112	江の川	川本町川本 （川本町）	左	35k300 ～35k600	295	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B A	堤防高不足 漏水実績	積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
113	江の川	川本町川本 （川本町）	左	35k600 ～35k800	219	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
114	江の川	川本町川本 （川本町）	左	35k800 ～35k860	66	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
115	江の川	川本町久座仁 （川本町）	右	36k000 ～36k400	398	越水（溢水） 堤体漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 杭打ち積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
116	江の川	川本町川本 （川本町）	左	36k200 ～36k230	31	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
117	江の川	川本町川本 （川本町）	左右	36k330		工作物	B	（桁下高不足） 川本東大橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
118	江の川	川本町久座仁 （川本町）	右	36k400 ～36k600	115	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
119	江の川	川本町木路原 （川本町）	左	36k650 ～38k000	1278	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
120	江の川	川本町多田 （川本町）	右	37k100 ～37k500	438	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

江の川水系

番号	河川名	地先名 （水防管理団体名）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
121	江の川	美郷町市井原 （美郷町）	右	39k210 ～39k780	554	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
122	江の川	美郷町銅ヶ丸 （美郷町）	左	39k600 ～39k630	36	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
123	江の川	美郷町竹 （美郷町）	左右	40k260		工作物	A	（桁下高不足） 湊橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
124	江の川	美郷町竹 （美郷町）	左	40k280 ～41k000	675	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
125	江の川	美郷町港 （美郷町）	右	40k450 ～40k650	203	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
126	江の川	美郷町竹 （美郷町）	左	41k200 ～41k400	190	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
127	江の川	美郷町栗原 （美郷町）	右	43k400 ～43k500	124	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
128	江の川	美郷町栗原 （美郷町）	右	43k500 ～44k200	635	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
129	江の川	美郷町乙原 （美郷町）	左右	44k195		工作物	A	（桁下高不足） 栗原橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
130	江の川	美郷町栗原 （美郷町）	右	44k200 ～44k400	148	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
131	江の川	美郷町栗原 （美郷町）	右	44k400 ～44k600	129	越水（溢水）	A	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
132	江の川	美郷町築瀬 （美郷町）	左	44k710 ～45k100	278	堤体漏水	B	詳細点検	杭打ち積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
133	江の川	美郷町築瀬 （美郷町）	左	45k100 ～45k400	259	越水（溢水） 堤体漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 杭打ち積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
134	江の川	美郷町築瀬 （美郷町）	左	45k400 ～45k700	256	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要	堤防高不足 詳細点検 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
135	江の川	美郷町築瀬 （美郷町）	左	45k700 ～46k400	657	越水（溢水） 堤体漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 杭打ち積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
136	江の川	美郷町築瀬 （美郷町）	左	46k400 ～46k610	218	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
137	江の川	美郷町築瀬 （美郷町）	左右	46k690		工作物	A	（桁下高不足） 吾郷大橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
138	江の川	美郷町明塚 （美郷町）	左	47k900 ～48k300	388	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
139	江の川	美郷町上明塚 （美郷町）	左	48k500 ～48k850	304	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
140	江の川	美郷町高畑 （美郷町）	右	50k000 ～50k020	23	越水（溢水） 旧川跡	B 要	堤防高不足 旧川跡	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
141	江の川	美郷町高畑 （美郷町）	右	50k020 ～50k200	209	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
142	江の川	美郷町高畑 （美郷町）	右	50k200 ～50k300	101	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
143	江の川	美郷町高畑 （美郷町）	右	50k300 ～50k350	51	越水（溢水） 旧川跡	B 要	堤防高不足 旧川跡	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
144	江の川	美郷町高畑 （美郷町）	右	50k350 ～50k450	105	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
145	江の川	美郷町野井 （美郷町）	左	51k160 ～51k270	100	越水（溢水）	B	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
146	江の川	美郷町粕渕 （美郷町）	右	51k050 ～51k130	145	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
147	江の川	美郷町浜原 （美郷町）	右	51k150 ～51k260	154	越水（溢水）	B	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
148	江の川	美郷町野井 （美郷町）	左右	51k170		工作物	B	（桁下高不足） 三江線第一江川橋梁		川本 出張所	県央県土 整備事務所
149	江の川	美郷町亀村 （美郷町）	左	51k720 ～52k180	265	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
150	江の川	美郷町浜原 （美郷町）	右	52k100		陸閘	要			川本 出張所	県央県土 整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

江の川水系

番号	河川名	地先名 （水防管理団体名）	区間 左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
151	江の川	美郷町浜原 （美郷町）	右	52k150 ～52k400	290	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要	詳細点検 詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
152	江の川	美郷町浜原 （美郷町）	右	52k400 ～53k000	551	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
153	江の川	美郷町浜原 （美郷町）	右	53k000 ～53k100	105	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要	詳細点検 詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
154	江の川	美郷町浜原 （美郷町）	右	53k100 ～53k900	737	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
155	江の川	美郷町滝原 （美郷町）	左	53k720 ～54k000	312	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
156	江の川	美郷町上川戸 （美郷町）	右	54k300 ～54k500	256	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
157	江の川	美郷町信喜 （美郷町）	左	60k930 ～61k800	473	越水（溢水）	A	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
158	江の川	美郷町信喜 （美郷町）	左	61k800 ～62k070	259	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
159	江の川	美郷町潮 （美郷町）	右	63k440 ～64k800	1437	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
160	江の川	美郷町曲利 （美郷町）	右	65k650 ～65k750	98	越水（溢水）	B	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
161	江の川	美郷町都賀行 （美郷町）	左	66k690 ～66k930	243	越水（溢水）	B	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
162	江の川	美郷町都賀行 （美郷町）	左	67k200 ～67k240	40	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
163	江の川	美郷町都賀行 （美郷町）	左右	67k665		工作物	A	（桁下高不足） 都賀行大橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
164	江の川	美郷町松原 （美郷町）	右	67k810 ～67k950	80	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
165	江の川	美郷町山根 （美郷町）	左	68k150 ～69k000	963	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
166	江の川	美郷町響谷 （美郷町）	右	71k090 ～71k400	300	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
167	江の川	美郷町大浦 （美郷町）	左	71k100 ～71k900	603	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
168	江の川	美郷町響谷 （美郷町）	右	71k400 ～71k550	211	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
169	江の川	美郷町長藤 （美郷町）	右	72k180 ～72k400	193	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
170	江の川	美郷町都賀本郷 （美郷町）	右	73k000 ～73k450	431	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
171	江の川	美郷町都賀本郷 （美郷町）	右	73k450 ～73k460	10	堤体漏水 基礎地盤漏水	B A	詳細点検 漏水実績	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
172	江の川	美郷町都賀本郷 （美郷町）	右	73k460 ～74k580	965	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
173	江の川	美郷町都賀西 （美郷町）	左	74k100 ～74k150	44	旧川跡	要	旧川跡		川本 出張所	県央県土 整備事務所
174	江の川	美郷町都賀西 （美郷町）	左	74k170 ～74k200	28	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
175	江の川	美郷町都賀西 （美郷町）	左	74k430 ～74k530	102	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
176	江の川	美郷町都賀西 （美郷町）	左	74k700 ～74k720	21	旧川跡	要	旧川跡		川本 出張所	県央県土 整備事務所
177	江の川	美郷町都賀西 （美郷町）	左	75k100 ～75k160	60	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
178	江の川	美郷町都賀西 （美郷町）	左	75k350 ～75k420	71	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	川本 出張所	県央県土 整備事務所
179	江の川	美郷町乙谷 （美郷町）	左	75k660 ～75k750	90	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
180	江の川	美郷町乙谷 （美郷町）	左	76k400 ～76k450	50	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所

（２）浜田河川国道事務所

江の川水系

番号	河川名	地先名 （水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
181	江の川	邑南町下郷 （邑南町）	左	80k430 ～80k470	49	越水（溢水）	B	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
182	江の川	邑南町下郷 （邑南町）	左右	80k537		工作物	B	（桁下高不足） 宇都井大橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
183	江の川	邑南町引城 （邑南町）	左	83k210 ～83k430	198	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
184	江の川	邑南町西之原 （邑南町）	左	86k010 ～86k277	257	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
185	江の川	邑南町西之原 （邑南町） 三次市市ヶ原 （三次市）	左右	86k255		工作物	A	（桁下高不足） 両国橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
186	江の川	邑南町西之原 （邑南町）	左	86k277 ～86k334	52	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
187	江の川	邑南町西之原 （邑南町）	左	86k334 ～86k400	60	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
188	江の川	邑南町坂谷 （邑南町）	左	112k680 ～112k850	157	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
189	江の川	邑南町江平 （邑南町）	左	115k080 ～115k160	72	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
190	江の川	邑南町江平 （邑南町） 三次市丹渡 （三次市）	左右	115k370		工作物	B	（桁下高不足） 丹渡橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
191	江の川	邑南町江平 （邑南町）	左	115k500 ～115k800	302	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所
192	江の川	邑南町上ヶ畑 （邑南町） 三次市芝坂 （三次市）	左右	116k970		工作物	B	（桁下高不足） 三国橋		川本 出張所	県央県土 整備事務所
193	江の川	邑南町上ヶ畑 （邑南町）	左	117k210 ～117k240	27	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	川本 出張所	県央県土 整備事務所

2. 島根県関係（河川）

(1)-1 水防松江支部

番　号	河川名	位　　置	左右岸	延　長	種　別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
松－　１	朝酌川	松江市西川津町(百足橋) ～ 松江市朝酌町(合流点)	左	m 3,800	堤防断面	A	断面不足	杭打積土のう工	松江市
松－　２	〃	松江市西川津町(百足橋) ～ 松江市朝酌町(合流点)	右	3,800	〃	A	〃	〃	〃
松－　３	〃	松江市下東川津町	右	500	河　積	B	河積不足	積土のう工	〃
松－　４	意宇川	松江市大草町	左	800	〃	B	〃	〃	〃
松－　５	〃	松江市東出雲町今宮	右	300	〃	B	〃	〃	〃
松－　６	〃	松江市八雲町日吉	右	200	〃	B	〃	〃	〃
松－　７	〃	松江市八雲町西岩坂	右	400	〃	B	〃	〃	〃
松－　８	〃	松江市八雲町熊野	右	500	〃	B	〃	〃	〃
松－　９	〃	松江市八雲町熊野井堀谷橋 ～ 太田橋	左	245	〃	B	〃	〃	〃
松－１０	〃	松江市東出雲町今宮 ～ 松江市竹矢町	左	1,800	〃	B	〃	〃	〃
松－１１	〃	松江市東出雲町今宮 ～ 松江市竹矢町	右	1,800	〃	B	〃	〃	〃
松－１２	佐陀川	松江市鹿島町佐陀本郷	左	400	背水	A	背水	〃	〃
松－１３	〃	松江市鹿島町佐陀本郷 ～ 松江市鹿島町佐陀宮内	左	2,000	堤体強度	A	強度不足	杭打積土のう工	〃
松－１４	〃	松江市鹿島町佐陀本郷 ～ 松江市鹿島町名分	右	2,000	〃	A	〃	〃	〃
松－１５	〃	松江市鹿島町佐陀宮内 ～ 松江市古志町	左	900	〃	A	〃	〃	〃
松－１６	〃	松江市鹿島町佐陀宮内 ～ 松江市上佐陀町	右	900	〃	A	〃	〃	〃
松－１７	持田川	松江市東持田町	左	200	河　積	A	河積不足	積土のう工	〃
松－１８	比津川	松江市黒田町～比津町	左	1,400	背　水 河　積	A	背　水 河積不足	〃	〃
松－１９	〃	〃	右	1,400	〃	A	〃	〃	〃
松－２０	京橋川	松江市南田町	左	210	〃	B	〃	樋門及び排水機場操作	〃
松－２１	〃	松江市東本町	右	210	〃	B	〃	〃	〃
松－２２	北田川	松江市春日町～北堀町	左	700	〃	B	〃	〃	〃
松－２３	〃	松江市春日町～黒田町	右	700	〃	B	〃	〃	〃
松－２４	〃	松江市北堀町～菅田町	左	790	〃	B	〃	〃	〃
松－２５	〃	松江市北田町	右	790	〃	B	〃	〃	〃
松－２６	北堀川	松江市北田町	左	750	〃	B	〃	〃	〃
松－２７	〃	松江市母衣町～北田町	右	750	〃	B	〃	〃	〃
松－２８	中川	松江市春日町～黒田町	左	770	〃	B	〃	〃	〃
松－２９	〃	松江市春日町～黒田町	右	770	〃	B	〃	〃	〃
松－３０	四十間堀川	松江市内中原町	左	760	〃	B	〃	〃	〃
松－３１	〃	松江市黒田町～砂子町	右	760	〃	B	〃	〃	〃
計		31箇所		31,305					

(1)-2 水防松江支部(広瀬)

番 号	河川名	位 置	左右岸	延 長	種 別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
広－ 1	伯太川	安来市飯島町	左	m 300	漏 水	A	漏 水	月の輪工 釜段工	安来市
広－ 2	〃	安来市安来町	左	50	深掘れ	B	深掘れ	むしろ張工 木流工	〃
広－ 3	〃	安来市清瀬町	左	250	漏 水	B	漏 水	月の輪工 杭打積土のう工	〃
広－ 4	〃	安来市伯太町西母里	左	1,200	深掘れ	B	深掘れ	木流工	〃
広－ 5	〃	安来市伯太町東母里	右	1,200	〃	A	〃	〃	〃
広－ 6	〃	〃	右	300	堤防断面	B	断面不足	杭打積土のう工 積土のう工	〃
広－ 7	〃	安来市宮内町東加茂	左	100	漏水	C	漏水	巡回監視 月の輪工	〃
広－ 8	蛇喰川	安来市伯太町安田	左	200	河 積	A	河積不足	積土のう工	〃
広－ 9	〃	〃	右	200	〃	A	〃	積土のう工	〃
広－ 10	〃	安来市伯太町安田 ～ 安来市伯太町東母里	左	3,800	〃	B	〃	巡回監視 積土のう工	〃
広－ 11	〃	安来市伯太町安田 ～ 安来市伯太町東母里	右	3,800	〃	B	〃	巡回監視 積土のう工	〃
広－ 12	飯梨川	安来市赤江町	左	200	漏 水	A	漏 水	巡回監視 月の輪工 釜段工	〃
広－ 13	〃	〃	左	590	〃	A	〃	巡回監視 月の輪工 積土のう工	〃
広－ 14	〃	〃	左	50	〃	B	〃	〃	〃
広－ 15	〃	〃	左	50	〃	A	〃	〃	〃
広－ 16	〃	〃	左	300	〃	B	〃	巡回監視 月の輪工 釜段工	〃
広－ 17	〃	安来市東赤江町	右	100	〃	A	〃	〃	〃
広－ 18	〃	〃	右	852	〃	B	〃	〃	〃
広－ 19	〃	〃	右	648	〃	A	〃	〃	〃
広－ 20	〃	安来市東飯梨	左	1,200	〃	A	〃	月の輪工 むしろ張工	〃
広－ 21	新宮川	安来市広瀬町町張	左	300	河 積	B	河積不足	積土のう工 木流し工	〃
広－ 22	西の谷川	安来市広瀬町布部	左	200	深掘れ	B	深掘れ	〃	〃
広－ 23	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
広－ 24	市原川	安来市広瀬町西比田(宝来橋上下流)	左	100	水 衝	B	水 衝	〃	〃
広－ 25	津田平川	安来市西赤江町(合流点) ～ 安来市西赤江町	左	165	河 積	A	河積不足	積土のう工	〃
広－ 26	久白川	安来市荒島町	左	400	〃	A	〃	〃	〃
広－ 27	〃	〃	右	400	〃	A	〃	〃	〃
広－ 28	木戸川	安来市安来町	左	100	背 水	A	背 水	積土のう工	〃
広－ 29	〃	〃	右	100	〃	A	〃	〃	〃

番　号	河川名	位　　置	左右岸	延　長	種　別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
広－　30	日白川	安来市西荒島町	左	30	背　水	A	〃	〃	安来市
広－　31	田頼川	安来市中津町	左	300	河　積	B	河積不足	巡回監視 積土のう工	〃
広－　32	〃	〃	右	100	〃	B	〃	〃	〃
広－　33	〃	安来市飯梨町	左	150	〃	B	〃	〃	〃
広－　34	吉田川	安来市折坂町 ～ 安来市鳥木町	左	1,100	〃	B	〃	〃	〃
広－　35	〃	安来市鳥木町	右	1,100	〃	B	〃	〃	〃
広－　36	万歳川	安来市九重町	右	200	〃	B	〃	〃	〃
広－　37	安田川	安来市清瀬町	右	200	〃	B	〃	〃	〃
広－　38	〃	安来市伯太町安田関	左	50	〃	B	〃	〃	〃
広－　39	卯月川	安来市伯太町東母里 ～ 安来市伯太町西母里	右	1,000	〃	B	〃	〃	〃
広－　40	疵川	安来市大塚町 ～ 安来市伯太町西母里	左	350	〃	B	〃	積土のう工	〃
広－　41	〃	安来市伯太町西母里	左	350	〃	A	〃	〃	〃
計		41箇所		22,285					

(2)-1 水防雲南支部

番 号	河川名	位 置	左右岸	延 長	種 別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
雲－ 1	遠所川	雲南市大東町仁和寺 ～ 雲南市大東町遠所	左	567	河 積	B	河積不足	積土のう工	雲南市
雲－ 2	〃	雲南市大東町仁和寺 ～ 雲南市大東町遠所	右	567	〃	B	〃	〃	〃
雲－ 3	三谷川	雲南市三刀屋町三刀屋	左	120	背 水	B	背 水	排 水	〃
雲－ 4	〃	〃	右	120	〃	B	〃	〃	〃
雲－ 5	神戸川	飯南町野萱	右	30	河 積	B	河積不足	積土のう工	飯南町
雲－ 6	小田川	〃	右	300	〃	B	〃	〃	〃
雲－ 7	神戸川	飯南町下赤名	左	500	〃	B	〃	〃	〃
雲－ 8	〃	〃	右	500	〃	B	〃	〃	〃
雲－ 9	斐伊川	雲南市木次町湯村	左	750	〃	B	〃	〃	雲南市
雲－ 10	〃	〃	右	650	〃	B	〃	〃	〃
雲－ 11	飯石川	雲南市三刀屋町粟谷	左	230	〃	B	〃	〃	〃
雲－ 12	〃	〃	右	230	〃	B	〃	〃	〃
雲－ 13	〃	雲南市三刀屋町多久和	左	340	〃	B	〃	〃	〃
雲－ 14	〃	〃	右	340	〃	B	〃	〃	〃
計		14箇所		5,244					

(2)-2 水防雲南支部(仁多)

番 号	河川名	位 置	左右岸	延 長	種 別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
仁－ 1	大馬木川	奥出雲町大馬木	左	m 3,500	河 積	B	河積不足	積土のう工	奥出雲町
仁－ 2	下横田川	奥出雲町下横田(川西橋)	左	上流 2,000	〃	B	〃	〃	〃
仁－ 3	〃	〃	右	下流 121	〃	B	〃	〃	〃
仁－ 4	桐の木川	奥出雲町横田(桐の木橋上下流)	左	550	〃	B	〃	〃	〃
仁－ 5	〃	〃	右	550	〃	B	〃	〃	〃
仁－ 6	獅子谷川	奥出雲町中村(五反田橋上下流)	左	250	〃	B	〃	〃	〃
仁－ 7	〃	〃	右	250	〃	B	〃	〃	〃
計		7箇所		7,221					

(3) 水防出雲支部

番　号	河川名	位　　置	左右岸	延　長	種　別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
				m					
出－ 1	高瀬川	出雲市斐川町上庄原	左	400	河　積	A	河積不足	積土のう工	出雲市
出－ 2	〃	〃	右	400	〃	A	〃	〃	〃
出－ 3	平田船川	出雲市西郷町	左	700	〃	A	〃	〃	〃
出－ 4	〃	〃	右	700	〃	A	〃	〃	〃
出－ 5	湯谷川	出雲市平田町～美談町	左	3,800	〃	B	〃	〃	〃
出－ 6	〃	〃	右	3,800	〃	B	〃	〃	〃
出－ 7	境　川	出雲市鹿園寺町	右	180	堤防断面	B	断面不足	杭打積土のう工	〃
出－ 8	宇那手川	出雲市船津町	右	200	河　積	A	河積不足	積土のう工	〃
出－ 9	神戸川	出雲市乙立町向名	左	500	堤体強度	B	強度不足	積土のう工 シート張工	〃
出－ 10	新内藤川	出雲市荒茅町～松寄下町	左	600	河　積	A	河積不足	積土のう工	〃
出－ 11	〃	〃	右	600	〃	A	〃	〃	〃
出－ 12	〃	出雲市高岡町～枝大津町	左	1,000	〃	A	〃	〃	〃
出－ 13	〃	〃	右	1,000	〃	A	〃	〃	〃
出－ 14	赤　川	出雲市塩冶町	左	550	〃	A	〃	〃	〃
出－ 15	〃	〃	右	550	〃	A	〃	〃	〃
出－ 16	塩冶赤川	出雲市高松町～白枝町	左	1,600	〃	A	〃	〃	〃
出－ 17	〃	〃	右	1,600	〃	A	〃	〃	〃
出－ 18	十間川	出雲市神西沖町	右	200	河　積	A	河積不足	〃	〃
出－ 19	〃	出雲市知井宮町	右	200	〃	A	〃	〃	〃
出－ 20	〃	出雲市芦渡町～下古志町	左	2,200	〃	B	〃	〃	〃
出－ 21	九景川	出雲市東神西町	右	400	堤防断面	A	断面不足	〃	〃
出－ 22	〃	〃	左	700	河　積	A	河積不足	〃	〃
出－ 23	〃	〃	右	700	〃	A	〃	〃	〃

番　号	河川名	位　　置	左右岸	延　長	種　別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
出－ 24	小田川	出雲市多伎町小田	右	100	河　積	B	河積不足	積土のう工	出雲市
出－ 25	堀　川	出雲市里方町	左	1,200	〃	A	〃	〃	〃
出－ 26	新　川	出雲市西林木町	右	200	〃	A	〃	〃	〃
出－ 27	午頭川	出雲市荒茅町	左	950	〃	A	〃	〃	〃
出－ 28	〃	〃	右	950	〃	A	〃	〃	〃
出－ 29	常楽寺川	出雲市西神西町～湖陵町	左	1,000	〃	B	〃	〃	〃
出－ 30	〃	〃	右	1,000	〃	B	〃	〃	〃
出－ 31	保知石川	出雲市神門町～知井宮町地内	左	500	〃	A	〃	〃	〃
出－ 32	〃	〃	右	500	〃	A	〃	〃	〃
計		32箇所		28,980					

(4)-1 水防県央支部

番 号	河川名	位　　置	左右岸	延 長	種 別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
川－ 1	出羽川	邑南町三日市	左	m 1,000	河　積	B	河積不足	巡回監視 積土のう工	邑南町
川－ 2	〃	〃	右	150	〃	B	〃	〃	〃
川－ 3	〃	邑南町伏谷	左	2,140	〃	B	〃	〃	〃
川－ 4	〃	〃	右	1,500	〃	B	〃	〃	〃
川－ 5	高見川	邑南町高見	左	500	〃	B	〃	〃	〃
川－ 6	〃	〃	右	500	〃	B	〃	〃	〃
川－ 7	安田川	邑南町高見	左	200	〃	B	〃	〃	〃
川－ 8	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
川－ 9	杉谷川	邑南町高見	左	100	〃	B	〃	〃	〃
川－ 10	〃	〃	右	100	〃	B	〃	〃	〃
川－ 11	出羽川	邑南町鱒淵	左	200	〃	B	〃	〃	〃
川－ 12	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
川－ 13	日和川	邑南町日和	左	1,000	〃	B	〃	〃	〃
川－ 14	〃	〃	右	1,000	〃	B	〃	〃	〃
川－ 15	日和川	邑南町日和	左	1,500	〃	B	〃	〃	〃
川－ 16	〃	〃	右	1,500	〃	B	〃	〃	〃
川－ 17	高尾瀬川	邑南町日貫	左	200	〃	B	〃	〃	〃
川－ 18	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
川－ 19	尻無川	美郷町別府	左	150	〃	B	〃	〃	美郷町
川－ 20	〃	〃	右	150	〃	B	〃	〃	〃
川－ 21	矢谷川	川本町川本	左	1,000	背水	B	背水	巡回監視	川本町
川－ 22	〃	〃	右	1,000	〃	B	〃	〃	〃
川－ 23	濁川	邑南町中野	右	135	河　積	B	河積不足	巡回監視 積土のう工	邑南町
計		23箇所		14,625					

(4)-2 水防県央支部(大田)

番 号	河川名	位　　置	左右岸	延 長	種 別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
大－ 1	潮 川	大田市仁摩町仁万	右	m 105	堤体強度 水 衝	B	強度不足 水 衝	木流工	大田市
大－ 2	〃	〃	左	300	水 衝 深掘れ	B	水 衝 深掘れ	木流工 むしろ張工	〃
大－ 3	宅野川	大田市仁摩町宅野	左	710	河 積	B	河積不足	積土のう工	〃
大－ 4	〃	〃	右	710	〃	B	〃	〃	〃
大－ 5	静間川	大田市静間町	左	500	〃	B	〃	〃	〃
大－ 6	銀山川	大田市大森町	左	1,000	〃	B	〃	〃	〃
大－ 7	〃	〃	右	1,000	〃	B	〃	〃	〃
大－ 8	湯里川	大田市温泉津町湯里	右	100	〃	B	〃	〃	〃
大－ 9	小浜川	大田市温泉津町小浜	左	200	〃	B	〃	〃	〃
大－ 10	〃	〃	右	400	〃	B	〃	〃	〃
大－ 11	忍原川	大田市水上町三久須	右	70	水 衝	B	水 衝	木流工	〃
計		11箇所		5,095					

(5) 水防浜田支部

番　号	河川名	位　　置	左右岸	延　長	種　別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
浜－ 1	北　川	江津市波積町北	左	m 80	河　積	B	河積不足	積土のう工	江津市
浜－ 2	〃	〃	右	20	〃	B	〃	〃	〃
浜－ 3	都治川	江津市波積町本郷	左	600	〃	B	〃	〃	〃
浜－ 4	〃	〃	右	500	〃	B	〃	〃	〃
浜－ 5	奥谷川	江津市川平町南川上	左	400	〃	B	〃	〃	〃
浜－ 6	〃	〃	右	400	〃	B	〃	〃	〃
浜－ 7	新　川	江津市嘉久志町	左	200	〃	B	〃	〃	〃
浜－ 8	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
浜－ 9	和木川	江津市和木町	左	700	〃	B	〃	〃	〃
浜－10	〃	〃	右	700	〃	B	〃	〃	〃
浜－11	水尻川	江津市二宮町神主	左	400	堤体強度	B	強度不足	筵張工 木流工	〃
浜－12	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
浜－13	浜田川	浜田市殿町	右	650	河　積	A	河積不足	積土のう工	浜田市
浜－14	周布川	浜田市内村町 ～ 浜田市津摩町	左	4,300	〃	B	〃	〃	〃
浜－15	〃	浜田市内村町 ～ 浜田市津摩町	右	3,600	河　積 深掘れ	B	河積不足 深掘れ	積土のう工 木流工	〃
浜－16	牛谷川	浜田市内村町	右	500	河　積	B	河積不足	積土のう工	〃
浜－17	白角川	浜田市旭町和田	左	2,000	〃	B	〃	〃	〃
浜－18	〃	〃	右	2,000	〃	B	〃	〃	〃
浜－19	八戸川	江津市桜江町川戸	左	200	〃	B	〃	〃	江津市
浜－20	〃	江津市桜江町江尾	右	230	堤体強度	A	強度不足	〃	〃
浜－21	本町川	江津市江津町	左	330	河　積	A	河積不足	〃	〃
浜－22	〃	〃	右	330	〃	A	〃	〃	〃
~~浜－23~~	~~水尻川~~	~~江津市二宮町神主~~	~~左~~	~~40~~	~~堤体強度~~	~~A~~	~~強度不足~~	~~〃~~	~~江津市~~
~~浜－24~~	~~〃~~	~~〃~~	~~右~~	~~20~~	~~〃~~	~~A~~	~~〃~~	~~〃~~	~~〃~~
浜－23	敬川	江津市敬川町	右	150	堤体強度	A	強度不足	〃	〃
浜－24	〃	〃	左	50	〃	A	〃	〃	〃
~~浜－27~~	~~〃~~	~~浜田市大金町~~	~~左~~	~~100~~	~~〃~~	~~A~~	~~〃~~	~~〃~~	~~浜田市~~
浜－25	下府川	浜田市上府町	左	100	〃	A	〃	〃	浜田市
浜－26	東川	江津市浅利町	左	120	河積	B	河積不足	〃	江津市
浜－27	〃	〃	右	120	〃	B	〃	〃	〃

浜－28	玉川	江津市桜江町市山	左	800	河積	B	河積不足	〃	江津市
浜－29	〃	〃	右	800	〃	B	〃	〃	〃
浜－30	枕の滝川	江津市桜江町今田	左	200	〃	B	〃	〃	〃
浜－31	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
浜－32	宮の谷川	江津市桜江町今田	左	50	〃	B	〃	〃	〃
浜－33	〃	〃	右	50	〃	B	〃	〃	〃
浜－34	八戸川	江津市桜江町川戸	右	500	漏水	A	漏水	月の輪工	〃
浜－35	鹿賀谷川	江津市桜江町鹿賀	左	200	〃	A	〃	〃	〃
計		35箇所		21,880					

(6)-1 水防益田支部

番 号	河川名	位　　置	左右岸	延 長	種 別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
益－1	高津川	益田市神田町	左	m 60	河　積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益－2	白上川	益田市川登町～益田市美濃地町	左	1,440	〃	B	〃	〃	〃
益－3	〃	益田市川登町～益田市美濃地町	右	1,440	〃	B	〃	〃	〃
益－4	〃	益田市美濃地町	左	1,000	〃	B	〃	〃	〃
益－5	〃	〃	右	1,000	〃	B	〃	〃	〃
益－6	二条川	益田市柏原町	左	300	〃	B	〃	〃	〃
益－7	〃	益田市柏原町	右	300	〃	B	〃	〃	〃
益－8	後溢川	益田市向横田町	右	200	漏　水	A	漏　水	月の輪工	〃
益－9	後　川	益田市横田町家下	右	400	河　積	B	河積不足	積土のう工	〃
益－10	角井川	益田市本俣賀町	左	300	〃	B	〃	〃	〃
益－11	〃	〃	右	300	〃	B	〃	〃	〃
益－12	匹見川	益田市隅村町	左	500	深掘れ	B	深掘れ	木流工	〃
益－13	〃	益田市匹見町澄川	左	370	河　積	B	河積不足	積土のう工	〃
益－14	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
益－15	沖田川	益田市木部町	左	200	〃	B	〃	〃	〃
益－16	南田川	益田市市原町	左	600	〃	B	〃	〃	〃
益－17	〃	〃	右	600	〃	B	〃	〃	〃
益－18	益田川	益田市大谷町	左	2,200	〃	B	〃	〃	〃
益－19	〃	益田市大谷町～久々茂町	右	2,200	〃	B	〃	〃	〃
益－20	白上川	益田市川登町	左	2,600	〃	B	〃	〃	〃
益－21	〃	益田市白上町～川登町	右	2,600	〃	B	〃	〃	〃
益－22	後谷川	益田市下種町	左	600	〃	B	〃	〃	〃
益－23	〃	〃	右	600	〃	B	〃	〃	〃
益－24	本俣賀川	益田市梅月町	左	900	〃	B	〃	〃	〃
益－25	〃	〃	右	900	〃	B	〃	〃	〃
計		25箇所		21,810					

(6)-2 水防益田支部(津和野)

番 号	河川名	位 置	左右岸	延 長	種 別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
津－ 1	高津川	津和野町河村	左	m 1,400	河 積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津－ 2	〃	津和野町枕瀬	右	360	〃	B	〃	〃	〃
津－ 3	〃	吉賀町柿木～白谷	左	500	〃	B	〃	〃	吉賀町
津－ 4	〃	吉賀町真田	左	350	〃	B	〃	〃	〃
津－ 5	〃	〃	右	350	〃	B	〃	〃	〃
津－ 6	〃	吉賀町広石	左	600	〃	B	〃	〃	〃
津－ 7	津和野川	津和野町山下	左	1,000	河 積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津－ 8	吹野川	津和野町山下	左	300	〃	B	〃	〃	〃
津－ 9	立河内川	吉賀町立河内	左	600	〃	B	〃	〃	吉賀町
津－ 10	〃	〃	右	600	〃	B	〃	〃	〃
津－ 11	津和野川	津和野町部栄～高峯	左	3,840	〃	B	〃	〃	津和野町
津－ 12	〃	〃	右	3,840	〃	B	〃	〃	〃
津－ 13	津和野川	津和野町枕瀬	左	350	〃	B	〃	〃	〃
津－ 14	〃	津和野町瀧元	右	430	〃	B	〃	〃	〃
津－ 15	高津川 福川川	吉賀町柿木	左	500	水衝 深掘れ	B	水衝 深掘れ	木流工	吉賀町
津－ 16	高津川	津和野町左鐙	右	1,673	河 積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津－ 17	津和野川	津和野町直地	左	2,160	〃	B	〃	〃	〃
津－ 18	〃	〃	右	2,160	〃	B	〃	〃	〃
計		１８箇所		21,013					

(7) 水防隠岐支部

番 号	河川名	位 置	左右岸	延 長	種 別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
隠－ 1	那久川	隠岐の島町那久	左	m 1,300	深掘れ	B	深掘れ	木流工	隠岐の島町
隠－ 2	〃	〃	右	1,300	〃	B	〃	〃	〃
計		２箇所		2,600					

３．島根県関係（海岸）

(1)水防浜田支部

番　号	海岸名	位　　置	延　長	種　別	重要度	危険理由	工　法	水防管理団体名
浜海－１	湊　浦	浜田市三隅町湊浦	m 820	越波	C	越波	巡回監視	浜田市
浜海－２	日　脚	浜田市日脚町	360	〃	C	〃	〃	〃
浜海－３	生湯港	浜田市生湯町	50	侵食	B	侵食	〃	〃
浜海－４	和木波子	江津市都野津町 ～ 江津市二宮町神主	800	〃	A	〃	〃	江津市
浜海－５	和木波子	江津市和木町 ～ 江津市都野津町	840	〃	B	〃	〃	〃
浜海－６	和　木	江津市和木町	800	〃	A	〃	〃	〃
計		6箇所	3,670					

(2)水防益田支部

番　号	海岸名	位　　置	延　長	種　別	重要度	危険理由	工　法	水防管理団体名
益海－１	小　浜	益田市喜阿弥町	m 119	侵食	B	侵食	巡回監視	益田市
計		1箇所	119					

(3)危険な箇所(海岸)総括表

事務所名	箇所数	延　長	備　考
浜　田	6	m 3,670	
益　田	1	119	
計	7	3,789	

第６号表　堰一覧表

（０）－１　国土交通省出雲河川事務所

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	斐伊川	斐伊川放水路分流堰	出雲市	大津町	1.90	36.60	5	国土交通省	0853-21-1850	
2	神戸川	神戸堰	出雲市	下古志町	3.05	39.00	4	国土交通省	0853-21-1850	

（１）－１　水防松江支部

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	意宇川	竹矢井堰	松江市	大草町	2.40	64.00	1	竹矢水利管理組合	0852-37-0449	
2	古曽志川	馬場堰	松江市	古曽志町	1.10	6.20	1	松江市土地改良区		
3	大野川	丁の坪堰	松江市	大野町	1.50	6.00	1	〃		
4	大野川	加々坪堰	松江市	大野町	1.30	6.00	1	〃		
5	草野川	杉戸堰	松江市	大野町	1.20	4.30	1	〃		
6	草野川	大木堰	松江市	大野町	1.80	4.50	1	〃		
7	来待川	亀田堰	松江市	宍道町上来待	1.50	15.00	1	〃		
8	玉湯川	稲荷堰	松江市	玉湯町玉造	1.20	8.60	1	〃		
9	講武川	客渡頭首工	松江市	鹿島町上講武	0.90	6.80	1	〃		
10	普通河川	岩屋口頭首工	松江市	美保関町			1	〃		
11	普通河川	東岩坂頭首工	松江市	八雲町東岩坂	2.50	6.00	1	〃		

（１）－２　水防松江支部(広瀬)

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	田頼川	山根可動堰	安来市	西赤江町	1.50	19.80	2	安来市		
2	久白川	寺井堰	安来市	荒島町	1.00	8.25	1	寺井堰用水組合		
3	吉田川	飯島可動堰	安来市	安来町	2.50	23.50	4	安来市		
4	吉田川	今村水門	安来市	安来町	4.30	41.80	4	安来市		
5	吉田川	沢可動堰	安来市	沢町	2.45	27.60	1	吉田川可動堰組合		
6	安田川	宇賀荘可動堰	安来市	宇賀荘町	7.25	11.30	3	安来市		
7	吉田川	下吉田第一堰	安来市	上吉田町	1.80	8.90	1	安来市下吉田水利組合		
8	飯梨川	逆調整池	安来市	広瀬町菅原	2.00	48.00	3	東部事務所	0854-22-2748	島根県企業局
9	木戸川	平成大水門	安来市	宮内町	2.00	17.60	1	平成大水門水利組合		
10	津田平川	神塚水門	安来市	西赤江町	1.60	8.00	1	神塚水門灌漑組合		
11	蕪谷川	宮の下井堰	安来市	広瀬町下山佐	1.35	7.90	1	宮の下水路組合		
12	蛇喰川	大亀崎堰	安来市	伯太町東母里	1.25	16.50	1	安田土地改良組合		

（２）－１　水防雲南支部

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	赤川	鍛冶屋原頭首工	雲南市	大東町養賀	2.00	50.00	3	雲南市	0854-43-8160	
2	赤川	苅屋垣頭首工	雲南市	大東町大東	2.05	47.00	2	雲南市	0854-43-8160	
3	赤川	大井手頭首工	雲南市	大東町中湯石	1.90	20.70	1			飛石水利組合
4	赤川	玉泉寺頭首工	雲南市	大東町南村	1.00	15.50	1	雲南市		南村水位組合
5	奥田川	長縄頭首工	雲南市	加茂町三代	0.55	7.50	1			

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
6	猪尾川	一里山下堰	雲南市	加茂町 猪尾	0.70	6.00	1			
7	猪尾川	一里山堰	雲南市	加茂町 猪尾	0.83	6.50	1			
8	猪尾川	小西堰	雲南市	加茂町 猪尾	0.85	6.00	1			
9	幡屋川	見内垣頭首工	雲南市	大東町 仁和寺	1.30	15.00	2			仁和寺水利組合
10	幡屋川	竹添頭首工	雲南市	大東町 仁和寺	1.75	18.75	2			仁和寺水利組合
11	幡屋川	門見堂頭首工	雲南市	大東町 仁和寺	1.20	21.50	1			仁和寺水利組合
12	幡屋川	下開地頭首工	雲南市	大東町 仁和寺	1.20	21.50	1			仁和寺水利組合
13	佐世川	井後田堰	雲南市	加茂町 立原	2.03	15.30	1			以后田水利組合
14	佐世川	東分頭首工	雲南市	大東町 下佐世	1.50	16.00	2			東分水利組合
15	山田川	横戸頭首工	雲南市	大東町 大東下分	1.20	8.50	1			春殖水利組合
16	山田川	井之尻頭首工	雲南市	大東町 大東下分	1.20	8.50	1			大東下分水利組合
17	山田川	坂口頭首工	雲南市	大東町 大東下分	1.20	8.40	1			大東下分水利組合
18	山田川	藤坂頭首工	雲南市	大東町 大東下分	1.20	8.40	2			大東下分水利組合
19	阿用川	笠屋頭首工	雲南市	大東町 飯田	2.00	30.00	2			飯田水利組合
20	阿用川	田井中頭首工	雲南市	大東町 下阿用	1.50	26.00	2			下阿用水利組合
21	阿用川	駒堰	雲南市	大東町 下阿用	2.00	26.00	2			下阿用水利組合
22	清田川	八千代頭首工	雲南市	大東町 大東	2.00	12.00	2	雲南市	0854-43-8160	
23	案内川	蒐原堰	雲南市	木次町 里方	2.40	6.00	1	雲南市	0854-40-1080	
24	古城川	古城堰	雲南市	三刀屋町 古城	1.50	12.70	1	雲南市土地改良区	0854-45-2113	
25	神戸川	中田頭首工	飯南町	下赤名	1.30	15.70	1			中電水利組合
26	頓原川	万対堰	飯南町	頓原	1.62	25.25	1			万対水利組合
27	佐世川	狩山頭首工	雲南市	大東町 下佐世	1.20	13.00	1	雲南市土地改良区		
28	桜川	高井頭首工	雲南市	木次町 寺領	3.30	7.25	1	雲南市		
29	三刀屋川	西の原頭首工	雲南市	三刀屋町 三刀屋	3.00	58.00	1	雲南市土地改良区		
30	三刀屋川	天神頭首工	雲南市	三刀屋町 三刀屋	1.50	40.00	1	雲南市土地改良区		
31	三刀屋川	森脇頭首工	雲南市	掛合町 多根	2.95	55.00	1	雲南市		
32	三刀屋川	金丸頭首工	雲南市	掛合町 入間	1.60	15.90	1	雲南市		
33	三刀屋川	釜ヶ淵頭首工	雲南市	掛合町 掛合	2.70	35.00	1	雲南市		
34	神戸川	京田頭首工	飯南町	野萱	1.60	29.70	2	飯南町		
35	神戸川	首棚堰	飯南町	下赤名	1.65	16.13	1			首棚一番水利組合

（2）－2　水防雲南支部(仁多)

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	斐伊川	斐伊川取水ダム	奥出雲町	三沢	9.80	44.00	1	中国電力（株）	0853-21-6157	
2	三沢川	自動堰	奥出雲町	三沢	1.00	11.10	1			
3	簾川	自動堰	奥出雲町	郡	0.82	7.50	1			
4	桐の木川	自動堰	奥出雲町	横田	1.05	5.40	1			
5	下横田川	学岩自動堰	奥出雲町	横田	1.50	23.00	1			
6	桐の木川	自動堰	奥出雲町	横田	1.50	5.15	1			

（３） 水防出雲支部

番号	河川名	名　称	位置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	新建川	三井堰	出雲市	斐川町直江	1.92	16.50	1			自動堰
2	新建川	新建川堰	出雲市	斐川町荘原	1.50	22.50	1			電動堰
3	新石川	綿田原水門	出雲市	斐川町学頭	1.15	7.65	1			自動堰
4	羽根川	武部東水門	出雲市	斐川町三絡	1.00	1.50	1			手動
5	羽根川	武部西水門	出雲市	斐川町三絡	1.50	3.50	1			手動
6	羽根川	羽根水門	出雲市	斐川町三絡	1.50	3.50	1			手動
7	五右衛門川	手銭堰	出雲市	斐川町富村	1.00	1.50	1			自動堰
8	五右衛門川	漆治堰	出雲市	斐川町直江	1.60	10.20	1			電動堰
9	五右衛門川	深田堰	出雲市	斐川町福富	1.60	10.80	1			自動堰
10	五右衛門川	原の垣堰	出雲市	斐川町中洲	1.50	10.80	1			自動堰
11	五右衛門川	折返し堰	出雲市	斐川町黒目	1.50	19.30	1			自動堰
12	高瀬川	荒屋堰	出雲市	斐川町沖洲	0.40	5.40	2			手動
13	万蔵寺川	吉田屋堰	出雲市	斐川町黒目	0.78	9.30	1			自動堰
14	網場川	相場堰	出雲市	斐川町美南	1.00	3.50	1			自動堰
15	網場川	網場堰	出雲市	斐川町中洲	1.00	3.50	1			自動堰
16	新川	島田堰	出雲市	斐川町原鹿	1.50	8.30	1			自動堰
17	新川	大樋堰	出雲市	斐川町三分市	1.50	9.80	1			自動堰
18	平田船川	平田船川汐止堰	出雲市	平田町	3.10	39.88	2	出雲市農林基盤課	0853-21-6904	自動倒伏及び手動操作
19	平田船川	平田船川汐止堰	出雲市	園町	3.10	15.00	1	出雲市農林基盤課	0853-21-6904	自動倒伏及び手動操作
20	境川	関山堰	出雲市	鹿園寺町	1.30	8.00	1			手動転倒堰
21	小境川	乙井手堰	出雲市	小境町	0.30	5.00	1			手動転倒堰
22	伊野川	樋ノ口頭首工	出雲市	野郷町	1.10	6.37	1			動力起伏転倒堰
23	伊野川	古屋敷頭首工	出雲市	野郷町	0.90	6.68	1			動力起伏転倒堰
24	伊野川	湯屋谷頭首工	出雲市	美野町	0.95	7.87	1			動力起伏転倒堰
25	伊野川	井手の上頭首工	出雲市	美野町	1.00	7.87	1			動力起伏転倒堰
26	新内藤川	矢野第1揚水機場取水樋門	出雲市	矢野町	0.35	7.00	1			手動転倒堰
27	新内藤川	矢野第2揚水機場取水樋門	出雲市	矢野町	0.35	7.00	1			手動転倒堰
28	新内藤川	井原揚水機場取水樋門	出雲市	白枝町	0.35	10.50	1			手動転倒堰
29	塩冶赤川	南天神取水堰	出雲市	天神町・古志町	1.20	9.80	1			自動堰
30	塩冶赤川	松下取水堰	出雲市	白枝町・古志町	0.62	11.60	1			自動堰
31	午頭川	下向取水堰	出雲市	荒茅町	1.64	14.00	1			自動堰
32	稗原川	朝山３番堰	出雲市	朝山町	2.00	17.32	1	出雲市農林基盤課	0853-21-6904	自動倒伏及び手動操作
33	稗原川	朝山３番自動堰	出雲市	朝山町	1.50	15.00	1			自動堰
34	稗原川	朝山2番自動堰	出雲市	朝山町	1.25	19.00	1			自動堰
35	十間川	小浜取水堰	出雲市	神西沖町	1.37	17.30	1			自動堰
36	十間川	差海川堰	出雲市	湖陵町	1.80	25.00	1	島根県	0853-30-5650	自動堰４号
37	十間川	差海川堰	出雲市	湖陵町	2.60	15.00	1	島根県	0853-30-5650	自動堰３号

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
38	十間川	差海川堰	出雲市	湖陵町	2.60	12.50	1	島根県	0853-30-5650	自動堰２号
39	十間川	差海川堰	出雲市	湖陵町	2.60	7.50	1	島根県	0853-30-5650	自動堰１号
40	常楽寺川	常楽寺川自動堰	出雲市	西神西町	1.00	11.50	1			自動堰
41	堀川	矢尾揚水機場取水樋門	出雲市	矢尾町	0.35	9.80	1			手動転倒堰

（４）－１　水防県央支部

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	井原川	宮の原頭首工	邑南町	井原	3.40	26.40	1			自動堰
2	井原川	青木井堰	邑南町	井原	1.30	26.50	1			自動堰
3	出羽川	田本門前堰	邑南町	阿須郡	1.80	38.70	2	邑南町	0855-87-0221	自動堰
4	出羽川	西の原堰	邑南町	下口羽	1.50	23.90	2	邑南町	0855-87-0221	自動堰
5	出羽川	口羽町堰	邑南町	下口羽	2.25	53.00	2	邑南町	0855-87-0221	自動堰
6	出羽川	土居堰	邑南町	下口羽	1.60	39.40	2	邑南町	0855-87-0221	自動堰
7	出羽川	袋尻頭首工	邑南町	下田所	2.00	27.70	2			自動堰
8	出羽川	権現頭首工	邑南町	三日市	1.50	29.50	2			自動堰

（４）－２　水防県央支部(大田)

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	大原川	月呂屋堰	大田市	久手町大西	1.00	5.40	1			自動堰
2	大原川	大原堰	大田市	久手町刺鹿	1.30	20.40	1			自動堰
3	静間川	高瀬堰	大田市	川合町川合	1.50	35.00	1			自動堰
4	静間川	新井手堰	大田市	久利町行垣	0.60	22.00	1			自動堰
5	静間川	延里堰	大田市	長久町延里	1.80	22.00	2			自動堰
6	静間川	和田堰	大田市	長久町長久	0.99	15.00	2			自動堰
7	三瓶川	八幡堰	大田市	大田町大田	1.50	19.50	2			自動堰
8	三瓶川	野井堰	大田市	大田町大田	1.00	17.50	2			自動堰
9	逢浜川	大年堰	大田市	五十猛町地頭所	1.20	6.00	1			自動堰
10	逢浜川	新ほった堰	大田市	五十猛町藤代	0.75	11.50	1			自動堰
11	天河内川	瓜坂堰	大田市	仁摩町天河内	1.50	4.30	1			自動堰
12	天河内川	河原堰	大田市	仁摩町天河内	1.10	3.58	1			自動堰
13	福光川	不動堰	大田市	温泉津町福光	0.70	16.50	1			自動堰
14	福光川	林上井手用水堰	大田市	温泉津町福光	1.30	14.35	1			自動堰
15	福光川	市井手用水堰	大田市	温泉津町福光	1.50	14.80	1			自動堰

（５）　水防浜田支部

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	岡見川	岡見郷堰	浜田市	三隅町岡見	1.00	12.50	2			手動、松原水利組合

（６）－１　水防益田支部

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	益田川	染羽堰	益田市	大谷町	1.60	26.10	2			梁羽水利組合
2	益田川	大井手堰	益田市	本町	2.00	25.00	2			大井手水利組合
3	沖田川	塩田堰	益田市	赤雁町	1.30	18.10	1			塩田堰水利組合
4	沖田川	原堰	益田市	赤雁町	1.25	14.60	1			原堰水利組合
5	沖田川	駄原堰	益田市	赤雁町	1.75	15.10	1			三反田水利組合
6	波田川	三反田堰	益田市	波田町	0.90	6.50	1			
7	遠田川	西浜堰	益田市	遠田町	1.00	13.00	1			
8	津田川	前田堰	益田市	津田町	1.10	11.00	1			
9	白上川	有福堰	益田市	美濃地町	1.00	16.50	1			
10	多田川	迫山井堰	益田市	常盤町	1.00	12.00	1	益田市 下水道課	0856-31-0323	
11	今市川	神洗場堰	益田市	乙吉町	1.60	1.40	1			中吉田飛地水利組合

（６）－２　水防益田支部(津和野)

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	津和野川	風呂屋井堰	津和野町	鷲原	2.70	32.30	1	風呂屋水利組合		自動堰
2	津和野川	町田堰	津和野町	町田	1.20	34.40	1	津和野土木	0856-72-0511	自動堰
3	高津川	柏谷井堰	吉賀町	田野原	1.32	6.32	1			自動堰
4	高津川	沼田井堰	吉賀町	樋口	1.06	7.36	1	津和野土木	0856-72-0511	自動堰
5	高津川	金色井堰	吉賀町	蔵木	1.27	8.77	1			自動堰
6	高津川	九郎原堰	吉賀町	九郎原	1.25	16.20	1			自動堰
7	高津川	畑詰堰	吉賀町	九郎原	1.60	16.20	1			自動堰

（７）　水防隠岐支部

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	八尾川	八郎堰	隠岐の島町	池田	1.64	26.00	1	隠岐の島町土地改良区	08512-2-1286	自動堰
2	八尾川	龍淵可動堰	隠岐の島町	上西	1.15	17.30	1	雨来水利組合	08512-2-5281	自動堰
3	有木川	有木第一堰	隠岐の島町	有木	1.50	9.60	1	有木一号井堰水利組合	08512-2-5078	自動堰
4	重栖川	中島堰	隠岐の島町	南方	1.30	35.40	1	隠岐の島町土地改良区	08512-5-2369	自動堰
5	重栖川	南方１号堰	隠岐の島町	南方	1.40	33.70	1	隠岐の島町土地改良区	08512-5-2369	自動堰
6	重栖川	南方２号堰	隠岐の島町	南方	1.10	38.20	1	隠岐の島町土地改良区	08512-5-3093	自動堰
7	重栖川	千田堰	隠岐の島町	郡	0.90	20.55	1	千田堰水利組合	08512-5-2289	自動堰
8	重栖川	大森堰	隠岐の島町	郡	1.40	23.20	1	大森堰水利組合	08512-5-2356	自動堰
9	苗代田川	保土堰	隠岐の島町	苗代田	0.60	6.60	1	保地水利組合	08512-5-3102	自動堰
10	那久路川	下山堰	隠岐の島町	小路	1.20	14.00	1	下山頭首工水利組合	08512-5-2323	自動堰
11	代川	宮ノ前堰	隠岐の島町	代	1.00	7.00	1	代地区水利組合	08512-5-2671	自動堰
12	都万川	井島堰	隠岐の島町	都万	1.30	17.00	1	隠岐の島町長	08512-6-2311	自動堰
13	八尾川	西岩風呂取水堰	隠岐の島町	原田	1.10	8.10	1	西岩風呂水利組合	08512-2-5206	自動堰
14	八尾川	中河原堰	隠岐の島町	原田	1.50	10.00	1	中河原水利組合	08512-2-5186	自動堰

第７号表　　（排・取）水門一覧表

（１）－１　水防松江支部

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	境水道	松江市	美保関町森山	樋門	左岸	φ0.60	1	自動	国土交通省	松江市			森山１号排水門
2	境水道	松江市	美保関町森山	樋門	左岸	φ0.70	1	自動	国土交通省	松江市			森山２号排水門
3	境水道	松江市	美保関町森山	樋門	左岸	φ0.60	1	自動	国土交通省	松江市			森山３号排水門
4	境水道	松江市	美保関町森山	樋門	左岸	φ0.70	1	自動	国土交通省	松江市			森山４号排水門
5	境水道	松江市	美保関町森山	樋門	左岸	φ0.80	1	自動	国土交通省	松江市			森山５号排水門
6	境水道	松江市	美保関町森山	樋門	左岸	φ0.80	1	自動	国土交通省	松江市			森山６号排水門
7	中海	松江市	美保関町森山	樋門	左岸	1.8×4.1	1	電動	境港管理組合	松江市			森山地区樋門
8	中海	松江市	美保関町下宇部尾	樋門	左岸	φ700 0.8×0.8	1	手動	松江市				下宇部尾1号排水門
9	中海	松江市	美保関町下宇部尾	樋門	左岸	φ0.80	1	自動	国土交通省	松江市			下宇部尾２号排水門
10	中海	松江市	美保関町下宇部尾	樋門	左岸	φ0.80	1	自動	国土交通省	松江市			下宇部尾３号排水門
11	中海	松江市	美保関町下宇部尾	樋門	左岸	φ0.60	1	自動	国土交通省	松江市			下宇部尾４号排水門
12	中海	松江市	美保関町下宇部尾	樋門	左岸	φ0.9	1	自動	国土交通省	松江市			下宇部尾５号排水門
13	中海	松江市	美保関町下宇部尾	樋門	左岸	φ0.60	1	自動	国土交通省	松江市			下宇部尾６号排水門
14	中海	松江市	美保関町下宇部尾	樋門	左岸	φ0.60	1	自動	国土交通省	松江市			下宇部尾７号排水門
15	中海	松江市	美保関町下宇部尾	樋門	左岸	1.0×1.0	1	自動	国土交通省	松江市			下宇部尾８号排水門
16	中海	松江市	美保関町森山	樋門	左岸	1.00×1.25	1	自動	国土交通省	松江市			下宇部尾９号排水門
17	中海	松江市	美保関町下宇部尾	簡易ゲート	左岸	0.3×0.3	2	手動	松江市				下宇部尾第１簡易ゲート
18	中海	松江市	美保関町下宇部尾	簡易ゲート	左岸	0.3×0.3	2	手動	松江市				下宇部尾第２簡易ゲート
19	中海	松江市	美保関町下宇部尾	水門	左岸	3.15×6.8	1	電動	国土交通省	松江市			万原水門
20	中海	松江市	上宇部尾町	樋門	左岸	1.0×2.0	1	自動	松江市				上宇部尾１号樋門
21	中海	松江市	上宇部尾町	樋門	左岸	1.0×4.0	1	自動	松江市				上宇部尾２号樋門
22	中海	松江市	美保関町森山	簡易ゲート	左岸	φ0.30	1	手動	国土交通省	松江市			森山第２簡易ゲート
23	中海	松江市	美保関町森山	簡易ゲート	左岸	0.4×0.4	1	手動	国土交通省	松江市			森山第１簡易ゲート
24	中海	松江市	八束町波入	樋門		1.0×1.0	1	電動	国土交通省	松江市			八束第１排水門
25	中海	松江市	八束町波入	樋門		1.25×1.25	1	電動	国土交通省	松江市			八束第２排水門
26	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.2×2.3	1	電動	国土交通省	松江市			二子排水門
27	中海	松江市	八束町入江	樋門		1.0×2.1 1.2×1.3	2	電動	国土交通省	松江市			入江第1排水門
28	中海	松江市	八束町入江	樋門		1.4×2.6	1	電動	国土交通省	松江市			入江第2排水門
29	中海	松江市	八束町寺津	樋門		1.0×2.0	1	電動	国土交通省	松江市			中海寺津排水門
30	中海	松江市	八束町江島	樋門		1.55×2.4	1	手動	松江市				三間川排水樋門
31	中海	松江市	八束町江島	樋門		1.3×1.3	1	手動	松江市				四間川排水樋門
32	中海	松江市	八束町江島	樋門		1.2×1.2	1	手動	松江市				塩濱川排水樋門
33	中海	松江市	八束町江島	樋門		1.7×1.0	1	手動	松江市				江島第２号排水樋門
34	中海	松江市	手角町	樋門	左岸			自動	松江市				手角排水門（134）
35	中海	松江市	手角町	樋門	左岸	φ0.70	1	自動	国土交通省	松江市			手角１号排水門
36	中海	松江市	手角町	樋門	左岸	1.0×1.0	1	自動	国土交通省	松江市			手角２号排水門
37	中海	松江市	手角町	樋門	左岸	1.9×2.0	1	電動	国土交通省	松江市			手角３号排水門
38	中海	松江市	長海町	樋門	左岸	1.9×1.1	1	自動	松江市				長海１号樋門
39	中海	松江市	長海町	樋門	左岸	φ0.60	1	手動	松江市				長海２号樋門
40	中海	松江市	野原町	樋門	左岸	1.7×5.0	1	電動	国土交通省	松江市			野原川排水門
41	中海	松江市	野原町	樋門	左岸	1.0×1.0	1	自動	松江市				野原第２排水門
42	中海	松江市	本庄町	樋門	左岸	2.0×2.0	1	電動	国土交通省	松江市			本庄南排水門
43	中海	松江市	上本庄町及び新庄町	樋門	左岸	2.7×5.5	2	電動	国土交通省	松江市			本庄川排水門
44	中海	松江市	新庄町	樋門	左岸	2.3×4.0	1	電動	国土交通省	松江市			平地川排水門
45	中海	松江市	新庄町	樋門	左岸	2.4×6.5	2	電動	国土交通省	松江市			南川排水門
46	中海	松江市	邑生町	樋門	左岸	2.3×6.5	1	電動	国土交通省	松江市			枕木川排水門
47	中海	松江市	大海崎町	樋門	左岸	φ0.5	1	手動	国土交通省	松江市			大海崎排水樋管
48	中海	松江市	大海崎町	樋門	左岸	1.0×1.0	1	電動	国土交通省	松江市			大海崎排水門
49	中海	松江市	大井町	樋門	左岸	2.75×3.00	1	電動	国土交通省	松江市			大井第２排水門

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
50	中海	松江市	大井町	樋門	左岸	2.75×3.00	1	電動	国土交通省	松江市			大井中溝川排水門
51	中海	松江市	大井町	樋門	左岸	1.5×1.5	2	電動	国土交通省	松江市			大井川排水門
52	中海	松江市	意宇町	樋門	右岸	1.7×3.1	2	手動	松江市上下水道局				西部承水路樋門
53	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸	1.5×1.5	1	手動	松江市上下水道局				藪中排水樋門
54	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸	1.0×1.0	1	電動	国土交通省	松江市			意東港排水門
55	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸	1.5×1.25	1	電動	国土交通省	松江市			大東排水門
56	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸	1.25×1.00	1	電動	国土交通省	松江市			大東第２排水門
57	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸	1.25×1.00	1	電動	国土交通省	松江市			松原第１排水門
58	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸	1.0×1.0	1	電動	国土交通省	松江市			松原第２排水門
59	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	1.5×1.5	1	電動	国土交通省	松江市			揖屋10号排水門
60	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	1.5×1.75	1	電動	国土交通省	松江市			揖屋９号排水門
61	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	1.5×1.5	1	電動	国土交通省	松江市			揖屋８号排水門
62	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	1.5×2.25	1	電動	国土交通省	松江市			揖屋７号排水門
63	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	2.5×2.5	2	手動	松江市上下水道局				揖屋１号排水樋門
64	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	1.75×2.75	1	手動	松江市上下水道局				揖屋２号排水樋門
65	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	2.25×3.0	2	電動	松江市上下水道局				揖屋３号排水樋門
66	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	1.5×2.0	1	手動	松江市上下水道局				揖屋４号排水樋門
67	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	1.0×1.0	1	手動	松江市上下水道局				揖屋５号排水樋門
68	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	1.25×1.25	1	手動	松江市上下水道局				揖屋６号排水樋門
69	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	1.7×2.0	1	電動	松江市上下水道局				承水路連結水路樋門
70	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	0.73×0.66	1	手動	松江市				崎田１号排水樋門
71	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸		2	自動	松江市上下水道局				１８号樋門
72	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸		2	自動	松江市上下水道局				１９号樋門
73	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸		2	自動	松江市上下水道局				２０号樋門
74	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	1.9×1.8	2	電動	松江市上下水道局				大木川排水樋門
75	大橋川	松江市	福富町	樋門	左岸	1.56×2.15	1	手動	松江市土地改良区	松江市			大井排水樋門
76	大橋川	松江市	西尾町	樋門	左岸	2.2×2.9	1	手動	松江市土地改良区	松江市			大庄屋樋門
77	大橋川	松江市	竹矢町	樋門	右岸	0.6×0.6	1	手動	松江市		松江市河川課	0852－55－5355	手間第２号樋門
78	大橋川	松江市	竹矢町	樋門	右岸	0.8×0.8	1	手動	松江市		松江市河川課	0852－55－5355	手間第１号樋門
79	大橋川	松江市	学園南一丁目	水門	左岸	3.2×12.0	1	電動	国土交通省	松江市			上迫子川水門
80	大橋川	松江市	向島町	水門	左岸	3.4×3.9	2	電動	国土交通省	松江市			向島川排水門
81	大橋川	松江市	馬潟町	樋門	右岸	φ1.0	1	手動	国土交通省	松江市			馬潟第３号排水門
82	大橋川	松江市	馬潟町	樋門	右岸	φ1.0	1	手動	国土交通省	松江市			馬潟第２号排水門
83	大橋川	松江市	八幡町	樋門	右岸	φ1.0	1	手動	国土交通省	松江市			馬潟第１号排水門
84	大橋川	松江市	東津田町	樋門	右岸	1.0×1.0	1	手動	国土交通省	松江市			大橋川第２排水門
85	大橋川	松江市	東津田町	樋門	右岸	1.25×1.5	1	手動	国土交通省	松江市			大橋川第１排水門
86	大橋川	松江市	東朝日町	樋門	右岸	φ0.8	1	手動	国土交通省	松江市			東朝日町４号排水門
87	大橋川	松江市	東朝日町	樋門	右岸	φ0.8	1	手動	国土交通省	松江市			東朝日町３号排水門
88	大橋川	松江市	東朝日町	樋門	右岸	φ0.8	1	手動	国土交通省	松江市			東朝日町２号排水門
89	大橋川	松江市	東朝日町	樋門	右岸	φ0.8	1	手動	国土交通省	松江市			東朝日町１号排水門
90	大橋川	松江市	西川津町	樋門	右岸	2.6×3.0	1	手動	松江市土地改良区	松江市			手古川樋門
91	宍道湖	松江市	末次町	樋門	左岸	2.2×6.0	1	電動	国土交通省	松江市			末次ポンプ場1号排水門
92	宍道湖	松江市	末次町	樋門	左岸	2.0×2.0	2	電動	国土交通省	松江市			末次ポンプ場2号排水門
93	宍道湖	松江市	末次町	樋門	左岸	2.1×5.0	2	電動	国土交通省	松江市			末次ポンプ場3号排水門
94	宍道湖	松江市	末次町	樋門	左岸	2.5×4.0	1	電動	国土交通省	松江市			末次ポンプ場4号排水門
95	宍道湖	松江市	袖師町	水門	右岸	3.5×16.4	2	電動	国土交通省	松江市			天神川水門
96	宍道湖	松江市	西嫁島２丁目	樋門	右岸	1.5×1.1	1	手動	松江市上下水道局		松江市河川課	0852-55-5355	嫁島１号樋門
97	宍道湖	松江市	西嫁島２丁目	樋門	右岸	1.1×1.1	1	手動	松江市		松江市河川課	0852-55-5355	嫁島２号樋門
98	宍道湖	松江市	嫁島町	樋門	右岸	1.1×1.1	1	手動	松江市		松江市河川課	0852-55-5355	嫁島３号樋門
99	宍道湖	松江市	袖師町	樋門	右岸	1.1×1.1	1	手動	松江市		松江市河川課	0852-55-5355	嫁島４号樋門
100	宍道湖	松江市	袖師町	樋門	右岸	1.0×2.0	1	手動	松江市上下水道局		松江市河川課	0852-55-5355	嫁島５号樋門

番号	河川名	位置		種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
		市町村	大字等										
101	宍道湖	松江市	西浜佐陀町	樋門	左岸	φ1.0	1	電動	国土交通省	松江市			西浜佐陀排水門
102	宍道湖	松江市	西浜佐陀町	樋門	左岸	1.25×1.25	1	電動	国土交通省	松江市			寺津排水門
103	宍道湖	松江市	東長江町	樋門	左岸	2.3×3.0	3	電動	松江市土地改良区	松江市			長江干拓西排水樋門
104	宍道湖	松江市	打出町	樋門	左岸	2.5×3.0	1	手動	松江市土地改良区	松江市			長江干拓東排水樋門
105	宍道湖	松江市	宍道町昭和新田	樋門	右岸		1	手動	松江市土地改良区	松江市			宍道干拓排水樋門
106	八幡川	松江市	八幡町	水門		1.2×1.6	3	電動	八幡水利組合	松江市			八幡１号水門
107	八幡川	松江市	八幡町	水門		1.1×1.6	2	電動	八幡水利組合	松江市			八幡２号水門
108	朝酌川	松江市	西尾町	水門		2.5×15.4	2	電動	松江市土地改良区	松江市			手貝水門
109	朝酌川	松江市	西尾町	水門		2.5×2.5	6	電動	松江市土地改良区	松江市			手貝水門
110	朝酌川	松江市	学園2丁目	樋門	右岸	2.4×2.3	1	手動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	朝酌川5号樋門
111	朝酌川	松江市	西川津町	樋門	左岸	3.2×2.1	1	手動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	朝酌川4号樋門
112	朝酌川	松江市	西川津町	樋門	左岸	1.0×1.0	1	手動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	朝酌川2号樋門
113	朝酌川	松江市	西川津町	樋門	左岸	2.1×2.1	1	手動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	朝酌川3号樋門
114	朝酌川	松江市	西川津町	樋門	左岸	1.75×2.0	1	手動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	朝酌川1号樋門
115	北田川	松江市	学園1丁目	水門		4.1×7.6	3	電動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	北田川水門
116	北田川	松江市	北田町	樋門	右岸	1.05×1.1	1	手動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	北田川樋門
117	京橋川	松江市	西川津町	樋門	右岸	2.9×3.6	1	電動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	京橋川2号(上流)樋門
118	京橋川	松江市	西川津町	樋門	右岸	1.0×1.0	1	電動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	京橋川1号(下流)樋門
119	京橋川	松江市	西川津町	水門		4.1×7.0	3	電動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	京橋川水門
120	比津川	松江市	黒田町	水門		1.55×8.0	1	電動	島根県	松江市	松江市河川課	0852-55-5355	比津川水門
121	上追子川	松江市	向島町	水門		3.3×14.5	3	電動	松江市		松江市河川課	0852-55-5355	上追子水門
122	古曽志川	松江市	古曽志町	樋門	左岸	1.0×1.1	1	手動	松江市土地改良区	松江市			古曽志排水樋門
123	佐陀川	松江市	浜佐田町	樋門	右岸	2.2×2.0	8	電動	松江市土地改良区	松江市			東排水樋門
124	佐陀川	松江市	西浜佐陀町	樋門	左岸	2.2×2.0	6	電動	松江市土地改良区	松江市			西排水樋門
125	中海	松江市	八束町江島	樋門		1.0×1.0	1	電動	国土交通省	松江市			江島排水門
126	講武川	松江市	鹿島町北講武	樋門	右岸	1.65×2.7	2	電動	松江市土地改良区	松江市			湯戸放流樋門
127	宍道湖	松江市	堂形町	樋門	左岸	1.5×1.5	1	手動	松江市上下水道局		松江市河川課	0852-55-5355	堂形雨水幹線樋門
128	山居川	松江市	嫁島町	樋門	右岸	1.5×1.5	1	手動	松江市上下水道局		松江市河川課	0852-55-5355	嫁島１号制水門
129	山居川	松江市	嫁島町	樋門	右岸	1.5×1.5	1	電動	松江市上下水道局		松江市河川課	0852-55-5355	嫁島２号制水門
130	山居川	松江市	嫁島町	樋門	左岸	1.2×1.2	1	電動	松江市上下水道局		松江市河川課	0852-55-5355	嫁島３号制水門
131	山居川	松江市	嫁島町	樋門	左岸	1.2×1.2	1	電動	松江市上下水道局		松江市河川課	0852-55-5355	嫁島４号制水門
132	山居川	松江市	浜乃木６丁目	樋門	左岸	2.6×2.0	1	手動	松江市上下水道局		松江市河川課	0852-55-5355	奥山排水樋門
133	中海	松江市	八束町江島	樋門		1.0×1.0	1	電動	国土交通省	松江市			江島３号排水門
134	中川	松江市	黒田町	樋門	左岸	1.47×3.2	1	電動	島根県	松江市			中川樋門
135	天神川	松江市	寺町	樋門	左岸	1.15×1.5	1	自動	島根県	松江市			作橋樋門
136	向島川	松江市	向島町	水門		2.77×2.57	1	電動	松江市土地改良区	松江市			向島水門
137	桜川	松江市	黒田町	水門		0.85×3.0	1	電動	松江市				桜川水門
138	砂子川	松江市	砂子町	水門		1.55×3.6	1	電動	松江市				砂子水門
139	雨水渠	松江市	西嫁島２丁目	樋門		1.5×1.5	1	手動	松江市上下水道局				嫁島１－２号樋門
140	雨水渠	松江市	西嫁島２丁目	樋門		1.8×1.8	1	電動	松江市上下水道局				嫁島５号制水門
141	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸	φ0.2	1	自動	松江市				下意東排水門(672号)
142	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸	0.8×0.8	1	自動	松江市				下意東排水門(673-1号)
143	中海	松江市	東出雲町下意東	樋門	右岸	0.8×0.8	1	自動	松江市				下意東排水門(676-1号)
144	中海	松江市	東出雲町揖屋	樋門	右岸	φ0.15	1	自動	松江市				崎田１号排水樋管
145	中海	松江市	八束町入江	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				入江第１樋管
146	中海	松江市	八束町入江	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				入江第２樋管
147	中海	松江市	八束町入江	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				入江第３樋管
148	中海	松江市	八束町入江	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				入江第４樋管
149	中海	松江市	八束町入江	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				入江第５樋管
150	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.0×1.7	1	自動	松江市				入江第６樋管
151	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.0×1.2	1	自動	松江市				二子第１樋管

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
152	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				二子第２樋管
153	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				二子第３樋管
154	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				二子第４樋管
155	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				二子第５樋管
156	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				二子第６樋管
157	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				二子第７樋管
158	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				二子第８樋管
159	中海	松江市	八束町二子	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				二子第９樋管
160	中海	松江市	八束町寺津	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				亀尻第１樋管
161	中海	松江市	八束町亀尻	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				亀尻第２樋管
162	中海	松江市	八束町亀尻	樋門		1.0×1.5	1	自動	松江市				亀尻第３樋管
163	中海	松江市	八束町亀尻	樋門		1.0×1.3	1	自動	松江市				亀尻第４樋管
164	中海	松江市	八束町馬渡	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				馬渡第１樋管
165	中海	松江市	八束町馬渡	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				馬渡第２樋管
166	中海	松江市	八束町江島	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				江島第１樋管
167	中海	松江市	八束町江島	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				江島第２樋管
168	中海	松江市	八束町江島	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				江島第３樋管
169	中海	松江市	八束町江島	樋門		1.0×1.0	1	自動	松江市				江島第４樋管
170	中海	松江市	八束町江島	樋門		0.7×0.8	1	自動	松江市				江島４号排水門
171	大橋川	松江市	伊勢宮町	樋門	右岸		1	自動	松江市				朝日地区排水門(184)
172	大橋川	松江市	和多見町	樋門	右岸		1	自動	松江市				朝日地区排水門(188)
173	大橋川	松江市	東朝日町	樋門	右岸	φ0.3	1	自動	松江市				朝日地区排水門(174)
174	大橋川	松江市	伊勢宮町	樋門	右岸	φ0.4	1	自動	松江市				朝日地区排水門(175)
175	大橋川	松江市	伊勢宮町	樋門	右岸	φ0.3	1	自動	松江市				朝日地区排水門(176)
176	大橋川	松江市	伊勢宮町	樋門	右岸	φ0.4	1	自動	松江市				朝日地区排水門(177)
177	大橋川	松江市	和多見町	樋門	右岸	φ0.4	1	自動	松江市				朝日地区排水門(191)
178	大橋川	松江市	八間屋町	樋門	右岸	φ0.3	1	自動	松江市				朝日地区排水門(193)
179	大橋川	松江市	福富町	樋門	左岸	2.6×1.4	1	自動	松江市				福富第１号排水門
180	大橋川	松江市	福富町	樋門	左岸	2.4×1.0	1	自動	松江市				福富第２号排水門
181	大橋川	松江市	馬潟町	樋門	右岸	1.2×1.2	1	自動	松江市上下水道局				馬潟第４号排水樋門
182	大橋川	松江市	馬潟町	樋門	右岸	1.8×1.8	1	自動	松江市上下水道局				馬潟第５号排水樋門
183	大橋川	松江市	馬潟町	樋門	右岸	1.0×1.0	1	自動	松江市上下水道局				馬潟第６号排水樋門
184	古曽志川	松江市	西浜佐陀町	樋門	左岸	2.4×2.2	1	手動	松江市土地改良区	松江市			建川樋門
185	古曽志川	松江市	西浜佐陀町	樋門		2.4×3.0	4	手動	松江市土地改良区	松江市			大間川樋門

（１）－２　水防松江支部(広瀬)

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	中海	安来市	島田町	樋門	右岸	φ0.60	1	手動	国土交通省	安来市			安来10号排水桶管
2	中海	安来市	島田町	樋門	右岸	φ0.60	1	手動	国土交通省	安来市			安来６号排水桶管
3	中海	安来市	島田町	樋門	右岸	2.00×2.00	2	電動	国土交通省	安来市			安来２号排水門
4	中海	安来市	島田町	樋門	右岸	1.75×2.00	2	電動	国土交通省	安来市			安来１号排水門
5	中海	安来市	新十神町	樋門	右岸		2	手動	安来市				新十神第１排水樋門
6	中海	安来市	新十神町	樋門	右岸		2	手動	安来市				新十神第２排水樋門
7	中海	安来市	亀島町	樋門	右岸	1.5×3.9	1	電動	国土交通省	安来市			安来港第１排水門
8	中海	安来市	亀島町	樋門	右岸	1.5×5.3	1	電動	国土交通省	安来市			安来港第２排水門
9	中海	安来市	飯島町	樋門	右岸	1.50×1.75	1	電動	国土交通省	安来市			飯島排水門
10	中海	安来市	東赤江町	樋門	右岸	1.75×2.00	1	電動	国土交通省	安来市			福井中川排水門
11	中海	安来市	東赤江町	樋門	右岸	1.25×1.25	1	電動	国土交通省	安来市			福井三間川排水門

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
12	中海	安来市	東赤江町	樋門	右岸	1.00×1.25	1	電動	国土交通省	安来市			福井松浦新田排水門
13	中海	安来市	東赤江町	樋門	右岸	1.25×1.00	1	電動	国土交通省	安来市			福井後川排水門
14	中海	安来市	東赤江町	樋門	右岸	1.75×3.50	2	電動	国土交通省	安来市			別石灘排水門
15	中海	安来市	東赤江町	樋門	右岸	1.75×2.00	1	電動	国土交通省	安来市			別石役場排水門
16	中海	安来市	東赤江町	樋門	右岸	1.75×2.00	1	電動	国土交通省	安来市			松崎排水門
17	中海	安来市	赤江町	樋門	右岸	1.00×1.25	1	電動	国土交通省	安来市			赤江排水門
18	中海	安来市	赤江町	樋門	右岸	2.5×2.0	1	電動	国土交通省	安来市			遠藤川排水門
19	中海	安来市	赤江町	樋門	右岸	2.5×2.0	1	電動	国土交通省	安来市			宮須排水門
20	中海	安来市	黒井田町	樋門	右岸		1		安来市				排水樋門
21	中海	安来市	上荒島町	樋門	右岸		1		安来市				乙井排水樋門
22	中海	安来市	荒島町	樋門	右岸	1.5×1.0	1	電動	国土交通省	安来市			論田第５排水門
23	中海	安来市	荒島町	樋門	右岸	φ0.80	1	電動	国土交通省	安来市			論田第４排水門
24	中海	安来市	荒島町	樋門	右岸	φ0.80	1	電動	国土交通省	安来市			論田第３排水門
25	中海	安来市	荒島町	樋門	右岸	φ0.80	1	電動	国土交通省	安来市			論田第２排水門
26	中海	安来市	荒島町	樋門	右岸	φ0.80	1	電動	国土交通省	安来市			論田第１排水門
27	中海	安来市	荒島町	樋門	右岸	φ1.00	1	電動	国土交通省	安来市			荒島５号排水門
28	中海	安来市	荒島町	樋門	右岸	1.0×1.0	1	電動	国土交通省	安来市			荒島４号排水門
29	中海	安来市	荒島町	樋門	右岸	1.5×2.0	1	電動	国土交通省	安来市			荒島２号排水門
30	中海	安来市	荒島町	樋門	右岸	φ0.70	1	電動	国土交通省	安来市			荒島１号排水門
31	伯太川	安来市	清瀬町	樋門	左岸	2.20×1.50	1	手動	若宮樋掛り水利組合				天の前150m上
32	伯太川	安来市	清井町	樋門	左岸	2.70×0.85	1	手動	宇賀荘水利組合				清瀬橋 50m下
33	伯太川	安来市	伯太町西母里	水門	左岸	6.50×8.50	1	手動	安来市土地改良区				
34	伯太川	安来市	伯太町西母里	水門	左岸	1.90×2.80	1	手動	安来市土地改良区				
35	伯太川	安来市	伯太町西母里	樋門	左岸	3.20×2.45	2	手動	安来市土地改良区				
36	伯太川	安来市	伯太町井尻	樋門	右岸	3.90×2.20	1	手動	平松水利組合				
37	安田川	安来市	清瀬町	樋門	右岸	8.40×3.60	1	手動	安来市	堂の前樋掛り水利組合			堂の前用水門
38	安田川	安来市	伯太町安田中	樋門	右岸	1.20×1.20	1	手動	安田中灌漑排水組合				排水
39	安田川	安来市	伯太町安田中	樋門		1.50×1.37	1	手動	島根県	安来市			安田第３号排水樋門
40	安田川	安来市	伯太町安田中	樋門		1.00×1.00	1	手動	島根県	安来市			安田第４号排水樋門
41	卯月川	安来市	伯太町西母里	樋門	左岸	3.00×2.00	1	手動	西市水利組合				西市用水樋門
42	吉田川	安来市	安来町	水門		6.70×4.20	1	電動	飯島大水門水利組合				飯田大水門
43	吉田川	安来市	鳥木町	樋門	右岸	2.10×1.20	1	手動	鳥木町内会				掛田尻堰
44	吉田川	安来市	鳥木町	水門		1.52×8.90	1	電動	安来市	鳥木町内会			鳥木水門
45	吉田川	安来市	下吉田町	樋門	左岸	1.85×2.60	1	手動	柿谷町内会				新井手水門
46	吉田川	安来市	折坂町	水門		3.85×7.30	1	手動	折坂用水組合				一本松頭首工
47	吉田川	安来市	野方町	水門		4.45×8.30	1	手動	高樋水門灌漑組合				
48	吉田川	安来市	赤碕町	樋門	右岸	2.50×1.10	1	手動	島根県	安来市			赤碕排水樋門
49	吉田川	安来市	切川町	樋門	左岸	3.25×2.00	1	手動	東切川町内会				
50	吉田川	安来市	切川町	樋門	左岸	2.65×1.30	1	手動	新井田組合				大井堰水門
51	飯梨川	安来市	広瀬町広瀬	樋門	左岸	2.00×2.50	1	電動	安来市				富田頭首工
52	飯梨川	安来市	矢田町	樋門	右岸	3.65×1.60	1	手動	東割灌漑組合				矢田槌取水口
53	飯梨川	安来市	中津町	樋門	右岸	2.10×2.10	1	手動	切川樋飯島川灌漑組合				切川樋取水口
54	飯梨川	安来市	西松井町	樋門	右岸	26.0×1.20	1	手動	西松井用水灌漑組合				
55	飯梨川	安来市	中津町	樋門	左岸	4.00×1.40	1	手動	赤江樋管掛り灌漑組合				赤江樋取水口
56	飯梨川	安来市	今津町	樋門	右岸	3.60×1.20	1	手動	飯島樋掛り水利組合				飯島樋取水口
57	飯梨川	安来市	下坂田町	樋門	右岸	5.95×1.20	1	手動	福井樋掛り水利組合				福井樋取水口
58	飯梨川	安来市	東赤江町	樋門	右岸	5.55×1.20	1	手動	別石樋掛り水利組合				別石樋取水口
59	田頼川	安来市	西赤江町	樋門	左岸		1	手動	上荒島水利組合				安来三中裏
60	田頼川	安来市	西赤江町	樋門	右岸		1	手動	越前水利組合				安来三中対岸
61	田頼川	安来市	田頼町	水門	左岸		1	手動	田頼用水灌漑組合				田中前橋上
62	田頼川	安来市	西松井町	水門			2	手動	西中津用水組合				池田酒店上

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
63	田頼川	安来市	西中津町	水門			1	手動	中津用水組合				池田酒店上
64	田頼川	安来市	上坂田町	水門			1	手動	庄夫水路組合				赤砂川合流点
65	久白川	安来市	荒島町	水門		1.60×7.84	1	手動	江川用水灌漑組合				江川水門
66	久白川	安来市	荒島町	樋門	右岸	1.55×1.13	1	手動	島根県	安来市			荒島３号排水樋門
67	道尻川	安来市	沢町	樋門	左岸	1.40×1.07	1	手動	島根県	安来市			沢排水樋門
68	中海	安来市	赤江町	樋門	右岸	1.25×2.00	1	電動	国土交通省	安来市			中島川排水門
69	中海	安来市	赤江町	水門	右岸	9.0×5.0	2	電動	国土交通省	安来市			三間川水門
70	木戸川	安来市	安来町	樋門		1.1×1.9	1	手動	安来市				

（２）－１　水防雲南支部

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	斐伊川	雲南市	加茂町三代	樋門	右岸	2.00×1.50	1	手動	山根樋水利組合				山根樋門
2	斐伊川	雲南市	三刀屋町伊萱	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	雲南市土地改良区				伊萱樋門
3	斐伊川	雲南市	三刀屋町給下	樋門	左岸	2.00×1.75	1	電動	国土交通省	雲南市			給下排水門
4	斐伊川	雲南市	木次町里方	樋門	右岸	5.0×4.0	2	電動	国土交通省	雲南市			請川排水門
5	斐伊川	雲南市	三刀屋町伊萱	樋門	左岸	2.60×4.60	3	電動	国土交通省	雲南市			寺谷川排水門
6	斐伊川	雲南市	木次町西日登	水門	右岸	3.49×2.70	1	電動	中国電力(株)				逆調整池放流門
7	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	3.70×4.00	2	電動	島根県	雲南市			奥田川樋門
8	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	3.60×3.60	2	電動	島根県	雲南市			奥田川樋門予備ゲート
9	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	4.30×2.50	1	電動	島根県	雲南市			奥田川放水路樋門
10	赤川	雲南市	加茂町神原	排水機場	左岸	130ps	2	電動	島根県	雲南市			奥田川排水機施設
11	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	右岸	3.80×5.00	2	ｴﾝｼﾞﾝ	島根県	雲南市			大竹川樋門
12	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	3.20×3.40	1	電動	島根県	雲南市			鳴滝川放水路菅代樋門
13	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	3.20×3.40	1	電動	島根県	雲南市			仝上予備ゲート
14	赤川	雲南市	加茂町大竹	樋門	右岸	0.80×0.80	1	手動	島根県	雲南市			堂の前川排水機施設放水路樋門
15	赤川	雲南市	加茂町大竹	樋門	左岸	1.20×2.50	1	手動	島根県	雲南市			中井出川樋門
16	赤川	雲南市	加茂町大竹	排水機場	右岸	130ps	2	電動	島根県	雲南市			堂の前川排水機施設
17	赤川	雲南市	加茂町延野	樋門	右岸	3.30×5.25	4	電動	島根県	雲南市			中村川大樋門
18	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	島根県	雲南市			久保樋門
19	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	雲南市			久保樋門予備ゲート
20	赤川	雲南市	加茂町加茂中	樋門	右岸	1.50×2.501.50×1.50	2	手動	島根県	雲南市			内原川排水機施設放水路樋門
21	赤川	雲南市	加茂町加茂中	樋門	左岸	2.10×3.40	2	電動	島根県	雲南市			内原川排水機場樋門
22	赤川	雲南市	加茂町加茂中	排水機場	右岸	130ps，65ps	2	電動	島根県	雲南市			内原川排水機施設
23	赤川	雲南市	加茂町宇治	樋門	左岸	3.50×3.50	3	電動	島根県	雲南市			金川樋門
24	赤川	雲南市	加茂町加茂中	樋門	右岸	2.20×2.75	2	電動	島根県	雲南市			町上樋門
25	赤川	雲南市	加茂町近松	樋門	左岸	3.00×3.00	1	電動	島根県	雲南市			南大西樋門
26	赤川	雲南市	加茂町近松	樋門	左岸	2.25×2.00	1	手動	島根県	雲南市			論田樋門
27	赤川	雲南市	大東町前原	樋門	右岸	2.50×3.00	1	電動	島根県	雲南市			仁和寺川樋門
28	赤川	雲南市	大東町養賀	樋門	左岸	0.60×0.60	1	手動	島根県	雲南市			養賀原樋門
29	赤川	雲南市	大東町養賀	樋門	右岸	1.75×2.50	1	電動	島根県	雲南市			大多和川樋門
30	赤川	雲南市	大東町大東下分	樋門	右岸	1.25×1.25	1	手動	島根県	雲南市			横町樋門
31	赤川	雲南市	大東町大東下分	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	島根県	雲南市			清水川樋門
32	赤川	雲南市	大東町飯田	樋門	左岸	2.25×2.50	1	電動	島根県	雲南市			北の前樋門
33	赤川	雲南市	大東町飯田	樋門	左岸	2.25×2.25	1	手動	島根県	雲南市			駅前樋門
34	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	右岸	1.80×2.50	1	電動	島根県	雲南市			越戸川樋門
35	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	左岸	1.50×1.00	1	手動	島根県	雲南市			西町樋門
36	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	右岸	1.00×1.00	各1	手動電動	島根県	雲南市			古城樋門
37	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	左岸	1.50×1.50	各1	手動電動	島根県	雲南市			大木原樋門
38	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	左岸	1.50×1.50	各1	手動電動	島根県	雲南市			神田樋門
39	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	左岸	1.25×1.35	1	手動	島根県	雲南市			本町樋門
40	赤川	雲南市	大東町大東下分	樋門	右岸	1.25×1.25	1	手動	島根県	雲南市			稲荷前樋門
41	奥田川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	雲南市			段部川樋門

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
42	奥田川	雲南市	加茂町神原	樋門	右岸	1.70×4.42	1	電動	島根県	雲南市			草枕樋門
43	奥田川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	雲南市			高見樋門
44	鳴滝川	雲南市	加茂町神原	樋門		3.20×3.40	1	電動	島根県	雲南市			菅代第２樋門
45	大竹川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	1.60×3.00	1	電動	島根県	雲南市			大廻樋門
46	堂の前川	雲南市	加茂町大竹	樋門		1.60×3.00	1	手動	島根県	雲南市			二貫田樋門
47	堂の前川	雲南市	加茂町大竹	樋門		1.60×3.00	1	手動	島根県	雲南市			山崎樋門
48	中村川	雲南市	加茂町宇治	樋門	左岸	1.30×2.20	2	電動	島根県	雲南市			内原川樋門
49	中村川	雲南市	加茂町宇治	樋門	右岸	1.50×2.65,1.50×1.50	2	電動	島根県	雲南市			大崎川樋門
50	中村川	雲南市	加茂町宇治	樋門	右岸	1.25×1.80	1	手動	島根県	雲南市			古川樋門
51	中村川	雲南市	加茂町加茂中	樋門	右岸	1.60×1.50	1	手動	島根県	雲南市			三月田樋門
52	内原川	雲南市	加茂町加茂中	樋門		1.60×1.78	2	電動	島根県	雲南市			板見堂樋門
53	内原川	雲南市	加茂町加茂中	樋門		1.60×3.00	1	電動	島根県	雲南市			山居樋門
54	宇治川	雲南市	加茂町宇治	樋門		1.40×1.40	1	手動	雲南市				金川逆流水防止樋門
55	北大西川	雲南市	大東町仁和寺	樋門		径0.60	1	手動	島根県	雲南市			下開地樋門
56	幡屋川	雲南市	大東町仁和寺	樋門	左岸	1.00×1.00	2	手動	島根県	雲南市			下原口樋門(予備ゲート有)
57	佐世川	雲南市	加茂町立原	樋門	右岸	2.00×2.25	1	手動	島根県	雲南市			以后田樋門
58	山田川	雲南市	大東町大東下分	樋門	左岸	1.75×1.75	1	手動	島根県	雲南市			岩熊樋門
59	案内川	雲南市	木次町里方	樋門	右岸	0.70×0.75	1	手動	雲南市		雲南市木次総合センター	0854－40－1080	大新田樋門
60	三刀屋川	雲南市	三刀屋町下熊谷	樋門	右岸	1.80×1.80	2	電動	島根県	雲南市			下熊谷樋門
61	三刀屋川	雲南市	三刀屋町三刀屋	樋門	右岸	2.30.×4.50	2	電動	島根県	雲南市			三谷川樋門
62	三刀屋川	雲南市	三刀屋町三刀屋	樋門	右岸	2.60×3.05	2	電動	島根県	雲南市			滝谷川第１樋門
63	三刀屋川	雲南市	三刀屋町三刀屋	樋門	右岸	2.80×3.04	1	電動	島根県	雲南市			滝谷川第２樋門
64	古城川	雲南市	三刀屋町古城	樋門	左岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	雲南市			古城川樋門
65	滝谷川	雲南市	三刀屋町三刀屋	樋門	右岸	1.00×2.00	1	手動	島根県	雲南市			椎ノ木谷川樋門
66	滝谷川	雲南市	三刀屋町三刀屋	樋門	左岸	径0.60	1	手動	島根県	雲南市			滝谷川第３樋門
67	久野川	雲南市	木次町新市	樋門	左岸	1.40×1.50	1	手動	島根県	雲南市			新市樋門
68	久野川	雲南市	木次町木次	樋門	左岸	1.70×2.75	1	ｴﾝｼﾞﾝ	島根県	雲南市			土手荒神樋門
69	斐伊川	雲南市	木次町木次	樋門	右岸	2.60×3.50	1	手動	雲南市				村方樋門

（２）－２　水防雲南支部(仁多)

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	斐伊川	奥出雲町	横田	樋門	左岸	1.60×1.15	1	手動	奥出雲町		水道課	0854-52-2676	
~~2~~	~~斐伊川~~	~~奥出雲町~~	~~横田~~	~~樋門~~	~~右岸~~	~~0.60×0.75~~	~~1~~	~~手動~~	~~島根県~~	奥出雲町			
2	大馬木川	奥出雲町	大馬木	樋門	右岸	0.65×0.69	1	手動	奥出雲町土地改良区				第４工区取水樋管工

（３）　水防出雲支部

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	宍道湖	出雲市	斐川町荘原	樋門	右岸	2.09×2.75	1	電動	出雲市				荘原新田下排水樋門
2	宍道湖	出雲市	斐川町荘原	樋門	右岸	3.00×3.00	1	電動	出雲市				新川中央排水樋門
3	宍道湖	出雲市	斐川町三分市	樋門	右岸	2.50×2.75	1	電動	出雲市				新三分市排水樋門
4	宍道湖	出雲市	斐川町坂田	樋門	右岸	1.57×1.65	1	電動	出雲市				新左岸排水樋門
5	宍道湖	出雲市	出島町	樋門	左岸	0.60×1.50	1	手動	出雲市	出雲市			出島排水機場附帯樋門
6	宍道湖	出雲市	灘分町	樋門	左岸	2.8×2.6	2	電動	国土交通省	出雲市			論田川河口排水門
7	宍道湖	出雲市	園町	樋門	左岸	2.3×2.00	3	電動	出雲市	宍道湖西岸土地改良区			北船川排水樋門
8	宍道湖	出雲市	鹿園寺町	樋門	左岸	1.0×1.0	1	電動	国土交通省	出雲市			鹿園寺第１排水門
9	宍道湖	出雲市	鹿園寺町	樋門	左岸	1.0×1.0	1	電動	国土交通省	出雲市			鹿園寺第２排水門

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
10	斐伊川	出雲市	斐川町阿宮	樋門	右岸	2.60×5.55	2	電動	国土交通省	出雲市			下阿宮排水門
11	斐伊川	出雲市	斐川町阿宮	樋門	右岸	3.2×4.9	2	電動	国土交通省	出雲市			海崎排水門
12	斐伊川	出雲市	上島町	樋門	左岸	3.00×3.10	1	手動	出雲市				上島統合樋門
13	斐伊川	出雲市	斐川町阿宮	樋門	右岸	1.50×2.50	1	手動	出雲市				下阿宮樋門
14	斐伊川	出雲市	斐川町出西	樋門	右岸	2.80×2.70	1	電動	出雲市				出西岩樋門
15	斐伊川	出雲市	斐川町出西	樋門	右岸	1.60×1.60	2	電動	出雲市				右岸頭首工
16	斐伊川	出雲市	大津町	樋門	左岸	2.4×4.8	2	電動	国土交通省	出雲市			宇那手川1号排水門
17	斐伊川	出雲市	大津町	水門		1.75×2.10		電動		出雲市			居越水門
18	斐伊川	出雲市	大津町	樋門	左岸	2.40×3.60	2	電動		出雲市			来原岩樋門
19	斐伊川	出雲市	大津町	樋門	左岸	径　800	1	電動	出雲市				畑田樋門
20	斐伊川	出雲市	大津町	樋門	左岸	0.62×0.92	1	手動	出雲市				町上樋門
21	斐伊川	出雲市	斐川町求院	樋門	右岸	0.80×0.80	1	電動	出雲市				鳥越樋門
22	斐伊川	出雲市	斐川町併川	樋門	右岸	0.70×0.62	2	電動	出雲市				神立樋門
23	斐伊川	出雲市	武志町	樋門	左岸	0.65×0.60	1	電動		出雲市			武志大樋門
24	斐伊川	出雲市	武志町	樋門	左岸	径　250	1	手動	出雲市				新田樋門
25	斐伊川	出雲市	武志町	樋門	左岸	径　250	1	手動	出雲市				砂樋門
26	斐伊川	出雲市	東林木町	樋門	左岸	0.46×0.55	1	手動	出雲市				登立樋門
27	斐伊川	出雲市	斐川町今在家	樋門	右岸	1.20×1.20	2	電動	出雲市				斐川統合樋門
28	斐伊川	出雲市	西代町	樋門	左岸	0.50×0.60	1	手動	出雲市				三箇村樋
29	斐伊川	出雲市	西代町	樋門	左岸	0.90×1.90	1	手動	出雲市				竿井手樋
30	斐伊川	出雲市	西代町	樋門	左岸	0.90×1.80	1	手動	出雲市				浜井手樋
31	斐伊川	出雲市	美談町	樋門	左岸	0.80×0.80	1	手動	出雲市				国富樋
32	斐伊川	出雲市	灘分町	樋門	左岸	0.80×0.80	1	手動	出雲市				灘分樋
33	斐伊川	出雲市	島村町	樋門	右岸	0.70×0.50	1	手動	出雲市				島村樋
34	新建川	出雲市	斐川町神氷	水門		0.4×2.5	1	手動	出雲市				氷室第２水門
35	新建川	出雲市	斐川町出西	水門		0.4×2.5	1	手動	出雲市				氷室第１水門
36	新建川	出雲市	斐川町荘原	樋門	左岸	3.50×5.00	1	手動	出雲市				舟川排水樋門
37	新建川	出雲市	斐川町荘原	水門	左岸	1.50×1.50	2	手動	出雲市				若宮樋門
38	荘原新田集水川	出雲市	斐川町荘原	堰		0.52×5.00	1	(自動転倒)手動	出雲市				荘原新田集水川調整水門
39	左岸集水川	出雲市	斐川町沖洲	水門	左岸	4.70×1.70	3	電動	出雲市				左岸集水川調整水門
40	五右衛門川	出雲市	斐川町直江町	水門	左岸	2.25×2.50	1	電動	出雲市				中部小学校北排水門
41	五右衛門川	出雲市	斐川町黒目	樋門	左岸	2.50×4.00	1	電動	出雲市				新中央排水樋門
42	五右衛門川	出雲市	斐川町黒目	樋門	右岸	2.50×2.75	1	電動	出雲市				新中洲排水樋門
43	五右衛門川	出雲市	斐川町黒目	水門		2.50×17.25	2	電動	出雲市				白鳥水門
44	五右衛門川	出雲市	斐川町沖洲	樋門	右岸	2.60×4.00	1	電動	出雲市				新右岸排水樋門
45	五右衛門川	出雲市	斐川町沖洲	水門	右岸	3.50×3.50	1	手動	出雲市				沖州舟通し水門
46	五右衛門川	出雲市	斐川町沖洲	水門	左岸	3.50×4.00	1	電動	出雲市				黒目舟通し水門
47	論田川	出雲市	平田町	水門		2.00×2.492.00×2.01	12	電動	出雲市				
48	論田川	出雲市	平田町	排水機場		φ0.60φ0.80	11		宍道湖西岸土地改良区				
49	平田船川	出雲市	西郷町	水門		1.50×6.50	1	電動	出雲市				西郷水門
50	平田船川	出雲市	平田町	水門		2.50×2.00	2	電動	出雲市	中央土地改良区			中の島新田排水機場附帯樋門
51	平田船川	出雲市	平田町	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	島根県	出雲市			平田船川樋門Ａ
52	平田船川	出雲市	西平田町	樋門	右岸	1.50×1.50	1	電動	島根県	出雲市			平田船川樋門Ｂ
53	平田船川	出雲市	西平田町	樋門	右岸	3.00×3.10	2	電動	島根県	出雲市			平田船川樋門Ｃ
54	平田船川	出雲市	平田町	排水機場		φ0.80φ1.20φ0.40	2台1台		出雲市	中央土地改良			中の島新田排水機場
55	平田船川	出雲市	平田町	水門		3.60×3.60	3	電動	出雲市				平田船川背割提水門
56	平田船川	出雲市	平田町	排水機場		φ1.50	3台		出雲市				平田船川排水機場
57	湯谷川	出雲市	平田町	水門		6.0×17.3	2	電動	島根県	出雲市			湯谷川水門
58	湯谷川	出雲市	平田町	排水機場		φ1.20	2	電動	島根県	出雲市			湯谷川排水機場
59	苅藻谷川	出雲市	園町	水門		1.50×1.80	2	手動	出雲市				

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
60	苅藻谷川	出雲市	園町	排水機場		φ0.70φ0.25	1 1		宍道湖西岸土地改良区				
61	東郷川	出雲市	上岡田町	水門		1.50×3.80	1	手動	出雲市				廻田橋水門
62	東郷川	出雲市	上岡田町	水門		1.50×3.50	1	手動	出雲市				槙田水門
63	水谷川	出雲市	本庄町	水門		1.0×3.4	1	手動	出雲市				本庄大水門
64	三谷川	出雲市	大津町	樋門		3.00×3.00	1	手動	出雲市土地改良区				船津排水機場排水樋門
65	新田川	出雲市	上島町	樋門		2.35×4.75	3	電動	出雲市				上島新田川排水機場付帯樋門
66	放水路	出雲市	大津町	樋門	左岸	2.7×4.8	2	電動	国土交通省	出雲市			宇那手川2号排水門
67	神戸川	出雲市	乙立町	樋門	左岸	4.00×2.30	2	電動	島根県	出雲市			後谷川樋門
68	神戸川	出雲市	所原町	樋門	右岸	1.80×1.80	1	電動	島根県	出雲市			宇和佐樋門
69	神戸川	出雲市	所原町	樋門	右岸	2.60×2.80	1	電動	島根県	出雲市			桜樋門
70	神戸川	出雲市	所原町	樋門	左岸	1.60×2.00	1	電動	島根県	出雲市			知谷樋門
71	神戸川	出雲市	朝山町	樋門	右岸	2.0×2.0	1	電動	国土交通省	出雲市			朝山1号排水門
72	神戸川	出雲市	古志町	樋門	左岸	1.75×1.75	1	電動	国土交通省	出雲市			祇園排水門
73	神戸川	出雲市	下古志町	樋門	左岸	1.75×2.00	1	電動	国土交通省	出雲市			古志排水門
74	神戸川	出雲市	大島町	樋門	左岸	1.25×1.00	1	電動	国土交通省	出雲市			大島排水門
75	神戸川	出雲市	大島町	樋門	左岸	φ1.50	1	電動	国土交通省	出雲市			上長浜3号排水門
76	神戸川	出雲市	西園町	樋門	左岸	φ2.00	1	電動	国土交通省	出雲市			上長浜2号排水門
77	神戸川	出雲市	西園町	樋門	左岸	φ1.80	1	電動	国土交通省	出雲市			上長浜1号排水門
78	神戸川	出雲市	西園町	樋門	左岸	φ1.80	1	電動	国土交通省	出雲市			下長浜排水門
79	神戸川	出雲市	西園町	樋門	左岸	φ1.80	1	電動	国土交通省	出雲市			向原排水門
80	神戸川	出雲市	大社町 杵築西	樋門	右岸	1.5×1.5	1	電動	国土交通省	出雲市			湊原排水門
81	新内藤川	出雲市	大社町 中荒木	樋門		2.2×7,2.4×7	4	電動	出雲市				新内藤川排水樋門
82	新内藤川	出雲市	西園町	排水機場	左岸	φ1.80	2	ガスタービン	国土交通省		出雲河川事務所管理第二課	0853－20－1754	新内藤川排水機場
83	新内藤川	出雲市	大社町 中荒木	水門		4.1×22.15（上段）4.15×22.15（下段）	2	電動	国土交通省		出雲河川事務所管理第二課	0853－20－1754	新内藤川水門
84	塩冶赤川	出雲市	白枝町	樋門	左岸	1.32×0.70	1	手動	島根県	出雲市			塩冶赤川樋門
85	午頭川	出雲市	荒茅町	樋門	右岸	1.50×3.10	1	電動	島根県				平池川樋門
86	午頭川	出雲市	西園町	排水機場	左岸	φ1.00	2	ディーゼル	国土交通省		出雲河川事務所管理第二課	0853－20－1754	新内藤川排水機場
87	午頭川	出雲市	西園町	水門		20.60×3.85	1	電動	国土交通省		出雲河川事務所管理第二課	0853－20－1754	午頭川水門
88	稗原川	出雲市	朝山町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	自動	出雲市	農林基盤課			稗原川6号樋門
89	神戸川	出雲市	所原町	樋門	左岸	2.90×1.90	1	電動	島根県	出雲市			木村樋門
90	稗原川	出雲市	朝山町	樋門	右岸	1.20×2.00	1	自動	出雲市	出雲市教育委員会教育施設課		0853-21-6702	稗原川5号樋門
91	稗原川	出雲市	朝山町	樋門	右岸	φ500	1	手動	朝山下用水組合				朝山3番堰取水樋管
92	稗原川	出雲市	朝山町	樋門	右岸	1.75×1.50	1	自動	島根県				稗原川4号樋門
93	稗原川	出雲市	朝山町	樋門	右岸	2.25×2.00	1	自動	島根県				稗原川3号樋門
94	稗原川	出雲市	朝山町	樋門	右岸	1.25×1.25	1	自動	島根県				稗原川2号樋門
95	稗原川	出雲市	朝山町	樋門	右岸	1.25×1.50	1	手動	国土交通省	出雲市道路河川維持課		0853-21-6564	稗原川1号樋門
96	稗原川	出雲市	朝山町	樋門	右岸	1.5×1.25	1	電動	国土交通省	出雲市			稗原川1号排水門
97	小野川	出雲市	所原町	樋門	左岸	1.40×2.10	1	電動	島根県	出雲市			小野川樋門
98	十間川	出雲市	古志町	水門		1.55×2.70	1	手動	出雲市				山崎大水門
99	十間川（神西湖）	出雲市	西神西町	樋門	左岸	2.20×2.30	1	電動	島根県	出雲市			山田川樋門
100	十間川（神西湖）	出雲市	神西沖町	樋門	右岸	1.50×1.20	1	電動	島根県				外沢樋門
101	九景川	出雲市	東神西町	水門		1.68×1.80	1	電動	出雲市				東神西大水門
102	堀川	出雲市	大社町 遥堪	水門		1.48×11.60	4	電動	出雲市				入南大水門
103	古内藤川	出雲市	八島町	樋門		0.70×4.78	2	電動	出雲市				八島揚水機場付帯樋門

（４）－１　水防県央支部

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理　委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	江の川	川本町	因原	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	川本町			因原第２排水樋門
2	江の川	川本町	因原	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	川本町			因原第３排水樋門
3	江の川	川本町	因原	樋門	左岸	1.25×1.25	1	電動	国土交通省	川本町			因原第４排水樋門
4	江の川	川本町	因原	陸閘門	左岸	上:4.55×5.60 下:4.85×5.60	1	自動	国土交通省				因原第２陸閘門
5	江の川	川本町	川本	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	川本町			天神川排水樋門
6	江の川	川本町	川本	排水機場樋門	左岸	2㎥/s×13.0×3.0	1	発電動	国土交通省	川本町			川本排水機場 林谷川排水桶門
7	江の川	川本町	川本	陸閘門	左岸	3.95×5.00	1	発電動	国土交通省				川本陸閘門
8	江の川	川本町	川下	樋門	右岸	1.25×1.00	1	電動	国土交通省	川本町			尾原第３排水樋門
9	江の川	川本町	川下	樋門	右岸	1.25×1.25	1	電動	国土交通省	川本町			尾原第１排水樋門
10	江の川	川本町	久座仁	樋門	右岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	川本町			久座仁排水樋門
11	江の川	川本町	木路原	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	川本町			木路原第２排水樋門
12	江の川	美郷町	乙原	樋門	左岸	4.00×3.00	2	電動	国土交通省	美郷町			河木谷排水樋門
13	江の川	美郷町	乙原	樋門	左岸	3.00×3.00	1	電動	国土交通省	美郷町			間野川排水樋門
14	江の川	美郷町	栗原	樋門	右岸	2.50×2.50	1	電動	国土交通省	美郷町			川敷谷川排水樋門
15	江の川	美郷町	築瀬	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	美郷町			中沢谷川排水樋門
16	江の川	美郷町	築瀬	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	美郷町			清水谷川排水樋門
17	江の川	美郷町	築瀬	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	美郷町			今馳谷川排水樋門
18	江の川	美郷町	浜原	樋門	右岸	3.00×3.00	1	電動	国土交通省	美郷町			浄願川第２排水樋門
19	江の川	美郷町	浜原	樋門	右岸	3.00×3.00	1	電動	国土交通省	美郷町			浄願川第１排水樋門
20	江の川	美郷町	浜原	陸閘門	右岸	上:4.87×5.85	1	手動	国土交通省				浜原陸閘門
21	江の川	美郷町	浜原	樋門	右岸	1.25×1.00	1	電動	国土交通省	美郷町			小門原排水樋門
22	江の川	美郷町	乙原	樋門	左岸	1.25×1.00	1	電動	国土交通省	美郷町			乙原排水樋門
23	江の川	美郷町	都賀本郷	樋門	右岸	3.00×3.00	1	電動	国土交通省	美郷町			新屋川排水樋門
24	江の川	美郷町	都賀本郷	樋門	右岸	2.50×2.50	1	電動	国土交通省	美郷町			邂後川排水樋門
25	江の川	美郷町	都賀本郷	樋門	右岸	3.00×3.00	1	電動	国土交通省	美郷町			御領川排水樋門
26	江の川	邑南町	口羽	樋門	左岸	2.00×1.75	1	手動	邑南町	邑南町	邑南町 羽須美支所	0855-87-0221	口羽樋門
27	濁川	川本町	因原	陸閘門	右岸	2.76×5.60	1	手動	島根県				因原第１陸閘門
28	濁川	川本町	因原	樋門	右岸	2.66×2.65	1	動力	島根県	川本町			因原第１排水樋門
29	河木谷川	美郷町	乙原	樋門	右岸	0.60×0.60	1	手動	島根県	美郷町			河木谷川排水樋門
30	日平川	美郷町	都賀行	樋門	左岸	1.62×1.56	1	手動	島根県	美郷町			頃谷川樋門
31	出羽川	邑南町	下田所	樋門	左岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	邑南町			出羽川排水樋門
32	出羽川	邑南町	下亀谷	樋門	右岸	1.10×1.10	1	手動					袋尻用水樋門
33	出羽川	邑南町	和田	樋門	右岸	1.45×1.00	1	手動	邑南町				吉時樋門
34	出羽川	邑南町	下口羽	樋門	左岸	0.84×0.88	1	手動	島根県	邑南町	邑南町 羽須美支所	0855-87-0221	８号樋門
35	出羽川	邑南町	下口羽	樋門	左岸	1.57×1.65	1	手動	島根県	邑南町	邑南町 羽須美支所	0855-87-0221	７号樋門
36	出羽川	邑南町	下口羽	樋門	左岸	1.06×1.12	1	手動	島根県	邑南町	邑南町 羽須美支所	0855-87-0221	４号樋門
37	出羽川	邑南町	下口羽	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	西の原水利組合				西の原用水樋門
38	出羽川	邑南町	下口羽	樋門	右岸	0.64×0.69	1	手動	島根県	邑南町	邑南町 羽須美支所	0855-87-0221	６号樋門
39	出羽川	邑南町	下口羽	樋門	左岸	1.58×1.69	1	手動	島根県	邑南町	邑南町 羽須美支所	0855-87-0221	５号樋門
40	出羽川	邑南町	下口羽	樋門	右岸	1.07×1.14	1	手動	島根県	邑南町	邑南町 羽須美支所	0855-87-0221	２号樋門

（４）－２　水防県央支部(大田)

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	静間川	大田市	川合町	水門	右岸	0.60×1.00	1	手動	大田市		農林水産課	0854-82-1600	高瀬水門
2	静間川	大田市	川合町	樋門	左岸	1.95×1.75	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団川合分団	0854-82-1600	野田樋門
3	静間川	大田市	川合町	樋門	右岸	2.00×3.50	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団川合分団	0854-82-1600	吉永３号樋門
4	静間川	大田市	川合町	樋門	右岸	0.90×1.00	1	手動	大田市	樋口水路組合			吉永４号樋門
5	静間川	大田市	川合町	樋門	右岸	1.80×3.00	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団川合分団	0854-82-1600	吉永１号樋門
6	静間川	大田市	川合町	水門	左岸	0.90×0.90	1	手動	大田市	新井手水利組合			新井手水門
7	静間川	大田市	大田町	水門	右岸	1.00×1.00	1	手動	大田市	後藤淵水利組合			柳ヶ坪１号水門
8	静間川	大田市	久利町	樋門	左岸	0.70×1.10	1	手動	大田市		農林水産課	0854-82-1600	行恒２号樋門
9	静間川	大田市	久利町	樋門	右岸	2.30×2.30	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団大田分団	0854-82-1600	行恒１号樋門
10	静間川	大田市	長久町	水門	左岸	0.90×1.50	1	手動	大田市	静間用水組合			和田水門
11	静間川	大田市	長久町	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	0854-82-1600	稲用２号樋門
12	静間川	大田市	長久町	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	0854-82-1600	稲用１号樋門
13	静間川	大田市	静間町	樋門	左岸	1.70×1.60	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団静間分団	0854-82-1600	門樋門
14	静間川	大田市	長久町	樋門	右岸	1.45×1.55	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	0854-82-1600	土江２号樋門
15	静間川	大田市	長久町	樋門	右岸	1.60×3.40	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	0854-82-1600	土江１号樋門
16	三瓶川	大田市	大田町	水門	右岸	0.90×0.90	1	手動	大田市	槙原水路組合			槙原橋水門
17	三瓶川	大田市	大田町	水門	右岸	0.90×0.90	1	手動	大田市	鍛冶屋ヶ市水路組合			鍛冶屋ヶ市水門
18	三瓶川	大田市	大田町	水門	左岸	1.00×0.80	1	手動	大田市	山王水路組合			山王水門
19	三瓶川	大田市	大田町	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団大田分団	0854-82-1600	小池樋門
20	三瓶川	大田市	大田町	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団大田分団	0854-82-1600	加土樋門
21	三瓶川	大田市	大田町	水門	左岸	0.60×1.20	1	手動	大田市		土木課	0854-82-1600	木田井堰水門
22	三瓶川	大田市	大田町	樋門	左岸	1.30×1.30	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団大田分団	0854-82-1600	相生樋門
23	三瓶川	大田市	大田町	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	大田市		農林水産課	0854-82-1600	雪見樋門
24	三瓶川	大田市	大田町	樋門	左岸	2.05×1.80	2	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団大田分団	0854-82-1600	南の宮下樋門
25	三瓶川	大田市	大田町	水門	左岸	2.05×1.50	1	手動	大田市	八幡用水組合			八幡井堰水門
26	三瓶川	大田市	大田町	樋門	右岸	1.80×1.50	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団大田分団	0854-82-1600	大正東１号樋門
27	三瓶川	大田市	大田町	水門	右岸	0.80×0.80	1	手動	大田市	野井井手用水組合			野井水門
28	三瓶川	大田市	大田町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	手動	大田市		都市計画課	0854-82-1600	宮崎左岸樋門
29	三瓶川	大田市	大田町	樋門	右岸	2.50×2.25	2	動力	大田市		都市計画課	0854-82-1600	柳井都市下水路樋門
30	三瓶川	大田市	長久町	樋門	右岸	1.25×1.50	1	手動	大田市		野井井手用水組合		大田橋上１号樋門
31	三瓶川	大田市	長久町	樋門	右岸	1.60×1.60	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団大田分団	0854-82-1600	中島２号樋門
32	三瓶川	大田市	長久町	樋門	左岸	1.60×1.60	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団大田分団	0854-82-1600	中島１号樋門
33	三瓶川	大田市	長久町	水門	右岸	2.00×1.50	1	手動	大田市	正原水路組合			正原水門
34	三瓶川	大田市	長久町	樋門	左岸	1.30×1.40	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	0854-82-1600	野井樋門
35	三瓶川	大田市	長久町	樋門	左岸	1.30×1.40	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	0854-82-1600	道端２号樋門
36	三瓶川	大田市	長久町	樋門	右岸	2.00×3.80	1	動力	大田市		農林水産課	0854-82-1600	穀田橋右岸樋門
37	三瓶川	大田市	長久町	樋門	右岸	1.30×1.40	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	0854-82-1600	長久２号樋門
38	三瓶川	大田市	長久町	樋門	左岸	0.95×0.70	1	手動	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	0854-82-1600	長久１号樋門
39	潮川	大田市	仁摩町仁万	樋門	右岸	0.92×0.86	1	手動	島根県	大田市（土木課）	天友会	0854-82-1600	宮前樋門
40	潮川	大田市	仁摩町仁万	樋門	左岸	1.25×2.00	1	手動	島根県	大田市（土木課）	天友会	0854-82-1600	堂畑川樋門
41	潮川	大田市	仁摩町仁万	樋門	左岸	1.25×1.00	1	手動	島根県	大田市（土木課）	天友会	0854-82-1600	潮川１号樋門
42	天河内川	大田市	仁摩町天河内	樋門	左岸	1.30×1.35	1	手動	島根県	大田市（土木課）	天友会	0854-82-1600	天河内川樋門
43	福光川	大田市	温泉津町福光	樋門	右岸	2.00×2.75	1	手動	島根県	大田市（土木課）	天友会	0854-82-1600	森分川樋門
44	福光川	大田市	温泉津町福光	樋門	右岸	1.75×1.25	1	手動	島根県	大田市（土木課）	天友会	0854-82-1600	湊川樋門
45	三瓶川	大田市	大田町小池	水門	右岸	1.00×1.00	1	手動	大田市	森山用水路組合			森山１号水門

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理　委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
46	三瓶川	大田市	大田町小池	水門	右岸	1.20×1.00	1	手動	大田市	森山用水組合			森山２号水門
47	三瓶川	大田市	大田町小池	水門	右岸	1.40×1.60	1	手動	大田市	森山用水組合			森山３号水門
48	三瓶川	大田市	大田町加土	樋門	右岸	0.50×1.60	1	自動	大田市		農林水産課	0854-83-8101	加土１号樋門
49	三瓶川	大田市	大田町加土	樋門	右岸	0.60×1.20	1	手動	大田市		〃	0854-83-8101	加土２号樋門
50	三瓶川	大田市	大田町加土	樋門	右岸	0.50×1.80	1	手動	大田市		〃	0854-83-8101	加土３号樋門
51	三瓶川	大田市	大田町加土	樋門	右岸	0.70×1.50	1	手動	大田市		〃	0854-83-8101	加土４号樋門
52	三瓶川	大田市	大田町加土	樋門	右岸	0.60×1.20	1	手動	大田市		〃	0854-83-8101	加土５号樋門
53	三瓶川	大田市	大田町加土	樋門	右岸	φ0.70	1	手動	大田市		〃	0854-83-8101	加土６号樋門
54	三瓶川	大田市	大田町加土	樋門	右岸	0.50×1.10	1	手動	大田市		〃	0854-83-1600	加土1-2号樋門
55	三瓶川	大田市	大田町天神	樋門	左岸	0.80×1.10	1	手動	大田市		土木課	0854-83-8101	天神１号樋門
56	三瓶川	大田市	大田町天神	樋門	左岸	0.60×1.30	1	手動	大田市		土木課	0854-83-8101	天神２号樋門
57	三瓶川	大田市	大田町大正東	樋門	右岸	0.80×0.80	1	手動	大田市		都市計画課	0854-83-8108	大正東２号樋門
58	三瓶川	大田市	大田町柳井	樋門	右岸	0.70×1.50	1	手動	大田市		農林水産課	0854-83-8101	柳井樋門
59	三瓶川	大田市	大田町柳井	樋門	右岸	0.80×1.10	1	手動	大田市		森林用水組合		JR大田市駅裏樋門
60	三瓶川	大田市	長久町川北上	樋門	右岸	0.70×1.60	1	手動	大田市		野井井手用水組合		大田橋上２号樋門
61	三瓶川	大田市	長久町川北上	樋門	右岸	1.20×0.90	1	手動	大田市		野井井手用水組合		大田橋１号樋門
62	三瓶川	大田市	長久町川北上	樋門	右岸	0.50×1.50	1	手動	大田市		野井井手用水組合		大田橋２号樋門

（５）－１　水防浜田支部

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理　委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	鹿賀谷川	江津市	桜江町鹿賀	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	江津市			鹿賀第３号排水樋門
2	鹿賀谷川	江津市	桜江町鹿賀	陸閘門	右岸	3.17×5.80	1	手動	島根県				鹿賀陸閘門
3	江の川	江津市	桜江町鹿賀	樋門	左岸	1.75×1.75	1	電動	国土交通省	江津市			鹿賀第２号排水樋門
4	江の川	江津市	桜江町鹿賀	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	江津市			鹿賀第１号排水樋門
5	江の川	江津市	桜江町川越	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	江津市			川越第１号排水樋門
6	江の川	江津市	桜江町川越	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	江津市			川越第２号排水樋門
7	江の川	江津市	桜江町川越	樋門	左岸	2.50×2.75	2	電動	国土交通省	江津市			川越第３号排水樋門
8	江の川	江津市	桜江町川越	樋門	左岸	1.00×1.00	1	電動	国土交通省	江津市			川越第４号排水樋門
9	江の川	江津市	桜江町川越	陸閘門	左岸	5.10×5.65	1	手動	国土交通省				川越陸閘門
10	江の川	江津市	桜江町大貫	樋門	右岸	2.50×2.40	2	電動	国土交通省	江津市			大貫第１排水樋門
11	江の川	江津市	桜江町大貫	樋門	右岸	1.50×1.60	1	電動	国土交通省	江津市			大貫第２排水樋門
12	江の川	江津市	桜江町川戸	樋管	左岸	径600	1	電動	国土交通省	江津市			川戸上排水樋管
13	江の川	江津市	桜江町川戸	樋管	左岸	径600	1	電動	国土交通省	江津市			川戸下排水樋管
14	江の川	江津市	桜江町川戸	陸閘門	左岸	5.25×3.78	1	手動	国土交通省				川戸第1陸閘門
15	江の川	江津市	桜江町下原	樋門	右岸	2.75×3.00	2	電動	国土交通省	江津市			下の原排水樋門
16	江の川	江津市	松川町	樋門	右岸	2.45×2.38	1	電動	国土交通省	江津市			八神排水樋門
17	江の川	江津市	江津町	排水機場	左岸	1.0m3/s×３	1	自家発	国土交通省	江津市			本町排水機場、郷田排水樋門
18	江の川	江津市	江津町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	自動	国土交通省	江津市			郷田第２排水樋門
19	江の川	江津市	江津町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	江津市			郷田第３排水樋門
20	江の川	江津市	江津町	樋門	左岸	1.50×1.00	1	手動	国土交通省	江津市			郷田第４排水樋門
21	江の川	江津市	江津町	樋門	左岸	1.75×1.75	1	電動	国土交通省	江津市			郷田第５排水樋門
22	江の川	江津市	江津町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	江津市			本町排水樋門
23	江の川	江津市	渡津町	樋門	右岸	2.80×3.50	1	発動	江津市				渡津排水樋門
24	江の川	江津市	渡津町	樋門	右岸	3.20×2.50	1	発動	江津市				渡津第２排水樋門
25	江の川	江津市	渡津町	樋門	右岸	2.25×2.50	1	発動	江津市				渡津第３排水樋門
26	江の川	江津市	渡津町	樋管	右岸	径780	1	電動	国土交通省	江津市			長田排水樋管

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理　委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
27	江の川	江津市	渡津町	樋管	右岸	径600	1	電動	国土交通省	江津市			長田第２排水樋管
28	八戸川	江津市	桜江町今田	樋門	右岸	0.80×1.20	1	手動	今田水利組合				今田樋門
29	八戸川	江津市	桜江町小田	樋門	左岸	2.60×2.60	1	電動	島根県	江津市			小田樋門
~~30~~	~~八戸川~~	~~江津市~~	~~桜江町川戸~~	~~樋門~~	~~右岸~~	~~1.00×1.00~~	~~1~~	~~手動~~	~~島根県~~				~~月の夜下流樋門~~
~~31~~	~~八戸川~~	~~江津市~~	~~桜江町川戸~~	~~樋門~~	~~右岸~~	~~1.00×1.00~~	~~1~~	~~手動~~	~~島根県~~				~~月の夜上流樋門~~
30	八戸川	江津市	桜江町川戸	陸閘門	右岸	4.48×5.50	1	手動	島根県				川戸第２陸閘門
31	八戸川	江津市	桜江町川戸	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	江津市			八戸川排水樋門
32	小谷川	江津市	桜江町谷住郷	樋門	右岸	3.60×5.60	2	電動	国土交通省	江津市			小谷川排水樋門
33	小谷川	江津市	桜江町谷住郷	樋門	右岸	2.00×2.00他	2	電動	島根県	江津市			小谷川分流樋門
34	都治川	江津市	松川町	樋門	左岸	2.25×2.50	1	電動	島根県	江津市			松川樋門
35	敬川	江津市	敬川町	樋門	右岸	1.50×4.50 1.75×1.95	2	手動	江津市				敬川樋門
36	下府川	浜田市	宇野町	樋門	右岸	2.75×3.00	1	手動	島根県	浜田市			宇野川樋門
37	下府川	浜田市	宇野町	樋門	右岸	1.25×1.25	1	手動	島根県	浜田市			広瀬樋門
38	下府川	浜田市	宇野町	樋門	左岸	2.00×2.25	2	手動	島根県	浜田市			矢谷川樋門
39	下府川	浜田市	宇野町	樋門	右岸	1.75×1.50	1	手動	島根県	浜田市			迫川樋門
40	下府川	浜田市	上府町	樋門	右岸	2.50×2.75	1	手動	島根県	浜田市			臼口川樋門
41	下府川	浜田市	上府町	樋門	右岸	2.50×2.75	1	原動	島根県	浜田市			三重川樋門
42	下府川	浜田市	上府町	樋門	右岸	2.75×3.00	2	手動	島根県	浜田市			天神川樋門
43	下府川	浜田市	下府町	樋門	右岸	2.25×2.50	1	手動	島根県	浜田市			半場樋門
44	下府川	浜田市	下府町	樋門	左岸	2.00×2.00	2	手動	島根県	浜田市			藤切谷川樋門
45	下府川	浜田市	下府町	樋門	右岸	1.25×1.50	1	手動	島根県	浜田市			横路郷樋門
46	下府川	浜田市	下府町	樋門	左岸	2.10×2.10	1	手動	島根県	浜田市			才ケ峠川樋門
47	下府川	浜田市	下府町	樋門	右岸	1.75×2.00	1	手動	島根県	浜田市			市後川樋門
48	下府川	浜田市	下府町	樋門	左岸	1.50×2.00	1	手動	島根県	浜田市			多陀川樋門
49	下府川	浜田市	下府町	樋門	右岸	1.25×1.50	1	手動	島根県	浜田市			伊甘樋門
50	下府川	浜田市	下府町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	浜田市			黒渕樋門
51	浜田川	浜田市	相生町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	浜田市			三宮樋門
52	浜田川	浜田市	港町	樋門	左岸	1.10×1.70	1	手動	島根県	浜田市			港町第一樋門
53	浜田川	浜田市	港町	樋門	左岸	1.20×2.60	1	手動	島根県	浜田市			港町第二樋門
54	浅井川	浜田市	浅井町	樋門	右岸	1.00×1.20	1	手動	島根県	浜田市			浅井川樋門
55	高佐川	浜田市	高佐町	樋門	右岸	0.70×0.70	1	手動	島根県	浜田市			高佐川取水樋門
56	周布川	浜田市	穂出町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	中吉水利組合	中吉水利組合			穂出樋門
57	周布川	浜田市	内村町	樋門	右岸	1.20×1.20	1	手動	島根県	浜田市			正寿地樋門
58	周布川	浜田市	穂出町	樋門	右岸	1.20×1.20	1	手動	島根県	浜田市			和田樋門
59	三隅川	浜田市	三隅町向野田	水門	右岸	4.55×13.90	1	電動	島根県	浜田市			田原川水門
60	三隅川	浜田市	三隅町三隅	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	浜田市			天満樋門
61	三隅川	浜田市	三隅町三隅	水門	右岸	4.85×9.10	1	電動	島根県	浜田市			観音水門
62	三隅川	浜田市	三隅町小野	樋門	右岸	3.00×2.60	1	原動	島根県	浜田市			神元樋門
63	三隅川	浜田市	三隅町八曽	樋門	左岸	2.80×3.20	2	電動	島根県	浜田市			細田川樋門
64	三隅川	浜田市	三隅町上古市	樋門	左岸	1.90×3.80	1	原動	島根県	浜田市			安穏寺川樋門
65	三隅川	浜田市	三隅町古市場	樋門	左岸	1.80×3.20	1	手動	島根県	浜田市			山田川樋門
66	田原川	浜田市	三隅町向野田	樋門	右岸	2.25×1.75	1	手動	島根県	浜田市			向野田郷樋門
67	田原川	浜田市	三隅町向野田	樋門	左岸	1.60×2.75	1	手動	島根県	浜田市			向野田樋門

（６）－１　水防益田支部

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理　委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	高津川	益田市	高津町	樋門	左岸	1.50×2.00	1	電動	益田市				豊文川排水樋門
2	高津川	益田市	須子町	樋門	右岸	1.00×1.00	1	自動	国土交通省	益田市			須子排水樋門
3	高津川	益田市	虫追町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	自動	国土交通省	益田市			虫追排水樋門
4	高津川	益田市	安富町	樋門	右岸	1.00×1.00	1	電動	国土交通省	益田市			奥田排水樋門

番号	河川名	位置		種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理　　委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
		市町村	大字等										
5	高津川	益田市	安富町	樋門	右岸	2.00×1.50	1	自動	国土交通省	益田市			安富排水樋門
6	高津川	益田市	横田町	樋門	右岸	1.50×1.40	1	電動	国土交通省	益田市			後川第１排水樋門
7	高津川	益田市	横田町	樋門	右岸	2.50×3.00	1	電動	国土交通省	益田市			後川第２排水樋門
8	高津川	益田市	神田町	排水機場　樋門	右岸	1.0 m3/s×2 1.2×1.2	1	自家発電動	国土交通省	益田市			神田排水機場、神田排水樋門
9	高津川	益田市	神田町	排水機場　樋門	右岸	1.0 m3/s×1 2.6×3.0	2	自家発電動	国土交通省	益田市			井谷排水機場、井谷川排水樋門
10	高津川	益田市	向横田町	樋門	左岸	2.25×2.00	1	電動	国土交通省	益田市			向横田用排水樋門
11	高津川	益田市	須子町	樋門	右岸	径　500	1	手動	中島水利組合				中島取水樋門
11	高津川	益田市	飯田町	樋門	左岸	1.30×1.40	1	手動	高津川左岸地区畑				飯田揚水樋門
12	高津川	益田市	向横田町	樋門	左岸	1.50×2.00	1	手動	土地改良区向横田				向横田掛口用水樋門
13	高津川	益田市	向横田町	樋門	左岸	2.00×2.25	1	電動	土地改良区向横田				向横田用水排水樋門
14	高津川	益田市	向横田町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	手動	土地改良区向横田				卯の木取水樋門
15	高津川	益田市	飯田町	揚水機場	左岸	1.80×1.00	1	手動	農林水産省	益田市			第１揚水機場
16	角井川	益田市	須子町	樋門	右岸	1.00×1.80	1	手動	島根県	益田市			東下口樋門
17	角井川	益田市	須子町	樋門	左岸	1.00×1.70	1	手動	島根県	益田市			角井第１樋門
18	角井川	益田市	須子町	樋門	左岸	1.60×1.30	1	手動	島根県	益田市			角井第２樋門
19	角井川	益田市	須子町	樋門	右岸	1.50×2.10	1	手動	島根県	益田市			小俣賀口樋門
20	角井川	益田市	須子町	樋門	左岸	1.60×2.20	1	手動	島根県	益田市			角井第３樋門
21	本俣賀川	益田市	本俣賀町	樋門	右岸	1.00×1.30	1	手動	島根県	益田市			本俣賀樋門
22	高津川派川	益田市	飯田町	樋門	右岸	1.00×1.00	1	手動	国土交通省	益田市			飯田排水樋門
23	高津川派川	益田市	高津町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	益田市				甘子第２排水樋門
24	高津川派川	益田市	高津町	樋門	左岸	1.50×1.75	1	電動	国土交通省	益田市			甘子第１排水樋門
25	高津川派川	益田市	高津町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	電動	国土交通省	益田市			甘子第３排水樋門
26	高津川派川	益田市	高津町	樋門	左岸	2.00×1.75	1	電動	国土交通省	益田市			甘子第４排水樋門
27	高津川派川	益田市	高津町	樋管	左岸	径　600	1	電動	国土交通省	益田市			甘子第５排水樋管
28	高津川派川	益田市	高津町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	自動	国土交通省	益田市			甘子第６排水樋門
29	高津川派川	益田市	飯田町	樋門	右岸	1.00×1.00	1	電動	国土交通省	益田市			飯田第２排水樋門
30	高津川派川	益田市	飯田町	排水機場	右岸	1.20×2.00,1.2	2	手動	益田市		土木課		飯田排水機場
31	高津川派川	益田市	内田町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	電動	国土交通省	益田市			派川内田排水樋門
32	白上川	益田市	内田町	樋門	右岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	益田市			中内田排水樋門
33	白上川	益田市	内田町	樋管	右岸	径　600	1	手動	市原大双井堰水利				郷用水樋管
34	白上川	益田市	市原町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	益田市			市原排水樋門
35	白上川	益田市	市原町	樋管	左岸	径　600	1	自動	国土交通省	益田市			大橋排水樋管
36	白上川	益田市	内田町	水門	左岸	3.50×10.82	1	電動	国土交通省	益田市			南田川水門
37	白上川	益田市	白上町	樋管	左岸	1.60×1.00	1	手動	島根県	益田市			松原第２樋門
38	白上川	益田市	白上町	樋管	左岸	2.00×3.00	2	手動	島根県	益田市			松原樋門
39	白上川	益田市	白上町	樋管	右岸	1.60×1.00	1	手動	島根県	益田市			水間橋樋門

番号	河川名	位置		種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
		市町村	大字等										
40	白上川	益田市	白上町	樋門	右岸	1.60×1.00	1	手動	島根県		益田県土	0856－31-9500	松原第１樋門
41	白上川	益田市	市原町	樋門	右岸	1.80×1.80	1	手動	島根県	益田市			登橋樋門
42	白上川	益田市	白上町	樋門	左岸	0.80×0.90	1	手動	島根県		益田県土	0856－31-9500	白上第１予備樋門
43	白上川	益田市	白上町	樋門	左岸	0.85×0.90	1	手動	島根県		益田県土	0856－31-9500	白上第２予備樋門
44	白上川	益田市	白上町	樋門	左岸	1.60×1.00	1	手動	山津田水利組合				森樋門
45	白上川	益田市	白上町	樋門	左岸	1.60×1.00	1	手動	古津水利組合				下ヶ原樋門
46	白上川	益田市	白上町	樋門	右岸	1.60×1.00	1	手動	古津水利組合				田中樋門
47	白上川	益田市	有田町	樋門	右岸	1.00×1.00	1	手動	有田下水利組合				有田樋門
48	後溢川	益田市	向横田町	樋門	右岸	1.55×1.80	1	手動	島根県	益田市			宮の前樋門
49	後溢川	益田市	向横田町	樋門	右岸	1.80×1.80	1	発動	島根県	益田市			向横田樋門
50	後川	益田市	横田町	水門	右岸	120×1.60	4	手動	横田水利組合				水神森水門
51	匹見川	益田市	隅村町	樋門	右岸	1.05×1.10	1	手動	島根県	益田市			赤松第１樋門
52	匹見川	益田市	隅村町	樋門	右岸	1.05×1.10	1	手動	島根県	益田市			赤松第２樋門
53	匹見川	益田市	隅村町	樋門	左岸	2.25×2.50	1	手動	島根県	益田市			隅村樋門
54	匹見川	益田市	神田町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	本郷寺水利組合				本郷寺樋門
55	匹見川	益田市	白岩町	樋門	右岸	1.70×1.80	1	手動	島根県	益田市			小野樋門
56	匹見川	益田市	白岩町	樋門	右岸	1.00×1.40	1	手動	白岩水利組合				白岩樋門
57	匹見川	益田市	匹見町澄川	樋門	左岸	1.00×0.70	1	手動	澄川水利組合				澄川樋門
58	匹見川	益田市	匹見町紙祖	樋門	左岸	1.00×0.70	2	手動	岡本井手水利組合				紙祖左岸樋門
59	匹見川	益田市	匹見町紙祖	樋門	右岸	1.00×0.70	2	手動	能入井手水利組合				紙祖右岸樋門
60	井谷川	益田市	神田町	樋門	左岸	0.80×0.80	1	手動	神田水利組合				井谷川樋門
61	井谷川	益田市	神田町	樋門	右岸	2.20×1.90	1	発動	島根県	益田市			七尾谷川樋門
62	沖田川	益田市	赤雁町	樋門	右岸	0.80×0.80	1	手動	駄原水利組合				駄原樋門
63	沖田川	益田市	木部町	樋門	左岸	1.70×1.60	1	手動	島根県	益田市			木部樋門
64	津田川	益田市	津田町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	益田市			中津田樋門
65	遠田川	益田市	遠田町	樋門	右岸	1.40×2.10	1	手動	下遠田水利組合				遠田樋門
66	益田川	益田市	中須町	樋門	左岸	1.65×1.30	1	手動	益田市		土木課		中須樋門
67	益田川	益田市	久城町	樋門	右岸	1.75×2.00	1	手動	島根県	益田市			久城樋門
68	益田川	益田市	中吉田町	樋門	左岸	1.10×1.00	1	手動	島根県	益田市			大元樋門
69	益田川	益田市	三宅町	樋門	右岸	1.00×1.00	1	手動	益田市		下水道課	0856－31－0323	三宅樋門
70	益田川	益田市	本町	樋門	左岸	0.85×0.90	1	手動	益田市		下水道課	0856－31－0323	本町堤内樋門
71	益田川	益田市	本町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	益田市		土木課		折戸樋門
72	益田川	益田市	大谷町	樋門	左岸	1.90×1.50	1	手動	島根県	益田市			野坂樋門
73	益田川	益田市	染羽町	樋門	右岸	1.00×1.00	1	手動	染羽水利組合				染羽樋門
74	益田川	益田市	久々茂町	樋門	右岸	1.40×1.25	1	手動	島根県	益田市			久々茂樋門
75	益田川	益田市	かもしま東町	樋門	左岸	2.30×2.75	2	電動	島根県	益田市	下水道課		中島川樋門
76	益田川	益田市	中吉田町	樋門	左岸	2.15×1.25	1	手動	益田市		下水道課	0856－31－0323	中吉田樋門
77	益田川	益田市	中吉田町	樋門	左岸	1.65×1.25	1	手動	ダイワボウ益田		ダイワボウ益田	0856－31－0550	大和排水樋門
78	益田川	益田市	中吉田町	樋門	右岸	3.10×5.50	5	発動電動	島根県	益田市			今市川樋門
79	益田川	益田市	有明町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県文化国際			0852－22-5877	津村樋門
80	益田川	益田市	三宅町	樋門	右岸	1.00×1.00	1	手動	益田大井手水利組				大井手樋門
81	益田川	益田市	中吉田町	樋門	右岸	0.95×0.85	1	手動	島根県	益田市			吉田橋右岸樋門
82	益田川	益田市	中吉田町	樋門	左岸	1.60×1.60	3	手動	益田市		下水道課	0856－31－0323	あけぼの西樋門
83	益田川	益田市	あけぼの町	樋門	左岸	1.20×2.10	1	手動	益田市		下水道課	0856－31－0323	あけぼの東樋門
84	益田川	益田市	あけぼの東町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県		益田県土	0856－31-9500	あけぼの予備樋門
85	益田川	益田市	昭和町	樋門	右岸	1.10×1.20	1	手動	益田市		下水道課	0856－31－0323	昭和第１予備樋門

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理　委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
86	益田川	益田市	有明町	樋門	左岸	0.80×0.80	1	手動	島根県		文化振興財団	0856－31－0323	有明予備樋門
87	益田川	益田市	昭和町	樋管	右岸	Φ600	1	手動	島根県		益田県土	0856－31-9500	昭和第２予備樋管
88	益田川	益田市	美都町朝倉	樋門	左岸		1	手動	大溝用水路				大溝樋門
89	益田川	益田市	美都町仙道	樋門	左岸	0.90×0.80	1	手動	神宮水利組合				仙道樋門
90	多田川	益田市	有明町	樋門	左岸	1.40×1.00	1	手動	益田市		土木課	0856－31－0323	多田川第１樋門
91	多田川	益田市	幸町	樋門	右岸	1.60×2.00	1	手動	益田市		下水道課	0856－31－0323	多田川第２樋門
92	三谷川	益田市	美都町仙道	樋門	右岸		1	手動	馬場用水路				馬場樋門
93	今市川	益田市	乙吉町	樋門	左岸	1.39×1.32	1	電動	島根県	益田市			神洗場樋門

（６）－２　水防益田支部(津和野)

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理　委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	高津川	吉賀町	九郎原	樋門	左岸	1.50×1.50	1	手動	吉賀町		総務課	0856－77－1111	九郎原樋門
2	高津川	吉賀町	広石	樋門	右岸	1.30×2.65	1	手動	島根県	吉賀町			広石２号樋門
3	高津川	吉賀町	大野原	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	伊豆節水利組合				殿明樋門
4	高津川	吉賀町	大野原	樋門	左岸	1.60×2.10	1	手動	島根県	吉賀町			大野原上樋門
5	高津川	吉賀町	大野原	樋門	左岸	1.00×1.20	1	手動	島根県	吉賀町			大野原下樋門
6	高津川	吉賀町	木部谷	樋門	右岸	1.00×1.20	1	手動	島根県	吉賀町			木部谷樋門
7	高津川	吉賀町	柿木	樋門	左岸	1.60×1.20	1	手動	島根県	吉賀町			相生樋門
8	高津川	津和野町	枕瀬	樋門	左岸	0.80×0.80	1	手動	島根県	津和野町	津和野町消防団第１分団		新地樋門
9	高津川	津和野町	青原	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	津和野町	津和野町消防団第１０分団		青原１号樋門
10	高津川	津和野町	青原	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	津和野町	〃		青原２号樋門
11	高津川	津和野町	青原	樋門	左岸	1.40×1.20	1	手動	島根県	津和野町	〃		青原３号樋門
12	高津川	津和野町	青原	樋門	左岸	2.50×2.50	1	電動	島根県	津和野町	〃		添谷橋下樋門
13	津和野川	津和野町	後田	樋門	左岸	1.60×1.50	1	手動	島根県	津和野町	津和野町消防団第２分団		片河１号樋門
14	津和野川	津和野町	森村	樋門	右岸	1.00×1.50	1	手動	津和野町		〃		町田１号樋門
15	津和野川	津和野町	森村	樋門	右岸	1.00×1.50	1	手動	島根県	津和野町	津和野町消防団第２分団		町田２号樋門
16	津和野川	津和野町	後田	樋門	左岸	1.20×1.50	1	手動	島根県	津和野町	津和野町消防団第２分団		片河２号樋門
17	津和野川	津和野町	寺田	樋門	左岸	1.00×1.20	1	手動	島根県	津和野町	津和野町消防団第５分団		備中橋上樋門

（７）　水防隠岐支部

番号	河川名	位置 市町村	位置 大字等	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理　委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
1	八尾川	隠岐の島町	原田	樋門		1.35×1.45	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512－2－2111	原田樋門
2	重栖川	隠岐の島町	南方	樋門		2.25×2.25	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512－2－2111	千田樋門
3	中村川	隠岐の島町	中村	樋門		1.10×1.10	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512－2－2111	中村樋門
4	飯田川	隠岐の島町	飯田	樋門		1.50×1.50	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512－2－2111	飯田樋門
5	重栖川	隠岐の島町	南方	樋門		1.70×1.10	1	手動	島根県	隠岐の島町	建設課	08512－2－2111	重栖川3号樋門

第８号表　ダム一覧表

水防支部名 （地区名）	河 川 名	名　　称	所 在 地	所　　管	連絡先
松　江	大 谷 川	大谷ダム	松江市東忌部町	松江市 上下水道局	松江　(0852) 55-4888 又は浄配水課33-2003
〃	忌 部 川	千本ダム	〃	〃	〃
松　江 （広瀬）	飯 梨 川	布部ダム	安来市広瀬町布部	島根県 （土木部）	安来　(0854) 36-0050
〃	山 佐 川	山佐ダム	安来市広瀬町上山佐	〃 （〃）	安来　(0854) 35-0156
雲南	斐　伊　川	尾原ダム	雲南市木次町平田	国土交通省 （出雲河川事務所）	尾原ダム管理支所 雲南　(0854) 48-0780
〃	神 戸 川	来島ダム	飯南町下来島	中国電力 株式会社	美郷　(0855) 75-1900
〃	神 戸 川	志津見ダム	飯南町角井	国土交通省 （出雲河川事務所）	志津見ダム管理支所 雲南　(0854) 73-0222
雲南	金 谷 川	塩田ダム	大東町篠渕	雲南市 （農林振興部）	雲南　(0854) 40-1053
雲南 （仁多）	阿 井 川	阿井川ダム	奥出雲町河内	中国電力 株式会社	出雲　(0853) 21-6157
〃	斐 伊 川	三成ダム	奥出雲町三成	島根県 （企業局）	東部事務所 安来　(0854) 22-2748
〃	室 原 川	坂根ダム	奥出雲町八川	農林水産省 〔奥出雲町土地改良区受託管理〕	奥出雲　(0854) 52-2112 又は中央管理所 52-0419
出　雲	稗 原 川	稗原ダム	出雲市野尻町 ～雲南市三刀屋町	出雲市 （農林水産部）	出雲　(0853) 21-2211
県央	江 の 川	浜原ダム	美郷町信喜	中国電力 株式会社	美郷　(0855) 75-1900
県央 （大田）	三 瓶 川	三瓶ダム	大田市三瓶町野城	島根県 （土木部）	大田　(0854) 86-0530
〃	江 谷 川	清瀧ダム	大田市久手町刺鹿	島根県 （農林水産部）	大田　(0854) 84-9753
浜　田	八 戸 川	八戸ダム	江津市桜江町八戸	島根県 （土木部）	江津　(0855) 92-1361
〃	周 布 川	長見ダム	浜田市長見町	中国電力 株式会社	浜田　(0855) 23-7693
〃	〃	大長見ダム	浜田市長見町～弥栄町	島根県 （土木部）	浜田　(0855) 22-8340
〃	〃	周布川ダム	浜田市弥栄町小坂	中国電力 株式会社	浜田　(0855) 23-7693
〃	浜 田 川	第二浜田ダム	浜田市河内町	島根県 （土木部）	浜田　(0855) 22-3051
〃	〃	浜田ダム	浜田市河内町	〃 （〃）	〃
〃	三 隅 川	御部ダム	浜田市三隅町黒沢	〃 （〃）	三隅　(0855) 35-1421
〃	〃	木都賀ダム	浜田市弥栄町木都賀	島根県 （企業局）	西部事務所 江津　(0855) 57-0221
益　田	益 田 川	益田川ダム	益田市久々茂町	島根県 （土木部）	益田　(0856) 31-9625 又は管理所 23-0703
〃	〃	嵯峨谷ダム	益田市美都町都茂	島根県 （農林水産部）	益田　(0856) 31-9625
〃	波 田 川	笹倉ダム	益田市美都町笹倉	島根県 （土木部）	益田　(0856) 31-9625 又は管理所 23-0703
〃	馬の谷川	大峠ダム	〃	島根県 （土木部）	益田　(0856) 31-9625 又は管理所 23-0703
〃	津 田 川	津田川ダム	益田市大草町	島根県 （農林水産部）	益田　(0856) 31-9625
隠　岐	銚 子 川	銚子ダム	隠岐の島町原田一ツ木	島根県 （土木部）	隠岐の島　(08512) 2-4362
〃	美 田 川	美田ダム	西ノ島町美田	島根県 （土木部）	西ノ島(08514) 7-9119

注(1)堤高が15m未満のダムについては、省略しました。

第9号表 ダム機能表

区分	名称 項目	布部ダム	山佐ダム	三瓶ダム	八戸ダム	浜田ダム	第二浜田ダム
概要	水系	斐伊川	斐伊川	静間川	江の川	浜田川	浜田川
	河川名	飯梨川	山佐川	三瓶川	八戸川	浜田川	浜田川
	所在地	安来市広瀬町布部	安来市広瀬町上山佐	大田市三瓶町野城	江津市桜江町八戸	浜田市河内町	浜田市河内町
	所管	島根県(土木部)	島根県(土木部)	島根県(土木部)	島根県(土木部)	島根県(土木部)	島根県(土木部)
	目的	洪水調節、上水道、工業用水、発電	洪水調節、上水道、発電	洪水調節、上水道、不特定用水	洪水調節、上水道、工業用水、不特定用水、発電	洪水調節	洪水調節、不特定用水
	型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	連絡先	安来 (0854)36-0050	安来 (0854)35-0156	大田 (0854)86-0530	江津 (0855)92-1361	浜田 (0855)22-3051	浜田 (0855)22-3051
堰堤貯水池諸元	集水面積 km²	70.0	19.2	25.5	164.0	33.8	37.4
	堤高 m	55.9	56.0	54.5	72.0	58.0	97.8
	堤頂長 m	190.0	220.0	140.0	151.0	184.25	218.00
	洪水時操作ゲート	オリフィスゲート 2 クレストゲート 1	コンジットゲート 1 クレストゲート 2	なし	コンジットゲート 2 クレストゲート 3	なし	なし
	常時満水位 m	EL 194.6	EL 191.2	EL 127.0	EL 124.6	EL 107.85	EL 58.8
	洪水時満水位 m	EL 196.6	EL 207.0	EL 140.5	EL 126.9	EL 138.9	EL 104.6
	総貯水容量 千m3	7,100	5,050	7,120	26,800	4,125	15,470
	有効貯水容量 千m3	5,000	4,450	6,400	23,200	3,325	14,220
治水	制限水位 m	EL 188.4	—	—	EL 106.9	—	—
	洪水調節容量 千m3	3,700	3,350	4,670	20,000	3,325	13,570
	計画高水量 m3/s	690	260	380	1,190	690	630
	最大放流量 m3/s	375	40	80	330	590	130

区分	項目＼名称	大長見ダム	御部ダム	益田川ダム	笹倉ダム	大峠ダム
概要	水系	周布川	三隅川	益田川	益田川	益田川
	河川名	周布川	三隅川	益田川	波田川	馬の谷川
	所在地	浜田市長見町 浜田市弥栄町	浜田市三隅町黒沢	益田市久々茂町	益田市 美都町笹倉	益田市 美都町笹倉
	所管	島根県(土木部)	島根県(土木部)	島根県(土木部)	島根県(土木部)	島根県(土木部)
	目的	洪水調節、上水道、不特定用水、発電	洪水調節、発電、不特定用水	洪水調節	不特定用水	洪水調節
	型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	連絡先	浜田 (0855)22-8340	三隅 (0855)35-1421	益田 (0856)31-9625	益田 (0856)31-9625	益田 (0856)31-9625
堰堤貯水池諸元	集水面積 m	106.2	102.4	87.6	13.5	5.5
	堤高 m	71.5	63.0	48.0	36.2	23.2
	堤頂長 m	334.00	177.0	169.0	92.5	67.4
	洪水時操作ゲート	なし	なし	なし	なし	なし
	常時満水位 m	EL 157.2	EL 98.6		EL 138.2	
	洪水時満水位 m	EL 180.0	EL 122.50	EL 72.70	EL 140.7	EL 118.90
	総貯水容量 千m3	19,270	16,800	6,750	480	239
	有効貯水容量 千m3	18,770	15,500	6,500	200	239
治水	制限水位 m	—	—			
	洪水調節容量 千m3	14,470	13,500	6,500		239
	計画高水量 m3/s	1,090	1,030	950	160	80
	最大放流量 m3/s	780	600	640	160	35

区分	名称 項目	銚子ダム	美田ダム	三成ダム	木都賀ダム	嵯峨谷ダム
概要	水系	八尾川	美田川	斐伊川	三隅川	益田川
	河川名	銚子川	美田川	斐伊川	三隅川	益田川
	所在地	隠岐の島町原田	西ノ島町美田	奥出雲町三成	浜田市弥栄町木都賀	益田市美都町都茂
	所管	島根県(土木部)	島根県(土木部)	島根県(企業局)	島根県(企業局)	島根県(農林水産部)
	目的	洪水調節、上水道、不特定用水	洪水調節、上水道、不特定用水	砂防、発電	発電、砂防	防災
	型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	アーチ式コンクリート両岸重力式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	連絡先	隠岐の島 (08512)2-4362	西ノ島 (08514)7-9119	安来 (0854)22-2748	江津 (0855)57-0221	益田 (0856)31-9625
堰堤貯水池諸元	集水面積 km²	7.8	2.15	117.5	62.0	16.76
	堤高 m	39.7	26.8	42.0	39.0	34.64
	堤頂長 m	185.0	105.00	109.7	98.0	96.0
	洪水時操作ゲート	なし	なし	洪水吐 (ローラゲート) 8門 土砂吐 (ローラゲート) 3門	テンターゲート 3門	なし
	常時満水位 m	EL 57.8	EL 35.7	EL 292.61	EL 240.0	
	洪水時満水位 m	EL 65.6	EL 41.6	EL 292.91	EL 240.0	EL 285.0
	総貯水容量 千m3	2,530	539	3,438	2,526	864
	有効貯水容量 千m3	2,350	496	1,138	1,558	864
治水	制限水位 m	—	—	—		
	洪水調節容量 千m3	1,300	280			864
	計画高水量 m3/s	95	40			99.8
	最大放流量 m3/s	9	7			85.3

区分	名称 項目	津田川ダム	清瀧ダム	志津見ダム	尾原ダム	阿井川ダム
概要	水系	津田川	大原川	斐伊川	斐伊川	斐伊川
	河川名	津田川	江谷川	神戸川	斐伊川	阿井川
	所在地	益田市大草町	大田市久手町刺鹿	飯南町角井	雲南市木次町平田	奥出雲町河内
	所管	島根県(農林水産部	島根県(農林水産部	国土交通省	国土交通省	中国電力
	目的	防災	防災	洪水調節、河川環境の保全、工業用水、発電	洪水調節、河川環境の保全、水道用水	発電専用
	型式	重力式コンクリートダム	中心コアー型フィルダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	連絡先	益田 (0856)31-9625	大田 (0854)84-9753	志津見ダム管理支所 雲南(0854)73-0222	尾原ダム管理支所 雲南(0854)48-0780	出雲 (0853)21-6157
堰堤貯水池諸元	集水面積 km²	4.31	6.85	213.8	289.0	333.2(内直接集水面積 66.7)
	堤高 m	28.7	33.90	81.0	90.0	21.70
	堤頂長 m	83.0	124.50	266.0	440.8	96.00
	洪水時操作ゲート	なし	なし	なし	コンジットゲート 2 クレストゲート 2	ストニーゲート 幅 14.00m 高さ 4.10m 2門
	常時満水位 m		EL 35.30	EL 245.7	EL 205.0	EL 209.0
	洪水時満水位 m	EL 97.89	EL 49.60	EL 276.2	EL 216.5	EL 209.0
	総貯水容量 千m3	340	835	50,600	60,800	1,085.0
	有効貯水容量 千m3	305	750	46,600	54,200	854.6
治水	制限水位 m				EL 195.5	
	洪水調節容量 千m3	305	750	40,200	洪水期 37,000 非洪水期 23,100	
	計画高水量 m3/s	27.1	91.67	1,400	2,500	
	最大放流量 m3/s	9.0	18.9	680	900	

区分	名称 項目	来島ダム	浜原ダム	周布川ダム	長見ダム	大谷ダム
概要	水系	斐伊川	江の川	周布川	周布川	斐伊川
	河川名	神戸川	江の川	周布川	周布川	大谷川
	所在地	飯南町下来島	美郷町信喜	浜田市 弥栄町小坂	浜田市長見町	松江市 東忌部町
	所管	中国電力	中国電力	中国電力	中国電力	松江市上下水道局
	目的	発電専用	発電専用	発電専用	発電専用	上水道
	型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式
	連絡先	美郷 (0855)75-1900	美郷 (0855)75-1900	浜田 (0855)23-7693	浜田 (0855)23-7693	松江 (0852)55-4888
堰堤貯水池諸元	集水面積 km²	140.18	3,000.0	88.5	108.1(内周布川ダム分88.5)	3.96
	堤高 m	63.00	19.00	58.00	20.20	35.00
	堤頂長 m	250.87	361.40	147.00	57.50	101.00
	洪水時操作ゲート	ラジアルゲート 幅 11.20m 高さ 6.30m 3門	ローラーゲート 幅 14.00m 高さ 9.40m 12門	なし	ラジアルゲート 幅 6.00m 高さ 7.30m 4門	なし
	常時満水位 m	EL 361.0	EL 65.0	EL 270.00	EL 116.50	EL 137.5
	洪水時満水位 m	EL 361.0	EL 64.9	EL 273.70	EL 116.50	EL 138.7
	総貯水容量 千m3	23,470.0	11,200.0	10,173.00	358.86	1421.0
	有効貯水容量 千m3	21,180.0	2,600.0	7,143.00	84.93	1328.0
治水	制限水位 m					
	洪水調節容量 千m3					
	計画高水量 m3/s					
	最大放流量 m3/s					

区分	名称 項目	千本ダム	稗原ダム	塩田ダム	坂根ダム
概要	水系	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川
	河川名	忌部川	稗原川	金谷川	室原川
	所在地	松江市 東忌部町	出雲市野尻町 ～雲南市三刀屋町	雲南市大東町	奥出雲町八川
	所管	松江市上下水道局	出雲市(農林水産部)	雲南市	農林水産省 奥出雲町土地改良区受託管理
	目的	上水道	かんがい	かんがい	かんがい
	型式	重力式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式
	連絡先	松江 (0852)55-4888	出雲 (0853)21－2211	雲南 (0854)40-1000	奥出雲 (0854)52-2112
堰堤貯水池諸元	集水面積 km²	15.36	4.55	1.25	3.9
	堤高 m	15.76	47.3	39.7	50.6
	堤頂長 m	109.09	117.0	88.0	157.0
	洪水時操作ゲート	なし	なし	なし	なし
	常時満水位 m	EL 48.79	EL 164.5	EL 311.9	EL 629.80
	洪水時満水位 m	EL 48.79	EL 166.5	EL 313.25	EL 629.80
	総貯水容量 千m3	387	1,210	310	790
	有効貯水容量 千m3	379	1,090	272	670
治水	制限水位 m				
	洪水調節容量 千m3				
	計画高水量 m3/s				
	最大放流量 m3/s				

第10号表　ダム関係通報系統図

布　部　ダ　ム　　（県土木部）

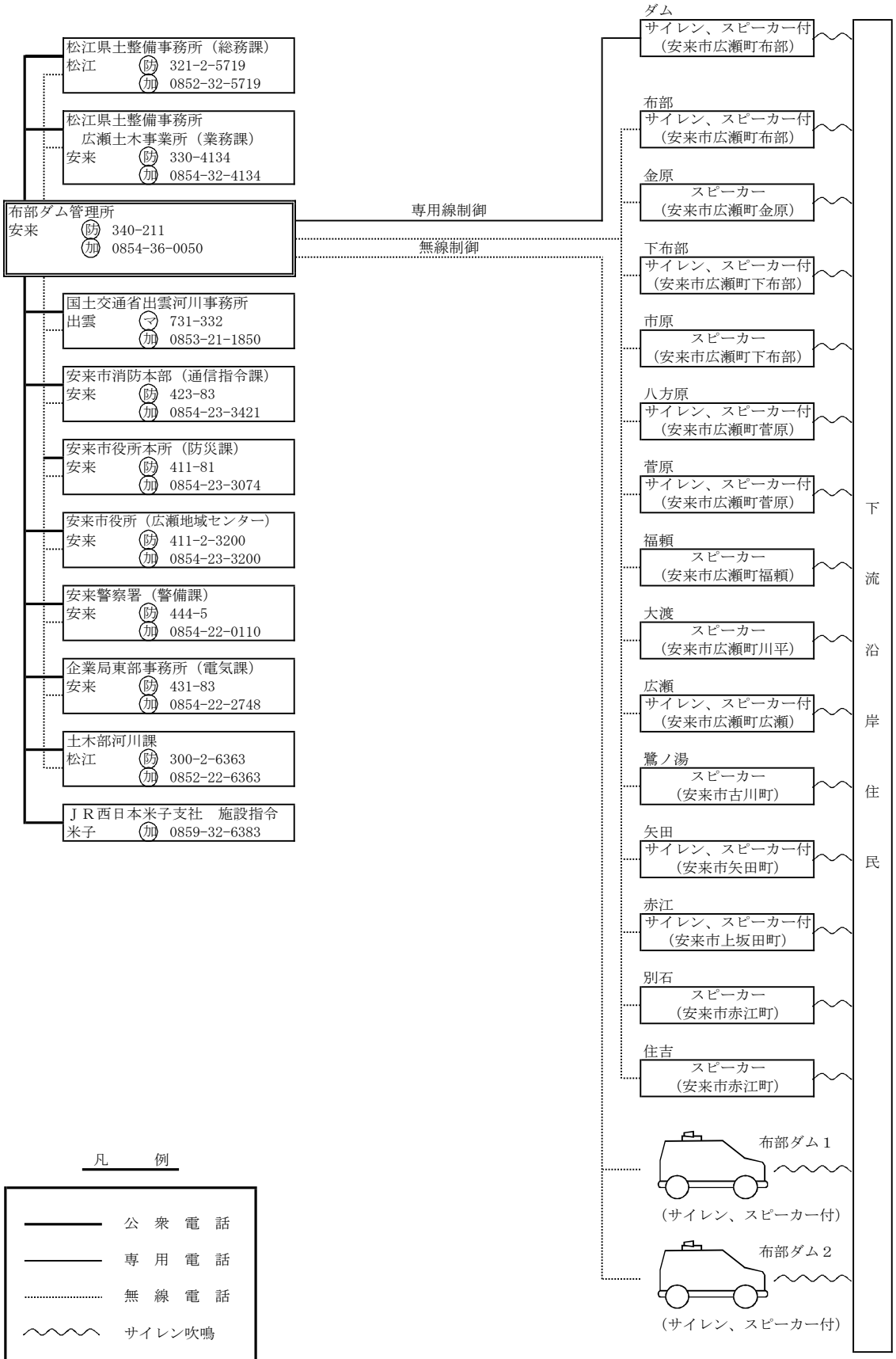

山　佐　ダ　ム　　（県土木部）

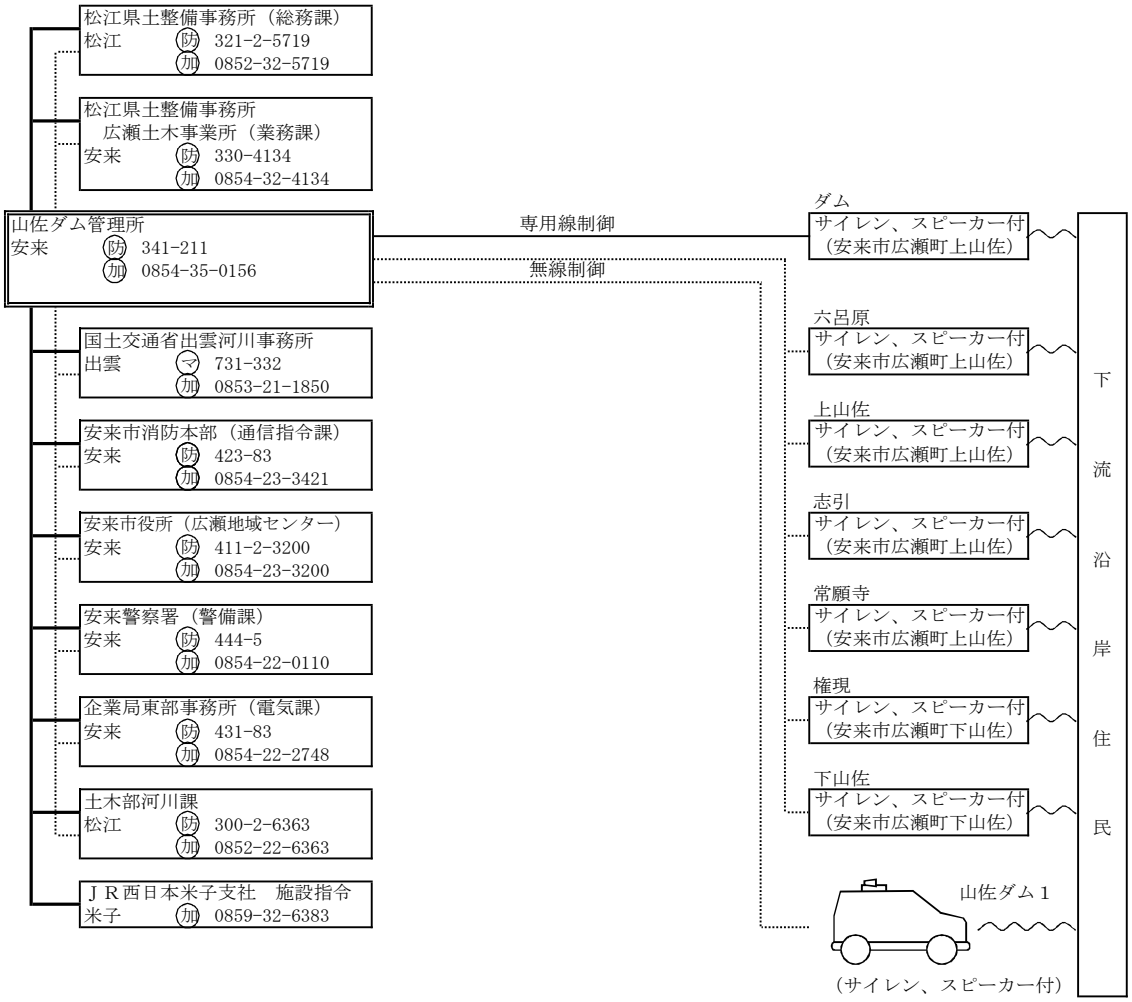
松江県土整備事務所（総務課）
松江　防　321-2-5719
加　0852-32-5719
松江県土整備事務所
広瀬土木事業所（業務課）
安来　防　330-4134
加　0854-32-4134
山佐ダム管理所
安来　防　341-211
加　0854-35-0156
専用線制御
無線制御
国土交通省出雲河川事務所
出雲　マ　731-332
加　0853-21-1850
安来市消防本部（通信指令課）
安来　防　423-83
加　0854-23-3421
安来市役所（広瀬地域センター）
安来　防　411-2-3200
加　0854-23-3200
安来警察署（警備課）
安来　防　444-5
加　0854-22-0110
企業局東部事務所（電気課）
安来　防　431-83
加　0854-22-2748
土木部河川課
松江　防　300-2-6363
加　0852-22-6363
ＪＲ西日本米子支社　施設指令
米子　加　0859-32-6383
ダム
サイレン、スピーカー付
（安来市広瀬町上山佐）
六呂原
サイレン、スピーカー付
（安来市広瀬町上山佐）
上山佐
サイレン、スピーカー付
（安来市広瀬町上山佐）
志引
サイレン、スピーカー付
（安来市広瀬町上山佐）
常願寺
サイレン、スピーカー付
（安来市広瀬町上山佐）
権現
サイレン、スピーカー付
（安来市広瀬町下山佐）
下山佐
サイレン、スピーカー付
（安来市広瀬町下山佐）
山佐ダム１
（サイレン、スピーカー付）
下流沿岸住民

凡　　例

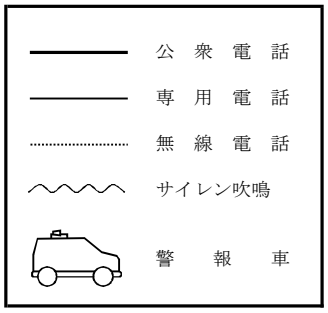
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

三　瓶　ダ　ム　　（県土木部）

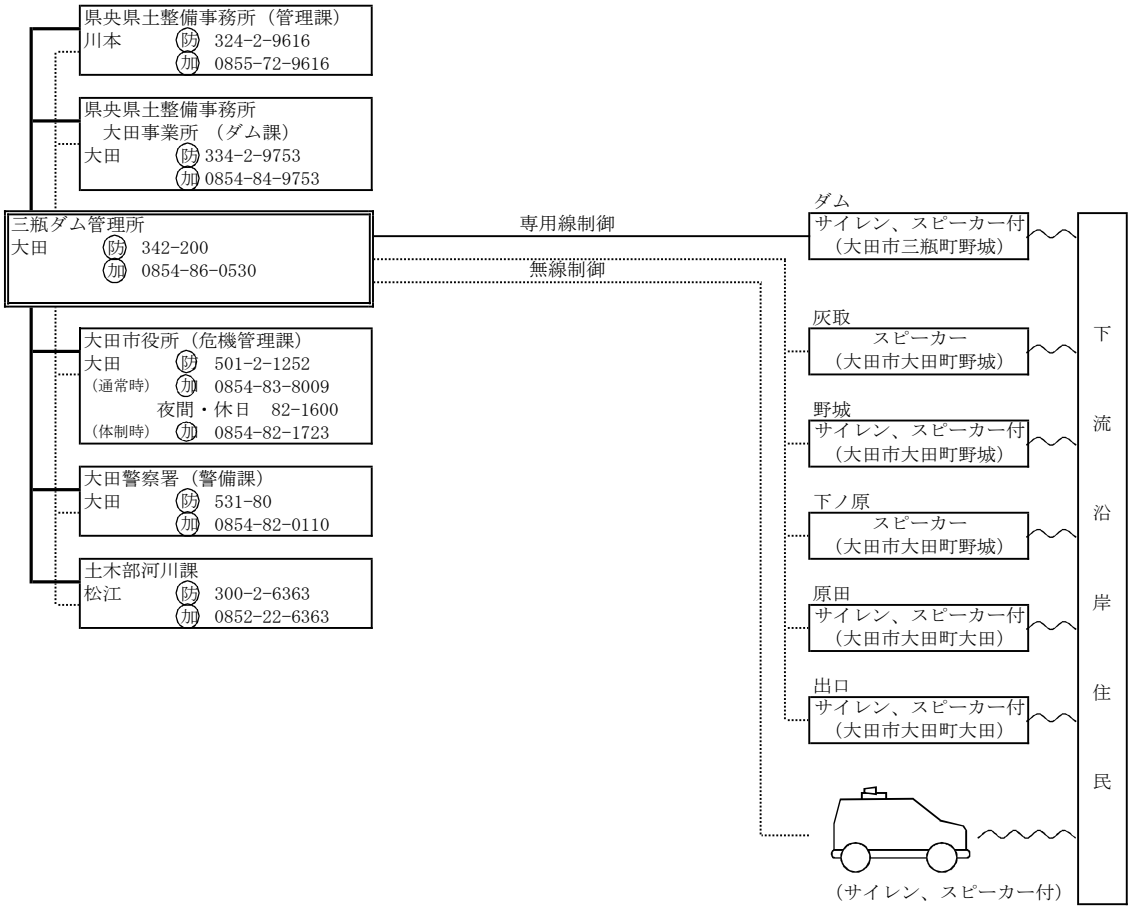
県央県土整備事務所（管理課）
川本　防 324-2-9616
加 0855-72-9616
県央県土整備事務所
大田事業所（ダム課）
大田　防 334-2-9753
加 0854-84-9753
三瓶ダム管理所
大田　防 342-200
加 0854-86-0530
専用線制御
無線制御
大田市役所（危機管理課）
大田　防 501-2-1252
（通常時）加 0854-83-8009
夜間・休日　82-1600
（体制時）加 0854-82-1723
大田警察署（警備課）
大田　防 531-80
加 0854-82-0110
土木部河川課
松江　防 300-2-6363
加 0852-22-6363
ダム
サイレン、スピーカー付
（大田市三瓶町野城）
灰取
スピーカー
（大田市大田町野城）
野城
サイレン、スピーカー付
（大田市大田町野城）
下ノ原
スピーカー
（大田市大田町野城）
原田
サイレン、スピーカー付
（大田市大田町大田）
出口
サイレン、スピーカー付
（大田市大田町大田）
（サイレン、スピーカー付）
下流沿岸住民

凡　例

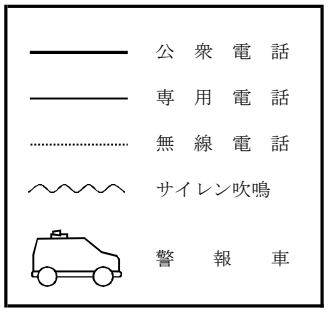
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

八　戸　ダ　ム　　（県土木部）

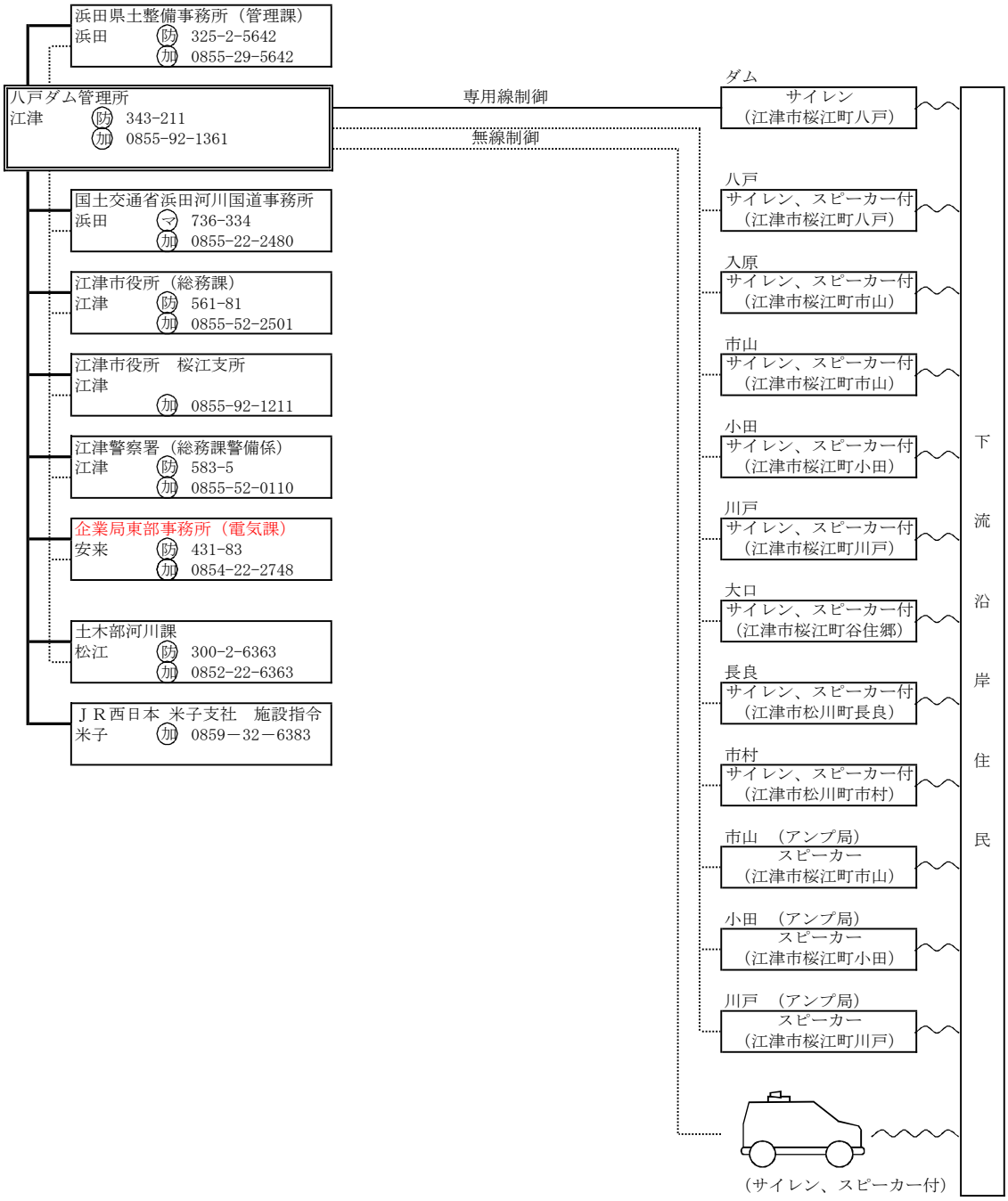
浜田県土整備事務所（管理課）
浜田　防 325-2-5642
加 0855-29-5642
八戸ダム管理所
江津　防 343-211
加 0855-92-1361
国土交通省浜田河川国道事務所
浜田　マ 736-334
加 0855-22-2480
江津市役所（総務課）
江津　防 561-81
加 0855-52-2501
江津市役所　桜江支所
江津
加 0855-92-1211
江津警察署（総務課警備係）
江津　防 583-5
加 0855-52-0110
企業局東部事務所（電気課）
安来　防 431-83
加 0854-22-2748
土木部河川課
松江　防 300-2-6363
加 0852-22-6363
ＪＲ西日本 米子支社　施設指令
米子　加 0859－32－6383
専用線制御
無線制御
ダム
サイレン
（江津市桜江町八戸）
八戸
サイレン、スピーカー付
（江津市桜江町八戸）
入原
サイレン、スピーカー付
（江津市桜江町市山）
市山
サイレン、スピーカー付
（江津市桜江町市山）
小田
サイレン、スピーカー付
（江津市桜江町小田）
川戸
サイレン、スピーカー付
（江津市桜江町川戸）
大口
サイレン、スピーカー付
（江津市桜江町谷住郷）
長良
サイレン、スピーカー付
（江津市松川町長良）
市村
サイレン、スピーカー付
（江津市松川町市村）
市山　（アンプ局）
スピーカー
（江津市桜江町市山）
小田　（アンプ局）
スピーカー
（江津市桜江町小田）
川戸　（アンプ局）
スピーカー
（江津市桜江町川戸）
（サイレン、スピーカー付）
下流沿岸住民

凡　例

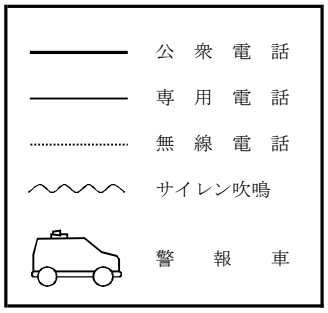
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

第　二　浜　田　ダ　ム　　（県土木部）

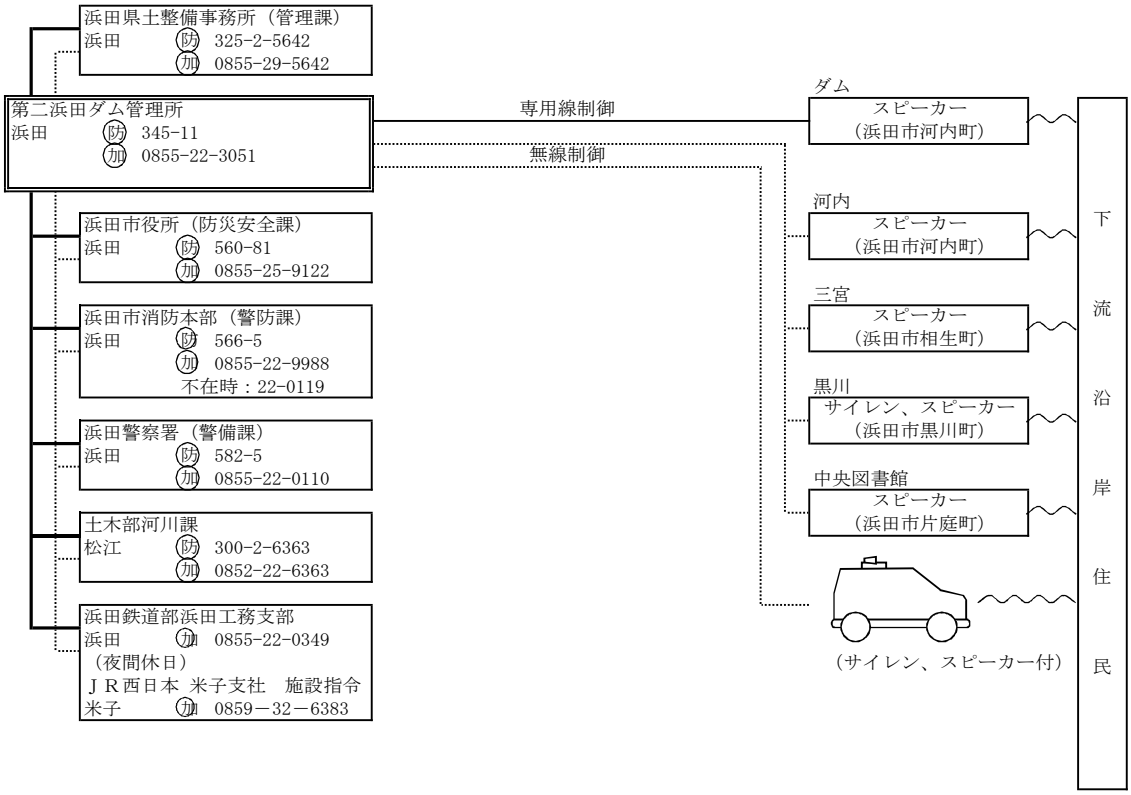

凡　　例

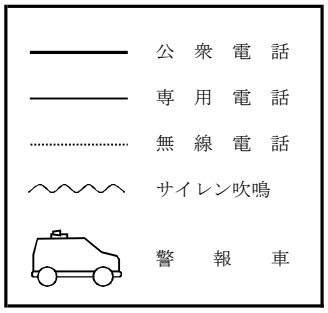

大　長　見　ダ　ム　　（県土木部）

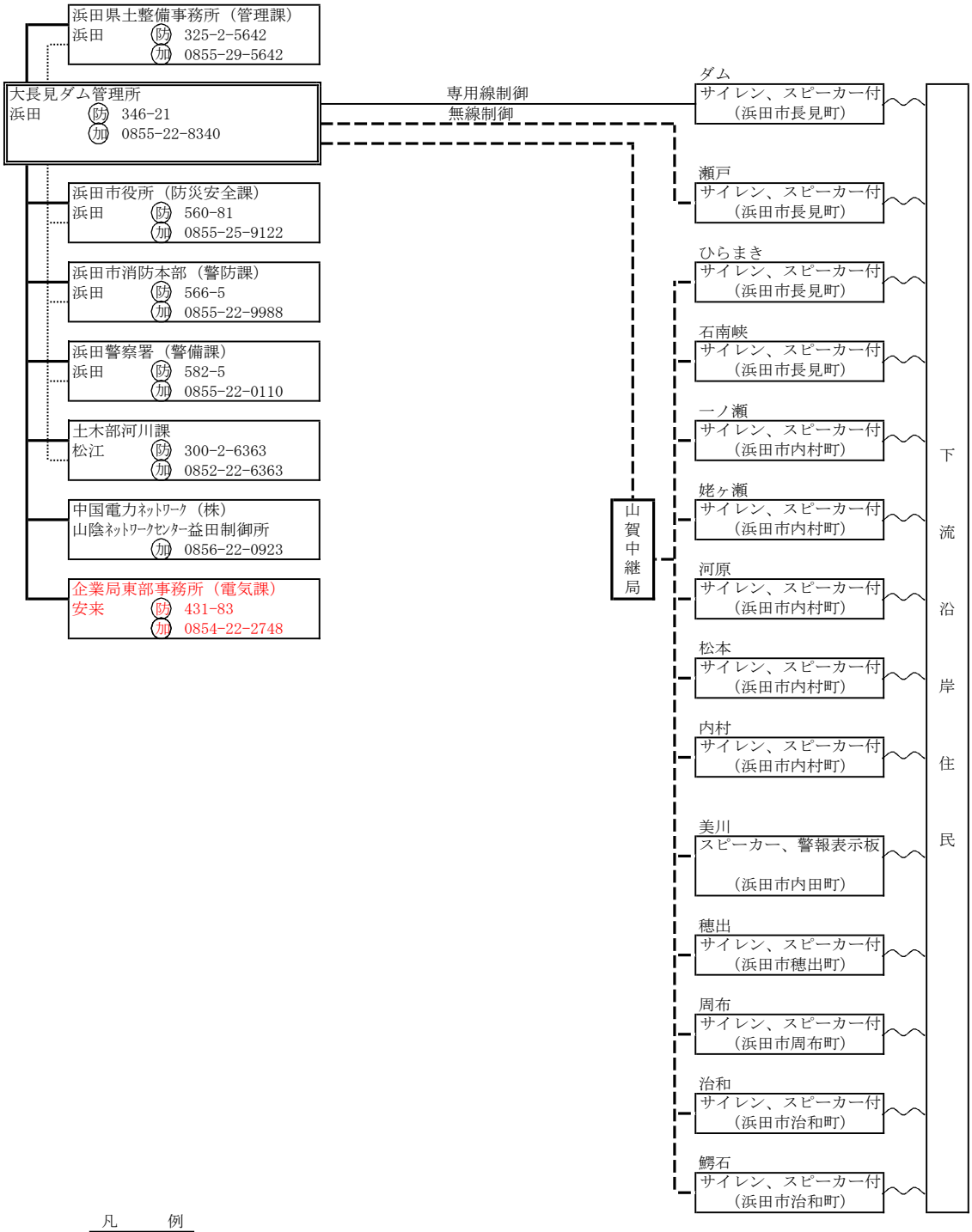
浜田県土整備事務所（管理課）
浜田　防 325-2-5642
加 0855-29-5642
大長見ダム管理所
浜田　防 346-21
加 0855-22-8340
浜田市役所（防災安全課）
浜田　防 560-81
加 0855-25-9122
浜田市消防本部（警防課）
浜田　防 566-5
加 0855-22-9988
浜田警察署（警備課）
浜田　防 582-5
加 0855-22-0110
土木部河川課
松江　防 300-2-6363
加 0852-22-6363
中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ（株）
山陰ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ益田制御所
加 0856-22-0923
企業局東部事務所（電気課）
安来　防 431-83
加 0854-22-2748
専用線制御
無線制御
山賀中継局
ダム
サイレン、スピーカー付
（浜田市長見町）
瀬戸
サイレン、スピーカー付
（浜田市長見町）
ひらまき
サイレン、スピーカー付
（浜田市長見町）
石南峡
サイレン、スピーカー付
（浜田市長見町）
一ノ瀬
サイレン、スピーカー付
（浜田市内村町）
姥ヶ瀬
サイレン、スピーカー付
（浜田市内村町）
河原
サイレン、スピーカー付
（浜田市内村町）
松本
サイレン、スピーカー付
（浜田市内村町）
内村
サイレン、スピーカー付
（浜田市内村町）
美川
スピーカー、警報表示板
（浜田市内田町）
穂出
サイレン、スピーカー付
（浜田市穂出町）
周布
サイレン、スピーカー付
（浜田市周布町）
治和
サイレン、スピーカー付
（浜田市治和町）
鰐石
サイレン、スピーカー付
（浜田市治和町）
下流沿岸住民
凡　例
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

御　部　ダ　ム　　（県土木部）

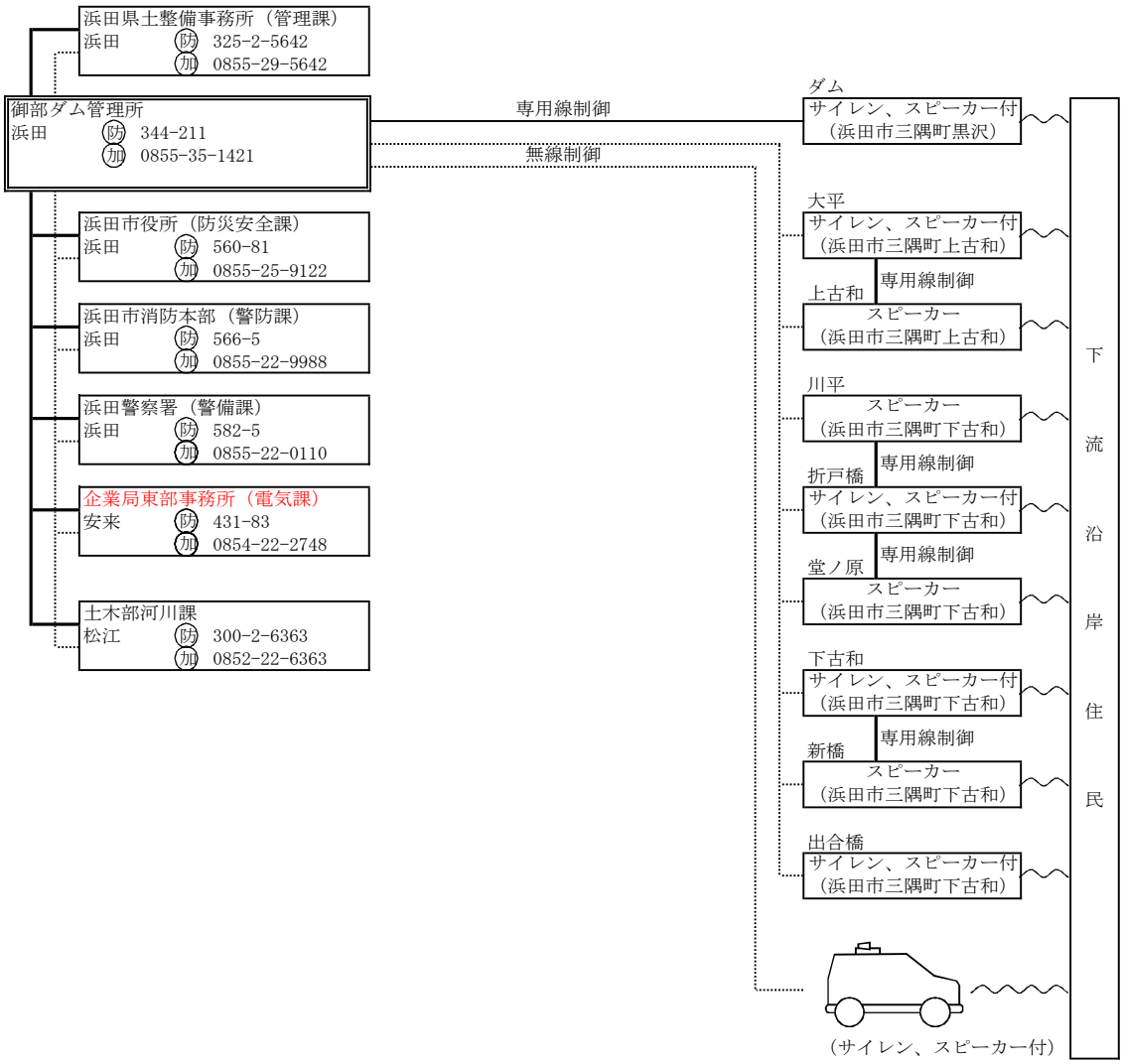
浜田県土整備事務所（管理課）
浜田　防 325-2-5642
加 0855-29-5642
御部ダム管理所
浜田　防 344-211
加 0855-35-1421
浜田市役所（防災安全課）
浜田　防 560-81
加 0855-25-9122
浜田市消防本部（警防課）
浜田　防 566-5
加 0855-22-9988
浜田警察署（警備課）
浜田　防 582-5
加 0855-22-0110
企業局東部事務所（電気課）
安来　防 431-83
加 0854-22-2748
土木部河川課
松江　防 300-2-6363
加 0852-22-6363
専用線制御
無線制御
ダム
サイレン、スピーカー付
（浜田市三隅町黒沢）
大平
サイレン、スピーカー付
（浜田市三隅町上古和）
専用線制御
上古和
スピーカー
（浜田市三隅町上古和）
川平
スピーカー
（浜田市三隅町下古和）
専用線制御
折戸橋
サイレン、スピーカー付
（浜田市三隅町下古和）
専用線制御
堂ノ原
スピーカー
（浜田市三隅町下古和）
下古和
サイレン、スピーカー付
（浜田市三隅町下古和）
専用線制御
新橋
スピーカー
（浜田市三隅町下古和）
出合橋
サイレン、スピーカー付
（浜田市三隅町下古和）
（サイレン、スピーカー付）
下流沿岸住民

凡　　例

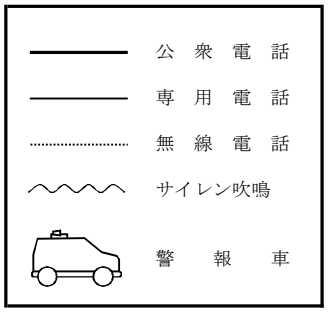
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

益田川ダム　、　笹倉ダム　、　大峠ダム　　（県土木部）

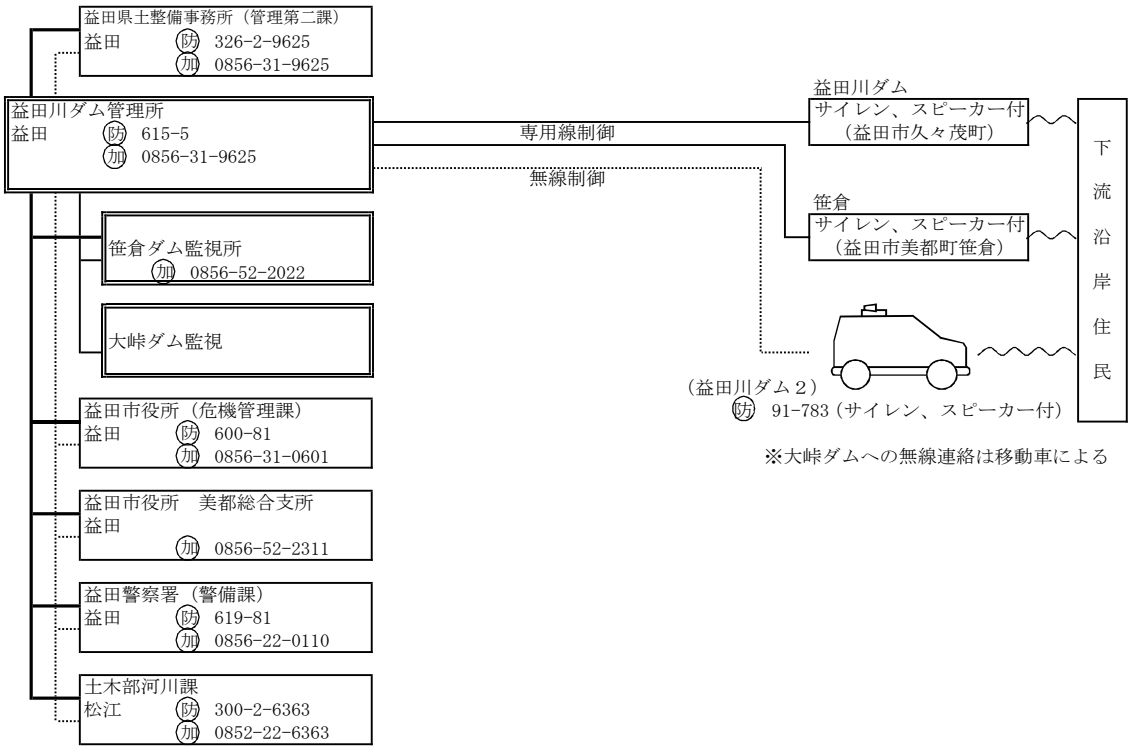

凡　例

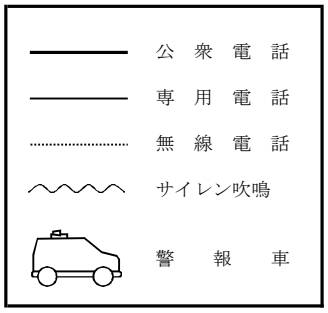

銚　子　ダ　ム　　（県土木部）

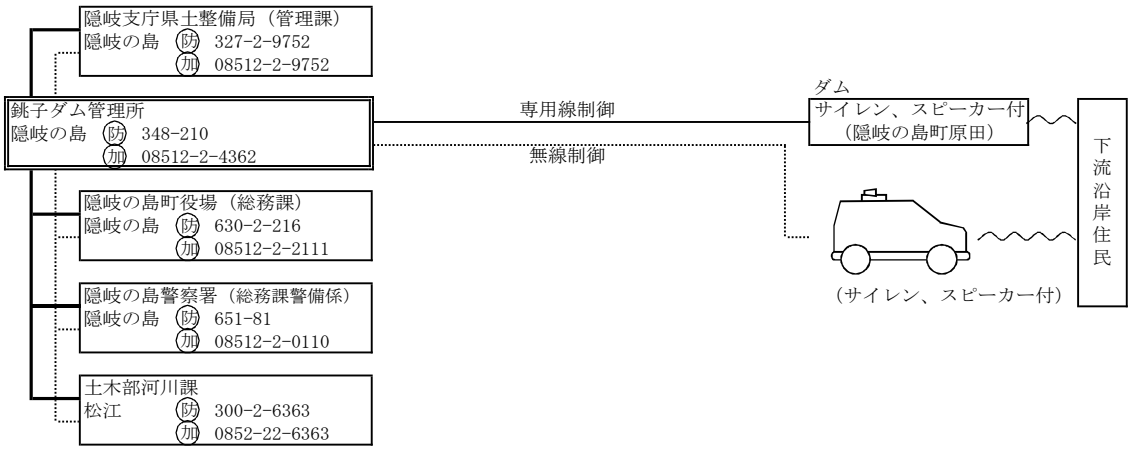
隠岐支庁県土整備局（管理課）
隠岐の島　防　327-2-9752
加　08512-2-9752
銚子ダム管理所
隠岐の島　防　348-210
加　08512-2-4362
隠岐の島町役場（総務課）
隠岐の島　防　630-2-216
加　08512-2-2111
隠岐の島警察署（総務課警備係）
隠岐の島　防　651-81
加　08512-2-0110
土木部河川課
松江　防　300-2-6363
加　0852-22-6363
専用線制御
無線制御
ダム
サイレン、スピーカー付
（隠岐の島町原田）
（サイレン、スピーカー付）
下流沿岸住民

凡　例

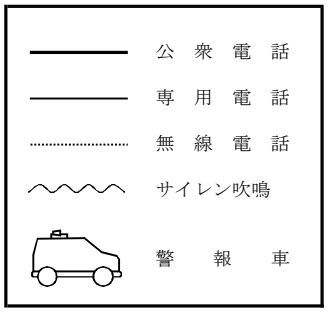
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

美　田　ダ　ム　　（県土木部）

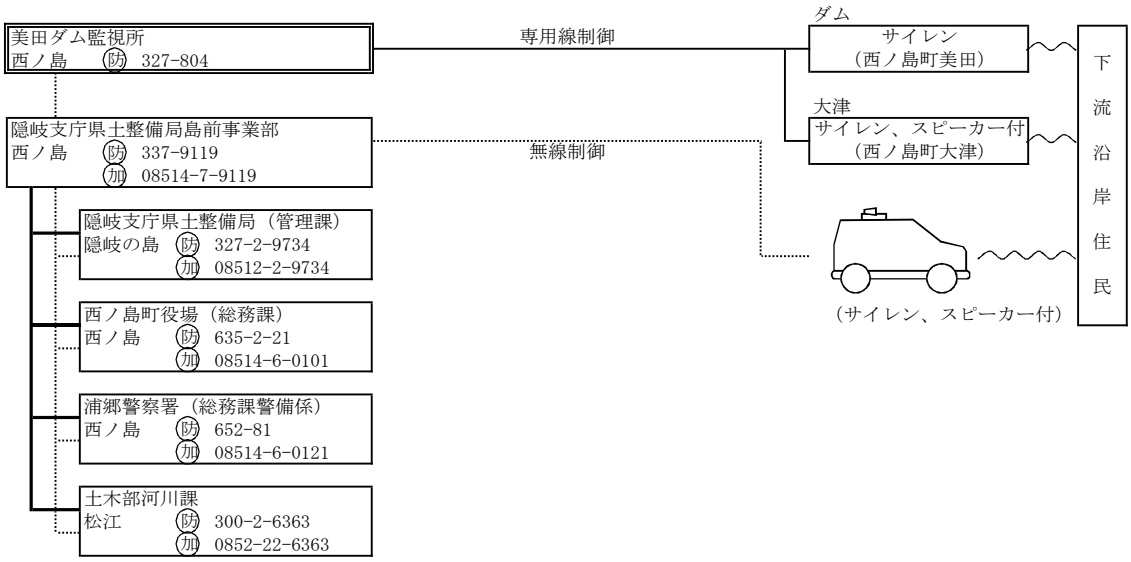
美田ダム監視所
西ノ島　防　327-804
専用線制御
ダム
サイレン
（西ノ島町美田）
大津
サイレン、スピーカー付
（西ノ島町大津）
下流沿岸住民
隠岐支庁県土整備局島前事業部
西ノ島　防　337-9119
加　08514-7-9119
無線制御
（サイレン、スピーカー付）
隠岐支庁県土整備局（管理課）
隠岐の島　防　327-2-9734
加　08512-2-9734
西ノ島町役場（総務課）
西ノ島　防　635-2-21
加　08514-6-0101
浦郷警察署（総務課警備係）
西ノ島　防　652-81
加　08514-6-0121
土木部河川課
松江　防　300-2-6363
加　0852-22-6363

凡　　例

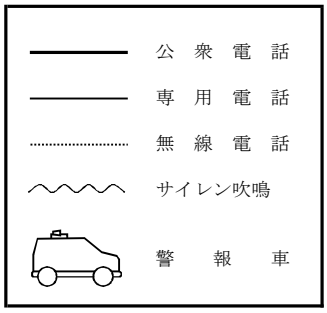
公　衆　電　話
専　用　電　話
無　線　電　話
サイレン吹鳴
警　報　車

三　成　ダ　ム　　（県企業局）

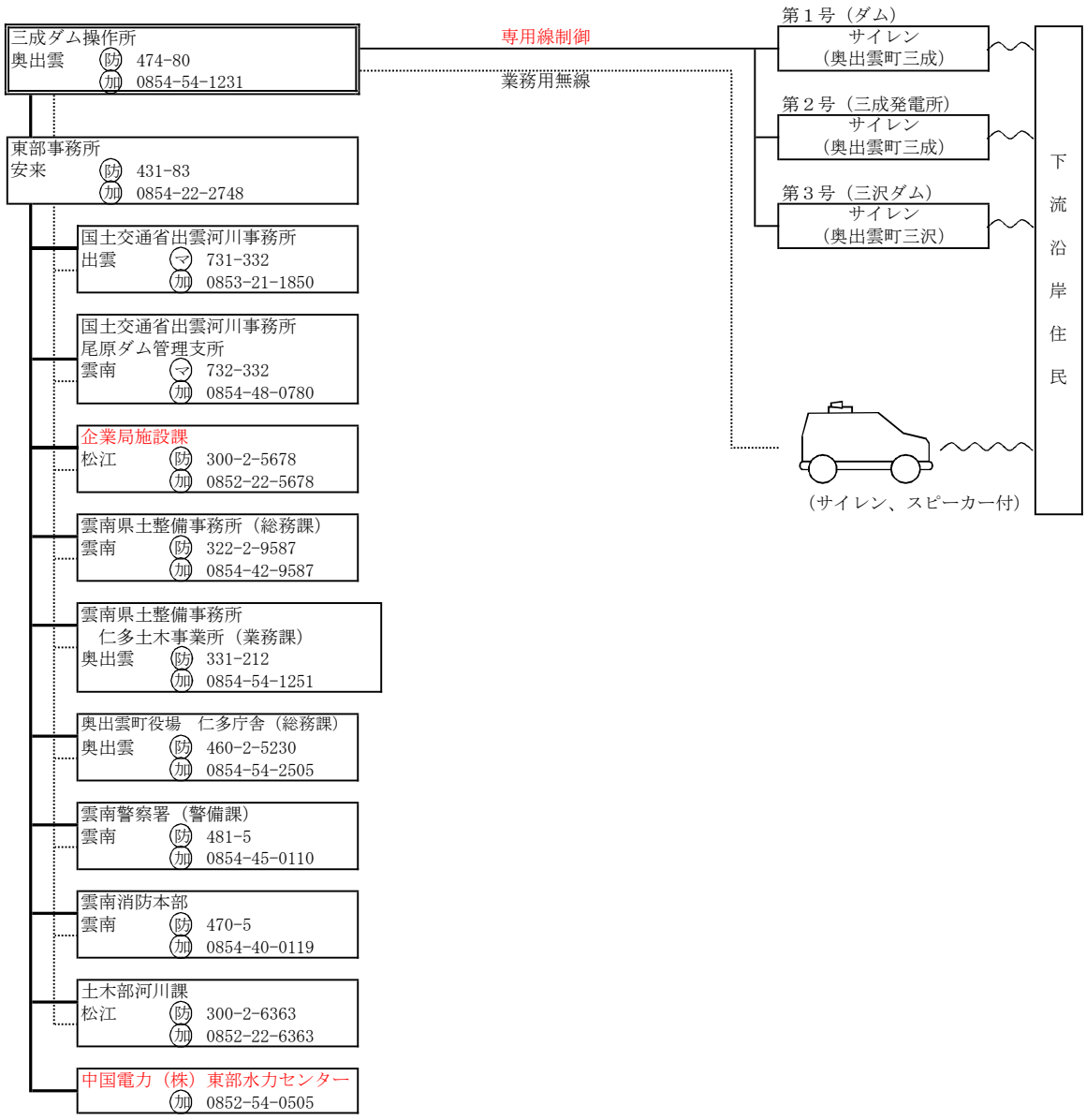
三成ダム操作所
奥出雲　防 474-80
加 0854-54-1231
専用線制御
業務用無線
第１号（ダム）
サイレン
（奥出雲町三成）
第２号（三成発電所）
サイレン
（奥出雲町三成）
第３号（三沢ダム）
サイレン
（奥出雲町三沢）
下流沿岸住民
（サイレン、スピーカー付）
東部事務所
安来　防 431-83
加 0854-22-2748
国土交通省出雲河川事務所
出雲　マ 731-332
加 0853-21-1850
国土交通省出雲河川事務所
尾原ダム管理支所
雲南　マ 732-332
加 0854-48-0780
企業局施設課
松江　防 300-2-5678
加 0852-22-5678
雲南県土整備事務所（総務課）
雲南　防 322-2-9587
加 0854-42-9587
雲南県土整備事務所
仁多土木事業所（業務課）
奥出雲　防 331-212
加 0854-54-1251
奥出雲町役場　仁多庁舎（総務課）
奥出雲　防 460-2-5230
加 0854-54-2505
雲南警察署（警備課）
雲南　防 481-5
加 0854-45-0110
雲南消防本部
雲南　防 470-5
加 0854-40-0119
土木部河川課
松江　防 300-2-6363
加 0852-22-6363
中国電力（株）東部水力センター
加 0852-54-0505

凡　　例

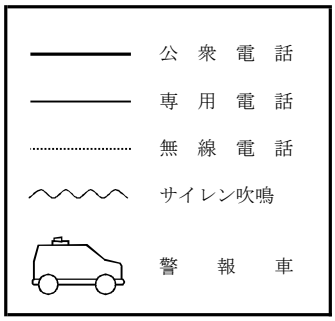
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

木　都　賀　ダ　ム　　（県企業局）

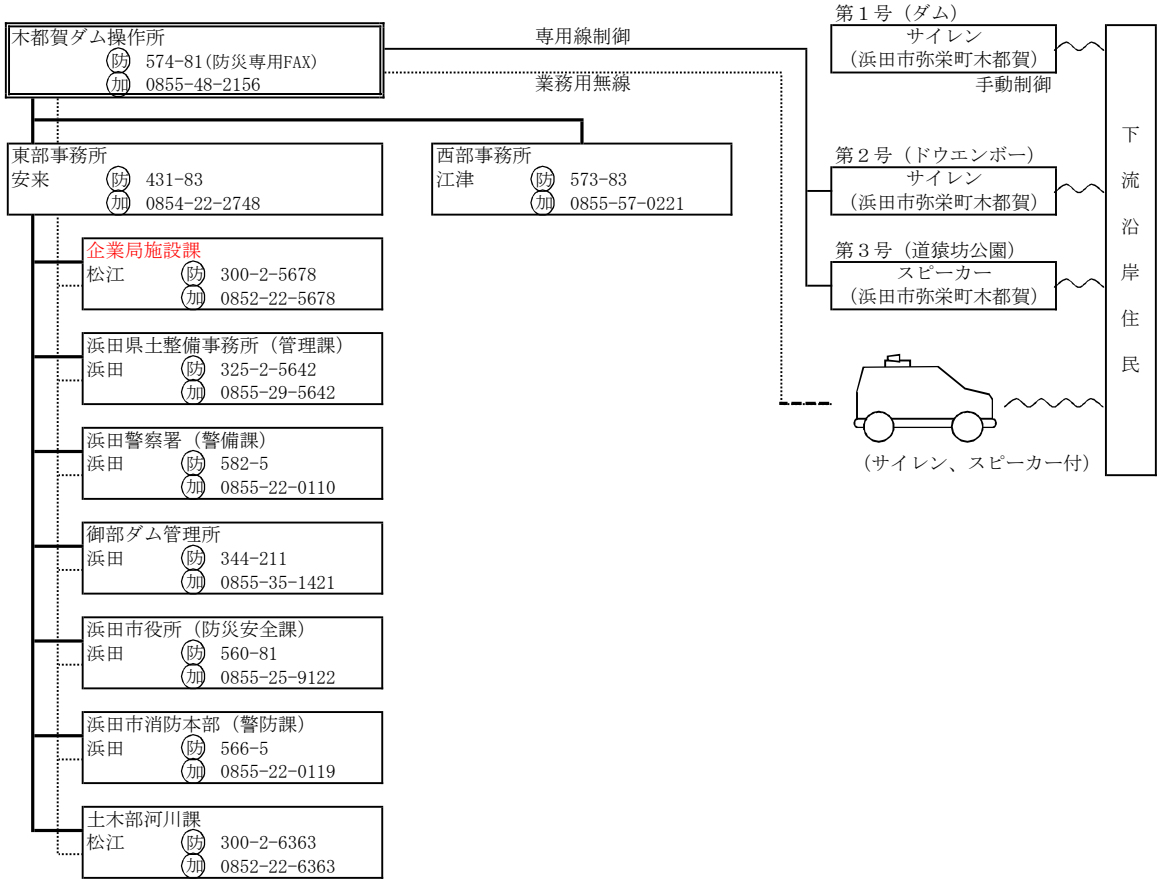

凡　　例

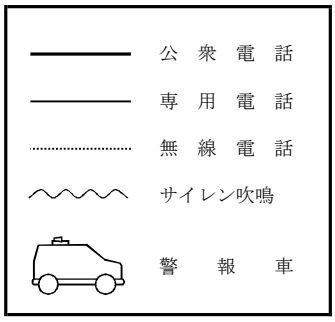

嵯　峨　谷　ダ　ム　　（県農林水産部）

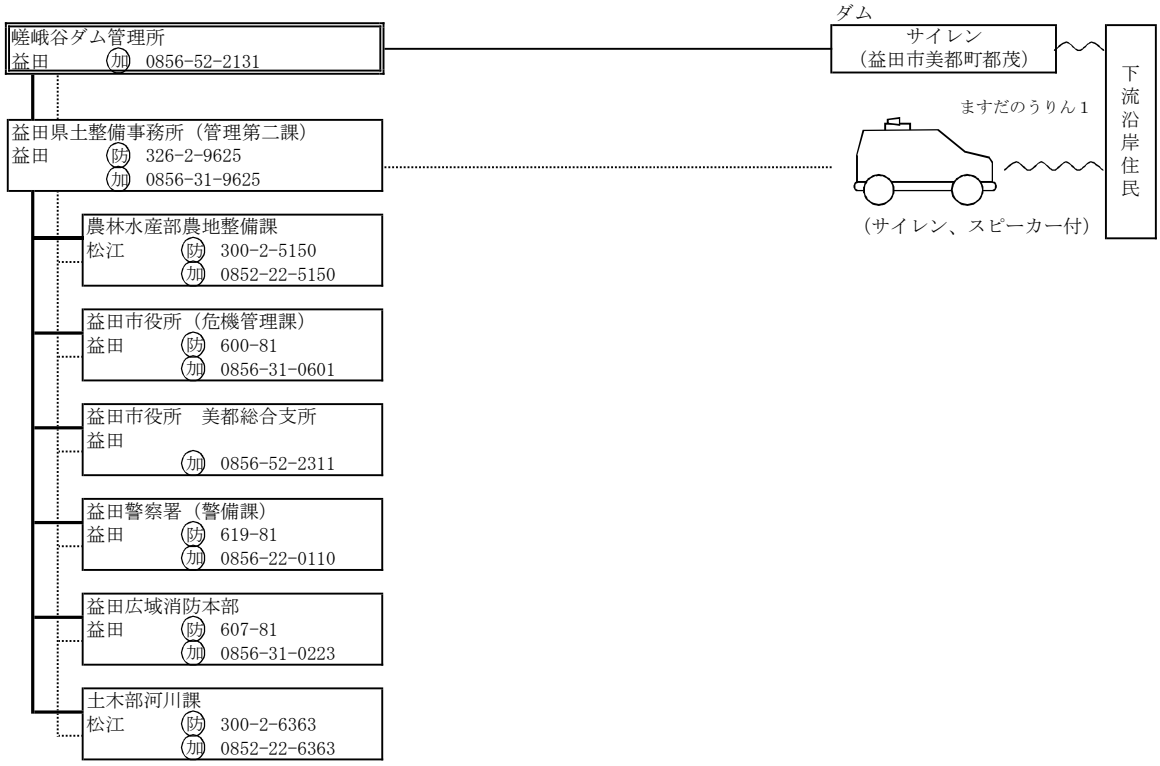

凡　　例

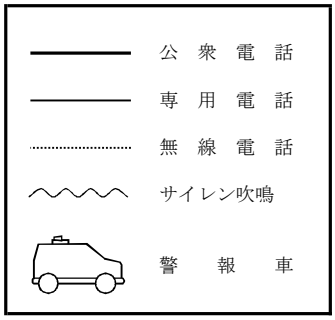

津　田　川　ダ　ム　　（県農林水産部）

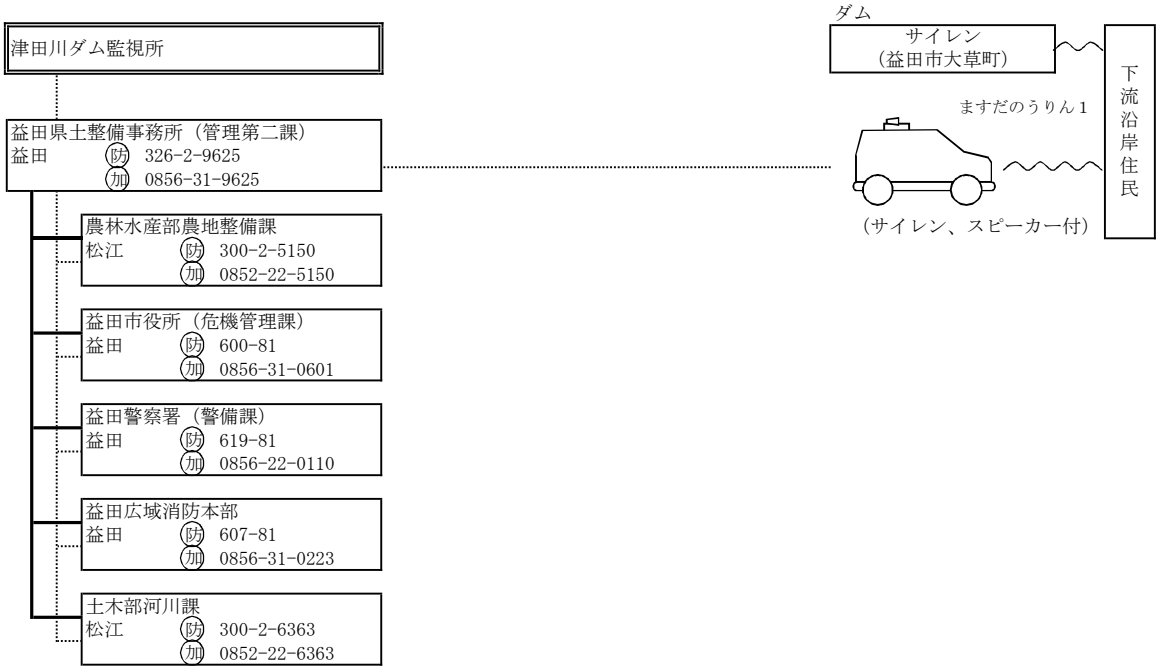

凡　　例

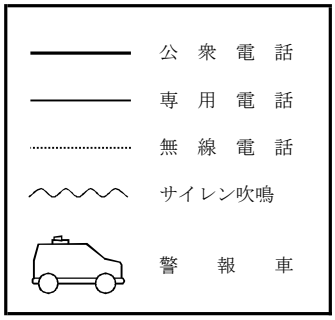

清　瀧　ダ　ム　　（県農林水産部）

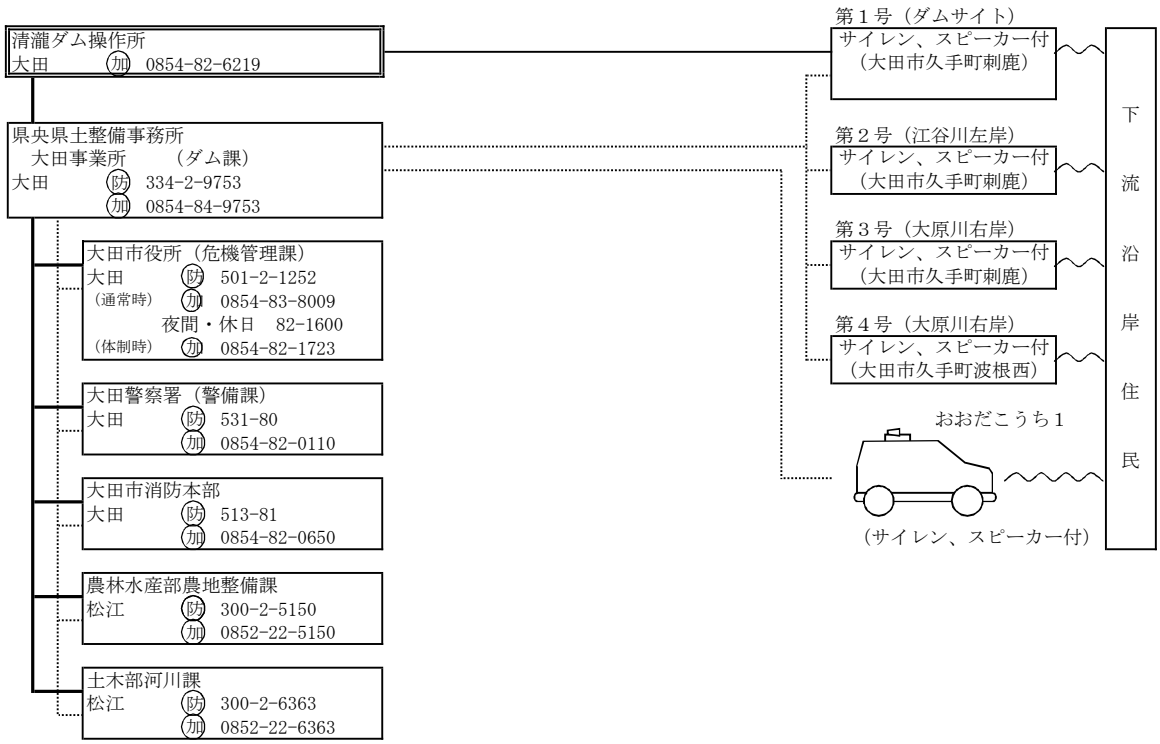

凡　　例

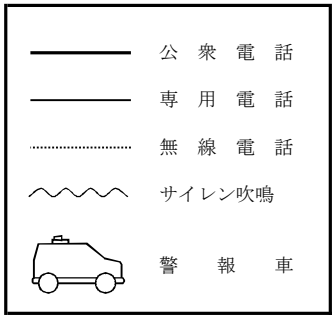

阿　井　川　ダ　ム　（中電）

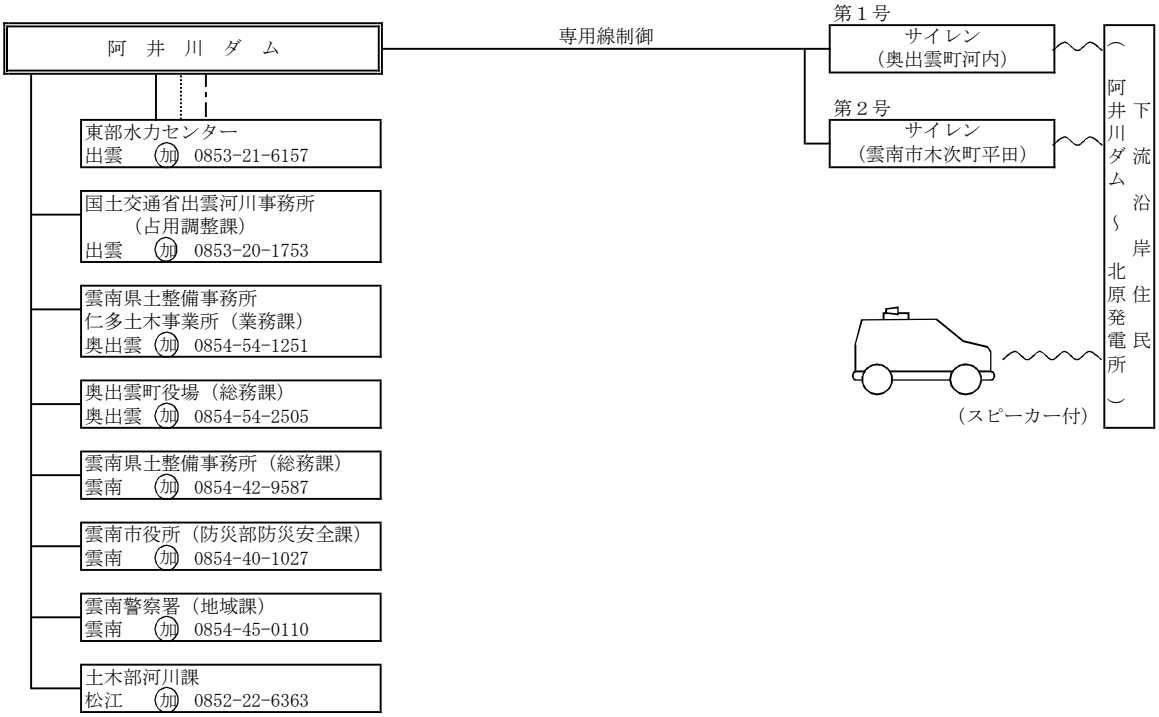
阿　井　川　ダ　ム
専用線制御
第１号
サイレン
（奥出雲町河内）
第２号
サイレン
（雲南市木次町平田）
（阿井川ダム～北原発電所）
下流沿岸住民
（スピーカー付）
東部水力センター
出雲　加　0853-21-6157
国土交通省出雲河川事務所
（占用調整課）
出雲　加　0853-20-1753
雲南県土整備事務所
仁多土木事業所（業務課）
奥出雲　加　0854-54-1251
奥出雲町役場（総務課）
奥出雲　加　0854-54-2505
雲南県土整備事務所（総務課）
雲南　加　0854-42-9587
雲南市役所（防災部防災安全課）
雲南　加　0854-40-1027
雲南警察署（地域課）
雲南　加　0854-45-0110
土木部河川課
松江　加　0852-22-6363

凡　　例

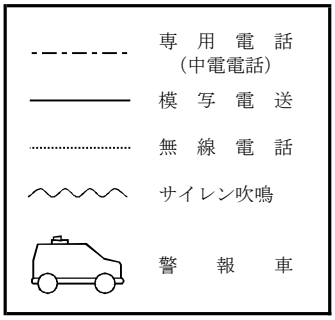
専　用　電　話
（中電電話）
模　写　電　送
無　線　電　話
サイレン吹鳴
警　報　車

来　島　ダ　ム　（中電）

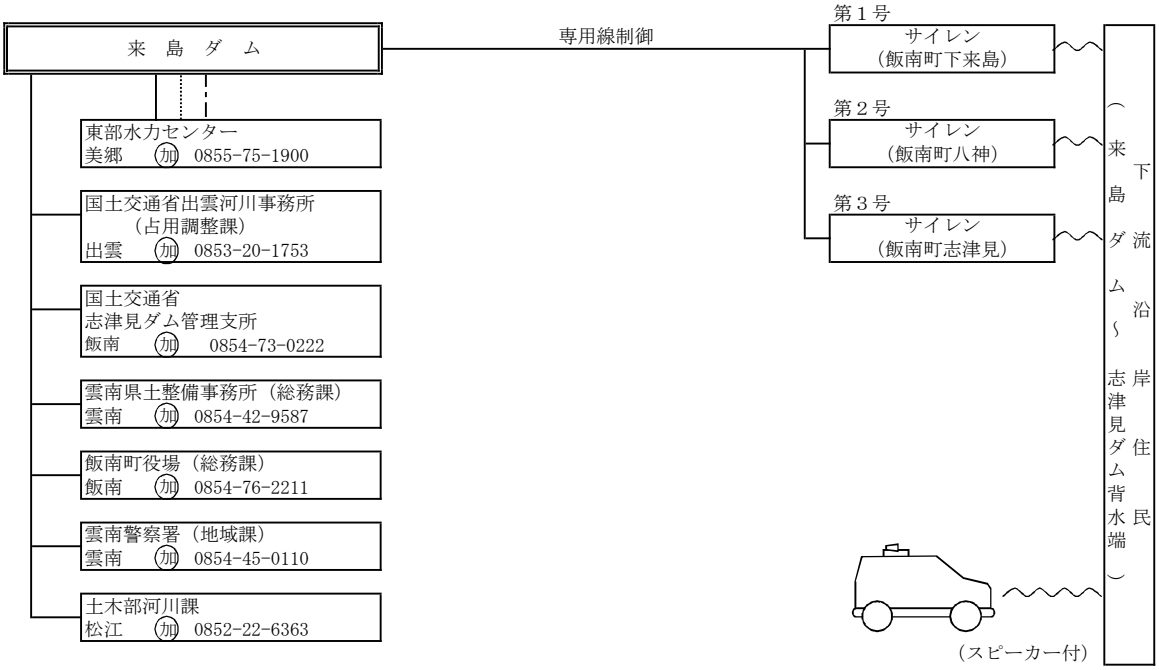
来　島　ダ　ム
専用線制御
第１号
サイレン
（飯南町下来島）
第２号
サイレン
（飯南町八神）
第３号
サイレン
（飯南町志津見）
（来島ダム～志津見ダム背水端）
下流沿岸住民
（スピーカー付）
東部水力センター
美郷　加　0855-75-1900
国土交通省出雲河川事務所
（占用調整課）
出雲　加　0853-20-1753
国土交通省
志津見ダム管理支所
飯南　加　0854-73-0222
雲南県土整備事務所（総務課）
雲南　加　0854-42-9587
飯南町役場（総務課）
飯南　加　0854-76-2211
雲南警察署（地域課）
雲南　加　0854-45-0110
土木部河川課
松江　加　0852-22-6363

凡　　例

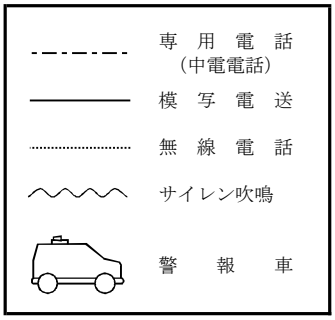
専　用　電　話
（中電電話）
模　写　電　送
無　線　電　話
サイレン吹鳴
警　報　車

浜　原　ダ　ム　（中電）

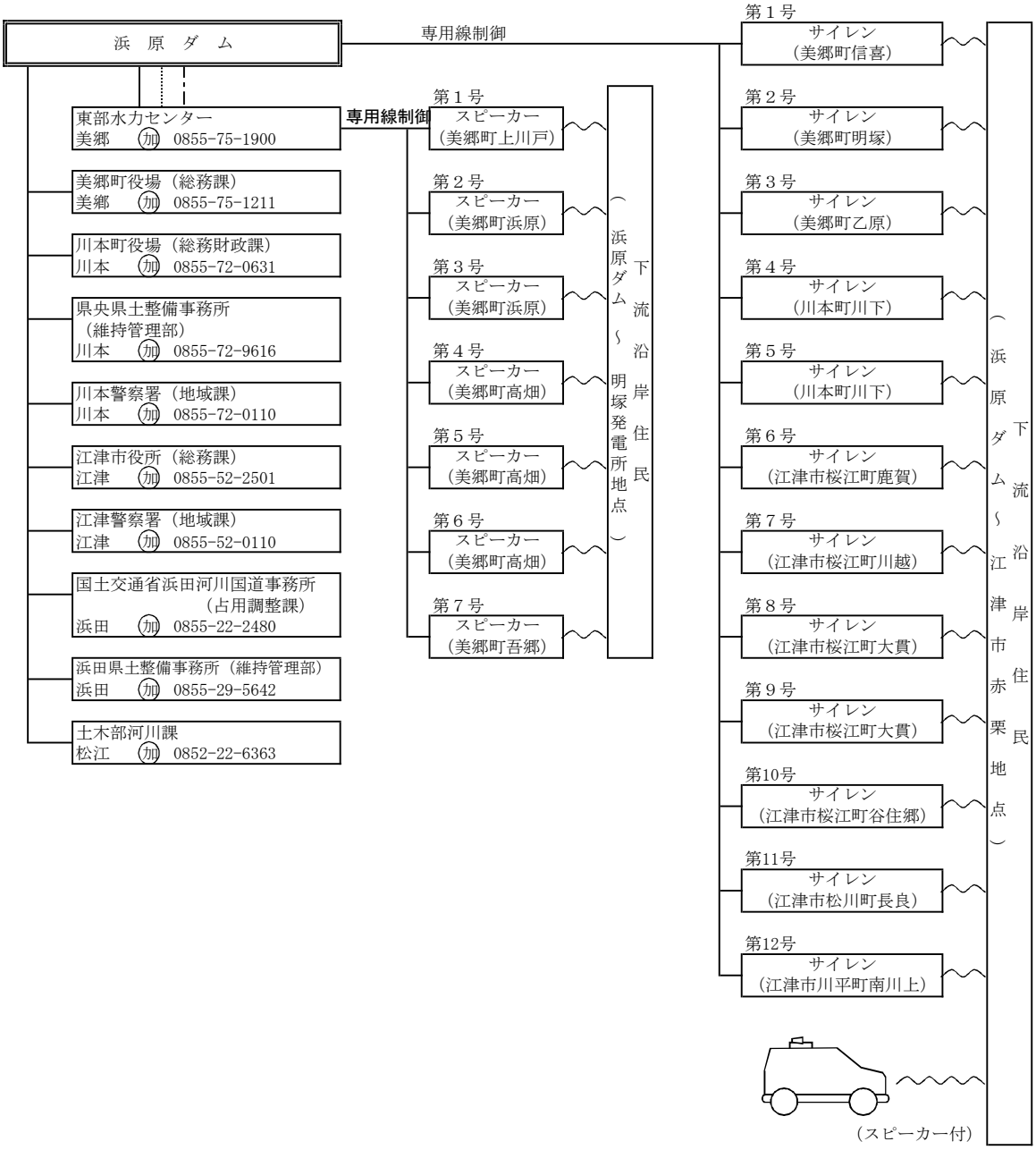
浜　原　ダ　ム
専用線制御
東部水力センター
美郷　㊞　0855-75-1900
美郷町役場（総務課）
美郷　㊞　0855-75-1211
川本町役場（総務財政課）
川本　㊞　0855-72-0631
県央県土整備事務所
（維持管理部）
川本　㊞　0855-72-9616
川本警察署（地域課）
川本　㊞　0855-72-0110
江津市役所（総務課）
江津　㊞　0855-52-2501
江津警察署（地域課）
江津　㊞　0855-52-0110
国土交通省浜田河川国道事務所
（占用調整課）
浜田　㊞　0855-22-2480
浜田県土整備事務所（維持管理部）
浜田　㊞　0855-29-5642
土木部河川課
松江　㊞　0852-22-6363
専用線制御
第１号
スピーカー
（美郷町上川戸）
第２号
スピーカー
（美郷町浜原）
第３号
スピーカー
（美郷町浜原）
第４号
スピーカー
（美郷町高畑）
第５号
スピーカー
（美郷町高畑）
第６号
スピーカー
（美郷町高畑）
第７号
スピーカー
（美郷町吾郷）
（浜原ダム～明塚発電所地点）
下流沿岸住民
第１号
サイレン
（美郷町信喜）
第２号
サイレン
（美郷町明塚）
第３号
サイレン
（美郷町乙原）
第４号
サイレン
（川本町川下）
第５号
サイレン
（川本町川下）
第６号
サイレン
（江津市桜江町鹿賀）
第７号
サイレン
（江津市桜江町川越）
第８号
サイレン
（江津市桜江町大貫）
第９号
サイレン
（江津市桜江町大貫）
第10号
サイレン
（江津市桜江町谷住郷）
第11号
サイレン
（江津市松川町長良）
第12号
サイレン
（江津市川平町南川上）
（浜原ダム～江津市赤栗地点）
下流沿岸住民
（スピーカー付）

凡　　例

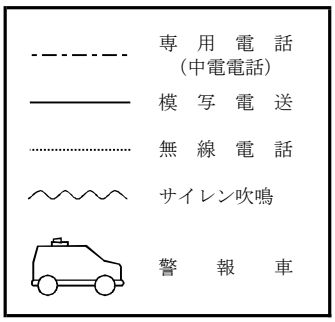
専　用　電　話
（中電電話）
模　写　電　送
無　線　電　話
サイレン吹鳴
警　報　車

長　見　ダ　ム　（中電）

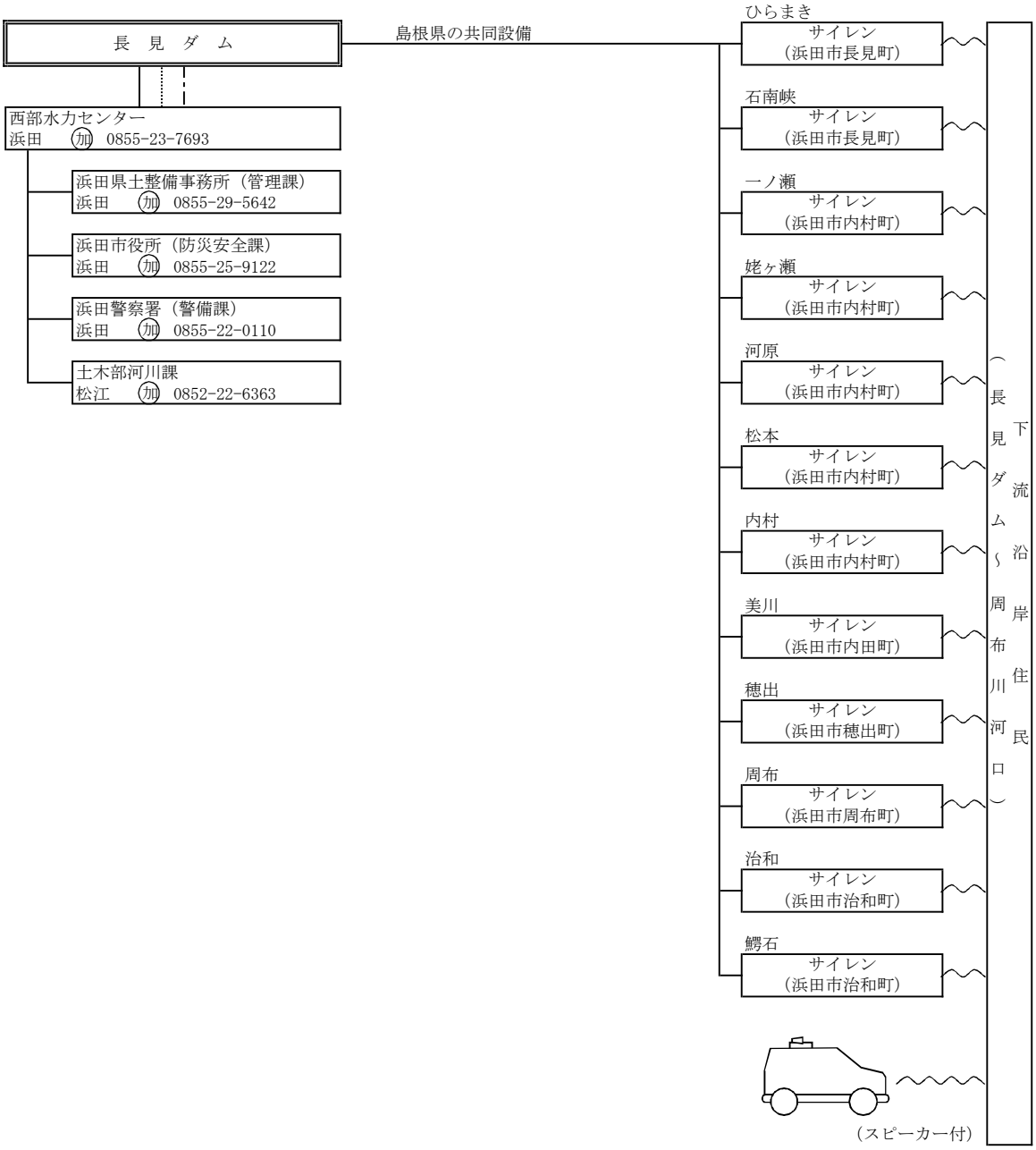
長　見　ダ　ム
島根県の共同設備
西部水力センター
浜田　加　0855-23-7693
浜田県土整備事務所（管理課）
浜田　加　0855-29-5642
浜田市役所（防災安全課）
浜田　加　0855-25-9122
浜田警察署（警備課）
浜田　加　0855-22-0110
土木部河川課
松江　加　0852-22-6363
ひらまき
サイレン
（浜田市長見町）
石南峡
サイレン
（浜田市長見町）
一ノ瀬
サイレン
（浜田市内村町）
姥ヶ瀬
サイレン
（浜田市内村町）
河原
サイレン
（浜田市内村町）
松本
サイレン
（浜田市内村町）
内村
サイレン
（浜田市内村町）
美川
サイレン
（浜田市内田町）
穂出
サイレン
（浜田市穂出町）
周布
サイレン
（浜田市周布町）
治和
サイレン
（浜田市治和町）
鰐石
サイレン
（浜田市治和町）
（スピーカー付）
（長見ダム～周布川河口）
下流沿岸住民

凡　　例

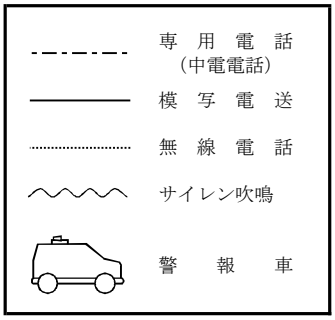
専用電話
（中電電話）
模写電送
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

周　布　川　ダ　ム　（中電）

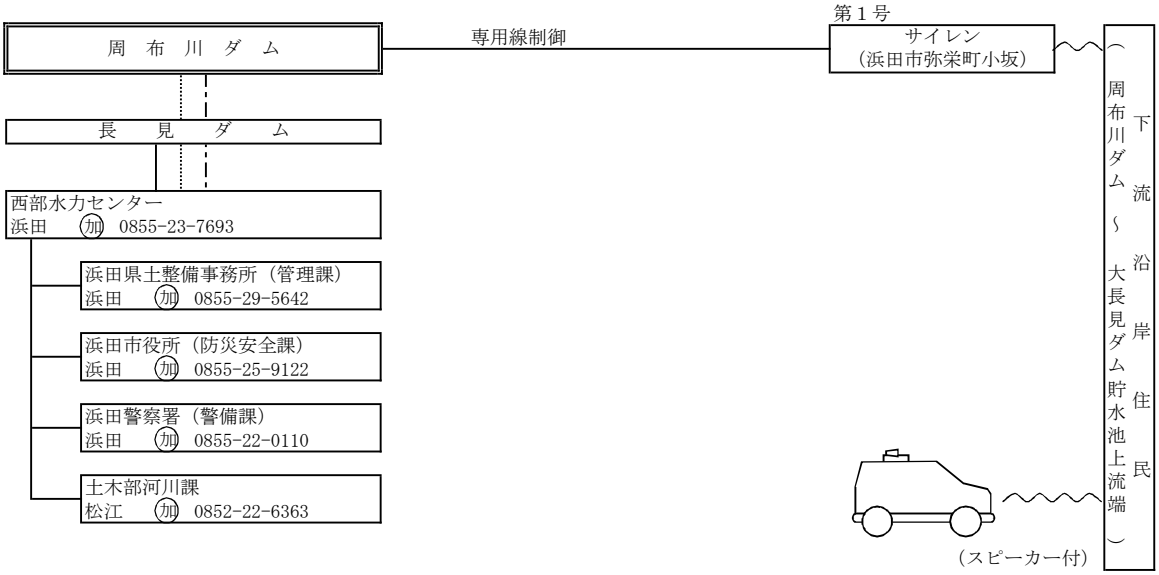
周　布　川　ダ　ム
専用線制御
第１号
サイレン
（浜田市弥栄町小坂）
長　見　ダ　ム
西部水力センター
浜田　加　0855-23-7693
浜田県土整備事務所（管理課）
浜田　加　0855-29-5642
浜田市役所（防災安全課）
浜田　加　0855-25-9122
浜田警察署（警備課）
浜田　加　0855-22-0110
土木部河川課
松江　加　0852-22-6363
（周布川ダム～大長見ダム貯水池上流端）
下流沿岸住民
（スピーカー付）

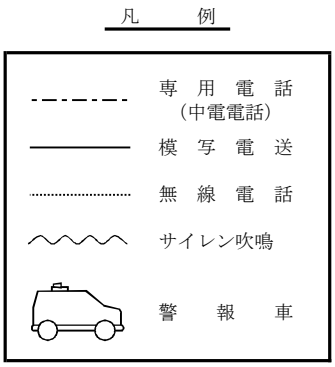
凡　例
専用電話
（中電電話）
模写電送
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

大　谷　ダ　ム　　（松江市）

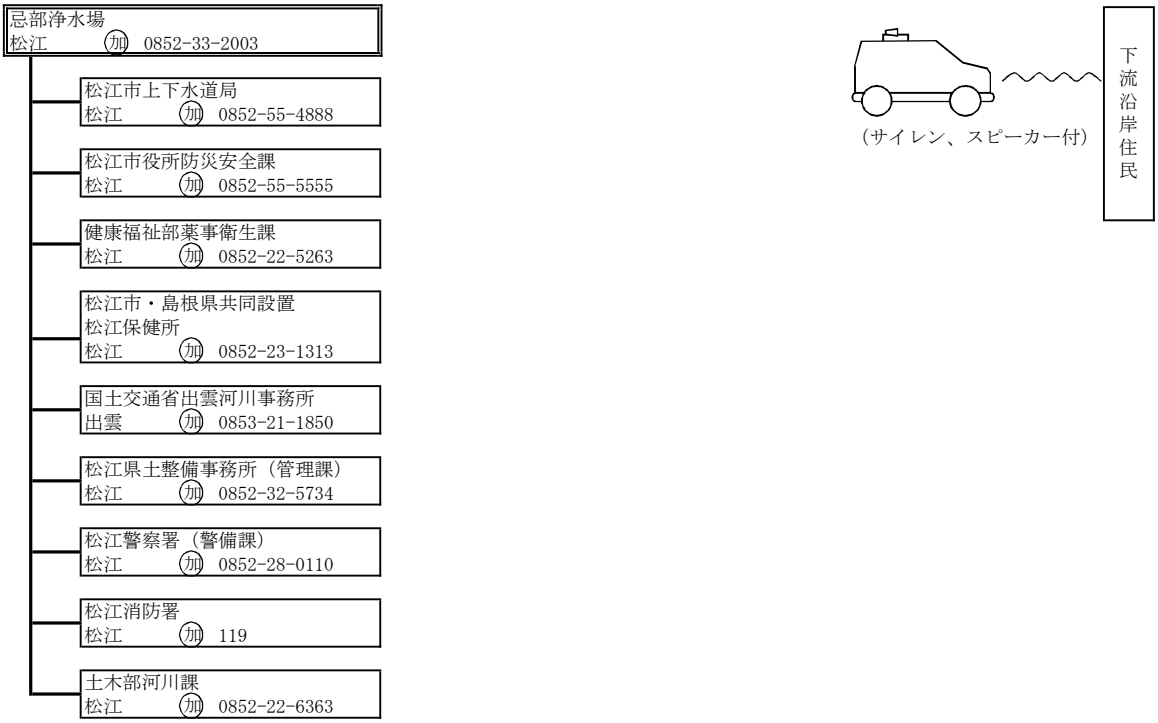
忌部浄水場
松江　加　0852-33-2003
松江市上下水道局
松江　加　0852-55-4888
松江市役所防災安全課
松江　加　0852-55-5555
健康福祉部薬事衛生課
松江　加　0852-22-5263
松江市・島根県共同設置
松江保健所
松江　加　0852-23-1313
国土交通省出雲河川事務所
出雲　加　0853-21-1850
松江県土整備事務所（管理課）
松江　加　0852-32-5734
松江警察署（警備課）
松江　加　0852-28-0110
松江消防署
松江　加　119
土木部河川課
松江　加　0852-22-6363
（サイレン、スピーカー付）
下流沿岸住民

凡　　例

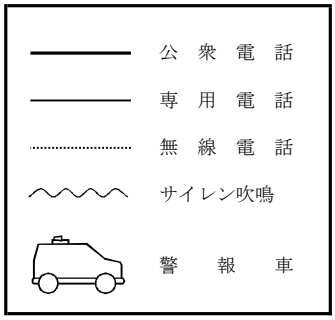
公　衆　電　話
専　用　電　話
無　線　電　話
サイレン吹鳴
警　報　車

千　本　ダ　ム　　（松江市）

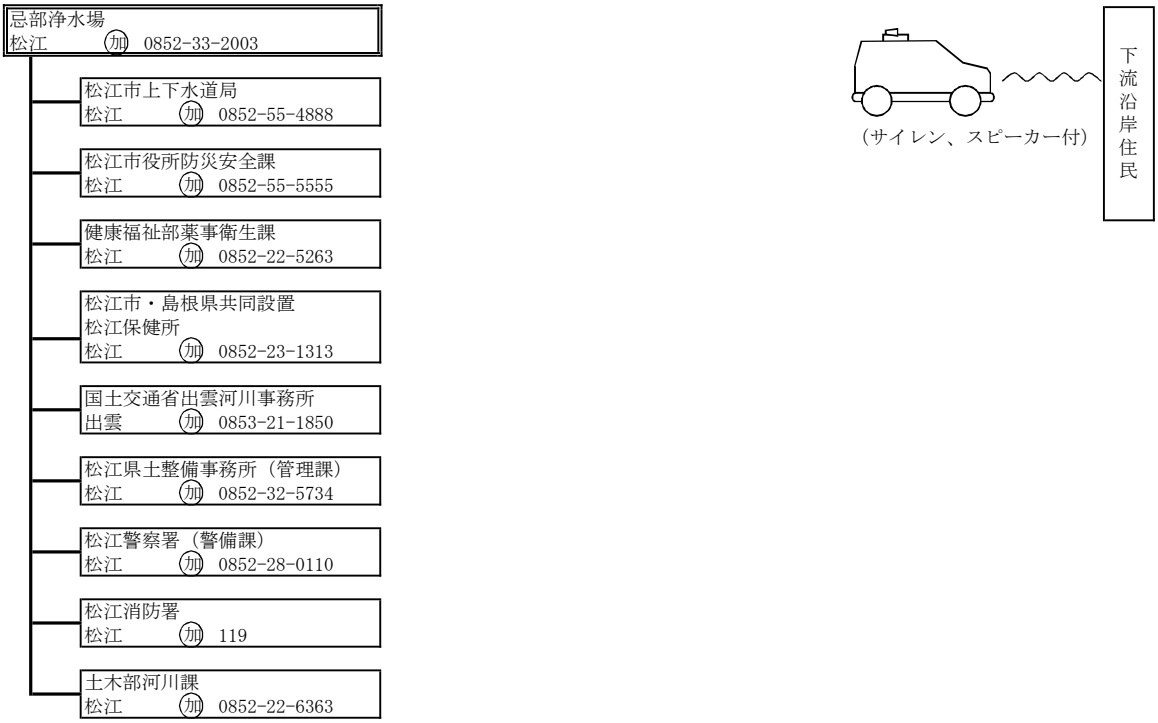
忌部浄水場
松江　加　0852-33-2003
松江市上下水道局
松江　加　0852-55-4888
松江市役所防災安全課
松江　加　0852-55-5555
健康福祉部薬事衛生課
松江　加　0852-22-5263
松江市・島根県共同設置
松江保健所
松江　加　0852-23-1313
国土交通省出雲河川事務所
出雲　加　0853-21-1850
松江県土整備事務所（管理課）
松江　加　0852-32-5734
松江警察署（警備課）
松江　加　0852-28-0110
松江消防署
松江　加　119
土木部河川課
松江　加　0852-22-6363
（サイレン、スピーカー付）
下流沿岸住民

凡　　例

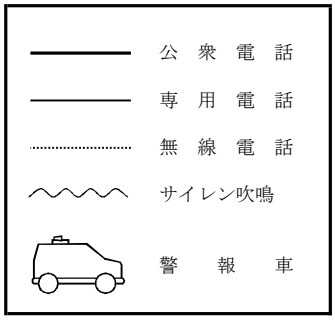
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

稗　原　ダ　ム　　（出雲市農林水産部）

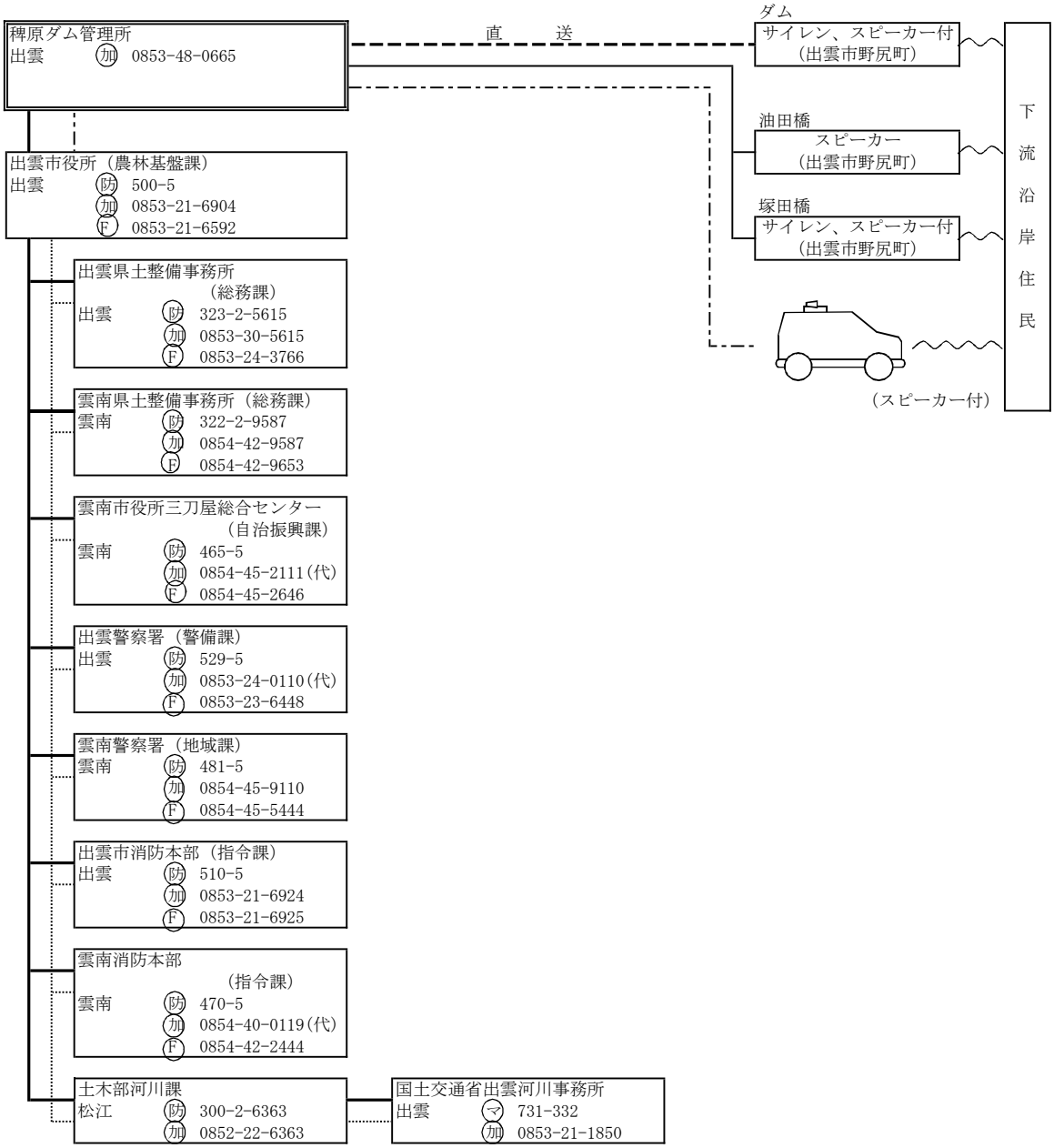

凡　例

- 公衆電話
- 専用回線
- 無線電話
- 携帯電話
- ＩＰ電話
- サイレン吹鳴
- 警報車

坂　根　ダ　ム　　（農林水産省：奥出雲町土地改良区受託管理）

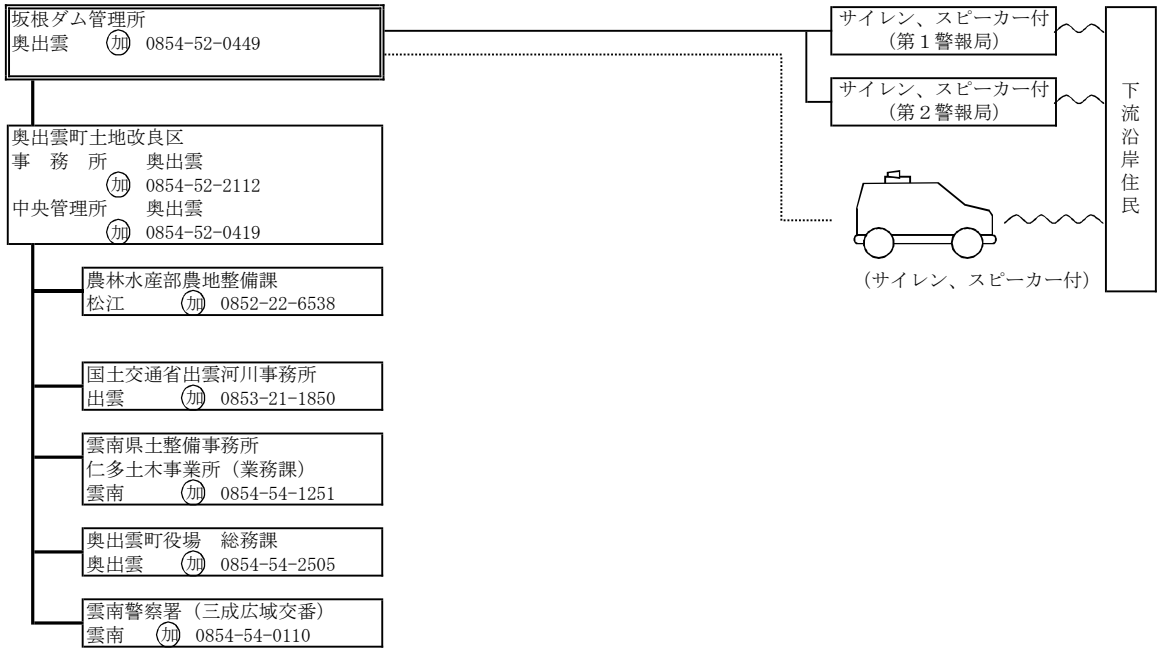

凡　　例

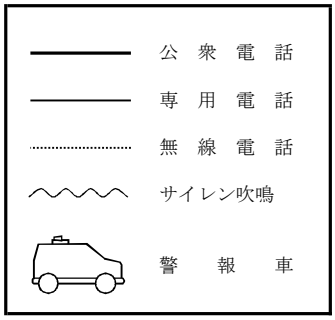

志　津　見　ダ　ム　　（国土交通省）

志津見ダム管理支所
飯南　マ 732-68-21
加 0854-73-0222
直　送
無線制御
国土交通省出雲河川事務所
出雲　マ 731-392
加 0853-20-1754
国土交通省中国地方整備局
広島　マ 87-3771
加 082-221-9231
土木部河川課（水防本部）
松江　加 0852-22-6363
企業局東部事務所（電気課）
安来　加 0854-22-2748
出雲県土整備事務所（総務課）
出雲　加 0853-30-5615
雲南県土整備事務所
（総務課）
雲南　加 0854-42-9587
飯南町役場（総務課）
飯南　加 0854-76-2211
出雲市役所（防災安全課）
出雲　加 0853-21-6606
出雲警察署（警備課）
出雲　加 0853-24-0110
雲南警察署（地域課）
雲南　加 0854-45-0110
出雲市消防本部（警防課）
出雲　加 0853-21-6924
雲南消防本部（通信指令課）
雲南　加 0854-42-0169
ダム
サイレン、スピーカー付
（飯南町角井）
第１警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町上橋波）
第２警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町上橋波）
第３警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町上橋波）
第４警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町下橋波）
第５警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町下橋波）
第６警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町下橋波）
第７警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町下橋波）
第８警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町一窪田字堂ノ原）
第９警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町一窪田字堂ノ原）
第１０警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町一窪田字崎屋）
第１１警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町一窪田字向小原）
第１２警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町一窪田正徳前）
第１３警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町一窪田正徳大谷）
第１４警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市佐田町一窪田字桜ヶ瀬）
志津見ダム
（サイレン、スピーカー付）
下流河川内いる人
凡　例
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

尾　原　ダ　ム　　（国土交通省）

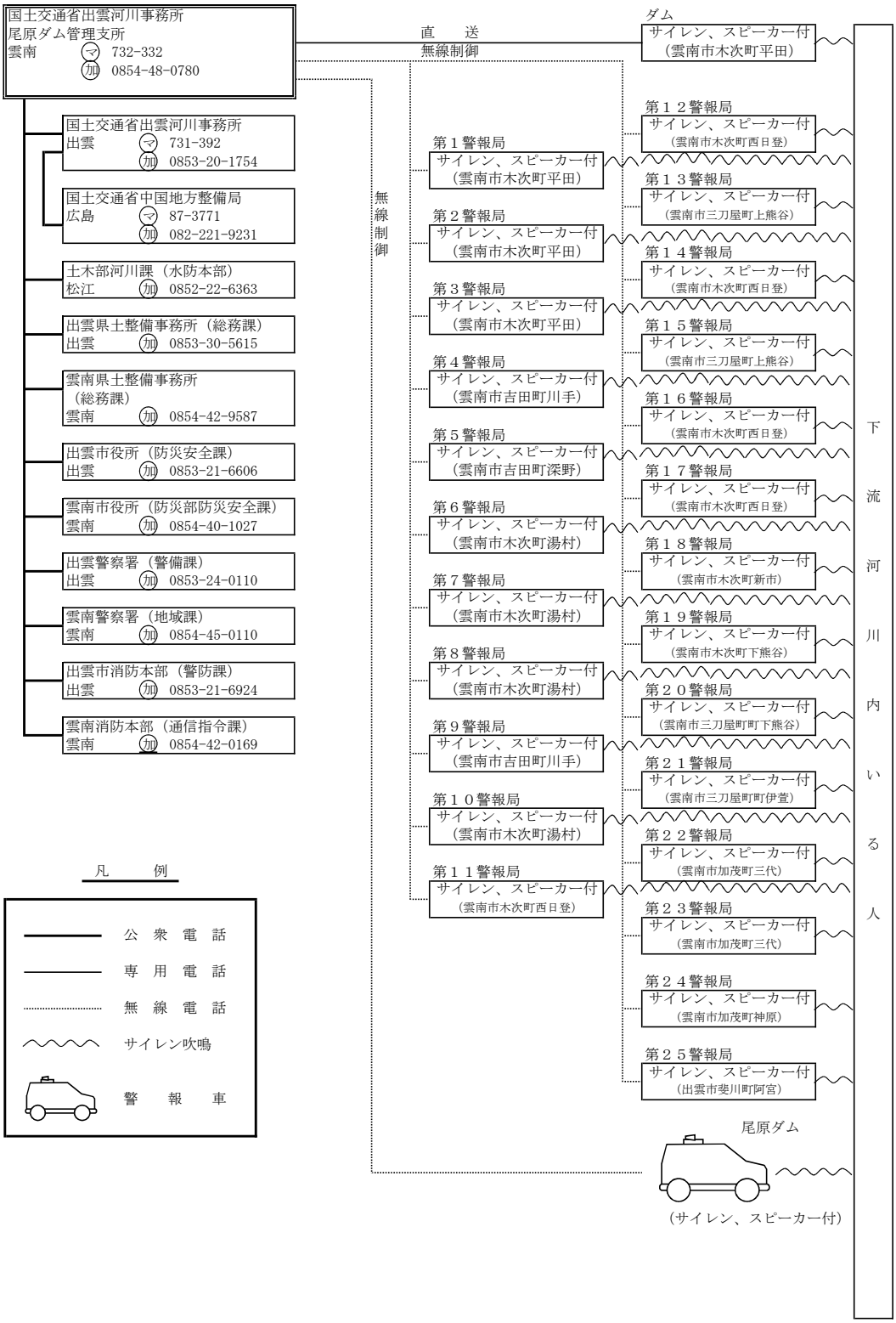
国土交通省出雲河川事務所
尾原ダム管理支所
雲南　〒 732-332
加 0854-48-0780
国土交通省出雲河川事務所
出雲　〒 731-392
加 0853-20-1754
国土交通省中国地方整備局
広島　〒 87-3771
加 082-221-9231
土木部河川課（水防本部）
松江　加 0852-22-6363
出雲県土整備事務所（総務課）
出雲　加 0853-30-5615
雲南県土整備事務所
（総務課）
雲南　加 0854-42-9587
出雲市役所（防災安全課）
出雲　加 0853-21-6606
雲南市役所（防災部防災安全課）
雲南　加 0854-40-1027
出雲警察署（警備課）
出雲　加 0853-24-0110
雲南警察署（地域課）
雲南　加 0854-45-0110
出雲市消防本部（警防課）
出雲　加 0853-21-6924
雲南消防本部（通信指令課）
雲南　加 0854-42-0169
直　送
無線制御
無線制御
ダム
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町平田）
第１警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町平田）
第２警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町平田）
第３警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町平田）
第４警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市吉田町川手）
第５警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市吉田町深野）
第６警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町湯村）
第７警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町湯村）
第８警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町湯村）
第９警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市吉田町川手）
第１０警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町湯村）
第１１警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町西日登）
第１２警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町西日登）
第１３警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市三刀屋町上熊谷）
第１４警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町西日登）
第１５警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市三刀屋町上熊谷）
第１６警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町西日登）
第１７警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町西日登）
第１８警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町新市）
第１９警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町下熊谷）
第２０警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市三刀屋町町下熊谷）
第２１警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市三刀屋町町伊萱）
第２２警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市加茂町三代）
第２３警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市加茂町三代）
第２４警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市加茂町神原）
第２５警報局
サイレン、スピーカー付
（出雲市斐川町阿宮）
尾原ダム
（サイレン、スピーカー付）
下流河川内いる人
凡　例
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

斐伊川放水路分流堰　　（国土交通省）

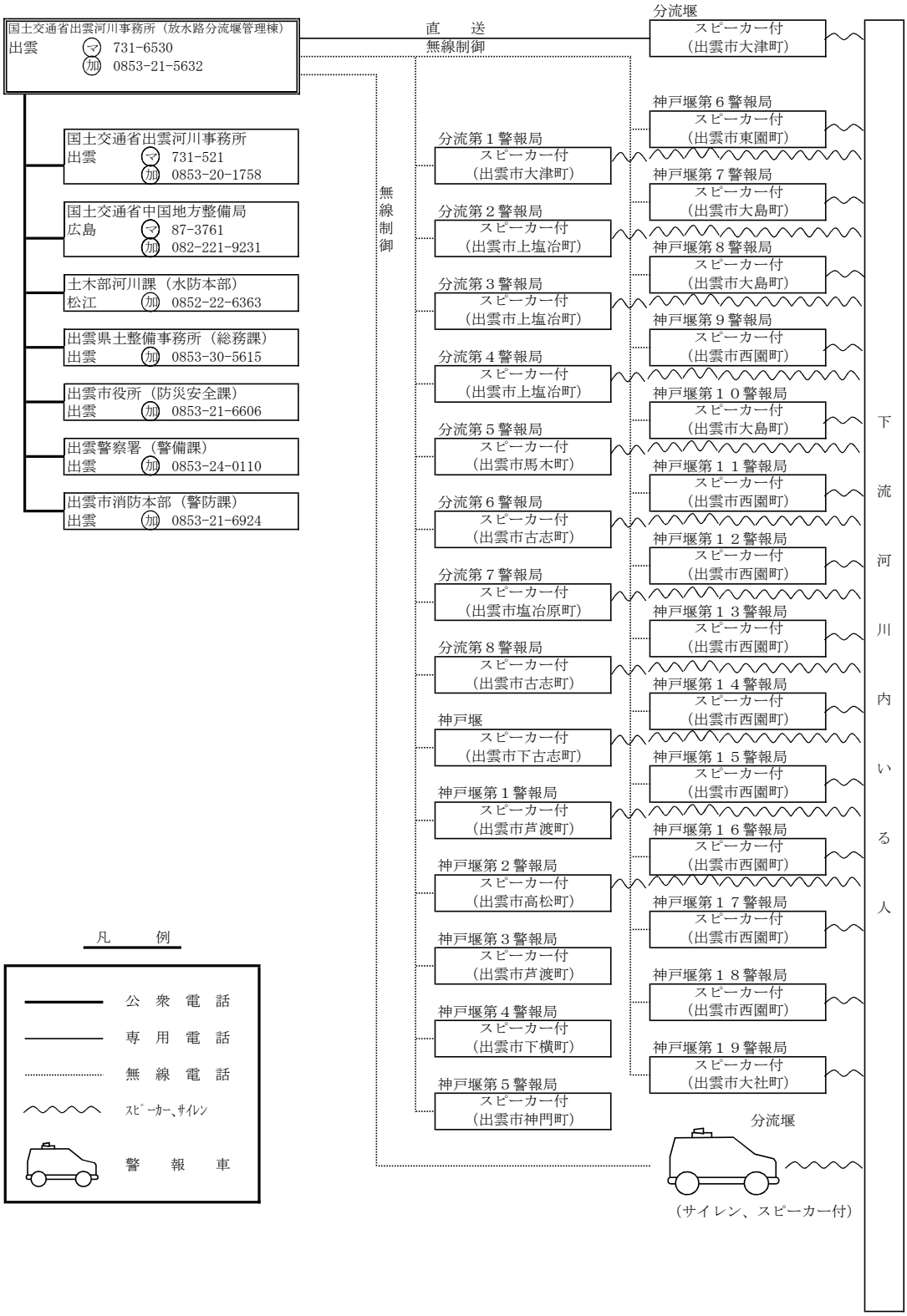

第11号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所 気象庁　松江地方気象台 →	機関名		→ 機関名		→ 機関名	

正規

斐伊川氾濫注意情報

斐　伊　川　洪　水　予　報　第　○　号
洪　水　注　意　報　（　発　表　）
令 和 00 年 00 月 00 日　 00 時 00 分
出雲河川事務所・松江地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報[洪水]】斐伊川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】斐伊川の木次水位観測所（雲南市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２相当】斐伊川の新伊萱水位観測所（雲南市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２相当】斐伊川の上島水位観測所（出雲市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２相当】斐伊川の大津水位観測所（出雲市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２相当】斐伊川の灘分水位観測所（出雲市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により１時間に○○ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量の見込み
斐伊川流域	○○○　ミリ	○○○　ミリ

（水位）

斐伊川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度 水位(m) 又は 流量(m3/s)			レベル１ 水防団待機	レベル２ 氾濫注意	レベル３ 避難判断	レベル４ 氾濫危険
木次 水位観測所 （雲南市）	00 日00 時00 分の状況	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
新伊萱 水位観測所 （雲南市）	00 日00 時00 分の状況	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
上島 水位観測所 （出雲市）	00 日00 時00 分の状況	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
大津 水位観測所 （出雲市）	00 日00 時00 分の状況	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
灘分 水位観測所 （出雲市）	00 日00 時00 分の状況	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）　　（単位：水位(m)）

観測所名	木次 水位観測所	新伊萱 水位観測所	上島 水位観測所
	雲南市	雲南市	出雲市
レベル４水位 氾濫危険水位※	4.8	5.0	6.3
レベル３水位 避難判断水位※	4.2	4.3	5.7
レベル２水位 氾濫注意水位	3.5	3.4	4.0
レベル１水位 水防団待機水位	2.5	2.5	2.9
受け持ち区間	斐伊川 左岸　熊谷大橋付近から三刀屋川合流点まで 右岸　熊谷大橋付近から三刀屋川合流点まで	斐伊川 左岸　三刀屋川合流点から森坂大橋付近まで 右岸　三刀屋川合流点から森坂大橋付近まで	斐伊川 左岸　森坂大橋付近から放水路分流堰まで 右岸　森坂大橋付近から放水路分流堰まで
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県雲南市 木次町木次地区、木次町新市地区、木次町里方地区、木次町下熊谷地区 三刀屋町下熊谷地区	島根県雲南市 加茂町神原地区、三刀屋町伊萱地区 島根県出雲市 －	島根県出雲市 －

観測所名	大津 水位観測所	灘分 水位観測所	
	出雲市	出雲市	
レベル４水位 氾濫危険水位※	3.2	4.6	
レベル３水位 避難判断水位※	2.9	4.4	
レベル２水位 氾濫注意水位	2.5	2.8	
レベル１水位 水防団待機水位	1.6	2.0	
受け持ち区間	斐伊川 左岸　放水路分流堰から西代橋付近まで 右岸　放水路分流堰から西代橋付近まで	斐伊川 左岸　西代橋付近から宍道湖まで 右岸　西代橋付近から宍道湖まで	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県出雲市 －	島根県出雲市 －	

※避難判断水位、氾濫危険水位：　水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」　「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課　電話：0853-20-1764(内線)281
気象関係：気象庁 松江地方気象台　電話：0852-21-3794

第12号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所 気象庁　松江地方気象台 →	機関名		→ 機関名		→ 機関名	

正規

神戸川氾濫注意情報

神 戸 川 洪 水 予 報 第 ○ 号
洪 水 注 意 報 （ 発 表 ）
令 和 00 年 00 月 00 日　00 時 00 分
出雲河川事務所・松江地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報[洪水]】神戸川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】神戸川の馬木水位観測所（出雲市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル２相当】神戸川の古志橋水位観測所（出雲市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により１時間に○○ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量の見込み
神戸川流域	○○○　ミリ	○○○　ミリ

（水位）

神戸川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m) 又は 流量(m3/s)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
馬木 水位観測所 （出雲市）	00 日00 時00 分の状況	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
古志橋 水位観測所 （出雲市）	00 日00 時00 分の状況	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					
	00 日00 時00 分の予測	*** －					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）　　（単位：水位(m)）

観測所名	馬木 水位観測所	古志橋 水位観測所
	出雲市	出雲市
レベル４水位 氾濫危険水位※	7.0	5.4
レベル３水位 避難判断水位※	6.3	5.0
レベル２水位 氾濫注意水位	3.5	3.1
レベル１水位 水防団待機水位	3.0	1.6
受け持ち区間	神戸川 左岸　馬木大橋付近から放水路合流点まで 右岸　馬木大橋付近から放水路合流点まで	神戸川 左岸　放水路合流点から海まで 右岸　放水路合流点から海まで
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県出雲市 －	島根県出雲市 －

※避難判断水位、氾濫危険水位：　水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」　「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課　電話：0853-20-1764(内線)281
気象関係：気象庁 松江地方気象台　　電話：0852-21-3794

第13号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　浜田河川国道事務所 気象庁　　松江地方気象台	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

江の川下流氾濫注意情報

江の川下流洪水予報第○号
洪水注意報（発表）
令和００年０月０日００時００分
浜田河川国道事務所・松江地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】江の川下流では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】江の川下流の大津水位観測所（邑智郡邑南町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２相当】江の川下流の都賀水位観測所（邑智郡美郷町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２相当】江の川下流の川本水位観測所（邑智郡川本町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２相当】江の川下流の谷住郷水位観測所（江津市桜江町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２相当】江の川下流の川平水位観測所（江津市松川町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に○○ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
江の川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位）

江の川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
大津 水位観測所 （邑智郡邑南町）	00日00時00分の状況	XXX.X↑					
	00日01時00分の予測	XXX.X					
	00日02時00分の予測	XXX.X					
	00日03時00分の予測	XXX.X					
	00日04時00分の予測	XXX.X					
	00日05時00分の予測	XXX.X					
	00日06時00分の予測	XXX.X					
都賀 水位観測所 （邑智郡美郷町）	00日00時00分の状況	XXX.X					
	00日01時00分の予測	XXX.X					
	00日02時00分の予測	XXX.X					
	00日03時00分の予測	XXX.X					
	00日04時00分の予測	XXX.X					
	00日05時00分の予測	XXX.X					
	00日06時00分の予測	XXX.X					
川本 水位観測所 （邑智郡川本町）	00日00時00分の状況	XXX.X↑					
	00日01時00分の予測	XXX.X					
	00日02時00分の予測	XXX.X					
	00日03時00分の予測	XXX.X					
	00日04時00分の予測	XXX.X					
	00日05時00分の予測	XXX.X					
	00日06時00分の予測	XXX.X					
谷住郷 水位観測所 （江津市桜江町）	00日00時00分の状況	XXX.X					
	00日01時00分の予測	XXX.X					
	00日02時00分の予測	XXX.X					
	00日03時00分の予測	XXX.X					
	00日04時00分の予測	XXX.X					
	00日05時00分の予測	XXX.X					
	00日06時00分の予測	XXX.X					
川平 水位観測所 （江津市松川町）	00日00時00分の状況	XXX.X↑					
	00日01時00分の予測	XXX.X					
	00日02時00分の予測	XXX.X					
	00日03時00分の予測	XXX.X					
	00日04時00分の予測	XXX.X					
	00日05時00分の予測	XXX.X					
	00日06時00分の予測	XXX.X					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）

（単位：水位(m)）

観測所名	大津水位観測所	都賀水位観測所	川本水位観測所
	島根県邑智郡邑南町	島根県邑智郡美郷町	島根県邑智郡川本町
レベル４水位 氾濫危険水位※	9.00	7.50	8.60
レベル３水位 避難判断水位※	8.10	7.00	8.00
レベル２水位 氾濫注意水位	5.20	5.40	6.00
レベル１水位 水防団待機水位	4.20	4.40	5.00
受け持ち区間	江の川	江の川	江の川
	左岸 広島県境から 美郷町、邑南町境まで	左岸 美郷町、邑南町境から 川本町祖式川合流点上流 500m付近まで	左岸 川本町祖式川合流点上流 500m付近から 川本町濁川合流点下流 500m付近まで
	右岸 なし	右岸 美郷町、邑南町境から 川本町祖式川合流点上流 500m付近まで	右岸 川本町祖式川合流点上流 500m付近から 川本町濁川合流点下流 500m付近まで
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県邑智郡邑南町上ヶ畑、江平、坂谷、西ノ原、口羽町、根布、坪木・釜谷、引城、下郷、中郷	島根県邑智郡美郷町上野、都賀西、都賀本郷、長藤、都賀行、潮村、信喜、上川戸、滝原、浜原、亀村、粕渕、久保、野井、高畑、明塚、吾郷、簗瀬、栗原、乙原、竹、港	島根県邑智郡川本町木路原、久座仁、多田、弓市、三島、尾原、谷、因原、日向、谷戸、木谷、中倉、市井原、長原、矢谷、芋畑、小谷、馬野原、川内、三俣、湯谷、親和、南佐木、田窪、三原、田原、絵堂

観測所名	谷住郷水位観測所	川平水位観測所	
	島根県江津市桜江町	島根県江津市松川町	
レベル４水位 氾濫危険水位※	9.20	9.70	
レベル３水位 避難判断水位※	8.60	9.20	
レベル２水位 氾濫注意水位	7.70	8.40	
レベル１水位 水防団待機水位	5.60	6.30	
受け持ち区間	江の川	江の川	
	左岸 川本町濁川合流点下流 500m付近から 江津市長良川合流点付近まで	左岸 江津市長良川合流点 付近から海まで	
	右岸 川本町濁川合流点下流 500m付近から 江津市長良川合流点付近まで	右岸 江津市長良川合流点 付近から海まで	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県江津市桜江町鹿賀、坂本、川越、大貫、田津、谷住郷、川戸、後山、小田、市山、今田、邑智郡川本町木路原、久座仁、多田、弓市、三島、尾原、谷、因原、日向、谷戸、木谷、中倉、市井原、長原、矢谷、芋畑、小谷、馬野原、川内、三俣、湯谷、親和、南佐木、田窪、三原、田原、絵堂	島根県江津市松川町長良、市村、下河戸、八神、太田、平田、川平町南川上、金田町、渡津町、江津町、都治町	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　浜田河川国道事務所　河川管理課　電話：0855-22-2480
気象関係：気象庁　松江地方気象台　電話：0852-21-3794

第14号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者	
国土交通省 気象庁	浜田河川国道事務所 松江地方気象台	→ 機関名		→ 機関名		→ 機関名	

正規

高津川氾濫注意情報

高津川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和００年０月０日００時００分
浜田河川国道事務所・松江地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】高津川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】高津川の神田水位観測所（益田市神田町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２相当】高津川の高角水位観測所（益田市高津二丁目）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
高津川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

高津川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
神田 水位観測所 （益田市神田町）	00日00時00分の状況	XXX.X↑					
	00日01時00分の予測	XXX.X					
	00日02時00分の予測	XXX.X					
	00日03時00分の予測	XXX.X					
	00日04時00分の予測	XXX.X					
	00日05時00分の予測	XXX.X					
	00日06時00分の予測	XXX.X					
高角 水位観測所 （益田市高津二丁目）	00日00時00分の状況	XXX.X					
	00日01時00分の予測	XXX.X					
	00日02時00分の予測	XXX.X					
	00日03時00分の予測	XXX.X					
	00日04時00分の予測	XXX.X					
	00日05時00分の予測	XXX.X					
	00日06時00分の予測	XXX.X					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）

（単位：水位(m)）

観測所名	神田水位観測所 島根県益田市神田町	高角水位観測所 島根県益田市高津二丁目	
レベル４水位 氾濫危険水位※	6.40	4.60	
レベル３水位 避難判断水位※	5.90	4.20	
レベル２水位 氾濫注意水位	3.30	3.10	
レベル１水位 水防団待機水位	2.00	1.90	
受け持ち区間	高津川	高津川	
	左岸　卯の木堰から 匹見川合流点付近まで	左岸　匹見川合流点付近から 海まで	
	右岸 卯の木堰から 匹見川合流点付近まで	右岸 匹見川合流点付近から 海まで	
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	島根県益田市神田町、 向横田町、横田町、虫追町、 安富町、飯田町、本俣賀町、 内田町、市原町、高津町、 須子町、駅前町、 あけぼの本町、 あけぼの東町、 あけぼの西町、 中須町、中島町、 かもしま北町、 かもしま東町、 かもしま西町、 中吉田町、栄町、元町、 赤城町、左ケ山町、常盤町、 水分町、有明町、昭和町、 乙吉町、 高津一丁目、 高津二丁目、 高津三丁目、 高津五丁目、 高津六丁目、 高津七丁目、 高津八丁目	島根県益田市神田町、 向横田町、横田町、虫追町、 安富町、飯田町、本俣賀町、 内田町、市原町、高津町、 須子町、駅前町、 あけぼの本町、 あけぼの東町、 あけぼの西町、 中須町、中島町、 かもしま北町、 かもしま東町、 かもしま西町、 中吉田町、栄町、元町、 赤城町、左ケ山町、常盤町、 水分町、有明町、昭和町、 乙吉町、 高津一丁目、 高津二丁目、 高津三丁目、 高津五丁目、 高津六丁目、 高津七丁目、 高津八丁目	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　浜田河川国道事務所　河川管理課　電話：0855-22-2480
気象関係：気象庁　松江地方気象台　電話：0852-21-3794

第15号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　浜田河川国道事務所 気象庁　　松江地方気象台	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

匹見川氾濫注意情報

匹見川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和００年０月０日００時００分
浜田河川国道事務所・松江地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】匹見川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】匹見川の横田水位観測所（益田市横田町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
匹見川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

高津川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
横田 水位観測所 （益田市横田町）	00日00時00分の状況	XXX.X↑					
	00日01時00分の予測	XXX.X					
	00日02時00分の予測	XXX.X					
	00日03時00分の予測	XXX.X					
	00日04時00分の予測	XXX.X					
	00日05時00分の予測	XXX.X					
	00日06時00分の予測	XXX.X					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）

（単位：水位(m)）

観測所名	横田水位観測所 島根県益田市横田町		
レベル４水位 氾濫危険水位※	4.20		
レベル３水位 避難判断水位※	3.70		
レベル２水位 氾濫注意水位	3.60		
レベル１水位 水防団待機水位	2.60		
受け持ち区間	匹見川		
	左岸　剣先取水堰から 高津川合流点付近まで		
	右岸　剣先取水堰から 高津川合流点付近まで		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	島根県益田市神田町、 向横田町、横田町、虫追町、 安富町、飯田町、本俣賀町、 内田町、市原町、高津町、 須子町、駅前町、 あけぼの本町、 あけぼの東町、 あけぼの西町、 中須町、中島町、 かもしま北町、 かもしま東町、 かもしま西町、 中吉田町、栄町、元町、 赤城町、左ケ山町、常盤町、 水分町、有明町、昭和町、 乙吉町、 高津一丁目、 高津二丁目、 高津三丁目、 高津五丁目、 高津六丁目、 高津七丁目、 高津八丁目		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　浜田河川国道事務所　河川管理課　電話：0855-22-2480
気象関係：気象庁　松江地方気象台　電話：0852-21-3794

第16号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
島根県土木部河川課 気象庁　松江地方気象台	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

斐伊川水系飯梨川氾濫警戒情報

斐伊川水系飯梨川洪水予報第〇号
洪　水　警　報　（　発　表　）
令和〇年〇月〇日　〇　時　〇　分
島根県土木部河川課・松江地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル３相当情報［洪水］】斐伊川水系飯梨川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

（主　文）

【警戒レベル３相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。斐伊川水系飯梨川の矢田水位観測所（安来市）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。飯梨川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、安来市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（雨　量）

所により1時間に〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	1日15時00分～1日18時00分 までの流域平均雨量	1日18時00分～1日20時00分 までの流域平均雨量の見込み
飯梨川	〇ミリ	〇ミリ

（水　位）

斐伊川水系飯梨川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
矢田 水位観測所 （安来市）	1日 18時00分	6.10 －				
	1日 18時30分	6.20 －				
	1日 19時00分	6.30 －				
	1日 19時30分	6.40 －				
	1日 20時00分	6.50 －				
	1日 20時30分	6.60 －				
	1日 21時00分	6.70 －				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。
なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

（注意事項）

（参考資料）

（単位：水位(m)）

観測所名	矢田水位観測所 安来市		
レベル４水位 氾濫危険水位※	6.40		
レベル３水位 避難判断水位※	5.70		
レベル２水位 氾濫注意水位	5.10		
レベル１水位 水防団待機水位	3.70		
受け持ち区間	飯梨川 左岸　安来市広瀬町（新宮川合流点）から安来市赤江町（河口）まで 右岸　安来市古川町（新宮川合流点）から安来市東赤江町（河口）まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県安来市十神地区、 社日地区、 赤江地区、 荒島地区、 飯梨地区、 能義地区、 宇賀荘地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
島根県ホームページ 気象庁ホームページ	https://www.suibou-shimane.jp/pc https://www.jma.go.jp/	https://www.suibou-shimane.jp/

問い合わせ先

水位関係：島根県土木部河川課　　電話：0852-22-6363

気象関係：気象庁松江地方気象台　　電話：0852-21-3794

第17号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
島根県土木部河川課 気象庁　松江地方気象台	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

周布川水系周布川氾濫警戒情報

周布川水系周布川洪水予報第〇号
洪　水　警　報　（　発　表　）
令和〇年〇月〇日　〇　時　〇　分
島根県土木部河川課・松江地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル３相当情報［洪水］】周布川水系周布川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

（主　文）

【警戒レベル３相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。周布川水系周布川の中場水位観測所（浜田市）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。周布川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、浜田市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（雨　量）

所により1時間に〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	1日14時00分～1日18時00分 までの流域平均雨量	1日18時00分～1日20時00分 までの流域平均雨量の見込み
周布川	〇ミリ	〇ミリ

（水　位）

周布川水系周布川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
中場 水位観測所 （浜田市）	1日 18時00分	2.95 －				
	1日 18時30分	3.00 －				
	1日 19時00分	3.10 －				
	1日 19時30分	3.20 －				
	1日 20時00分	3.30 －				
	1日 20時30分	3.40 －				
	1日 21時00分	3.50 －				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。
なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

（注意事項）

（参考資料）

（単位：水位(m)）

観測所名	中場水位観測所 浜田市		
レベル４水位 氾濫危険水位※	3.20		
レベル３水位 避難判断水位※	2.90		
レベル２水位 氾濫注意水位	2.10		
レベル１水位 水防団待機水位	1.80		
受け持ち区間	周布川 左岸　浜田市内村町（松本橋）から浜田市津摩町（河口）まで 右岸　浜田市内村町（松本橋）から浜田市日脚町（河口）まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県浜田市周布町、 日脚町、 治和町、 津摩町、 吉地町、 穂出町和田地区、 穂出町中場地区、 内村町松羽地区、 内村町本郷地区、 内村町牛谷地区、 内田町下内田地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
島根県ホームページ 気象庁ホームページ	https://www.suibou-shimane.jp/pc https://www.jma.go.jp/	https://www.suibou-shimane.jp/

問い合わせ先

水位関係：島根県土木部河川課　　電話：0852-22-6363

気象関係：気象庁松江地方気象台　　電話：0852-21-3794

第18号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
島根県土木部河川課 気象庁　松江地方気象台	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

益田川水系益田川氾濫警戒情報

益田川水系益田川洪水予報第〇号
洪　水　警　報　（　発　表　）
令和〇年〇月〇日　〇　時　〇　分
島根県土木部河川課・松江地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル３相当情報［洪水］】益田川水系益田川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

（主　文）

【警戒レベル３相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。益田川水系益田川の染羽水位観測所（益田市）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。益田川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、益田市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（雨　量）

所により1時間に〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	1日14時00分～1日18時00分 までの流域平均雨量	1日18時00分～1日19時00分 までの流域平均雨量の見込み
益田川	〇ミリ	〇ミリ

（水　位）

益田川水系益田川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
染羽 水位観測所 （益田市）	1日 18時00分	3.20 －					
	1日 18時30分	3.30 －					
	1日 19時00分	3.40 －					
	1日 19時30分	3.50 －					
	1日 20時00分	3.60 －					
	1日 20時30分	3.70 －					
	1日 21時00分	3.80 －					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。
なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

（注意事項）

（参考資料）

（単位：水位(m)）

観測所名	染羽水位観測所 益田市		
レベル４水位 氾濫危険水位※	3.50		
レベル３水位 避難判断水位※	3.10		
レベル２水位 氾濫注意水位	2.30		
レベル１水位 水防団待機水位	1.30		
受け持ち区間	益田川 左岸　益田市七尾町（堀川橋上流）から益田市中須町（河口）まで 右岸　益田市染羽町（八坂橋）から益田市久城町（河口）まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県益田市久々茂町、 染羽町、 七尾町、 本町、 幸町、 土井町、 東町、 三宅町、 昭和町、 水分町、 有明町、 常盤町、 駅前町、 あけぼの東町、 あけぼの本町、 あけぼの西町、 中島町、 中吉田町、 中須町、 多田町、 乙吉町、 かもしま東町、 かもしま本町、 かもしま西町、 栄町、 久城町、 下本郷町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
島根県ホームページ 気象庁ホームページ	https://www.suibou-shimane.jp/pc https://www.jma.go.jp/	https://www.suibou-shimane.jp/

問い合わせ先

水位関係：島根県土木部河川課　　電話：0852-22-6363

気象関係：気象庁松江地方気象台　　電話：0852-21-3794

第19号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省 出雲河川事務所	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

大橋川・宍道湖氾濫注意情報

令 和00 年 00 月 00 日 00 時 00 分
国 土 交 通 省　出 雲 河 川 事 務 所　発 表
（第〇号）

【主文】

【警戒レベル２相当情報［洪水］】宍道湖の松江水位観測所（松江市）では、00日00時00分頃に氾濫注意水位（1.20m）に到達しました。

洪水に関する情報に注意してください。

（参考）

宍道湖　松江水位観測所（松江市）

（受け持ち区間は　宍道湖左岸：宍道湖から大橋川下流端（中海）まで、右岸：宍道湖から大橋川下流端（中海）まで）

氾濫危険水位（相当換算水位）	1.40m	水防法第１３条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	1.40m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段
氾濫注意水位	1.20m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：　水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課　　電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第20号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省 出雲河川事務所	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

中海氾濫危険情報

令 和 00 年 00 月 00 日 00 時 00 分
国 土 交 通 省　出 雲 河 川 事 務 所　発 表
（第〇号）

【主文】

【警戒レベル４相当情報［洪水］】これは避難指示の発令の目安です。中海の中海湖心水位観測所（松江市）では、00日00時00分頃に、氾濫危険水位（0.90m）に到達しました。

中海沿岸の特に地盤の低い箇所から、浸水が始まるおそれがあります。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

中海　中海湖心水位観測所（松江市）

（受け持ち区間は　中海左岸：中海から境水道下流端（日本海）まで、右岸：中海から境水道下流端（日本海）まで）

氾濫危険水位（相当換算水位）	0.90m	水防法第１３条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	0.90m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段
氾濫注意水位	0.90m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：　水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課　　電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第21号表

発表者	→		第１受報者	→		第２受報者	→		第３受報者
国土交通省 浜田河川国道事務所		機関名			機関名			機関名	

正規

高津川派川氾濫警戒情報

令 和　　年　　月　　日　　時　　分
国 土 交 通 省　浜 田 河 川 国 道 事 務 所 発 表
（第　号）

【主文】

【警戒レベル３相当情報［洪水］】高津川の高角水位観測所（益田市)では、　日　時　　分頃に、避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる避難判断水位（4.20m）に到達しました。

市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)
高津川　高角水位観測所（益田市）
（受け持ち区間は　高津川派川左岸：高津川本川分派点から高津川本川合流点まで、右岸：高津川本川分派点から高津川本川合流点まで）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	4.60m	水防法第１３条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	4.20m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	3.10m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：　水位観測所受け持ち区間のうち、第１位危険箇所の避難判断水位 、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課　　電話：0855-22-2480 (内線)

(参考)
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第22号表

発表者	→		第１受報者	→		第２受報者	→		第３受報者
国土交通省 浜田河川国道事務所		機関名			機関名			機関名	

正規

白上川氾濫警戒情報

令 和　　年　　月　　日　　時　　分
国 土 交 通 省　浜 田 河 川 国 道 事 務 所 発 表
（第　号）

【主文】

【警戒レベル３相当情報［洪水］】白上川の内田水位観測所（益田市)では、　　日　　時　　分頃に、避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる避難判断水位（4.40m）に到達しました。

市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)
白上川　内田水位観測所（益田市）
（受け持ち区間は　白上川左岸：大双堰上流 100m から高津川派川合流点まで、右岸：大双堰上流 100m から高津川派川合流点まで）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	5.30m	水防法第１３条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	4.40m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	***	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：　水位観測所受け持ち区間のうち、第１位危険箇所の避難判断水位 、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課　　電話：0855-22-2480 (内線)

(参考)
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第23号表

水位上昇中

（　　）氾濫注意情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル2相当情報[洪水]】　（　　）氾濫注意水位に到達

【主文】

【警戒レベル2相当】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、氾濫注意水位（　　）mに達しました。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【参考】

（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

		水位危険レベル
		■レベル5　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1	（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2	（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

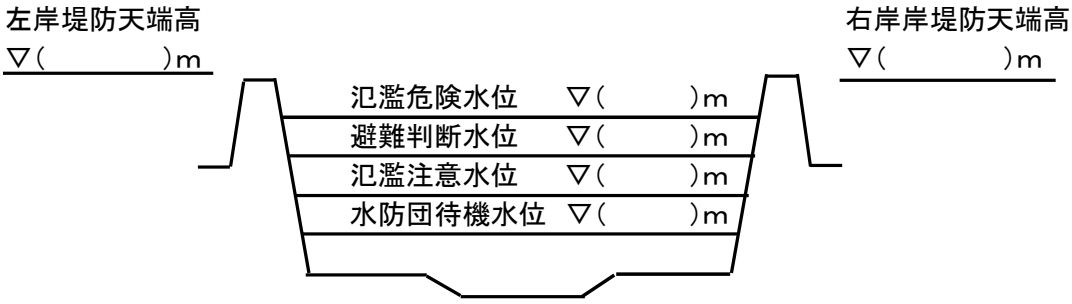

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第23号表

水位上昇中

（　　）氾濫警戒情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル3相当情報[洪水]】　（　　）避難判断水位に到達

【主文】

【警戒レベル3相当】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、高齢者等避難発令の目安のひとつとなる水位である避難判断水位（　　）mに達しました。
市町村避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

		水位危険レベル
		■レベル5　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1	（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2	（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

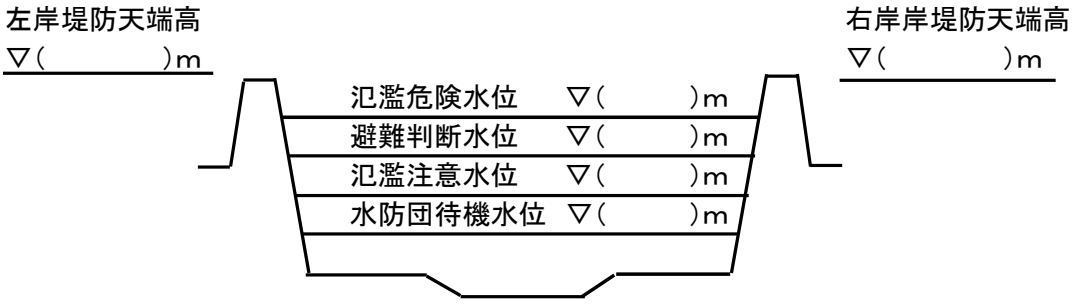

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第23号表

水位上昇中

（　　）氾濫危険情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル4相当情報[洪水]】　（　　）氾濫危険水位に到達　氾濫のおそれあり

【主文】

【警戒レベル4相当】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、避難指示発令の目安のひとつとなる水位である氾濫危険水位（　　）mに達しました。

市町村避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

		水位危険レベル
		■レベル5　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1	（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2	（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

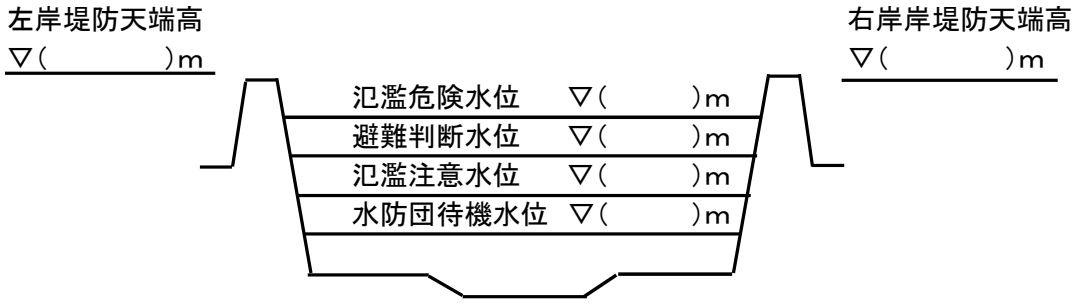

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第23号表

水位下降中

（　　）氾濫警戒情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル3相当情報[洪水]に引下げ】　（　　）氾濫危険水位を下回る

【主文】

【警戒レベル3相当に引下げ】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、氾濫危険水位（　　）mを下回りましたが、引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

		水位危険レベル
		■レベル5　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1	（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2	（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

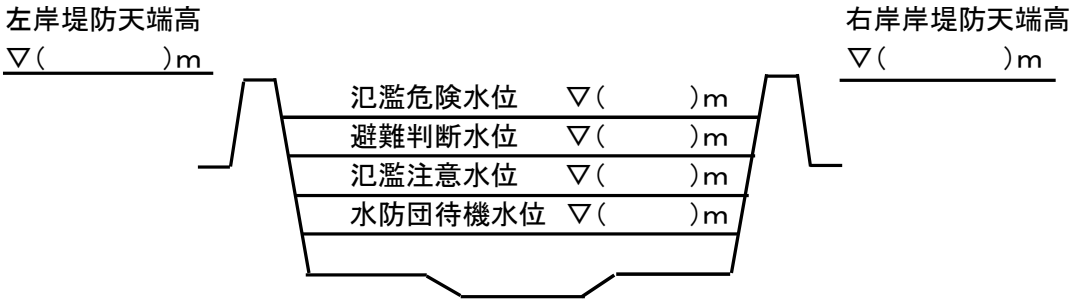

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第23号表

水位下降中

（　　）氾濫注意情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル2相当情報[洪水]に引下げ】　（　　）避難判断水位を下回る

【主文】

【警戒レベル2相当に引下げ】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、避難判断水位（　　）mを下回りましたが、引き続き十分な注意をしてください。

【参考】

（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

		水位危険レベル
		■レベル5　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1	（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2	（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

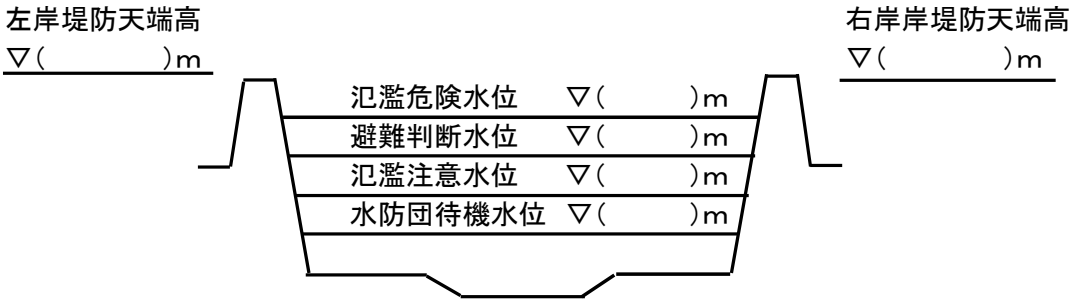

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第23号表

水位下降中

（　　）氾濫注意解除情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

（　　）氾濫注意水位を下回る

【主文】

（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の
（　　）水位観測所で、氾濫注意水位（　　）mを下回りました。

【参考】

（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

		水位危険レベル
		■レベル5　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1	（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2	（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

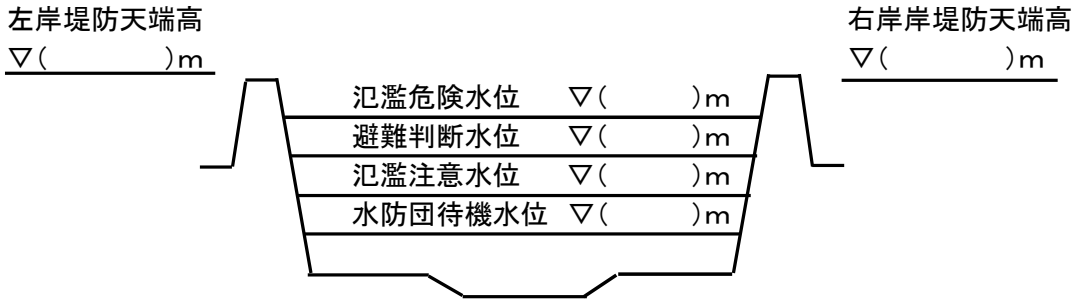

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第24号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
斐伊川	木次水位観測所	第１号

令和〇年〇月〇日〇時〇分　　国土交通省　出雲河川事務所発表

【現　況】

斐伊川の木次水位観測所（雲南市）の水位は、〇日〇時〇分現在〇．〇〇mです。

【発　表】

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次	〇			
新伊萱				
上島				
大津				
灘分				
馬木				
古志橋				
松江				
中海湖心				

（参考）

斐伊川　木次水位観測所（雲南市）

（受け持ち区間は　斐伊川左岸：熊谷大橋付近から三刀屋川合流点まで、右岸：熊谷大橋付近から三刀屋川合流点まで）

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

木次【島根県雲南市】

計画高水位　：　5.50m
氾濫危険水位　：　4.80m
避難判断水位　：　4.20m
氾濫注意水位　：　3.50m
水防団待機水位　：　2.50m

（参考）

「雨量」　「水位」　等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

発表者			第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所	→	機関名		→ 機関名		→ 機関名	

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
斐伊川	新伊萱水位観測所	第１号

令和〇年〇月〇日〇時〇分　　国土交通省　出雲河川事務所発表

【現　況】

斐伊川の新伊萱水位観測所（雲南市）の水位は、〇日〇時〇分
現在〇．〇〇mです。

【発　表】

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱	〇			
上島				
大津				
灘分				
馬木				
古志橋				
松江				
中海湖心				

（参考）

斐伊川　新伊萱水位観測所（雲南市）

（受け持ち区間は　斐伊川左岸：三刀屋川合流点から森坂大橋付近まで、右岸：三刀屋川合流点から森坂大橋付近まで）

問い合わせ先
国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

新伊萱【島根県雲南市】

計画高水位　：　5.30m
氾濫危険水位　：　5.00m
避難判断水位　：　4.30m
氾濫注意水位　：　3.40m
水防団待機水位　：　2.50m

（参考）

「雨量」　「水位」　等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
斐伊川	上島水位観測所	第１号

令和〇年〇月〇日〇時〇分　　国土交通省　出雲河川事務所発表

【現　況】

斐伊川の上島水位観測所（出雲市）の水位は、〇日〇時〇分現在〇．〇〇mです。
斐伊川の上島水位観測所(出雲市)の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

【発　表】

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次			〇	
新伊萱		〇		
上島	〇			
大津				
灘分				
馬木				
古志橋				
松江				
中海湖心				

（参考）

斐伊川　上島水位観測所（出雲市）

（受け持ち区間は　斐伊川左岸：森坂大橋付近から放水路分流堰まで、右岸：森坂大橋付近から放水路分流堰まで）

問い合わせ先
国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

上島【島根県出雲市】

計画高水位	：	7.90m
氾濫危険水位	：	6.30m
避難判断水位	：	5.70m
氾濫注意水位	：	4.00m
水防団待機水位	：	2.90m

（参考）

「雨量」 「水位」 等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

発表者			第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所	→	機関名		→ 機関名		→ 機関名	

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
斐伊川	大津水位観測所	第１号

令和〇年〇月〇日〇時〇分　　国土交通省　出雲河川事務所発表

【現　況】

斐伊川の大津水位観測所（出雲市）の水位は、〇日〇時〇分現在〇．〇〇mです。

【発　表】

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島				
大津	〇			
灘分				
馬木				
古志橋				
松江				
中海湖心				

（参考）

斐伊川　大津水位観測所（出雲市）

（受け持ち区間は　斐伊川左岸：放水路分流堰から西代橋付近まで、右岸：放水路分流堰から西代橋付近まで）

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

大津【島根県出雲市】

計画高水位　：　3.60m
氾濫危険水位　：　3.20m
避難判断水位　：　2.90m
氾濫注意水位　：　2.50m
水防団待機水位　：　1.60m

（参考）

「雨量」　「水位」　等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
斐伊川	灘分水位観測所	第１号

令和〇年〇月〇日〇時〇分　　国土交通省　出雲河川事務所発表

【現　況】

斐伊川の灘分水位観測所（出雲市）の水位は、〇日〇時〇分現在〇．〇〇mです。

【発　表】

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島				
大津				
灘分	〇			
馬木				
古志橋				
松江				
中海湖心				

（参考）

斐伊川　灘分水位観測所（出雲市）

（受け持ち区間は　斐伊川左岸：西代橋付近から宍道湖まで、右岸：西代橋付近から宍道湖まで）

問い合わせ先
国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

灘分【島根県出雲市】

計画高水位	：	4.80m
氾濫危険水位	：	4.60m
避難判断水位	：	4.40m
氾濫注意水位	：	2.80m
水防団待機水位	：	2.00m

（参考）

「雨量」　「水位」　等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

発表者			第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所	→	機関名		→ 機関名		→ 機関名	

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
宍道湖	松江水位観測所	第１号

令和〇年〇月〇日〇時〇分　　国土交通省　出雲河川事務所発表

【現　況】

宍道湖の松江水位観測所（松江市）の水位は、〇日〇時〇分現在〇．〇〇mです。

【発　表】

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島				
大津				
灘分				
馬木				
古志橋				
松江	〇			
中海湖心				

（参考）

宍道湖　松江水位観測所（松江市）

（受け持ち区間は　宍道湖左岸：宍道湖から大橋川河口（中海）まで、右岸：宍道湖から大橋川河口（中海）まで）

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

松江【島根県松江市】

計画高水位　：　2.50m
氾濫危険水位　：　1.40m
避難判断水位　：　1.40m
氾濫注意水位　：　1.20m
水防団待機水位　：　0.80m

（参考）

「雨量」　「水位」　等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

発表者			第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所	→	機関名		→ 機関名		→ 機関名	

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
中海	中海湖心水位観測所	第１号

令和〇年〇月〇日〇時〇分　　国土交通省　出雲河川事務所発表

【現　況】

中海の中海湖心水位観測所（松江市）の水位は、〇日〇時〇分
現在〇．〇〇mです。

【発　表】

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島				
大津				
灘分				
馬木				
古志橋				
松江				
中海湖心	〇			

（参考）

中海　中海湖心水位観測所（松江市）

（受け持ち区間は　中海左岸：中海から境水道下流端（日本海）まで、右岸：中海から境水道下流端（日本海）まで）

問い合わせ先
国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

中海湖心【島根県松江市】

計画高水位　：　1.30m
氾濫危険水位　：　0.90m
避難判断水位　：　0.90m
氾濫注意水位　：　0.90m
水防団待機水位　：　0.70m

（参考）

「雨量」　「水位」　等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

発表者			第１受報者			第２受報者			第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所	→	機関名		→	機関名		→	機関名	

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
神戸川	馬木水位観測所	第１号

令和〇年〇月〇日〇時〇分　　国土交通省　出雲河川事務所発表

【現　況】

神戸川の馬木水位観測所（出雲市）の水位は、〇日〇時〇分現在〇．〇〇mです。

【発　表】

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島				
大津				
灘分				
馬木	〇			
古志橋				
松江				
中海湖心				

（参考）

神戸川　馬木水位観測所（出雲市）

（受け持ち区間は　神戸川左岸：馬木大橋付近から放水路合流点まで、右岸：馬木大橋付近から放水路合流点まで）

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

馬木【島根県出雲市】

計画高水位　：　7.00m
氾濫危険水位　：　7.00m
避難判断水位　：　6.30m
氾濫注意水位　：　3.50m
水防団待機水位　：　3.00m

（参考）

「雨量」　「水位」　等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

発表者			第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　出雲河川事務所	→	機関名		→ 機関名		→ 機関名	

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
神戸川	古志橋水位観測所	第１号

令和〇年〇月〇日〇時〇分　　国土交通省　出雲河川事務所発表

【現　況】

神戸川の古志橋水位観測所（出雲市）の水位は、〇日〇時〇分
現在〇．〇〇mです。

【発　表】

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島				
大津				
灘分				
馬木				
古志橋	〇			
松江				
中海湖心				

（参考）

神戸川　古志橋水位観測所（出雲市）

（受け持ち区間は　神戸川左岸：放水路合流点から海まで、右岸：放水路合流点から海まで）

問い合わせ先
国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

古志橋【島根県出雲市】

計画高水位　：　5.50m
氾濫危険水位　：　5.40m
避難判断水位　：　5.00m
氾濫注意水位　：　3.10m
水防団待機水位　：　1.60m

（参考）

「雨量」　「水位」　等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
江の川	大津水位観測所	第１号

令和　年　　月　　日　　時　　分　　国土交通省　浜田河川国道事務所発表

【現　況】

江の川の大津水位観測所（邑智郡邑南町)の水位は、　　日　　時　　分現在 4.34m です。

【発　表】

水防機関は待機してください。

浜田河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
都賀				
川本				
谷住郷	○			
川平				
神田				
高角				
横田				

(参考)

江の川　大津水位観測所（邑智郡邑南町）

（受け持ち区間は）

問い合わせ先

国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480 (内線)

(参考)

大津【島根県邑智郡邑南町】

計画高水位	:	13.73m
氾濫危険水位	:	9.00m
避難判断水位	:	8.10m
氾濫注意水位	:	5.20m
水防団待機水位	:	4.20m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から

第24号表

正規

水防警報（解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
江の川	都賀水位観測所	第２号

令和　年　月　日　時　分　　国土交通省 浜田河川国道事務所発表

【現　況】

江の川の都賀水位観測所（邑智郡美郷町)の水位は、　日　時　分現在 4.37m です。

【発　表】

水防警報を解除します。

浜田河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
都賀				○
川本			○	
谷住郷	○			
川平	○			
神田				
高角				
横田				

(参考)

江の川　都賀水位観測所（邑智郡美郷町）

（受け持ち区間は　江の川左岸：美郷町、邑南町境から川本町祖式川合流点上流 500m 付近まで、右岸：美郷町、邑南町境から川本町祖式川合流点上流 500m 付近まで）

問い合わせ先
国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480 (内線)

(参考)

都賀【島根県邑智郡美郷町】

計画高水位	:	13.71m
氾濫危険水位	:	7.50m
避難判断水位	:	7.00m
氾濫注意水位	:	5.40m
水防団待機水位	:	4.40m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

正規

水防警報（解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
江の川	川本水位観測所	第４号

令和　年　　月　　日　　時　　分　　国土交通省　浜田河川国道事務所発表

【現　況】

江の川の川本水位観測所（邑智郡川本町)の水位は、　　日　　時　　分現在 4.98m です。

【発　表】

水防警報を解除します。

浜田河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
都賀				○
川本				○
谷住郷	○			
川平	○			
神田				
高角				
横田				

(参考)

江の川　川本水位観測所（邑智郡川本町）

（受け持ち区間は　江の川左岸：川本町祖式川合流点上流 500m 付近から川本町濁川合流点下流 500m 付近まで、右岸：川本町祖式川合流点上流 500m 付近から川本町濁川合流点下流 500m 付近まで）

問い合わせ先
国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480 (内線)

(参考)

川本【島根県邑智郡川本町】

計画高水位	:	15.47m
氾濫危険水位	:	8.60m
避難判断水位	:	8.00m
氾濫注意水位	:	6.00m
水防団待機水位	:	5.00m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

正規

水防警報（解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
江の川	谷住郷水位観測所	第２号

令和　年　月　日　時　分　　国土交通省 浜田河川国道事務所発表

【現　況】

江の川の谷住郷水位観測所（江津市)の水位は、　日　時　分
現在 5.54m です。

【発　表】

水防警報を解除します。

浜田河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
都賀				○
川本				○
谷住郷				○
川平				○
神田				
高角				
横田				

(参考)

江の川　谷住郷水位観測所（江津市）

（受け持ち区間は　江の川左岸：川本町濁川合流点下流 500m 付近から江津市長良川合流点付近まで、右岸：川本町濁川合流点下流 500m 付近から江津市長良川合流点付近まで）

問い合わせ先
国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480 (内線)

(参考)

谷住郷【島根県江津市】

計画高水位	:	18.09m
氾濫危険水位	:	9.20m
避難判断水位	:	8.60m
氾濫注意水位	:	7.70m
水防団待機水位	:	5.60m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

正規

水防警報（解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
江の川	川平水位観測所	第２号

令和　年　月　日　時　分　　国土交通省 浜田河川国道事務所発表

【現　況】

江の川の川平水位観測所（江津市)の水位は、　日　時　分現在 6.26m です。

【発　表】

水防警報を解除します。

浜田河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
都賀				○
川本				○
谷住郷	○			
川平				○
神田				
高角				
横田				

(参考)

江の川　川平水位観測所（江津市）

（受け持ち区間は　江の川左岸：江津市長良川合流点付近から海まで、右岸：江津市長良川合流点付近から海まで）

問い合わせ先
国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480 (内線)

(参考)

川平【島根県江津市】

計画高水位	:	16.90m
氾濫危険水位	:	9.70m
避難判断水位	:	9.20m
氾濫注意水位	:	8.40m
水防団待機水位	:	6.30m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
高津川	神田水位観測所	第１号

令和　年　　月　　日　　時　　分　　国土交通省　浜田河川国道事務所発表

【現　況】

高津川の神田水位観測所（益田市)の水位は、　日　　時　　分現在
2.05m です。

【発　表】

水防機関は待機してください。

浜田河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
都賀				
川本				
谷住郷				
川平				
神田	○			
高角	○			
横田				

(参考)

高津川　神田水位観測所（益田市）

（受け持ち区間は　高津川左岸：卯の木堰から匹見川合流点付近まで、右岸：卯の木堰から匹見川合流点付近まで）

問い合わせ先
国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480 (内線)

(参考)

神田【島根県益田市】

計画高水位	:	6.92m
氾濫危険水位	:	6.40m
避難判断水位	:	5.90m
氾濫注意水位	:	3.30m
水防団待機水位	:	2.00m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
高津川	高角水位観測所	第１号

令和　年　　月　　日　　時　　分　　国土交通省　浜田河川国道事務所発表

【現　況】

高津川の高角水位観測所（益田市)の水位は、　日　　時　　分現在
1.90m です。

【発　表】

水防機関は待機してください。

浜田河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
都賀				
川本				
谷住郷				
川平				
神田	○			
高角	○			
横田				

(参考)

高津川　高角水位観測所（益田市）

（受け持ち区間は　高津川左岸：匹見川合流点付近から海まで、右岸：匹見川合流点付近から海まで）

問い合わせ先
国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480 (内線)

(参考)

高角【島根県益田市】

計画高水位	:	6.67m
氾濫危険水位	:	4.60m
避難判断水位	:	4.20m
氾濫注意水位	:	3.10m
水防団待機水位	:	1.90m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第24号表

正規

水防警報（解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
匹見川	横田水位観測所	第２号

令和　年　　月　　日　　時　　分　　国土交通省　浜田河川国道事務所発表

【現　況】

匹見川の横田水位観測所（益田市)の水位は、　日　　時　　分現在2.59m です。

【発　表】

水防警報を解除します。

浜田河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
都賀				
川本	○			
谷住郷			○	
川平			○	
神田			○	
高角			○	
横田				○

(参考)

匹見川　横田水位観測所（益田市）

（受け持ち区間は　匹見川左岸：剣先取水堰から高津川合流点まで、右岸：剣先取水堰から高津川合流点まで）

問い合わせ先
国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480 (内線)

(参考)

横田【島根県益田市】

計画高水位	:	5.15m
氾濫危険水位	:	4.20m
避難判断水位	:	3.70m
氾濫注意水位	:	3.60m
水防団待機水位	:	2.60m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

待　　機	第25号表	水 防 警 報 用 紙	令和　年　月

水 防 警 報 発 表

					通 知 日 時		
					通知者		日 時 分
					受信者		

水　防　警　報	（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	待　　機	川		第　　号

月　　日　　時　　分　　島根県水防　　発表

1	台風が近づきました。
2	前線が活発になりました。
3	(　　)洪水(　　)報によれば
4	(　　)の(　　)によれば
5	(　　)の雨量は(　　)日(　　)時(　　)分現在(　　)mmに達しました。
6	今後まだ (　　)降るおそれがあります。
7	(　　) の水位は (　　) 日 (　　)時(　　)分現在 (　　)mです。
8	上昇中です。
9	上流部では非常に大きな増水になりました。
10	水位は降下していますが
11	(　　) ので
12	水位は再び上昇する見込みです。
13	滞水時間は長引く見込みです。
14	水防機関は、急に水が出ても、すぐに活動できるように待機してください。
15	水防機関は、状況の変化に応じて、すぐに活動できるように、待機してください。
16	水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差し支えないと思われます。
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
	問い合わせ先　島根県　事務所名　電話番号

準　　備	第25号表	水 防 警 報 用 紙	令和　年　月

水 防 警 報 発 表

					通 知 日 時		
					通知者		日 時 分
					受信者		

水　防　警　報	（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	準　　備	川		第　　号

月　　日　　時　　分　　島根県水防　　発表

1	（　　）の（　　）によれば
2	（　　）の雨量は（　　）日（　　）時現在（　　）mmに達しました。
3	（　　）川上流域の雨量は（　　）日（　　）時現在（　　）（　　）mm・（　　）（　　）mm・（　　）（　　）mmに達しました。
4	なお、強い雨が降り続いています。
5	今後まだ（　　）降るおそれがあります。
6	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）mに達しました。
7	引続き増水しています。
8	1時間に（　　）cmくらいの割合で上昇しています。
9	急激に上昇しています。
10	（　　）では、氾濫注意水位に近づきました。
11	（　　）川洪水（　　）報によれば
12	（　　）では、氾濫注意水位を超えるおそれがあります。
13	（　　）では（　　）程度の増水にあるおそれがあります。
14	水防機関は、出動の準備をして下さい。
15	水防機関は、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保して下さい。
16	水防機関は、今後の状況によりいつでも出動できるように準備して下さい。
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
	問い合わせ先　島根県　事務所名　電話番号

出　動　　第25号表　　水防警報用紙　　令和　年　月

水防警報発表

					通知日時		
					通知者		日時分
					受信者		

水防警報	（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	出　動	川		第　号

月　日　時　分　　島根県水防　　発表

1	（　　）の（　　）によれば
2	（　　）の雨量は（　　）日（　　）時現在（　　）mmに達しました。
3	（　　）川上流域の雨量は（　　）日（　　）時現在（　　）（　　）mm・（　　）（　　）mm・（　　）（　　）mmに達しました。
4	今後まだ（　　）降るおそれがあります。
5	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）mに達しました。
6	（　　）では、氾濫注意水位を超えました。
7	引続き上昇しています。
8	1時間に（　　）cmくらいの割合で上昇しています。
9	（　　）川洪水（　　）報によれば
10	（　　）では（　　）日（　　）時ごろ氾濫注意水位を超える見込みです。
11	（　　）では、まもなく氾濫注意水位を超える見込みです。
12	大きな増水になるおそれがあります。
13	（　　）程度の増水になるおそれがあります。
14	氾濫注意水位を相当に上回る増水になるおそれがあります。
15	（　　）ので
16	水防機関は出動し、堤防その他を見回り、厳重に警戒して下さい。
17	水防機関は出動し、危険箇所の早期水防をして下さい。
18	なお、今後増水状況に応じて出動人員を増して下さい。
19	
20	
21	
22	
23	
	問い合わせ先　島根県　事務所名　電話番号

指　示	第25号表	水防警報用紙	令和　年　月

水防警報発表

					通知日時		
					通知者		日時分
					受信者		

水防警報	（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	指　示	川		第　号

月　日　時　分　島根県水防　発表

1	（　　）の水位は（　　）日（　　）時（　　）分現在（　　）mです。
2	（　　）の水位は（　　）日（　　）時（　　）分に（　　）水位を超えました。
3	（　　）川洪水（　　）報によれば
4	（　　）では（　　）程度の増水が予想されます。
5	（　　）の最高水位は（　　）日（　　）時ごろ起こり（　　）くらいに達するものと予想されます。
6	（　　）の水位は（　　）日（　　）時（　　）分最高水位（　　）mに達しました。
7	（　　）では（　　）日（　　）時ごろ（　　）mくらいに達するものと予想されます。
8	水位は少しずつ下がっていますが
9	（　　）ので、水位は再び上がるおそれがあります。
10	高い水位が長く続くおそれがあります。
11	水位は今後次第に下がるものと予想されますが、
12	堤防は（　　）が起こりやすい状態になりました。
13	堤防の低い所では水があふれるおそれがあります。
14	（　　）による被害が起こるおそれがあります。
15	（　　）はまだ（　　）されていませんので、
16	（　　）地先の（　　）は特に危険です。
17	（　　）地先の（　　）に（　　）が発生しました。
18	上流で（　　）が流れました。
19	水防機関は厳重に警戒して下さい。
20	水防機関に出動体制を強化して下さい。
21	水防機関は出動人員を増して水防工法を行って下さい。
22	水防機関はひきつづき警戒して下さい。
23	今後も気象状況の変化に十分注意し警戒を続けて下さい。
	問い合わせ先　島根県　事務所名　電話番号

解　解　　第25号表　　水防警報用紙　　令和　年　月

水防警報発表

					通知日時		
					通知者		日時分
					受信者		
水防警報			（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）	
			解　除	川		第　号	

月　日　時　分　　島根県水防　　発表

1	（　　）の水位は（　　）日（　　）時（　　）分に氾濫注意水位より低くなりました。
2	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）mに下がりました。
3	まもなく氾濫注意水位より低くなるものと思われます。
4	水防作業を必要とする状況は解消したものと認められます。
5	洪水による危険は一応去ったものと認められます。
6	（　　）の水防警報を解除します。
7	ただし、被害のあったところは応急作業を続けて下さい。
8	ただし、今後も気象状況の変化に十分注意して下さい。
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
	問い合わせ先　島根県　事務所名　電話番号

第26号表 国土交通省水防倉庫並びに現有資材器具一覧表（令和3年12月31日現在）

番号	事務所	所在地	倉庫面積	器具																						資材															
				かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	ギムネ	ペンチ	なた（鉈）	金棒	日通	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	クリッパー	ジョレン	かま（鎌）	ノミ	一輪車	ボート	土のう製作器	鉄線	竹	杭丸太	杭小	かすがい	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	1トン土のう袋	ロープ	くぎ	ビニールシート	鋼杭	水のう
			㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	丁	丁	丁	丁	台	隻	個	kg	束	本	本	本	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	kg	枚	本	個
1	出雲河川事務所	出雲市西平田町（斐伊川）	15.0	10	12	84	4	12		6			10	4		3	15	21	10	8		30		14		3	50		30	40		11							80	40		
2	〃	出雲市灘分町（斐伊川）	32.0				4							3				7		1	2	2		8			80		60		86						100	25	7		
3	〃	出雲市斐川町阿宮（斐伊川）	19.0	1	3		4	3	7					3				4	1			2		10		1				41	100						100		10		
4	〃	安来市東赤江町（斐伊川）	7.0	4	1	7	3	2		2			6	2			2	4	3			1													1,200		20	200		266		
5	〃	松江市東津田町（斐伊川）	20.0	7	3	32	4			3			4				24	5	4			4		1	1				88					3,500		49	200		123		
6	〃	出雲市塩冶有原（斐伊川）	15.0		3	6	11										21	9									2巻			20							50				
7	〃	出雲市上塩冶町																									60			40					19,700		570	21,300		5		
8	〃	飯石郡飯南町角井（神戸川）		5	1	10	5	1		1		1	1						2			7					1巻					2			2,000		45			15		
9	〃	雲南市木次町平田（斐伊川）			12	9	4			1												4																				
10	浜田河川国道事務所	江津市渡津町（江の川）	15.0	4	3	2	2					8	5				52	7	3	3		14		3	1	1	20											200		60	100	2
11	〃	川本町因原（江の川）	8.0	2		11	3									4	14	1	1			8			1	1	20		50	120					3,800			200		90	50	
12	〃	益田市高津町（高津川）	59.5	2	3	20	2						7			1	3	4	2			23			1	2	10											375		52	300	2
13	〃	益田市安富町（高津川）	67.0													4	6								1																	
	計		257.5	35	41	181	46	18	7	13		9	33	12		12	137	62	26	12	2	95		36	5	8	240		140	349	186	13			30,200	0	684	22,725	105	668	450	4

注：表中（左端）の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

第27号表 県有水防倉庫並びに現有資材器具一覧表（令和3年12月31日現在）

水防支部名(地区名)	番号	所在地	倉庫面積	器具																		資材																					
				かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	ギムネ	ペンチ	なた（鉈）	金棒	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	クリッパー	ジョレン	かま（鎌）	土のう製作器	鉄線	竹	杭丸太	鉄杭	杭小	かすがい	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叺）	ロープ	メガホン	針金	ビニールひも	コモ	防水シート	鋼管	塩ビパイプ	水防マット
			㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	丁	丁	丁	個	kg	束	本		本	本	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	個	kg	玉	枚	枚	本	本	枚
松江	①－1	松江市 堂形町	82.12	26	12	45	19	10	2	10		10	9		5	10	43	13		5	12	2	175		40							9,600			400			20		30		10	
	①－2	松江市 東津田町	92.75	20	16	40	26	14	2	35		18	22	5	5	10	50	10			12	2	220		70							9,600			600		20	20		30		10	
松江 (広瀬)	②	安来市 広瀬町石原	39.98	24	13	46	14	12	3	14	7	7	23	9	7	31	77	4	9	3	5	1	350		20		83	800	14	30		7,000	100		2,400			10		15		5	
雲南	③－1	雲南市 木次町里方	38.81		6								2	200	30	20		1			5		100			60						17,100	2,500		300			5		25			
	③－2	雲南市 木次町里方	59.62	17	28	115	30	11	11	85		12					40	2	3		6	1			300			40	15				2,300										
雲南 (仁多)	④	奥出雲町 三成	37.45	14	12	35	3	4	9	9	1	6	6	6	3	30	20	8	1	9	42	1	360		322				13			2,400			1,200			2		10			
出雲	⑤	出雲市 大津町	117.11	10	10	110	15	13	11	10	20	10	10	5	4	10	18	10	6	20	35	1	60		300		200	200	58			4,000			3,000	2		61		50		10	2
県央	⑦	川本町 川本	40.50	5	18	43	14	7	1	24		11	14	6	5	18	11	10	8		26	1	300		20							6,600			200		15	10		15		5	
県央 (大田)	⑥	大田市 長久町	33.12	16	15	116	25	11		30		8	10	10	1	10	46	10		20	49	1	120	2	50							7,400			300			10		15		5	
浜田	⑧－1	浜田市 河内町	33.12	7	11	29	20	5		13	1	9	4	5	1		29	4	3	8	24	1	40		40				29			1,800			700			2		15			
	⑧－2	江津市 江津町	96.00	11	8	88	24	10	8	21	5	14	8			17	30	4	1	18	13		160		338	300	11		100			5,200			1,800			1		30	12	5	
益田	⑨－1	益田市 東町	58.32	10	10	102	11	10	2	19		5	6	4	9	10	13	6	4		21	1	100		79			132	1	2束		21,830			1,000			10		30	14	7	
	⑨－2	益田市 乙吉町	45.36	12	5	23	5	4		5		4	4	10	5	10	38	3		20	9	1	25		208			30	45	1束		2,100			600		1巻	7		19			
	⑨－3	益田市 須子町	26.49	6	5	30	5		11	5		1	5		5	20	19	3		2	5	1	25		132		24		4	2束		15,600			200					196			
益田 (津和野)	⑩－1	津和野町 後田	79.18	11	10	66	21	7	5	10		6	3	144	4	15	55	2		12	9	1	45		56			106	8			4,000	300		500			6		30			
	⑩－2	吉賀町 七日市	52.73	9	10	46	31			10		5		80		20	51	2		6			45		40			97	8			4,000			600		20	3		30			
隠岐	⑪	隠岐の島町 港町	33.12	10	19	60	12	9	1	17		9	5		5	14	15	11			30	1	100		94				29			2,000			200	1	100	10		15		5	
計 (17箇所)			965.78	208	208	994	275	127	66	317	34	135	131	484	89	245	555	103	35	123	303	16	2,225	2	2,109	360	318	1,405	324	30	0	120,230	5,200	0	14,000	3	155	177	0	555	26	62	2

注：表中（左端）の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

第28号表 水防管理団体水防倉庫並びに現有資材器具一覧表（令和3年12月31現在）

(1)-1水防松江支部管内

番号	河川名	指理定団水の防有管無	管理団体名	所在地 市町村	所在地 大字等	補助倉庫	倉庫面積	かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	かま（鎌）	ペンチ	なた（鉈）	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	鉄線	杭 丸太	バール	竹	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋 土のう袋	麻袋	かます（叺）	ロープ	舟	パイル	とびロ
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	個	個	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
1	意宇川	○	松江市	松江市	八雲町 西岩坂		23.60	3		10					4			2					3												
2	〃	○	〃	〃	大草町		19.44	2	5	29	3	4	7	9	1				34	15	3	225	26						700	270					5
3	〃	○	〃	〃	東出雲町 春日		22.00		1	4								9		1									30						
4	佐陀川	○	〃	〃	鹿島町 佐陀本郷		20.00	1	1	30	1							1																	
5	澄水川	○	〃	〃	島根町 加賀		22.80	3	4	10	1	1		4	3	1	1	4		2	1			1					200						
6	佐々布川	○	〃	〃	宍道町 宍道		20.00	1	3	9	1			5	6			1		1	4	1		4					470						
7	玉湯川	○	〃	〃	玉湯町 湯町		20.00	1	7	17	2			3	6	3	2	1		7	2	2							50			10			1
8	須田川	○	〃	〃	東出雲町 意宇南		28.98			5								1	14													5			
9	市の原川	○	〃	〃	東出雲町 揖屋		9.90	1	11	13	3			6		2	4			19	10								30			30			1
10	大橋川	○	〃	〃	東朝日町		18.00			38	9								55		9			3					650			400			
11	中海	○	〃	〃	八束町 波入		20.00	3	10	15	1	1		2	1	2	1	3		5	2	2		3					300			10			5
12	境水道	○	〃	〃	美保関町 下宇部尾		20.00	1	4	24	1		1	1	5	1	5	4		2	5								20						
管内計12棟							244.72	16	46	204	22	6	8	30	26	9	13	26	103	52	36	230	29	11					2,450	270		455			12

(1)-2水防松江支部(広瀬地区)管内

番号	河川名	指理定団水の防有管無	管理団体名	所在地 市町村	所在地 大字等	補助倉庫	倉庫面積	かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	かま（鎌）	ペンチ	なた（鉈）	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	鉄線	杭 丸太	バール	竹	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叺）	ロープ	舟	パイル	とびロ
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
1	伯太川	○	安来市	安来市	飯島町		108.00	17	4	138	2	14	3	23	49	6	5			17	7	4							970		2	122		706	
2	飯梨川	○	〃	〃	赤江町	○	35.80																18			45				7,000	1,600				
3	〃	○	〃	〃	矢田町	○	32.00																1,444												
4	〃	○	〃	〃	西松井町		12.50																585												
5	〃	○	〃	〃	広瀬町 富田	○	19.80	3	2	19	4	2				1					3		9						200					251	
6	伯太川	○	〃	〃	伯太町 西母里		24.00	5	4	12		1		6	1	5						2	190			5				200	130				
7	飯梨川	○	〃	〃	広瀬町 広瀬		6.00	5	3	26	1			3	7		1				4								385			5		62	
8	伯太川	○	〃	〃	伯太町 伯太		6.00	9	2	22				4	8		1			3	2								367					33	
9	飯梨川	○	〃	〃	広瀬町 西比田		4.22	1		12				3	6	3	2												400					23	
計6棟							248.32	40	15	229	7	17	3	39	71	15	9			20	16	6	2,246			50			2,322	7,200	1,732	127		1,075	
管内計6棟							248.32	40	15	229	7	17	3	39	71	15	9			20	16	6	2,246			50			2,322	7,200	1,732	127		1,075	

注1：表中（左端）の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

注2：表中項目の補助倉庫とは、国庫補助により建てられた倉庫である。（現在は終了している）

(2)-1水防雲南支部管内

番号	河川名	指定団体の防水管理有無	管理団体名	所在地		補助倉庫	倉庫面積	器具品名数量																											
				市町村	大字等			かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	かま（鎌）	ペンチ	なた（鉈）	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	鉄線	杭丸太	バール	竹	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叺）	ロープ	舟	パイル	とびロ
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
1	赤川	○	雲南市	雲南市	大東町下阿用		494.00	2		20				1	2			3	20	1	1		20	2					600						
2	〃	○	〃	〃	加茂町加茂中	○	30.70	2				1				2		3	13		2								3,600						
3	斐伊川	○	〃	〃	木次町木次	○	33.06	2	4	10	5			10	5	3					1	8	150	6		20		40	3,000		2,000				
4	〃	○	〃	〃	木次町西日登	○	33.06								2	1							370			30				100	1,500				
5	〃	○	〃	〃	木次町新市	○	33.06								2	1													1,000		1,000				
6	〃	○	〃	〃	木次町平田		16.00		1						2								30			20					600				
7	斐伊川	○	〃	〃	三刀屋町給下	○	33.00	5	2	20		2		2		3				8	1	20	160			30		625	500			50			
8	〃	○	〃	〃	三刀屋町伊萱	○	33.00	6	2	25		2	2	3		3				3	1	30	107			10		530	500			50			
9	〃	○	〃	〃	三刀屋町上熊谷	○	19.00	3		8	2									3		50							1,000						
10	〃	○	〃	〃	三刀屋町三刀屋		58.50	4		16			2							10		50	110			50			150			300			
11	〃	○	〃	〃	掛合町掛合		13.50	3	9	11	1	1		5	8	4	1	2	15	6	1			2					500						
12	吉田川	○	〃	〃	吉田町吉田	○	12.00	2	1	11		3		1	5			3											20			20			11
13	〃	○	〃	〃	吉田町吉田	○	12.00			2								1														10			1
14	〃	○	〃	〃	吉田町吉田	○	12.00	1	1	6				2				1														20			5
15	民谷川	○	〃	〃	吉田町民谷	○	12.00			2				1				1														10			2
16	深野川	○	〃	〃	吉田町深野	○	12.00		2	2		2		1	2		2	2		4			20	2					50			5			6
17	〃	○	〃	〃	吉田町上山	○	12.00		2	2		2		1	2		2	2		4				1					20			2			4
計17棟							868.88	30	24	135	8	13	4	27	30	17	5	18	48	39	7	158	967	13		160		1,195	10,940	100	5,100	467			29
管内計17棟							868.88	30	24	135	8	13	4	27	30	17	5	18	48	39	7	158	967	13		160		1,195	10,940	100	5,100	467			29

(2)-2水防雲南支部(仁多地区)管内

番号	河川名	指定団体の防水管理有無	管理団体名	所在地		補助倉庫	倉庫面積	器具品名数量																											
				市町村	大字等			かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	かま（鎌）	ペンチ	なた（鉈）	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	鉄線	杭丸太	バール	竹	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叺）	ロープ	舟	パイル	とびロ
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
1	斐伊川		奥出雲町	奥出雲町	三成		185.70	50	50	50								10			50			50												
2	斐伊川		〃	〃	下横田		117.00	13	2	27	1	3		6	4	2		5		5	2	10	300	2					2,800			850			1
計2棟							302.70	63	52	77	1	3		6	4	2		15		5	52	10	300	52					2,800			850			1
管内計2棟							302.70	63	52	77	1	3		6	4	2		15		5	52	10	300	52					2,800			850			1

注1:表中(左端)の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

注2:表中項目の補助倉庫とは、国庫補助により建てられた倉庫である。(現在は終了している)

(3)水防出雲支部管内

番号	河川名	指定団体の防水管理有無	管理団体名	所在地 市町村	所在地 大字等	補助倉庫	倉庫面積	器具品名数量 かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	かま（鎌）	ペンチ	なた（鉈）	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	鉄線	杭丸太	バール	竹	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叺）	ロープ	舟	パイル	とびロ
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
1	斐伊川	○	出雲市	出雲市	上島町		63.00	22	15	63	13	10	4	4	10		3	21	35		2		50			79			2,600			250	3		
2	〃	○	〃	〃	大津町町上		32.76	8	5	24	3	3	3	3	10	2	2	19	23		6	2	15	1		10			1,000			100	2		
3	〃	○	〃	〃	武志町武志		32.76	13	5	21	3	3	8	3	16		5	24	33		2		44			16			2,300			100	1		
4	〃	○	〃	〃	西林木町		63.00	8	5	22	3	3	7	2	9		2	21	30		2		62			19			300			50			
5	〃	○	〃	〃	灘分町		121.10	12	7	20	2	2	4	22	11	8	4	3	70	12	2			1					5,000		20	200	1		
6	〃	○	〃	〃	西代町		43.20											3					166												
7	〃	○	〃	〃	西代町	○	100.80	13	15	29	2	1	4	23	9	7	4	3	68	13	2	4		2		2			5,000		15	300	1		
26	〃	○	〃	〃	斐川町上阿宮		48.60	6	1	20	2	1	3		10	4		3			1	50	150						6,400		400	100			
27	〃	○	〃	〃	斐川町下阿宮		33.00	7	5	40		1	1	3	30		4	3				10	100						2,800		180	100	1		
28	〃	○	〃	〃	斐川町出西（剣先）		102.10	13	6	36	18	12	5	1	13	15	6	15	30	1	19	100	2	10					14,000		1,200	200	2		
29	〃	○	〃	〃	斐川町鳥井（井上）		33.00		4	2		4		4		2		3	5			40	50	2					100		240	100			
30	〃	○	〃	〃	斐川町原鹿		33.00	10	8	40	20		4	2	40	9	4	3	8		4	120	15	10					3,200			100			
31	〃	○	〃	〃	斐川町黒目		48.60	1		2			3					3					80						1,600		2,000	100			
32	〃	○	〃	〃	斐川町荘原（中央）		66.00	10	2	80	10		10		3					8		60	10	1					1,200						
出雲市斐伊川 計14棟							820.92	123	78	399	76	40	56	67	161	47	34	124	302	34	40	386	744	27	0	126	0	0	45,500	0	4,055	1,700	11	0	0
8	神戸川	○	出雲市	出雲市	乙立町田代		63.00	9	10	26	3	5	3	3	9		3	17	26		2		49			22			1,000			150	1		
9	〃	○	〃	〃	馬木町		36.63	23	10	23	6	6	6	2	20		4	22	31				50			17			700			100	2		
10	〃	○	〃	〃	上塩冶町		33.12	8	2	7	1	3	5	3	7		4	20	24		2		36			10			1,000			100	1		
11	〃	○	〃	〃	古志町		24.30	9	5	20	3	3	6		12	2	2	22	23		1		50			13			1,000			100	1		
12	〃	○	〃	〃	高松町		63.00	8	3	23	3	3	4		10		2	18	26		2		50	2		15			1,000			100	1		
13	〃	○	〃	〃	下古志町	○	63.00	12	4	23	3	5	3		15		3	22	25				80			10			1,000			100	1		
14	〃	○	〃	〃	東神西町		63.00	7	3	23	3	3	3	1	8	3	1	22	25		3		19			8			700			50			
15	〃	○	〃	〃	西園町妙見		35.15	8	5	10	3	2	4		5	1	2	12	16		1		30			16			400			50			
16	〃	○	〃	〃	荒茅町		63.00	24	14	24	10	5	12	3	17	1	9	23	22		2		50			38			1,000			150			
17	〃	○	〃	〃	稗原町		36.63	8	3	20	3	5	3		5	3	3	14	21		2					7			1,000			100			
18	〃	○	〃	〃	佐田町八幡原		33.12		3	8	2		1	1	2	2	1	7	130		1		20	1					900				1		
33	〃	○	〃	〃	佐田町須佐		33.12		3	8	2	2	3		4	2	2	18	24		1	1	40	1		5			1,200			150	1		
出雲市神戸川計12棟							547.07	116	65	215	42	42	53	13	114	14	36	217	393		17	1	474	4		161			10,900			1,150	9		
19	小田川	○	出雲市	出雲市	多伎町小田		10.00	12		35	1		1	1	1	1	1	18	36	4	2			1					1,000						
20	神西湖	○	出雲市	出雲市	湖陵町二部		33.00		2	3	2		1	2	2	2	1	7	35		2			1					600			50			
21	田儀川	○	出雲市	出雲市	多伎町口田儀		10.00	10		24	1				1	1		13	13		1								2,200						
22	赤川	○	出雲市	出雲市	今市町		24.30			15								14	13										1,800			50			
23	新内藤川	○	出雲市	出雲市	小山町		7.00	2		10				1	1			18	20							10			1,000			500			
24	堀川	○	出雲市	出雲市	平野町		10.00	3	2	15				2	5		1	28	15		3								1,000			100			
25	堀川	○	出雲市	出雲市	大社町遙堪		10.00	5	1	7	1				1			3					200						5,000			150			
34	予備	○	出雲市	出雲市	今市町（旧出雲体育館倉庫）		20.00	27		10	1	13	1	2		1			10			1	3			6			3,200						
計8棟							124.30	59	5	119	6	13	3	8	11	5	3	101	142	4	8	1	203	2		16			15,800			850			
管内計34棟							1,492.29	298	148	733	124	95	112	88	286	66	73	442	837	38	65	388	1,421	33		303			72,200		4,055	3,700	20		

注1：表中（左端）の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

注2：表中項目の補助倉庫とは、国庫補助により建てられた倉庫である。（現在は終了している）

(4)-1水防県央支部管内

番号	河川名	指定水防管理団体の有無	管理団体名	所在地 市町村	所在地 大字等	補助倉庫	倉庫面積	かけや(掛矢)	のこぎり(鋸)	スコップ	ツルハシ	おの(斧)	たこづち(蛸鎚)	くわ(鍬)	かま(鎌)	ペンチ	なた(鉈)	照明具	救命胴衣	てみ(手箕)	ハンマー	鉄線	杭丸太	バール	竹	なわ(縄)	むしろ(筵)	空俵	ビニール袋	麻袋	かます(叺)	ロープ	舟	パイル	とび口
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
△1	江の川	○	川本町	川本町	川本		120.00	3	2	30	1	2			2	2	3	10	20	5	1	20		3					2,000			100			5
計1棟							120.00	3	2	30	1	2			2	2	3	10	20	5	1	20		3					2,000			100			5
△2	江の川	○	美郷町	美郷町	都賀本郷		20.00	5	3	10	5	3	3		2	3		5		10	5	30		3					1,000						7
△3	〃	○	〃	〃	粕渕		58.32	1	1	3						5				1	1		5						1,000			20			
計2棟							78.32	6	4	13	5	3	3		2	8		5		11	6	30	5	3					2,000			20			7
△4	江の川	○	邑南町	邑南町	下口羽		9.70	10	5	20	5				10			2	6	2	3	10	30						5,375			50			
計1棟							9.70	10	5	20	5				10			2	6	2	3	10	30						5,375			50			
管内計4棟							208.02	19	11	63	11	5	3		14	10	3	17	26	18	10	60	35	6					9,375			170			12

(4)-2水防県央支部(大田地区)管内

番号	河川名	指定水防管理団体の有無	管理団体名	所在地 市町村	所在地 大字等	補助倉庫	倉庫面積	かけや(掛矢)	のこぎり(鋸)	スコップ	ツルハシ	おの(斧)	たこづち(蛸鎚)	くわ(鍬)	かま(鎌)	ペンチ	なた(鉈)	照明具	救命胴衣	てみ(手箕)	ハンマー	鉄線	杭丸太	バール	竹	なわ(縄)	むしろ(筵)	空俵	ビニール袋	麻袋	かます(叺)	ロープ	舟	パイル	とび口
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
△1	静間川	○	大田市	大田市	川合町出岡		21.60	2	2	12	3	1		4	9					5	4	30	101	1		14			317			40			
△2	〃	○	〃	〃	久利町市		19.87	4	6	17	7	1		4	8	1	3			5	7	20	103	1	10	18			850			40			
△3	〃	○	〃	〃	静間町平	○	33.12	2	4	9	3			5	7		1			5	4	11	95	1		20			720			40			
△4	三瓶川	○	〃	〃	大田町 日の出		28.12	2	3	13	3	2	2	4	8	1	1			10	4	30	113	3	41	34			600			350			
△5	〃	○	〃	〃	長久町 土江		17.28	3	4	10	3	1		5	8	1	2			5	4	20	97	1		19			800						
△6	福光川	○	〃	〃	温泉津町 福光		17.70	3	2	14	4	1		2	2	1	4			2	1	17	61	1		7			373			150			
△7	湯里川	○	〃	〃	温泉津町 湯里		16.00	3	2	10	4	1	1	2	2	1	4			2	1	21	48	1		5			575			100			
△8	潮川	○	〃	〃	仁摩町 栄町	○	33.00	5	3	18	3	0	2	2	9	3	4			3	1	25	57	1	0	10			1,316			1,200			
計8棟							186.69	24	26	103	30	7	5	28	53	8	19			37	26	174	675	10	51	127			5,551			1,920			
管内計8棟							186.69	24	26	103	30	7	5	28	53	8	19			37	26	174	675	10	51	127			5,551			1,920			

注1:表中(左端)の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

注2:表中項目の補助倉庫とは、国庫補助により建てられた倉庫である。(現在は終了している)

(5)水防浜田支部管内

番号	河川名	指定水防管理団体の有無	管理団体名	所在地 市町村	所在地 大字等	補助倉庫	倉庫面積	かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	かま（鎌）	ペンチ	なた（鉈）	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	鉄線	杭丸太	バール	竹	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叺）	ロープ	舟	バイル	とびロ
								器具品名数量																											
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
1	浜田川	○	浜田市	浜田市	黒川町		21.89	10	15	10	4	4	4	20	15	5	10			20	5	20	40			20			3,000						
2	〃	○	〃	〃	相生町	○	16.80	10	5	10	4	4	4	10	10	5	5			20	5	15	10			15			3,000						
3	〃	○	〃	〃	原井町		25.30		10	25				15	10		5			15	5					10			5,000						
4	周布川	○	〃	〃	周布町 (久光橋)	○	9.90	10	5	10	3	5	4	10	10	5	5			10	5	10				5			3,000						
5	〃	○	〃	〃	内村町	○	25.00	10	5	15	3	5	3	10	15	3	5			10	5	10				10			3,000						
6	下府川	○	〃	〃	下府町	○	70.00	10	30	50	10	10	10	30	20	10	10	10	15	40	10	50	30	10		20			5,000		1,000	200			
7	三隅川	○	〃	〃	三隅町 三隅		38.40	17	5	35	8	4		20	14	1	4	5		35	3		40			5			10,000			100	1		
8	家古屋川	○	〃	〃	旭町 今市		104.80	6	2	11	3	3	2	2	3	2	2		9	10	3	10							1,500						2
9	都川川	○	〃	〃	旭町 都川		44.00	3	2	6	3	3	2	2	3	2	2		6	10	3	10							1,000						2
10	来尾川	○	〃	〃	旭町 市木		15.00	3	2	4	2	3	2	2	3	2	2		4	10	3	10							1,000						2
11	下府川	○	〃	〃	金城町 今福		138.30	6		6								1	5										200						2
12	家古屋川	○	〃	〃	金城町 追原		46.73	4		7								1	5										600						2
13	浜田川	○	〃	〃	金城町 下来原		60.51	3		5								1	5										200						2
14	周布川	○	〃	〃	金城町 波佐		53.78	3		7								1	5										400						2
15	小国川	○	〃	〃	金城町 小国		46.73	3		8								1	5										200						2
16	長安川	○	〃	〃	弥栄町 長安本郷		96.00	2		21	2			6	24			2	11										300			200			
17	本郷川	○	〃	〃	弥栄町 木都賀		64.20			13	1				1			2	9										200			200			
18	浜田川	○	〃	〃	金城町 金城		121.58	2	1	8				3				2	4	3	2								600						
19	〃	○	〃	〃	金城町 上来原		53.78	3		6								1	5		1								300						
20	〃	○	〃	〃	金城町 七条		80.67	4		6								1	5		1								400						
21	周布川	○	〃	〃	金城町 波佐上		46.37	3		8								1	5		1								400						
22	〃	○	〃	〃	金城町 長田		46.37	2		6								1	5		1								400						
23	久佐川	○	〃	〃	金城町 久佐		53.78	2		4								1	5		1								200						
計23棟							1,279.89	116	82	281	43	41	31	130	128	35	50	31	108	183	54	135	120	10		85			39,900		1,000	700	1		16
19	江の川	○	江津市	江津市	江津町		34.40	12	4	51	4	3		4	3	1	5		3	12	1	20	524												
20	都治川	○	〃	〃	都治町		28.00			3									3																
21	敬川	○	〃	〃	敬川町		53.68	5	6	25	5	5		3	6	5	2		3	15	2	10							2,500			200			
22	八戸川	○	〃	〃	桜江町 今田		33.00	7		26	5			10	3	2				8				2		5			2,000		20	200	1		2
23	江の川	○	〃	〃	桜江町 川越		10.00	5	7	12	4			6	3	2	2			7		10	20	2		4			1,000		60	100	1		4
24	〃	○	〃	〃	〃		12.50	2	2	13	1			5	2	2	2			5		10	55	2		3			500			100			
25	家古屋川	○	〃	〃	桜江町 八戸		10.00	2	2	11	1	1		5	2	1	2			5		10	20	2		3			400						1
26	江の川 八戸川	○	〃	〃	桜江町 川戸		35.00	2	4	10	1			5	2	2	2		10	5		40	20	2					900			100	2		
計8棟							216.58	35	25	151	21	9		38	21	15	15		19	57	3	100	639	10		15			7,300		80	700	4		7
管内計31棟							1,496.47	151	107	432	64	50	31	168	152	50	65	31	127	240	57	235	759	20		100			47,200		1,080	1,400	5		23

注1：表中（左端）の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

注2：表中項目の補助倉庫とは、国庫補助により建てられた倉庫である。（現在は終了している）

(6)-1水防益田支部管内

番号	河川名	指定団体の防有管無	管理団体名	所在地		補助倉庫	倉庫面積	器具品名数量																										
				市町村	大字等			かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	かま（鎌）	ペンチ	なた（鉈）	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	鉄線	杭丸太	バール	竹	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叺）	ロープ	舟	パイル	とびロ
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
1	益田川	○	益田市	益田市	あけぼの東町		89.00	7	9	14	5	1		3	6	1	2		26	11	4	400							1,300			100			
2	〃	○	〃	〃	美都町都茂		30.80	7	2	27	7	2		4	11	1	24	3	23	24	4								2,300						
3	高津川	○	〃	〃	飯田町		19.54	5	5	15	4	5	5	1	19	5	3			5	2	75	225						4,200			190			
4	〃	○	〃	〃	中島町		14.50	7	54	79	5	26		7	14	15	2		14	10	7	300							12,100			250			
5	〃	○	〃	〃	向横田町		23.84			3																			1,200						
6	〃	○	〃	〃	安富町		39.00	3	2	13	3	5		3	15	5	3			5	2	20							3,600			100			
7	匹見川	○	〃	〃	横田町	○	15.00	5	5	15	3	5	4	3	16	5	3			5	2	20	280			2			5,500			100			
8	〃	○	〃	〃	匹見町匹見		14.00	8	10	20	1	1		1	23	11	15		23	21	2	400				5			2,480			100			
9	白上川	○	〃	〃	白上町	○	11.00	4	4	15	3	5	2	3	16	5	3			5	2	20							1,100			100			
計9棟							256.68	46	91	201	31	50	11	25	120	48	55	3	86	86	25	1,235	505			7			33,780			940			
管内計9棟							256.68	46	91	201	31	50	11	25	120	48	55	3	86	86	25	1,235	505			7			33,780			940			

(6)-2水防益田支部(津和野地区)管内

番号	河川名	指定団体の防有管無	管理団体名	所在地		補助倉庫	倉庫面積	器具品名数量																										
				市町村	大字等			かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	かま（鎌）	ペンチ	なた（鉈）	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	鉄線	杭丸太	バール	竹	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叺）	ロープ	舟	パイル	とびロ
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
6	津和野川	○	津和野町	津和野町	後田		8.85	4		8	1		3	7		2				10	2	8	15			37			600			20			14
7	〃	○	〃	〃	森村	○	17.50	7	6	18	1	3		2	38			2	3	5	7	8	33						800			20			
1	高津川	○	〃	〃	日原		15.00	7	1	35	2	4	3	6	9	3	3	2	6	15	6		24	4					1,800			700			3
2	〃	○	〃	〃	左鐙		12.00	2	3	11				3		1	2	1	2			1		3					300			300			11
3	〃	○	〃	〃	青原	○	126.20	2	3	15				3		1	3	2						4					300			300			9
計5棟							179.55	22	13	87	4	7	6	21	47	7	8	7	11	30	15	17	72	11		37			3,800			1,340			37
4	高津川	○	吉賀町	吉賀町	柿木		18.00	5	6	29	2	2		3	3	3	8	2	16	10	7	5	118	4					1,350			250	1		9
5	〃	○	吉賀町	吉賀町	六日市		34.71	11	3	31	1	8	1		31	3	2	2	31	14	4	10	100			8			1,900	6	10	150	1		8
計2棟							52.71	16	9	60	3	10	1	3	34	6	10	4	47	24	11	15	218	4		8			3,250	6	10	400	2		17
管内計7棟							232.26	38	22	147	7	17	7	24	81	13	18	11	58	54	26	32	290	15		45			7,050	6	10	1,740	2		54

注1:表中(左端)の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

注2:表中項目の補助倉庫とは、国庫補助により建てられた倉庫である。(現在は終了している)

(7)水防隠岐支部管内

番号	河川名	指定団体の防有管理	管理団体名	所在地		補助倉庫	倉庫面積	器具品名数量																										
				市町村	大字等			かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	かま（鎌）	ペンチ	なた（鉈）	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	鉄線	杭丸太	バール	竹	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叺）	ロープ	舟	パイル	とびロ
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	着	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	本
1	八尾川	○	隠岐の島町	隠岐の島町	港町		13.25	9	6	42	12	1		9	9	3	3			10	1			3						2,880						
2	〃	○	〃	〃	原田		20.00																20												
3	中村川	○	〃	〃	中村		33.00	2			1			1																					
4	都万川	○	〃	〃	都万		10.00	2	3	12	6	1		10	9		2				3		20	1					300			50			
5	春日川	○	〃	〃	布施		20.00			2	2			2					2							2			400			150			
6	飯美川	○	〃	〃	飯美		18.00			2	1			0				2											400			30			
7	卯敷川	○	〃	〃	卯敷		13.00			2	1			2				2											200			30			
8	重栖川	○	〃	〃	北方		20.00		4	24	2			6	5	2	1	2			1			1					3,600			300			
計8棟							147.25	13	13	84	25	2		30	23	5	6	6	2	10	5		40	5		2			7,780			560			
9	横尾川		知夫村	知夫村	1065番地		14.90	2	1	3	1			2	3	2		2			3	15	100	2	50	5			500	10		200			2
計1棟							14.90	2	1	3	1			2	3	2		2			3	15	100	2	50	5			500	10		200			2
管内計9棟							162.15	15	14	87	26	2		32	26	7	6	8	2	10	8	15	140	7	50	7			8,280	10		760			2

注1：表中（左端）の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

注2：表中項目の補助倉庫とは、国庫補助により建てられた倉庫である。（現在は終了している）

第29号表　　水防輸送車両配置一覧表

（単位　台）

区分	機関名	車種											備考
		乗用車		オフロード車	トラック			バン			二輪車	その他	
		大型	小型		大型	小型	軽四	大型 2,000cc	小型	軽四			
水防支部	松江県土整備事務所			1		3			25	3			
	〃 広瀬土木事業所		1	3		1			4	2			
	雲南県土整備事務所		2	3		1			13	3		3	軽乗用車
	〃 仁多土木事業所		1	1		1			4			1	軽乗用車
	出雲県土整備事務所		2	2		1			12	10		2	軽乗用車
	県央県土整備事務所		1	2		1			5	6			
	〃 大田事業所		1	3					8	5			
	浜田県土整備事務所		2	8		1			15	9		1	軽乗用車
	益田県土整備事務所		2	5					12	7			
	〃 津和野土木事業所		2						6	3			
	隠岐支庁県土整備局		1	2		1			7	5		3	軽乗用車
	隠岐支庁県土整備局島前事業部			1		1	2		2	3		1	軽乗用車
国土交通省	出雲河川事務所	2	8	4					3			1	マイクロバス
	〃 平田出張所		1	1					1				
	〃 大橋川出張所		1	2					1				
	〃 中海出張所		1	2					1				
	〃 志津見ダム管理支所		1	1					1				
	〃 尾原ダム管理支所		1	1					1			1	軽乗用車
	浜田河川国道事務所		2						3				
	〃 江の川下流出張所		2						1				
	〃 川本出張所		1	1					1				
	〃 高津川出張所		2						1				

乗用車大型	エンジン総排気量２０００ｃｃを超えるもの
乗用車小型	エンジン総排気量６６０ｃｃを超え２０００ｃｃ以下
オフロード車	４WDで悪路走行を想定している車両
トラック大型	エンジン総排気量２０００ｃｃを超えるもの
トラック小型	エンジン総排気量６６０ｃｃを超え２０００ｃｃ以下
軽トラック	エンジン総排気量６６０ｃｃ以下
バン大型	エンジン総排気量２０００ｃｃを超えるもの
バン小型	エンジン総排気量６６０ｃｃを超え２０００ｃｃ以下
バン軽四	エンジン総排気量６６０ｃｃ以下

所轄水防支部	水防管理団体名	車種											備考
		乗用車		オフロード車	トラック			バン			二輪車	その他	
		大型	小型		大型	小型	軽四	大型 2,000cc	小型	軽四			
松江	松江市	4	14			4	8		3	66		115	マイクロバス他
（広瀬）	安来市	6	13		1	1	6		2	26		2	マイクロバス
雲南	雲南市	2	38	2	2	1	17		1	60	2	10	排水ポンプ車1 給水車1、高所作業車1 緊急車両7
	飯南町			2	2	2	3		2			2	マイクロバス
（仁多）	奥出雲町	3	5				2			3		55	緊急車両他
出雲	出雲市		48			1	10		17	59		3	マイクロバス
県央	川本町	1	1			1	2		2	11		2	マイクロバス 10人乗りワゴン
	美郷町		25			1	3			7		3	マイクロバス2台 10人乗りワゴン1台
	邑南町	15	37			5	2		1	23		72	マイクロバス 消防車両
（大田）	大田市	6	10		2			1	3	96		40	その他は消防車両
浜田	浜田市		78			7	14		3	76		13	マイクロバス
	江津市		20	2		1			2	35			14人乗りワゴン他
益田	益田市	2	5	2	3	37	21	2	1	113	2	18	マイクロバス
（津和野）	津和野町	3	10			3	6	1	2	53		49	消防車両27、バス19 福祉車両1、特殊車両2
	吉賀町		12				4			25		3	マイクロバス2台 10人乗ワゴン1台
隠岐	隠岐の島町		6	1		1	6			35		5	マイクロバス2台 8人乗ワゴン2台 7人乗ワゴン1台
	西ノ島町		3		1	3	1	1	1	3		17	消防車両8台 マイクロバス等9台
	海士町		2			1	1			6		1	マイクロバス
	知夫村						1		1			7	8人乗りワゴン1 マイクロバス1 軽乗用車2、軽貨物3

乗用車大型	エンジン総排気量２０００ｃｃを超えるもの
乗用車小型	エンジン総排気量６６０ｃｃを超え２０００ｃｃ以下
オフロード車	４WDで悪路走行を想定している車両
トラック大型	エンジン総排気量２０００ｃｃを超えるもの
トラック小型	エンジン総排気量６６０ｃｃを超え２０００ｃｃ以下
軽トラック	エンジン総排気量６６０ｃｃ以下
バン大型	エンジン総排気量２０００ｃｃを超えるもの
バン小型	エンジン総排気量６６０ｃｃを超え２０００ｃｃ以下
バン軽四	エンジン総排気量６６０ｃｃ以下

第３０号表　災害対策用機械配置一覧表

（１）国土交通省所有機械基地名称及び位置

基　地　名	所　在　地	台数	規　　格	車両 総重量(kg)
斐伊川出雲市 河川防災ステーション	出雲市上塩治町	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程２０ｍ） 機械番号 25-4706	18,070
		１台	照明車 1.3kw×６灯(LED) 機械番号 30-4705	5,245
出雲河川事務所 中海出張所	安来市東赤江町福井1637	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ 機械番号 R02-4705	9,220
		１台	照明車２kw×６灯 機械番号 21-4703	7,640
浜田河川国道事務所 安富水防倉庫	益田市安富町	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ 機械番号 24-4702	9,340
浜田河川国道事務所 江の川下流出張所	江津市渡津町	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程２０ｍ） 機械番号 24-4706	17,300
		１台	照明車２kw×６灯 機械番号 11-4719	6,810
浜田河川国道事務所 多田水防倉庫	川本町多田	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程２０ｍ）　本部付 機械番号 22-4700	17,050
浜田河川国道事務所 尾原水防倉庫	川本町川下	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程 20m）本部付 機械番号 19-4704	17,270
		１台	照明車２ｋｗ×６灯 本部付 機械番号 20-4705	7,650
浜田河川国道事務所 益田国道維持出張所	益田市あけぼの町	１台	照明車２ｋｗ×６灯 機械番号 16-1709　本部付	

（２）島根県所有機械基地名称及び位置

基　地　名	所　在　地	台数	規　　格	車両 総重量(kg)
雲南県土整備事務所	雲南市木次町里方 531-1	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ	10,340

（３）市町村所有機械基地名称及び位置【小型ポンプ車を除く】

基　地　名	所　在　地	台数	規　　格	車両 総重量(kg)
雲南市三刀屋水防格納庫	雲南市三刀屋町三刀屋 1164-4	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ	7,660

（３）要請先（窓口）

１）国土交通省所有機械

国土交通省出雲河川事務所	管理第一課	TEL FAX	0853-20-1765 0853-22-6117
国土交通省浜田河川国道事務所	河川管理課	TEL FAX	0855-22-2480 0855-22-2486
国土交通省中国地方整備局	災害対策 ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ室	TEL FAX	082-221-9231 082-227-2651

２）島根県所有機械

各県土整備事務所等（各水防支部・地区）	水防担当課	TEL	県水防計画 P6 参照
		FAX	〃
土木部河川課（水防本部）	防災グループ	TEL	0852-22-6363

○島根県内の排水ポンプ車配備位置図

出雲河川事務所保有の排水ポンプ車

能　　力：30m^3／min（5 m^3／min×6：揚程 20m）
設置人数：5 名程度
運転時間：13 時間
（斐伊川出雲市河川防災ステーション）

能　　力：30m^3／min（7.5m^3／min×4）
設置人数：5 名程度
運転時間：約 20 時間
（中海出張所）

・設置人数は、標準的な現地において全台数の運転開始までの所要時間を１時間程度と想定した場合の参考値
・運転時間は燃料が満タン状態での無給油連続運転時間

出雲河川事務所所有の照明車

能　　力：1.3kw×6 灯(LED)
必要スペース：約２ｍ×５ｍ
設 置 時 間 ：約１０分
設 置 人 数 ：１名
連続照明時間：約３７時間
（斐伊川出雲市河川防災ステーション）

・運転時間は燃料が満タン状態での無給油連続運転時間

能　　力：2kw×6 灯
必要スペース：約４ｍ×７ｍ
設 置 時 間 ：約１０分
設 置 人 数 ：１名
連続照明時間：約４７時間
（中海出張所）

島根県所有の排水ポンプ車

能　　力：３０m^3/min(5m^3 ×6)
設置人数：５名程度
運転時間：48 時間
（雲南県土整備事務所）

雲南市所有の排水ポンプ車

能　　力：３０m^3/min(7.5m^3 ×4)
設置人数：５名程度
運転時間：48 時間
（雲南市三刀屋水防格納庫）

〇島根県所有排水ポンプ車の連絡系統図（出動要請から完了までの流れ）

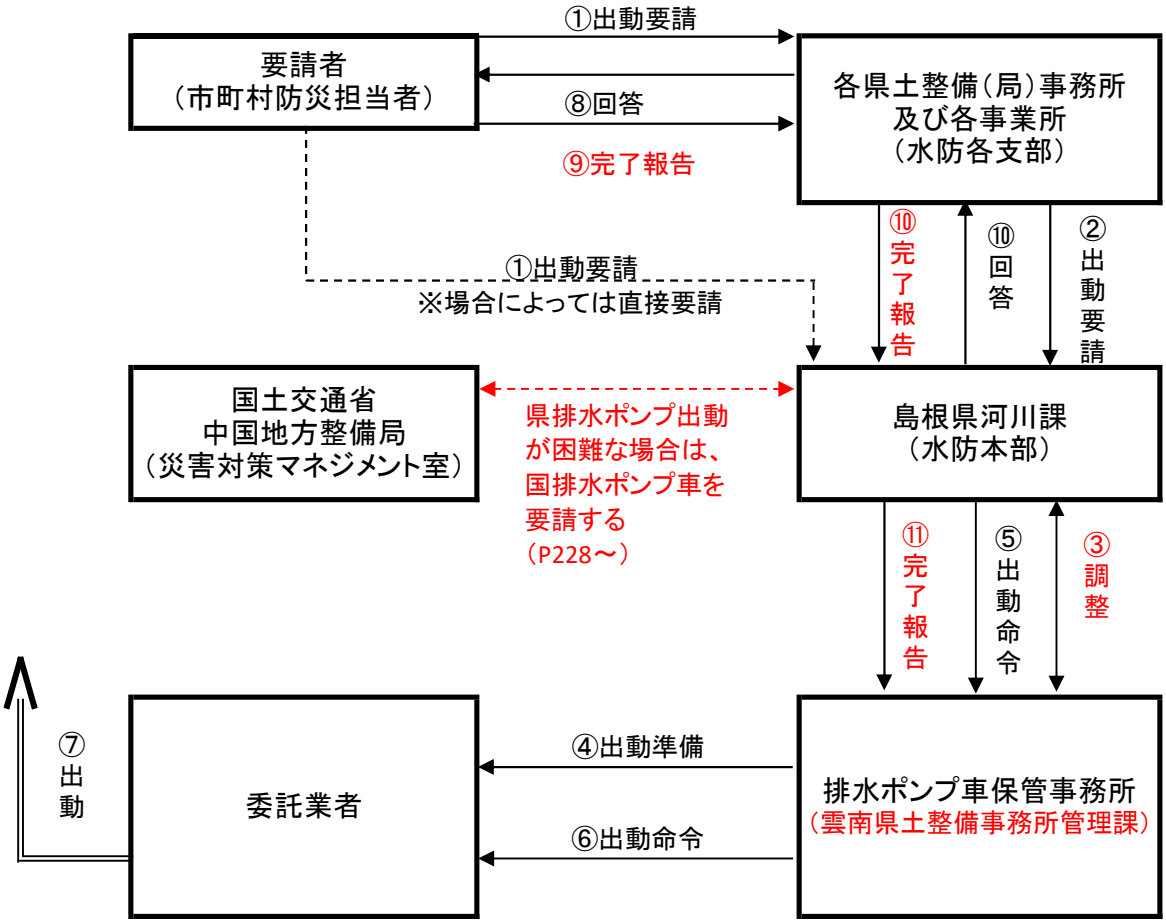

【関係機関連絡先】

島根県河川課水防本部	TEL：0852-22-6363
雲南県土整備事務所管理課	TEL：0854-42-9681
中国地方整備局災害対策マネジメント室	TEL：082-221-9231

◎市町村要請者は、①出動要請時に以下の内容を伝えること

1. 排水ポンプ車の出動先（住所及び位置）
2. 現地状況（現地写真があれば添付）
3. 出動先までの道路状況（通行の可否）
4. 現地代表者の氏名及び連絡先
5. 待ち合わせ場所（住所及び位置）

◎要請者は、ポンプ車出動後から基地返却までの燃料、準備費、修理費、人件費（運転手・操作員等）の経費負担が生じる

◎雲南県土管内以外での排水作業では、要請者が現地責任者及び現地作業員（3名以上）を確保すること

〇緊急時における国土交通省所有排水ポンプ車の連絡系統図（緊急時出動要請から完了までの流れ）

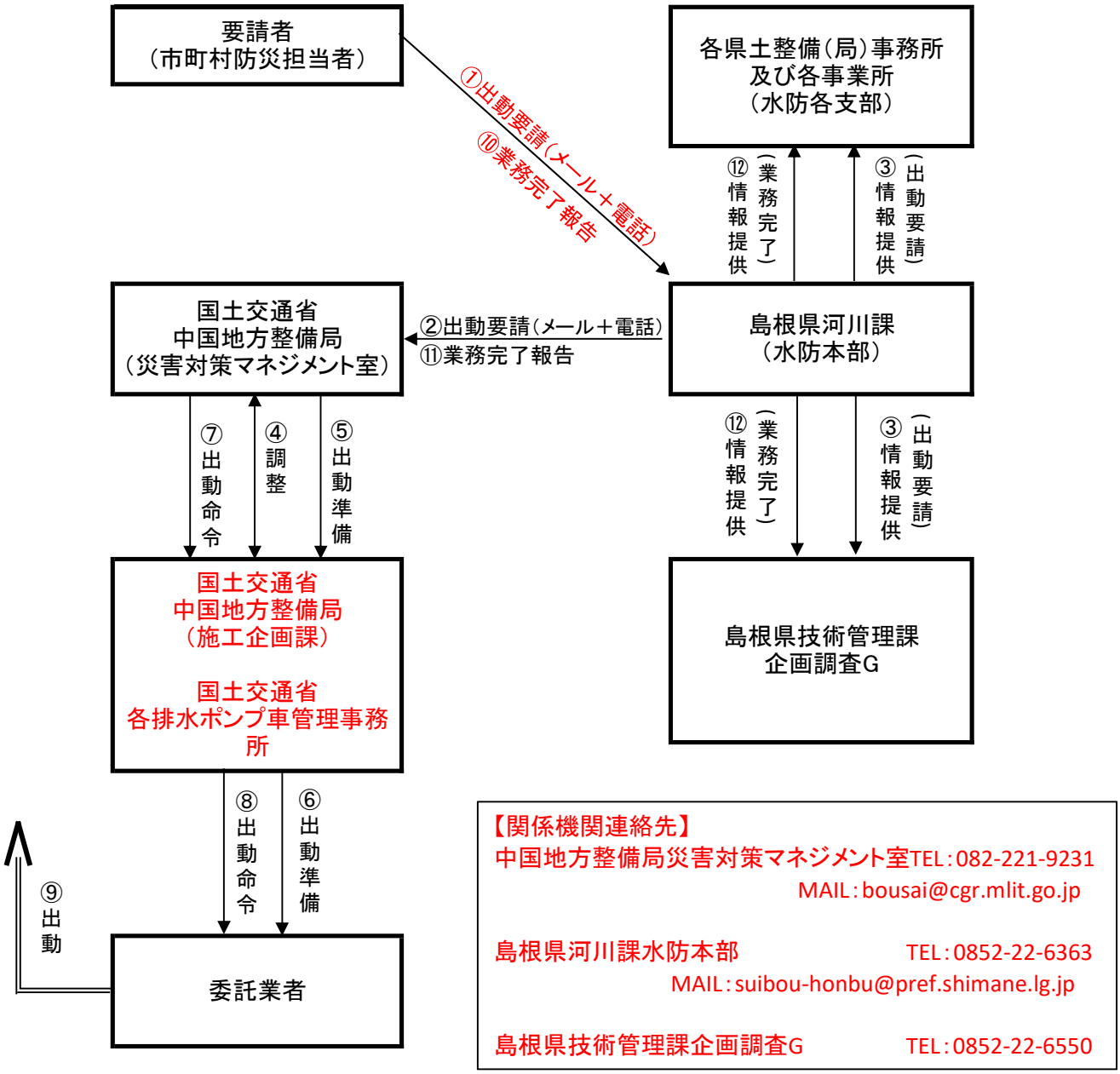

【関係機関連絡先】
中国地方整備局災害対策マネジメント室TEL：082-221-9231
MAIL：bousai@cgr.mlit.go.jp

島根県河川課水防本部　TEL：0852-22-6363
MAIL：suibou-honbu@pref.shimane.lg.jp

島根県技術管理課企画調査G　TEL：0852-22-6550

◎市町村要請者は、①出動要請時に島根県河川課水防本部に以下の内容をメールにて記載し、電話連絡を行うこと。

1. 排水ポンプ車の出動先（住所及び位置図を添付）
2. 現地状況（現地写真があれば添付）
3. 出動先までの道路状況（通行の可否）
4. 現地代表者の氏名及び連絡先
5. 待ち合わせ場所（住所及び位置図を添付）

◎要請者は、出動先現地引き渡し後から基地返却までの燃料、準備費、修理費、輸送費、人件費（運転手・操作員）の経費負担が生じる。

○国土交通省所有排水ポンプ車の連絡系統図（通常時出動要請から完了までの流れ）

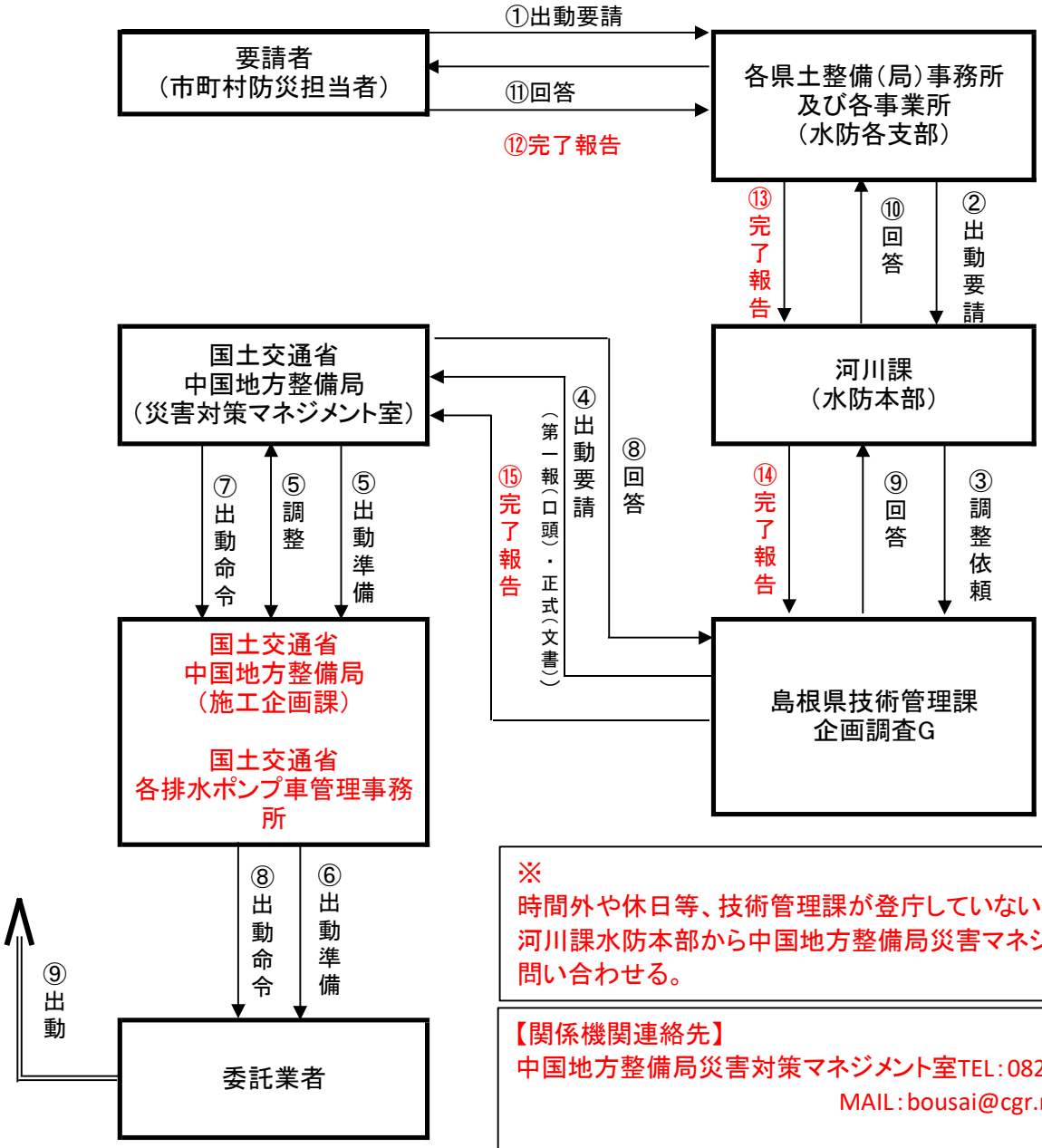

※
時間外や休日等、技術管理課が登庁していない場合は
河川課水防本部から中国地方整備局災害マネジメント室へ
問い合わせる。

【関係機関連絡先】
中国地方整備局災害対策マネジメント室TEL：082-221-9231
MAIL：bousai@cgr.mlit.go.jp

島根県河川課水防本部　TEL：0852-22-6363
MAIL：suibou-honbu@pref.shimane.lg.jp

島根県技術管理課企画調査G　TEL：0852-22-6550

◎市町村要請者は、①出動要請時に島根県河川課水防本部に以下の内容をメールにて記載し、電話連絡を行うこと。

1. 排水ポンプ車の出動先（住所及び位置図を添付）
2. 現地状況（現地写真があれば添付）
3. 出動先までの道路状況（通行の可否）
4. 現地代表者の氏名及び連絡先
5. 待ち合わせ場所（住所及び位置図を添付）

◎要請者は、出動先現地引き渡し後から基地返却までの燃料、準備費、修理費、輸送費、人件費（運転手・操作員）の経費負担が生じる。

第31号表
出水様式－総括
※修正箇所は赤書き

令和〇〇年〇月〇日〇〇〇（出水名）による出水状況報告【第〇報】

〇〇　月　〇〇 日〇：〇〇　現在

■ 整備局体制

整備局	体　制	発令（切替）日時	体制発令（切替）理由

■ 国管理河川の出水状況

1）現在、**計画高水位**を超えている河川　　水系　　河川

整備局	水　系	河		川				

2）現在、**氾濫危険水位**を超えている河川　　水系　　河川

整備局	水　系	河		川				

3）現在、**避難判断水位**を超えてている河川　　水系　　河川

整備局	水　系	河		川				

4）現在、**氾濫注意水位**を超えている河川　　水系　　河川

整備局	水　系	河		川				

5）**計画高水位**を超えたが、現在下回っている河川　　水系　　河川

整備局	水　系	河		川				

6）**氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川　　水系　　河川

整備局	水　系	河		川				

7）**避難判断水位**を超えたが現在下回った河川　　水系　　河川

整備局	水　系	河		川				

8）**氾濫注意水位**を超えたが現在下回った河川　　水系　　河川

整備局	水　系	河		川				

■ 被害状況

1）一般被害

※浸水家屋数は、河川に係わる沿川の浸水被害について河川管理者が把握したものであり、市町村の集計する市町村全体の浸水家屋数とは異なる。

＜国管理河川＞

整備局	水　系	河　川	市町村	浸水家屋数		家屋損壊数		田畑等浸水		被　害　状　況
				床上（戸）	床下（戸）	全壊（戸）	半壊（戸）	原因	面積（約ha）	

＜都道府県管理河川＞

都道府県	水　系	河　川	市町村	浸水家屋数		家屋損壊数		田畑等浸水		被　害　状　況
				床上（戸）	床下（戸）	全壊（戸）	半壊（戸）	原因	面積（約ha）	

2）河川管理施設等被害

＜国管理河川＞

整備局	水　系	河　川	市町村	地　点		被　害　状　況		対　策　状　況
				左右岸	KP	状　態	数　量（約m）	

＜都道府県管理河川＞

都道府県	水　系	河　川	市町村	地　点		被　害　状　況		対　策　状　況
				左右岸	KP	状　態	数　量（約m）	

■ 避難指示状況

＜国管理河川に関わる避難指示状況＞

整備局	水　系	河　川	市町村	避　難　状　況			発　令　日　時	解　除　日　時	備　考
				類　型	世帯数	人　数			

＜都道府県管理河川に関わる避難指示状況＞

都道府県	水　系	河　川	市町村	避　難　状　況			発　令　日　時	解　除　日　時	備　考
				類　型	世帯数	人　数			

■ 洪水予報の発令状況

整備局	水　系	河　川	基準観測所	号数	警報種別	発表日時	備考（対象観測所等）

■ 水防警報の発令状況

整備局	水　系	河　川	基準観測所	号数	警報種別	発表日時	備　　考

■ 国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

＜国管理＞

整備局	水　系	河　川	市町村	地　　点		排水Ｐ車出動状況		水防団等活動状況
				左右岸	KP	出動数（台）	稼働状況	

＜都道府県管理河川＞

都道府県	水　系	河　川	市町村	地　　点		排水Ｐ車出動状況		水防団等活動状況
				左右岸	KP	出動数（台）	稼働状況	

※適宜行を挿入し必要事項を記載

※前回報告からの追加・変更箇所は赤字とする。

第31号表

出水様式－総括（水防管理団体→水防支部→水防本部用）

※修正箇所は赤書き

令和〇〇年〇月〇日〇〇〇（出水名）による出水状況報告【第〇報】

〇〇　月　〇〇 日〇：〇〇　現在

■ 被害状況

1）一般被害

※浸水家屋数は、河川に係わる沿川の浸水被害について河川管理者が把握したものであり、市町村の集計する市町村全体の浸水家屋数とは異なる。

＜都道府県管理河川＞

都道府県	水　系	河　川	市町村	浸水家屋数		家屋損壊数		田畑等浸水		被　害　状　況
				床上（戸）	床下（戸）	全壊（戸）	半壊（戸）	原因	面積（約ha）	

2）河川管理施設等被害

＜都道府県管理河川＞

都道府県	水　系	河　川	市町村	地　点		被　害　状　況		対　策　状　況
				左右岸	KP	状　態	数　量（約m）	

■ 避難指示状況

＜都道府県管理河川に関わる避難指示状況＞

都道府県	水　系	河　川	市町村	避　難　状　況			発　令　日　時	解　除　日　時	備　考
				類　型	世帯数	人　数			

■ 国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

＜都道府県管理河川＞

都道府県	水　系	河　川	市町村	地　点		排水Ｐ車出動状況		水防団等活動状況
				左右岸	KP	出動数（台）	稼働状況	

※適宜行を挿入し必要事項を記載

※前回報告からの追加・変更箇所は赤字とする。

第32号表

治水課　　宛 （マイクロ　80-35694、35695、35696）	←	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　　月　　日　　時　　分　）

出水様式－２(1)　　被　害　情　報（国・都道府県管理河川）

（整備局等名：中国地整　　）
（都道府県名：島根県　　）

出 水 名	台風〇〇号　　（第　　報）			
水 系 名	２級河川　〇〇〇川（ふりがな）		河 川 名	〇〇〇川（ふりがな）
出水状況 現状 （見込み）				
被害状況 現状 （予測）	発生日時	R　.　. 〇〇：〇〇	発生場所	〇〇県〇〇町（ふりがな）
	原　　因	破堤：越水：溢水 内水：未確認	距 離 標	左：右 〇.〇～〇.〇ｋｍ
	〇〇月〇〇日〇〇時現在　＜　速報値　：　確定値　＞			
【記入例】	（　拡大中　：　変化なし　：　縮小中　：　解消　） （１）浸水面積　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　〇〇ｈａ　（予測　　ｈａ） 〇〇町　（予測　　ｈａ） （２）人的被害　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　死者　人 行方不明者　人 （３）家屋被害　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　床下浸水　戸（予測　　戸） 床上浸水　戸（予測　　戸） 軒下浸水　戸（予測　　戸） 家屋流出　戸 （４）その他　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　国道〇号線　通行止め （予測　〇〇町　ＪＲ〇〇線　通行止め）			

注）・平面図を添付（破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載）
　　・現地状況写真を添付

第33号表

治水課　　宛 （マイクロ　80-35694、35695、35696）	←　　課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　　月　　日　　時　　分　）

出水様式－２(2)　　被　害　情　報（国・都道府県管理河川）

（整備局等名：中国地整　　）
（都道府県名：島根県　　）

被害への対応状況 現状 （予定）	○○月○○日○○時現在
	（１）実施済み （２）今後の対応
避難状況等	○○月○○日○○時現在　＜　速報値　：　確定値　＞
	（１）自主避難状況　＜ 有 ：無　：調査中　：未確認 ＞ （２）避難指示発令状況　＜ 有 ：無　：調査中　：未確認 ＞ （３）孤立住民の発生状況等　＜ 有 ：無　：調査中　：未確認 ＞ （４）自衛隊出動要請状況等
水防活動状況 現状 （予定）	○○月○○日○○時現在　＜　速報値　：　確定値　＞
	（１）○○町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼動状況 （２）○○町

第34号表

治水課　　宛 （マイクロ　80-35694、35695、35696）	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　　月　　日　　時　　分　）

出水様式－３　緊　急　復　旧　情　報（国・都道府県管理河川）

（整備局等名：中国地整　　）
（都道府県名：島根県　　）

出 水 名	台風〇〇号　　（第　　報）		
水 系 名	級河川　〇〇〇川	河 川 名	〇〇〇川
時　　点	〇月〇日〇時現在	発生日時	R〇.　〇.　〇
発生場所	〇〇県〇〇町	距 離 標	左：右 〇.〇～〇.〇ｋｍ
被災状況	破堤：堤防洗掘：河岸洗掘 漏水：その他（　　）	状　　況	拡大中：変化なし 減少中
	被災数量 延　　長　　ｍ 洗掘土砂量　　m3		
復旧状況	（１）全体量 （２）復旧工法 （３）着手日時 （４）完成予定日時 （５）進捗状況 （６）作業員（人） （７）資機材の確保状況		

注）・平面図、横断図を添付（全体計画及び進捗状況が分かる図面）
　　・写真を添付

第３５号表　水防活動報告様式（１）

市町村名

水防活動実施報告書

令和　　年　　月
作成責任者

出水の概況	川	水位　　m（氾濫注意水位　　m）		
		雨量　　mm		
水防実施箇所	川	左岸	地先　　m	
		右		
日時	月　日　時　～　月　日　時			
出動人員	消防職員	水防団員	その他	合計
	人	人	人	人
水防作業概況及び工法	箇所 工法			

水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	他
	効果	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	
	被害	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	

使用資器材				
	土のう袋		居住者の出動状況	
	むしろ			
	なわ		水防関係者の死傷	
	丸太			
	その他		雨水位量の状況	

その他特記事項

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

第３５号表　水防活動報告様式（２）

令和〇〇年台風〇号における水防活動
（島根県〇〇市〇〇消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日）

【概要】
　〇〇消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、１時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人名救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇／〇～〇／〇 約〇時間	〇名	・土のう積み（〇袋） ・避難誘導（〇世帯） ・排水作業（〇件）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水状況

水防活動実施箇所
地図

第36号表　水害対策活動拠点及び水害対策活動用通路

河川名	種別	位置	摘要	備考
三隅川	水害対策活動拠点	浜田市三隅町三隅 1229-1番地先 （三隅大橋右岸上流）	面積＝620㎡	昭和58年災害、河川災害復旧助成事業に関連して設置。
	水害対策活動用通路	浜田市三隅町三隅 （三隅大橋右岸上流） 市道三隅川堤防線より 市道元本町二宮線まで	延長＝ 70m 幅員＝ 3m	
益田川	水害対策活動拠点	益田市七尾町イ342-1 番地先 （堀川橋左岸上流）	面積＝827㎡	〃
高津川	河川防災ステーション	益田市中島町 地先 （鴨島大橋右岸下流）	面積＝12,131㎡	高津川河川防災ステーション整備計画により平成22年3月完成。なお、敷地内に災害時の避難場所及びコミュニティ活動等の拠点として「益田市立水防センター」を設置。
下府川	水害対策活動拠点	浜田市上府町 イ75-1番地先 （府中橋左岸下流）	面積＝590㎡	昭和63年災河川災害復旧助成事業に関連して設置。
	河川防災ステーション	浜田市下府町 789-1番地他 （JR下府川橋右岸上流）	面積＝5,210㎡	局部改良事業に関連して設置。
斐伊川	河川防災ステーション	出雲市上塩治町964番地1 （斐伊川放水路、神戸川合流部）	面積＝15,190㎡	斐伊川出雲市河川防災ステーション整備計画により平成29年6月完成。

第３７号表　信　号

	警　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン　信　号
第１信号	○　休止　　○　休止　　○休止	○(約５秒)休止(約 15 秒)○休止○休止
第２信号	○－○－○　　○－○－○　　○－○－○	○(約５秒)休止(約６秒)○休止○休止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○　○－○－○－○	○(約 10 秒)休止(約５秒)○休止○休止
第４信号	乱　　打	○(約１分)休止(約５秒)○

備考　１　信号は適宜の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘信号とサイレン信号を併用できること。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

註　　第１信号　河川の水位が氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第２信号　水防機関に属する者が直ちに出動すべきことを知らせるもの。

第３信号　当該水防関係団体の区域内に居住する者が出動すべき事を知らせるもの。

第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

第３８号表　優先通行標識

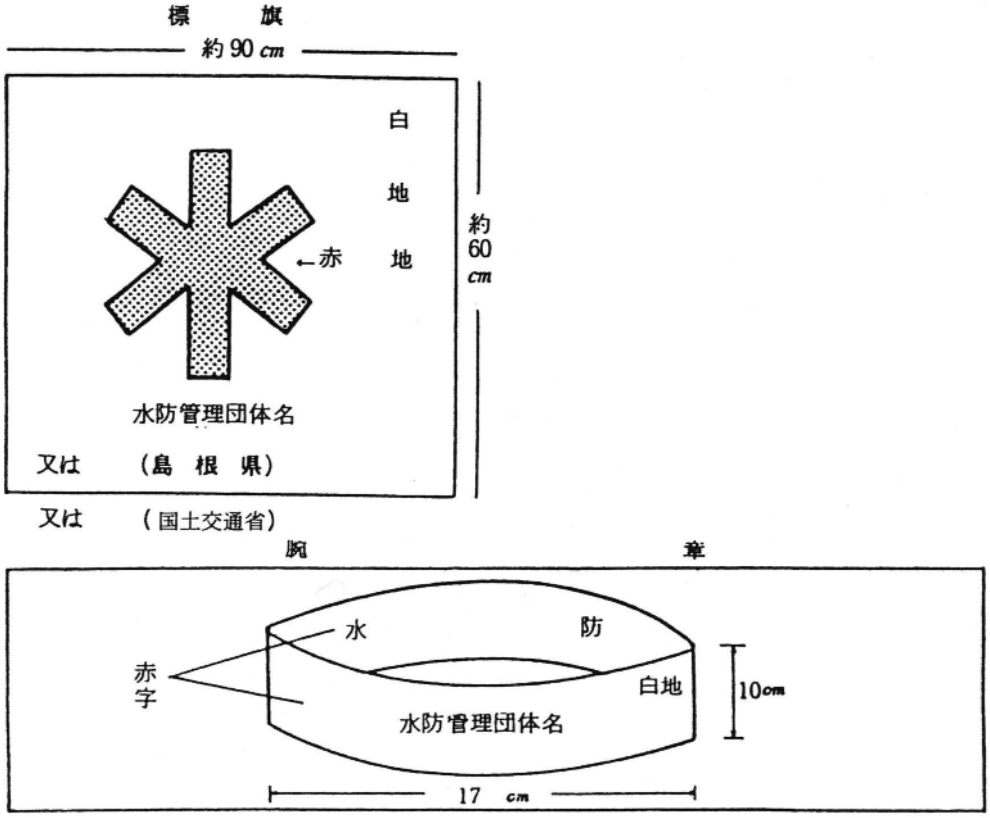

第３９号表　水防演習要領（例）

（１）想　　定

（ア）気象状況の想定

（イ）水位、降雨の状況想定

（ウ）洪水状況（水位、雨量の通報訓練を兼ねる）

（エ）危険状況の想定

（オ）状況変化の想定

（２）訓　　練

（ア）想定に基づく水防団員等の待機、出動、水防工法の選定、資材の必要量の判定、運搬動作の習得

（イ）作業開始から終了までの動作と工法のできあがり判定

（ウ）状況の変化に応ずる作業についての判定

（エ）想定に基づく立退、避難誘導

参　考　資　料

（1）水　　防　　法

（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号）

最終改正：令和三年法律第三十一号

第一章　総　則

（目的）

第一条　　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条　　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　　この法律において「消防機関」とは、消防組織法　（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条 に規定する消防の機関をいう。

５　　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法　（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条　（同法第百条第一項 において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法　（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項 に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法　（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項 に規定する公共下水道管理者、

同法第二十五条の十一第一項 に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項 に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章　水　防　組　織

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法 （明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項 の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項 の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

２　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範

囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

２　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

２　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

３　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

２　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二　　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

２　　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三　　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条　　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

３　　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

４　　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

５　　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法 （昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

６　　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

７　　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条　　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

２　　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

５　　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章　水　防　活　動

（河川等の巡視）

第九条　　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律　（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項 に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条　　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一

般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

２　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川又は

同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号 に規定する公共下水道、同条第四号 に規定する流域下水道又は同条第五号 に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四　　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項 の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項 の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条　　国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

２　　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二　特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

３　　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

４　　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

５　　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　　都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

２　　市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

３　　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

４　　都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交

通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

５　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の三の規定により指定した海岸

二　前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

２　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

３　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は

高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五　　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

２　　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二　　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

３　　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十

五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

３　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

５　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

６　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

７　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

８　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止

のための訓練を行わなければならない。

９　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

１０　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。。

５　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

６　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

７　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

８　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四　　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

２　　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五　　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六　　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

２　　水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

３　水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

４　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

５　前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七　水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

２　浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

３　何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

４　水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八　浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

２　水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

３　水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する

取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

２　大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　国土交通大臣

二　当該河川の存する都道府県の知事

三　当該河川の存する市町村の長

四　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五　当該河川の河川管理者

六　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七　第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

３　大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

４　前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十　十　都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

２　都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　当該都道府県知事

二　当該河川の存する市町村の長

三　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四　当該河川の河川管理者

五　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六　第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

３　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一　　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二　　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

２　　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条　　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

２　　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

３　　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

４　　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条　　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条　　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条　　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２　　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条　　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

２　　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条　　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

２　　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条　　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条　　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

２　　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

３　　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

４　　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条　　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事

させることができる。

（決壊の通報）

第二十五条　　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条　　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条　　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

２　　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条　　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

３　　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条　　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条　二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一　当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

２　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

３　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第一九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

２　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三　　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号 に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章　指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条　　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

３　　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

４　　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条　　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

２　　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

５　　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条　　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章　水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条　　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

２　　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

３　　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

４　　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条　　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二　　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三　　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四　　水防に関する調査研究を行うこと。

五　　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六　　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条　　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条　　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

２　　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

３　　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

４　　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければなら

ない。

（情報の提供等）

第四十条　　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章　費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条　　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条　　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

２　　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

３　　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

４　　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条　　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二　　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条　　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

２　　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

３　　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章　雑　則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条　　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条　　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条　　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

２　　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条　　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条　　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条　　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置につい

て、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条　　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章　罰　則

第五十二条　　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

２　　前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条　　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条　　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　　第十五条の七第三項の規定に違反した者

二　　第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条　　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一　　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二　　第二十条第二項の規定に違反した者

三　　第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則（省略）

（2）島根県水防協議会条例

（昭和24年9月29日
島根県条例第39号）

第１条　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第８条第１項の規定に基づき、島根県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第２条　協議会は、会長１人及び委員25人以内で組織する。

第３条　会長は協議会を代表し、会務を総理する。

２　会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

第４条　関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その委員の当該職上の代理者がその委員を代理することができる。

第５条　委員の任期は２年とする。但し、関係行政機関の職員たる委員の任期は当該職にある期間とする。

２　補欠委員は前任者の残任期間在任する。

３　知事において特別の事由があると認めたときは、前２項の規定にかかわらず、その任期中においても、これを免じ又は解嘱することができる。

第６条　会長は会議を招集し、その議長となる。

第７条　協議会は委員の３分の１以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

２　協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第８条　協議会に幹事及び書記各々若干人を置き、関係職員のうちから会長が命じ、又は委嘱する。

２　幹事は会長の命を受け、会務を処理する。

３　書記は上司の命を受け、庶務に従事する。

第９条　委員、幹事又は書記（県職員たる者を除く。）に対しては、別に知事の定めるところにより費用弁償を支給することができる。

第10条　前各条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附　　則

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

２　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

３　この条例は、平成28年12月26日から施行する。

（経過措置）

２　地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成１１年法律第８７号）第４０７条の規定による改正前の水防法（昭和２４年法律第１９３号）第８条第１項の規定により置かれた島根県水防協議会及びその委員は、この条例の施行の日において、この条例による改正後の島根県水防協議会条例第一条の規定により置かれた島根県水防協議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

（３）洪水の際における島根県と広島県との水防事務に関する協定書

水防法第７条第２項の規定により、洪水の際における水防事務（以下「水防」という。）について、島根県（以下「甲」という。）と広島県（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（目　　的）

第１条　甲と乙とは、一級河川江の川水系流域の水防について、その円滑な実施を期するため、相互に協力し、当該流域における水災の防止及び軽減に務めるものとする。

（雨量の通報）

第２条　乙は甲に対し次に定めるところにより雨量の通報をするものとする。

(1) 広島県三次土木建築事務所長は、次に掲げる場合には、十日市雨量観測所における雨量観測結果を島根県土木部河川課長に通報するものとする。

①　連続雨量が、50mm に達した場合

②　引続き降雨のある場合において、時間雨量が 10mm を超えるとき。

③　島根県土木部河川課長から雨量観測結果の通報に関し要請があった場合

(2) 広島県三次土木建築事務所長[※1]は、連続雨量でなくなったとき、又は洪水発生のおそれがなくなったときには、島根県土木部河川課長に通報を終了する旨を通報するものとする。

（水防活動等の連絡）

第３条　甲及び乙並びにその関係出先機関は、第１条の江の川水系流域において、非常災害の発生が切迫した状況その他特に連絡が必要と認められる状況が発生した場合には、相互に連絡し水防に関する情報を伝達するものとする。

（資材等の応援）

第４条　甲と乙とは、第１条の江の川水系流域における水防活動のために資器材等が不足し、又は不足が予想され、かつ緊急を要するときは相互に資器材等の応援又は融通（「以下「応援等」という。」を求めることができるものとする。

２　前項の応援等を求められた甲又は乙は、やむを得ない事情がある場合を除き、できる限りその求めに応ずるものとする。

３　前２項の規定による応援等のために要した費用は、当該応援等を求めた県の負担とする。

（水防計画の交換）

第５条　甲と乙とは、この協定の内容を各々水防計画書に掲載しこれを毎年交換するものとする。

（雑　　則）
第６条　この協定に定めのない事項若しくは疑義を生じた事項の取扱い又はこの協定の内容の変更については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上この協議の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を所持するものとする。
昭和 58 年３月１日

島　　根　　県
甲
代表者　島根県知事　恒　松　制　治　　印

広　　島　　県
乙
代表者　広島県知事　竹　下　虎之助　　印

※1　広島県三次土木建築事務所は現在、北部建設事務所に名称変更している。また、十日市雨量観測所は現在、北部建設事務所雨量観測所に名称変更している。

（4）災害時における相互協力に関する基本協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と島根県知事（以下「乙」という。）は、島根県内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の相互協力に関する基本事項について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、島根県が東西に長く、離島を有する地理的条件に加え、全国に先駆けて高齢化が進み中山間地域に災害時要援護者が多数生活している実態を考慮し、甲及び乙が連携を図り、島根県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するため初動段階から迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（相互協力の内容）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携・調整を行い、最大限の協力を行うものとする。

２　甲は、島根県災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めたときは、速やかに当該島根県災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派遣し、甲と乙は相互に必要な協力体制を整えるものとする。

（その他）

第３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

２　この協定の実施に関して必要となる事項は、別の定めによるものとする。

上記のとおり協定の締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙署名の上、各自その１通を保有する。

平成22年10月５日

甲　国土交通省　　中国地方整備局長　福田　功

乙　島　根　県　　島　根　県　知　事　溝口　善兵衛

（５）中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ

国土交通省中国地方整備局企画部長（以下、「中国地整」という。）と、鳥取県県土整備部長、島根県土木部長、岡山県土木部長、広島県土木局長、山口県土木建築部長、岡山市都市整備局長及び広島市道路交通局長（以下、「各関係自治体」という。）は、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下、「災害発生時等」という。）の支援について、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第１条　この申し合わせは、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合、中国地整と各関係自治体が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（支援内容）

第２条　支援の内容は、次の業務の実施に係る災害対策用機械・資材等の利活用、職員の支援及び情報の提供に関するものとする。

一　被災状況の把握

二　情報通信網の構築

三　災害応急対策（被害の拡大や二次災害の防止等に資する応急措置を含む）

四　その他必要と認められる事項

（連絡体制）

第３条　中国地整及び各関係自治体は、災害発生時等の連絡体制を確実なものとするため、連絡窓口を定め、相互に通知するものとする。また、連絡窓口を変更する場合は、速やかにその旨を通知するものとする。

２　中国地整は、災害発生時等、必要に応じて当該地域を管轄する各関係自治体の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報交換等にあたるものとする。

なお、この場合、あらかじめその旨を通知するものとする。

（支援の要請）

第４条　各関係自治体は、災害発生時等、必要に応じ中国地整に対して文書により支援を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）
第５条　中国地整は、前条に基づき、各関係自治体から支援の要請があった場合、災害の発生状況等を総合的に勘案し、実施可能な支援内容を連絡するとともに、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（要請によらない支援）
第６条　災害発生時等、その事態に照らし特に緊急を要し、第４条の支援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、中国地整は自らの判断で支援を行うことができるものとする。
　この場合、支援内容等を速やかに通知するものとする。

（経費の負担）
第７条　この申し合わせにより支援を行う場合の経費負担は、要請の有無にかかわらず、別紙により負担するものとする。
　ただし、これによりがたい場合は個々に協議するものとする。

（平常時の連携）
第８条　中国地整及び各関係自治体は、災害時の円滑な対応を可能とするため、必要に応じて行う、防災に関する情報交換の実施や防災担当者会議の開催等を通じて、平常時からの連携に努めるものとする。
２　中国地整は、保有する災害対策用機械等の状況について、毎年度当初に各関係自治体に通知するものとする。

（訓練等の実施）
第９条　中国地整及び各関係自治体は、それぞれが主催する防災訓練等に相互に参加して支援に関する連絡体制を確認するなど、この申し合わせに基づく災害時の支援が円滑に実施されるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

（その他）
第１０条　この申し合わせに定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この申し合わせの証として、本書８通を作成し、それぞれ押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２１年６月１７日

中国地方整備局	企画部長	山　中　　義　之	印
鳥取県	県土整備部長	谷　口　　真　澄	印
島根県	土木部長	鳥　屋　　均	印
岡山県	土木部長	大　塚　　俊　介	印
広島県	土木局長	大　野　　宏　之	印
山口県	土木建築部長	柳　橋　　則　夫	印
岡山市	都市整備局長	白　神　　利　行	印
広島市	道路交通局長	木　時　　誠	印

附　則

本申し合わせは、平成２０年８月２０日から適用する。

附　則

本申し合わせは、平成２１年６月１７日から適用する。

別紙　　中国地方における災害時の支援に関する経費負担

Ⅰ．災害対策用機械等による支援の場合

支援の内容	災害の区分	派遣の方法		支援に係る経費負担						
				技術指導員（職員）旅費等	災害対策用機械等					運転手、操作員旅費等
					損　料	燃　料	準備費	修理費	輸送費	
被災状況の把握	天災及び事故災	－		○	○	○	○	○	○	○
情報通信網の構築	天災及び事故災	－		○	○	○	○	○	○	○
災害応急対策 その他必要と認められる事項	天　災	引渡す場合	a 引渡し迄	○	○	○	○	○	○	○
			b 引渡し後	○	○	△	△	△	△	△
	事故災	引渡す場合		○	△	△	△	△	△	△

（凡例）　○：派遣元負担（中国地整）　△：依頼先負担（各関係自治体）

注）1．災害対策用機械等の引渡し迄及び引渡し後の概念は、下図に示すとおりである。

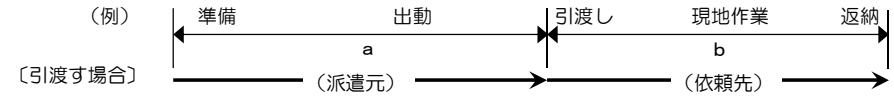

2．依頼先負担のうち、派遣元が手配した運転手及び操作員が引渡し後も継続される場合は、依頼先は派遣元が契約した相手方に対して、費用を直接支弁するものとする。（派遣元に対して支弁する形式ではない）
3．災害対策用機械等はいずれの場合も引渡時の状態にして返納するものとする。
4．準備費とは、飲料水支援時のタンク洗浄等のことである。
5．輸送費は自走できない災害対策用機械等を輸送する場合に適用する。
6．阪神・淡路大震災のような災害の場合は、機械を引渡さず全て派遣元の負担とする場合がある。
7．技術指導員（職員）は、業務の一環であるので、全て派遣元の負担とする。
8．区分欄の事故災とは、原因者がある災害をいい、この場合の費用負担は、技術指導員の費用以外は全て原因者に費用負担を求める。
9．技術指導員（職員）欄の旅費等とは、旅費，日当，宿泊料をいい、運転手、操作員欄の旅費等とは旅費，日当，宿泊料及び労務賃をいう。

Ⅱ．資材を支援する場合

現地作業に使用した資材は、原則として同等品相当の資材を派遣元に返還するものとする。ただし、再利用することが可能な資材（コンクリート製品等）で、欠損等が無い資材については、使用したものを返還してもよい。

Ⅲ．大規模自然災害時における経費の負担について

大規模自然災害発生時に、中国地整が第２条関係の支援を要請によらずに実施する場合は、各関係自治体に対して支援に係る費用の負担はもとめない。

中国地方整備局現地情報連絡員(リエゾン)派遣要領

(目的)

第１条　本要領は、中国地方整備局災害対策本部運営要領(以下、「運営要領」という。)第１６条に基づき、情報交換のための職員の派遣に関する必要事項を定め、もって地方公共団体と緊密な協力体制のもと、迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害支援の実施に資することを目的とする。

(定義)

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　中国地方整備局災害対策本部　中国地方整備局防災業務計画第１編第３章第４節第１に基づき設置される本部をいう。

二　本部長　運営要領第２条第１項の本部長をいう。ただし、中国地方整備局災害対策本部が設置されていない場合は、本部長を局長と読み替えるものとする。

三　地方災害対策本部等　中国地方整備局管内の地方公共団体が設置する災害警戒本部又は災害対策本部等をいう。

四　現地情報連絡員(リエゾン)　運営要領第１６条に基づき、災害情報の交換等のために地方災害対策本部等に派遣する職員をいう。

五　支援連絡室　運営要領第８条に基づき、地方公共団体等への支援に関する連絡調整並びに情報収集を目的として設置する組織をいう。

(派遣基準)

第３条　本部長は、中国地方整備局管内において、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合、地方災害対策本部等への現地情報連絡員(リエゾン)の派遣を指示するものとする。

一　中国地方整備局災害対策本部が警戒体制以上の体制を発令し、本部長が地方公共団体と災害情報等の交換が必要と認めた場合。

二　地方災害対策本部等が設置され、本部長が地方公共団体と災害情報等の交換が必要と認めた場合。

２　本部長は、災害の事象、規模及び派遣に要する移動時間等を総合的に勘案して、現地情報連絡員(リエゾン)の派遣を判断するものとする。

(派遣)

第４条　本部長は、前条の派遣基準に達した場合、現地情報連絡員(リエゾン)を派遣することが適当と認められる部又は事務所等の長（以下、「所属長等」という。）に対し派遣を指示することができるものとする。

２　前項により指示を受けた所属長等は、所属職員の中から適任と認められる職員を選定し、現地情報連絡員(リエゾン)として出動することを命じるものとす

る。

ただし、災害対応の初期段階における職員の派遣は、第８条により予め登録した候補者の中から選定することを基本とする。

３　現地情報連絡員(リエゾン)の派遣は、２名１組を原則とする。

４　派遣先は、原則として地方災害対策本部等とする。

５　第１項の派遣の指示に関する事務は、支援連絡室にて行うものとする。

(業務内容)

第５条　現地情報連絡員(リエゾン)として派遣された職員は、地方災害対策本部等において以下の業務を行うものとする。

一　災害情報、一般被害情報、応急対策活動情報等の収集と支援連絡室への情報伝達。

二　中国地方整備局所管施設の被災状況・復旧状況等の情報提供。

三　災害対策用機械等の派遣に関する支援活動の窓口業務。

四　その他、迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害支援のために必要な業務。

２　前項各号に関する情報伝達並びに連絡調整に関する事務は、支援連絡室にて行うものとする。

(指揮系統)

第６条　現地情報連絡員(リエゾン)として派遣された職員は、本部長の指揮のもと、派遣先の地方公共団体と連絡・調整を図り、前条の業務を遂行するものとする。

(帰還)

第７条　本部長は、現地情報連絡員（リエゾン）を派遣しておく必要がなくなったと判断した場合、所属長等にその帰還を指示するものとする。

２　前項により指示を受けた所属長等は、現地情報連絡員（リエゾン）に帰還を命じるものとする。

(候補者の登録)

第８条　所属長等は、迅速かつ円滑な現地情報連絡員(リエゾン)の派遣を行うため、毎年度当初に所属職員の中から適任と認められる候補者を選定し登録するものとし、異動等があった場合はその都度見直すものとする。

ただし、派遣が長時間に及ぶ場合など、候補者以外の職員の派遣を妨げるものではない。

(その他)

第９条　現地情報連絡員(リエゾン)の派遣については、この要領に定めるもののほか、別途定める「「中国地方整備局現地情報連絡員(リエゾン)派遣要領」の運用」によるものとする。

附　則

本要領は、平成２０年　２月２５日から施行する。

（6） 水 防 工 法

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。では河川堤防の破堤原因にはどんなものがあるかを示すと次の３種類が主なものである。

① 堤防から水があふれでた場合、堤防の裏法面から決壊していく。

② 浸透（漏水）による場合　河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が決壊していく。

③ 深掘れによる場合河水の流勢や波浪により表法面が深掘れされて決壊していく。

以上の場合に、古くから行われまた多大の効果を挙げてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を紹介する。なお、簸川郡独特のもので古来より使用されている出雲結（いずもゆい）については解説を掲載するが、それ以外の一般的な水防工法については「水防工法ハンドブック」や「時代に即した水防工法～工法選定と作製の手引き～」（国土交通省中国地方整備局）等を参考にすること。

水 防 工 法 一 覧 表

現　象		工　　法	工法の概略説明	主に使用される箇所河川	主要材料	摘要
越水		積み土のう工	堤防天ばに土のうを何段かに積み重ねる。	一般河川	土のう、杭または竹	
		せき板工（その１）	堤防天ばに杭を打ち、せき板を当てる。	都市周辺河川	杭、板、くぎ	
		せき板工（その２）	同上	同上（木材の得にくいところ）	鉄パイプ、鉄板、防水シート	
		じゃかご積み工	堤防天ばに土のうの代わりにじゃかごを積む。	急流河川	じゃかご、詰石防水シート	
		連結水のう	堤防天ばに土のうの代わりにビニロン帆布製連結水のう（水マット）を置く。	都市周辺河川（土砂土のう杭、板の入手困難なところ）	帆布製水のう、鉄パイプ、ポンプ	
		裏むしろ（シート）張り工	堤防裏のり面をむしろ（シート）で被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、かご、竹、土のう、シート	応急越流堤工
漏水	川表	詰め土のう工	川表の漏水口に土のうを詰める。	構造物などのあるところ、水深のあまり深くないところ。	土のう、縄、むしろ、杭、竹	
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	水深のあまり深くないところ	竹、縄、土のう、むしろ	
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	漏水面の広いところ、水深の浅いところ	むしろ、縄、竹、杭、土のう	
	川裏	たたみ（シート）張り工	川表の漏水面にたたみ（シート）を張る。	水深のあまり深くないところ	古たたみ、杭、土のう、縄、シート	
		かま段工	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土のうする。	一般河川	土のう、むしろ、杭または竹、樋	
		水マット式かま段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水のうを積みあげる。	同上（土砂、土のうの入手困難なところ）	帆布製、中空水のう、鉄パイプ、樋、ポンプ	

現象		工　　法	工法の概略説明	主に使用される箇所河川	主要材料	摘要
漏水	川裏	鉄板式 かま段工	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組みたてる。	一般河川	鉄板、土のう、樋、杭または　鉄パイプ	
		月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、欠円形に積み土のうする。	同上	土のう、むしろ、杭または竹、樋	
		水マット 月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、ビニロン帆布製水のうを組み立てる	同上	帆布製水のう、杭、土のう、樋	
		導水むしろ 張り工	裏のり、犬走りにむしろをならべる。	同上 （漏水量の少ないところ）	むしろ、丸太または竹	
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く。	一般河川	たるまたはおけ、むしろまたはシート、土のう	
決壊		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、たたみシート張り工	漏水対策と同じ	比較的緩流河川	漏水対策と同じ	
		木流し工	樹木に重り土のうをつけて流し被覆する。（竹を使うこともある。）	急流河川	立木、土のう、縄、鉄線、杭	
		立てかご工	表のり面にじゃかごを立てて被覆する。	砂利質堤防、急流河川	じゃかご、詰石、杭、鉄線	
		すて土のう工	土のうを表のり面決壊箇所に投入する。	比較的急流河川	土のう、竹	
		すて石工	大きな石または石のうなどを投入する。	急流河川	石、石のう	
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけ、のり面を被覆する。	緩流河川	杭、竹、縄、土のう	
		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛枠、追牛、鳥脚、猪の子等を投入する。	急流河川、かなり河幅の広い河川	枠工材	
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる。	凸側堤防、他の工法と併用	杭丸太、鉄線、土のう	表のり崩れの断面補充に用いる。
		びょうぶ 返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面にたおし被覆する。	比較的緩流河川	杭、竹、かや、よし、縄、土のう	

現象		工　　法	工法の概略説明	主に使用される箇所河川	主要材料	摘要
き裂	天端～川裏法面	折り返し工	天ばのき裂をはさんで両肩附近に竹を突きさし折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
		杭打ち継ぎ工	天ばのき裂の竹の代わりに杭を用い鉄線でつなぐ	砂質堤防	杭、鉄線	
		控え取り工	き裂が天ばから裏のりにかかるもので折り返し工と同様に行なう。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
		継ぎ縫い工	同上現象のとき、杭をき裂の両端に打ち竹で連結し土のうでおさえる。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
		ネット張りき裂防止工法	同上の現象で竹の代わりに金網を用いる。	同上	杭、金網、土のう	
崩壊	川裏	五徳縫い工（その１）	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、縄、土のう	
		〃（その２）	裏のり面のき裂をはさんで杭を打ちロープで引き寄せる。	同上	杭、ロープ、土のう	
		竹刺し工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面が滑らないように竹を深く刺す。	同上	竹、土のう	
		力杭打ち工	裏のり面附近に大きな杭をならべる。	粘土質堤防の滑り面に沿い滑動する箇所	杭または竹	
		かご止め工	裏のりにひし形になるよう杭を打ち、竹または鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
		立てかご工	裏のり面にじゃかごを立て被覆する。	砂利質堤防 急流河川	じゃかご、詰石、杭	川表にも用いる。
		杭打ち積み土のう工	裏のり面に杭を打ちならべ中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	杭、布木、土のう、鉄線	
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に張り上げる。	一般堤防	土のう、竹または杭	
		つなぎ杭打ち工	裏のり面に杭を打ちならべ連結して中詰めに土のうを入れる。	同上	杭、土のう、鉄線	
		さくかき詰め土のう工	杭を数列のりの上下に打ちならべこれを連結して中詰め土のうを入れる。	同上	杭、丸太、鉄線、土のう	

（７）出雲結（いずもゆい）

目　　的：本工法は洪水により破提された後、仮締切として用いられる出雲地方独特のもので古来より使用されている。

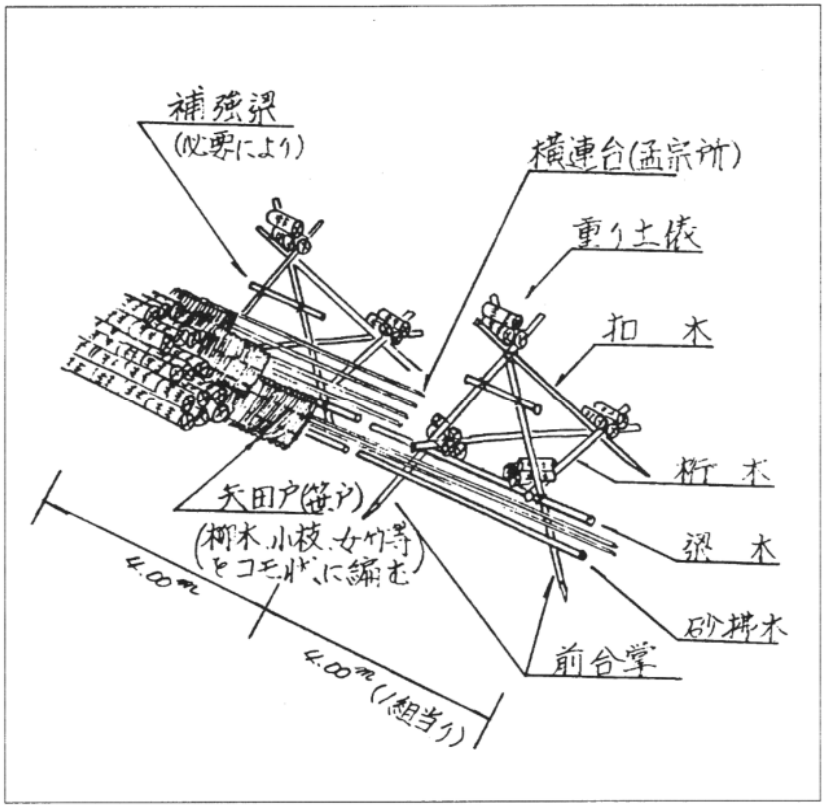

材　　料：破提箇所の長さにより組数を考えねばならないが大体１組４メートル位に据えつける。一組につき前合掌二本、扣木一本、桁木二本、梁木、砂払木各一本を横連台に孟宗竹７～８本と60枚の矢田戸と約200俵の土俵が必要である。

Ａ－１図（８）　斐伊川、神戸川水系流域観測地点（国土交通省テレメーター）

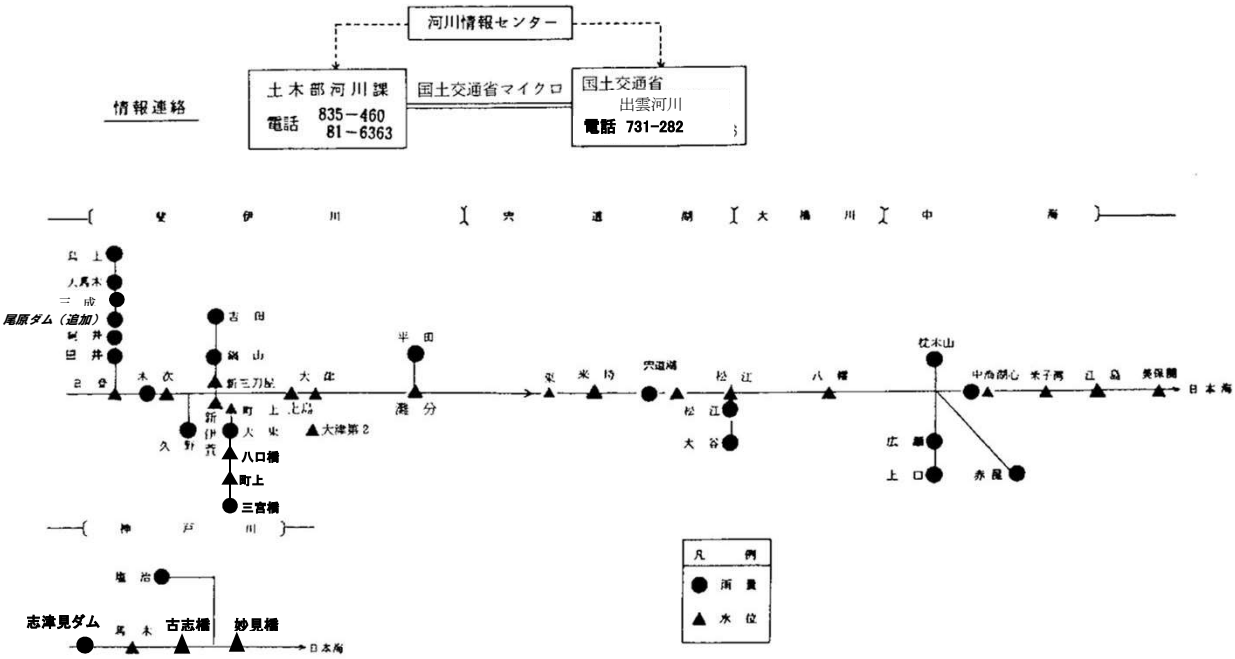

Ａ－２図（９）　斐伊川、神戸川水系テレメーター回線系統図（国土交通省）

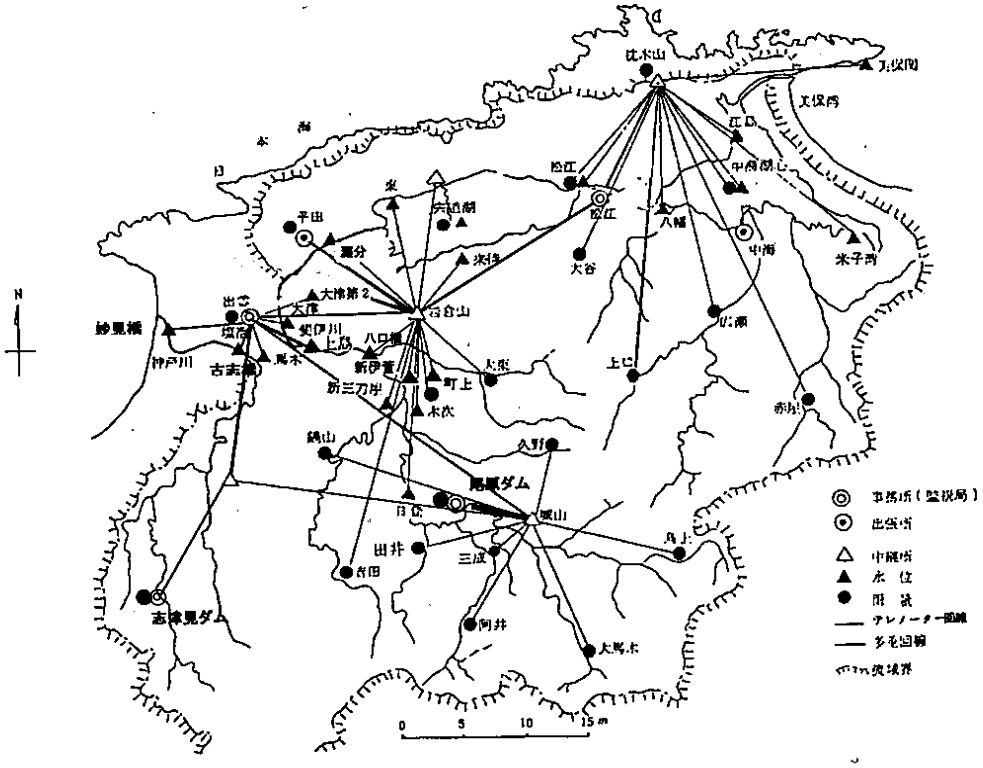

Ｂ－１図（１０）　江の川水系流域観測地点（国土交通省テレメーター）

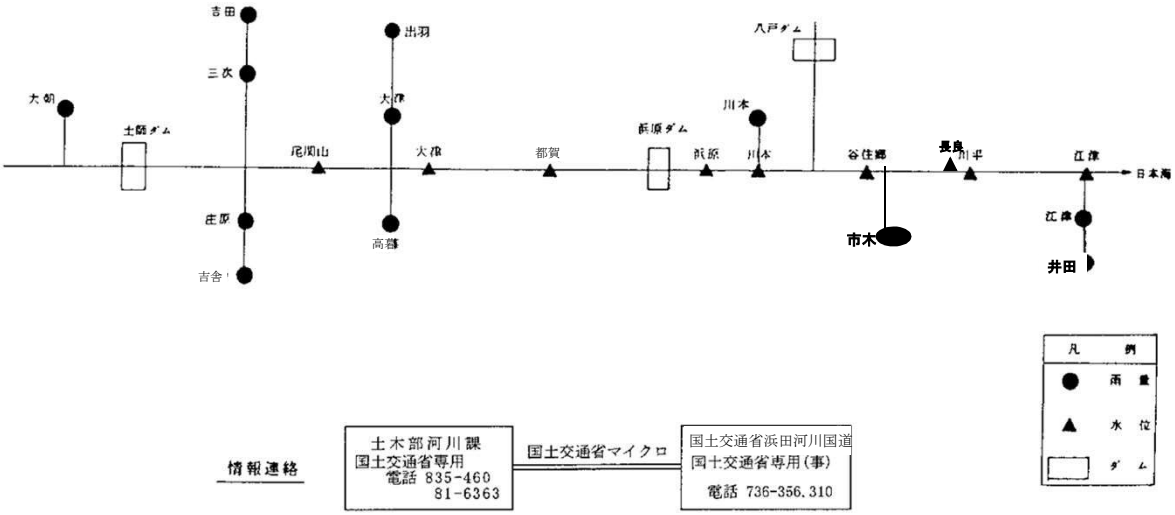

Ｂ－２図（１１）　江の川水系テレメーター回線系統図（国土交通省）

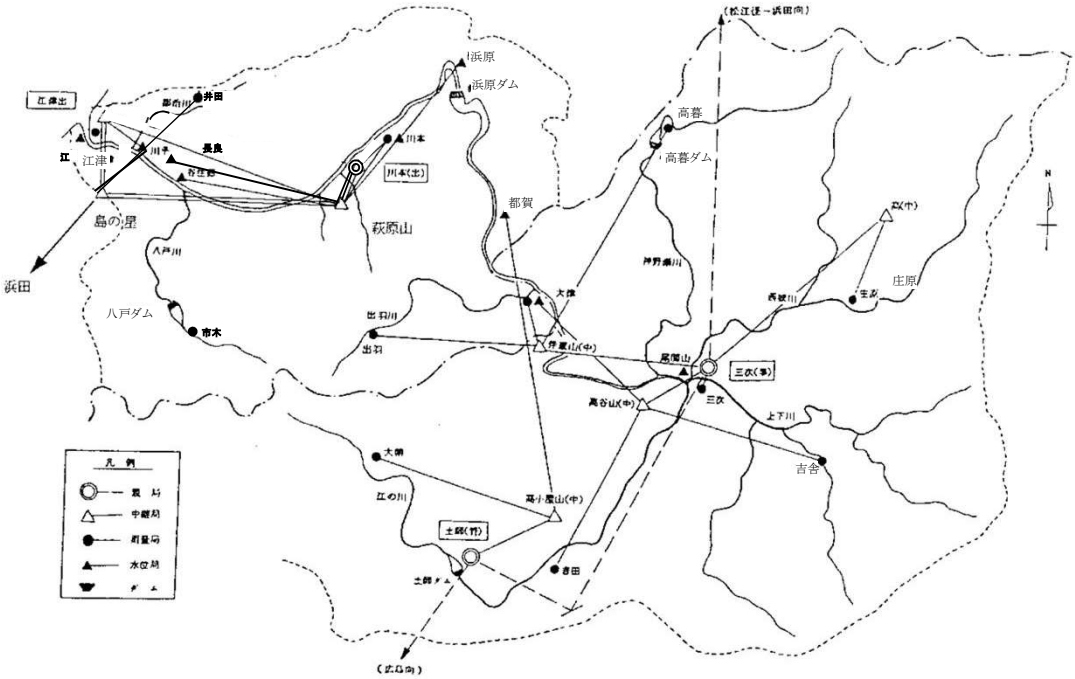

Ｃ－１図（１２）　高津川水系流域観測地点（国土交通省テレメーター）

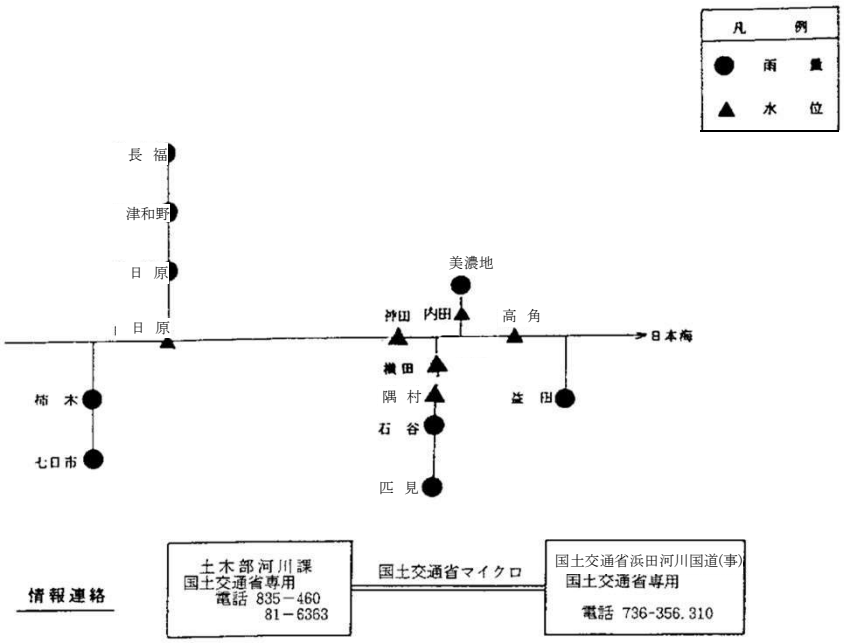

Ｃ－２図（１３）　高津川水系テレメーター回線系統図（国土交通省）

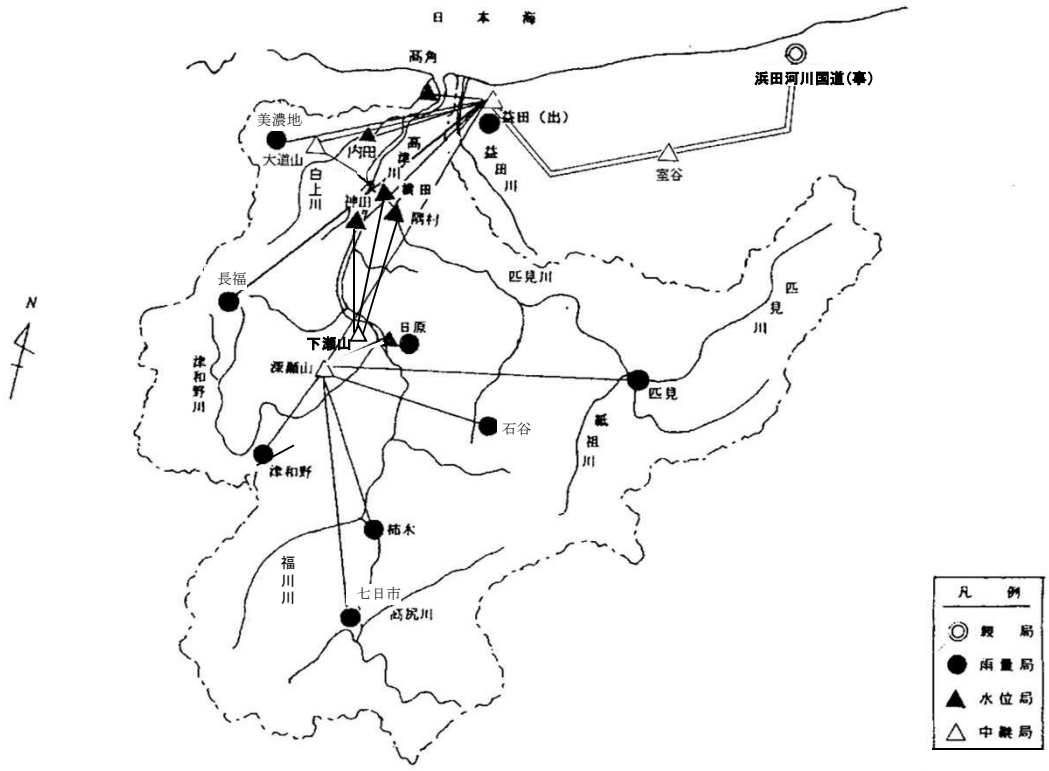

Ｄ－図（１４）　島根県水防情報システム観測局地点

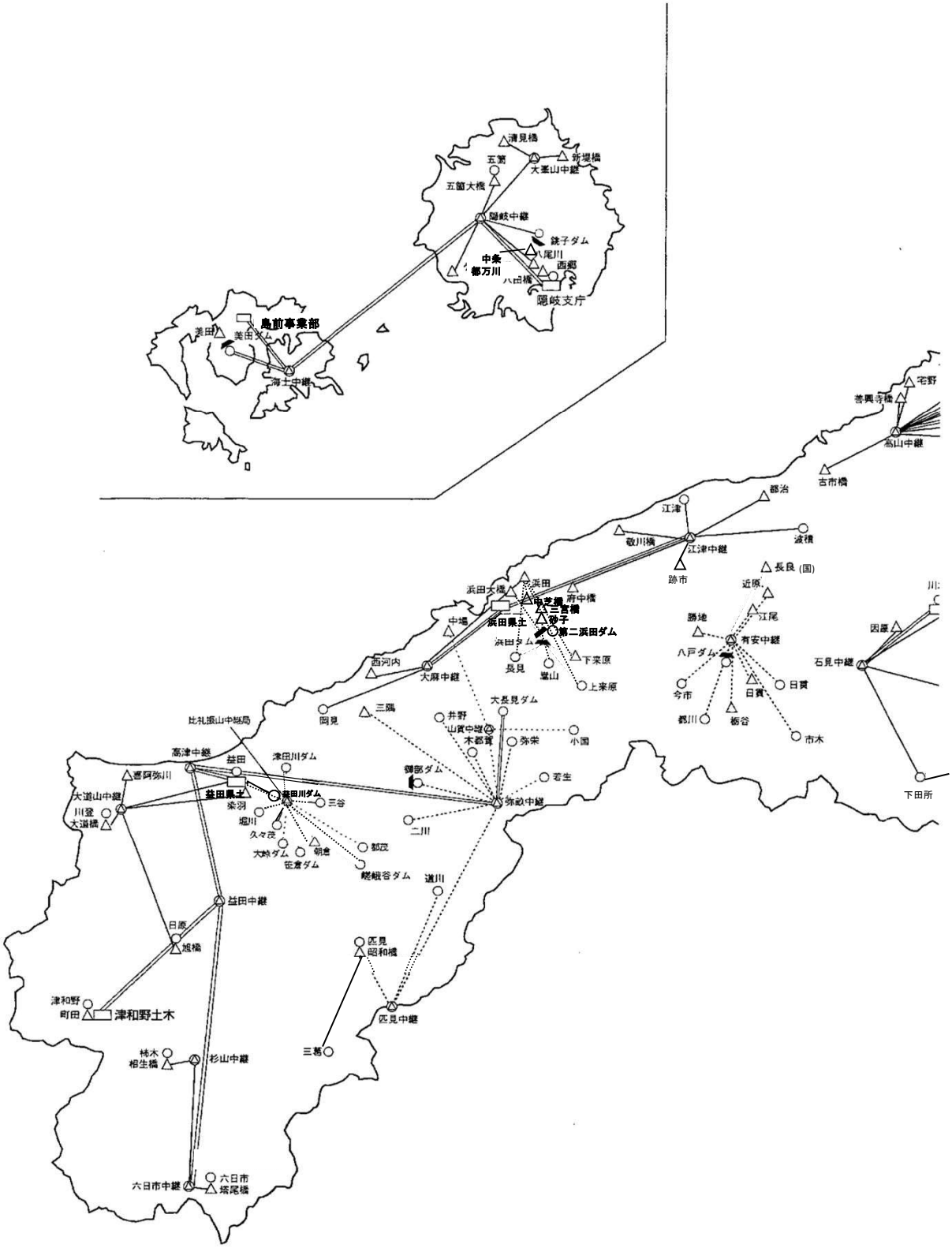

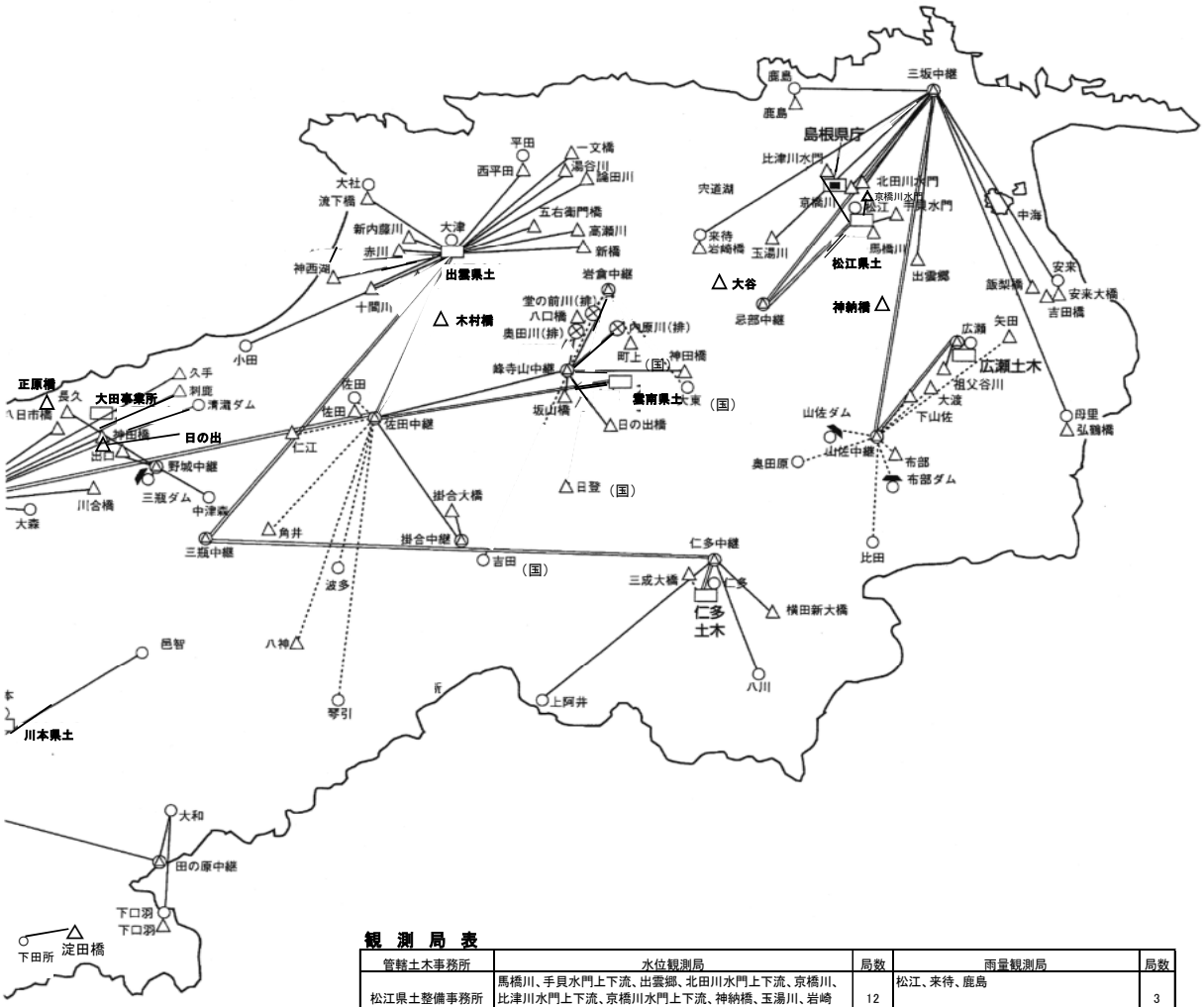

観 測 局 表

管轄土木事務所	水位観測局	局数	雨量観測局	局数
松江県土整備事務所	馬橋川、手貝水門上下流、出雲郷、北田川水門上下流、京橋川、比津川水門上下流、京橋川水門上下流、神納橋、玉湯川、岩崎橋、鹿島、大谷	12	松江、来待、鹿島	3
松江県土整備事務所（広瀬）	安来大橋、吉田橋、飯梨橋、弘鶴橋、祖父谷川、布部、大渡、矢田、下山佐	9	安来、母里、広瀬、布部ダム、比田、山佐ダム、奥田原	7
雲南県土整備事務所	掛合大橋、神田橋、日の出橋、坂山橋、八口橋、八神、内原川（排）、奥田川（排）、堂の前川（排）（町上（国）、日登（国））	9	琴引、渡多（吉田（国）、大東（国））	2
雲南県土整備事務所（仁多）	三成大橋、横田新大橋	2	仁多、八川、上阿井	3
出雲県土整備事務所	西平田、流下橋、論田川、一文橋、湯谷川、五右衛門橋、高瀬川、新橋、新内藤川、赤川、十間川、神西湖、佐田、仁江、木村橋	15	大津、平田、大社、小田、佐田	5
県央県土整備事務所	因原、下口羽、淀田橋	2	川本、邑智、下田所、大和、下口羽	5
県央県土整備事務所（大田）	八日市橋、川合橋、正原橋、神田橋、宅野、善興寺橋、古市橋、出口、長久、刺鹿、久手、日の出	12	大森、三瓶ダム、中津森、清瀧ダム	4
浜田県土整備事務所	浜田、西河内、中場、都治、敬川橋、、跡市、府中橋、中芝橋、浜田大橋、下来原、三宮橋、砂子、三隅、栃谷、勝地、江尾、近原、日貫（長良（国））	17	岡見、波積、江津、上来原、嵩山、長見、第二浜田ダム、弥栄、木都賀、御部ダム、井野、都川、今市、市木、小国、若生、大長見ダム、八戸ダム、日貫	19
益田県土整備事務所	昭和橋、染羽、喜阿弥川、大道橋、朝倉	5	益田、峠峨谷ダム、道川、匹見、三葛、川登、都茂、三谷、笹倉ダム、大峠ダム、久々茂、堀川、津田川ダム、益田川ダム、二川	15
益田県土整備事務所（津和野）	旭橋、町田、塔尾橋、相生橋	4	日原、津和野、六日市、柿木	4
隠岐支庁	五箇大橋、中条、八尾川、八田橋、都万川、新堤橋、清見橋、美田	8	西郷、五箇、美田ダム、銚子ダム	4
計		95		71

Ｅ－１図(１５)　布部ダム、山佐ダム流域観測地点（島根県テレメーター）

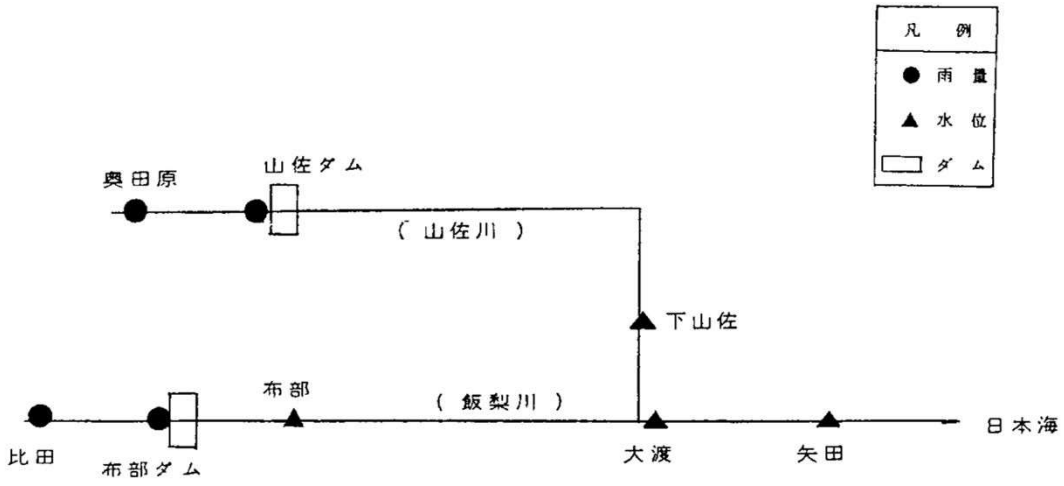

Ｅ－２図(１６)　布部ダム、山佐ダムテレメーター回線系統図（島根県）

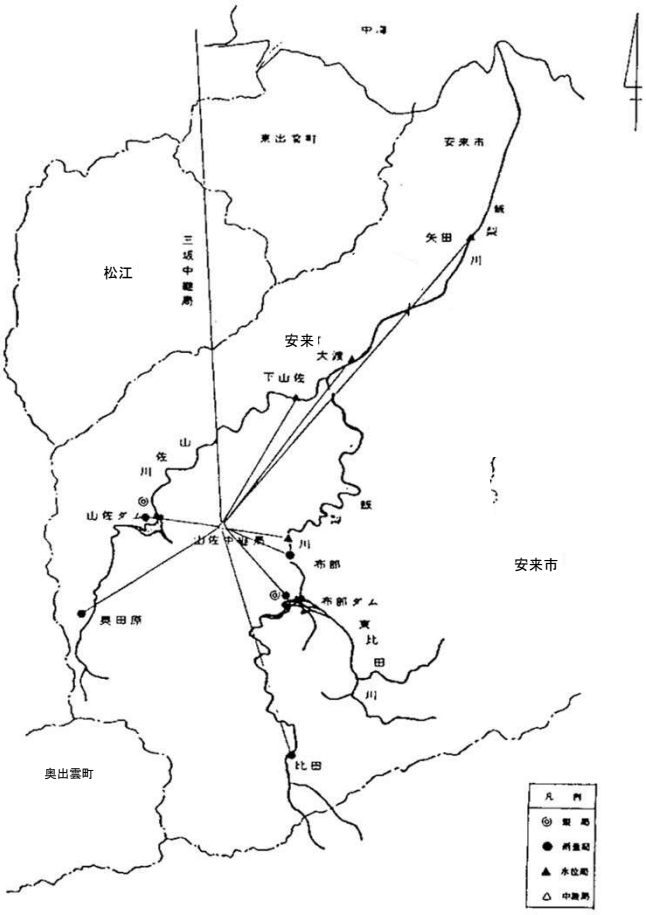

Ｆ－１図(１７)　三瓶ダム流域観測地点（島根県）

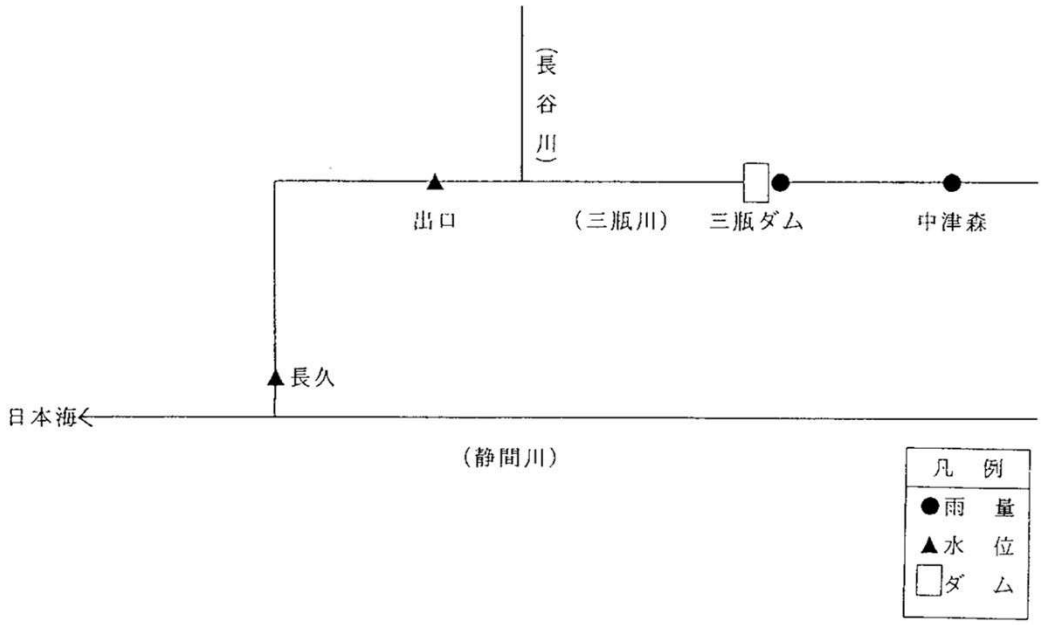

Ｆ－２図(１８)　三瓶ダムテレメーター回線系統図（島根県）

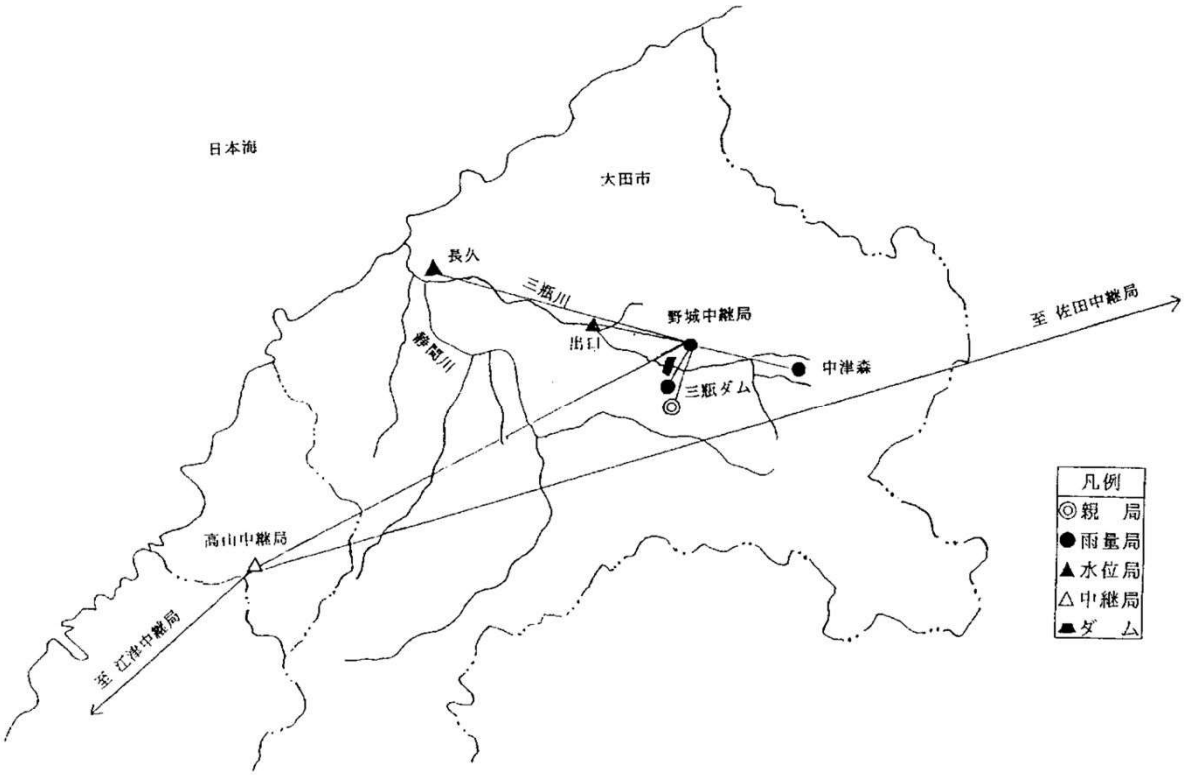

Ｇ－１図(１９)　大原川水系流域観測地点（島根県農地テレメーター）

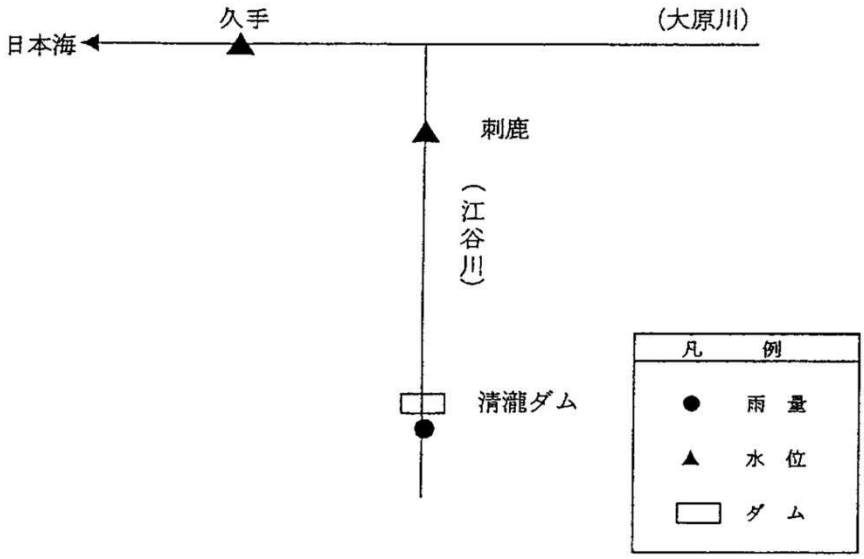

Ｇ－２図(２０)　大原川水系テレメーター回線系統図（島根県農地）

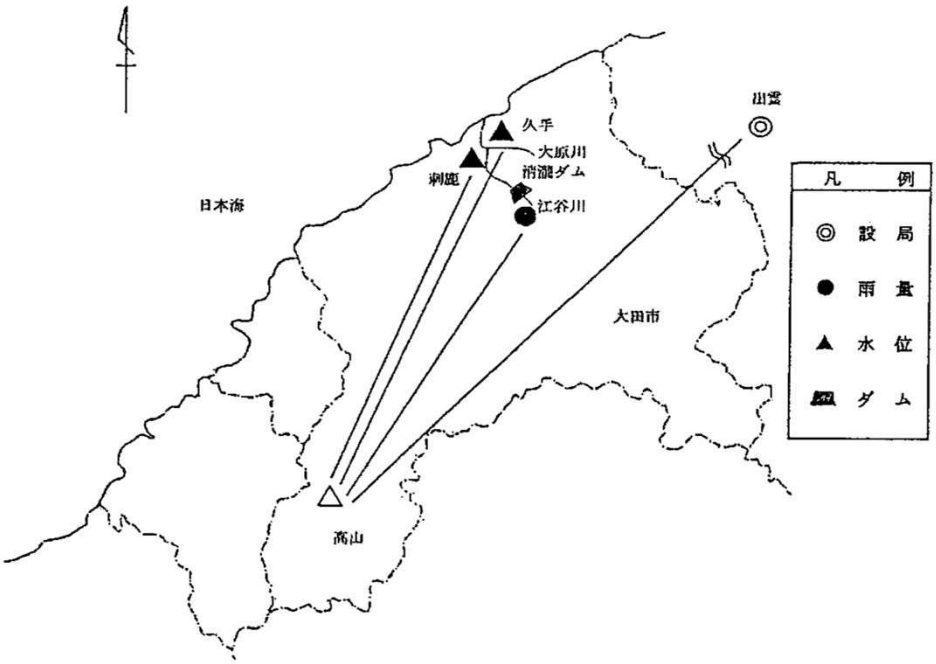

Ｈ－１図(２１)　八戸ダム流域観測地点（島根県テレメーター）

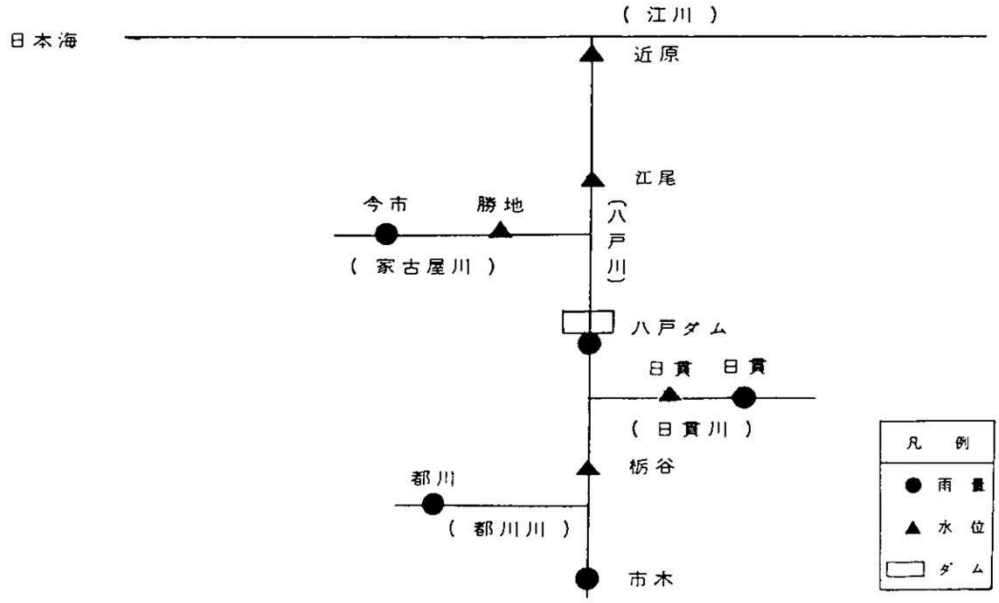

Ｈ－２図(２２)　八戸ダムテレメーター回線系統図（島根県）

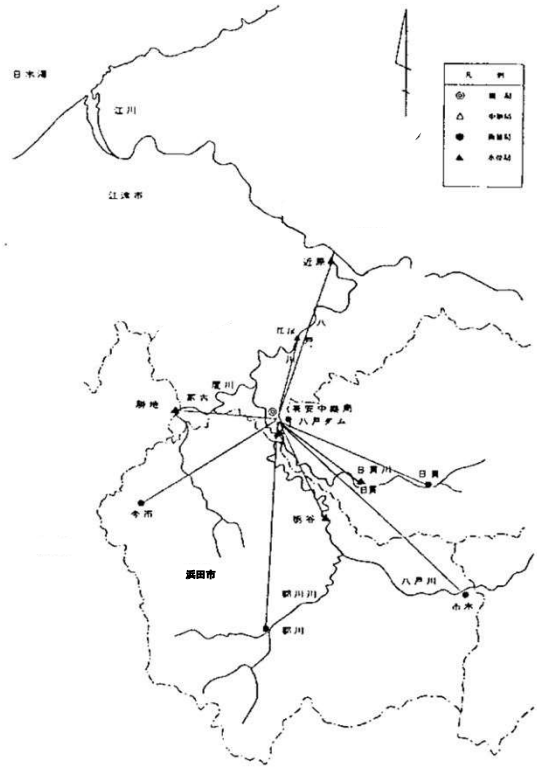

Ｉ－１図(２３)　第二浜田ダム流域観測地点（島根県テレメーター）

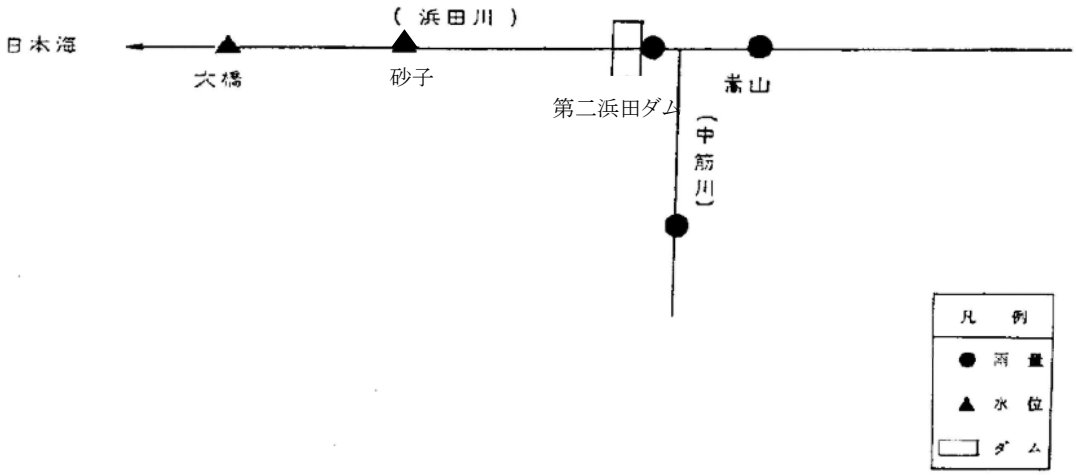

Ｉ－２図(２４)　第二浜田ダムテレメーター回線系統図（島根県）

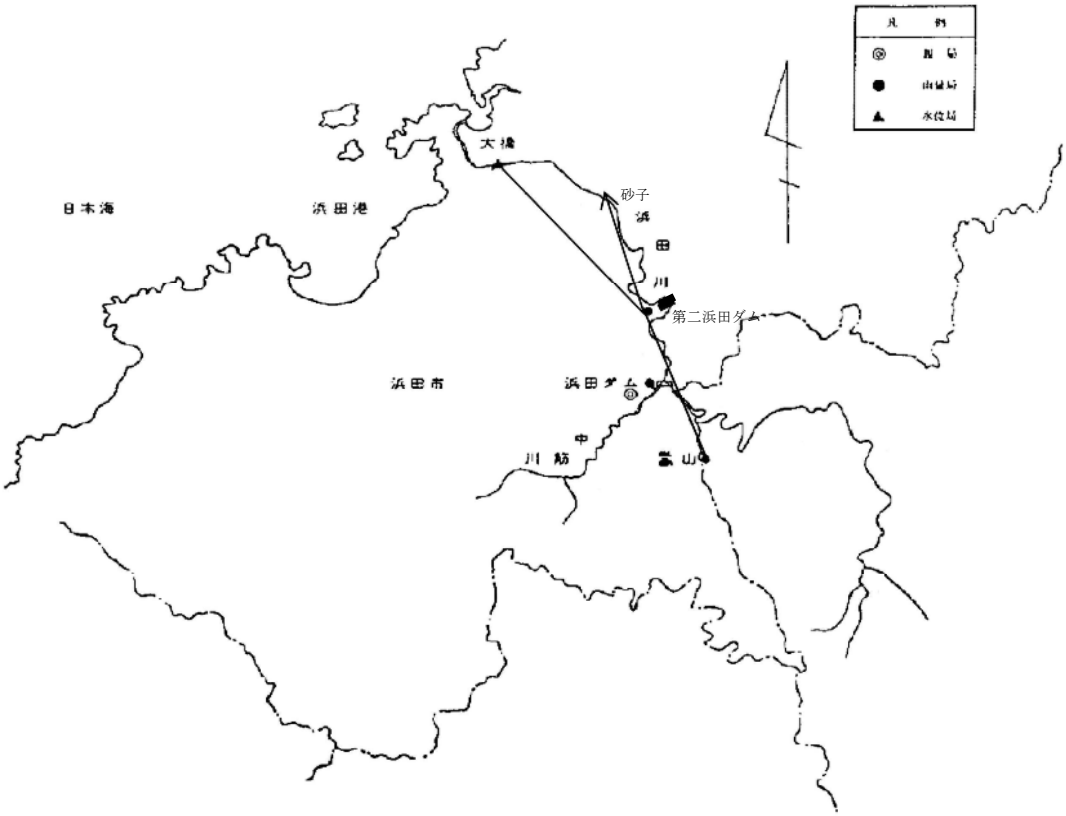

Ｊ－１図(25)　大長見ダム流域観測地点（島根県テレメーター）

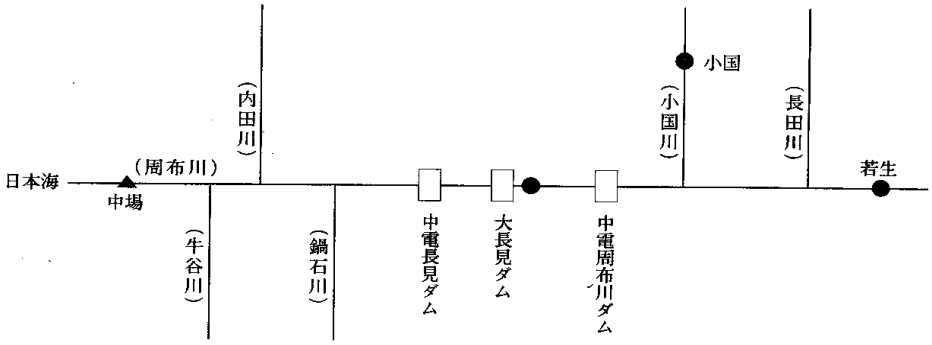

Ｊ－２図(26)　大長見ダムテレメーター回線系統図（島根県）

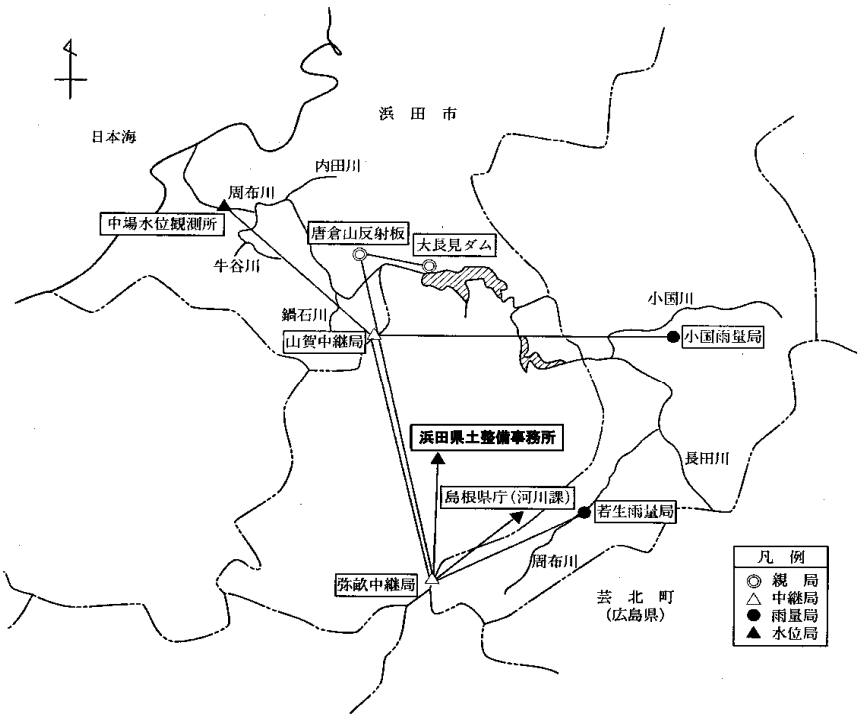

Ｋ－１図(２７)　御部ダム流域観測地点（島根県テレメーター）

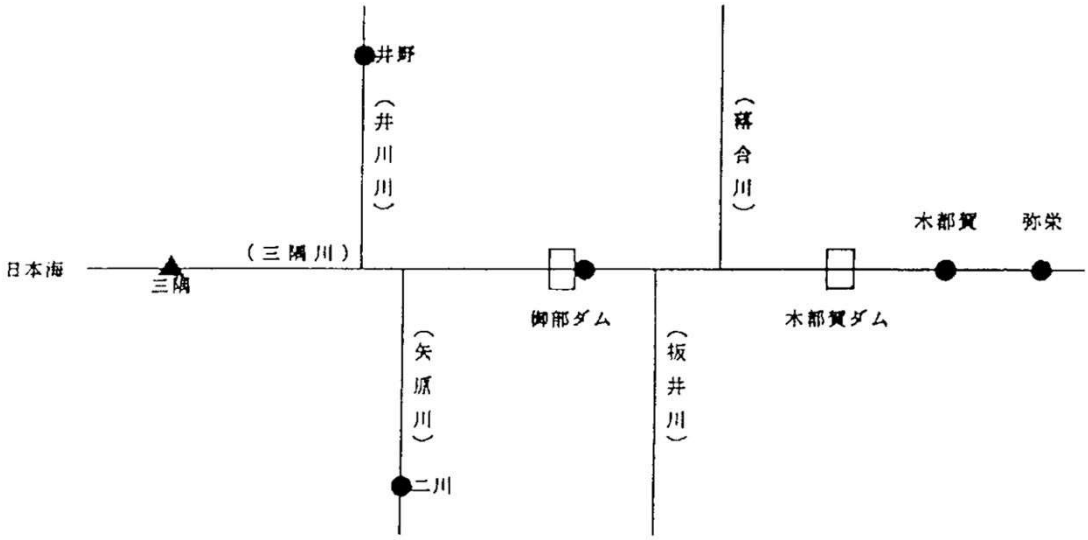

Ｋ－２図(２８)　御部ダムテレメーター回線系統図（島根県）

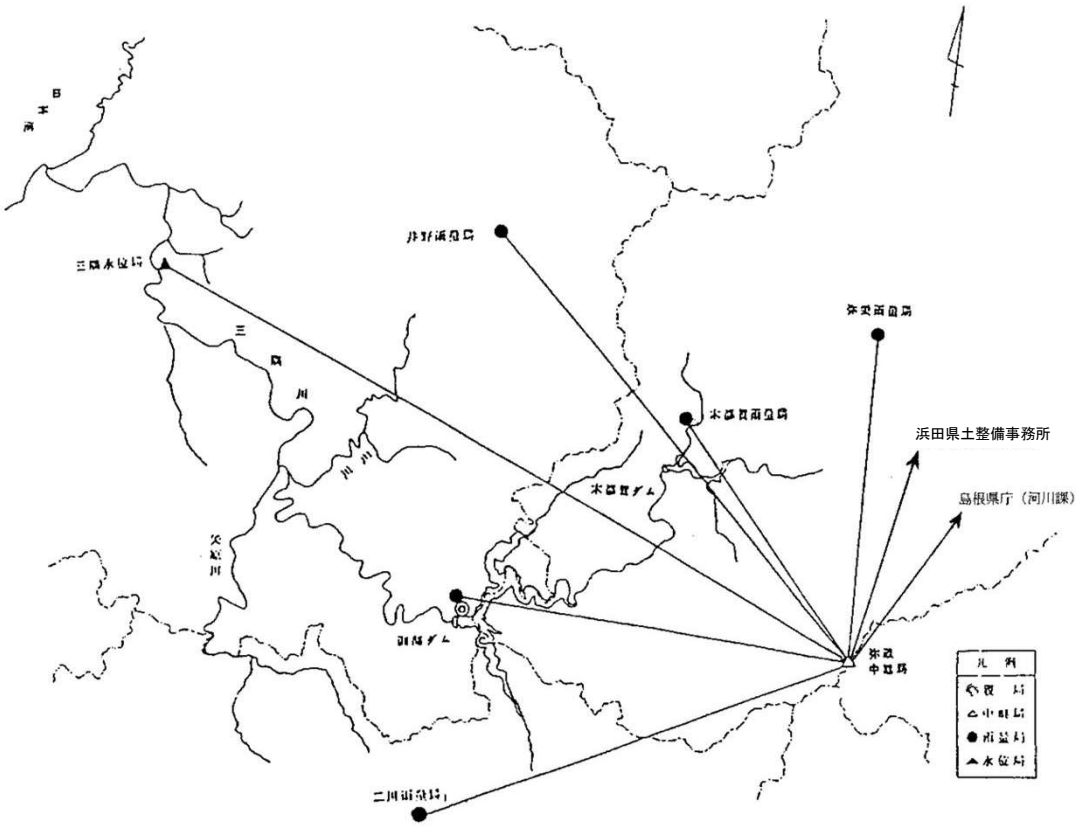

Ｌ－１図（２９）益田川水系流域観測地点（島根県）

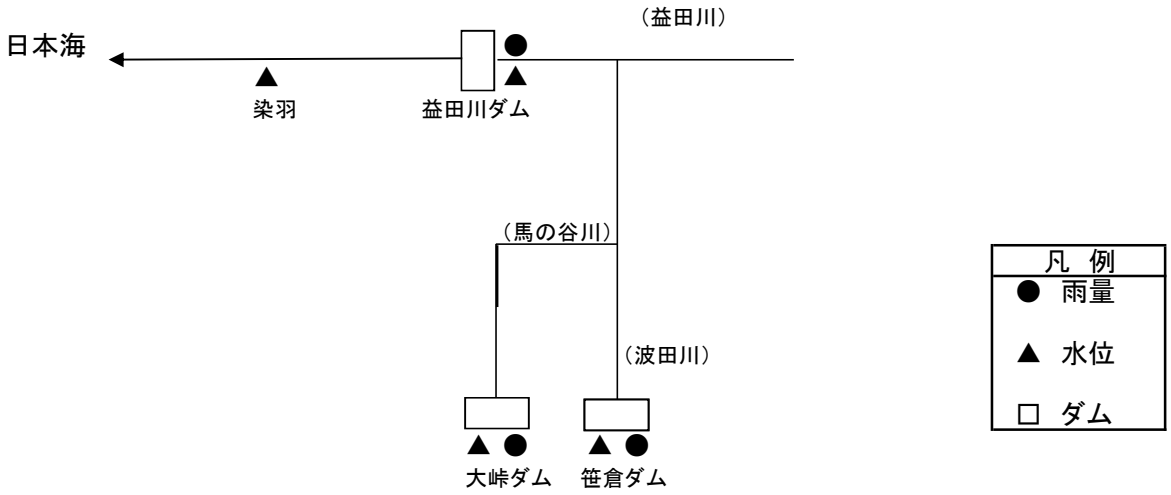

Ｌ－２図（３０）益田川水系光ケーブル及びテレメーター回線系統図（島根県）

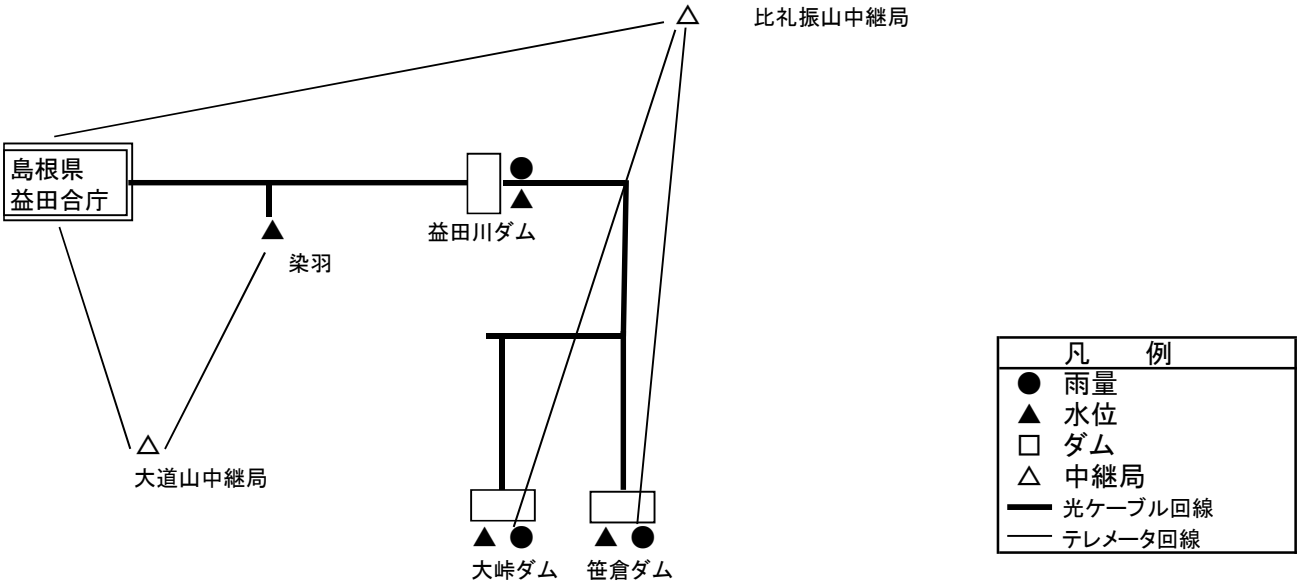

Ｍ－１図（３１）　益田川水系流域観測地点（島根県農地テレメーター）

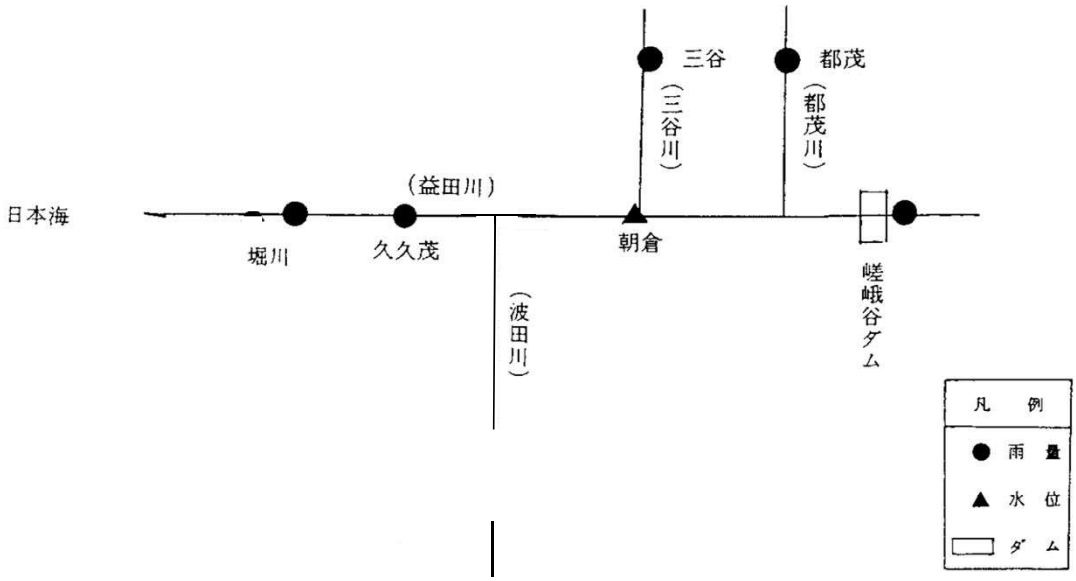

Ｍ－２図（３２）　益田川水系テレメーター回線系統図（島根県農地）

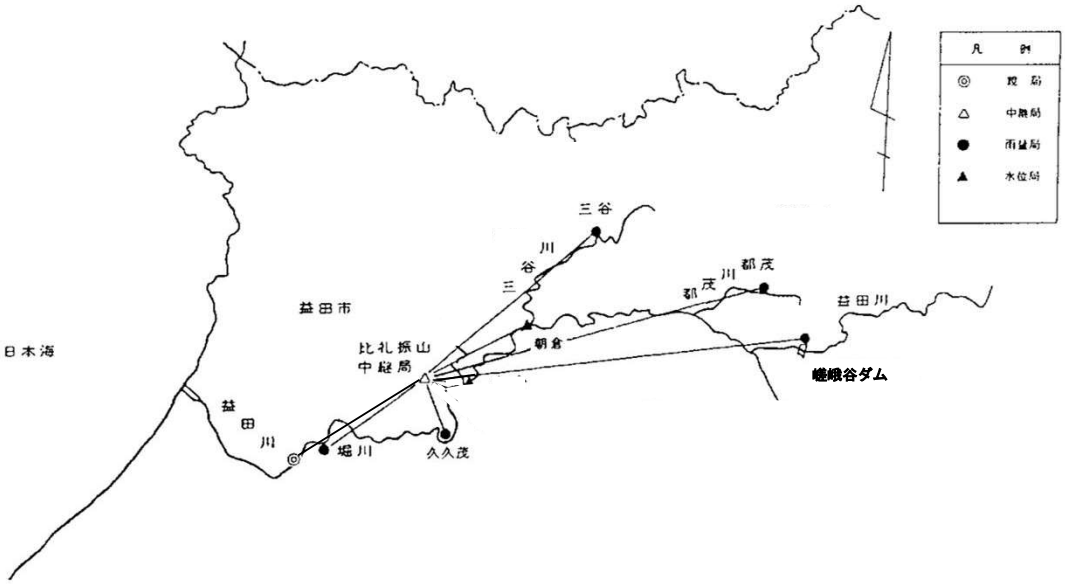

Ｎ－１図（３３）　津田川水系流域観測地点（島根県農地テレメーター）

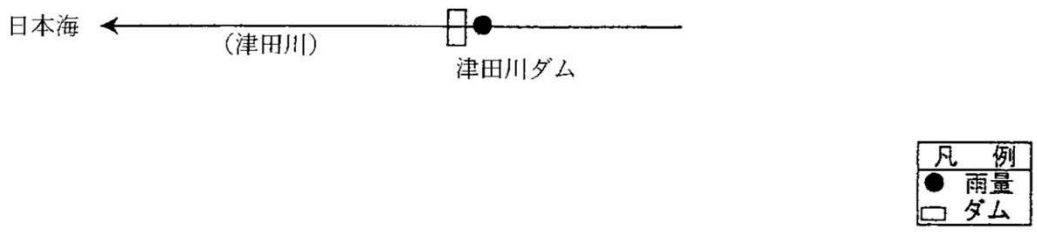

Ｎ－２図（３４）　津田川水系テレメーター回線系統図（島根県農地）

Ｏ－１図(３５)　美田ダム流域観測地点（島根県テレメーター）

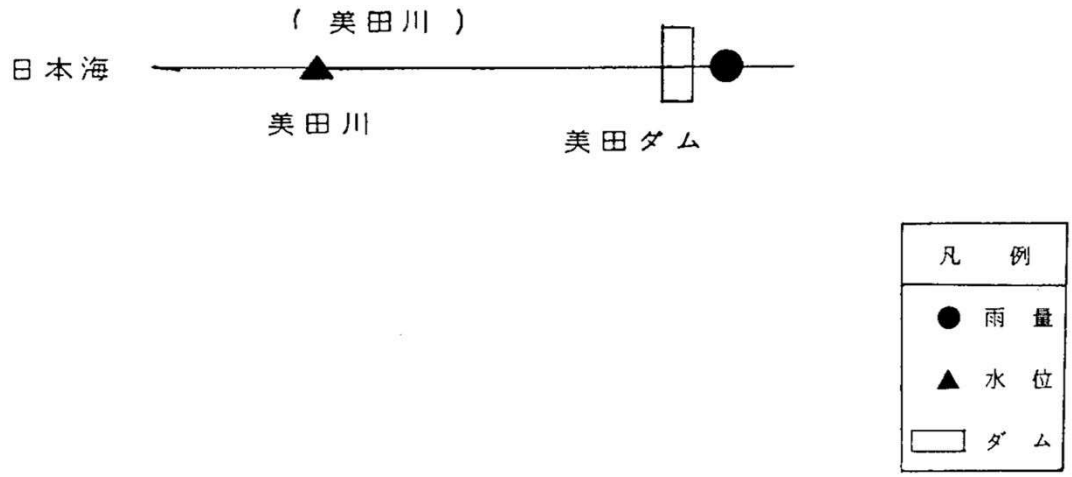

Ｏ－２図(３６)　美田ダムテレメーター回線系統図（島根県）

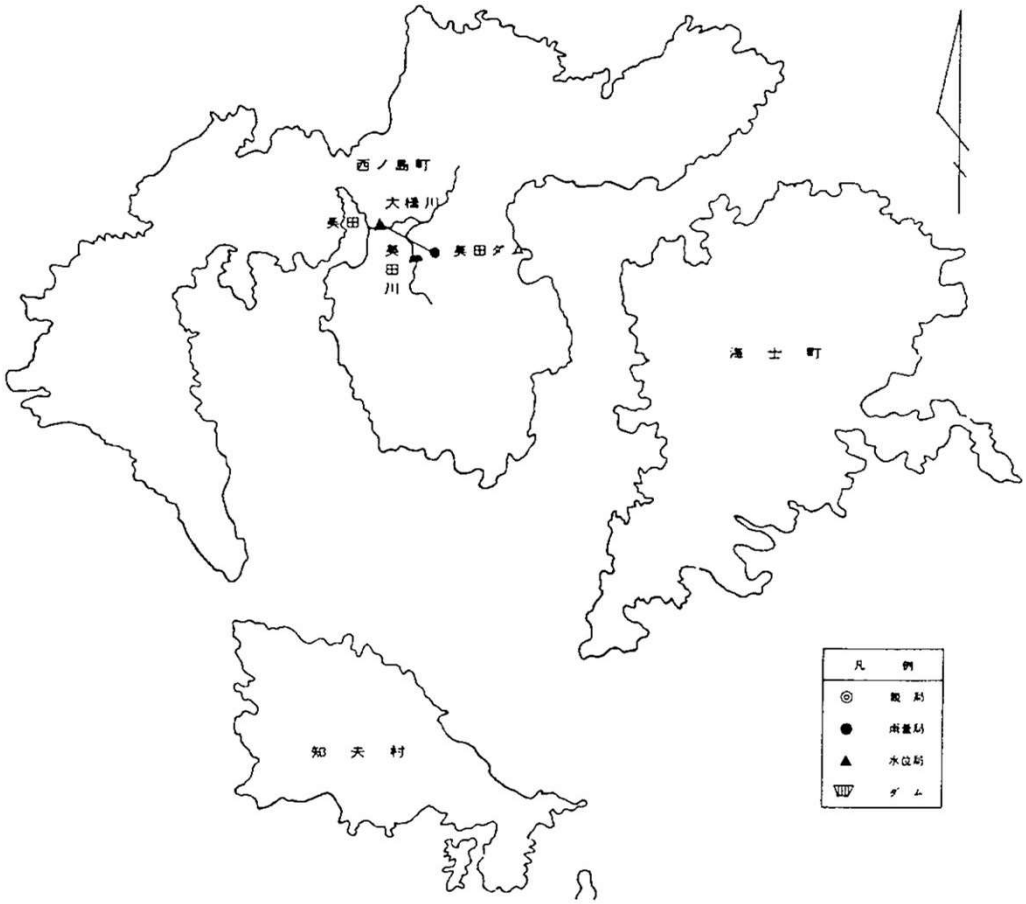

Ｐ－１図(３７)　銚子ダム流域観測地点（島根県テレメーター）

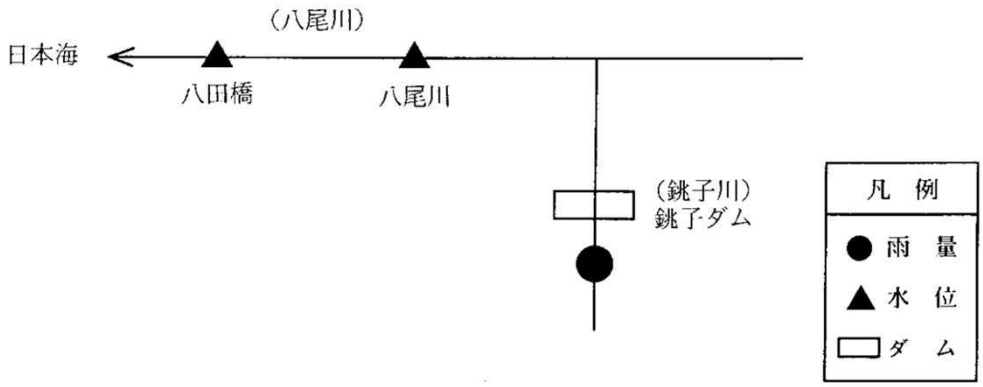

Ｐ－２図(３８)　銚子ダムテレメーター回線系統図（島根県）

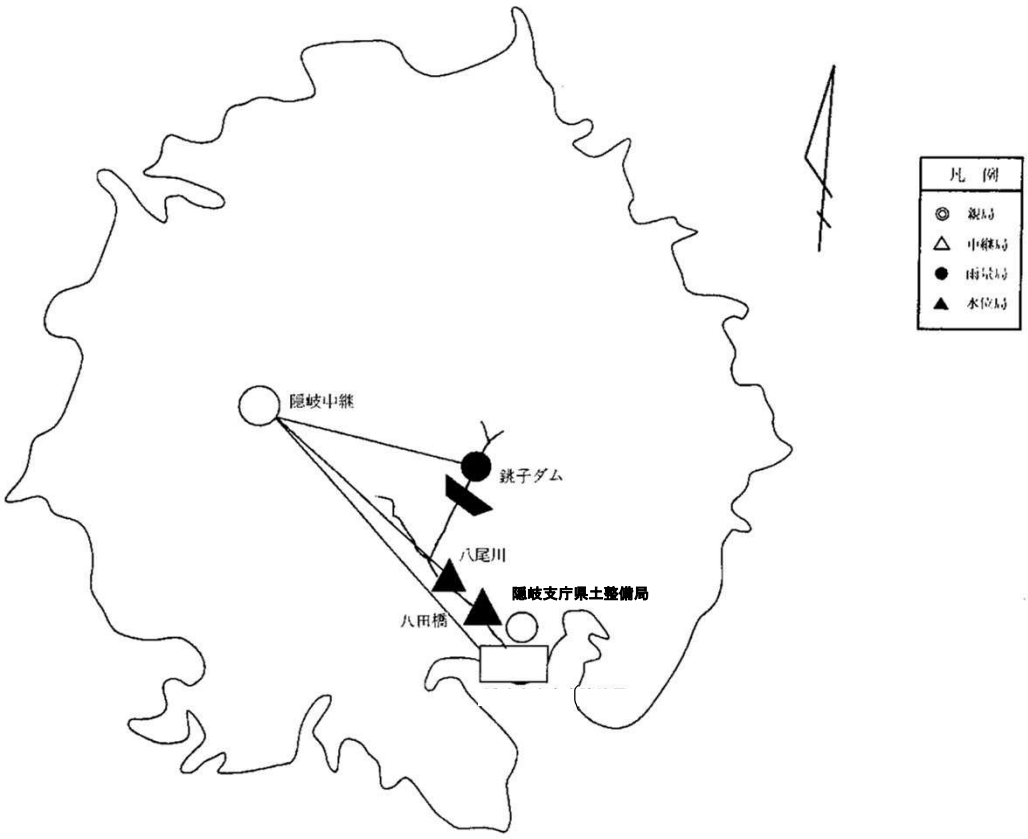

島根県

（３９）気象等警報・注意報の発表区域図

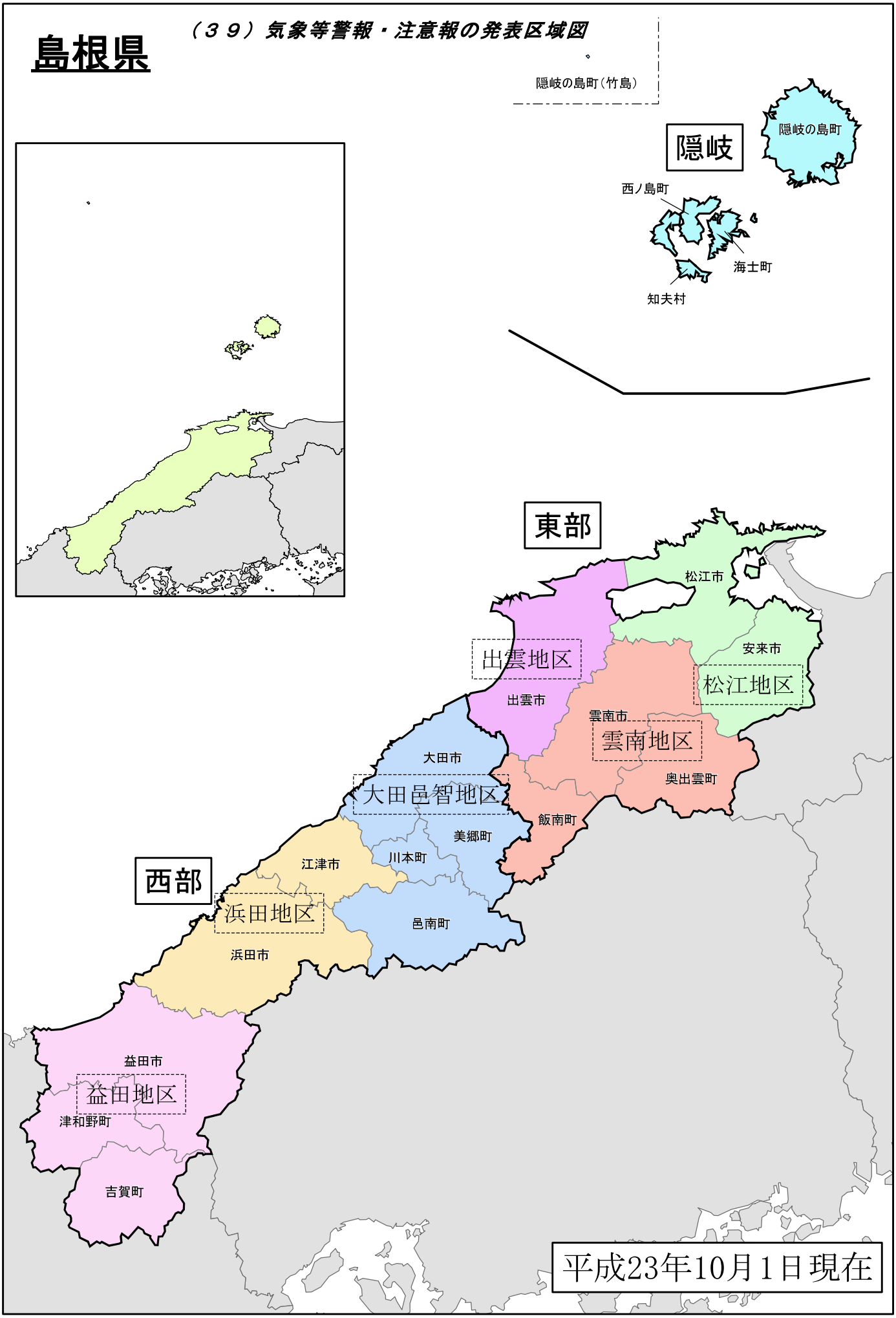

(40) 島根県水防情報システム雨量・水位観測所位置図

島根県水防情報システム雨量・水位観測所

	種別	所管	観測所数
●	雨量観測所	国土交通省	46
		島根県	172
		合計	218
▲	水位観測所	国土交通省	42
		島根県	98
		合計	140

注）令和3年4月1日現在

（４１）島根県管理河川監視カメラ一覧表

水防支部（地区名）	河川名	観測所名	所在地		近接水位計	観測者名	電話番号	種別
			市町村	大字等				
松江	比津川	春日（かすが）	松江市	黒田町	－	松江県土整備事務所	0852-32-5720	CCTV
	〃	お茶屋橋（ちゃやばし）	〃	〃	比津水門上流	〃	〃	〃
	四十間堀川	堀川遊覧船（ほりかわゆうらんせん）乗り場（のばし）	〃	〃	－	〃	〃	〃
	北田川	北田川水門（きたがわすいもん）	〃	学園南１丁目	北田水門上流	〃	〃	〃
	京橋川	京橋川水位観測所（きょうばしがわすいいかんそくしょ）	〃	〃	京橋川	〃	〃	〃
	佐陀川	鹿島（かしま）	〃	鹿島町佐陀本郷	鹿島	〃	〃	〃
	意宇川	神納橋（かんのうばし）	〃	八雲町日吉	神納橋	〃	〃	〃
	〃	出雲郷（あだかえ）	〃	東出雲町出雲郷	出雲郷	〃	〃	〃
松江（広瀬）	飯梨川	大渡（おおわたり）	〃	広瀬町広瀬	大渡	松江県土整備事務所（広瀬）	0854-32-4134	〃
	〃	矢田（やだ）	〃	矢田町	矢田	〃	〃	〃
	伯太川	弘鶴橋（こうかくばし）	〃	広瀬町布部	弘鶴橋	〃	〃	〃
	〃	安来大橋（やすぎおおはし）	安来市	飯島町	安来大橋	〃	〃	〃
雲南	三谷川	三谷川（みたにがわ）排水樋門（はいすいひもん）	雲南市	三刀屋町三刀屋	－	雲南県土整備事務所	0854-42-9587	〃
	三刀屋川	坂山橋（さかやまばし）	〃	〃	坂山橋	〃	〃	〃
	〃	三刀屋橋（みとやばし）	〃	三刀屋町三刀屋	－	〃	〃	〃
	〃	掛合大橋（かけやおおはし）	〃	掛合町掛合	掛合大橋	〃	〃	〃
	神戸川	松崎橋（まつざきばし）	飯石郡	飯南町野萱	－	〃	〃	〃
	赤川	町上（まちがみ）	雲南市	加茂町加茂中	町上	〃	〃	〃
	久野川	日の出橋（ひのでばし）	雲南市	木次町東日登	日の出橋	〃	〃	〃
	斐伊川	日登（ひのぼり）	雲南市	木次町日登	日登	〃	〃	〃
雲南（仁多）	斐伊川	横田新大橋（よこたしんおおはし）	仁多郡	横田町横田	横田新大橋	雲南県土整備事務所（仁多）	0854-54-1251	〃
出雲	湯谷川	本田橋（ほんでんばし）	〃	平田町本田	－	出雲県土整備事務所	0853-30-5615	〃
	平田船川	徳雲寺橋（とくうんじばし）	〃	平田町西郷町	－	〃	〃	〃
	新内藤川	東浜橋（ひがしはまばし）	〃	松寄下町	新内藤川	〃	〃	〃
	神戸川	仁江（にえ）	〃	佐田町一窪田	仁江	〃	〃	〃
	〃	佐田（さだ）	〃	佐田町反辺	佐田	〃	〃	〃
	〃	木村橋（きむらばし）	〃	所原町木村	木村橋	〃	〃	〃
	〃	所原（とこねばら）	出雲市	所原町	－	〃	〃	〃
	堀川	流下橋（ながれたばし）	〃	大社町修理免	流下橋	〃	〃	〃
県央	出羽川	からすぎ橋（ばし）	邑智郡	邑南町三日市	淀田橋	県央県土整備事務所	0855-72-9616	〃
県央（大田）	静間川	川合橋（かわいばし）	大田市	川合町	川合橋	県央県土整備事務所（大田）	0854-84-9748	〃
	〃	八日市橋（ようかいちばし）	〃	静間町	八日市橋	〃	〃	〃
	三瓶川	神田橋（かんだばし）	〃	大田町	神田橋	〃	〃	〃

※詳細設置位置は島根県水防情報システムで公開

水防支部（地区名）	河川名	観測所名	所在地		近接水位計	観測者名	電話番号	種別
			市町村	大字等				
浜田	浜田川	なかしばばし 中芝橋	浜田市	朝日町	中芝橋	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	CCTV
	〃	はまだおおはし 浜田大橋	〃	殿町	浜田大橋	〃	〃	〃
	周布川	なかば 中場	〃	穂出町	中場	〃	〃	〃
	下府川	ふちゅうばし 府中橋	〃	上府町	府中橋	〃	〃	〃
	三隅川	みすみ 三隅	〃	三隅町三隅	三隅	〃	〃	〃
	都治川	つち 都治	江津市	都治町	都治	〃	〃	〃
	八戸川	ながおばし 長尾橋	〃	桜江町今田	－	〃	〃	〃
	〃	えのお 江尾	〃	桜江町市山	江尾	〃	〃	〃
	敬川	うやがわばし 敬川橋	〃	敬川町	敬川橋	〃	〃	〃
益田	益田川	そめば 染羽	益田市	染羽町	染羽	益田県土整備事務所	0856-31-9633	〃
	今市川	いまいちかわひもん 今市川樋門	〃	中吉田町	－	〃	〃	〃
益田（津和野）	津和野川	まちだ 町田	〃	町田	町田	益田県土整備事務所（津和野）	0856-72-0511	〃
	高津川	とおのおばし 塔尾橋	吉賀町	沢田	塔尾橋	〃	〃	〃
	〃	あさひばし 旭橋	津和野町	枕瀬	旭橋	〃	〃	〃
隠岐	八尾川	なかすじ 中条	隠岐の島町	原田	中条	隠岐支庁	08512-2-9734	〃

※詳細設置位置は島根県水防情報システムで公開

（４２）島根県水防協議会役員名簿

（令和４年３月　日現在）

会　　長	島根県知事	丸　山　達　也
委　　員	島根県議会建設環境委員会委員長	角　　智　子
〃	国土交通省中国地方整備局河川部長	高　橋　政　則
〃	松江地方気象台長	吉　松　和　義
〃	陸上自衛隊出雲駐屯地第 13 偵察隊長	中　津　政　文
〃	島根県市長会長	久保田　章　市
〃	島根県町村会長	下　森　博　之
〃	ＮＨＫ松江放送局長	吉　光　賢　之
〃	山陰中央新報社取締役	宇　畑　　学
〃	西日本旅客鉄道㈱米子支社執行役員米子支社長	佐　伯　祥　一
〃	西日本電信電話㈱島根支店長	長　江　　恵
〃	中国電力㈱島根支社支社長	天　野　浩　一
〃	島根県消防協会会長	松　浦　嘉　昭
〃	有識者	かわべ　まゆみ
〃	有識者	足　立　須和子
〃	有識者	山　口　洋　枝
〃	有識者	伊　藤　智　子
〃	有識者	大　橋　美津子
〃	有識者	上潟口　琴　代
〃	有識者	高　島　尊　子
〃	有識者	徳　若　光　代
〃	有識者	矢　田　栄　子
〃	有識者	櫻　井　郁　子
〃	有識者	和　田　登志子
〃	島根県警察本部長	池　田　　宏
〃	島根県土木部長	井　田　悦　男
幹　　事	国土交通省出雲河川事務所防災情報課長	室　谷　圭　荘
〃	国土交通省浜田河川国道事務所建設専門官	栂　野　秀　明
〃	松江地方気象台防災管理官	川　田　　保
〃	陸上自衛隊出雲駐屯地第 13 偵察隊情報幹部	安　藤　由　拓
〃	西日本旅客鉄道㈱米子支社施設課土木担当課長	荒　川　勝　也
〃	中国電力㈱島根支社マネージャー（総務・資材グループ）	河　野　淳　浩
〃	島根県警察本部警備部警備課長	中　尾　節　也
〃	島根県防災部防災危機管理課長	桐　田　和　幸
〃	島根県農林水産部農地整備課長	竹　中　一　行
〃	島根県土木部道路維持課長	渡　部　文　明
〃	島根県土木部港湾空港課長	石　飛　重　義
〃	島根県土木部砂防課長	木　佐　元　則
〃	島根県企業局施設課長	佐　藤　信　明
〃	島根県土木部河川課長	杉　谷　博　之